

財務省財務局七十年史

令和元年6月

大臣官房地方課

財務局は、昭和 24 年 6 月 1 日に発足し、令和元年 6 月で 70 周年を迎えました。

本誌は、70 周年を記念に発刊したものであり、令和元年 6 月時点の情報を基に記載しております。

財務局発足 70 周年に当たり

財務局発足 70 周年に当たり、一言挨拶申し上げます。

財務局は昭和 24 年 6 月 1 日に大蔵省の総合出先機関として発足しました。

財務局発足当時は、戦争により我が国の国土は荒廃し、経済も疲弊しており、国民生活も大変厳しい状況にありました。その後も、我が国は戦後 70 年余の間に様々な試練や課題に直面してまいりましたが、財務局では発足当時から現在に至るまで、各々の時代の要請の中で地域とつながり、地域経済エコシステムの形成に貢献することで、地域を財務省・金融庁へとつなぐ結節点として、積極的に財務行政に取り組んできたところであります。

また、財務局では、従来の財務行政のみならず、財政、金融、国有財産、経済調査等の業務を通じて、地域の企業・金融機関や地方公共団体等が行う地方創生を支援してまいりました。

今後とも一人一人が財務省の職員であるという自覚と誇りを持って地域の各主体と連携し、地域の強みを最大限引き出すことができるような取組や、地域の方々に向けた情報発信に努めていただきたいと思います。

令和への時代の幕開けとともに、より国民の役に立つ財務局の新たな歴史が築かれることを期待します。

併せて職員諸君の一層の活躍と健康を祈念し、挨拶いたします。

令和元年 6 月

財 務 大 臣

麻生太郎



第 1 章 総 論

第 1 節 総説	1
1. 財務局の歴史	2
2. 財務局の役割	4
3. むすび	7
第 2 節 機構及び定員	8
1. 機構	9
(1) 概要	
(2) 最近の機構の整備状況	
(3) 新規業務	
2. 定員	11
(1) 概要	
(2) 最近までの変遷	
(3) 定員合理化計画	
第 3 節 職員の構成	16
1. 職員の年齢構成	17
2. 再任用職員の状況	17
3. 財務専門官試験の創設	18
第 4 節 職員の教育訓練	19
1. 概要	20
(1) 基本的な考え方	
(2) 研修体系の整備	
2. 機構・定員及び研修関係予算	25
(1) 機構・定員	
(2) 研修関係予算	

（３）研修施設	
第 5 節 予算	28
国の予算と財務局予算の推移	29
（１）概説	
（２）平成22年度以降の状況	
第 6 節 広報	47
1. 財務局広報の基本的な考え方	48
2. 社会保障・税一体改革広報活動	48
3. その他の広報活動	49
4. 意見交換、講演会等	49
5. 多重債務相談窓口	51
6. 財務局ホームページ	51
第 7 節 職員の団体	52
1. 組織の概要	53
2. 活動の歴史	53
第 8 節 地域連携の取組	55
1. 財務局における地域連携の取組の推進	56
2. 地方創生と地域連携	56
3. 体制整備等	57
（１）財務局における地域連携推進体制	
（２）地方創生コンシェルジュ制度	
4. 地域連携・地方創生支援の取組	57
（１）職員の意識醸成	
（２）プラットフォームの構築	
（３）地域の各主体との連携強化	
（４）若手職員の活躍	
（５）情報の発信	

第 9 節 事務の効率化・情報公開制度等	64
1. 財務局提案制度等	65
(1) 財務局提案制度	
(2) 表彰制度	
(3) 事務考査	
2. 財務局の行政情報化	66
(1) 行政情報化システムについて	
(2) 行政情報化システムの現状	
3. 公文書管理	67
第 10 節 経済調査事務	69
1. 地方経済に関する調査	70
2. 法人企業統計調査	70
(1) 調査方法の改正	
(2) 調査の概要	
3. 法人企業景気予測調査	73
(1) 調査方法の改正	
(2) 調査の概要	
第 11 節 国際会議設営への参画	75
1. 第67回IMF・世界銀行年次総会特別イベント 「防災と開発に関する仙台会合」 (平成24年10月開催、東北財務局)	76
2. アジア開発銀行横浜総会 (平成29年5月開催、関東財務局)	77
3. G 7 仙台財務大臣・中央銀行総裁会議 (平成28年5月開催、東北財務局)	79
4. A P E C 財務大臣会合 (平成22年11月開催、近畿財務局)	81

第 2 章 理財編

第 1 節 主計事務	83
1. 概要	84
2. 予算執行調査	84
3. 支出負担行為の実施計画承認に関する事前調査事務	98
4. 災害査定立会業務等	99
(1) 災害復旧制度	
(2) 災害復旧事業費査定立会制度等	
(3) 最近10年間の主な出来事	
5. 繰越承認事務	108
6. 共済組合監査事務	111
7. 会計法令遵守等の取組みの推進	111
第 2 節 理財事務	112
1. 有価証券届出書等の審査	113
(1) 概要	
(2) 発行開示に係る動向	
(3) 継続開示に係る動向	
(4) その他の事項の動向	
2. たばこ小売販売業の許可等事務	122
(1) インターネット等通信販売への対応	
(2) 自然災害の被災（東日本大震災等、平成 28 年熊本地震、平成30年 7月豪雨）に伴う対応	
(3) 消費税価格転嫁等対策	
(4) 申請手続等の見直し（申請書等の添付書類の原本還付対応）	
(5) 望まない受動喫煙防止への対応	
3. 外国為替及び外国貿易法に関する業務	124
(1) 法令改正	

(2) 検査手法の見直し	
(3) 検査指針（外為検査ガイドライン）の制定	
4. 公認会計士試験に関する業務	126
(1) 受験者拡大に向けての取組み	
(2) 市場化テストの実施	
5. 政策金融に関する業務	128
(1) 政策金融改革の趣旨と経緯	
(2) (株)日本政策金融公庫の役割	
(3) 危機対応業務	
(4) 指定金融機関の指定及び監督に係る事務の地方支分部局への委任等	
第3節 証券事務	132
1. 証券動向	133
(1) 債券市場	
(2) 株式市場	
2. 金融商品取引所の振興	136
3. 証券監督行政	137
(1) 「貯蓄から資産形成」に向けた取組み	
(2) 金融 A D R 制度の導入	
(3) 金融商品取引法の改正による規制の強化と緩和	
(4) 金融当局・金融行政運営の改革	
第4節 金融事務	157
1. 最近10年間の金融動向	158
(1) 金融システムの安定化・高度化に向けての取組み等	
(2) 利用者保護・利用者利便の向上への取組み	
(3) その他のトピックス	
2. 財務局関係の金融機関	182
(1) 地域銀行（地方銀行、第二地方銀行）	
(2) 協同組織金融機関（信用金庫）	
(3) 協同組織金融機関（信用組合）	
(4) 信託業・信託契約代理業	
(5) 銀行代理業	
(6) 労働金庫	
(7) 信用保証協会	
(8) 保険会社	

(9) 少額短期保険業者	
(10) 保険仲立人	
(11) 貸金業者及び貸金業協会	
(12) 前払式支払手段発行者	
(13) 資金移動業者	
(14) 不動産特定共同事業者	
3. 金融機関等に対する検査	192
(1) 検査に関する主な制度的枠組みの変遷	
(2) 検査における検証重点事項等の移り変わり	
4. その他	195
(1) 金融経済教育	
(2) 相談等への対応	
第5節 融資事務	198
1. 概要	199
2. 財政投融资制度の動向（最近10年間を中心に）	200
3. 地方債協議制度の変遷	204
(1) 地方債協議制度の概要	
(2) 協議における事務手続の流れ	
(3) 地方債事前届出制度の導入	
4. 財政融資資金地方資金の運用	209
(1) 地方資金の貸付実績	
(2) 貸付金利	
(3) 財務状況把握の充実・活用	
(4) 融資審査の厳格化	
(5) 地方向け財政融資資金の繰上償還	
5. 資金管理	215
(1) 管理事務	
(2) 財政融資資金電算機処理システム	
6. 貸付先実地監査	217

第 3 章 管財編

第 1 節 総説	219
1. 国有財産を巡る動き	220
2. 災害発生時における国有財産の提供	222
3. 国有財産の電算処理	224
第 2 節 総括事務	226
1. はじめに	227
2. 庁舎行政の総合調整（行政財産の有効活用の推進）	227
（1）庁舎等の使用調整	
（2）庁舎等の取得等に係る調整	
3. 特別会計所属普通財産の事務委任	228
4. 独立行政法人の不要資産	228
5. 国公有財産の最適利用	228
6. 特々会計の一般会計化	229
第 3 節 国家公務員宿舎事務	230
1. 国家公務員宿舎制度	231
2. 事務処理体制について	231
3. 国家公務員宿舎に係る平成21年以降の主な動き	231
（1）国家公務員宿舎削減計画	
（2）国家公務員宿舎使用料の引上げ	
（3）社会福祉分野への活用及び災害への対応	
4. 国家公務員宿舎の戸数推移等	234
（1）宿舎分類	
（2）戸数推移	

5. 国家公務員宿舎に関する今後の対応について	235
第4節 普通財産事務	236
1. 新成長戦略における国有財産の有効活用	237
(1) 新成長戦略における未利用国有地等の活用	
(2) 新成長戦略と国有財産行政の新展開	
2. 新成長戦略策定後の国有財産行政	237
(1) 未利用国有地等の管理処分方針	
(2) 社会福祉施設等の整備を目的とした 地方公共団体等に対する定期借地権の設定	
(3) 介護施設整備に係る国有地の有効活用	
3. 宿舎削減計画に伴う廃止宿舎の計画的かつ 確実な売却等の実施	251
4. 国庫帰属及び所有者不明土地問題	252
(1) 引き取り手のない不動産への対応	
(2) 政府における対応	
5. 輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社の株式売却	253
(1) 輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社の設立	
(2) 株式売却の実施	
(3) 売却結果	
6. 誤信使用財産の処理促進	255
7. 公共随契を中心とする 国有財産の管理処分手続き等の見直し	257
(1) 背景	
(2) 見直しの方向性	
(3) 管理処分手続きの明確化	
第5節 徴収・訟務事務	258
1. 徴収事務	259
(1) 電子計算機による事務処理（歳入金）	
(2) 電子計算機による事務処理（保管金）	
(3) 入札保証金に係る銀行振込方式の実施	
(4) 契約保証金に係る銀行振込方式の導入	
(5) 収納未済債権の処理	
(6) 口座振替制度の導入	

2. 訟務事務 (収納未済債権の法的措置に係る処理体制の強化)	260
第 6 節 監査事務	262
1. 監査制度	263
2. 監査業務の変遷	263
第 7 節 鑑定評価事務	266
1. 評価の基本原則	267
2. 「国有財産評価基準」通達の変遷	267
(1) 平成21年5月までの変遷	
(2) 平成23年度改正の概要	
(3) 平成25年度改正の概要	
(4) 平成30年度改正の概要	
3. 現行の「国有財産評価基準」通達の内容	269
(1) 評定価格の求め方	
(2) 審査の方法	
(3) 評価の特例	
(4) 評価替	

第 4 章 証券取引等監視編

証券取引等監視事務	270
1. 証券取引等監視委員会の組織及び事務概要	271
(1) 証券取引等監視委員会の組織	
(2) 証券取引等監視委員会の事務概要	
2. 財務局等における証券取引等監視事務	276
(1) 事務概要等	
(2) 事務の実施状況	

第 5 章 資料編

1. 最近 10 年の動き	288
2. 歴代財務局幹部職員名簿	294
・ 北海道財務局	295
・ 東北財務局	303
・ 関東財務局	310
・ 北陸財務局	327
・ 東海財務局	333
・ 近畿財務局	342
・ 中国財務局	353
・ 四国財務局	361
・ 九州財務局	367
・ 福岡財務支局	373
・ 沖縄総合事務局	380

第 1 章 総 論

< 第 1 節 総説 >

1. 財務局の歴史
2. 財務局の役割
3. むすび

昭和24年6月1日、大蔵省設置法施行により大蔵省の総合出先機関として財務部が発足してから70周年を迎えた。

本誌では、この10年間の業務を中心に記述することとしているが、財務局は、国（財務省）の出先機関として財政・金融政策の執行に携わると同時に、中央の諸施策を地域に浸透させ、また、地域の要望や意見などを中央に伝える役割を担ってきており、改めて財務局発足の経緯や財務局の役割について整理した。

1. 財務局の歴史

地方における財務行政の一部は、明治29年に大蔵省の地方出先機関として設置された税務管理局（明治35年に税務監督局となる）とその下部組織の税務署が行っていた。

税務監督局・税務署は、内国税に関する事務を行っていたところであるが、大正11年の国有財産法施行にともない、雑種財産の管理処分が税務監督局と税務署へ委任され、これが大蔵省の地方支分部局における国有財産行政の第一歩となった。

昭和に入り、国有財産行政に加え、財政投融资の前身である預金部の業務が加わった。

すなわち、低利資金を市町村に提供するため、預金部資金の市町村への直接貸付が実施されることとなり、昭和7年に預金部の地方支部として預金支部（昭和12年に預金支局に改称）、税務署の建物の中に預金支部の出張所が設置され、この支部及び出張所が市町村に対する資金の貸付を担当した。

やがて戦時下において金融統制の進む中、貸し手である金融機関の統制だけでなく、借り手である会社側の統制も必要であるということから、昭和15年に会社経理統制令が定められ、会社の利益配当、積立金、役職員の給与が大蔵大臣の許・認可を要することとなった。この事務の執行機関として税務監督局の中に会社経理部が設置され、税務監督局の下部機関として税務署もこの事務を担当することとなった。

その後、昭和16年に税務監督局を廃止（税務署は維持）のうえ、大蔵省の総合出先機関として財務局を設置し、預金部資金の運用、会社経理統制、国有財産管理を担当する財務局出張所が新たに設置されることとなった。

昭和20年5月には本省に金融局が設置され、これにあわせて財務局の所管事務も改正され、金融機関の検査・監督業務が財務局の所管事務に加えられた。

終戦後、旧陸海軍所属の膨大な国有財産の扱いが問題となり、昭和20年8月22日に「戦争終結に伴う国有財産の処理に関する件」の閣議決定が行われた。この閣議決定を受け、同年9月に本省に臨時国有財産部、財務局に国有財産部が設置され、さらに従来からある出張所に加え旧陸海軍から引き継いだ財産を管理するために管財支所、管財出張所が設置された。

これ以降、いわゆる戦後期においては、旧軍財産の処理が財務局の国有財産行政の重要課題となった。また、昭和21年には財産税が施行され、これに伴う物納財産の管理処分という新たな業務が加わるとともに、「金融緊急措置令」の施行事務、戦時補償打切りに伴う企業再建整備関係事務及び主計局の予算決算事務の一部を新たに分掌することとなった。

このように財務局の事務が充実・強化される中、本省において各県庁所在地に財務局支局を設置することが議論され、昭和21年11月に財務局地方部が設置された（地方部は昭和24年に財務部支部とされ、翌25年に財務部に改称される）。また、税務署に併設されていた出張所の所掌事務は旧軍財産以外の普通財産の管理処分とされた。

上記のように財務局は税を含めた大蔵省の総合的出先機関となっていたが、昭和23年に歳入欠陥を埋めるための租税収入の確保が政府の重点施策として推進され、同年6月に「昭和23年度租税収入確保対策要綱」が閣議決定され、財務局から徴税部門を独立させて地方税務局を設置するという案が固められた。

その後、昭和24年6月1日に大蔵省設置法が施行され、国税局を設置し、財務局の内国税の賦課徴収に関する事務を移管し、財務局はそれ以外の行政を担当することとされ、名称を財務部として大蔵省の総合出先機関である現在の財務局が発足した（翌25年5月から財務部は財務局に昇格し、名称も、国税局との呼称の混乱を避けるため所在都市名から地域名に改められた）。

その後、平成13年1月の省庁再編により、明治2年以来続いた大蔵省は財務省となり、金融再生委員会の改組とともに内閣府の外局として新たに設置された金融庁が金融に関するすべての事務を担うこととされ、地方において行う事務については財務局に委任されることとなった。

また、財務省発足後の財務局においては、地方分権、規制改革など、行政改革を促す大きな流れの中で、財務局の業務内容にも変革が求められることとなった。「地方分権一括法」の施行を受けた地方分権改革の推進により、平成12年に都道府県知事から信用協同組合の検査・監督事務が、17年に法定

外公共物の直接管理が移管された。更に、予算執行調査、地方公共団体の財務状況把握、庁舎の使用調整、外国為替証拠金取引業者の監督、少額短期保険業者の監督などの新規業務を担うこととなった。

特に近年では、特定の財務局の所管地域を越えて業務を展開する事業者（仮想通貨交換業者、高速取引行為者（HFT）、電子決済等代行業者等）が監督対象となるなど、業務量の増加とともに、業務内容もより高度化・専門化している。

また、東日本大震災の教訓、反省を踏まえ、大規模広域災害や原子力災害の対策を強化するため、中央防災会議において決定された「防災基本計画」において、防災に関する諸活動の推進にあたっては、国有財産の有効活用を図ることとされたことを受け、災害応急対策等への備えとして避難場所、避難施設、備蓄など、防災に関する諸活動の推進に配慮することとされた。

主計部門においても、平成23年東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）、平成28年熊本地震、平成30年北海道胆振東部地震など、これら業務を処理するため、主計部門以外の理財部、総務部及び管財部からの応援を含め得て、災害査定立会業務に対応した。

2. 財務局の役割

財務局は、財務省の総合出先機関として、あるいは金融庁の事務委任を受け、実に様々な仕事を所掌している。職員は、各分野の専門家として育成され、その任務、職責を果たしているが、こうした様々な業務を総合し、統一する共通の目標・使命を明確化することにより、財務局のアイデンティティの確立と一体感を醸成することを目的として、平成21年12月に「財務局の使命と求められる職員像」を策定のうえ、22年4月に「財務局のシンボルマーク」を作成した。

また、財務省は、財務本省だけでなく、財務局等があって初めて財務省となるとの認識のもと、中央のネットワークを活かし施策の企画・立案を行うのが本省庁であれば、実際に施策をツールとして地域への貢献を行うのは全国に設置された財務局・財務事務所・出張所であり、総合出先機関として「実施」「広報」「伝達」を地域の実情に応じて適切に行うことを通じて「地域貢献」する必要があることを、25年4月に「財務局の機能強化と地域連携の推進」で整理した。

（1）財務局の使命と求められる職員像（平成21年12月）

○財務局の使命

財務局は、財務省の総合出先機関として、また、金融庁からの事務委任を受け、財政、国有財産や金融等に関する施策を実施します。さらに、

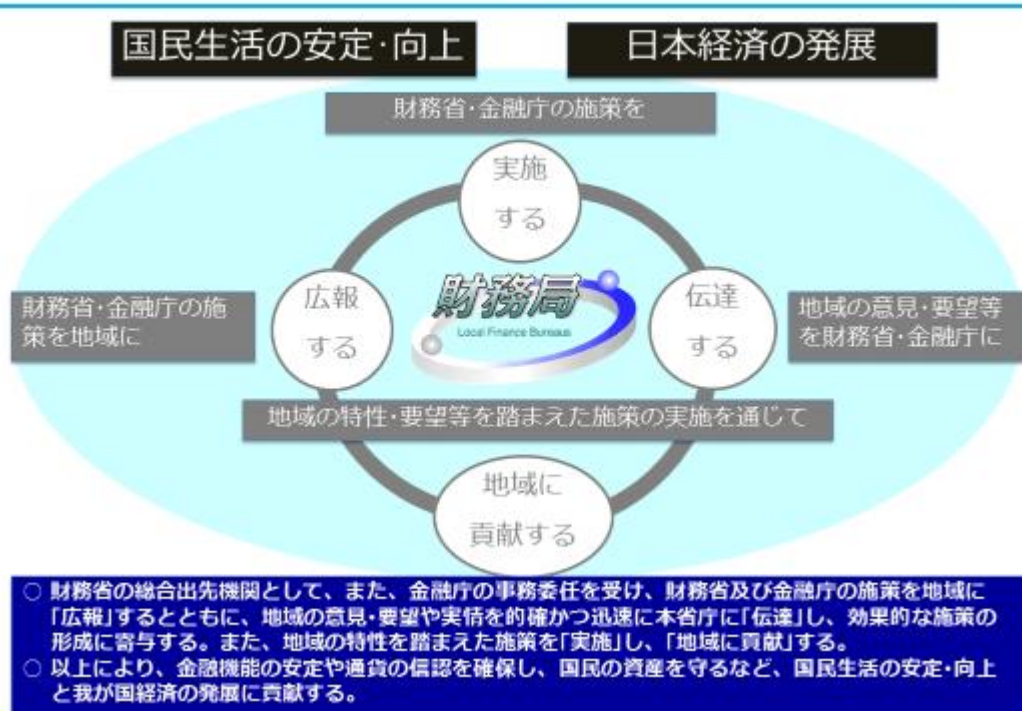
財務省及び金融庁の施策を地域に広報するとともに、地域の意見・要望や地域経済の実態を財務省及び金融庁に的確かつ迅速に伝達し、効果的な施策の形成に寄与します。また、地域の特性を踏まえた施策の実施を通じて、地域貢献に努めます。

以上により、金融機能の安定や通貨の信認を確保し国民の資産を守るなど国民生活の安定・向上と我が国経済の発展に貢献します。

○求められる職員像

1. 国民全体の奉仕者たる自覚と国家公務員としての使命感、責任感を持って、職務を遂行するとともに、国の予算の財源は国民の税金であることを自覚し、常にコスト意識を持ち、効率的・効果的な業務運営に努めます。
2. 職務に必要な財政、金融、経済、資産管理等の財務に関する専門知識の習得に努めるとともに、現場に足を運んで地域の実情及びニーズを的確に把握し、地域への貢献を通じて、住民の信頼に応えます。

財務局の使命



(2) 財務局のシンボルマーク（平成22年6月）

財務局発足後、初めて全国統一の「財務局シンボルマーク」を作成した。「財務局シンボルマーク」は、全国の財務局の一体感を醸成するとともに、財務局の使命を明確に地域の皆様へ発信するため、全国の財務局職員の提案

及び投票によって決定し、以後、パンフレットや財務局ホームページ掲載、封筒、名刺等へ活用している。

パターン	財務局シンボルマーク	主な用途
カラー用		パンフレット ホームページ
単色用		封筒・名刺

(デザインの説明)

財務局シンボルマークの 2 つの球体は、地域と国を表現しており、財務局を中心とした円は、効果的な施策を表現しています。地域と国を表現している 2 つの球体を財務局を中心とした円で繋ぐことによって、国の施策を地域に広報するとともに、地域の意見・要望や地域経済の実態を国に的確かつ迅速に伝達することによって、効果的な施策の形成に寄与するという財務局の使命をイメージしています。

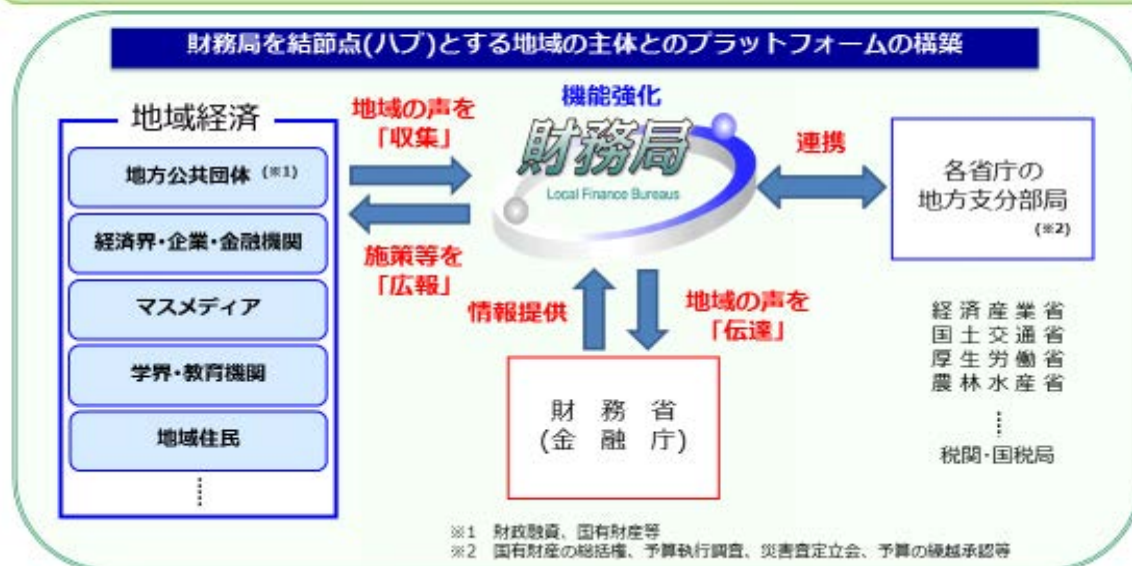
(3) 財務局の機能強化と地域連携の推進（平成25年 4 月）

各地域において財務局が有するネットワークは、本省庁にとっても大きな財産であり、財務局が地域社会と第一線で接点を持ち、財政から国際金融にわたる本省庁の幅広い課題について、絶えず情報を地域に発信できる大きな価値のあるプラットフォーム形成の起点となっている。

財務局においては、地域連携を強化することにより、一方的な関係ではなく、双方向の関係とし、各部門・各課が、それぞれの所掌事務にとらわれることなく組織全体として何ができるかを考え、取り組む意識を持ち、本省・財務局が一体となって役割を果たし、それぞれのネットワークを深化・拡大させていくことが必要である。

地域との連携強化

- 財政健全化や地域活性化に向けた施策を推進していくため、財務省の総合出先機関として、我が国経済の発展と国民生活の安定・向上に更に資するべく、財務局の地域における取組を強化。
- より効果的な地域貢献を実施するため、既存ネットワークの深化・拡大に加え、財務局を結節点(ハブ)とする恒常的・互恵的な意見交換の場(プラットフォーム)を形成・構築し、地域の主体との連携強化を図っている。



3. むすび

このように、70年に及ぶ長い歴史の中で、財務局は、経済社会の変化に迅速かつ適切に対応し、また、そのために必要な機構・業務内容等の充実に努めてきた経緯がある。

今後も高齢化と人口減少が急速に進行する我が国において、地域に活力と安全・安心をもたらすための財務局の役割は極めて重要であり、引き続き地域の経済社会に密着した財務行政の遂行が求められている。

＜ 第 2 節 機構及び定員 ＞

1. 機構

- (1) 概要
- (2) 最近の機構の整備状況
- (3) 新規業務

2. 定員

- (1) 概要
- (2) 最近までの変遷
- (3) 定員合理化計画

1. 機構

(1) 概要

財務局は、税の賦課徴収などに関する事務を除いた財務省の事務を地方において処理する総合出先機関であり、全国 9 箇所（札幌市、仙台市、さいたま市、金沢市、名古屋市、大阪市、広島市、高松市及び熊本市）に財務局並びに福岡市に財務支局が設置されており、更に全国所要の地に必要最小限の現地的事務処理機関として 40 の財務事務所がそれぞれ設置されているほか、主として国有財産関係事務の一部を分担させるため、13 の出張所が置かれている。

財務局は、昭和 24 年に内国税に関する事務を所掌する国税局と分離して、国税行政以外の財政金融及び国有財産に関する行政事務の現地的事務処理機関として発足し現在に至っている。

この間、平成 10 年には、金融監督庁（平成 13 年には金融庁に改組）の設置を受けて、その指揮監督の下、委任を受けて金融機関等に対する検査・監督等の業務を行うなど、その業務体制は、逐次本省庁等からの権限あるいは事務の委譲及び新規立法に伴う業務の増加等により、質量ともに充実・強化されてきている。

また、財務局には内部組織として、総務部、理財部及び管財部（注 1）の 3 部が設けられているほか、審議会として、国有財産地方審議会（注 2）が設置されている。

（注 1） 関東財務局においては、管財部を管財第一部及び管財第二部に分け 4 部としている。また、北陸財務局及び福岡財務支局においては、総務部を置かず 2 部としている。

（注 2） 関東財務局においては、このほか旧軍港市国有財産処理審議会が置かれている。

(2) 最近の機構の整備状況

総務部門においては、財務局における地域連携推進の体制強化の観点から、全財務局に「企画調整官」を設置するとともに、全財務事務所（小樽出張所、北見出張所含む）に、「企画係」を設置するなど、地域連携推進に係る機構の整備が進んだ。

また、財務省及び金融庁が実施する施策を地域に広報するとともに、地域の意見・要望や実情を財務省及び金融庁に的確かつ迅速に伝達し、効果的な施策の形成に寄与するための体制を強化するため、広報部門の機構の整備が進んだ。

理財部門においては、多種多様な金融取引の登場や情報通信技術の進展等の環境変化に対応して、利用者保護、市場の透明性・公正性等を確保するための制度的枠組みが整備されたことを背景に、金融機関に対する検査・監督や市場監視関係の体制整備のための機構の整備が進んだ。

管財部門においては、国有財産の積極的な売却を通じた財政への貢献及び地域や社会のニーズ及び個々の特性に応じた未利用国有地等の国有財産の有効活用を図る観点から、所要の機構の整備が進んだ。

この他、平成 23 年に発生した東日本大震災並びに平成 28 年に発生した熊本地震等、大規模災害等からの復旧・復興に適切に対応するため、関係する部門において所要の機構の整備が進んだ。

最近までの機構の変遷は別表 1 及び別表 2 のとおりである。

(3) 新規業務

近年の社会経済情勢の急激な変化に対応して、財務局には新規立法等に伴う以下のような新規業務が発生している。

イ．財務省系統事務

(イ) 融資業務

- ・ 公営企業に対する実地監査手法の充実（平成 26 年 6 月）

(ロ) 管財業務

- ・ 社会福祉等の整備を目的とした地方公共団体等に対する定期借地権の設定（平成 22 年 8 月）
- ・ 国家公務員宿舎削減計画に伴う対応（平成 23 年 12 月）
- ・ 公共随契を中心とする国有財産の管理处分手続き等の見直し（平成 30 年 1 月）

ロ．金融庁系統事務

(イ) 金融商品取引業者

- A. 無登録業者等に対する裁判所への法令違反行為の禁止・停止命令の申立て及び調査
 - ・ 金融商品取引法の改正（平成 22 年 6 月）
- B. 適格機関投資家等特例業務に対する規制強化
 - ・ 金融商品取引法の改正（平成 28 年 3 月）
- C. 高速取引行為者の監督
 - ・ 金融商品取引法の改正（平成 30 年 4 月）

(ロ) その他の業者の監督

- A. 貸金業者の監督
 - ・ 改正貸金業法の完全施行（平成 22 年 6 月）
- B. 前払式支払手段発行者の監督
 - ・ 資金決済に関する法律の制定（平成 22 年 4 月）
- C. 資金移動業者の監督

- ・資金決済に関する法律の制定（平成 22 年 4 月）

D. 仮想通貨交換業者の監督

- ・資金決済に関する法律の改正（平成 29 年 4 月）

E. 電子決済等代行業者の監督

- ・銀行法等の改正（平成 30 年 6 月）

2. 定員

（1）概要

昭和 24 年 6 月 1 日に旧財務局が財務局と国税局に分離された当時における財務局の定員は、7,767 人であったが、数次にわたる定員合理化計画を実施したことなどにより、平成 30 年度末の定員は 4,661 人となっている。

（2）最近までの変遷

政府としての最重要課題への対処等、増員に真にやむを得ない事情が認められ、かつ当該増員がその年度に実施する緊急性が特に認められるもののみを要求を行うものとされ、更に厳しい定員縮減の方針が示され、引き続き定員削減が実施された。

（3）定員合理化計画

国家公務員の定員については、昭和 43 年度以降 13 次にわたり計画的な削減を行うこと等により抑制を図ってきたところである。すなわち、政府全体のなかの行政需要の衰退部門・要合理化部門からの定員を削減し、それを新規行政需要の強い部門に再配分するとの定員管理の考えに基づき、財務局をはじめとする各行政機関の職員については、数次にわたる定員合理化計画を実施してきている。

なお、第 12 次、第 13 次定員削減計画の概要は次のとおりである。

イ. 第 12 次合理化計画（平成 22 年度～平成 26 年度）

平成 21 年 7 月 1 日の「平成 22 年度以降の定員管理について」の閣議決定により、平成 22 年度を初年度とし 5 年間で新たに平成 21 年度末定員の総数の 10%以上を合理化することとし、22 年度においては 2%以上を合理化することとなった。また、23 年度以降の府省毎の合理化目標数については、年内を目途に策定する出先機関の改革大綱等を踏まえ、改めて策定することとされた。

ロ. 第 13 次合理化計画（平成 27 年度～令和元年度）

平成 26 年 7 月 25 日の「国の行政機関の機構・定員管理に関する方針」の閣議決定により、平成 27 年度以降、5 年ごとに基準年度を設定し、府省

全体で、対基準年度末定員比で毎年 2 %（5 年 10%）以上を合理化することとなった。

また、本閣議決定において、次回以降の府省ごとの合理化目標数については、各府省の直近の定員の動向等を反映して、5 年ごとに各府省の合理化目標数を決定し、各府省に通知することとされた。

年度別定員増減一覧表（平成 22 年度～平成 30 年度）

年 度	22	23	24	25	26	27	28	29	30
増	88	105	87	89	64	80	89	92	104
減	▲113	▲104	▲101	▲103	▲76	▲91	▲94	▲91	▲93
純増減	▲25	1	▲14	▲14	▲12	▲11	▲5	1	11
定員	4,704	4,705	4,691	4,677	4,665	4,654	4,649	4,650	4,661

【別表1】主な機構改正の変遷（本局）

区分 年度	部次長等	課長等			
		総務部	理財部	監視官部門	管財部
22		統括法務監査官（関東1、近畿1） 業務管理課（関東）	審査業務課（東海） 統括金融証券検査官（関東1、九州1）	統括証券調査官（東海1） 証券検査指導官（東海1、近畿1） 統括証券検査官（四国1）	
23		業務管理課（近畿）	金融調整官（関東1）	統括証券取引審査官（近畿1）	統括国有財産管理官（近畿2） 統括国有財産監査官（関東1）
24			証券監督課（東海） 金融調整官（九州1）	統括証券検査官（関東1） 統括証券監査官（関東1）	
25		財務広報相談室（東北、九州、福岡）		統括証券検査官（関東1、福岡1） 統括証券監査官（関東1）	管財総括第一課（北海道、東北、北陸、東海、中国、四国、九州、福岡） 管財総括第二課（北海道、東北、北陸、東海、中国、四国、九州、福岡） 管財総括第三課（近畿） 管財総括第四課（関東） 統括国有財産管理官（福岡1）
26		財務広報相談室（北海道、北陸、四国）	証券監督第三課（関東） 金融調整官（北陸1）	統括証券検査官（関東3、九州1）	
27	理財部金融監督官（関東1、近畿1）		証券監督第一課（近畿） 証券監督第二課（近畿）	証券取引等副監視官（関東1） 統括証券検査官（北海道1、関東2）	
28		合同庁舎管理官（四国1）	金融監督第四課（東海） 金融調整官（近畿1）	統括証券検査官（関東1） 統括証券取引審査官（東海1）	
29			金融監督第六課（関東） 統括金融証券検査官（関東1）		国有財産調整官（四国1）
30	総務部次長（東海1）			統括証券検査官（関東1）	

【別表2】専門官の推移

	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年
監 視	証券取引等監視官 (10)								
	証券取引等副監視官 (4)					(5)			
	証券検査指導官 (3)								
	統括証券検査官 (16)		(17)	(19)	(23)	(26)	(27)		(28)
	上席証券検査官 (23)	(25)	(30)	(33)	(38)	(39)	(41)		(42)
	証券検査官 (106)	(103)	(115)	(134)	(144)	(143)	(140)	(132)	(126)
	統括証券調査官 (4)								
	上席証券調査官 (11)								
	証券調査官 (43)	(40)		(39)	(37)	(35)			(32)
	統括証券取引審査官 (2)	(3)					(4)		
	上席証券取引審査官 (6)								
	証券取引審査官 (31)	(29)		(33)	(31)	(29)	(28)	(27)	(31)
	統括証券取引特別調査官 (3)								
	上席証券取引特別調査官 (8)								
	証券取引特別調査官 (21)	(19)						(18)	
総 務	統括法務監査官 (2)								
	上席法務監査官 (4)								
	法務監査官 (6)								
	財務局考査官 (1)								
	首席財務局監察官 (2)								
	財務局監察官 (12)								
	金融商品取引所監理官 (5)					(3)			
	金融商品取引所副監理官 (3)					(1)			
	企画調整官 (2)					(3)		(5)	(11)
	企画調査専門官 (3)					(7)		(5)	
	考査専門官 (8)	(9)				(4)			
	情報管理官 (5)					(8)			
	人事専門官 (3)				(5)				
	上席業務管理官 (2)	(3)							
	業務管理官 (3)	(5)							
	上席調査官 (15)								
	調査官 (42)	(41)		(40)	(39)				
	財務広報相談官 (6)			(3)					
	合同庁舎管理官 (7) (1)	(7)					(8)		
	合同庁舎管理専門官 (1)						(2)		
理 財	専門官						(3)	(7)	(16)
	調査主任 (260)	(250)	(240)	(230)	(224)				(218)
	特別主計実地監査官 (4)								
	上席主計実地監査官 (42)					(43)	(44)		(45)
	主計実地監査官 (198)	(183)		(194)	(191)	(187)	(168)	(159)	(154)
	統括証券監査官 (5)		(6)	(7)					
	上席証券監査官 (7)	(9)		(10)					
	証券監査官 (43)	(41)	(51)	(61)	(56)	(59)	(57)	(55)	(54)
	上席為替実査官 (11)								
	為替実査官 (23)					(20)	(18)	(17)	
	公庫等実地監査官 (2)	(1)							
	たばこ業調整官 (1)								
	検査指導官 (8)								
	特別金融証券検査官 (14)								
	統括金融証券検査官 (36)						(35)	(36)	
	上席金融証券検査官 (63)	(65)	(71)	(73)		(75)		(76)	(75)
	金融証券検査官 (337)	(323)	(319)	(324)	(316)	(296)	(282)	(265)	(262)
	金融調整官 (6)	(7)	(8)		(9)		(10)		
	貸金業調整官 (1)								
	上席調査官 (155)	(158)	(162)	(163)		(166)	(172)	(170)	(172)
	調査官 (303) (212)	(296) (214)	(312) (217)	(319) (218)	(316) (220)	(312) (221)	(335) (222)	(342) (224)	(346) (222)
	主任調査官 (43)	(46)	(48)	(50)	(52)	(54)	(56)	(57)	(58)
管 財	金融安定監理官 (2)								
	金融安定副監理官 (2)								
	検査監理官 (10)								
	金融監督官 (11)					(13)			
	国有財産調整官 (12)			(11)				(12)	
	国有財産総括専門官 (23)				(56)	(58)	(59)		
	特別国有財産管理官 (1)								
	統括国有財産管理官 (63) (13)	(61) (13)		(62) (10)	(61) (10)				
	上席国有財産管理官 (97)	(104)	(106)	(111)	(78)		(77)	(79)	(80)
	国有財産管理官 (210) (289)	(217) (286)	(226) (286)	(248) (293)	(248) (308)	(253) (312)	(253) (314)	(265) (314)	(266) (312)
	主任国有財産管理官 (81)	(83)			(84)		(89)	(90)	(91)
	宿舍技術調整官 (2)	(1)							
	上席国有財産訟務官 (9)								(10)
	国有財産訟務官 (28)	(27)					(26)		(25)
	特別国有財産監査官 (1)								
	統括国有財産監査官 (12)	(13)							
	上席国有財産監査官 (21)	(23)	(24)					(23)	
	国有財産監査官 (41) (39)	(54) (37)	(52) (37)	(54) (39)	(51) (40)		(46) (40)	(43) (40)	(40) (40)
	首席国有財産鑑定官 (10)								
	上席国有財産鑑定官 (13)								
	国有財産鑑定官 (36)				(37)			(38)	(37)

(注) ()は省令職、〈 〉は訓令職を表す。

【第1章 総論】 第2節 機構及び定員

(総数) (専任) (兼任)
 総務部 (北陸、福岡を除く) 次長 関東1 近畿1
 総務管理官 (北陸)
 財務主幹 (福岡)
 総務課 北海道、東北、関東、東海、近畿、中国
 企画調整官 ----- 11人以内 11人
 考査専門官 ----- 10人 4人 6人
 情報管理官 (関東、近畿を除く) ----- 8人 8人
 人事専門官 (東北、関東、東海、近畿、中国) ----- 5人 5人
 合同庁舎管理室 (北陸)
 食計課 関東、近畿
 厚生課 関東、近畿
 業務管理課 関東、近畿
 経済調査課
 財務広報相談室
 合同庁舎管理官 ----- 8人 (北陸、東海を除く)
 上席業務管理官 (関東2、近畿) ----- 3人以内 3人
 業務管理官 (関東3、近畿2) ----- 5人以内 5人
 電算機専門官 (関東) ----- 4人以内 4人
 上席調査官 ----- 15人以内 15人
 調査官 ----- 39人以内 39人
 合同庁舎管理専門官 (中国、四国) ----- 2人 2人
 理財部 次長 関東2 検査監理官一全 (支) 局1 金融監理官一全 関東3 近畿2 関東、近畿を除く各局1
 主計課 北海道、北陸、四国、福岡
 主計第一課 東北、関東、東海、近畿、中国、九州
 主計第二課 関東
 特別主計実地監査官 ----- 4人 (北海道、北陸、四国、福岡)
 理財課 関東、近畿を除く
 理財第一課 関東、近畿
 理財第二課 関東
 理財第三課 関東
 統括証券監査官 ----- 7人 (関東5、東海、近畿)
 検査総括課 関東、東海、近畿
 審査業務課 関東、東海、近畿
 検査指導官 ----- 8人 (北海道、東北、関東、東海、近畿、中国、九州、福岡)
 特別金融証券検査官 ----- 14人 (東北、関東6、東海2、近畿3、中国、福岡)
 統括金融証券検査官 ----- 36人 (北海道2、東北3、関東13、北陸2、東海3、近畿3、中国3、四国2、九州3、福岡2)
 金融監督第一課
 金融監督第二課
 金融監督第三課 北陸、四国を除く
 金融監督第四課 関東、東海、近畿
 金融監督第五課 関東
 金融監督第六課 関東
 金融調整官 ----- 10人 (東北、関東2、北陸、東海、近畿2、中国、九州、福岡)
 証券監督課 東海
 証券監督第一課 関東、近畿
 証券監督第二課 関東
 証券監督第三課 関東
 融資課
 資金実地監査官 ----- 32人以内 32人
 上席主計実地監査官 ----- 45人以内 45人
 主計実地監査官 ----- 457人以内 154人 303人
 上席証券監査官 (関東、東海、近畿) ----- 10人以内 10人
 証券監査官 ----- 75人以内 54人 21人
 上席為替実地監査官 ----- 11人以内 11人
 為替実地監査官 ----- 38人以内 17人 21人
 公庫等実地監査官 ----- 35人以内 1人 34人
 上席調査官 ----- 172人以内 172人
 調査官 ----- 368人以内 346人 22人
 上席金融証券検査官 ----- 75人以内 75人
 金融証券検査官 ----- 651人以内 262人 289人
 管財部 (管財第一部) 次長 北海道1 東北1 関東2 東海2 近畿2 中国1
 管財総括第一課
 管財総括第二課 関東、近畿
 管財総括第三課 関東
 管財総括第四課 関東
 国有財産調整官 ----- 10人 (北海道、東北、関東2、東海、近畿2、中国、四国、九州)
 審理課 関東、北陸を除く
 訟務課 近畿
 特別国有財産管理官 ----- 1人 (中国)
 統括国有財産管理官 ----- 31人 (北海道3、東北3、関東4、北陸、東海5、近畿6、中国3、四国、九州2、福岡3)
 特別国有財産監査官 ----- 1人 (関東)
 統括国有財産監査官 ----- 13人 (北海道、東北、関東3、北陸、東海、近畿2、中国、四国、九州、福岡)
 首席国有財産鑑定官 ----- 9人 (関東を除く)
 国有財産総括専門官 ----- 59人以内 59人
 上席国有財産訟務官 (中国を除く) ----- 10人 10人
 国有財産訟務官 ----- 25人以内 25人
 上席国有財産管理官 ----- 80人以内 80人
 国有財産管理官 ----- 296人以内 266人 30人
 上席国有財産監査官 (北陸、四国を除く) ----- 23人以内 23人
 国有財産監査官 ----- 138人以内 40人 98人
 上席国有財産鑑定官 (北陸、四国、福岡を除く) ----- 13人以内 13人
 国有財産鑑定官 ----- 45人以内 37人 8人
 管財第二部 (次長2) (関東)
 審理第一課
 審理第二課
 訟務課
 国有財産調整官 ----- 2人
 統括国有財産管理官 ----- 4人
 首席国有財産鑑定官 ----- 1人
 首席財務局監察官 ----- 2人 (関東、近畿)
 財務局監察官 ----- 12人以内 (福岡を除く)
 金融商品取引所監理官 ----- 5人 (北海道、関東、東海、近畿、福岡)
 金融商品取引所副監理官 ----- 3人 (関東、東海、近畿)
 金融安定監理官 ----- 2人 (関東、近畿)
 金融安定副監理官 ----- 2人 (関東、近畿)
 証券取引等監視官 ----- 10人 (全 (支) 局)
 証券取引等副監視官 ----- 5人 (関東3、東海、近畿)
 証券検査指導官 ----- 3人 (関東、東海、近畿)
 統括証券検査官 ----- 28人
 (北海道、関東17、北陸、東海2、近畿3、中国、四国、九州、福岡)
 統括証券調査官 ----- 4人 (関東2、東海、近畿)
 統括証券取引審査官 ----- 4人 (関東2、東海、近畿)
 統括証券取引特別調査官 ----- 3人 (関東2、近畿)
 統括法務監査官 ----- 2人 (関東、近畿)
 上席証券検査官 ----- 42人以内 42人
 証券検査官 ----- 238人以内 126人 112人
 上席証券調査官 (関東8、東海、近畿2) ----- 11人以内 11人
 証券調査官 (関東47、東海23、近畿29) ----- 99人以内 32人 67人
 上席証券取引審査官 (関東4、東海、近畿) ----- 6人以内 6人
 証券取引審査官 ----- 40人以内 31人 9人
 上席証券取引特別調査官 (関東6、近畿2) ----- 8人以内 8人
 証券取引特別調査官 ----- 175人以内 18人 157人
 上席法務監査官 (関東2、近畿2) ----- 4人以内 4人
 法務監査官 (関東14、近畿11) ----- 25人以内 6人 19人
 出張所4 (小樽、北見、呉、小倉)
 出張所9 (筑波、立川、横須賀、沼津、舞鶴、倉敷、下関、名瀬、佐世保)
 国有財産地方審議会 ----- 9 (福岡を除く)
 旧軍港市国有財産処理審議会 ----- 関東
 財務事務所 40 次長 東京3 千葉、横浜 京都、神戸 各1
 総務課
 財務課
 理財課 (函館、旭川、釧路、帯広を除く) ----- 理財第一・二・三・四・五・六・七・八課 (東京)
 管財課 ----- 管財第一・二課 (東京)
 統括国有財産管理官 ----- 26人 (水戸、宇都宮、千葉5、東京8、横浜6、京都2、神戸3)

＜ 第 3 節 職員の構成 ＞

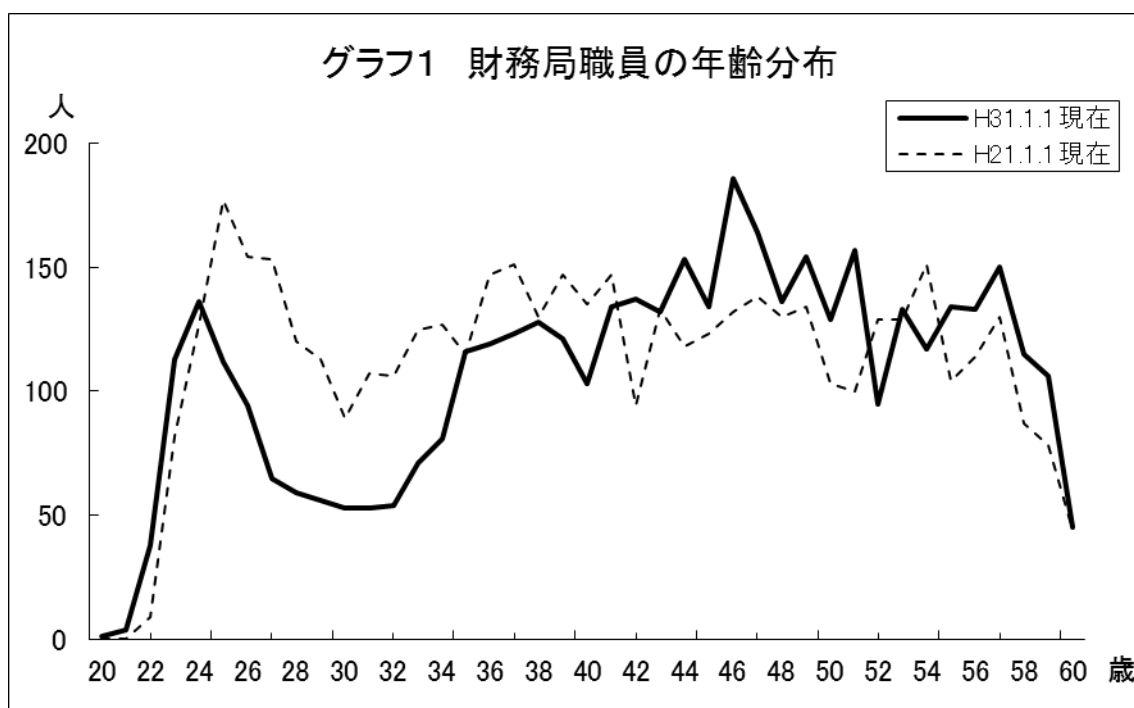
1. 職員の年齢構成
2. 再任用職員の状況
3. 財務専門官試験の創設

1. 職員の年齢構成

グラフ 1 は、現在（平成 31 年 1 月 1 日）と 10 年前の財務局職員の年齢分布を表したものである。

平成 23～25 年度の新規採用抑制の影響により、30 歳前後の職員が著しく少なくなっているほか、在職期間の長期化等により、50 歳台の職員が増加している。

このため、平成 31 年 1 月 1 日現在の財務局職員の平均年齢は 42.7 歳となっており、10 年前における職員の平均年齢（40.7 歳）より 2.0 歳高いものとなっている。



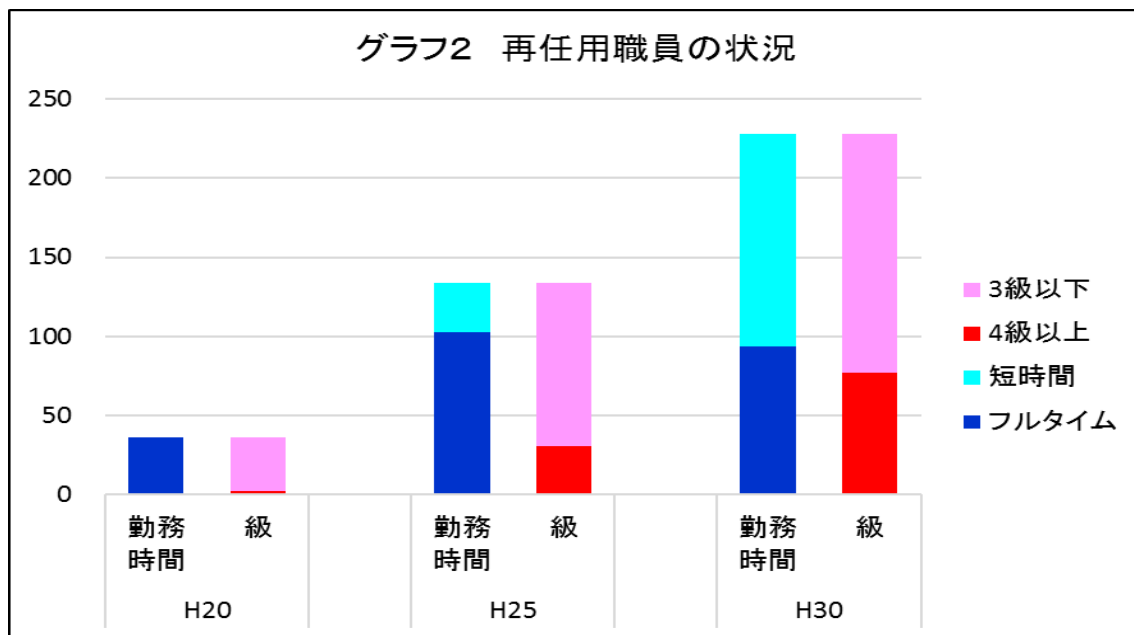
2. 再任用職員の状況

グラフ 2 は、財務局における再任用職員の状況（勤務時間別、ポスト（4 級以上・3 級以下）別）を表したものである。

平成 25 年度以降、公的年金の報酬比例部分の支給開始年齢について段階的な引上げが開始され、再任用職員の人数は大きく増加しており、平成 30 年 7 月 1 日現在は 228 人となっている。今後、定年退職者数の増加及び再任用希望率の上昇により、更に増加していくことが見込まれる。

こうした中、欠員をフルタイム勤務での再任用に充てることにより、平成 30 年 7 月 1 日現在、フルタイム勤務が 41.2%となっているが、定員事情等により短時間勤務が増加している。

また、再任用職員が就いているポストを見ると、平成 30 年 7 月 1 日現在、4 級以上が 33.8%、3 級以下が 66.2%となっている。

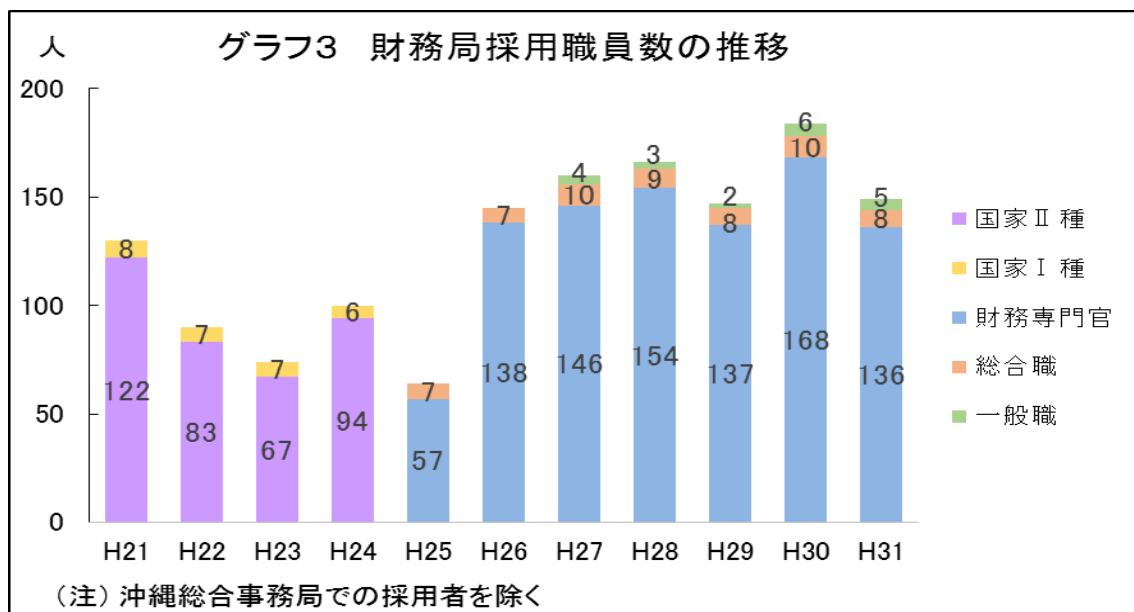


3. 財務専門官試験の創設

平成 24 年度の国家公務員採用試験制度の見直しにより、それまでのⅠ種試験、Ⅱ種試験及びⅢ種試験が廃止され、総合職試験及び一般職試験に再編されるとともに、専門職試験が創設されることとなった。

財務局業務は、高度化・複雑化しており、財政、金融、経済などの専門的知識が求められることから、専門性の高い人材を確保するために、平成 24 年度の国家公務員採用試験制度の見直しに伴い、財務専門官採用試験を創設し、平成 25 年度以降、財務専門官を採用している。

なお、財務局職員は、上記の財務専門官採用試験のほか、総合職試験や一般職試験（大卒程度試験）の技術系区分からも採用を行っている。



＜ 第 4 節 職員の教育訓練 ＞

1. 概要
 - (1) 基本的な考え方
 - (2) 研修体系の整備
2. 機構・定員及び研修関係予算
 - (1) 機構・定員
 - (2) 研修関係予算
 - (3) 研修施設

1. 概要

財務省財務総合政策研究所研修部（以下、「研修部」という。）では、財務本省及び全国の財務局（沖縄総合事務局財務部を含む。以下同じ。）の職員を対象に、税関、国税庁に所掌される分野を除く財務省の総合的研修機関として、複雑・多様化する財務省・財務局の業務に対応すべく、研修機能、内容の充実強化に努めてきたところである。

平成19年6月、「国有財産の有効活用に関する検討・フォローアップ有識者会議」（財務大臣主催）の報告書において、市ヶ谷の研修施設（新宿区市谷本村町）を廃止し、他官署との共同研修所に入居することとされ、平成29年6月、西ヶ原研修合同庁舎（北区西ヶ原）の完成に伴い、約50年の歴史を刻んだ市ヶ谷の研修施設から移転した。

（1）基本的な考え方

研修の実施に当たっては、内外情勢が大きく変化する中、財務省・財務局がより効果的かつ効率的な行政運営を行うためには、職員の職務遂行能力の向上を図ることが必要であり、こうした専門知識・技能の習得のみに止まらず、見識を高め、教養を身に付け、良識を涵養することにより、職員の能力及び資質を向上させることも重要であるという認識のもと、これらを踏まえた人材育成を行うべく、研修の実施に努めることとしている。

（2）研修体系の整備

研修の種類には、研修部において実施する「中央研修」、自学自習の学習活動による「通信研修」及び研修支所において実施する「地方研修」があり、地方研修は中央研修を補完する役割を担っている。

特に平成22年度に策定された「財務局職員に求められる職員像」に対応するため、「職務に必要な財政、金融、経済、資産管理等の財務に関する専門知識の習得に努める」ことを踏まえた研修体系の構築とその実行に努めている。

研修体系の概要及び研修受講者数の推移は以下のとおり。

【研修体系の概要】

(平成30年度現在)

主な役職等		中 央 研 修			地方研修 (※2)	通信研修
財務本省	財務局等	基礎研修 一般研修 セミナー	特別理論研修	実務研修 (※1)		
係 員 (財務総合職採用) (一般職採用)	係 員 (財務専門官採用)	財務総合職、財務専門官、一般職基礎研修 中堅係員研修 本省への転入職員研修【本省への出向者】	財務理論研修【財務総合職】 国際財務理論研修【公募制】 不動産鑑定理論研修【公募制】		地方基礎研修 配属別転課者研修 ・官房事務 ・主計事務 ・国有財産事務 ・司法検査官 ・証券取引 等	1. 財務会計 ① 日商簿記 (1～3級) ② ビジネス会計検定 (2～3級) 2. 宅地建物取引理論 ① 導入理論 (宅建士程度) ② 上級理論 (司法書士程度) 3. 土地調査 (※3) ① 測量士補 ② 土地家屋調査士 4. 建築士 (1～2級) 5. 金融 ① 入門 ② 証券アナリスト 6. ファイナンシャル・プランナー ① F P 技能検定3級 ② F P 技能検定2級 ③ F P 技能検定1級 7. ビジネス実務法務 ① ビジネス実務法務検定3級 ② ビジネス実務法務検定2級 8. 中小企業診断技能 9. 英語 (TOEIC) ① 初級 ② 中級 ③ 上級 10. パソコン ① Word ② Excel ③ PowerPoint
係 長	係 長	係長スキルアップ研修 OJT指導者研修 教育官研修	高等理論研修【公募・選抜制】	財務局人事・給与事務担当者研修 主計事務研修 融資事務研修 国有財産総合研修 モニタリング基礎研修 モニタリング実務研修	倫理・服務等研修 OJTスキルフォローアップ研修 セクハラ等相談員研修 女性活躍・WLB研修	
課長補佐	上 席 官 課 長	新任上席クラス研修【本省、財務局等】 新任課長クラス研修【本省、財務局等】 マネジメント研修【本省、財務局等】 主要課長クラス研修【財務局等】		国有財産高等研修	管理監督者研修	
課・部室長 各局 総務課長以上	部(次)長 事務所長 財務局長等	上級管理セミナー【財務局等】 夏季職員トップセミナー【本省、財務局等】 職員トップセミナー【本省、財務局等】			財務行政セミナー	

※1 実務研修は、代表的なものを記載。

※2 地方研修は、中央研修を補完するべく、地域の特性や財務局の実情に応じて、各研修支所において計画・実施する。

※3 隔年開催の研修として実施する。

※4 上記体系表の研修に加え、必要に応じて、他機関が主催する会計事務職員研修等（会計センター）、統計研修（総務省統計研究研修所）、情報システム統一研修（総務省行政管理局）、国交省宮繕等関係事務研修（国土交通省国土交通大学校）等を活用する。

【研修受講者数の推移】

(単位：人)

年度／区分	中央研修						地方研修					通信研修	合計
	基礎	一般	幹部	特別	実務	計	基礎	実務	一般	委託	計		
21	157	336	281	63	1,964	2,801	732	792	6,588	340	8,452	326	11,579
22	95	417	481	69	1,691	2,753	696	1,049	7,370	299	9,414	483	12,650
23	77	604	416	97	1,560	2,754	677	991	7,486	271	9,425	410	12,589
24	102	605	421	99	1,604	2,831	698	1,719	8,031	257	10,705	372	13,908
25	66	436	315	87	1,297	2,201	626	1,559	10,174	221	12,580	323	15,104
26	153	555	276	84	1,384	2,452	758	1,375	9,745	216	12,094	267	14,813
27	167	579	367	82	1,445	2,640	884	1,201	10,658	186	12,929	275	15,844
28	176	604	261	90	1,289	2,420	224	1,727	9,530	168	11,649	324	14,393
29	184	685	291	89	1,616	2,865	192	1,479	8,564	212	10,447	192	13,504

(注) 「基礎」は基礎研修、「一般」は一般研修、「幹部」は幹部セミナー、「特別」は特別理論研修、「実務」は実務研修、「委託」は委託研修の略。

イ. 中央研修

中央研修は、「基礎研修」、「一般研修」、「幹部セミナー」、「特別理論研修」、「実務研修」、の5つに区分して実施し、研修内容の充実強化を図っている。

研修コース数及び延べ研修生数は年々増加し、平成29年度では61コース、2,865人に達している。

(イ) 基礎研修

新規採用職員を対象に、社会人及び国家公務員としての基礎知識や、財務省・財務局職員としての必要な法令及び実務専門知識・技能を習得させるために実施している。

A. 財務総合職基礎研修

財務総合職職員を対象に、約3週間にわたり研修を実施している。

カリキュラムの一部を財務専門官・一般職基礎研修と合同で実施することにより、連帯感の醸成及び研修の効率化を図る一方で、アクティブ・ラーニング科目の時間数を増やすなど内容の充実に努めている。

B. 財務専門官・一般職基礎研修

財務専門官・一般職職員を対象に、約2ヶ月間にわたり研修を実施している。

国家公務員試験制度の見直しに伴い、平成24年度には財務局職員の採用試験が財務専門官試験へ変更されたことから、平成25年度の基礎研修からは財務局業務の高度化にも対応するため、財務分析科目の強化や、配属別講義を廃止して全系統の専門科目を必修受講とするなどカリキュラムの大幅な見直しを行った。

その後も、財務局ニーズを踏まえ、財務技官向けコースの新設（平成30年度）やアクティブ・ラーニング科目の時間数の増加など内容の充実に努めつつ実施している。

(ロ) 一般研修

管理・監督者等を対象として、服務・倫理やマネジメント等の資質を高める目的で実施している。

管理監督者向けの研修については、平成23年度に財務局中堅課長クラス及び中堅上席官クラスを対象に、マネジメントの重要性を再認識させ、組織管理・運営能力を高める考え方や技能を習得するための「マネジメント研修（課長クラス、上席クラスの2コース）」を新設した。なお、平成30年度からは研修をより効果的に行うために、役職階層ごとの実施を見直し、本省課長補佐クラス、財務局・財務事務所・出張所課長クラスを対象とした「マネジメント研修」として実施している。

係長クラス向けの研修については、平成26年度に財務局の地域連携や地域貢献をボトムアップでも進めていくことが可能となるよう、職員の政策提言能力の向上を図るための「スキルアップ研修（A）」を新設するとともに、従来の「スキルアップ研修」をOJTスキルの向上に特化した「スキルアップ研修（B）」として実施した。なお、平成30年度からはそれぞれ「係長スキルアップ研修」、「OJT指導者研修」として実施している。

このほか、本省に転入した役付前職員を対象とした「財務局等転入職員研修」（平成22年度）、財務局採用後4年目程度の役付前職員を対象とした「中堅係員研修」（平成28年度）を新設している。

また、よりよい組織風土を醸成するために、公務員倫理やハラスメント防止をテーマとした演習形式の講義や事例研究をカリキュラムに採り入れるなど、コンプライアンス意識の向上に資する内容の充実に努めている。

(ハ) 幹部セミナー

幹部セミナーについては、次の3コースからなっている。

A. 職員トップセミナー

各界の第一人者を講師に迎え、本省幹部等を対象に実施しており、昭和60年度以降、年5、6回程度継続的に開催し、平成31年2月現在で189回の開催を数える。

B. 夏季職員トップセミナー

毎年8月に各界の第一人者を講師に迎え、本省幹部、財務局長等を対象に実施している。

C. 上級管理セミナー

平成13年度に従前の「上級管理セミナー」（財務局部長クラス）と「財務行政管理セミナー」（財務事務所長クラス）を統合し、年1回実施しているものであり、本省課長、財務局部長・次長クラス及び財務事務所所長・次長を対象に経済情勢、マネジメント、危機管理、時事問題等広範にわたるテーマを取り上げてセミナーを実施している。

(二) 特別理論研修

中堅係員から係長クラスを対象として、公募により、将来の中核的人材を育成するために、より高度な専門知識・理論や技能等を習得させることを目的に実施している。

平成22年度には財務局業務の国際化に対応するための国際会計に関する知識習得及び専門語学力の向上による人材育成を目的とする「財務会

計理論研修」を「国際財務理論研修」に名称変更するとともに、公募制を導入した。

平成24年度には採用後3年程度の財務Ⅰ種採用職員を対象に、OJTだけでは得られない財政・経済・金融に関する学問的知識を付与し、経済分析力の底上げを図るために「財務理論研修（財務Ⅰ種）」を新設した。

また、平成17年度より実施している「高等理論研修」において、これまで育児や介護等の理由で受講が困難だった職員についても、座学部分（1か月程度）をWEB受講できるような環境を整備するなど、研修内容や研修方法の見直しを図っている。

（ホ）実務研修

業務経験が複数年にわたる役付職員等を対象に、本省及び金融庁の職員を主な講師とし、業務に関する専門知識を付与しているもので、財務局所掌業務の複雑・高度化や新規業務に適切に対応できる職員を育成する観点から、毎年度、環境変化に適応した見直しを行っている。

なお、「会計事務担当者研修」（平成22年度）、「国有財産監査事務研修」（平成23年度）、「政策金融事務研修」（平成29年度）を新設している。

金融庁との共同研修では、金融行政の新しい課題に的確に対応していく観点から、金融庁が平成30年7月に大幅な組織再編を行ったなかで、研修名称や実施方法の見直しを重ねた。特に金融検査・監督にかかる研修については、金融検査・監督の一体的運用状況等を勘案し、平成29年度からは「モニタリング基礎研修」及び「モニタリング実務研修」として、業態別・専門分野別に複数のコースに細分化して実施するなど内容の充実に努めている。

平成31年度の中央研修計画においては、34コースの実務研修の実施を予定している。

ロ．通信研修

通信研修は、広く財務省・財務局職員の自己啓発意欲を高め、業務に関連する知識や技能を習得するための効率的研修として実施している。

業務に関係する専門知識や技能の向上と幅広い教養等の修得を図ろうとする職員の自己啓発意欲に応えるため、「中小企業診断技能」（平成22年度）、「ビジネス実務法務」（平成22年度）、「建築士」（平成30年度）を新設したほか、更に高度な専門知識等を習得する意欲のある職員を支援するために「日商簿記1級コース」（平成22年度）、「宅地建物取引理論上級理論コース（司法書士程度）」（平成29年度）、「証券アナリスト」（平成29年度）、「FP技能検定1級コース」（平成29年度）を整備するなど研修科目・コースの拡充に努めている。

ハ．地方研修

地方研修は、中央研修を補完し、地域の実情に応じて各研修支所が企画・立案し実施する研修と位置づけ、新規採用職員に対して地域の特性等に応じた基本実務及び業務全般に関する基礎的な知識を付与する「地方基

礎研修」、個別業務について各財務局で個別性のある内容等を盛り込んだ実践的な講義等を行う「地方実務研修」、服務・倫理やマネジメント等の資質の向上を目的とする「地方一般研修」の 3 つの基本的な体系により実施している。

平成24年度からは本局課長相当職以上を対象とし、各界著名人等を講師として幅広い知識や見識を養うことを目的とした「財務行政セミナー」の新設、平成28年度からは女性活躍とワークライフバランス推進のための研修実施に積極的に取り組むなど、地方研修の充実強化を図っている。

このほか、地方研修の実施にあたっては、予算の効率的使用等の観点から、複数の研修支所が合同で行う「ブロック研修」の積極的な活用を図っており、平成26年度からはそれまで中央研修で実施していた「セクハラ等相談員研修」を地方研修へ移管するとともにブロック研修化している。

二. その他の研修

研修部が実施する研修のほかに、他の機関が主催する研修にも積極的に研修生を派遣している。

会計センター研修部が実施する会計事務職員研修、人事院の各種行政研修、総務省の統計研修など、職員により幅広い見識を与える機会を設けることで、能力の向上を図っている。

2. 機構・定員及び研修関係予算

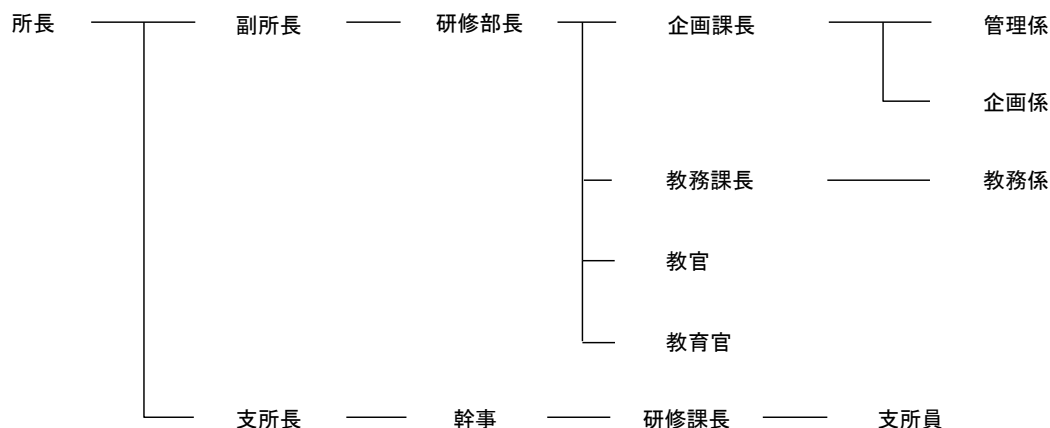
(1) 機構・定員

研修部の機構は、平成27・28年度の機構改正に伴い、所長、副所長の下、研修部長が配置され、2課3係の機構に加え、教官・教育官の体制で、円滑な研修業務の実施にあたっている。

また、各財務局に研修支所が置かれ、それぞれ支所長、幹事（沖縄を除く）、研修課長、支所員が配置されている。

定員（行（一））については、平成28年度に改正が行われ、現在、本所 6 名、支所20名の計26名となっている。

【財務総合政策研究所研修部の機構（平成31年 4 月 1 日現在）】



【財務総合政策研究所研修部及び研修支所の予算定員（平成31年4月1日現在）】

（単位：人）

職 名	研 修 部	研 修 支 所	計
部 長	1		1
課 長	2		2
支 所 課 長		10	10
係 長	2	3	5
一 般 職 員		7	7
計	5	20	25

※係長の実員は3名であるが、うち1名は本務が地方課専門官となっている。

（2）研修関係予算

職員の資質の向上には、所掌事務内容の変化や社会的なニーズに即応した研修内容の充実・強化が不可欠であることから、所要の予算額の確保に努めているところであり、近年の厳しい財政事情の中でも、職員養成の必要性とその重要性が認められ、研修に必要な相当額の予算を確保している。

平成22年度以降の研修関係予算の推移は次表のとおりである。

庁費は平成29年度に移転に伴う経費（OA環境整備）、平成31年度に沖縄研修支所に事務補助員1名を配置するための予算が認められ、非常勤職員手当は平成28年度以降、研修部に期間業務職員2名を配置するための予算が認められていたが、平成31年度は加えて1名を配置するための予算が認められた。

【研修関係予算の推移】

（単位：千円）

科目／年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
諸謝金	18,561	18,483	17,382	15,756	13,401	12,623	12,416	12,908	11,960	12,110
職員旅費	5,116	5,268	5,614	5,006	5,321	5,983	6,010	5,960	6,093	6,144
研修旅費	96,985	97,319	96,356	92,135	100,166	92,352	92,075	87,740	87,568	87,029
外国旅費	1,261	1,331	2,086	2,086	1,748	1,748	2,025	2,025	2,166	2,479
委員等旅費	1,615	1,727	2,083	2,083	2,054	2,519	2,516	2,644	2,507	2,376
庁費	45,328	43,802	43,356	42,542	42,944	44,265	43,785	55,591	49,113	51,339
非常勤職員手当	3,573	4,393	4,904	8,419	9,732	5,495	9,993	10,067	9,672	12,118
合計	172,439	172,323	171,781	168,027	175,366	164,985	168,820	176,935	169,079	173,595

（3）研修施設

研修施設については、1. 概要に記載のとおり、平成29年6月に西ヶ原研修合同庁舎に移転した。

当庁舎は、管理官署として財務省大臣官房会計課が指定され、研修を実

施する「管理研修エリア（教室、事務室等）」、研修生のための「宿泊エリア」が併設されており、国の研修機関として、財務省の会計センター研修部のほか、人事院公務員研修所や厚生労働省大臣官房人事課も入居している。

【教室の比較】

市ヶ谷(移転前)

区分	収容人数	共用・専用の別
本館	第1教室	160 人 会計センター
	第2教室	60 人 会計センター
	第4教室	160 人 財務総研
	第5教室	50 人 財務総研
	第6教室	50 人 財務総研
	第8教室	180 人 共用
	第9教室	50 人 財務総研
別館	第1教室	36 人 共用
	第2教室	30 人 共用
	第3教室	42 人 共用
財務省 専用部分(10)	818 人	

別館	第1セミナー室	15 人	共 用
	第2セミナー室	15 人	共 用
	第3セミナー室	15 人	共 用
	第4セミナー室	15 人	共 用
	第5セミナー室	15 人	共 用
	第6セミナー室	15 人	共 用
	第7セミナー室	15 人	共 用
	第8セミナー室	15 人	共 用
財務省 専用部分(8)		120 人	

西ヶ原(移転後)

区分	収容人数	共用・専用の別
第1教室	130 人	会計センター
第2教室	130 人	会計センター
第3教室	60 人	会計センター
第5教室	28 人	会計センター
第6教室	200 人	財務総研
第7教室	70 人	財務総研
第8教室	60 人	財務総研
第9教室	40 人	財務総研
財務省 専用部分(8)	718 人	

演習室1	20 人	財務総研
演習室2	20 人	財務総研
演習室3	20 人	財務総研
演習室4	21 人	財務総研
演習室5	21 人	財務総研
演習室6	20 人	財務総研
演習室7	20 人	財務総研
演習室8	20 人	財務総研
財務省 専用部分(8)	162 人	

その他 入居官署共用部分

第4教室(共用)	96 人
講堂	180 人

【宿泊室の比較】

市ヶ谷(移転前)

区分	収容人数	
寄宿舎棟 138室	372 人	2人部屋(42) 3人部屋(96)

西ヶ原(移転後)

区分	収容人数	
宿泊エリア 155室	305 人	2人部屋(150) 身障者(5)

< 第 5 節 予算 >

国の予算と財務局予算の推移

- (1) 概説
- (2) 平成22年度以降の状況

国の予算と財務局予算の推移

(1) 概説

平成 20 年秋に発生した欧米発の金融危機は、信用収縮等を通じて、当時の実体経済に悪影響を及ぼし、世界経済は戦後最大の「世界同時不況」に陥った。我が国経済も輸出市場の急激な収縮に直面するとともに、国内生産水準が「つるべ落とし」のように低下し、雇用情勢や国民の消費マインドにも深刻な影響を与えた。平成 20 (2008) 年 10－12 月期の実質 GDP 成長率が年率で $\Delta 14.4\%$ であったのに続き、平成 21 (2009) 年 1－3 月期の実質 GDP 成長率は年率で $\Delta 15.2\%$ と昭和 30 (1955) 年以降最大の下げ幅を記録した。こうした実体経済の悪化が金融の一層の不安定化を招き、それが更なる実体経済の悪化を招くといった経済の「底割れ」リスクが急速に高まり、我が国は戦後最悪の経済危機に直面した。政府は、「当面は景気対策、中期的には財政再建、中長期には改革による成長」の方針の下、事業規模 75 兆円程度（うち財政措置 12 兆円程度）の景気対策を取りまとめ、景気の底割れを防ぎつつ、安心と活力を実現するとともに、未来への成長力強化へつなげるため、平成 21 年 4 月に事業規模 56.8 兆円程度（うち財政措置 15.4 兆円程度）の「経済危機対策」を策定し、同年 5 月、本対策の裏付けとなる平成 21 年度補正予算を編成した。

一連の景気対策を講じた結果、平成 21 年度一般会計予算（補正予算込み）においては、歳出は 102.5 兆円となった一方で、同予算における税収は、景気後退を背景とした法人税収の大幅減等により 46.1 兆円にとどまった結果、税収にその他収入を含めた歳入の合計 58.4 兆円との差額の 44.1 兆円を国債発行で賄っており、公債依存度は 43.0% と極めて高い水準になった。

我が国の財政状況は、一連の景気対策を講ずる前から、主要先進国の中で最悪の水準にあったが、景気後退に伴う税収減及び一連の景気対策により、更なる財政悪化が見込まれるなど極めて危機的な状況にあった。

政府においては、財政規律の観点から、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2006」に基づき、2011 年度までの国・地方を合わせたプライマリー・バランス（以下、「PB」という。）の黒字化を目標に、歳出の見直しに取り組んだが、経済・金融情勢の悪化に伴う税収減等により、PB は悪化した。「経済財政の中長期方針と 10 年展望比較試算」では、2008 年度は $\Delta 3.4\%$ 程度、2009 年度は $\Delta 4.2\%$ 程度となると見込んでいたが、その後の経済情勢の悪化に伴う税収減、更には平成 21 年度補正予算の実施により、 $\Delta 4.2\%$ よりも一層悪化し、PB の黒字化目標の達成は困難と言わざるを得ない状況に陥った。

このような厳しい財政状況の中、平成 21 年 9 月の政権交代により、政府は、平成 22 年 6 月に中期財政フレームを含む「財政運営戦略」を策定し、PB について、遅くとも 2015 年度までにその赤字の対 GDP 比を 2010 年度の水準から半減し、遅くとも 2020 年度までに黒字化するとの目標を掲げた。

平成 24 年 12 月の再びの政権交代の後、政府は、平成 25 年 6 月に経済財政

政策の柱である「大胆な金融政策」、「機動的な財政政策」に続く「民間投資を喚起する成長戦略」としての「日本再興戦略」とともに、「経済財政運営と改革の基本方針」を策定し、経済再生と財政健全化の両立に向けた方向性を示した。同年 8 月には、2013 年度から 2022 年度の 10 年間の平均で名目 GDP 3% 程度、実質 GDP 2% 程度の成長を目指し、民需主導の持続的成長と財政健全化の好循環を目指すことを基本認識として、財政健全化の具体策となる「当面の財政健全化に向けた取組等について－中期財政計画－」を策定し、国・地方を合わせた PB について、2015 年度までに 2010 年度に比べ赤字の対 GDP 比を半減、2020 年度までに黒字化、その後の債務残高対 GDP 比の安定的な引下げを目指すとの目標の達成に向けて取り組んだ。

また、平成 27 年 6 月には、同年度末時点で、国・地方合わせた長期債務残高が主要先進国中最悪の水準である対 GDP 207% 程度になると見込まれるなど、極めて深刻で厳しい財政事情の下、2020 年度までの国・地方を合わせた PB の黒字化目標の達成に向けて、「経済財政運営と改革の基本方針 2015」において「経済・財政再生計画」を策定し、計画の中間時点である 2018 年度において、PB 赤字対 GDP 比 $\Delta 1\%$ 程度及び国の一般歳出の水準等の「目安」に照らし、改革の進捗状況を評価しつつ、2020 年度の財政健全化目標の達成を目指した。

平成 29 年 6 月には、「経済再生なくして財政健全化なし」との基本方針の下、600 兆円経済の実現と 2020 年度の財政健全化目標の達成を目指す「経済財政運営と改革の基本方針 2017」を策定したが、その後、消費税率引上げ分の概ね半分を幼児教育無償化などの「人づくり改革」に充てるとした見直しにより、2020 年度の PB 黒字化目標の達成は困難になった。しかし、同年 12 月に「新しい経済政策パッケージ」を策定し、財政健全化の旗は決して降ろさず、不断の歳入・歳出改革努力を徹底し、PB の黒字化を目指すという目標は堅持した。

その後、平成 30 年 6 月の「経済財政運営と改革の基本方針 2018」において「新経済・財政再生計画」を策定し、社会保障改革を軸に 2019 年度から 2021 年度を「基盤強化期間」と位置づけ、全ての団塊世代が 75 歳以上になるまでに財政健全化を確かなものとするため、2025 年度の国・地方を合わせた PB の黒字化を目指し、同時に債務残高対 GDP 比の安定的な引下げを目指すこととしている。

以上のような状況を背景とする各年度における経済情勢、財政事情等については後述することとするが、このような極めて厳しい財政事情等の中、令和元年度一般会計の予算額は 101 兆 4,571 億円、同一般歳出（国債費及び地方交付税交付金等以外の歳出）は 61 兆 9,639 億円であって、平成 22 年度当初予算額に比し、それぞれ一般会計で 9.9%、一般歳出で 15.9% の伸び率となっている。

なお、令和元年 10 月の消費税率の引上げに伴う「臨時・特別の措置」分（2 兆 280 億円）を除いた場合においても、少子高齢化に伴う社会保障費等の大幅な増加等のため、それぞれ一般会計で 7.7%、一般歳出で 12.1%の伸び率となっている。

このような中で、財務局予算については、政府として、歳出全般にわたり聖域なき徹底した見直しを進める中、特に物件費については厳しく抑制された結果、令和元年度予算額は平成 22 年度当初予算額に比して△14.3%と縮減されているが、昨今の業務効率化等を背景に財務局業務への影響は生ずることはなく、業務運営に必要不可欠な経費については、所要の予算が確保されている。

(別表 1)

当初予算額等の推移

(単位: 百万円、%)													
	一 般 会 計						財 務 局						
	当初予算額	伸率	一般歳出		地方交付税	国債費	その他	当初予算額	伸率	人件費		物件費	
			予算額	伸率						予算額	伸率	予算額	伸率
22'	92,299,193	4.2	53,454,231	3.3	17,477,707	20,649,078	718,176	63,243	△ 2.1	33,130	0.1	30,113	△ 4.4
23'	92,411,613	0.1	54,078,003	1.2	16,784,510	21,549,100	-	61,950	△ 2.0	33,073	△ 0.2	28,878	△ 4.1
24'	90,333,932	△ 2.2	51,244,969	△ 5.2	16,594,011	21,944,217	550,734	59,249	△ 4.4	33,056	△ 0.1	26,193	△ 9.3
25'	92,611,539	2.5	53,977,372	5.3	16,392,675	22,241,492	-	56,162	△ 5.2	30,348	△ 8.2	25,814	△ 1.4
26'	95,882,303	3.5	56,469,715	4.6	16,142,433	23,270,155	-	59,537	6.0	33,095	9.1	26,442	2.4
27'	96,341,951	0.5	57,355,512	1.6	15,535,737	23,450,702	-	57,996	△ 2.6	33,116	0.1	24,880	△ 5.9
28'	96,721,841	0.4	57,828,643	0.8	15,281,075	23,612,124	-	57,431	△ 1.0	33,435	1.0	23,995	△ 3.6
29'	97,454,709	0.8	58,359,116	0.9	15,567,104	23,528,490	-	58,594	2.0	33,758	1.0	24,836	3.5
30'	97,712,769	0.3	58,895,824	0.9	15,514,981	23,301,964	-	59,168	1.0	34,321	1.7	24,848	0.0
元'	101,457,094	3.8	61,963,873	5.2	15,985,031	23,508,190	-	60,611	2.4	34,799	1.4	25,812	3.9

(注) 令和元年度当初予算の一般会計当初予算額及び一般歳出には、消費税率の引上げに伴う「臨時・特別の措置」分(2,027,978百万円)を含んでいる。

(別表 2)

財務局当初予算の科目別推移

(単位: 百万円、%)														
	財務局	人件費	旅費の類	職員旅費	金融機関等 検査旅費	その他の 旅費	庁費の類	庁費	国有財産管 理処分庁費	情報処理業 務庁費	その他の 庁費	施設費	交付金	その他
22'	63,243	33,130	1,066	288	534	244	19,090	3,806	6,076	2,485	6,723	114	8,698	1,145
23'	61,950	33,073	1,053	395	536	122	17,992	3,820	5,770	2,268	6,135	76	8,614	1,143
24'	59,249	33,056	986	387	474	125	16,431	3,696	4,587	2,307	5,841	75	7,564	1,137
25'	56,162	30,348	922	373	424	125	15,115	3,688	5,280	1,216	4,932	75	8,564	1,138
26'	59,537	33,095	872	347	398	127	15,973	3,738	5,742	1,472	5,022	73	8,388	1,135
27'	57,996	33,116	826	319	379	127	15,744	3,579	5,753	1,250	5,163	93	7,065	1,152
28'	57,431	33,435	765	303	337	124	15,479	3,379	5,705	1,505	4,891	75	6,783	893
29'	58,594	33,758	756	310	325	122	16,612	3,504	6,110	2,082	4,916	134	6,494	840
30'	59,168	34,321	742	311	309	122	16,525	3,517	6,132	2,222	4,654	188	6,265	1,128
元'	60,611	34,799	748	320	304	124	16,774	3,673	5,895	2,256	4,951	263	6,538	1,489

令和元年度までの推移を科目別にみると、人件費については、人事院勧告により平成 22 年は月例給及びボーナスの引下げ、また、平成 23 年には人事院勧告による月例給の引下げに加え東日本大震災への対応のため、給与改定臨時特例法により平成 24 年度から 2 か年の俸給月額及び期末・勤勉手当が引き下げられた。平成 26 年の人事院勧告において、7 年ぶりに月例給及びボーナスと

もに引上げとなった以降、平成 30 年までの間、いずれも引き上げられたことから人件費の増加傾向が続いた。

物件費のうち、旅費については、過去の執行実績等を反映しつつ、財務局の重要課題である地域連携、広報活動等に要する予算が確実に確保され、庁費については、いわゆる生活費を確保しつつ、財務局 LAN システム等などに要する多額のシステム経費に係る予算についても確保されている。また、施設費については、各施設の老朽化等が著しい状況等を踏まえ、財務局職員及び来庁者の安全を確保する観点等から所要の予算が確保されている。

(2) 平成 22 年度以降の状況

イ. 平成 22 年度

平成 21 年度の我が国経済は、失業率が高水準で推移するなど厳しい状況にあったが、持ち直していくと見込まれ、物価の動向も緩やかなデフレ状況にあった。消費者物価は、大幅な供給超過、前年度の原油価格高騰の反動等から、4 年ぶりに下落に転じた。平成 21 年度の国内総生産の実質成長率は、成長の発射台が極めて低いことなどから、前年度より改善するものの、マイナス 2.6% 程度にとどまると見込まれていた。また、国民の景気実感に近い名目成長率は、マイナス 4.3% 程度と 2 年連続の急速な減少が見込まれていた。

一方、我が国財政は、平成 21 年度補正（第 1 号）後予算では公債依存度が 43.0% にも及び、国・地方合わせた長期債務残高が平成 21 年度末において GDP 比 170% 程度になると見込まれ、主要先進国中最悪の水準であるなど、極めて深刻な状況にあった。こうした厳しい財政事情の下、政府としては、平成 22 年前半には複数年度を視野に入れた中期財政フレームを作るとともに、中長期的な財政規律の在り方を含む「財政運営戦略」を策定し、財政健全化への道筋を示した。

平成 22 年度予算は、「人間のための経済」を目指した。何よりも人のいのちを大切に、国民の生活を守る政治を行う。国民の暮らしを犠牲にしても経済合理性を追求するという発想をとらず、国民の暮らしの豊かさに力点を置いた経済・社会に転換していく。こうした観点から、平成 22 年度予算においては、子育て、雇用、環境、科学・技術に特に重点を置いた。その際、事業仕分けの評価結果の厳格な反映によって不要不急の歳出の削減を行うとともに、特別会計について聖域なき見直しを断行した上で税外収入を確保し、これを最大限活用した予算を編成した。

平成 22 年度一般会計予算の規模は 92 兆 2,992 億円、対前年度当初予算額に対して 3 兆 7,512 億円（4.2%）の増加となっている。うち、一般歳出の規模は 53 兆 4,542 億円、対前年度当初予算額に対して 1 兆 7,233 億円（3.3%）の増加となっている。

財務局予算は 63,243 百万円で、対前年度当初予算額に対して 1,350 百万円（2.1%）の減少となり、このうち人件費は 36 百万円（0.1%）の増加、物件費は 1,386 百万円（4.4%）の減少となっている。

総務・理財系統経費については、①再任用短時間勤務職員の増員に必要な経費、②財務局 LAN システムに係るウィルスフィルタリングシステムの更新に必要な経費、③財務局ホームページの一元化のためのサーバ統合等に必要な経費、④入退館ゲートの運用開始に伴うシステム等保守及び警備に必要な経費、⑤熊本地方合同庁舎等の庁舎新営等に伴う移転経費、初度備品費等に必要な経費が認められた。

また、管財系統経費については、①誤信使用財産処理事務、庁舎等移転再配置事務及び宿舍移転再配置新築事務等に必要な期間業務職員に要する経費、②普通財産の管理処分事務の外部委託に必要な経費、③地下埋設物等により処分困難となっている財産を撤去等により売却可能な状態にするために必要な経費、④廃止予定の宿舍について、廃止後速やかに処分するためのアスベスト調査及び地下埋設物等調査に必要な経費等が認められた。

ロ．平成 23 年度

平成 22 年度の我が国経済は、同年秋から足踏み状態にあったが、今後は踊り場を脱する動きが進むと見込まれ、物価の動向を見ても緩やかなデフレ状況が続いていた。消費者物価は 2 年連続の下落になったが、GDP ギャップ（供給超過）の縮小等により下落幅は縮小した。平成 22 年度の国内総生産の実質成長率は、平成 21 年度後半が外需や政策の需要創出・雇用下支え効果により高い成長となったことから、3.1%程度と 3 年ぶりのプラス成長が見込まれ、国民の景気実感に近い名目成長率は、1.1%程度と見込まれていた。

一方、我が国財政は、平成 22 年度補正（第 1 号）後予算では公債依存度が 45.8%にも及び、国・地方合わせた長期債務残高が同年度末において GDP 比 180%程度になると見込まれ、主要先進国中最悪の水準であるなど、極めて深刻な状況にあった。こうした厳しい財政事情の下、政府としては、平成 22 年 6 月の「財政運営戦略」で示した PB について、遅くとも 2015 年度までにその赤字の対 GDP 比を 2010 年度の水準から半減し、遅くとも 2020 年度までに黒字化するとの目標の達成に向けて取り組んだ。

平成 23 年度予算は、「成長と雇用」を最大のテーマとし、その後需要が拡大していく分野を中心に、雇用を増やし、経済成長の要としていくための政策に重点を置き、景気回復とデフレ脱却への道筋を確かなものに

するとともに、持続的な成長の基盤を築き、これまで十分に光が当てられてこなかった分野を含め、国民の生活を第一に掲げる、政権交代以来の理念を引き続き追求し、子ども手当の上積み、高校実質無償化の継続、求職者支援制度の創設等を着実に実施した。その際、平成 23 年度当初予算における新規国債発行額は、平成 22 年度当初予算の水準（約 44 兆円）を上回らないものとするよう、全力をあげた。また、基礎的財政収支対象経費については、「中期財政フレーム」に定めるとおり、平成 22 年度当初予算の水準である約 71 兆円（「歳出の大枠」）を上回らないものとした。

平成 23 年度一般会計予算の規模は 92 兆 4,116 億円、対前年度当初予算額に対して 1,124 億円（0.1%）の増加となっている。うち、基礎的財政収支対象経費の規模は 70 兆 8,625 億円、対前年度当初予算額に対して 694 億円（0.1%）の減少となっている。

財務局予算は 61,950 百万円で、対前年度当初予算額に対して 1,293 百万円（2.0%）の減少となり、このうち人件費は 57 百万円（0.2%）の減少、物件費は 1,236 百万円（4.1%）の減少となっている。

総務・理財系統経費については、①再任用短時間勤務職員及び期間業務職員（多重債務者相談員、事務補佐員）の増員に必要な経費、②金融機関検査時のセキュリティ確保として一般貨物と検査資料等を分離して運搬するために必要な経費、③労働者派遣法改正に伴う外部委託化や市場化テスト実施に必要な経費の増額、④大津びわ湖合同庁舎等の庁舎新営等に伴う移転経費、初度備品費等の経費等が認められた。

また、管財系統経費については、①普通財産の管理及び処分等に必要な期間業務職員（監査事務）に要する経費、②地下埋設物調査、建物及び工作物解体撤去等の未利用国有地の管理処分業務に係る経費の増額、③未利用以外の権利付等の国有財産を売却又は貸付等するために必要な普通財産管理処分等業務委託手数料に係る経費、④合同宿舎の耐震性能の確認調査に必要な経費等が認められた。

ハ．平成 24 年度

東日本大震災により我が国の経済活動は深刻な打撃を受け、マイナス成長が 2 四半期続くなど、平成 23 年度は厳しい状況からのスタートとなった。その後、官民の総力を結集した復旧・復興努力を通じてサプライチェーンの急速な立て直しが図られ、景気は持ち直しに転じたが、夏以降は急速な円高の進行や欧州政府債務危機の顕在化による世界経済の減速が、景気の持ち直しを緩やかなものにした。こうした状況に対し、政府は累次の補正予算を編成し、復興への支援を図りつつ景気の下方リスクに先手を打って対処した。復興需要を中心とする政策効果が景気を下支えすることから、景気は緩やかな持ち直しが続くものと見込まれた。物価の動向

を見ると、緩やかなデフレ状況が続き、消費者物価は 3 年連続の下落となった。平成 23 年度の国内総生産の実質成長率は、成長の発射台がマイナスであったことから、その後の景気の持ち直しにもかかわらずマイナス 0.1% 程度、国民の景気実感に近い名目成長率は、マイナス 1.9% 程度と見込まれていた。

一方、我が国財政は、平成 23 年度補正（第 3 号）後予算では公債依存度が 52.5% にも及び、国・地方合わせた長期債務残高が同年度末において GDP 比 191% 程度になると見込まれ、主要先進国中最悪の水準であるなど、極めて深刻な状況にあった。こうした厳しい財政事情の下、政府としては、平成 22 年 6 月の「財政運営戦略」で示した PB について、遅くとも 2015 年度までにその赤字の対 GDP 比を 2010 年度の水準から半減し、遅くとも 2020 年度までに黒字化するとの目標の達成に向けて取り組んだ。

平成 24 年度予算は、東日本大震災からの復興、経済分野のフロンティアの開拓、分厚い中間層の復活、農林漁業の再生、エネルギー・環境政策の再設計の 5 つの重点分野を中心に、日本再生に全力で取り組み、あわせて、地域主権改革を確実に推進するとともに、既存予算の不断の見直しを行った。

平成 24 年度一般会計予算の規模は 90 兆 3,339 億円、対前年度当初予算額に対して 2 兆 777 億円（2.2%）の減少となっている。うち、基礎的財政収支対象経費の規模は 68 兆 3,897 億円、対前年度当初予算額に対して 2 兆 4,728 億円（3.5%）の減少となっている。

財務局予算は 59,249 百万円で、対前年度当初予算額に対して 2,701 百万円（4.4%）の減少となり、このうち人件費は 17 百万円（0.1%）の減少、物件費は 2,685 百万円（9.3%）の減少となっている。

総務・理財系統経費については、①再任用短時間勤務職員及び期間業務職員（多重債務者相談員）の増員に必要な経費、②財務局 LAN システムの機器更改に必要な経費、③財務専門官の採用試験を実施するために必要な会場借料、賃金職員等の経費、④災害発生時の通信手段を確保し、金融上の措置の要請等を実施するための衛星携帯電話の整備に必要な経費、⑤新潟美咲合同庁舎 2 号館等の庁舎新営等に伴う移転経費、初度備品費等の経費等が認められた。

また、管財系統経費については、①普通財産の管理及び処分等に必要な期間業務職員に要する経費、②災害等により被災した国有崖地の維持保全等のための普通財産維持費の増額、③未利用国有地を入札によって民間へ売却するために必要な未利用地管理、物件整備、入札関係等に係る経費、④用途廃止される合同宿舍建物について、事故・犯罪防止等の観点から廃止後速やかに解体・撤去するために必要な経費等が認められた。

二. 平成 25 年度

平成 24 年度の我が国経済は、東日本大震災からの復興需要や政策効果の発現等により、夏場にかけて回復に向けた動きが見られた。しかしその後、世界経済の減速等を背景として輸出や生産が減少するなど、景気は弱い動きとなり、底割れが懸念される状況となった。こうした状況に対し、政府は、平成 25 年 1 月に「日本経済再生に向けた緊急経済対策」を策定し、本対策による政策効果に加え、世界経済の緩やかな持ち直しが期待されたことから、我が国経済は緩やかに回復していくと見込まれていた。物価の動向を見ると、緩やかなデフレ状況が続き、消費者物価は 4 年連続の下落となった。平成 24 年度の国内総生産の実質成長率は、復興需要による景気の下支え等があったものの、夏以降の世界経済の減速等により外需が減少したことから 1.0% 程度、名目成長率は 0.3% 程度と見込まれていた。

一方、我が国財政は、平成 24 年度予算では公債依存度が 47.6%（基礎年金国庫負担 2 分の 1 の実現に必要な経費を勘案した場合）にも及び、国・地方合わせた長期債務残高が平成 24 年度末において GDP 比 198% 程度になると見込まれ、主要先進国中最悪の水準であるなど、極めて深刻な状況にあった。こうした厳しい財政事情の下、政府としては、2015 年度までに国・地方の PB の赤字の対 GDP 比を 2010 年度の水準から半減し、2020 年度までに国・地方の PB を黒字化するとの目標の達成に向けて取り組んだ。

平成 25 年度予算は、緊急経済対策に基づく大型補正予算と一体的なものとして、いわゆる「15 ヶ月予算」として編成され、これにより、切れ目のない経済対策を実行し、景気の底割れの回避とデフレからの早期脱却及び成長力の強化が図られた。その際、民主党政権時代の要求内容を徹底して精査しつつ、「復興・防災対策」、「成長による富の創出」、「暮らしの安心・地域活性化」の 3 分野に重点化するとの方針に基づいて、日本経済再生の実現に向けた取組に重点的な配分を行った。

平成 25 年度一般会計予算の規模は 92 兆 6,115 億円、対前年度当初予算額に対して 2 兆 2,776 億円（2.5%）の増加となっている。うち、基礎的財政収支対象経費の規模は 70 兆 3,700 億円、対前年度当初予算額に対して 1 兆 9,803 億円（2.9%）の増加となっている。

財務局予算は 56,162 百万円で、対前年度当初予算額に対して 3,087 百万円（5.2%）の減少となり、このうち人件費は 2,708 百万円（8.2%）の減少、物件費は 380 百万円（1.4%）の減少となっている。

総務・理財系統経費については、①期間業務職員（事務補佐員）の増員に必要な経費、②財務専門官の採用試験を実施するために必要な会場借

料、賃金職員等の経費の増額、③公認会計士試験を実施するために必要な会場借料、賃金職員等の経費の増額、④呉地方合同庁舎等の庁舎新営等に伴う移転経費、初度備品費等の経費等が認められた。

また、管財系統経費については、①普通財産の管理及び処分等に必要な期間業務職員に要する経費、②ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物撤去や汚染土壌改良等の国有地を売却するための物件整備に必要な経費、③大口貸付財産の増等に伴う国有資産所在市町村交付金の増、④合同宿舎の維持管理に必要な民間委託を推進するために必要な経費等が認められた。

ホ. 平成 26 年度

平成 25 年度の我が国経済は、「大胆な金融政策」、「機動的な財政政策」、「民間投資を喚起する成長戦略」の「三本の矢」による一体的な取組（以下、「アベノミクス」という。）の政策効果から、家計や企業のマインドが改善し、消費等の内需を中心として景気回復の動きが広がった。また、企業収益の増加から設備投資が持ち直しつつあり、雇用・所得環境が改善していく中で、景気回復の動きが確かなものとなることが見込まれていた。こうした中で、消費者物価（総合）は、日本銀行の「量的・質的金融緩和」の効果等により 5 年ぶりに 0.7% 程度の上昇に転じると見込まれ、この結果、平成 25 年度の国内総生産の実質成長率は 2.6% 程度、名目成長率は 2.5% 程度と見込まれていた。

一方、我が国財政は、平成 25 年度予算では公債依存度が 46.3% にも及び、国・地方合わせた長期債務残高が平成 25 年度末において GDP 比 202% 程度になると見込まれ、主要先進国中最悪の水準であるなど、極めて深刻な状況にあった。こうした厳しい財政事情の下、政府としては、平成 25 年 8 月に「当面の財政健全化に向けた取組等について－中期財政計画－」を策定し、国・地方を合わせた PB について、2015 年度までに 2010 年度に比べ赤字の対 GDP 比を半減、2020 年度までに黒字化、その後の債務残高対 GDP 比の安定的な引下げを目指すとの目標の達成に向けて取り組んだ。

平成 26 年度予算は、デフレ脱却・経済再生と財政健全化の両立の実現を目指し、社会保障を始めとする義務的経費等を含め、聖域なく予算を抜本的に見直した上で、経済成長に資する施策に重点化を図った。このため、「新しい日本のための優先課題推進枠」で要望された施策を始めとしてその内容を精査し、民間需要や民間のイノベーションの誘発効果が高いもの、緊急性の高いもの、規制改革と一体として講じるものを重視しつつ、真に必要な施策に予算を重点化した。その際、「中期財政計画」に基づきながら、国の一般会計の PB について、平成 26 年度予算において少なく

ともマイナス 19 兆円程度とすることを目指し、一般会計の当初予算において 4 兆円を上回る収支改善を図った。

平成 26 年度一般会計予算の規模は 95 兆 8,823 億円、対前年度当初予算額に対して 3 兆 2,708 億円 (3.5%) の増加となっている。うち、基礎的財政収支対象経費の規模は 72 兆 6,121 億円、対前年度当初予算額に対して 2 兆 2,421 億円 (3.2%) の増加となっている。

財務局予算は 59,537 百万円で、対前年度当初予算額に対して 3,375 百万円 (6.0%) の増加となり、このうち人件費は 2,747 百万円 (9.1%) の増加、物件費は 628 百万円 (2.4%) の増加となっている。

総務・理財系統経費については、①再任用短時間勤務職員の増員に必要な経費、②合同庁舎管理・運営業務及び公認会計士試験事業の市場化テスト実施に必要な経費、③財務局 W A N 回線の更改に必要な経費、④各庁舎において保管されている蛍光灯安定器等のポリ塩化ビフェニル (P C B) 廃棄物を処分するために必要な経費等が認められた。

また、管財系統経費については、①食料安定供給特別会計 (農業経営基盤強化勘定) 及び社会資本整備特別会計 (治水勘定、道路整備勘定、港湾勘定及び業務勘定) の廃止に伴う引継財産の管理・処分及び国有財産評価等に必要な経費、②宿舍削減計画により廃止された宿舍の跡地処理等に必要な経費、③国有財産の建物解体に必要な経費、④国家公務員宿舍の削減計画に基づくコスト比較等による合同宿舍の借上げに必要な経費等が認められた。

へ. 平成 27 年度

平成 26 年度の我が国経済は、アベノミクスの推進により、緩やかな回復基調が続いていたものの、個人消費等に弱さがみられ、年度前半には実質 G D P 成長率がマイナスとなった。こうした経済動向の背景には、消費税率引上げに伴う駆け込み需要の反動減や夏の天候不順の影響に加え、輸入物価の上昇、さらには、消費税率引上げの影響を含めた物価の上昇に家計の所得が追い付いていないことなどがあると考えられた。こうした状況の下、経済の好循環を確かなものとし、地方に経済成長の成果が広く行き渡るようにするため、平成 26 年 12 月に「地方への好循環拡大に向けた緊急経済対策」を取りまとめた。雇用・所得環境が改善する中、経済対策や政労使会議を含む各種政策の効果もあって、景気は緩やかに回復していくことが見込まれていた。物価の動向をみると、好循環が進展する中で、消費税率の引上げの影響もあって前年度よりも高い伸びとなっていたが、原油価格の低下等により物価上昇のテンポは若干緩やかとなり、消費者物価 (総合) は 3.2% 程度の上昇と見込まれ、この結果、平成 26 年度の実質国内総生産 (実質 G D P) 成長率はマイナス 0.5% 程度、名目国

内総生産（名目 GDP）成長率は 1.7%程度と見込まれていた。

一方、我が国財政は、平成 26 年度予算では公債依存度が 43.0%にも及び、国・地方合わせた長期債務残高が平成 26 年度末において主要先進国中最悪の水準である GDP 比 205%程度になると見込まれるなど、極めて深刻な状況にあった。こうした厳しい財政事情の下、政府としては引き続き、平成 25 年 8 月に策定した「当面の財政健全化に向けた取組等について－中期財政計画－」により、国・地方を合わせた PB について、2015 年度までに 2010 年度に比べ赤字の対 GDP 比を半減、2020 年度までに黒字化、その後の債務残高対 GDP 比の安定的な引下げを目指した。また、2015 年度における赤字半減目標について達成を見込むとともに、2020 年度の黒字化目標の達成に向けては、具体的な計画を平成 27 年の夏までに策定することとした。

平成 27 年度予算は、経済再生と財政健全化の両立を実現すべく、裁量的経費のみならず義務的経費も含め、聖域を設けずに大胆に歳出を見直し、無駄を最大限縮減し、民需主導の持続的な経済成長を促す施策の重点化を図った。このため「新しい日本のための優先課題推進枠」において、重点化施策を厳に絞り込んで措置し、民間需要や民間のイノベーションの誘発効果が高いもの、緊急性が高いもの、規制改革と一体として講じるものを重視し、メリハリのついた予算とした。

平成 27 年度一般会計予算の規模は 96 兆 3,420 億円、対前年度当初予算額に対して 4,596 億円（0.5%）の増加となっている。うち、基礎的財政収支対象経費の規模は 72 兆 8,912 億円、対前年度当初予算額に対して 2,791 億円（0.4%）の増加となっている。

財務局予算は 57,996 百万円で、対前年度当初予算額に対して 1,541 百万円（2.6%）の減少となり、このうち人件費は 21 百万円（0.1%）の増加、物件費は 1,562 百万円（5.9%）の減少となっている。

総務・理財系統経費については、①翌年度に予定されている財務局 LAN システムの機器更改に向けた電算システムコンサルティング経費、②仙台合同庁舎増築棟、前橋地方合同庁舎等の庁舎新営等に伴う移転経費、初度備品費等の経費、③さいたま新都心合同庁舎 1 号館の電話設備更新工事等の老朽化した設備の更新等に必要な経費等が認められた。

また、管財系統経費については、①普通財産の管理及び処分等に必要な期間業務職員に要する経費、②未利用国有地を民間等へ売却等するために必要な未利用地管理、物件整備、入札関係等に必要な経費、③宿舍削減計画により廃止された宿舍の跡地処理等に必要な経費、④用途廃止される合同宿舍に係る測量等手数料、地下埋設物調査業務委託費、土壤汚染調査業務委託費等の経費等が認められた。

ト．平成 28 年度

平成 27 年度の我が国経済は、アベノミクスの取組を柱とする経済財政政策の推進により、雇用・所得環境が改善し、原油価格の低下等により交易条件が改善する中で、緩やかな回復基調が続いていた。ただし、年度前半には中国を始めとする新興国経済の景気減速の影響等もあり、輸出が弱含み、個人消費及び民間設備投資の回復に遅れがみられた。政府は、「希望を生み出す強い経済」、「夢をつむぐ子育て支援」、「安心につながる社会保障」の実現に向け、平成 27 年 11 月に「一億総活躍社会の実現に向けて緊急に実施すべき対策」（以下、「緊急対策」という。）を取りまとめた。雇用・所得環境が改善する中、緊急対策等の効果もあって、景気は緩やかな回復に向かうことが見込まれていた。物価の動向をみると、原油価格等の下落の影響があるものの、経済の好循環が進展する中で、物価の基調は緩やかに上昇、この結果、平成 27 年度の実質国内総生産（実質 GDP）成長率は 1.2%程度、名目国内総生産（名目 GDP）成長率は交易条件の改善もあって 2.7%程度と見込まれていた。また、消費者物価（総合）は 0.4%程度の上昇と見込まれていた。

一方、我が国財政は、平成 27 年度予算では公債依存度が 38.3%にも及び、国・地方合わせた長期債務残高が平成 27 年度末において主要先進国中最悪の水準である対 GDP 比 207%程度になると見込まれ、極めて深刻な状況にあった。こうした厳しい財政事情の下、政府としては、2020 年度までの国・地方を合わせた PB の黒字化目標の達成に向けて、平成 27 年 6 月の「経済財政運営と改革の基本方針 2015」において、「経済・財政再生計画」を策定した。さらに、平成 27 年末に改革工程表を策定し、各歳出分野における歳出改革の具体的内容や実施検討時期を明らかにした。また、計画の中間時点である 2018 年度において、PB 赤字対 GDP 比△1%程度及び国の一般歳出の水準等の「目安」に照らし、改革の進捗状況を評価し、必要な場合は、デフレ脱却・経済再生を堅持する中で、歳出、歳入の追加措置等を検討し、2020 年度の財政健全化目標の達成に向けて取り組んだ。

平成 28 年度予算は、強い経済を実現するとともに、少子高齢化という構造的な問題について正面から取り組むことにより、将来への安全を確保し、誰もが生きがいを持って充実した生活を送ることができる「一億総活躍社会」の実現に向けた取組や、TPP を真に我が国の経済再生、地方創生に直結するものとするための取組といった喫緊の重要課題への対応に関しては、平成 27 年度補正予算での対応と併せて、「経済・財政再生計画」の趣旨や施策の優先順位を踏まえ、適切に対処した。また、東日本大震災からの復興を加速するとともに、我が国財政の厳しい状況を踏まえ、歳出全般にわたり、聖域なき徹底した見直しを行った。

平成 28 年度一般会計予算の規模は 96 兆 7,218 億円、対前年度当初予算額に対して 3,799 億円（0.4%）の増加となっている。うち、基礎的財政収支対象経費の規模は 73 兆 1,097 億円、対前年度当初予算額に対して 2,185 億円（0.3%）の増加となっている。また、一般歳出の規模は 57 兆 8,286 億円、対前年度当初予算額に対して 4,731 億円（0.8%）の増加となっている。

財務局予算は 57,431 百万円で、対前年度当初予算額に対して 565 百万円（1.0%）の減少となり、このうち人件費は 319 百万円（1.0%）の増加、物件費は 885 百万円（3.6%）の減少となっている。

総務・理財系統経費については、①再任用短時間勤務職員の増員に必要な経費、②財務局 LAN システムの機器更改に必要な経費、③横浜第 2 合同庁舎、神戸地方合同庁舎の庁舎維持管理・警備委託に係る市場化テストに必要な経費、④東海財務局本庁舎電話交換機更新工事等の老朽化した設備の更新等に必要な経費等が認められた。

また、管財系統経費については、①普通財産の管理及び処分のほか、無主離島管理に必要な期間業務職員の増員に必要な経費、②未利用国有地を民間等へ売却等するために必要な未利用地管理、物件整備、入札関係等に係る経費のほか、宿舍削減計画により廃止された宿舍の跡地処理等に必要な経費、③社会福祉分野における定期借地による国有地の活用のための建物及び工作物解体撤去に必要な経費、④用途廃止される合同宿舍に係る不法侵入防止柵等設置費、測量等手数料、地下埋設物調査業務委託等に必要な経費等が認められた。

チ．平成 29 年度

平成 28 年度の我が国経済は、アベノミクス取組の下、雇用・所得環境が改善し、緩やかな回復基調が続いていた。ただし、年度前半には海外経済で弱さがみられたほか、国内経済についても、個人消費及び民間設備投資は、所得、収益の伸びと比べ力強さを欠いた状況となっていた。政府は、デフレから完全に脱却し、しっかりと成長していく道筋をつけるため、平成 28 年 8 月に「未来への投資を実現する経済対策」を取りまとめた。雇用・所得環境の改善が続く中、これら経済対策等の効果もあって、景気は緩やかに回復していくことが見込まれていた。物価の動向をみると、これまでの原油価格の下落の影響等により前年比で伸びが低下し、この結果、平成 28 年度の実質国内総生産（実質 GDP）成長率は 1.3%程度、名目国内総生産（名目 GDP）成長率は 1.5%程度と見込まれていた。また、消費者物価（総合）は 0.0%程度になると見込まれていた。

一方、我が国財政は、平成 28 年度補正（第 2 号）後予算では公債依存度が 37.2%にも及び、国・地方合わせた長期債務残高が 28 年度末におい

て主要先進国中最悪の水準である対 GDP 比 209%程度になると見込まれるなど、極めて深刻な状況にあった。こうした厳しい財政事情の下、政府としては引き続き、平成 27 年 6 月の「経済財政運営と改革の基本方針 2015」において策定した「経済・財政再生計画」により、2020 年度までの PB 黒字化目標の達成に向けて取り組んだ。さらに、平成 27 年末に策定した改革工程表を平成 28 年末に改定し、計画期間（2016 年度～2020 年度）における各歳出分野の改革の具体的内容や実施検討時期を明らかにした。また、計画の中間時点である 2018 年度において、歳出改革の進捗状況を評価することとし、必要な場合は、デフレ脱却・経済再生を堅持する中で、歳出、歳入の追加措置等を検討し、2020 年度の財政健全化目標の達成に向けて取り組んだ。

平成 29 年度予算は、これまでも増して、構造改革は無論として、金融政策に成長指向の財政政策をうまく組み合わせることに留意する必要がある、財政健全化への着実な取組を進める一方、一億総活躍社会の実現のための子育て・介護や、成長戦略の鍵となる研究開発などの重要な政策課題について、必要な予算措置を講じるなど、メリハリの効いた予算とした。また、東日本大震災、熊本地震をはじめ、各地の災害からの復興や防災対応の強化を着実に進めた。平成 29 年度予算は、「経済・財政再生計画」の 2 年目に当たり、同計画に掲げる歳出改革等を着実に実行し、我が国財政の厳しい状況を踏まえ、引き続き歳出全般にわたり、聖域なき徹底した見直しを行った。

平成 29 年度一般会計予算の規模は 97 兆 4,547 億円、対前年度当初予算額に対して 7,329 億円（0.8%）の増加となっている。うち、一般歳出の規模は 58 兆 3,591 億円、対前年度当初予算額に対して 5,305 億円（0.9%）の増加となっている。

財務局予算は 58,594 百万円で、対前年度当初予算額に対して 1,163 百万円（2.0%）の増加となり、このうち人件費は 323 百万円（1.0%）の増加、物件費は 840 百万円（3.5%）の増加となっている。

総務・理財系統経費については、①再任用短時間勤務職員及び期間業務職員（事務補佐員）の増員に必要な経費、②広島合同庁舎における入退館システムの更新に必要な経費、③和歌山地方合同庁舎及び高松地方合同庁舎の庁舎新営等に伴う初度備品費等の経費、④長野第 2 地方合同庁舎中央監視装置更新工事等の老朽化した設備の更新等に必要な経費等が認められた。

また、管財系統経費については、①普通財産の管理及び処分等に必要な期間業務職員の単価見直しに必要な経費、②未利用国有地を民間等へ売却等するために必要な未利用地管理、物件整備、入札関係等に係る経費のほか、宿舍削減計画により廃止された宿舍の跡地処理等に必要な経費、

③未利用国有地の売却後に地下埋設物等の瑕疵が発見された場合等に必要
な賠償金の増、④合同宿舍の維持管理のための緊急・小規模修繕に必要な
経費等が認められた。

リ．平成 30 年度

平成 29 年度の我が国経済は、アベノミクスの推進により、雇用・所得
環境の改善が続く中で、緩やかな回復基調が続いていた。海外経済が回復
する中で、輸出や生産の持ち直しが続くとともに、個人消費や民間設備投
資が持ち直すなど民需が改善し、経済の好循環が実現しつつあった。政府
は、持続的な経済成長の実現に向け、「生産性革命」と「人づくり革命」
を車の両輪として、少子高齢化という最大の壁に立ち向かうため、平成 29
年 12 月に「新しい経済政策パッケージ」を策定した。あわせて、追加的
財政需要に適切に対処するため、平成 29 年度補正予算を編成した。雇用・
所得環境の改善が続く中、各種政策の効果もあって、景気は緩やかに回復
していくことが見込まれていた。物価の動向をみると、原油価格の上昇の
影響等により、消費者物価（総合）は前年比で上昇し、この結果、平成 29
年度の実質国内総生産（実質 GDP）成長率は 1.9%程度、名目国内総生
産（名目 GDP）成長率は 2.0%程度と見込まれていた。また、消費者物
価（総合）は 0.7%程度の上昇と見込まれていた。

一方、我が国財政は、平成 29 年 12 月の「新しい経済政策パッケージ」
に基づき、「人づくり革命」に必要となる財源として、令和元年 10 月の消
費税率 10%への引上げによる財源を活用し、教育負担の軽減・子育て層
支援・介護人材の確保等と、財政再建とに、それぞれ概ね半分ずつ充当す
ることとした。この結果、2020 年度の PB 黒字化目標の達成は困難とな
った。我が国財政は、国・地方の債務残高が GDP の 2 倍程度に膨らみ、
なおも更なる累増が見込まれ、また、国債費が毎年度の一般会計歳出総額
の 2 割以上を占めるなど、引き続き、厳しい状況にあった。このような状
況の中、財政再建の旗は決して降ろさず、不断の歳入・歳出改革努力を徹
底し、PB の黒字化を目指すという目標自体はしっかりと堅持した。

平成 30 年度予算は、これまでも増して、構造改革は無論として、金
融政策に成長指向の財政政策をうまく組み合わせることに留意する必要
があり、財政健全化への着実な取組を進める一方、「子育て安心プラン」
を踏まえた保育の受け皿整備など「人づくり革命」の推進や、「生産性革
命」の実現に向けた企業による設備や人材への力強い投資、研究開発・イ
ノベーションの促進など重要な政策課題について、必要な予算措置を講
じるなど、メリハリの効いた予算を編成した。また、アベノミクス「新・
三本の矢」に沿って、一億総活躍社会実現の取組を加速するとともに、東
日本大震災、熊本地震をはじめ、各地の災害からの復興や防災対応の強化

を着実に進めた。平成 30 年度予算は、「経済・財政再生計画」（「経済財政運営と改革の基本方針 2015」第 3 章）における集中改革期間の最終年度であり、同計画に掲げる歳出改革等を着実に実行した。改革工程表を十分踏まえて歳出改革を着実に推進するとの基本的考え方に立ち、その取組を的確に予算に反映した。また、予算編成に当たっては、我が国財政の厳しい状況を踏まえ、引き続き、歳出全般にわたり、聖域なき徹底した見直しを行った。

平成 30 年度一般会計予算の規模は 97 兆 7,128 億円、対前年度当初予算額に対して 2,581 億円（0.3%）の増加となっている。うち、一般歳出の規模は 58 兆 8,958 億円、対前年度当初予算額に対して 5,367 億円（0.9%）の増加となっている。

財務局予算は 59,168 百万円で、対前年度当初予算額に対して 575 百万円（1.0%）の増加となり、このうち人件費は 563 百万円（1.7%）の増加、物件費は 12 百万円（0.0%）の増加となっている。

総務・理財系統経費については、①再任用短時間勤務職員の増員及び期間業務職員（事務補佐員）の単価見直しに必要な経費、②財務局 W A N 回線の更改に必要な経費、③帯広第 2 地方合同庁舎及び小倉合同庁舎の庁舎新営等に伴う移転経費、初度備品費等の経費、④湯島地方合同庁舎外壁改修工事等の老朽化した設備の更新等に必要な経費等が認められた。

また、管財系統経費については、①普通財産の管理及び処分等に必要な期間業務職員の単価見直しに必要な経費、②国有地の定期借地（貸付）による介護等施設の整備を促進するための建物等解体撤去に必要な経費、③未利用国有地の売却後に地下埋設物等の瑕疵が発見された場合等に必要な賠償金、④ P F I 事業終了に伴う維持管理経費の増加分反映等による合同宿舍管理費の増加に要する経費等が認められた。

ヌ．令和元年度

平成 30 年度の我が国経済は、緩やかな回復が続いていた。輸出はおおむね横ばいとなっていたものの、企業収益が過去最高を記録する中で設備投資が増加するとともに、雇用・所得環境の改善により個人消費の持ち直しが続くなど、経済の好循環は着実に回りつつあった。ただし、昨年夏に相次いだ自然災害により、個人消費や輸出を中心に経済は一時的に押し下げられた。政府は、一連の自然災害の被災地の復旧・復興を全力で進めるため、平成 30 年度第 1 次補正予算を迅速かつ着実に実施した。あわせて、防災・減災、国土強靱化のための緊急対策に速やかに着手するなど、追加的な財政需要に適切に対処するため、平成 30 年 12 月に平成 30 年度第 2 次補正予算を編成した。今後についても、雇用・所得環境の改善が続く中、各種政策の効果もあって、景気は緩やかに回復していくことが見込

まれた。物価の動向をみると、年度前半の原油価格上昇の影響等により、消費者物価（総合）は前年比で上昇していた。この結果、平成 30 年度の実質国内総生産（実質 GDP）成長率は 0.9%程度、名目国内総生産（名目 GDP）成長率は 0.9%程度と見込まれた。また、消費者物価（総合）は 1.0%程度の上昇と見込まれた。

一方、我が国財政は、国・地方の債務残高が GDP の 2 倍程度に膨らみ、なおも更なる累増が見込まれ、また、国債費が毎年度の一般会計歳出総額の 2 割以上を占めるなど、引き続き、厳しい状況にあった。こうした厳しい財政事情の下、政府としては、平成 30 年 6 月の「経済財政運営と改革の基本方針 2018」において、「新経済・財政再生計画」を策定し、2025 年度の国・地方を合わせた P B の黒字化目標を策定した。さらに、平成 30 年末に改革工程表を策定し、各歳出分野における改革工程を具体化した。経済・財政一体改革の進捗については、新計画の中間時点（2021 年度）において評価を行い、2025 年度の P B 黒字化実現に向け、その後の歳出・歳入改革の取組に反映することとしている。

令和元年度予算は、引き続き、構造改革はもとより、金融政策に成長指向の財政政策をうまく組み合わせることに留意する必要があった。財政健全化への着実な取組を進める一方、上記の基本的考え方に沿って、幼児教育の無償化をはじめとする「人づくり革命」の推進や第 4 次産業革命の技術革新等を通じた「生産性革命」の実現に向けての設備・人材などへの力強い投資、研究開発・イノベーションの促進など重要な政策課題への対応に必要な予算措置を講ずるなど、メリハリの効いた予算とした。また、令和元年 10 月の消費税率の引上げに伴う対応については、引上げ前後の消費を平準化するための十分な支援策を講ずるなど、あらゆる施策を総動員し、経済の回復基調が持続するよう、令和元・2 年度当初予算において臨時・特別の措置を講じることとしている。令和元年度予算は、新経済・財政再生計画で位置付けられた、社会保障改革を軸とする基盤強化期間の初年度となる予算である。同計画に基づき、歳出改革等に着実に取り組み、社会保障関係費や非社会保障関係費等について歳出改革の取組を継続するとの方針の下、我が国財政の厳しい状況を踏まえ、引き続き、歳出全般にわたり、聖域なき徹底した見直しを行った。

令和元年度一般会計予算の規模は 101 兆 4,571 億円、対前年度当初予算額に対して 3 兆 7,443 億円（3.8%）の増加となっている。なお、消費税率の引上げに伴う「臨時・特別の措置」（2 兆 280 億円）を除くと 99 兆 4,291 億円、対前年度当初予算額に対して 1 兆 7,163 億円（1.8%）の増加となっている。

うち、一般歳出の規模は 61 兆 9,639 億円、対前年度当初予算額に対して 3 兆 680 億円（5.2%）の増加となっている。なお、臨時・特別の措置

を除くと 59 兆 9,359 億円、対前年度当初予算額に対して 1 兆 401 億円（1.8%）の増加となっている。

財務局予算は 60,611 百万円で、対前年度当初予算額に対して 1,442 百万円（2.4%）の増加となり、このうち人件費は 478 百万円（1.4%）の増加、物件費は 964 百万円（3.9%）の増加となっている。

総務・理財系統経費については、①再任用短時間勤務職員の増員及び期間業務職員（事務補佐員）の単価見直し等に必要な経費、②各庁舎において保管されている蛍光灯安定器等のポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物を処分するために必要な経費、③障害者雇用に係る障害者用トイレ整備等の執務環境整備等に必要な経費、④函館第 2 地方合同庁舎の庁舎新営等に伴う移転経費、初度備品費等の経費、⑤さいたま新都心合同庁舎 1 号館 LED 交換工事等の老朽化した設備の更新等に必要な経費等が認められた。

また、管財系統経費については、①未利用国有地を民間等へ売却等するために必要な未利用地管理、物件整備、入札関係等に係る経費のほか、宿舍削減計画により廃止された宿舍の跡地処理等に必要な経費、②未利用国有地の売却後に地下埋設物等の瑕疵が発見された場合等に必要な賠償金の増、③九段会館の有償貸付を行ったことに伴う国有資産所在市町村交付金の増、④合同宿舍の管理における消費生活用製品安全法に基づく法定点検に必要な経費等が認められた。

< 第 6 節 広報 >

1. 財務局広報の基本的な考え方
2. 社会保障・税一体改革広報活動
3. その他の広報活動
4. 意見交換、講演会等
5. 多重債務相談窓口
6. 財務局ホームページ

1. 財務局広報の基本的な考え方

財務局は、地方における財務省・金融庁の窓口として、本省庁の施策を地域に「広報」するとともに、地域の意見・要望や実情を的確かつ迅速に本省庁に「伝達」し、効果的な施策の形成に寄与していくこととしている。

こうした観点から財務局広報は、財務省及び財務局の所掌事務に関する重要な施策や関係法令等の内容について、地域の各界各層に情報提供や説明を行うことにより理解を深めるとともに、これらの施策等に対する意見等を収集し、施策等の企画立案・運営に資すること、及び地域における財務局の役割について、地域の各界各層の認識・理解を深めることを主な目的としている。

2. 社会保障・税一体改革広報活動

社会保障・税一体改革については、消費税が段階的に引き上げられる一方、消費税により賄われる財源に応じて年金・医療・介護・子育てといった社会保障4分野の充実化・効率化策が順次実施される息の長い改革であるため、その広報は政策の進捗に応じた適時適切な活動が必要とされている。

近年における活動概要は次の通り。

イ. 平成 25 年 10 月～

消費税率 8 % への引上げ判断後は、本省指示のもと財務局の総力を挙げ、地方公共団体、地域金融機関、経済・商工団体、マスコミ、大学といった地域経済・社会の中核となる主体を中心に、一体改革の必要性、経済政策パッケージ、転嫁対策等に関し、積極的な広報を実施。

ロ. 平成 26 年 2 月～6 月

厚生労働省、経済産業省、財務省から講師を招いた地方説明会を全都道府県で開催。

ハ. 平成 27 年 1 月～

我が国の財政の現状や中長期的な財政健全化の必要性などの理解を国民全体に幅広く浸透させていくことを念頭に、主婦層・子育て世代、大学・若年層、NPO 法人などこれまで接触機会の少なかった層へのアウトリーチを拡大。

ニ. 平成 27 年 10 月～

若年層向け広報活動として、全国の小中高校生を対象に財政に興味関心を持つきっかけを提供するため、アクティブラーニングの要素を取入れたニュートラルな主権者教育として「財政教育プログラム」を展開。

ホ. 平成 28 年 7 月～

財政教育プログラムの P R 等に注力し、主なターゲットであった附属学校以外に公立・私立校にも取組みを拡大。また、国税局との連携を深化。

子育て世代向け広報については、新規アプローチ先拡大や資料のブラッシュアップを重ねた。

ヘ. 平成 29 年 7 月～

若年層及び子育て世代に対する広報を重点的に実施。他の広報先については、従来からの関係を踏まえつつ、濃淡をつけて対応。

ト. 平成 30 年 11 月～

平成 31 年 10 月の消費税率 10%への引上げに向けて、「なぜ消費税率を引き上げる必要があるのか」「消費税率引上げ分の増収はどのように使われるのか。」「引上げによって具体的にどのような政策が実現されるのか」等の論点にポイントを絞って作成された説明資料を用いて、地元の経済界や地方紙の関係者との面会、講演等、若しくは子育て世代向け広報の機会を捉えて資料を交えて説明。

3. その他の広報活動

前述の広報活動のほか、財務局では金融リテラシー教育や特殊詐欺防止の啓発活動などの金融関係広報やパンフレット等の配布を通じた個人向け国債に関する広報、プレスリリースやポスター掲示等、記念通貨に関する広報活動を行っている。

4. 意見交換、講演会等

(1) 車座ふるさとトーク（政務による意見交換会）

車座ふるさとトークは、安倍内閣として、大臣、副大臣、政務官が地域に赴き、現場の方々と少人数での車座の対話を行い、生の声をつぶさに聴いて、政策に活かすとともに、政府が取り組んでいる重要施策について説明するものであり、開催地の管轄財務局が本省担当者とともに開催準備や当日の運営を担当している。

【車座ふるさとトークの開催状況】

局名	開催日	開催地	出席者
中国	平成 25 年 6 月 28 日	岡山県岡山市	山口副大臣
近畿	平成 25 年 11 月 14 日	大阪府東大阪市	葉梨大臣政務官

九州	平成 26 年 3 月 15 日	大分県大分市	古川副大臣
関東	平成 26 年 9 月 30 日	埼玉県さいたま市	御法川副大臣
中国	平成 27 年 5 月 13 日	山口県下関市	宮下副大臣
関東	平成 27 年 11 月 30 日	東京都青梅市	岡田副大臣
四国	平成 28 年 4 月 21 日	高知県高知市	坂井副大臣
近畿	平成 28 年 11 月 28 日	滋賀県彦根市	木原副大臣
東海	平成 29 年 6 月 8 日	愛知県豊田市	大塚副大臣
中国	平成 29 年 11 月 13 日	広島県福山市	うえの副大臣
関東	平成 30 年 5 月 21 日	長野県松本市	長峯大臣政務官
東海	平成 30 年 11 月 19 日	静岡県静岡市	伊佐大臣政務官

(3) 財務局幹部による講演会等

上記のほか、広報の重要性にかんがみ、所管する業務内容を説明するとともに、財務省・金融庁・財務局が直面する諸問題などについて、地域の各界各層への理解を深めることを目的として、各財務局等の幹部職員による講演を行っている。

(4) その他の講演等

財務局等幹部は、地方公共団体、経済団体等が主催する会合等に積極的に出席し、財務局が直面する諸問題に関し、適宜講演を行っているほか、各種団体等からの講師派遣要請に積極的に応じている。

(5) 刊行物の発行

財務局では、所管業務、地域の経済情勢等について、「経済統計月報」「経済統計年報」等の経済関係資料を定期的に発表することにより地域経済への還元等を図っている。

また、財務局では四半期ごとに「広報誌（季報）」を発行し、財務省・金融庁の重要施策等の広報に努めている。

(6) 記者発表及び資料提供

新聞、放送等のマスメディアは広報媒体として重要な役割を果たしていることから、これらの報道機関へは不断の接触を通じ財務省・金融庁・財務局の諸施策等について、財務局長等幹部のレク、報道発表及び業務資料の提供や各種講演会等の案内など、諸情報の提供を積極的に行っている。

(7) 財務行政モニター

平成 4 年 6 月に創設した財務行政モニター制度に基づき、財務行政モニター会議を開催するなどにより、財務省の施策等に対する意見の把握等情報収集を行ってきた。

しかし、地域連携、地方創生支援の取組が進展するにともない、各財務局等ではプラットフォームが構築されるなど意見聴取や情報交換の場が拡充してきたことから、平成 29 年 6 月 23 日付事務連絡「財務行政モニターの廃止について」に基づき、平成 30 年 3 月 31 日をもって廃止された。

5. 多重債務相談窓口

深刻化している多重債務問題の解決を図るため「多重債務問題改善プログラム（平成 19 年 4 月 20 日多重債務者対策本部決定）」が策定され、財務局などにおいても相談体制の強化、相談内容の充実を図ることとされた。これを受け、平成 20 年 4 月以降全国で専門相談員（令和元年度では 46 名）を配置し対応している。

6. 財務局ホームページ

財務局等では、平成 9 年から 11 年にかけて順次ホームページを開設し、管内経済情勢報告、景気予測調査結果、国有財産関係情報、金融・証券関係情報、地方創生・地域連携関係情報などの財務局所管情報について電子的手段により積極的な提供に努めている。

平成 28 年 4 月に施行した障害者差別解消法及び障害者基本法に基づく障害者基本計画（第 3 次）では、情報アクセシビリティの向上促進が求められており、特に行政機関においては、障害者からの合理的配慮要求への対応が義務付けられている。

また、情報発信の強化及び災害時における情報発信手段の確保のために Twitter 及び Facebook を開設し Web サイトへの情報掲載とともに、ソーシャルメディアを積極的に併用している。

＜ 第 7 節 職員の団体 ＞

1. 組織の概要
2. 活動の歴史

1. 組織の概要

全財務労働組合（全財務）は、昭和 29 年 10 月の発足以来 65 年間、財務局職員の唯一の全国組織として現在に至っており、平成 31 年 4 月現在において、中央本部のもとに、10 地区本部、61 支部で構成され、組合員数は約 2,400 名（組合加入率約 69%）となっているが、組合員数・加入率はともに減少傾向が続いている（平成 21 年 4 月時点の組合員数は約 3,100 名（組合加入率約 82%））。

また、全財務は、全大蔵労働組合連絡協議会（全大蔵労連…全財務、財務職組、税関労組、国税労組など財務省関係の八つの組織からなる協議会）に平成元年 11 月に加盟しているほか、平成 13 年 10 月に発足した国公関連労働組合連合会（国公連合）に同日付で加盟、更に、国公連合を通じて日本労働組合総連合会（連合）に平成 15 年 10 月に加盟している。

2. 活動の歴史

全財務は、定員削減をはじめとした行政改革、公務員制度改革の流れの中で、財務局の定員確保、組合員の雇用・労働条件の確保を重点課題として、この 10 年の活動を進めてきた。

財務局の職場環境、組合員の処遇を巡っては、給与、各種手当や宿舍等に関する様々な制度改正等が行われてきたが、全財務では、組合員の雇用・労働条件を確保するため、共闘関係にある国公連合及び連合とも連携しながら各方面への要請活動を行っている。

財務局の定員・実員を巡っては、総人件費削減政策の下、数次にわたる定員合理化計画や国有財産部門における定員純減計画が実行されており、ここ 10 年においては、国の行政機関の機構・定員管理に関する方針や国家公務員の新規採用抑制に基づいて、更なる定員合理化が進められている一方で、地方創生・少子高齢化対応、情報通信技術の進展等に伴い激変する金融への対応等、財務局に求められる役割の重要性は増すばかりであり、業務負担が増加してきているとして、財務局の定員確保の必要性について理解を求めるべく、国会議員及び内閣人事局等の関係機関に対し各種要請行動を行っている。

また、全財務では、中央本部、地区本部、支部、各階層ごとに毎年、定期的に実施している所属長との労使交渉等を通じて、財務局の職場で働く職員の職場環境改善を図っている。

（財務局の職場環境・定員に関する制度改正等）

- ・平成 22 年 5 月 国家公務員の新規採用抑制方針（人件費抑制のため平成 23～25 年度実施）
- ・平成 23 年 12 月 国家公務員宿舍の削減計画（5 年間で 5.6 万戸程度の削減等）

- ・平成 24 年 2 月 国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律（東日本大震災から復興予算の捻出等を理由とした人件費削減、2 年間実施）
- ・平成 24 年 11 月 国家公務員宿舎使用料の見直し（宿舎に係る歳出に見合う水準までの使用料の段階的引上げ）
- ・平成 24 年 11 月 国家公務員退職手当法の一部改正（官民比較調査結果等を踏まえた支給水準の引下げ）
- ・平成 25 年 8 月 給与制度の総合的な見直し（地域間・世代間の給与配分の見直し等）
- ・平成 26 年 7 月 国の行政機関の機構・定員管理に関する方針（平成 27 年度以降 5 年間で 10%以上の定員削減）

＜ 第 8 節 地域連携の取組 ＞

1. 財務局における地域連携の取組の推進
2. 地方創生と地域連携
3. 体制整備等
 - (1) 財務局における地域連携推進体制
 - (2) 地方創生コンシェルジュ制度
4. 地域連携・地方創生支援の取組
 - (1) 職員の意識醸成
 - (2) プラットフォームの構築
 - (3) 地域の各主体との連携強化
 - (4) 若手職員の活躍
 - (5) 情報の発信

1. 財務局における地域連携の取組の推進

財務局のあり方については、平成 22 年に『財務局の使命と求められる職員像』として整理され、その中で、財務局とその職員の使命は、財務省及び金融庁の施策の「実施」、同施策の地域への「広報」、地域の意見・要望や地域経済の実態の「伝達」、これらを通じた「地域貢献」により、我が国経済の発展と国民生活の安定・向上に資することとされている。

財務局はこの使命を達成するため、「実施」、「広報」、「伝達」の機能を「地域貢献」につなげるべく、財務局の機能を強化していく必要があり、また、この機能強化のためには、地域の各主体とのネットワークを形成し活用していくこと（地域連携）が求められている。

こうした観点から、財務局は、平成 24 年度からは、その使命である地域貢献を果たすため、地域の主体が自発的・積極的に参加する双方向の意見交換の場としてのプラットフォームを構築するなど、地域の特性やニーズに応じた地域連携の取組を積極的に実施し、財務局の機能強化に努めている。

～財務局の使命と求められる職員像～

財務局は、財務省の総合出先機関として、また、金融庁からの事務委任を受け、財政、国有財産や金融等に関する施策を実施します。

さらに、財務省及び金融庁の施策を地域に広報するとともに、地域の意見・要望や地域経済の実態を財務省及び金融庁に的確かつ迅速に伝達し、効果的な施策の形成に寄与します。

また、地域の特性を踏まえた施策の実施を通じて、地域貢献に努めます。

以上により、金融機能の安定や通貨の信認を確保し国民の資産を守るなど国民生活の安定・向上と我が国経済の発展に貢献します。

※ 災害等発生時には、地方公共団体に対する貸与可能な国有財産の情報提供や金融機関に対する預金引出し特例措置の要請等を行うとともに、台風及び地震等により被災した道路・河川等の災害復旧事業費を決定するために災害査定の立会を行うほか、災害復旧のために地方公共団体に財政融資資金を供給するなど、被災地域の安定・回復のために尽力します。

2. 地方創生と地域連携

平成 26 年 11 月、少子高齢化の進展に的確に対応し、人口の減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくため

に、まち・ひと・しごと創生に関する施策を総合的かつ計画的に実施することを目的とした「まち・ひと・しごと創生法」が施行され、同年 12 月には「まち・ひと・しごと創生総合戦略について」が閣議決定された。この総合戦略では、各地方公共団体は自立につながる地方版総合戦略を策定し、国は「情報支援」・「財政支援」・「人材支援」を切れ目なく展開することが求められている。

こうした中で、財務局は、地域連携の取組において、経済調査、予算執行調査、金融機関へのヒアリング、財務状況把握や国公有財産の最適利用に向けた地方公共団体等との協議など所管業務を通じた独自のツールや強みを有効に活用しつつ、把握した情報を基に地域の主体どうしの「つなぎ役」を果たしているところであるが、地方創生に向けた地方公共団体の取組が具体化したことを受けて、財務局には各地域における地方創生支援についても求められてきている。

このため各財務局は、これまでに地域で築いてきているネットワークを一層活用して、地域の実情に応じた地方公共団体の地方創生の取組についても積極的に支援している。

3. 体制整備等

(1) 財務局における地域連携推進体制

財務局における地域連携推進の体制強化の観点から、平成 27 年度から地域連携に係る機構定員の充実が図られており、平成 30 年度までには全財務局に「企画調整官」が配置されるとともに、全財務局及び全財務事務所（小樽、北見出張所を含む）には「企画係」が配置された。

(2) 地方創生コンシェルジュ制度

平成 27 年 2 月、地方公共団体が地方版総合戦略策定の取組を行うにあたり、国の機関が各地に「相談窓口」を設けて積極的に支援する地方創生コンシェルジュ制度が導入された。

財務省においても地方支分部局である各財務局及び財務事務所、出張所に地方創生コンシェルジュを配置し、地方公共団体等からの照会や各種相談等に対応している。

4. 地域連携・地方創生支援の取組

(1) 職員の意識醸成

財務局のあり方について財務局の使命が明確化されたことを踏まえて、平成 25 年 6 月には事務次官から財務局全職員に対して機能強化と地域連携に関するメッセージ「財務局の皆さんへ（財務局の機能強化と地域連携の推進）」が発信され、財務局職員の地域連携推進に対する意識の醸成を図っている。

～財務局の皆さんへ（財務局の機能強化と地域連携の推進）【抜粋】～

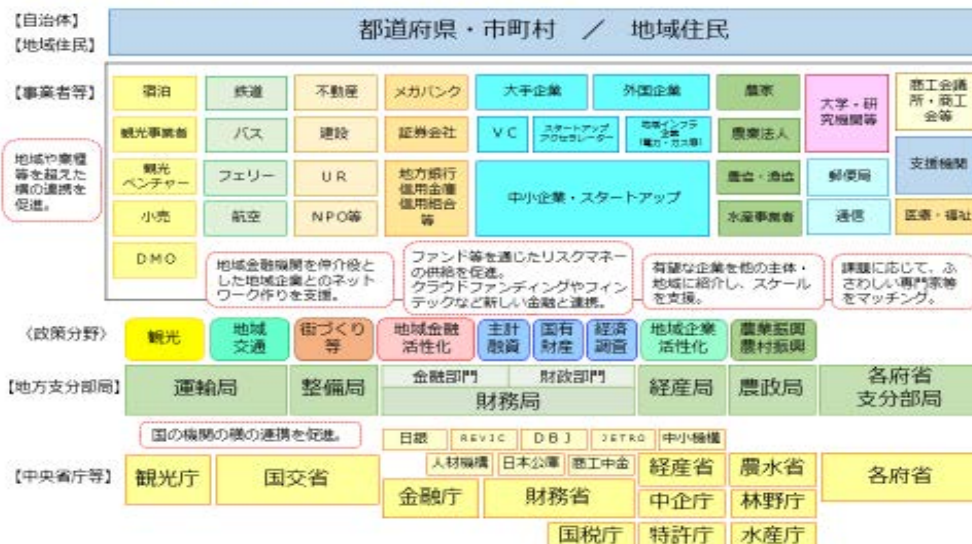
- ◎ 財務局は、実施、広報、伝達の機能を地域貢献につなげるべく、相互に密接に関連させながら、強化していくことが必要です。
- ◎ 財務局がこれらの機能をより効果的に発揮していくためには、地域連携、すなわち、地域の主体（地方公共団体、経済界・企業・金融機関、マスコミ、学界・教育機関、地域住民の方々など）とのネットワークを形成し、活用していくことが必要です。

また、財務省においても、財務局の地域連携の取組に資する情報を随時提供するなどの支援を実施している。さらに、財務局が進めてきた地域連携のあり方について「地域経済エコシステムの形成」という形で可視化・図示化してコンセプトを理解しやすくした資料をホームページで公表したほか、経団連、金融庁、経済産業省と地方創生イベントを開催するなど、財務局と地域内外の各主体との連携強化をサポートしている。

～地域経済エコシステムと財務局～

【地域経済エコシステムと財務局】

（イメージ図）



※地域経済エコシステム・・・ある地域において、企業、金融機関、地方自治体、政府機関などの各主体が、それぞれの役割を果たしつつ、相互補完関係を構築するとともに、地域外の経済主体等とも密接な関係を持ちながら、多面的に連携・共創してゆく関係。
 ※地域経済エコシステムは、時代とともに常に変化するものであり、上記に例示した関係者も変化し得る。

～地方創生イベント「ENGINE!日本のミライと出会う場所」～

平成 31 年 1 月、東京の経団連会館において、財務省・財務局と経団連、金融庁、経済産業省との共催でシンポジウム&ミートアップイベントを開催。全国各地から企業、金融機関、地方公共団体等の関係者約 400 名が参加した。



(2) プラットフォームの構築

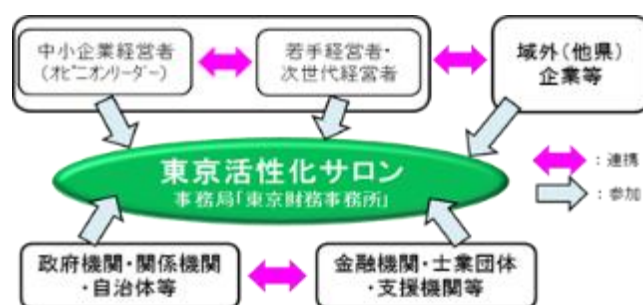
財務局は、構築してきたネットワークを活用し、地域の各主体が自発的・積極的に意見交換を行える場（プラットフォーム）を提供するなど、日頃からの交流を通じた双方向でのコミュニケーションの深化に努めている。

また、プラットフォームでの議論を契機に地方公共団体や企業が地域活性化策の実現に向けて具体的な検討に入る動きや、参加者同士の新たな連携が発生するなどの成果もみられるようになってきたほか、参加者の要望を踏まえ、特定のテーマで少人数での会合を開催するなど地域の課題やニーズを汲み取った取組の更なる深化がみられる。

～事例（東京財務事務所「東京活性化サロン」）～

地域の活性化に貢献すべく、東京都内で活動する次世代の中小企業家（若手経営者等）、地方公共団体、政府関係機関、各種支援機関等との異業種分野の交流の場（プラットフォーム）を平成 26 年 11 月より提供（平成 27 年 4 月から「東京活性化サロン」として開催）。

平成 28 年度からは、参加者の様々なニーズにタイムリーかつきめ細やかに対応すべく、新たに「東京活性化ミニサロン」を立ち上げた。



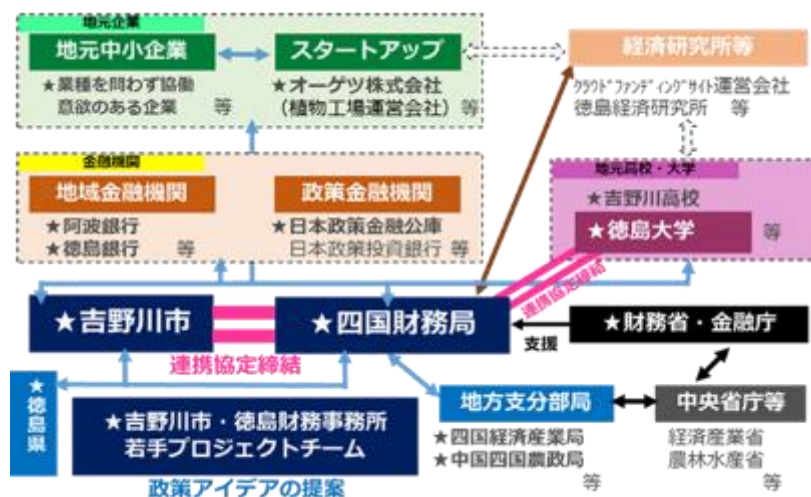
(3) 地域の各主体との連携強化

従来からの取組におけるネットワークの構築・深化を踏まえ、プラットフォームにおける効果的・効率的な取組に向けて地域のニーズに対応した連携強化を図り、地方公共団体等が行う地方創生・地域活性化の取組について各種ヒアリングなどを通じ、地方版総合戦略の事業展開に向けた具体策を積極的に支援している。

～事例（徳島財務事務所「吉野川市☆地域経済エコシステム」）～

吉野川市と徳島財務事務所の若手職員が作り上げた政策アイデアが、内閣府のコンテストで、地方創生担当大臣賞を受賞。同市と連携協定を締結し、アイデア実現に向けたワークショップを開催。

地域の各主体との「つなぎ役」として、「吉野川市☆地域経済エコシステム」における共通価値の創造を目指す。



(4) 若手職員の活躍

当初は財務局幹部が中心であった地域連携の取組は、地域のプラットフォームの設計やマネジメントを工夫することにより、若手職員を中心としたボトムアップの取組が形成され、活発化してきている。

若手職員による取組については、全国の財務局・財務事務所・出張所においてプロジェクトチームの立ち上げ機運が高まっており、地域連携推進や地方創生支援に関する企画立案から実行までを自主的・主体的に進めている。

～事例（近畿財務局「ちほめんの活躍」）～

若手・中堅職員が主体的に活動できる体制として、登録制の「ちほめん（地方創生企画推進メンバー）」を結成。地方創生に取り組む地域の若年層と協働して企画を立案することで、企画内容を多様化。

また、イベント結果は「ちほめん NEWS」として公表し、地域の P R を兼ねて取組を広く情報発信している。



(5) 情報の発信

財務局の取組にかかる情報発信については、従来のホームページ公表に加え、財務局が関わっている地域連携の取組への参加者が、自発的に SNS で情報発信するなどのケースもみられるようになってきている。

また、各財務局の地域連携の取組をより多くの地域の方々に情報発信して財務局の認知度を高めるとともに、地域経済活性化の一助となるように

平成 26 年度より『全国財務局の地域連携事例集』を策定し公表している。

< 第 9 節 事務の効率化・情報公開制度等 >

1. 財務局提案制度等
 - (1) 財務局提案制度
 - (2) 表彰制度
 - (3) 事務考査
2. 財務局の行政情報化
 - (1) 行政情報化システムについて
 - (2) 行政情報化システムの現状
3. 公文書管理

1. 財務局提案制度等

財務局における効果的・効率的な行政の実現、適正な業務執行を確保していくため、業務の効率性向上等を目指した業務改善の提案制度及びそのような財務局の取組に対する表彰制度の運用に加え、財務局事務の事務運営及びその執行状況等にかかる考査などを実施している。

(1) 財務局提案制度

財務局提案制度は、財務局の事務運営に関し、財務局職員の創意工夫により、財務局の果たす機能の一層の発揮又は業務の効率性向上を目指した業務改善を図ることを目的としている。

平成 22 年 4 月にまとめられた「財務省が変わるための 50 の提言」を受け、各局に「業務改善委員会」及び「提言ポスト」が設置された。それらを踏まえて、「財務局提案及び表彰制度について」（通達）に基づく提案と事務連絡に基づく提案とを一本化した「財務局提案制度について」（通達）を平成 22 年 12 月 13 日付で発出した。

働き方改革を踏まえつつ、定員事情が厳しい中で適切に業務を遂行していくためには、本提案制度を通じた業務運営の見直しや業務量の削減に取り組むことが重要になってきている。

(2) 表彰制度

表彰制度は、業務改善及び地域連携等の取組みに関して、特に優れた功績のあった財務局職員又は部局を表彰することにより、財務局の果たす機能の一層の発揮と業務の効率性向上に対する問題意識を喚起させ、もって職員の業務改善や地域連携等に対する意欲の高揚を図ることを目的としている。

従前より「財務局提案制度及び表彰制度について」（通達）で運用されていたが、上記のとおり「財務局提案制度について」（通達）の発出に合わせて、「財務局の業務改善に関する表彰制度について」（通達）を平成 22 年 12 月 13 日付で発出した。

その後、累次の改正により、平成 24 年度表彰分からは従前の業務改善の取組に加えて地域連携等の取組が対象となったほか、平成 26 年度表彰分からは理財局表彰制度（国有財産行政）が廃止されて当該表彰制度に統合された。

また、表彰者については、平成 26 年度表彰分までに事務次官、内部部局の長、財務総合政策研究所長、地方課長とする現在の制度に整理された。

(3) 事務考査

地方課業務調整室では、「財務局所掌事務考査規則」（平成 13 年財務省訓

令第 6 号) 等に基づき、効果的・効率的な行政の実現、適正な業務執行を確保するため、財務局事務の事務運営及びその執行状況等の考査を行っている。

本省事務考査テーマ一覧（平成 21～30 年度）

年度	考査テーマ
21 年度	財務局における融資事務の現状と課題
22 年度	財務局の地域連携の進め方について
23 年度	財務事務所の機能強化～地域連携推進の視点を踏まえて
24 年度	地域連携の深化～ネットワークの維持・強化
25 年度	財務局の「広報」「伝達」機能強化～情報の有効活用
26 年度	財務局の事務運営方針について
27 年度	内部管理事務等の業務改革
28 年度	災害（大規模地震）に備えた財務局の体制等の見直し
29 年度	金融業務における事務効率
30 年度	財務局における金融業務の機能発揮

2. 財務局の行政情報化

（1）行政情報化システムについて

国の行政事務については、「行政情報化推進基本計画」（平成 6 年 12 月 25 日閣議決定、平成 9 年 12 月 20 日改定）に基づき、各省において LAN システムの整備等を行い、情報通信技術の活用による事務・事業の簡素化・効率化、行政運営の高度化を推進してきた。

財務局においては、平成 9 年度に近畿財務局の本局職員に一人 1 台のパソコンを配備して以降、順次、各財務局に展開し、平成 13 年度に全財務局職員への配備完了により財務局行政情報化 LAN システム（以下、「財務局 LAN」

という。) ネットワークが完成している。

主な機能としては、文書の作成、ファイル共有、電子メール等の機能のほか、インターネット及び政府共通ネットワークへの接続環境を提供するとともに、個別業務システム（財務省、金融庁が整備する業務システム、府省共通システム等）を使用する場合における情報通信の共通基盤としての役割を担うなど、財務局が所管する行政事務を遂行するために必要不可欠な情報システムとなっている。

（2）行政情報化システムの現状

「財務局 L A N」で利用される主な府省共通システムは、平成 20 年度から専用端末等が廃止された「官庁会計システム」に加え、平成 24 年度以降、「一元的な文書管理システム」、「旅費等内部管理業務共通システム」などが順次導入されている。

また、「財務局 L A N」は 4 年ごとに更新を行っており、更新の機会等を捉え、ウィルス検知機能や通信監視機能の導入など情報セキュリティ対策や職員利便性の向上を図っている。

平成 29 年の更新では、「世界最先端 I T 国家創造宣言」（平成 25 年 6 月 14 日閣議決定）に基づき、情報システム運用コストの低減及び情報のデジタル化（ペーパーレス化）の推進、職員のワークスタイル変革等を目的とし、全国のファイル共有サーバの集約化を図るとともに、新たな機能として、①テレワーク環境機能、②リモートアクセス端末の増設、③ W E B 会議機能、④無線 L A N 環境の整備とタブレット端末を導入しており、柔軟な勤務形態の導入によるワークライフバランスの推進や時間の有効活用、効率的な業務の実施により超過勤務縮減や生産性向上に活用されている。

なお、全国財務局職員の給与計算事務の効率化を目的として調達・運用していた「財務局給与計算システム及び常勤・非常勤職員給与計算システム」については、平成 29 年 12 月以降、人事院が整備した「人事・給与関係業務情報システム及び非常勤等職員管理システム」の本格稼働開始に伴い、運用廃止となっている。

3. 公文書管理

公文書は、国の諸活動や歴史的事実の記録であり、国民共有の知的資源であることから、公文書を適切に管理し、その内容を後世に伝えることは国の重要な責務である。一方、公文書の管理を適正かつ効率的に行うことは、国が意思決定を適正かつ円滑に行うために、また、国の説明責任を適切に果たすためにも必要不可欠であり、公文書について、作成⇒保存⇒移管⇒利用の全段階を通じて統一的に管理していくことが重要である。

こうした認識のもと、「公文書等の管理に関する法律（平成 21 年法律第 66

号)」が成立、平成 23 年 4 月 1 日に施行され、行政機関の職員に対して、文書作成に関する法律上の義務が課せられることとなった。すなわち、行政機関の職員は、「当該行政機関における経緯も含めた意思決定に至る過程並びに当該行政機関の事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、（中略）文書を作成しなければならない」と規定され、意思決定に至る過程並びに事務及び事業の実績に関する文書（行政文書）の作成義務が明示されたほか、行政文書の保存についての規定が整備されることとなった。

同法の施行と合わせ、内閣総理大臣決定として、実務上の留意点等を解説した「行政文書の管理に関するガイドライン」が定められたほか、財務省において、「財務省行政文書管理規則」が定められ、財務局においても、同規則等に則り、適正な文書管理を行うことが求められることとなった。

また、的確な文書管理、業務の標準化や効率化、重複投資の回避やコストの削減を図るため、府省共通の情報システムとして「一元的な文書管理システム」が開発され、財務局においても、平成 24 年度から同システムが利用されることとなった。

なお、平成 30 年 7 月 20 日、財務省等において発生した公文書をめぐり一連の問題の発生を受け、「行政文書の管理の在り方等に関する閣僚会議」において、「公文書管理の適正の確保のための取組について」が決定された。説明責任を十分に果たし、行政に対する国民の信頼を高めるため、行政文書の管理を一層適正に行うとともに、職員一人一人が高い意識を持って文書管理に取り組むことが強く求められている。常に運用状況をチェック可能な文書管理の P D C A サイクルの徹底・反映を行い、公文書の厳格かつ適正な管理を図っていく必要がある。

＜ 第 10 節 経済調査事務 ＞

1. 地方経済に関する調査
2. 法人企業統計調査
 - (1) 調査方法の改正
 - (2) 調査の概要
3. 法人企業景気予測調査
 - (1) 調査方法の改正
 - (2) 調査の概要

財務局経済調査課（財務事務所財務課）は、地方経済に関する資料・情報の収集・整理、調査や、法人企業に関する統計の作成事務を行っている。

なお、財務局における情報収集機能を強化し、広報機能の一層の充実を図るため、平成 13 年に、経済調査課を理財部から総務部等に移管するとともに、理財課が担当していた法人企業統計調査事務を経済調査課に移管した。

1. 地方経済に関する調査

法人企業景気予測調査等をはじめとする経済指標や、企業に対するヒアリング等を通じて、生産活動、個人消費、雇用情勢等の足元の動向を調査し、各地域の経済動向の把握に努めている。

この調査結果は、全国財務局長会議において各財務局長等から大臣等に対し直接報告するとともに、財務省（「全国財務局管内経済情勢報告概要」）、各財務局等及び各財務事務所（「管内経済情勢報告」「県内経済情勢報告」）において、ホームページ等を通じ、対外公表している。

また、管内の足元の経済動向に加え、財政経済政策の管内経済における効果や、我が国経済を取り巻く状況の変化が管内経済に与える影響など、地方経済について様々な観点から調査を行っている。

これらの調査結果についても、全国財務局長会議での報告等を通じ情報共有を図り、財務省の所掌事務運営上の参考とされている。

2. 法人企業統計調査

法人企業統計調査は、我が国における法人企業の活動の実態を把握するため、営利法人等の中から抽出した標本法人を対象に、その資産、負債、純資産及び損益等の状況について調査している。本調査には、その年度における確定決算の計数を調査する「年次別調査」と、四半期ごとに仮決算計数を調査する「四半期別調査」がある。調査結果は、四半期別 GDP 速報（以下、QE という）及び財政施策運営の基礎資料等として利用されている。

（1）調査方法の改正

イ 平成 28 年度の改正

平成 28 年 4-6 月期調査から、営業利益の季節調整値について、公表系列に追加した。

また、平成 28 年 12 月 21 日に開催された経済財政諮問会議において、「統計改革の基本方針」が取りまとめられ、法人企業統計調査について、以下の提言を受けた。

- a 調査のオンラインシステムと会計ソフトとの連携等により調査負担を軽減し、回収率の向上と集計事務の迅速化を図る。
- b 督促、欠測値の補完方法の改善を図る。

- c 四半期別法人企業統計調査について、調査対象や項目を限定した調査を導入することにより、1 次 Q E 推計に間に合うように早期化を図る。経済界の協力を得つつ、試験的な調査を実施し、内閣府と協力し、同結果を反映した場合における 1 次 Q E から 2 次 Q E への改定幅の試算を行い、報告者負担を含めた検証を行う。
 - d 四半期別法人企業統計調査の早期化を前提に、研究開発投資を調査項目に追加する。経済界の協力を得つつ、試験的な調査を実施し、内閣府と協力し、同結果を反映した場合における 1 次 Q E から 2 次 Q E への改定幅の試算を行い、報告者負担を含めた検証を行う。
 - e 設備投資のサンプル断層調整値を公表する。
- ロ 平成 29 年度の改正
- 前述の「統計改革の基本方針」（平成 28 年 12 月 21 日経済財政諮問会議決定）では、経済統計の整備・改善に向けた喫緊の課題の解決や、統計委員会・統計行政部門の強化を進めるため、基本計画を平成 29 年（2017 年）中に見直し、新たな統計整備方針を確立することとされていた。これを受け、平成 30 年 3 月に平成 30 年度（2018 年度）を始期とする新たな「公的統計の整備に関する基本的な計画」（「第 3 期基本計画」）が決定され、法人企業統計調査について、以下の提言等を受けた。
- ① 法人企業統計調査における調査票の督促、欠測値の補完方法の改善方法について結論を得る。
 - ② 法人企業統計調査について、オンライン調査システムにおける電子調査票の仕様を一般に公開するなどして、民間の会計ソフトとの連携を強化し、報告者負担の軽減を図ることにより、回収率の向上や集計事務の迅速化を推進する。
 - ③ 四半期別法人企業統計調査について、調査対象や項目を限定した調査を導入することにより、1 次 Q E に間に合うように一部早期化を図ること、早期化を前提に研究開発投資を調査項目に追加することについて、経済界の協力を得つつ試験的な調査を実施し、検証する。
 - ④ 四半期別法人企業統計調査の資本金 1,000 万円から 2,000 万円までの階層における標本の抽出方法について、速やかに母集団名簿を精査するとともに、売上高や雇用者数等による層化抽出を検討し、結論を得る。
- ハ 平成 31 年度の改正

上記提言等を受け、平成 31 年度から試験的な調査として附帯調査を実施することとなった。附帯調査は、法人企業統計調査結果の 1 次 Q E への活用の可能性を検討するために実施するもので、報告者負担も考慮し、調査対象を大企業に限定、調査項目を G D P 推計に必要なものに限定、1 次 Q E の推計に間に合うよう本体調査とは別に早期回収することとした。また、平成 28 年の国際基準に合わせた G D P 統計の基準改定により、研究開発費が生

産活動に貢献する投資として、新たに GDP の推計対象に加えられることとなっている。しかしながら、現在、我が国において、企業を調査対象とした四半期毎の研究開発費を調査している基礎統計がないことから、四半期別法人企業統計調査に新たな調査項目として追加する可能性を検討するため、附帯調査において研究開発費の調査も実施することとした。

また、会計ソフトの連携を図るため、平成 30 年度下期調査から電子調査票に連携機能を追加することとした。

(2) 調査の概要

イ 標本抽出の方法

母集団を資本金階層別、業種別に層化し、「金融業、保険業以外の業種」については、資本金 5 億円未満の各階層は等確率系統抽出とし、資本金 5 億円以上の法人は全数抽出としている。「金融業、保険業」については、資本金 1 億円未満の各階層は等確率系統抽出とし、資本金 1 億円以上の法人は全数抽出としている。

ロ 調査の方法

従来からの郵送調査に加え、平成 15 年 4 - 6 月期調査以降、インターネットを利用したオンラインシステムである F A B N E T システムが稼働している。

(注) F A B N E T システム

Network System of “Financial Statements Statistics of Corporations” and “Business Outlook Survey”

ハ 調査項目

a 年次別調査

法人の基本情報（法人の名称、本店所在地、決算月等）、業種別売上高、資産・負債及び純資産、損益、剰余金の配当、減価償却費、費用、役員・従業員数、店舗数（金融業、保険業のみ）

b 四半期別調査

法人の基本情報（法人の名称、本店所在地、決算月等）、業種別売上高、資産・負債及び純資産、固定資産増減、減価償却費、投資その他の資産、損益、人件費

ニ 調査結果の公表

調査結果については、財務省において、記者発表やホームページ掲載を行っているほか、財政金融統計月報等により協力法人へ資料還元している。

また、各財務局においても、平成 9 年 7 - 9 月期調査から地域別集計結果をホームページにて公表している。

3. 法人企業景気予測調査

法人企業景気予測調査は、企業経営者の見通し判断、収益や設備投資の見込み額等を調査し、我が国経済活動の主要部分を占める企業活動を把握することにより、経済の現状及び今後の見通しに関する基礎資料を得ることを目的とし、資本金 1 千万円以上の法人企業から選んだ標本法人（約 156,000 社）を対象に年 4 回（4-6 月、7-9 月、10-12 月、1-3 月）行う調査である。

本調査は、従前の財務省所管「財務省景気予測調査」と内閣府所管「法人企業動向調査」を一元化し、共管調査として平成 16 年度から実施しているものである。

（1）調査方法の改正

平成 28 年 12 月 21 日に経済財政諮問会議で決定した「統計改革の基本方針」における「重複感の多い統計や利用度の低い統計の整理・合理化、効率化を検討する」との方向性に基づき、平成 29 年 6 月の同会議において、財務大臣から本調査について「景況判断という統計目的に照らし、まずは調査項目を大幅に削減した上で、将来的に廃止することも含めた抜本改革」の指示がなされた。

その後、ユーザー（シンクタンク等）へのニーズ調査や、学識経験者で構成する「法人企業景気予測調査に関するワーキンググループ」での議論を経て見直し案の整理等を行い、平成 31 年 4-6 月期調査より新調査を実施した。

（2）調査の概要

イ 調査対象

資本金 1 千万円以上の法人企業（ただし、電気・ガス・水道業及び金融業、保険業は 1 億円以上）

ロ 標本抽出の方法

a 母集団情報に関する名簿

法人企業統計調査の管理法人名簿（資本金 1 億円以上の法人）と低階層法人名簿（資本金 1 億円未満の法人のうち、等確率系統抽出により抽出された調査対象法人名簿）を利用する。

b 標本抽出の方法

毎年度、四半期別法人企業統計調査の調査対象法人を、資本金規模別、業種別に層化して、一定の方法により標本を抽出。なお、資本金 30 億円以上（「金融業、保険業」は 10 億円以上）の法人については全数抽出とする。

ハ 調査の方法

郵送により調査票を回収する方法に加え、インターネットを利用したオンラインシステム（FABNET システム）による回収も行っている。

ニ 調査項目

a 判断調査

貴社の景況、国内の景況の 2 項目（動向判断）、生産・販売などのための設備、従業員数の 2 項目（期末水準判断）、貴社の景況判断の決定要因（選択肢調査）、資金調達の方法、設備投資のスタンス、設備投資の対象、トピック項目、今年度の経常利益の要因、利益配分のスタンス、今年度の設備投資計画と実績見込みとのかい離（選択肢調査、調査期毎に設問項目を変更）

b 計数調査

売上高、経常利益、うち受取配当金、新規設備投資額、うち土地購入額、ソフトウェア投資額の 6 項目

ホ 集計方法

a 判断調査の集計方法

資本金規模別、業種別に B S I（Business Survey Index）を算出している。

選択肢調査については、回答社数構成比を算出している。

全国集計は母集団推計とし、財務局集計は単純集計（標本集計値）としている。

（注） $B S I = \left(\text{「上昇」等とした企業の構成比} \right) - \left(\text{「下降」等とした企業の構成比} \right)$

b 計数調査の集計方法

資本金規模別、業種別に、金額及び前年度比を算出している。

全国集計は母集団推計とし、財務局集計は単純集計（標本集計値）としている。

ヘ 調査結果の公表

調査結果については、財務省、各財務局及び各財務事務所において、記者発表やホームページ掲載を通じて对外公表している。

＜ 第 1 1 節 国際会議設営への参画 ＞

1. 第67回IMF・世界銀行年次総会特別イベント「防災と開発に関する仙台会合」（平成24年10月開催、東北財務局）
2. アジア開発銀行横浜総会（平成29年5月開催、関東財務局）
3. G 7 仙台財務大臣・中央銀行総裁会議（平成28年5月開催、東北財務局）
4. A P E C 財務大臣会合（平成22年11月開催、近畿財務局）

1. 第 67 回 IMF・世界銀行年次総会特別イベント「防災と開発に関する仙台会合」（平成 24 年 10 月開催、東北財務局）

（1）開催に至る経緯

IMF・世界銀行年次総会は、全加盟国（189 カ国）の財務大臣、中央銀行総裁等が参加する会合で、昭和 21 年（1946 年）以降、毎年秋に開催されており、日本では昭和 39 年（1964 年）に東京で開催されている。

日本で 2 回目となる年次総会が平成 24 年（2012 年）10 月に東京で開催されることになり、その特別イベントとして、日本国政府と世界銀行の共催による「防災と開発に関する仙台会合」が開催されることになった。

仙台会合は、平成 23 年（2011 年）3 月に発生した東日本大震災からの復興をテーマとする年次総会を象徴するセミナーとして、復興に邁進する日本の姿をアピールし、災害に強い社会の構築の必要性を被災地から世界に向けて発信するため開催されることになったものである。

（2）開催準備

仙台会合の開催決定を受け、東北財務局においては、総務課が主担となり、財務省の「IMF・世銀総会準備事務局」や地元（宮城県、仙台市等）と緊密な連携をとりつつ準備作業に携わっていった。

平成 24（2012 年）年 7 月には「IMF・世銀総会仙台準備事務局」を設置し、本格的に準備作業に取りかかり、IMF・世銀総会準備事務局等をサポートし、仙台市など地元関係機関との連絡調整や現地調査を行うとともに、会合当日の運営のための準備を進めた。

会合当日は、本局・管内財務事務所の職員に加え、他の財務局や国税庁からの応援職員も合わせ総勢 91 名での受入体制を整え、受付や参加者誘導など様々な業務に対応した。

（3）会合開催

仙台会合は、平成 24 年（2012 年）10 月 9 日～10 日の 2 日間にわたり仙台市青葉区一番町のウェスティンホテル仙台において開催された。会合には、城島財務大臣、キム世界銀行総裁、ラガルド IMF 専務理事をはじめ、途上国及び防災に関心の高い 40 カ国・8 機関から約 320 名の関係者が参加した。

初日のパネル・ディスカッションは 2 会場で行われ、「途上国の開発における防災の主流化に向けた国内的課題」と「国際協力における防災の主流化に向けた課題」をテーマに議論がなされた。

2 日目には、仙台市若林区における被災地視察が行われ、東日本大震災によって甚大な被害を受けた仙台市立荒浜小学校や、がれき等の震災廃棄

物処理場である井土搬入場の視察が行われた。その後の総括セッションでは、城島財務大臣が、我が国が震災で得た教訓、防災の主流化へ向けた我が国の取組みなどに言及し、世界銀行等と協力した途上国への支援を表明した。続くパネル・ディスカッションでは、災害に脆弱な国々を災害に強い社会に作り変えるため、技術協力や資金支援を提供するとのコミットメントを再確認した。

最後に、城島財務大臣とキム世界銀行総裁との共同文書「仙台ステートメント」で、「貧困削減および持続可能な成長のためには、開発のあらゆる側面で防災の観点を取り込むことが喫緊の課題であり、合理的である」とのメッセージを世界に向け発信し、仙台会合は無事終了した。



2. アジア開発銀行横浜総会（平成 29 年 5 月開催、関東財務局）

（1）開催に至る経緯

アジア開発銀行（ADB）は、アジア・太平洋地域の社会及び経済開発を支援するために設立された国際開発金融機関であり、日本を含む 67（当時）の域内国、域外国並びに地域が加盟している。特に日本は、歴代総裁を輩出するなど ADB 設立当初より主導的な役割を果たしてきており、過去 4 回、節目となる年の総会をホストしてきた（1966 年創立総会（東京）、1987 年第 20 回年次総会（大阪）、1997 年第 30 回年次総会（福岡）、2007 年第 40 回年次総会（京都））。

今回の第 50 回年次総会については、平成 26 年（2014 年）にカザフスタン・アスタナで開催された第 47 回総会において日本政府が誘致の意向を表明。その後、日本国内において開催地の公募を実施し、財務省における審査・検討及び ADB による調査結果を踏まえ、最終的に横浜が候補地として選定され、ADB 理事会の承認を経て、平成 27 年（2015 年）のアゼルバイジャン・バクーでの第 48 回総会において正式に横浜開催が決定された。

（2）開催準備

総会の横浜開催決定を受け、関東財務局では平成 28 年（2016 年）2 月に ADB 横浜総会準備本部及び同事務局を設置し、財務省の ADB 横浜総会開催準備室及び横浜市と密接な協力体制の下、総会準備を進めた。

また、総会の運営主体であるフィリピン・マニラの ADB 本部の担当者とは、数度に亘りパシフィコ横浜で会場視察や打合せを行ったほか、日本側関係者が表敬を兼ねてマニラを訪問し ADB 本部で打合せを行うなど、相互に交流と親睦を深めながら良好な関係を築き、円滑に準備作業を進めることができた。

（3）総会開催

総会は、平成 29 年（2017 年）5 月 4 日～7 日の 4 日間、横浜市・みなとみらい地区にあるコンベンションセンター・パシフィコ横浜において開催された。

第 50 回という記念すべき節目の年であったこともあり、今回の総会は国内外から大きな注目を集め、ADB に加盟している 67 カ国の財務大臣・中央銀行総裁や政府高官等の各国政府代表団、国内外の金融機関ほか民間企業関係者、学術関係者、報道関係者、NGO 関係者など、過去最多となる約 5,000 人にも上る参加を得ることができた。

我が国からは、ADB 日本国総務であるとともに今回の総会議長である麻生副総理兼財務大臣、総務代理である黒田日本銀行総裁、木原財務副大臣、三木財務大臣政務官をはじめとする日本代表団のほか、林横浜市長など多くの地元関係者も参加した。また、開会式には、皇太子殿下のご臨席を賜った。

総会では、「Building Together the Prosperity of Asia とともにひらくアジアの未来」をテーマに、これまでのアジアの発展に対し ADB が過去 50 年間に果たしてきた功績を振り返るとともに、アジアが直面する様々な課題克服のために ADB が未来に向かって果たすべき役割などについて活発な議論が行われた。

また、総会の関連行事として、レセプション、ツアー等の歓迎行事、開発や環境保護に関連した日本、横浜を代表する企業による展示が行われた。

総会の運営に当たっては、関東財務局から約 240 名が応援要員として総会に参加し、成田国際空港や東京国際空港において総会参加者の接遇・送迎に携わったほか、パシフィコ横浜において参加者の案内・誘導等を行った。また、財務省、東京・横浜税関、日本銀行、横浜市等からもリエゾンや ADB 本部職員の補助業務等で多数の方々の協力を得、一連の総会行事を無事終了することができた。



3. G7 仙台財務大臣・中央銀行総裁会議（平成 28 年 5 月開催、東北財務局）

（1）開催に至る経緯

主要国首脳会議（サミット）は、昭和 50 年（1975 年）にフランスで初めて開催（当時は G 6）されて以降、これまで日本では、昭和 54 年（1979 年）、昭和 61 年（1986 年）及び平成 5 年（1993 年）は東京、平成 12 年（2000 年）は九州・沖縄、平成 20 年（2008 年）は北海道・洞爺湖で開催されている。

日本で 6 回目となるサミットが平成 28 年（2016 年）に開催されるに当たり、仙台市は平成 26 年（2014 年）10 月に東北 6 県の関係者を集めた「2016 サミット仙台・東北誘致推進協議会」を設立して誘致活動に取り組んだ結果、首脳会合は伊勢志摩での開催となったものの、重要会合である財務大臣・中央銀行総裁会議が仙台で開催されることとなった。

仙台市での開催は、平成 23 年（2011 年）3 月に発生した東日本大震災か

ら力強く復興している姿や東北地方の魅力を世界に向けて発信するため選定されたものである。

(2) 開催準備

財務大臣・中央銀行総裁会議の仙台開催決定を受け、東北財務局においては、総務課が主担となり、財務省や地元（宮城県、仙台市、東北経済連合会、仙台商工会議所、仙台経済同友会等からなる「2016 G 7 仙台財務大臣・中央銀行総裁会議推進協力委員会」と緊密な連携をとりつつ会場選定の段階から準備作業に携わっていった。

また、会議が近づいてきた平成 28 年（2016 年）2 月には、「G 7 仙台財務大臣・中央銀行総裁会議東北財務局準備本部」を設置し、各種の準備作業を展開した。

仙台財務大臣・中央銀行総裁会議は、首脳会議に準じるものとして警備面でも高度なレベルのものが要求されたため、財務省、地元、警察当局、仙台空港等の関係先と協力して会場等の警備体制、参加者の送迎や会場間の輸送体制等について詳細な検討を重ね準備を整えていった。

(3) 会議開催

仙台財務大臣・中央銀行総裁会議は、平成 28 年（2016 年）5 月 20 日～21 日の 2 日間にわたり仙台市太白区秋保町のホテル佐勘において開催された。会議は、G 7 各国の財務大臣、中央銀行総裁のほか、欧州委員会（EC）委員、欧州中央銀行（ECB）総裁、ユーログループ議長が出席したほか、IMF 専務理事、世界銀行総裁など国際機関も招待された。

会議に先駆けて、著名なエコノミストの参加を得て、G 7 シンポジウム「世界経済の将来」が開催され、その後、4 つのテーマとして「世界経済の再興」、「強靱な国際金融アーキテクチャの構築」、「持続的かつ包摂的な開発」、「国際的な金融フローの健全性の促進」に焦点を当て、広範な議題について建設的かつ深みのある議論が 2 日にわたって行われた。

また、会議の間には、平成 23 年（2011 年）3 月の東日本大震災によって甚大な被害を受けた地域（仙台市立荒浜小学校、南蒲生浄化センター）の復興状況の視察が行われ、議長国である日本の麻生副総理兼財務大臣から、国際社会による援助に感謝が表明された。

最後に、議長国として麻生副総理兼財務大臣から会議の概要について記者会見が行われ、仙台財務大臣・中央銀行総裁会議は無事終了した。



4. A P E C 財務大臣会合（平成 22 年 11 月開催、近畿財務局）

（1）開催に至る経緯

A P E C（アジア太平洋経済協力）は、アジア太平洋地域内の 21 の国・地域が参加するフォーラムである。平成元年（1989 年）11 月にオーストラリアのキャンベラにおいて、A S E A N 6 ヶ国、韓国、ニュージーランド、オーストラリア、カナダ、米国、日本の 12 のメンバーで、第 1 回閣僚会議が開催され発足した。

財務大臣会合は、平成 5 年（1993 年）11 月の第 1 回 A P E C 非公式首脳会合（米国・シアトル）において、マクロ経済・資本フロー等の幅広い経済問題を討議するために創設が合意されたもので、第 1 回会合は、平成 6 年（1994 年）3 月に米国のホノルルで開催された。

第 17 回目の財務大臣会合は、平成 22 年（2010 年）11 月に京都で開催されることになったが、京都での財務大臣会合の開催は、平成 8 年（1996 年）3 月の第 3 回会合について、2 回目のことである。

（2）開催準備

A P E C 財務大臣会合の京都開催決定を受けて、近畿財務局では平成 22 年 7 月、総務課に「近畿財務局準備本部」を、京都財務事務所に「京都準備室」をそれぞれ設置し、財務省及び地元（地元においては、京都府、京都市、京都の地元経済界が出資・連携する「2010 年日本 A P E C 財務大臣会合支援協議会支援協議会」を設立）と緊密な連携をとりつつ準備作業を展開した。

特に、開催時期が 11 月の観光シーズンの金・土ということもあり、警備体制、参加者の送迎や会場間の輸送体制に万全を期すべく、支援協議会や

京都府警等関係機関と入念な打ち合わせを行った。

(3) 会議開催

APEC 財務大臣会合は、平成 22 年 11 月 5 日～6 日の 2 日間にわたり国立京都国際会館で開催された。本会合には、アジア太平洋地域内の 21 の国・地域の財務大臣等やアジア開発銀行（ADB）の黒田総裁、国際通貨基金（IMF）の篠原副専務理事、世界銀行のスリ・ムルヤニ専務理事（いずれも当時）等のほか、APEC ビジネス諮問委員会（ABAC）幹部も参加するなど、参加者数約 300 名と大変盛大な会議となった。

本会議では、野田財務大臣が議長を務め、アジア太平洋地域における現在の経済・金融の動向や政策の方向性について意見交換を行い、最後に、「大臣共同声明」と APEC 首脳の実成長戦略に関する重要な貢献として「成長戦略とファイナンスに関する京都レポート（京都成長レポート）」を採択した。

出席した各大臣及び各機関の代表からは熱の入った発言が相次ぎ、大変活発な議論が行われた。また、レセプション、ツアー等関連行事についても事前の入念な準備もあり、滞りなく行うことができた。特に、ユネスコの世界遺産にも登録されている仁和寺で開催された京都支援協議会主催の歓迎レセプションは、大変好評であった。会合期間中は、国税局、税関をはじめ多くの機関から会場や空港などに応援職員が配置され、近畿財務局からも約 80 名の職員を動員し各種業務運営に当たった。



第 2 章 理財編

< 第 1 節 主計事務 >

1. 概要
2. 予算執行調査
3. 支出負担行為の実施計画承認に関する事前調査事務
4. 災害査定立会業務等
 - (1) 災害復旧制度
 - (2) 災害復旧事業費査定立会制度等
 - (3) 最近10年間の主な出来事
5. 繰越承認事務
6. 共済組合監査事務
7. 会計法令遵守等の取組みの推進

1. 概要

各財務局等の主計課は、主計局が行っている国の予算・決算に関する業務のうち、予算編成に必要な基礎資料を収集するため、予算の執行状況に関する調査・監査及び支出負担行為の実施計画承認に関する事前調査を行うほか、台風豪雨などで被災した公共施設等を原形に復旧するため、災害復旧事業費の査定立会などを行っている。

2. 予算執行調査

財政健全化に向けた財政資金の効率的・効果的な活用のためには、予算のPDCAサイクル「プラン（予算編成）」・「ドゥー（予算の執行）」・「チェック（評価・検証）」・「アクション（予算への反映）」における「チェック」・「アクション」機能を強化し、予算への的確にフィードバックすることが重要であるとの観点から、予算の更なる効率化に向けた取組みの一つとして予算執行調査を実施している。

主計局・財務局等の担当者が予算執行の実態を調査して改善すべき点を指摘し、予算の見直しにつなげていく取組みであり、平成14年度以降毎年実施し、調査結果を公表の上、各省各庁の予算概算要求や主計局の予算編成過程において反映される。

調査事案の一覧（平成21～30年度）は次のとおりである（本省調査は除く）。

【参考】

区 分	適した調査	調査主体
本省調査	・予算係が自ら現場をみる必要性が高い事案 ・予算係で収集・分析等が可能な程度の情報量を扱う事案	【予算係】 ※調査票作成から総括調査票作成までの全ての作業を予算係が実施
共同調査	・調査客体数や収集・分析すべき情報量が多い事案 ・調査実施にあたり財務局の活用が効果的と考えられる事案	【予算係及び取りまとめ財務局】 ※調査の一部（調査票送付・回収・集計等）を取りまとめ財務局が実施

財務局調査	・調査客体数や収集・分析すべき情報量が多い事案 ・調査実施にあたり財務局の活用が効果的と考えられる事案 ・調査対象地域や調査範囲を限定するなど、全国一律に調査する必要がある事案	【取りまとめ財務局】 ※原則として、調査票作成から総括調査票作成までの全ての作業を取りまとめ財務局が実施 但し、予算係は、各作業段階での適切な指示・支援を行うとともに、総括調査票の記載内容についての責任を負う
-------	--	---

【平成21年度】

(単位：百万円)

省庁名	調査事案名	調査主体	反映額
総務省	行政相談所等運営費	共同	▲18
総務省	選挙執行委託費	財務局	▲8,205
財務省	合同庁舎維持管理経費	共同	▲7
文部科学省	公立文教施設整備費	財務局	—
文部科学省	家庭教育支援基盤形成事業	財務局	▲322
文部科学省	地域人材の活用による文化活動支援事業	財務局	▲108
厚生労働省	乳がん用マンモコイル緊急整備事業	財務局	▲866
厚生労働省	エイズ対策促進事業	財務局	▲80
厚生労働省	保育所体験特別事業	財務局	▲24
農林水産省	都道府県営かんがい排水事業	財務局	▲33
農林水産省	地域における「教育ファーム」の取組への支援	財務局	▲27
農林水産省	農山漁村活性化対策整備交付金（うち附帯事務費等）	財務局	▲27

経済産業省	新現役チャレンジ支援事業	財務局	▲1,574
国土交通省	観光圏整備促進事業	財務局	▲75
国土交通省	潮位観測施設	財務局	▲19
国土交通省 農林水産省	津波・高潮危機管理対策 緊急事業（津波防災ステーションの整備）	財務局	—
環境省	地球温暖化防止活動推進 センター普及啓発・広報 事業	財務局	▲193

【平成22年度】

（単位：百万円）

省庁名	調査事案名	調査主体	反映額
内閣府	原子力施設設置許可に係る安全審査（地元公聴会開催）経費	共同	▲16
総務省	地域情報通信基盤整備 推進交付金（ICT交付金）	財務局	—
総務省	地域ICT利活用モデル構築事業	財務局	—
総務省	統計専任職員配置費	財務局	▲794
法務省	日本司法支援センター 運営費交付金	共同	▲30
文部科学省	スクールカウンセラー 等活用事業等	財務局	—
文部科学省	研究機器等の調達	財務局	—
文部科学省	ふるさと文化財の森システム推進事業	財務局	▲17
厚生労働省	軽度の要介護者等への 介護給付内容	共同	—
厚生労働省	感染症発生動向調査事業	財務局	▲402
厚生労働省	生活保護	共同	▲7,283

農林水産省	産地生産拡大プロジェクト支援事業	財務局	▲ 812
農林水産省	森林整備事業（うち、間伐作業関係）	共同	▲ 3,850
農林水産省	経営体育成基盤整備事業	財務局	▲ 199
農林水産省	農業経営基盤強化事業事務取扱交付金	共同	▲ 53
経済産業省	住宅用太陽光発電導入支援対策事業	共同	▲ 15,136
経済産業省	中小企業再生支援協議会事業	財務局	▲ 405
経済産業省	中小商業活力向上支援事業、中小商業活力向上施設整備事業	共同	▲ 1,175
国土交通省	地域公共交通活性化・再生総合事業	財務局	—
国土交通省	集落活性化推進事業	財務局	▲ 60
国土交通省	社会資本整備総合交付金	共同	—
環境省	地方環境パートナーシップオフィス	財務局	▲ 20
防衛省	ボイラ設備保守管理業務のアウトソーシング事業	財務局	▲ 6

【平成23年度】

（単位：百万円）

省庁名	調査事案名	調査主体	反映額
総務省	電波遮へい対策事業	財務局	▲ 370
文部科学省	科学研究費補助金	財務局	—
農林水産省	鳥獣被害緊急総合対策	財務局	▲ 1,783
経済産業省	地域産品販路開拓機会提供支援事業（販売スペース設置に関する事業）	財務局	▲ 100

国土交通省	建設業と地域の元気回復事業	財務局	—
環境省	環境配慮型経営促進事業に係る利子補給事業	財務局	▲200
各府省	地方支分部局における印刷・製本費	財務局	—

【平成24年度】

(単位：百万円)

省庁名	調査事案名	調査主体	反映額
総務省	「緑の分権改革」実証調査事業	財務局	▲200
財務省	庁舎警備(警備員配置、入退館ゲートの運用・更新)経費	財務局	▲16
文部科学省	高校生奨学金事業	財務局	—
文部科学省	「生活者としての外国人」のための日本語教育事業	財務局	▲31
厚生労働省	障害福祉サービス事業者の財務状況等	共同	—
厚生労働省	シニアワークプログラム事業	財務局	▲537
厚生労働省	キャリア支援企業創出促進事業	財務局	▲69
農林水産省	就農支援資金貸付金	財務局	▲198
国土交通省	離島体験滞在交流促進事業	共同	▲178
防衛省	住宅防音事業に係る業務委託	財務局	▲276
各府省	複写機(複合機)の稼働状況	財務局	▲77
各府省	地方支分部局等における事務用消耗品等の共同調達	財務局	▲4
各府省	多量発送文書に係る郵便料	財務局	▲34
各府省	専用回線等(固定電話)の通話料	財務局	▲35
各府省	電話交換業務経費	財務局	▲7
各府省	合同庁舎における清掃業務委託費	財務局	▲24

各府省	庁舎構内除排雪費	財務局	—
各府省	非常勤職員の通勤手当相当額	財務局	▲2

【平成25年度】

(単位：百万円)

省庁名	調査事案名	調査主体	反映額
内閣府	地方消費者行政活性化事業	共同	—
内閣府	子ども・若者支援地域協議会体制整備事業	財務局	▲10
総務省	「定住自立圏・多自然拠点都市圏」推進調査事業	財務局	▲140
法務省	更生保護委託費	財務局	▲339
文部科学省	放送大学学園における効率的な学習センターの活用について	共同	▲3
文部科学省	義務教育費国庫負担金	共同	▲1,533
文部科学省	文化芸術による次世代人材育成プロジェクト（次代を担う子どもの文化芸術体験事業）	財務局	▲82
文部科学省	文化芸術の海外発信拠点形成事業（アーティスト・イン・レジデンス事業）	共同	▲47
厚生労働省	ドクターヘリ導入促進事業	財務局	—
厚生労働省	障害者のための地域生活支援事業	共同	—
厚生労働省	実践型地域雇用創造事業のうち雇用創出実践メニュー	財務局	▲216
厚生労働省	生活保護（住宅扶助）	共同	—
農林水産省	離島漁業再生支援交付金	財務局	▲179

農林水産省	耕作放棄地再生利用緊急対策交付金	財務局	▲ 64
経済産業省	戦略的基盤技術高度化支援事業	共同	▲ 2,074
国土交通省	急傾斜地崩壊防止施設緊急改築事業	財務局	▲ 500
環境省	再生可能エネルギー等導入推進基金事業（グリーンニューディール基金）	財務局	▲ 2,500
防衛省	通信専用線の整備	財務局	▲ 71
各府省	業務用車等の稼働状況等	財務局	▲ 23
各府省	来庁者用駐車場の管理状況	財務局	（歳入） 19
各府省	ICカード発行管理システムの運用経費	財務局	▲ 6
各府省	Eメールの活用状況	財務局	▲ 24
各府省	自転車等の活用状況等	共同	▲ 1
各府省	ポスター作製等経費	財務局	▲ 0
各府省	照明装置の更新状況	共同	▲ 117
各府省	情報システムの回線使用料の契約形態	財務局	▲ 23
独立行政法人	独立行政法人におけるESCO事業の導入状況	財務局	—

【平成26年度】

（単位：百万円）

省庁名	調査事案名	調査主体	反映額
内閣府	地域自殺対策緊急強化事業	財務局	—
総務省	消防防災アドバイザー派遣事業	財務局	▲ 21
外務省	若手英語関係教員米国派遣交流事業	財務局	▲ 82

文部科学省	公民館等を中心とした社会教育活性化支援プログラム	財務局	▲133
文部科学省	義務教育費国庫負担金（公立小中学校の学校規模の適正化について）	共同	▲1,298
厚生労働省	母子家庭等対策総合支援事業のうち母子自立支援プログラム策定等事業	財務局	▲36
厚生労働省	特別養護老人ホーム及び介護老人保健施設の財務状況	共同	—
厚生労働省	生活保護費負担金（子を有する世帯及び母子世帯への給付）	共同	—
厚生労働省	母子寡婦福祉貸付金	共同	▲2,482
農林水産省	鳥獣被害防止総合対策交付金	共同	▲3,039
農林水産省	林業・木材産業改善資金造成費補助金	財務局	▲25
農林水産省	農山漁村活性化プロジェクト支援交付金（地域間交流拠点の整備）	共同	▲32
農林水産省	中山間地域等直接支払交付金	共同	—
経済産業省	地域商業支援事業	共同	▲1,600
経済産業省	中小企業再生支援協議会事業	共同	▲133
国土交通省	住宅セーフティネット基盤強化推進事業	財務局	▲225
防衛省	医薬品の調達方法等	共同	▲167
各府省	電力の調達状況	財務局	▲118
各府省	燃料の調達状況	財務局	—
各府省	E T C割引の利用状況	財務局	▲1
各府省	出力機器（複写機・複合機等）の稼働状況	財務局	▲70

各府省	テレビに係る受信契約等の状況	財務局	▲10
各府省	情報提供サービスの契約状況	共同	▲20
各府省	冊子等の印刷製本に係る経費	共同	▲9
各府省	採用に係る広報経費	共同	▲5
各府省	職員研修に係る経費	財務局	▲1
各府省	健康管理に係る経費	財務局	▲86
各府省	自動販売機の設置状況	財務局	—
独立行政法人	独立行政法人における広報関係経費	財務局	▲15
独立行政法人	独立行政法人におけるCIO補佐官の契約形態	共同	—

【平成27年度】

(単位：百万円)

省庁名	調査事案名	調査主体	反映額
内閣府	地域少子化対策強化交付金	財務局	—
総務省	情報公開・個人情報保護制度運用経費	共同	▲9
法務省	刑務所における医療に係る経費	財務局	▲174
文部科学省	理科教育等設備整備費	共同	—
文部科学省	外国人留学生学習奨励費給付制度	共同	▲303
文部科学省	原子力・エネルギー教育支援事業交付金	財務局	▲21
文部科学省	地域スポーツとトップスポーツの好循環推進プロジェクト	財務局	▲92
厚生労働省	感染症発生動向調査事業	共同	▲88
厚生労働省	職場における受動喫煙防止対策事業	財務局	▲32

厚生労働省	障害福祉サービス（居宅介護）	共同	▲1,000
厚生労働省	介護保険サービス（福祉用具貸与等）	財務局	—
農林水産省	鳥獣被害防止総合対策交付金	共同	—
農林水産省	学校給食用牛乳等供給推進事業	財務局	▲164
復興庁 国土交通省	地域公共交通確保維持改善事業（地域公共交通確保維持事業の陸上交通）	財務局	▲262
国土交通省	観光地域ブランド確立支援事業	財務局	—
環境省	子どもの健康と環境に関する全国調査（エコチル調査）	財務局	▲136
各府省	統計調査に係る経費	共同	▲57
各府省	庁舎管理経費	財務局	▲7
各府省	多量発送文書に係る郵送料	財務局	▲20
各府省	固定電話の通話料	財務局	▲9
各府省	外部書庫に係る経費	財務局	▲0
各府省	昇降機の保守管理経費	財務局	—
各府省	モバイルパソコンに係る経費	財務局	▲2
各府省	作業服等に係る経費	財務局	▲3
独立行政法人	独立行政法人における業務用車等に係る経費	共同	—

【平成28年度】

（単位：百万円）

省庁名	調査事案名	調査主体	反映額
総務省	行政相談委員実費弁償金	共同	▲10
総務省	周波数有効利用促進事業	共同	▲1,185

法 務 省	人権啓発活動等委託費	財務局	▲ 5
法 務 省	被収容者の適正な処遇に係る経費	財務局	▲ 41
文部科学省	国立大学法人等における遊休財産の有効活用	財務局	—
文部科学省	文化遺産を活かした地域活性化事業	財務局	▲ 411
厚生労働省	障害福祉サービス（生活保護）	共 同	—
厚生労働省	介護保険サービス（通所介護等）	共 同	—
厚生労働省	国民健康保険広域化等支援基金事業	共 同	—
農林水産省	6次産業化ネットワーク活動交付金	財務局	—
農林水産省	水田活用の直接支払交付金	共 同	▲ 29,630
経済産業省	看護師・介護福祉士候補者日本語研修事業	共 同	—
農林水産省 国土交通省	海岸事業（海岸保全施設における現地発生材の活用）	共 同	—
国土交通省	スマートウェルネス住宅等推進事業（サービス付き高齢者向け住宅整備事業）	財務局	▲ 600
環 境 省	鳥獣保護管理強化総合対策事業及び指定管理鳥獣捕獲等事業	財務局	▲ 4
各 府 省	統計調査員に係る経費	共 同	▲ 107
各 府 省	地方支分部局等における事務用消耗品等の共同調達	財務局	▲ 1
各 府 省	ファクシミリの使用状況及び維持管理経費	財務局	▲ 4
各 府 省	書籍購入に係る経費	財務局	▲ 2

各 府 省	官報の定期購読に係る経費	財務局	▲ 3
各 府 省	官用車の維持費等	財務局	▲ 2
各 府 省	自動体外式除細動器（AED）の購入に係る経費	財務局	▲ 2
各 府 省	新聞のクリッピング業務の民間委託に係る経費	財務局	—
独立行政法人	独立行政法人におけるリサイクルトナーの活用状況	共 同	▲ 8

【平成29年度】

（単位：百万円）

省庁名	調査事案名	調査主体	反映額
外 務 省	親日派・知日派育成のための交流拡充拠出金	共 同	—
財 務 省	麻薬探知犬整備等経費	財務局	▲ 10
文部科学省	公立学校施設整備費	共 同	▲ 115
文部科学省	小・中・高等学校を通じた英語教育強化事業のうち外国語教育の教材整備（小学校外国語活動）	財務局	▲ 11
文部科学省	劇場・音楽堂等活性化事業	財務局	▲ 133
厚生労働省	障害福祉サービス等（就労継続支援（A型・B型）等）	共 同	—
厚生労働省	診療報酬（調剤関係）	共 同	▲ 5,616
農林水産省	農地中間管理機構による集積・集約化活動（機構集積協力金交付事業及び農地中間管理機構事業）	共 同	▲ 560
農林水産省	経営所得安定対策等推進事業	財務局	▲ 334
農林水産省	国産水産物流通促進事業	共 同	—

経済産業省	小規模事業対策推進事業 (伴走型小規模事業者支援推進事業)	共同	▲ 1,099
国土交通省	地籍整備の推進	財務局	▲ 190
国土交通省	港湾整備事業(防波堤等の整備におけるコスト縮減)	共同	—
環境省	LED照明導入促進事業のうち地域におけるLED照明導入促進事業	共同	▲ 1,109
防衛省	各種システムに係る事業費の検証	財務局	▲ 2,474
各府省	議事録等作成業務に係る経費	共同	▲ 0
各府省	レンタカー等の利用に係る経費	共同	▲ 3
各府省	庁舎における清掃委託面積等	財務局	▲ 4
各府省	広報を目的とした配布物に係る経費	財務局	▲ 0
各府省	ウェブ会議等の活用状況	財務局	—
各府省	加除式図書の購入経費	財務局	▲ 48
各府省	備蓄用非常食の調達・廃棄に係る経費	財務局	▲ 0
各府省	庁舎駐車場の管理・警備に係る経費	財務局	—
各府省	講演会等に係る経費	財務局	▲ 2

【平成30年度】

(単位：百万円)

省庁名	調査事案名	調査主体	反映額
内閣府 環境省	原子力発電施設等緊急時安全対策交付金及び放射線監視等交付金	共同	▲ 314
内閣府	地域少子化対策強化事業	共同	▲ 64

内閣府	子どものための教育・保育給付	共同	▲ 643
総務省	ローカル 10,000 プロジェクト	共同	▲ 450
文部科学省	義務教育費国庫負担金・公立文教施設整備費	共同	▲ 12,491
文部科学省	日本遺産魅力発信推進事業	財務局	—
厚生労働省	高額医療機器の配置状況等	共同	—
厚生労働省	生活困窮者等に対する就労支援	共同	—
厚生労働省	法人別・法人規模別・事業所別の介護サービスの経営状況等	共同	—
農林水産省	水田農業に対する支援の在り方	共同	—
農林水産省	農地利用最適化交付金及び農業委員会交付金	財務局	▲ 1,297
農林水産省	漁業人材育成総合支援事業（旧：新規漁業就業者総合支援事業）	財務局	▲ 31
経済産業省	地域中核企業・中小企業等連携支援事業（地域中核企業創出・支援事業）	共同	▲ 1,089
国土交通省	コンパクト・プラス・ネットワークの取組	共同	▲ 326
国土交通省	社会情勢の変化に対応した住宅供給政策（公営住宅整備事業等）	共同	▲ 1,064
各府省	官報における共同掲載等の活用状況	財務局	▲ 2
各府省	多量発送文書に係る郵送料	財務局	▲ 9
各府省	情報システムにおけるヘルプデスク等経費	共同	▲ 10

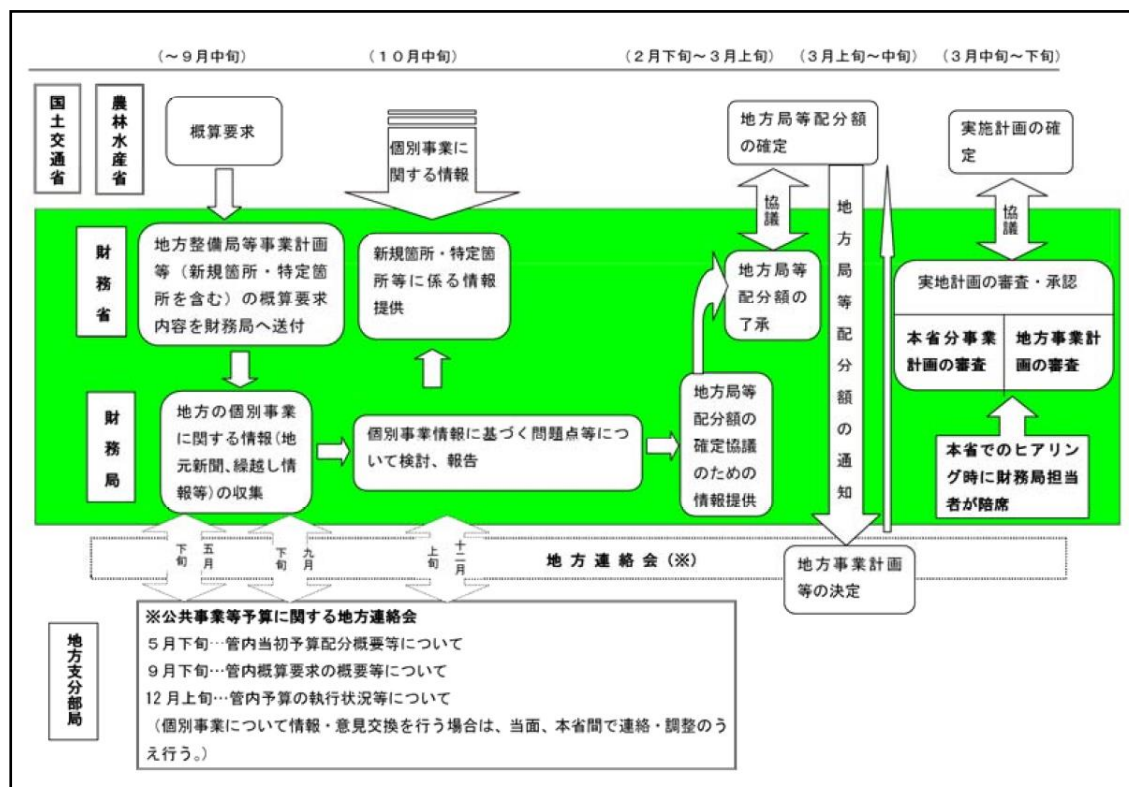
3. 支出負担行為の実施計画承認に関する事前調査事務

中央省庁等改革基本法（平成 10 年法律第 103 号）において、公共事業等については、地方支分部局に主体的かつ一体的に処理させることとして、支出負担行為の実施計画の一部となる地方局事業計画の作製が、農林水産本省及び国土交通本省（以下「事業実施省本省」という。）から地方農政局及び地方整備局等（以下「地方局」という。）に委任されたことを契機とし、地方情報等に詳しい財務局等において、管内の各事業箇所についての情報・資料等の収集を行い、主計局での支出負担行為の実施計画承認審査等の充実を図ることを目的とし、平成 13 年度から実施している。

主に予算編成時期（10 月～11 月）と予算提出後（1 月～3 月）において、財務局等の担当者が本省へ調査結果を報告し、主計局担当者と意見交換等を行うほか、必要に応じ、予算提出後に行われる実施計画承認に係る主計局に対する事業実施省本省からの説明に財務局等の担当者が同席している。

また、財務局等と地方局との双方において、管内経済情勢や管内所管事業の概況等について情報・意見交換を行うことを目的として、各財務局等において「公共事業予算等に関する地方連絡会」を年 3 回（おおむね 5 月下旬、9 月下旬及び 12 月上旬）開催している。

【実施計画承認に関する事務フロー〔財務省〕】



4. 災害査定立会業務等

(1) 災害復旧制度

現在、災害復旧事業に対して国が補助又は負担の対象としている根拠法令等、主務省及び対象施設等は次表の通りである。

【災害復旧事業または負担対象施設等】

補助等 形態	根拠法令等	主務省	対象施設
法律補助	負担法 (注1)	国土交通省	河川、海岸、砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、港湾(海岸を含む)、下水道、公園
		農林水産省	農林海岸、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設、漁港(海岸を含む)
	暫定法 (注2)	農林水産省	農地、農業用施設、林地荒廃防止施設、林道、漁業用施設、共同利用施設
	公立学校施設災害復旧費国庫負担法	文部科学省	公立学校施設
	公営住宅法	国土交通省	既設公営住宅 等
	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	環境省	災害等廃棄物処理事業 (注3)
予算補助	厚生労働省所管水道施設災害復旧費調査要領	厚生労働省	取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設、排水施設
	都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針	国土交通省	街路、都市排水施設 等
	内閣府、厚生労働省及び環境省所管補助施設災害復旧費実地調査要領	内閣府	都道府県警察施設
		厚生労働省	保健衛生施設、環境衛生施設、医療機関施設、社会福祉施設等
		環境省	国立公園当施設、廃棄物処理施設

(注 1)「負担法」とは、「公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和 26 年法律第 97 号）」である。

(注 2)「暫定法」とは、「農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和 25 年法律第 169 号）」である。

(注 3)災害等廃棄物処理事業とは、災害その他の事由のために実施した生活環境の保全上特に必要とされる廃棄物の収集、運搬及び処分等に係る事業である。

(2) 災害復旧事業費査定立会制度等

災害が発生した場合、地方公共団体は、主務大臣に対して、災害（被害）報告を行わなければならないこととされている。この報告は、災害復旧事業の申請の基礎となるほか、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和 37 年法律第 150 号）」（以下「激甚法」という。）に基づく激甚災害の指定の基礎資料となる極めて重要な報告であり、その内容は、事実即して適切に作成しなければならない。

地方公共団体等は、災害復旧事業の事業費の決定を受けようとするときは、災害復旧事業の目論見書、設計書等を添付して、その旨を主務大臣に申請することとされている。

災害復旧事業費の決定は、地方公共団体等の提出する資料、実地調査の結果等により、主務大臣が行うこととなっているが、実際の手続きは、通常、主務省から派遣される災害査定官が災害現場に赴き、当該主務省の地方支部分部局の職員の応援を得てその調査したところに従い決定される。これを一般に「災害復旧事業費査定」という。

主務省の災害査定官が行う実地調査の際に、財務当局である財務省の係官がその調査に立ち会うこととされており、これが、「災害復旧事業費査定立会制度」である。この制度は昭和 26 年の「ルース台風災害復旧対策（昭和 26 年 10 月 26 日閣議決定）」において創設されたものであり、その後、今日に至っているものである。

なお、この 10 年間の災害復旧事業費査定立会の実績等については、次表のとおりである。

【災害復旧事業費施設別査定状況調（全国）】

（単位：百万円）

区 分			21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	
暫定法	農 地	申請	7,081	7,227	159,343	12,651	13,329	7,102	4,761	17,842	15,615	28,745	
		決定	6,589	6,265	151,754	10,963	12,403	6,461	4,490	17,090	14,087	27,051	
	農 業 用 施 設	申請	11,892	11,487	103,531	17,623	20,484	12,654	12,947	31,941	24,560	48,463	
		決定	10,726	10,153	97,962	16,311	18,781	11,520	12,092	30,686	23,359	47,085	
	林地荒廃防止施設	申請			107						27	7	
		決定			97						18	4	
	林 道	申請	5,437	7,470	30,802	10,662	11,907	9,518	6,290	15,266	15,209	27,742	
		決定	4,829	6,840	28,759	9,779	11,059	8,981	5,926	14,287	14,405	26,736	
	漁 業 用 施 設	申請		56	4,702	119		221	236	4	132	343	
		決定		26	3,988	103		170	231	4	132	325	
	共 同 利 用 施 設	申請	15	46	5,300	121	144		198	2,511	115	726	
		決定	9	40	4,590	71	55		158	1,941	112	622	
	小 計	申請	24,426	26,287	303,786	41,177	45,864	29,494	24,432	67,563	55,658	106,026	
		決定	22,154	23,324	287,148	37,226	42,298	27,133	22,897	64,002	52,112	101,824	
負担法	河 川 等	申請	103,189	81,412	1,658,864	178,173	175,682	132,298	133,448	299,096	260,508	467,144	
		決定	93,540	72,064	1,592,236	166,895	162,931	124,331	124,703	286,481	250,835	454,074	
	農 林 海 岸	申請	86	272	60,996	159	129	765	641	490	75	858	
		決定	83	243	59,263	158	121	701	623	487	74	751	
	林地荒廃防止施設	申請	840	1,969	31,303	2,144	1,038	949	1,510	2,764	1,355	7,068	
		決定	792	1,644	30,252	1,987	944	858	1,314	2,471	1,159	6,903	
	港 湾	申請	1,229	231	181,343	4,200	2,172	4,076	3,035	6,101	4,258	20,393	
		決定	1,122	225	176,599	3,694	1,916	3,808	2,967	5,482	4,125	20,243	
	漁 港	申請	3,035	1,337	660,877	8,856	3,005	4,966	3,524	9,009	5,615	9,059	
		決定	2,802	1,242	613,029	8,523	2,822	4,609	3,402	8,026	5,214	8,075	
	小 計	申請	108,379	85,221	2,593,384	193,532	182,026	143,053	142,159	317,460	271,811	504,522	
		決定	98,339	75,418	2,471,378	181,257	168,734	134,306	133,009	302,948	261,407	490,046	
	合計	申請		132,804	111,508	2,897,170	234,709	227,890	172,547	166,591	385,023	327,469	610,548
		決定		120,493	98,742	2,758,527	218,483	211,033	161,439	155,906	366,955	313,519	591,870

【災害復旧事業費査定立会財務局別集計表】

(単位：件、百万円)

区 分		21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
北 海 道	件数	71	553	322	211	154	308	201	1,785	129	1,143
	金額	1,957	7,873	5,948	4,081	4,527	6,011	6,753	76,711	9,246	64,993
東 北	件数	997	1,255	26,554	2,883	6,278	992	2,245	3,342	1,921	1,520
	金額	6,595	7,829	2,285,703	45,456	48,334	13,583	44,936	69,544	42,853	22,239
関 東	件数	488	973	13,648	890	2,798	858	1,395	394	1,991	869
	金額	4,469	8,364	224,895	12,731	29,270	20,170	31,110	5,174	31,097	17,823
北 陸	件数	311	520	949	315	1,601	530	81	197	1,038	1,190
	金額	1,544	1,879	7,115	6,212	10,831	4,139	5,407	1,537	13,388	10,272
東 海	件数	1,443	1,153	4,220	1,388	1,280	1,898	556	412	1,471	1,658
	金額	10,414	11,777	61,616	17,364	12,742	28,793	11,397	5,156	20,826	29,108
近 畿	件数	3,933	880	10,121	1,402	5,307	4,923	1,646	634	4,343	6,595
	金額	39,022	3,530	100,504	12,293	40,909	32,763	14,929	4,222	42,272	76,922
中 国	件数	5,836	4,724	4,106	3,135	7,422	1,767	555	2,355	2,716	19,379
	金額	30,028	25,714	21,711	10,291	49,008	11,893	3,708	16,380	18,670	217,011
四 国	件数	1,613	567	3,575	708	1,123	2,798	1,273	1,217	1,660	6,652
	金額	6,507	2,780	27,226	4,975	5,366	27,180	13,618	10,475	17,968	89,875
九 州	件数	1,868	3,709	4,694	11,486	1,602	2,061	2,977	15,654	6,276	4,088
	金額	5,839	19,515	17,957	69,426	5,368	9,880	19,281	170,599	43,291	34,311
福 岡	件数	4,672	3,155	2,033	4,956	1,846	1,346	1,165	2,211	3,715	4,108
	金額	13,820	9,014	4,643	34,357	4,540	3,768	3,329	6,964	73,537	27,633
沖 縄	件数	32	64	104	110	17	149	41	11	18	77
	金額	296	468	1,210	1,296	138	3,259	1,438	192	369	1,682
合 計	件数	21,264	17,553	70,326	27,484	29,428	17,630	12,135	28,212	25,278	47,279
	金額	120,493	98,742	2,758,527	218,483	211,033	161,439	155,906	366,955	313,519	591,870

(注) 決定件数、金額。

四捨五入しているため、合計において符号していないものがある。

【災害復旧事業年災別災害規模調】

(単位：千円)

年災	決定工事費	換算工事費	主なる災害名	順位
26	46,335,534	418,224,530	ルース台風	26
27	26,711,814	216,980,065	ダイナ台風、十勝沖地震	45
28	120,337,411	907,705,091	6月豪雨、7月豪雨、8月豪雨、13号台風	4
29	31,385,471	235,045,792	12、13号台風	44
30	12,208,711	93,421,516	22号台風	63
31	11,058,978	77,335,433	9、21号台風	65
32	16,653,824	109,915,238	西九州等豪雨、10号台風	61
33	41,565,875	279,572,075	22号（狩野川）台風	41
34	115,818,691	755,022,047	7号台風、15号（伊勢湾）台風	7
35	34,428,098	197,582,854	チリー津波、11、12、16号台風	51
36	101,919,223	538,133,497	梅雨前線豪雨、18号（第2室戸）台風	18
37	49,395,886	253,203,312	7月豪雨、9、10号台風	43
38	62,816,019	314,394,175	9号台風、8月中旬豪雨	32
39	72,141,154	340,073,400	新潟地震、梅雨前線豪雨	30
40	103,931,970	469,044,981	梅雨前線豪雨、23号、24号及び25号台風	23
41	86,279,762	361,512,203	台風4号、7、8月豪雨、台風24、25号	29
42	79,835,978	316,948,833	梅雨前線豪雨、羽越水害	31
43	53,363,718	204,916,677	台風10号	49
44	87,278,365	312,456,547	梅雨前線豪雨、台風7号	33
45	78,856,083	283,014,482	梅雨前線豪雨、台風9、10号	39
46	149,745,447	513,327,392	梅雨前線豪雨、台風23、25、26号及び秋雨前線豪雨	19
47	334,890,233	1,076,002,319	梅雨前線豪雨、台風20号及び秋雨前線豪雨	2
48	67,245,302	171,811,747	梅雨前線豪雨	57
49	284,094,690	588,360,103	5月29日から8月1日までの継続した豪雨及び台風8号	14
50	361,668,867	730,932,780	台風5、6号	8

年災	決定工事費	換算工事費	主なる災害名	順位
51	451, 778, 113	857, 926, 637	台風17号	5
52	172, 054, 435	303, 676, 078	8月豪雨	34
53	179, 406, 349	289, 023, 628	梅雨前線豪雨	37
54	385, 677, 787	565, 403, 636	梅雨前線豪雨、台風16、20号	15
55	284, 964, 528	379, 287, 787	梅雨前線豪雨、8月豪雨	28
56	450, 508, 263	591, 517, 349	梅雨前線豪雨、8月豪雨、台風15号	13
57	698, 787, 688	914, 713, 084	梅雨前線豪雨、台風10号	3
58	550, 286, 112	723, 626, 237	日本海中部地震、7月豪雨	9
59	225, 887, 799	292, 976, 475	台風10号、長野県西部地震	36
60	421, 677, 238	564, 204, 144	台風6号	16
61	409, 228, 726	546, 320, 349	台風10号	17
62	335, 099, 914	464, 115, 588	梅雨前線豪雨、台風5、12号	24
63	393, 225, 473	502, 935, 380	梅雨前線豪雨、台風11、13号	20
元	405, 144, 986	493, 871, 738	台風11、13、17号	22
2	552, 784, 875	648, 969, 443	台風11、19、20号、梅雨前線豪雨	11
3	379, 077, 491	432, 527, 417	台風12、18、19号、梅雨前線豪雨	25
4	180, 753, 163	203, 347, 308	台風11、12号、梅雨前線豪雨、融雪	50
5	537, 544, 226	604, 199, 710	梅雨前線豪雨、8月豪雨、釧路沖地震、北海道南西沖地震	12
6	191, 099, 338	213, 457, 961	梅雨前線豪雨、台風13、14、26号、北海道東方沖地震	47
7	619, 324, 007	688, 688, 296	梅雨前線豪雨、阪神・淡路大震災	10
8	160, 247, 427	178, 195, 139	梅雨前線豪雨、台風17、21号	55
9	253, 666, 908	280, 048, 266	梅雨前線豪雨、台風7、8、9、11、19号	40
10	441, 194, 090	494, 578, 575	梅雨前線豪雨、7月末豪雨、台風5、8、7、10号	21
11	364, 017, 361	412, 067, 653	梅雨前線豪雨、7月中旬豪雨、台風5号、8月中旬豪雨、台風16、18号、10月末豪雨	27
12	191, 249, 282	215, 537, 941	伊豆諸島の火山噴火・地震、有珠山噴火、秋雨前線豪雨、鳥取西部地震	46
13	255, 904, 478	293, 266, 532	低温災害、芸予地震、梅雨前線豪雨、台風11、15、16号	35

年災	決定工事費	換算工事費	主なる災害名	順位
14	168,956,544	195,820,634	台風6号、15、21号	52
15	162,676,201	187,240,307	宮城県沖地震、宮城県北部地震、台風10号、十勝沖地震	53
16	657,886,341	755,253,519	梅雨前線豪雨、台風4、6、10、11、15、16、18、21、22、23号、新潟中越地震	6
17	184,280,623	209,711,349	福岡県西方沖を震源とする地震、梅雨前線豪雨、台風14号	48
18	245,887,809	275,640,234	低温災害、梅雨前線豪雨、台風13号	42
19	145,979,403	160,431,364	平成19年能登半島地震、新潟県中越沖地震、梅雨前線豪雨、台風4、5、9、11号	58
20	62,456,776	66,703,837	平成20年岩手・宮城内陸地震	66
21	93,539,803	102,239,005	梅雨前線豪雨、台風9号	62
22	72,064,021	78,549,783	梅雨前線豪雨	64
23	1,496,237,920	1,605,463,288	平成23年東北地方太平洋沖地震、7月末豪雨、台風6、12、15号	1
24	166,894,996	180,413,491	2月低温、台風4号、梅雨前線豪雨	54
25	162,931,198	171,892,414	台風18号、台風11号、12号及び豪雨、梅雨前線豪雨及び台風8号	56
26	124,330,535	126,071,162	8月豪雨、長野県北部地震	59
27	124,703,257	125,700,883	台風11号、18号	60
28	285,302,702	285,302,702	平成28年熊本地震、台風7、9、10、11号、鳥取県中部地震	38
29			梅雨前線（九州北部豪雨等）、台風3、18、21号、大阪北部地震	
30			梅雨前線（平成30年7月豪雨等）、台風5、6、7、8、19、20、21号、平成30年北海道胆振東部地震	

(注) 決定工事費は国土交通省水管理・国土保全局及び都市局所管に係る補助災害分である。
 昭和26年災害～平成27年災害の換算工事費については、平成23年を100とした指数から算出した平成28年を1としたデフレーターにより換算した数値である。なお、昭和26年～昭和34年は「土木Ⅰ（除災害復旧）」、昭和35年以降は「公共事業」の数値より算出している。なお、平成27・28年度については暫定値である。

(3) 最近 10 年間の主な出来事

イ 平成 23 年東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）（東北財務局）

平成 23 年 3 月 11 日午後 2 時 46 分、三陸沖を震源とした大地震は、国内史上最大となるマグニチュード 9.0、宮城県栗原市では震度 7 を記録した。加えて、巨大津波が太平洋沿岸を襲い、人的被害としては、死者 19,667 名、行方不明者 2,566 名、住家被害としては、全壊 121,783 棟、半壊 280,965 棟と多くの生命や財産が失われ、道路、港湾等の社会基盤が甚大な被害を受けた。

また、余震も多く、最大震度 6 強が 2 回、同 6 弱が 3 回、同 5 強が 17 回、同 5 弱が 51 回、同 4 が 310 回発生しており被害が拡大した。

東北財務局では、大震災からの復旧・復興を目指し、各県の要請に応じて被災した 2 か月後（5 月 10 日）から災害査定立会を開始した。本省及び他財務局からも災害査定立会の応援を受け（534 班）、平成 24 年 3 月までに 35,874 件、2 兆 7,521 億円の復旧工事費を決定した。

現在も福島県を中心に災害査定立会は続いており、平成 30 年 12 月末までの決定は 37,946 件、3 兆 9,298 億円となっている。

更に、東日本大震災への対応実績を踏まえて、大規模災害への対応を一元的にとりまとめ整理された「大規模災害査定立会マニュアル」が改訂されるなど、大規模災害に対する体制整備が進んだ。

○平成 23 年東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）



【宮城県南三陸町防災庁舎周辺の被災状況】



【岩手県陸前高田市旧市役所周辺の被災状況】

ロ 平成 28 年熊本地震（九州財務局）

平成 28 年 4 月 14 日午後 9 時 26 分、熊本県熊本地方を震源とするマグニチュード 6.5 の地震（前震）が発生し、益城町で震度 7、

熊本市等で震度 6 弱を記録した。その約 28 時間後の 4 月 16 日午前 1 時 25 分に同地方を震源とするマグニチュード 7.3 の地震(本震)が発生し、西原村と益城町で再び震度 7、熊本市等で震度 6 強を記録した。

一連の地震活動のうちに 2 度も震度 7 が観測されたのは観測史上初めてのことであり、人的被害は、死者 50 名、重軽傷者 2,733 名にのぼり、物的被害も約 20 万棟の住宅が損壊したほか、道路、河川、文化財などに甚大な被害を被った。

九州財務局では、他財務局等からの応援も受け、これらの地震被害に係る復旧事業費の災害査定立会の要請に迅速に応え、その累計(決定)は、13,014 件、3,580 億円となった。

○平成 28 年熊本地震



【 熊本城の被災状況 】



【 益城町の被災状況 】

ハ 平成 30 年北海道胆振東部地震（北海道財務局）

平成 30 年 9 月 6 日午前 3 時 7 分、北海道胆振地方中東部を震源とするマグニチュード 6.7 の地震が発生し、厚真町で震度 7 を記録した。

この地震の影響により、震源地付近を中心に土砂崩れ、建物の倒壊が発生し、道路・河川などの公共施設及び農地などに甚大な被害を受けた。

また、北海道のほぼ全域で大規模な停電（ブラックアウト）が発生し、ライフラインの寸断や交通網の麻痺などにより、道民の生活や観光をはじめとする本道経済にも大きな影響が生じた。

地震による被害状況は、死者 41 名、負傷者 751 名、建物被害は全壊 1,612 棟、半壊 2,849 棟、一部損壊 15,894 棟にのぼった。

北海道財務局では、これらの地震災害に係る復旧事業費の災害査

定立会の要請に迅速に応えたところであり、その総額（決定）は 584 件、136 億円に及んだ。

なお、これら業務を処理するため、主計部門はもとより、主計部門以外の理財部、総務部及び管財部からの応援を含め、災害査定立会業務に対応した。

○平成 30 年北海道胆振東部地震



【厚真町の被災状況】（写真提供：北海道）

5. 繰越承認事務

歳出予算の繰越しとは、一定の条件のもと、国の経費の経済的・効率的な執行を期待し、歳出予算の効力を翌会計年度にまたがって移動させる特例的な制度である。

各財務局等では、財務大臣の委任に基づき、管内の支出負担行為担当官、事務委任を受けた国の職員及び歳出予算繰越手続きを行うことのできる都道府県の職員が行う歳出予算の繰越申請に対する承認事務（以下、「繰越承認事務」という。）を行っている。

歳出予算の繰越事務手続きについては、累次の迅速化・簡素化措置が講じられてきたが、「予算編成等の在り方の改革について」（平成 21 年 10 月 23 日閣議決定）において繰越制度の一層の活用に向けた取組みを実施することとされたことを踏まえ、審査基準の明確化、繰越事務手続きの簡素合理化・迅速化等が図られている。

各財務局等の繰越承認事務の処理実績（平成 20～29 年度）は、次表のとおりである。

財務省財務局 70 年史

【 第 2 章 理財編 】 第 1 節 主計事務

①繰越承認件数等調<一般会計> (財務局等承認分)

(財務省等報告ベース)

(単位:件、百万円単位未満切捨)

局 名	年 度	20		21		22		23		24	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
北 海 道		4,125	164,454	(1)	(522)	(42)	(1,508)	(3)	(42)	(1)	(57)
				6,062	128,103	5,181	85,364	3,824	73,036	9,031	175,341
東 北	(57)	(4,742)	(15)	(3,552)	(494)	(20,183)	(135)	(8,646)	(6,644)	(522,140)	
	2,517	321,779	2,537	276,798	3,223	214,410	4,802	1,377,420	15,007	754,114	
関 東	(258)	(18,968)	(110)	(11,720)	(459)	(31,402)	(168)	(10,509)	(1,106)	(42,798)	
	10,254	1,035,444	10,426	606,941	13,184	506,592	20,290	617,815	17,548	668,379	
北 陸	(4)	(1,155)	(8)	(253)	(3)	(68)	(6)	(854)	(913)	(1,897)	
	2,965	106,559	2,804	84,501	2,327	69,832	6,635	80,299	5,748	139,183	
東 海	(11)	(1,371)	(5)	(469)	(23)	(2,790)	(7)	(123)	(18)	(608)	
	4,782	341,817	8,095	173,297	5,625	129,929	7,242	140,100	7,308	197,760	
近 畿	(19)	(1,507)	(13)	(1,330)	(58)	(10,386)	(40)	(2,370)	(88)	(9,735)	
	6,121	476,478	12,569	349,476	8,002	204,638	11,642	226,449	10,981	334,409	
中 国	(4)	(3,232)	(2)	(288)	(20)	(5,951)	(5)	(591)	(12)	(2,864)	
	3,872	240,938	6,298	228,965	7,959	146,094	7,589	140,880	6,686	197,953	
四 国	(5)	(1,698)	(2)	(286)	(11)	(2,625)	(9)	(181)	(11)	(441)	
	1,509	118,721	2,934	130,425	2,492	75,846	3,837	80,653	4,749	106,827	
九 州			(2)	(30)	(86)	(5,437)	(12)	(561)	(9)	(355)	
	4,834	199,814	9,327	209,834	7,316	147,475	5,702	133,502	15,670	261,647	
福 岡	(15)	(2,642)	(13)	(1,327)	(17)	(3,300)	(6)	(1,009)	(3)	(244)	
	2,082	242,096	3,244	241,407	3,788	171,507	3,173	141,636	6,087	232,960	
沖 縄	(48)	(2,338)	(10)	(10,193)	(21)	(2,148)	(5)	(589)	(6)	(107)	
	1,341	84,805	1,382	69,875	1,436	80,611	1,078	71,166	1,509	96,510	
合 計	(421)	(37,653)	(181)	(29,970)	(1,234)	(85,798)	(396)	(25,475)	(8,811)	(581,246)	
	44,402	3,332,905	65,678	2,499,622	60,533	1,832,298	75,814	3,082,956	100,324	3,165,083	

財務省財務局 70 年史

【 第 2 章 理財編 】 第 1 節 主計事務

局 名	年 度	25		26		27		28		29	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
北 海 道	(4)	(285)	(7)	(527)			(3)	(65)	(216)	(18,009)	
	4,948	127,735	2,697	98,973	3,876	148,960	7,447	281,975	3,919	191,754	
東 北	(581)	(17,218)	(679)	(18,694)	(187)	(8,612)	(534)	(10,221)	(1,228)	(35,561)	
	10,453	196,666	7,148	243,952	7,206	258,827	10,048	353,225	8,940	318,768	
関 東	(618)	(33,008)	(229)	(21,453)	(165)	(15,537)	(147)	(20,308)	(313)	(47,977)	
	15,887	535,215	17,063	745,403	19,100	742,388	26,279	956,042	24,284	971,376	
北 陸	(29)	(1,856)	(15)	(677)	(5)	(406)	(4)	(640)	(89)	(2,258)	
	3,984	109,715	2,086	74,657	1,851	70,457	2,743	93,304	3,058	84,786	
東 海	(34)	(1,473)	(20)	(1,228)	(10)	(402)	(7)	(389)	(12)	(1,420)	
	6,240	152,366	6,201	225,546	5,659	235,223	7,359	299,647	7,249	273,469	
近 畿	(31)	(3,845)	(40)	(5,312)	(21)	(1,874)	(19)	(1,334)	(28)	(2,429)	
	11,205	276,612	10,379	353,693	7,777	301,495	8,878	361,759	3,339	359,026	
中 国	(10)	(1,751)	(246)	(2,322)	(20)	(2,890)	(6)	(737)	(11)	(4,502)	
	10,292	166,753	9,361	210,145	7,133	248,995	9,090	246,359	8,796	213,545	
四 国	(37)	(3,064)	(27)	(1,384)	(19)	(1,269)	(13)	(1,696)	(28)	(1,736)	
	3,889	94,573	5,512	144,834	5,019	150,670	6,114	196,547	5,869	171,601	
九 州	(1,800)	(15,158)	(28)	(1,092)	(52)	(2,010)	(33)	(1,174)	(6,069)	(105,068)	
	8,956	192,405	5,937	163,060	5,297	141,861	18,591	374,994	18,260	364,440	
福 岡	(279)	(6,243)	(23)	(1,998)	(50)	(4,379)	(30)	(4,626)	(1,988)	(71,358)	
	4,606	183,749	4,685	261,034	5,360	256,516	7,805	383,475	9,757	411,034	
沖 縄	(13)	(6,517)	(19)	(1,801)	(23)	(12,241)	(14)	(3,123)	(15)	(16,780)	
	1,246	100,219	1,776	148,265	1,544	145,897	1,501	174,156	1,227	146,075	
合 計	(3,436)	(90,424)	(1,333)	(56,493)	(552)	(49,626)	(810)	(44,316)	(9,997)	(307,102)	
	81,706	2,136,013	72,845	2,669,566	69,822	2,701,294	105,855	3,721,488	94,698	3,505,880	

(注1)一般会計の実績を記載している。

(注2)事故繰越分を()内書きで記載している。

(注3)主計簿締切資料と当該件数は一致しないが、本報告を箇所別で報告しているためである。

6. 共済組合監査事務

この 10 年間の共済組合監査の実績等については、次表のとおりである。

【共済組合支部単位所属所別監査箇所調】

(単位：件、%)

年度	要監査箇所数 (A)	監査実施箇所数 (B)	監査実施率 (B) / (A)
21	1,100	364	33.1
22	939	350	37.3
23	935	198	21.2
24	933	287	30.7
25	925	303	32.8
26	912	292	32.0
27	900	279	31.0
28	892	242	27.1
29	875	259	29.6
30	855	190	22.2

7. 会計法令遵守等の取組みの推進

公務員の不正経理等の発生を抑制し、国の厳しい財政状況に対応するため、各省各庁が実施している内部監査（会計監査）業務の充実強化を図り、より適切な会計事務を推進するため、内部監査（会計監査）体制の統括、向上、会計法令遵守に必要な知識等の提供・共有を図るとともに、政府として一体性をもった取組みがなされるよう、平成 26 年度から主計局において各省各庁に対する支援の取組みを推進している。

各財務局等においても、平成 27 年度から体制が整備され、同年度から「各府省等連絡協議会」、平成 29 年度から「会計法令遵守等地方研修」を順次開催している。

＜ 第 2 節 理財事務 ＞

1. 有価証券届出書等の審査
 - (1) 概要
 - (2) 発行開示に係る動向
 - (3) 継続開示に係る動向
 - (4) その他の事項の動向
2. たばこ小売販売業の許可等事務
 - (1) インターネット等通信販売への対応
 - (2) 自然災害の被災（東日本大震災等、平成 28 年熊本地震、平成 30 年 7 月豪雨）に伴う対応
 - (3) 消費税価格転嫁等対策
 - (4) 申請手続等の見直し（申請書等の添付書類の原本還付対応）
 - (5) 望まない受動喫煙防止への対応
3. 外国為替及び外国貿易法に関する業務
 - (1) 法令改正
 - (2) 検査手法の見直し
 - (3) 検査指針（外為検査ガイドライン）の制定
4. 公認会計士試験に関する業務
 - (1) 受験者拡大に向けての取組み
 - (2) 市場化テストの実施
5. 政策金融に関する業務
 - (1) 政策金融改革の趣旨と経緯
 - (2) (株) 日本政策金融公庫の役割
 - (3) 危機対応業務
 - (4) 指定金融機関の指定及び監督に係る事務の地方支分部局への委任等

1. 有価証券届出書等の審査

(1) 概要

財務局は、有価証券届出書、有価証券報告書等の企業内容等の開示、公開買付けに関する開示（関東財務局のみ）、株券等の大量保有の状況に関する開示に係る業務のほか、平成 30 年 4 月から重要情報の公表（フェア・ディスクロージャー・ルール）に係る業務を行っている。

平成 21 年以降、最近 10 年間の制度改正等のうち、財務局の業務に係る主なものは次のとおりである。

なお、課徴金に係る業務は、証券取引等監視委員会等が行っている。

(2) 発行開示に係る動向

① 「有価証券の売出し」に係る開示規制の見直し（21 事務年度）

- i 「有価証券の売出し」に係る開示規制の見直しを行う観点から、「有価証券の売出し」の定義から、「均一の条件」を削除するとともに、既発行有価証券の売付け勧誘等について、有価証券の性質（外国国債等、主要海外取引所の上場有価証券、その他の有価証券）及び投資者の属性（適格機関投資家のみ、少人数又は多数の一般投資者等）に応じ、法定開示、簡易な情報提供、開示免除とする開示規制が整備された。また、社債等の発行登録制度を見直し、発行登録書の記載事項として、「発行予定額」に代えて「発行残高の上限」の記載ができる枠組みが整備された。（22 年 4 月施行）

- ii 自己株式の処分の取得勧誘類似行為への追加

会社法上、募集の手続が取られていることから、金融商品取引法においても、これと一貫した取扱いとすべきであると考えられること、また、発行者から譲渡される既発行株式は実質的に新規発行株式と差異がないと考えられることから、会社法第 199 条に基づく自己株式の処分が取得勧誘類似行為に追加された。（22 年 4 月施行）

② 上場会社等のコーポレート・ガバナンスに関する開示の充実（21 事務年度）

「第三者割当増資」に係る有価証券届出書等において、割当予定先に関する情報、手取金の使途等の詳細な情報の開示を求めることとなった。また、「行使価額修正条項付新株予約権付社債券等（MSCB 等）」について、その募集又は売出しに係る有価証券届出書等において MSCB 等の特質、MSCB により資金調達する理由等の開示を求めることとなった（上記につき、いずれも、22 年 2 月 1 日以後に提出する有価証券届出書等から適用）。

③ ライツ・オファリングに係る開示制度等の整備（21～23 事務年度）

- i ライツ・オファリング（新株予約権の無償株主割当て）について、新株予約権が取引所金融商品市場に上場され、売買が可能となる場合において、その新株予約権の株主割当てについての有価証券届出書の提出を権利割当日の 25 日前から 15 日前に短縮するとともに、発行登録追補書類の 10 日前提出を義務付けないこととされた（22 年 4 月 23 日以後に開始する有価証券の募集又は売出しから適用）。（21 事務年度）
- ii 「引受人」の定義に、有価証券の募集等に際し、新株予約権証券の取得者が行使しない新株予約権に係る新株予約権証券を取得して自己又は第三者が当該新株予約権を行使することを内容とする契約をする者を追加するとともに、有価証券の引受けに関する所要の規定を整備することとされた。（22 事務年度）
- iii 募集の対象となる新株予約権証券が金融商品取引所に上場されている、又はその発行後、遅滞なく上場されることが予定されていること、及び、当該新株予約権証券について有価証券届出書等の提出がなされた旨その他一定の事項を当該提出を行った後、遅滞なく、日刊新聞紙に掲載すること、という要件を満たした場合には、目論見書の作成・交付を必要としないこととされた。（22 事務年度）
- iv 新株予約権のうち会社法第 277 条の規定により割り当てられるものであって、当該新株予約権が行使されることが確保されることにより公開買付けによらないで取得されても投資者の保護のため支障を生ずることがないと認められるものとして内閣府令で定めるものについて、その行使を公開買付規制の適用対象とできるようにすることとされた。（22 事務年度）
- v 新株予約権無償割当てについての決定を内部者取引に係る重要事実に加えることとされた。（22 事務年度）
- vi 株主全員に対する目論見書の作成・交付を不要とされ、証券会社による未行使分の新株予約権の取得・行使を「有価証券の引受け」と位置付けられたほか、新株予約権無償割当てをインサイダー取引の重要事実として明記する等の措置が講じられた。（23 事務年度）

④ 新株予約権証券の募集・売出しに該当するか否かを判定するための人数通算において、通算対象から過去に行った新株予約権証券（ストック・オプション）の取得勧誘・売付け勧誘等の除外（22 事務年度）

新株予約権証券の取得勧誘・売付け勧誘等が募集・売出しに該当するか否かを判定するための人数通算について、過去（取得勧誘の場合は 6 月以内・売付け勧誘等の場合は 1 月以内）に行われた当該新株予約権証券と同種の有価証券に該当する新株予約権証券（ストック・オプション）の取得勧

誘・売付け勧誘等の相手方（発行会社の役員・使用人）の人数を通算しないこととされた（23 年 4 月 6 日以後に開始する取得勧誘又は売付け勧誘等について適用）。

- ⑤ 有価証券届出書の提出義務が免除される新株予約権証券（ストック・オプション）の取得勧誘・売付け勧誘等の除外（22 事務年度）

新株予約権証券（ストック・オプション）の募集・売出しの相手方が、当該新株予約権証券の発行会社の「完全孫会社」（完全子会社が他の会社の発行済株式の総数を所有する場合における当該他の会社）（改正前は、当該会社・完全子会社）の役員・使用人である場合には、開示義務を免除することとされた（23 年 4 月 6 日以後に開始する取得勧誘又は売付け勧誘等について適用）。

- ⑥ 外国会社が提出する有価証券届出書に記載する財務書類の年数の柔軟化（24 事務年度）

我が国における外国会社の発行開示の負担が海外市場よりも重いとの指摘があった。このため、「企業内容等の開示に関する内閣府令」等を改正し、継続開示会社でない外国会社が提出する有価証券届出書については、最近 5 事業年度分の財務書類（うち最近 2 事業年度分は公認会計士等の監査を受けたもの）の記載に代えて、選択により、最近 3 事業年度分の財務書類（すべて公認会計士等の監査を受けたもの）の記載を可能とした（24 年 10 月 1 日施行）。

- ⑦ 株式報酬付与時の届出義務に係る制度整備（28 事務年度、29 事務年度、30 事務年度）

『日本再興戦略』改訂 2015」において、コーポレート・ガバナンスの強化に関する施策の一環として、経営陣に中長期の企業価値創造を引き出すためのインセンティブを付与することができるよう、株式による報酬、業績に連動した報酬等の柔軟な活用を可能とするための仕組みの整備等を図ることとされた。

- i このような取組みの一環として、「企業内容等の開示に関する内閣府令」が改正され、株式報酬として一定期間の譲渡制限が付された現物株式（いわゆるリストラクテッド・ストック）の割り当てをする場合に、役員等に対する報酬の支給の一種であることに鑑み、ストックオプションの付与と同様に、第三者割当の定義から除外し、有価証券届出書における「第三者割当の場合の特記事項」の記載を不要とされた（28 年 8 月 19 日公布・施行）。
- ii 上記に加え、パフォーマンスシェア等により株式の割り当てを行う場

合についても、役員等に対する報酬の支給の一種であることに鑑み、第三者割当の定義から除外し、有価証券届出書における「第三者割当の場合の特記事項」の記載を不要とされた（29 年 7 月 14 日公布・施行）。

- iii また、近年、経営陣等にインセンティブを付与するための業績連動報酬としての株式報酬の導入が広がっており、労務の対価として一定期間の譲渡を制限した株式（譲渡制限付株式）を交付する企業が増加している。

これを踏まえ、(1)交付対象者が発行会社等の役員等に限られていること、(2)発行する株式に譲渡についての制限に係る期間が設けられていることを条件に、当該譲渡制限付株式の募集又は売出しについては、ストックオプションと同様、有価証券届出書の提出を不要とし、臨時報告書の提出事由とするとした金融商品取引法施行令等の改正案が公表された。（31 年 4 月 19 日公表）

⑧ 無届けで募集を行っている者に対する警告書の発出（H22 事務年度～）

近年、未公開株、私募債、ファンド等の取引に関して、高齢者を中心にトラブルが多発している。こうした事例の中には、実際には有価証券の募集に該当し有価証券届出書の提出が必要であるにもかかわらず、当該届出を行わないまま、有価証券の勧誘・販売を行っている事例が見られる。

このため、無届募集が疑われる事案について、各財務局を通じて実態把握に努め、無届けで募集を行っている発行者に対し、有価証券届出書の提出の催告や警告書の発出を行うとともに、金融庁ウェブサイトにおいて公表し、投資者に対して注意を呼びかけている。

（3）継続開示に係る動向

① 上場会社等のコーポレート・ガバナンスに関する開示の充実（21 事務年度）

- i M S C B（行使価額修正条項付新株予約権付社債券）等に係る権利行使の状況について、有価証券報告書等において開示を求めることとされた（22 年 2 月 1 日以後に開始する事業年度に係る有価証券報告書等から適用）。
- ii 有価証券報告書等を定時株主総会前に提出することができるようになった（21 年 12 月 31 日以後に終了する事業年度に係る有価証券報告書から適用）。
- iii 上場会社の有価証券報告書等において、①コーポレート・ガバナンス体制（社外取締役又は社外監査役のコーポレート・ガバナンスにおける機能・役割、会社からの独立性に関する考え方等）、②役員報酬等（役員報酬等の総額・種類別総額、役員ごとの役員報酬等の総額・種類別額、

役員報酬等の額又はその算定方法の決定方針等）及び③株式保有状況（政策投資目的で保有する株式の総額、個別銘柄ごと銘柄、貸借対照表計上額、純投資目的で保有する株式の貸借対照表計上額の合計額等）についての開示を求めることとされた（22 年 3 月 31 日以後終了する事業年度に係る有価証券報告書から適用）。

- iv 株主総会における議決権行使結果（議案ごとの議決結果等）を臨時報告書において開示を求めることとされた（22 年 3 月 31 日以後終了する事業年度に係る定時株主総会から適用）。

② 四半期報告書の簡素化（22 事務年度）

平成 23 年 3 月に、我が国の会計基準設定主体である企業会計基準委員会（A S B J）が公表した「四半期財務諸表に関する会計基準」等を踏まえ、以下を主な内容とする四半期報告の大幅簡素化が行われ、23 年 4 月以後に開始する事業年度に係る四半期連結財務諸表等から適用された。

i 財務情報について

四半期累計期間に係る損益計算書の作成・開示のみを義務付け、四半期会計期間（3 か月）に係る損益計算書の作成・開示は任意とすることや、第 2 四半期に係るキャッシュ・フロー計算書の作成・開示のみを義務づけ、第 1 四半期及び第 3 四半期に係るキャッシュ・フロー計算書の作成・開示は任意とする、等の改正が行われた。

ii 財務情報以外の情報について

同時に、四半期報告書の財務情報以外の情報についても簡素化が行われ、「株価の推移」の記載を不要とし、「従業員の状況」、「生産、受注及び販売の状況」及び「設備の状況」については、四半期累計期間に著しい変動があった場合にのみ記載を求める等の改正が行われた。

③ 有価証券報告書レビューの実施（24 年 7 月～）

有価証券報告書は、企業等の事業年度終了後 3 か月以内に当該企業等の本店所在地を管轄する財務局（資本金 50 億円以上の企業は関東財務局）に提出される。この有価証券報告書等の記載内容の適切性を確保するため、従来から毎年の法令改正事項に関する審査等を行っているが、24 年 3 月期以降の有価証券報告書を対象に、新たに有価証券報告書レビューとして、法令改正事項に関する審査等に加えて、特定の事項に着目し、対象企業を抽出した審査を行うことにより、より深度のある審査を行うこととなった。

④ 有価証券報告書等の提出期限の延長に係る承認の取扱いの明確化（24 事務年度）

「監査における不正リスク対応基準」の設定に伴う環境整備等のため、「企

業内容等の開示に関する留意事項について（企業内容等開示ガイドライン）」が改正され、有価証券報告書等の提出期限の延長に係る承認（金融商品取引法第 24 条第 1 項等）の取扱いが明確化された。具体的には、おおむね下記の理由により有価証券報告書等を提出期限までに提出することができないと認められる場合には、提出期限延長の承認を行うこととされた（25 年 6 月 11 日適用）。

- i 天変地異、大規模なシステムダウン等の発生
- ii 民事再生手続開始の申立て等
- iii 過去に提出した有価証券報告書等に虚偽の記載が発見され、過年度の連結財務諸表等の訂正が必要であること（その旨を公表している場合に限り）
- iv 連結財務諸表等に虚偽表示の疑義が発見され、監査人がその内容を確認する必要があること（その旨を公表している場合に限り）
- v 外国会社が、本国の法令等により、提出期限までに有価証券報告書等の提出ができないこと

平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災の際には、「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成 8 年法律第 85 号）」及び「東日本大震災についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（平成 23 年政令第 19 号）」により、東日本大震災発生日（平成 23 年 3 月 11 日）以後、法令に規定される履行期限が到来する義務であって、東日本大震災により履行できなかったものについての行政上及び刑事上の責任は、23 年 6 月 30 日まで免責された。これにより、金融商品取引法に規定する有価証券報告書等の開示書類のうち、東日本大震災発生日以後に同法の規定による提出期限が到来するものについては、東日本大震災により本来の提出期限までに提出できなかった場合でも、23 年 6 月 30 日までに提出すればよいこととされた。

しかしながら、①上記特例により 23 年 6 月 30 日まで提出期限が延長された有価証券報告書等の中には、同日までの提出が遅延する事例、② 23 年 6 月 30 日以後に本来の提出期限が到来する有価証券報告書等（例えば、3 月決算の上場会社等の有価証券報告書）であっても、東日本大震災により、本来の提出期限までの提出が遅延する事例の発生が見込まれたことから、当該有価証券報告書に係る免責期限を延長するための政令が制定された。

なお、平成 28 年熊本地震、平成 30 年 7 月豪雨においても同様の措置が執られた。

⑤ 臨時報告書による開示が必要となる子会社の範囲の適正化（24 事務年度）
上場企業による不正会計事案において、高額な対価による子会社取得が適時に開示されていないとの問題点が指摘された。このため、M&Aに関する開示を充実させる観点から、「企業内容等の開示に関する内閣府令」等を改正し、臨時報告書の提出事由として下記の事項が追加された（平成 24 年 10 月 1 日施行）。

- i 提出会社の業務執行を決定する機関が子会社取得を決定した場合であって、当該子会社取得の対価の額が提出会社の純資産額の 15%以上となる時
- ii 連結子会社の業務執行を決定する機関が子会社取得を決定した場合であって、当該子会社取得の対価の額が連結会社の連結純資産額の 15%以上となる時

⑥ 内部統制監査の免除に係る規定の整備（26 事務年度）

金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 44 号）の施行等に伴い、政令・内閣府令等の改正が行われたが（27 年 5 月 15 日公布、同月 29 日施行）、これにより、一定規模以下の新規上場企業は、新規上場後 3 年間は内部統制報告書の監査証明を要しないこととされた。

これに伴い、金融商品取引法施行令において、3 年間の起算日として、上場有価証券の発行者に初めて該当することとなった日等が定められた。また、「財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するための体制に関する内閣府令」において、当該規定を利用できない新規上場企業の資本の額その他の経営の規模として、資本金 100 億円以上又は負債総額 1,000 億円以上と定められた。

⑦ 臨時報告書の提出事由の追加（26 事務年度）

「会社法の一部を改正する法律」（平成 26 年法律第 90 号）及び「会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（平成 26 年法律第 91 号）において、株式等売渡請求制度が導入されたことに伴い、「企業内容等の開示に関する内閣府令」において、臨時報告書の提出事由（特別支配株主による株式等売渡請求の通知、全部取得条項付種類株式の全部取得を目的とする株主総会の招集、株式併合を目的とする株主総会の招集。）及び有価証券報告書提出義務の免除に係る株主数の算定基準時に「申請時」を追加する等の改正が行われた（政令については 27 年 1 月 28 日、内閣府令については同年 4 月 28 日公布、いずれも同年 5 月 1 日施行）。

⑧ 有価証券報告書及び事業報告の開示内容の共通化・合理化（29 事務年度）

有価証券報告書及び事業報告における大株主の状況に係る記載の共通化、新株予約権等の記載の合理化等を内容とする内閣府令等の改正が行われた（30 年 1 月 26 日公布・施行）。また、記載内容の共通化・一体化に向けた取組みとして、金融庁と法務省が金融商品取引法に基づく有価証券報告書と会社法に基づく事業報告・計算書類の記載内容の共通化や一体化をより容易にするための対応（「一体的開示をより行いやすくするための環境整備に向けた対応について」）をとりまとめ、公表された（29 年 12 月）。

⑨ 非財務情報の開示充実（「財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」に係る記載の統合と対話に資する内容の充実）（29 事務年度）

「業績等の概要」及び「生産、受注及び販売の状況」を「財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」に統合した上で、記載内容の整理が行われた。

併せて、経営成績等の状況の分析・検討の記載を充実させる観点から、以下の 2 点についての記載を求めることとされた。

- i 事業全体及びセグメント別の経営成績等に重要な影響を与えた要因について経営者の視点による認識及び分析
- ii 経営者が経営方針・経営戦略等の中長期的な目標に照らして経営成績等をどのように分析・評価しているか

（平成 30 年 3 月 31 日以降に終了する事業年度に係る有価証券報告書等から適用。）

⑩ 財務情報及び記述情報の充実（30 事務年度）

経営方針・経営戦略等について、市場の状況、競争優位性、主要製品・サービス、顧客基盤等に関する経営者の認識の説明を含めた記載を求めることとされた。また、事業等のリスクについては、顕在化する可能性の程度や時期、リスクの事業へ与える影響の内容、リスクへの対応策の説明を求めることとされた。

会計上の見積りや見積りに用いた仮定について、不確実性の内容やその変動により経営成績に生じる影響等に関する経営者の認識の記載を求めることとされた。

（平成 32 年 3 月 31 日以後に終了する事業年度に係る有価証券報告書等から適用）

⑪ 建設的な対話の促進に向けた情報の提供（30 事務年度）

役員の報酬について、報酬プログラムの説明（業績連動報酬に関する情報や役職ごとの方針等）、プログラムに基づく報酬実績等の記載を求めることとされた。また、政策保有株式について、保有の合理性の検証方法等に

ついて開示を求めるとともに、個別開示の対象となる銘柄数を現状の 30 銘柄から 60 銘柄に拡大することとなった。

（平成 31 年 3 月 31 日以後に終了する事業年度に係る有価証券報告書等から適用）

⑫ 情報の信頼性・適時性の確保に向けた取り組み

監査役会等の活動状況（監査役会の開催頻度、主な検討事項、個々の監査役の出席状況等）や、監査法人による継続監査期間等の開示を求めることとされた。

（平成 32 年 3 月 31 日以後（一部、平成 31 年 3 月 31 日以後）に終了する事業年度に係る有価証券報告書等から適用）

⑬ 「会計監査についての情報提供の充実に係る懇談会」報告書を踏まえた見直しについて（30 事務年度）

監査人の異動に関して、臨時報告書へ監査役等の意見の記載や当該異動する監査人の意見をより積極的に記載できるようにする企業内容等の開示に関する内閣府令の改正案が公表された。また、臨時報告書へ監査人の異動の実質的な理由の記載がなされるよう、具体的な交代理由が例示された企業内容等開示ガイドラインの改正案が公表された。（31 年 4 月 19 日公表）

（4）その他の事項の動向

① 大量保有報告書に関する規定の改正（25 事務年度）

- i 大量保有報告書等の提出の要否の基準となる保有株券等の総数から、自己株式を除外することとされた。
- ii 大量保有報告制度における短期大量譲渡報告の記載事項から、僅少な株券等の譲渡先に関する事項を除外することとされた。
- iii 大量保有報告書等の提出日の前日までに新たな提出事由が生じた場合について、当該新たな提出事由に係る変更報告書を当該大量保有報告書等と同時に提出することを求める旨の規定を削除し、当該新たな提出事由が生じた日から 5 営業日以内の提出を求めることとされた。
- iv 大量保有報告書等が開示用電子情報処理組織を通じて提出された場合には、当該大量保有報告書等に係る株券等の保有者は、発行者に対する当該大量保有報告書等の写しの送付を要しないこととされた。

② EDINET（電子開示システム）の状況

EDINET については、XBRL（※）データの利活用の向上等を図ることを目的として、国際水準を踏まえた XBRL の対象範囲の拡大、検索・分析機能の向上等の開発を順次行っている。現行システムは、29 年 3

月から稼働している。

EDINET は、目標である稼働率 99.9%以上（年度ベース）を維持し、投資家等に対し財務情報等を安定的に提供している。

なお、政府方針である法人番号の利活用の推進を踏まえ、30 年 3 月から EDINET に提出された開示書類を閲覧する際の画面に法人番号が表示されるようシステムの改修を行ったほか、EDINET の一層の利便性向上のため、EDINET から利用者が開示情報をデータ形式でより効率的に取得可能なオープン API（アプリケーション・プログラミング・インターフェース）としての「EDINET API」を開発し、31 年 3 月から提供を開始した。

※ XBRL（eXtensible Business Reporting Language）：財務情報等を効率的に作成・流通・利用できるよう、国際的に標準化されたコンピュータ言語。

③ フェア・ディスクロージャー・ルール（29 事務年度）

上場企業による公平な情報開示を求めるフェア・ディスクロージャー・ルール（注）の導入を含む「金融商品取引法の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 37 号）」が 29 年 5 月に成立・公布されたことを受け、関係政令・内閣府令の整備を行い、同年 12 月 27 日に公布された（30 年 4 月 1 日施行）。また、当該ルールについて、企業の実情に応じた情報管理の方法を明らかにするとともに、投資家との対話の場面における同ルールの適用関係等についての考え方を示した「金融商品取引法第 27 条の 36 の規定に関する留意事項について（フェア・ディスクロージャー・ルールガイドライン）」が公表された（30 年 2 月 6 日公表、同年 4 月 1 日適用）。

（注） 公表前の内部情報を発行者が第三者に提供する場合に、当該情報報が他の投資家にも同時に提供されることを確保するルール。

2. たばこ小売販売業の許可等事務

（1）インターネット等通信販売への対応

製造たばこの一般小売販売業許可者が、インターネット等の通信販売（郵便、電子メール、電話、ファクシミリ等の情報通信手段により注文を受けて行う販売を含む。）により製造たばこの販売を行う場合について、平成 22 年 9 月 9 日付で財務省理財局長通達（財理第 3807 号）が発遣され、未成年者の喫煙を防止する観点から、年齢確認等成人識別を確実に行うよう、許可の条件に「インターネット等の通信販売により製造たばこを販売する場合には、あらかじめ公的な証明書により購入希望者が成人であることの確認を行った上で、購入申込の都度、当該購入希望者が当該証明書に記載された者と同一の者であることを確認して販売すること。」を追加するなど、

その取扱いが明確化された。

(2) 自然災害の被災（東日本大震災等、平成 28 年熊本地震、平成 30 年 7 月豪雨）に伴う対応

① 東日本大震災等

平成 23 年 4 月 25 日付で財務省理財局長通達（財理第 1929 号）が発遣され、東日本大震災及び長野県北部の地震により被災し、災害救助法が適用された市町村のうち、東北財務局及び関東財務局管内の 9 県内の市町村を対象地域として、小売販売業者の早期の営業再開に資する等の観点から、被災した小売販売業者からの各種申請等（営業所の仮移転の許可、出張販売の許可、営業所の移転又は新規の許可、小売販売業の承継、営業休止業者の取扱い等）について、当分の間、弾力的な取扱いが行われた。

東日本大震災の被災地域での復興事業が計画段階から工事段階へと進展する中、被災店舗が移転して営業再開する動きが増加し、複数の申請が近隣で競合するケースが想定されたことから、平成 27 年 4 月 1 日付で財務大臣告示（「たばこ事業法施行規則に基づき財務大臣が定める事項」平成 10 年大蔵省告示第 74 号）の一部改正が行われ、既存店舗の経営安定を図りつつ、被災店舗の早期営業再開を支援するため、復興期間中（～平成 32 年度末）の時限措置として、被災されたたばこ小売販売業者の営業所移転について、距離制限の特例措置が講じられることとなった。

② 平成 28 年熊本地震

平成 28 年 5 月 13 日付で財務省理財局長通達（財理第 1583 号）が発遣され、平成 28 年熊本地震により被災し、災害救助法が適用された市町村を対象地域として、小売販売業者の早期の営業再開に資する等の観点から、被災した小売販売業者からの各種申請等（営業所の仮移転の許可、営業所の移転又は新規の許可、小売販売業の休止及び承継、営業休止業者の取扱い等）について、当分の間、弾力的な取扱いが行われた。

③ 平成 30 年 7 月豪雨

平成 30 年 7 月 31 日付で財務省理財局長通達（財理第 2567 号）が発遣され、小売販売業者の早期の営業再開に資する等の観点から、平成 30 年 7 月豪雨により被災された小売販売業者に係る各種申請等（営業所の仮移転の許可、営業所の移転又は新規の許可、小売販売業の休止及び承継、営業休止業者の取扱い等）について、当分の間、弾力的な取扱いが行われた。

(3) 消費税価格転嫁等対策

平成 26 年 4 月 1 日の消費税率の引上げに際して、消費税の転嫁を拒否さ

れたたばこ事業者からの電話相談等に応じるため、財務省理財局総務課たばこ塩事業室をはじめ各財務局等に相談窓口が設置された。

(4) 申請手続等の見直し（申請書等の添付書類の原本還付対応）

平成 29 年 3 月 28 日、総務省行政評価局から「申請手続等の見直しに関する調査一戸籍謄本等の提出が必要とされる手続を中心として一〈結果に基づく勧告〉」が公表され、戸籍謄本等を返却することとされていない手続について、財務省他 5 省庁に対し必要な改善措置を取るよう勧告が行われたことに伴い、同年 6 月 9 日付で「たばこ事業法施行規則」の一部改正が行われ、同年 7 月 1 日から施行された。

同改正により、申請者等の手間やコストの負担軽減を図る観点から、小売販売業者から申請書等の添付書類の原本の還付請求があった場合の事務対応が行われることになった。

(5) 望まない受動喫煙防止への対応

望まない受動喫煙の防止を図るため、多数の者が利用する施設等の区分に応じ、当該施設等の一定の場所を除き喫煙の禁止等を定める「健康増進法の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 78 号）」が、平成 30 年 7 月 25 日公布されたことに伴い、特定小売販売業又は出張販売の許可を受けた者に付する許可の条件のうち「施設内に喫煙設備を設置する」義務について、平成 31 年 4 月 1 日以降、同改正法の段階的な施行に合わせた経過措置を設けるなどの事務対応が行われることになった。（改正法の全面施行は、令和 2 年 4 月 1 日）

3. 外国為替及び外国貿易法に関する業務

(1) 法令改正

財務局における外国為替検査（以下、本項においては「検査」という。）は、国際的な協力の下で行われる資産凍結等経済制裁措置の実効性を担保する観点から、平成 10 年 4 月に施行された改正外国為替及び外国貿易法（以下、本項においては「外為法」という。）に基づいて課された諸義務の遵守状況を確認するため実施している。また、検査においては、金融活動作業部会（以下、本項においては「F A T F」という。）の勧告の着実な実施を図る観点から、平成 19 年 3 月に成立した犯罪による収益の移転防止に関する法律（以下、本項においては「犯収法」という。）に掲げる諸義務の遵守状況についても確認を行ってきた。

犯収法は、F A T F 等における、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策（以下、本項においては「マネロン・テロ資金供与対策」という。）のための勧告に対応するため、

①平成 23 年 4 月、取引時の確認事項や、取引時確認を的確に行うための措置の追加等を内容とする改正犯収法が成立(平成 25 年 4 月から全面施行)。

②平成 26 年 11 月、疑わしい取引の判断方法の明確化や、事業者が行う体制整備の努力義務の拡充等を内容とする改正犯収法が成立(平成 28 年 10 月から全面施行)。

の 2 回、改正が行われ、これらに対応して、検査マニュアルの見直しのほか、各財務局において、両替業者に対する説明会を実施した。

一方、外為法に基づく経済制裁の遵守状況等の検査では、北朝鮮に対する経済制裁措置として、平成 18 年 10 月に輸入禁止措置、平成 21 年 6 月に輸出禁止等が実施され、平成 28 年 2 月には、新たに、北朝鮮に対する支払の原則禁止措置が追加発動された状況下において、平成 19 年 7 月以降、検査事務年度毎の検査方針を定め、その中で、継続して「資産凍結等経済制裁措置への対応状況」を重点検査事項とした検査が行われてきている。

(2) 検査手法の見直し

検査事務年度ごとに重点検査事項を定め、約 2 ～ 4 年一巡の検査周期を基本としつつ、前回の検査結果の内容等を勘案して検査を実施し、継続的な検査の結果、外為法令及び犯収法令で課せられている各種義務は概ね定着してきたが、F A T F 等において、マネロン・テロ資金供与対策のため、リスクに応じた厳格な顧客管理等が求められている中、検査の有効性及び効率性を高めていく必要があり、内部監査を重視する観点から、平成 26 検査事務年度において、検査手法の見直しが行われた。

検査手法の見直しに当たり、平成 26 年 9 月以降、財務省及び財務局は、各業態からサンプル的に抽出した検査対象者に対し、外国為替業務に係る内部監査体制・機能に関する試行的なヒアリング調査を実施した。その結果を踏まえ、平成 27 年 4 月から、検査先の内部監査体制・機能の水準及び取引リスク等を把握するため、新たに「内部監査ヒアリング」を立入検査に前置きする「新たな検査手法」を導入することとなった。

「新たな検査手法」の適用範囲として、財務省本省が所管する検査対象先については、原則として全先、財務局が所管する検査先については、外国送金を取り扱う地銀、第二地銀及び原則として年間 5 千件以上を有する送金取扱信金を対象とすることとした。

また、「新たな検査手法」の導入に併せて、財務省及び財務局職員の人材育成の一環として、内部監査に関する外部研修の受講も行われることとなった。

(3) 検査指針（外為検査ガイドライン）の制定

国際社会が、マネー・ローンダリングやテロリストへの資金供与の脅威

に直面する中、国際情勢を踏まえたリスクの変化等に機動的かつ実効的に対応する必要性が高まっており、国際的にも F A T F 勧告では、金融機関等に対し、自らが直面するリスクを適時・適切に評価し、リスクに見合った低減措置を講じること、いわゆるリスクベースアプローチ（以下、本項においては「R B A」という。）の導入が求められている。

これまで、財務省は、関係法令の改正や新たな経済制裁措置の実施等併せて検査マニュアルを随時改正してきたが、変化するリスクへの的確な対応といった国際的な要請を踏まえると、ルールとチェックリストを中心とした従来の検査手法では不十分であり、外国為替取引等の分野における金融機関等による主体的かつ積極的な R B A に基づく対応を促進する必要があるとの認識の下、検査マニュアルを発展的に改組し、金融機関等検査対象者に向けた検査指針として、新たに「検査ガイドライン」を策定し、平成 30 年 9 月に公表した。

検査ガイドラインは、検査対象者に向けた検査指針であり、今後の検査では、従来の外為法令等の遵守状況の確認に加え、検査対象者が外為法令等を遵守するために導入した R B A が適切に機能しているか否かについても、確認することとなった。

また、これまで実施していた「内部監査ヒアリング」を廃止し、外国送金を取り扱う全ての金融機関を対象として、外国為替業務におけるリスク及び内部管理態勢の状況等を定期的かつ継続的に把握するために、新たにオフサイトでのモニタリング（以下、本項においては「オフサイト・モニタリング」という。）が導入された。オフサイト・モニタリングは、原則として年 1 回実施され、これにより、検査対象先のリスク等に関する情報を継続的に把握することが可能となった。

なお、平成 30 年 12 月、送金取扱金融機関に対し、外国為替業務の概況や、内部管理態勢の状況等に関するオフサイト・モニタリング調査票を送付し、同調査票の回答から把握した情報に基づき、オフサイト・モニタリングが開始された。

4. 公認会計士試験に関する業務

（1）受験者拡大に向けての取組み

公認会計士試験により多くの人が挑戦するよう、実施面での改善に向けて検討するため、公認会計士・監査審査会（以下、本項においては「審査会」という。）に置かれている公認会計士試験実施検討小委員会の下に、平成 19 年 5 月に公認会計士試験実施検討グループ（以下、本項においては「検討グループ」という。）が設けられ、具体的な改善策について、検討が行われた。

審査会は、検討グループからの検討結果の取りまとめの報告を受け、平

成 19 年 10 月 25 日に「公認会計士試験実施の改善について」を公表し、平成 20 年試験より以下のとおり順次改善が図られた。

(参考) 主な改善策

○ 短答式試験

<平成20年試験より実施>

- ・ 基本的な問題を幅広く出題し、問題文・選択肢は簡素化。
- ・ 従来の 2 週間の週末にわたる 2 日間の実施日程を短縮し、週末 1 日の試験となった。

<平成22年試験より実施>

- ・ 短答式試験を年 2 回実施。

○ 論文式試験

<平成20年試験より実施>

- ・ 思考力、応用能力、論述力等を問う問題とし、出題範囲を短答式試験より絞り込む。
- ・ 従来の企業法、民法の 2 科目のほかに、新たに会計学、監査論、租税法の 3 科目についても、法令基準等を受験時に配付した上で試験を実施。
- ・ 従来の平日 3 日間の実施日程を、金土日の連続する平日 1 日、週末 2 日の試験となった。

また、「世界最先端 IT 国家創造宣言」(平成 25 年 6 月 14 日閣議決定)に基づく「オンライン手続の利便性向上に向けた改善方針」(平成 26 年 4 月 1 日各府省情報化統括責任者 (CIO) 連絡会議決定)において、公認会計士試験の受験願書の提出等について、オンライン手続の改善と利用の促進を図っていくことが求められた。

こうしたことを踏まえ、受験者等の利便性向上に向けて、公認会計士試験の受験願書の提出等のオンライン手続について、民間のインターネット受付サービスを導入することとし、平成 29 年第 I 回短答式試験の申込分から運用を開始した。

《インターネット受付サービスの利用状況》

		願書受付件数		
		(a)	うち、インターネット受付件数(b)	利用率(b/a)
平成 29 年	第 I 回	7,818 件	3,470 件	44.4%
	第 II 回	8,214 件	3,700 件	45.0%
平成	第 I 回	8,373 件	5,157 件	61.6%

30 年	第Ⅱ回	8,793 件	5,313 件	60.4%
令和 元年	第Ⅰ回	8,515 件	6,280 件	73.8%
	第Ⅱ回	9,531 件	6,787 件	71.2%

(2) 市場化テストの実施

平成 21 年 7 月 10 日に「公共サービス改革基本方針」の改定が閣議決定され、公認会計士試験業務の一部について、民間競争入札の導入による「市場化テスト」が実施されることとなった。

具体的には、平成 24 年試験から、関東財務局において実施され、受験願書の確認、試験会場の確保、試験の立会等の試験業務が市場化テストの実施対象となった。平成 29 年試験まで 2 期実施され、総務省官民入札等監理委員会において終了することが決定された。

5. 政策金融に関する業務

(1) 政策金融改革の趣旨と経緯

政策金融改革は、資金の流れを「官から民へ」改革し、経済全体の活性化につなげていくため、「民間にできることは民間に」委ねるとの観点から見直しを行ったもの。

このため、政策金融機関の担っている機能を抜本的に見直し、完全民営化、廃止される機関の機能を政策金融の外側に切り出すとともに、必要最小限の業務を 1 つの新たな政策金融機関に担わせることとしたもの。

平成 17 年 11 月の「政策金融改革の基本方針」（経済財政諮問会議）、12 月の「行政改革の重要方針」（閣議決定）において、政策金融機能は三つの機能（①中小零細企業・個人の資金調達支援、②国策上重要な海外資源確保、③円借款（政策金融機能と援助機能を併せ持つ））に限定し、それ以外は撤退することとされ、政策金融として残すものについては一つの政策金融機関に統合することを基本とし、国民公庫等の 5 機関を統合することとされた。

その後、平成 18 年 5 月に成立した「行政改革推進法」において、政策金融機能の限定、貸出残高対 GDP 比半減、政策金融 8 機関の再編（国民公庫等 5 機関の統合による新政策金融機関（以下、本項においては「新公庫」という。）の設立、日本政策投資銀行と商工組合中央金庫の完全民営化、公営公庫の廃止）等の基本的な方針が規定され、同年 6 月の「政策金融改革に係る制度設計」（政策金融改革推進本部等決定）において、新公庫や完全民営化機関等の業務や組織のあり方等が決定された。

その後、①新公庫法案等は、行革担当大臣の下で関係大臣と連携して作成され、②日本政策投資銀行、商工組合中央金庫の完全民営化や公営公庫の廃止に係る法案は、行革担当大臣の総合調整の下、各主務大臣により行

革担当大臣と共同して作成され、いずれも第 166 回国会に提出され、成立した。

平成 20 年 10 月に国民公庫等 5 機関の統合による新政策金融機関として、(株)日本政策金融公庫（以下、本項においては「日本公庫」という。）が設立され、平成 22 年には、新たに J B I C（部門）が地球環境の保全を目的とする海外における事業を行えるよう、株式会社日本政策金融公庫法の一部を改正する法律（平成 22 年法律第 14 号）が成立・施行された。一方政策課題として認識されるようになった「パッケージ型インフラ」の海外展開促進については、「パッケージ型インフラ海外展開関係大臣会合」（平成 22 年 9 月～24 年 10 月）の場で、経済界も含めて議論が進められ、①国際協力銀行の機能強化と、②機動性・専門性・対外交渉力強化の観点を踏まえた日本政策金融公庫からの J B I C 分離を決定し、第 177 回国会にて株式会社国際協力銀行法（平成 23 年法律第 39 号）が成立、平成 24 年 4 月に株式会社国際協力銀行（新 J B I C）が設立された。

その後、平成 27 年 5 月の株式会社商工組合中央金庫及び株式会社日本政策投資銀行法の改正により、危機対応業務を実施する民間金融機関が存在しない状況を勘案し、当分の間、商工組合中央金庫及び日本政策投資銀行が危機対応業務を実施することを「責務」として規定した。

（2）(株)日本政策金融公庫の役割

目的としては、行政改革推進法において、日本公庫に担わせることとされた機能（国民一般、中小企業者及び農林水産業者の資金調達を支援するための機能、我が国にとって重要な資源の海外における開発及び取得を促進し、並びに我が国の産業の国際競争力の維持及び向上を図るための機能）を踏まえた目的規定に加え、民業補完の趣旨を明記し、併せて、国内外の金融秩序の混乱又は大規模な災害、テロリズム若しくは感染症等による被害に対処するために必要な金融がより迅速かつ円滑に行われることを可能とする旨を規定している。

なお、平成 24 年 4 月には株式会社国際協力銀行（新 J B I C）が設立され一部分離している。

業務としては、統合された機関の業務規定をベースに、行政改革推進法における業務限定を忠実に反映し、日本公庫の業務が規定されているところであり、民業補完業務、危機対応円滑化業務等が規定された。

（3）危機対応業務

「政策金融改革に係る制度設計」の「V. 危機対応関係について」の「1. 危機対応の在り方」において、「今回、政策金融機能の限定により政策金融として対応できなくなった危機に関する金融のうち、新政策金融機関の業

務のみでは適切に対応することができない手形割引による資金融通その他の短期資金の供給、社会基盤整備に係る資金供給等必要なものについて、政府は、完全民営化機関をはじめ希望する民間金融機関の業務による適切かつ円滑な対応が行われるよう、措置を講ずる」とされ、これに基づき日本公庫の危機対応円滑化業務に関し、次の事項が規定され、民間金融機関を指定金融機関として活用する危機対応体制を講ずることとなった。

- ・ 主務大臣が、必要性を認定した場合に、危機対応業務を行う指定金融機関に対して必要な資金の貸付、リスクの一部補完、利子補給を実施することができること。
- ・ 「危機対応円滑化業務実施方針」の策定、指定金融機関との間で締結する協定等に関する規定。
- ・ 民間金融機関からの申請に基づく国が指定金融機関をあらかじめ指定すること。

指定金融機関を活用した危機対応体制のスキームは、次のとおりとされている。

- ・ 政府は、日本公庫の「危機対応円滑化業務勘定」に出資、資金の貸付、利子補給金の交付を行う。
- ・ 日本公庫は、危機対応円滑化業務実施方針の策定・公表を行う。日本公庫自らも業務の範囲内で、必要な融資を実施する。
- ・ 民間金融機関は指定金融機関の申請を行い、申請する民間金融機関のうち、一定の基準を満たすものを主務大臣が指定する。
- ・ 日本公庫は指定金融機関と、資金の貸付、リスクの一部補完、利子補給の協定を締結する。
- ・ 指定金融機関は、主務大臣が危機を認定した場合には、日本公庫からのリスク補完等を受けて、貸付等の「危機対応業務」を実施する。

指定金融機関の活用が想定されるものとして、被災インフラ復興資金としての設備資金の貸付、金融危機時の資金融通としての手形の割引、激甚災害被災事業者への再建資金としての低利資金の貸付等がある。これらを実施するため、日本公庫から指定金融機関に対して、必要な資金の貸付、非弁済額の一部補填、利子補給金の支給等を行うこととしている。

なお、現時点においては、株式会社日本政策投資銀行及び株式会社商工組合中央金庫がみなし指定金融機関として、危機対応業務を実施しているところである。

(4) 指定金融機関の指定及び監督に係る事務の地方支分部局への委任等

株式会社日本政策金融公庫法に規定する主務大臣の権限については、行政事務の効率化や民間金融機関の利便等の観点から、指定金融機関の手続に関する事項、検査、監督に関する事項に係るものについては、地方支分部局へ事務の委任が法令上明記されており、財務局の事務分掌規則に、指定金融機関に関する業務が追加された。主な事務として、次のとおり規定された。

- ・ 指定申請書の受理（法第 16 条第 2 項）
- ・ 商号等変更届出の受理（法第 17 条第 2 項）
- ・ 事業の譲渡及び譲受の認可申請書の受理（法第 19 条第 1 項）
- ・ 合併又は分割の認可申請書の受理（法第 19 条第 2 項）
- ・ 危機対応円滑化業務の実施に必要な事項の指定金融機関への通知（法第 22 条第 3 項）
- ・ 危機対応業務に関する監督命令（法第 24 条）
- ・ 指定金融機関に対する報告徴求（法第 59 条第 2 項）
- ・ 指定金融機関に対する検査（リスク管理にかかるものを除く）（法第 59 条第 2 項）

※ 法 …株式会社日本政策金融公庫法

また、「まち・ひと・しごと創生総合戦略（2015 改訂版）」では、地域における金融機能の高度化のため、民間金融機関と政府系金融機関との協働・連携を促進するための政府の支援体制の整備を進めること、地方支分部局と政府系金融機関との連携の強化を行うことが記載されたことを受け、平成 28 年度から財務局理財課に所要の整備体制が図られた。財務局理財課では、政策金融機関と民間金融機関との協働・連携を促進し、各地域の課題に応じた対応を行っていくこととされており、地域の関係者と政策金融機関との連携促進の支援や政策金融に関する地域情報の収集を行っている。

＜ 第 3 節 証券事務 ＞

1. 証券動向
 - (1) 債券市場
 - (2) 株式市場
2. 金融商品取引所の振興
3. 証券監督行政
 - (1) 「貯蓄から資産形成」に向けた取組み
 - (2) 金融 A D R 制度の導入
 - (3) 金融商品取引法の改正による規制の強化と緩和
 - (4) 金融当局・金融行政運営の改革

1. 証券動向

平成 19 年 7 月の米国サブプライムローン問題に端を発した欧米金融機関の流動性危機は、平成 20 年 9 月にリーマン・ブラザーズ・ホールディングスの倒産を契機として世界的な金融危機に発展し、世界経済を同時不況に陥らせた。また、平成 21 年には、ギリシャ債務問題が発生し、欧州債務危機へと発展した。日本の金融機関は、欧米に比べてそれらの危機に絡む損失は少ないとされたものの、日本経済には大きな影響を与え、株価は暴落を繰り返した。

平成 23 年 3 月には東日本大震災が発生するなど、株式市場は平成 24 年まで低迷を続けたが、平成 25 年以降、長期化したデフレからの脱却を目指した政府の対策や、日銀による 2 % の物価上昇を目標とした量的・質的金融緩和が実施されると株式市場は急激な上昇に転じた。

その後、物価上昇率が目標に達せず、平成 28 年からはマイナス金利政策が導入されたほか、英国の EU 離脱が決定されるなど、大きな下落局面はあるものの、大規模な金融緩和が継続されていることなどを背景に、日経平均株価が約 27 年振りの高値を記録するなど、底堅い動きが続いている。

このような状況のなか、金融規制の質的向上や金融資本市場の活性化に向けた取組みとして、裁判外紛争解決制度（金融 ADR）や日本版スチュワードシップ・コード、コーポレートガバナンス・コードが導入されたほか、豊富な家計資産が成長マネーに向かう循環の確立に向けた取組み（貯蓄から資産形成の実現）として、少額投資非課税制度（NISA）の開始、顧客本位の業務運営に関する原則の公表などが行われている。

また、証券市場の変化としては、東証の売買システムの更新を契機として高頻度取引（HFT）が本格化したことなどにより市場間での競争が始まり、世界的に取引所の再編を促すことになった結果、平成 25 年に、日本市場の国際競争力の強化等を目指して、東京証券取引所と大阪証券取引所が経営統合し、日本取引所グループが発足した。

(1) 債券市場

イ 債券市場の動向

発行市場においては、この 10 年間においても、引き続き国債などのいわゆる公共債が 8 割を超えるシェアを占めている。国債については、平成 24 年度に 177 兆円を発行して以降、減少のトレンドとなり、税収の増加や緊縮財政の政策などを受けて平

成 30 年度の発行額は、149 兆円まで減少している。一方で、国債の残高は積み上がっており、平成 20 年度に 546 兆円であったところ、平成 30 年度には 883 兆円まで増加している。

普通社債の発行額については、平成 21 年度に 10 兆円を超えたものの、その後減少に転じ平成 27 年度には 6 兆円台まで減少していた。しかし、日銀がマイナス金利政策を開始した平成 28 年度以降、利回りを求める投資家ニーズの高まりを受けて、再度上昇に転じ、平成 28 年度には再び 10 兆円を超える水準となっている。また、緩和的な金融環境を背景として、長期の社債を発行する企業も増えており、平成 28 年には民間で最長となる 40 年債を発行する企業も見られるなど、社債の長期化が進んでいる。

流通市場における店頭売買高は平成 20 年度に 10,511 兆円となっていたものの、リーマンショックの影響等を受けて低迷し、平成 22 年度には 7,721 兆円まで落ち込んだ。しかしながら徐々に取引を増やし、平成 26 年度には再び 10,504 兆円まで増加し、その後、平成 29 年度まではやや減少傾向で推移している。なお、公社債の流通市場においても国債の占める割合は 9 割を超えている。国債の取引が他の取引より突出して多い要因としては、発行残高の多さもあるが、低リスク故に様々な資金運用ニーズが集まっていることが挙げられる。

ロ 国債の決済期間の短縮化について

平成 20 年 9 月のリーマンショック以降、デフォルトやフェイルにより未決済残高が増大したことを受けて、決済リスクが強く意識されるようになり、決済期間の短縮化が議論されるようになった。平成 21 年 9 月には、日本証券業協会が主宰する「証券決済制度改革推進会議」の下部機関として、「国債の決済期間の短縮化に関する検討ワーキング・グループ」が設置され、国債の売買取引の標準的な決済期間を T+2 及び T+1 とすることへの議論がなされた。

金融庁では、平成 22 年 1 月に「金融・資本市場に係る制度整備について」を公表し、この中で、日本国債清算機関のリスク削減機能をさらに活用することを図るため、同機関を含む市場関係者と検討を重ね、同機関の態勢強化を図ることや、決済期間の短縮化、フェイル発生時の取扱いルール等について議論がなされた。その後、平成 22 年 6 月には日本証券業協会が「国債取引の決済リスク削減に関する工程表」をとりまとめ、順次、各項目

に沿って検討を行った結果、T+2 が平成 24 年 4 月から実施され、さらに平成 30 年 5 月から T+1 化が実施されている。

(2) 株式市場

この 10 年間の歴年の動向の概括は次のとおりである。

平成 21 年は、日経平均株価の始値は 9,043 円からスタートしたが、リーマンショック後の世界的な景気後退と金融不安などへの懸念が強まり、3 月 10 日には年間最安値の 7,054 円を記録した。その後は、海外株式市場が上昇基調となったことを受けて反発し、10,546 円で取引を終了した。同年の東証 1 日平均売買高は 22.7 億株であった。

平成 22 年は、世界的な株価上昇に対する日本株の出遅れ感などを背景に堅調にスタートし、4 月初めには年間最高値の 11,339 円を記録した。同年の東証 1 日平均売買高は 20.8 億株であった。

平成 23 年は、日経平均株価の始値は 10,398 円からスタートしたが、3 月 11 日の東日本大震災を受け、10,434 円であった 3 月 10 日の終値が、15 日には一時 8,227 円まで下落した。その後も、ギリシャ危機などを受け、下落相場が続き、11 月 25 日には年間最安値の 8,160 円を記録した。同年の東証 1 日平均売買高は 21.4 億株であった。

平成 24 年は、日経平均株価の始値は 8,560 円からスタートし、欧州での債務問題の後退、米国の景気改善期待から上昇相場となり 3 月 27 日には 10,255 円まで上昇した。その後は、下落相場となったものの、11 月の衆議院解散で自民党へ政権交代したことにより大胆な金融緩和、デフレ脱却、円高是正が実現されることの市場の期待を受け、年間最高値の 10,395 円で取引を終了した。同年の東証 1 日平均売買高は 20.9 億株であった。

平成 25 年は、円安、米国株式相場の上昇、4 月の日本銀行による「量的・質的金融緩和」の導入を受け、上昇相場となり 5 月 23 日には一時 15,942 円を記録した。その後、世界経済の先行き不透明感や円安一服等を受け、6 月 13 日には 12,445 円まで下がったが、年末の好調な企業業績の発表、米国株価の史上最高値の更新等を受け、年間最高値の 16,291 円で取引を終了した。同年の東証 1 日平均売買高は 34.3 億株であった。

平成 26 年は、4 月の消費税増税による個人消費の冷え込みが嫌気され、4 月 14 日に年間最安値の 13,910 円を記録したが、その後の追加金融緩和による円安進行、消費税再増税の先送り

決定を受け、目先の安心感が広がったことにより株価が上昇し、17,450 円で取引を終了した。同年の東証 1 日平均売買高は 25.1 億株であった。

平成 27 年は、年前半は、円安・原油安を背景とした企業業績の改善、日本企業のコーポレート・ガバナンス改革への期待から 6 月 24 日には年間最高値の 20,952 円と約 21 年ぶりに 2 万円台を突破した。同年の東証 1 日平均売買高は 25.4 億株であった。

平成 28 年は、日経平均株価の始値は 18,450 円でスタートしたが、1 月末に日本銀行がマイナス金利政策の導入を発表すると、2 月 12 日には 14,000 円台まで下落した。その後は、新興国の経済不安が和らぎ株価は一時上昇したが、6 月に英国の EU 離脱が決定すると再び下落し、6 月 24 日には年間最安値の 14,952 円を記録した。11 月の米国大統領選後は、米金利の上昇を起因とした円安の大幅な進行が企業業績の改善期待を高め、19,114 円で取引を終了した。同年の東証 1 日平均売買高は 24.2 億株であった。

平成 29 年は、日経平均株価の始値は 19,594 円でスタートしたが、9 月の衆議院解散・総選挙の表明により、上値を追う展開となり、さらに衆議院選挙の結果を機に上昇に弾みがつき、10 月には史上最長となる 16 連騰を記録した。同年の東証 1 日平均売買高は 19.8 億株であった。

平成 30 年は、日経平均株価の始値は 23,506 円でスタートしたが、2 月 6 日に VIX 指数の急騰、3 月には米中間の貿易摩擦問題を受け、前半は下落相場が続いた。その後は、米国経済の強さが意識され、ドル高・円安が進行したことで株価が上昇し、10 月 2 日には、約 27 年ぶりの高値となる 24,270 円を記録した。しかし、FRB の政策金利利上げ方針の継続を受け、12 月 25 日には、年間最安値の 19,155 円を記録した。同年の東証 1 日平均売買高は、16.5 億株であった。

2. 金融商品取引所の振興

全国証券取引所別株式売買高に占める各証券取引所の売買シェアは、次のとおりである。

【証券取引所の売買取引高シェア（平成 30 年）】

取 引 所	東京	名古屋	福岡	札幌
売買シェア	99.88	0.06	0.00	0.06

地方証券取引所の合併が進められ、平成 22 年 4 月に株式会社ジャスダック証券取引所が株式会社大阪証券取引所と合併し、更に、平成 25 年 1 月には、国際競争力のある、世界から選択される金融資本市場の構築に向けて、株式会社東京証券取引所グループと株式会社大阪証券取引所が合併し、株式会社日本取引所グループが発足した。

その後、株式会社日本取引所グループの組織再編により、市場機能の集約やシステムの統一などが進められ、現物市場は株式会社東京証券取引所、デリバティブ市場は株式会社大阪取引所に機能特化された。

また、総合取引所の実現に向けては、平成 24 年の金融商品取引法改正により、所管省庁間の協議、連携の仕組みが整えられた。

国際的には、証券・金融先物と商品先物取引を 1 つの取引所で取り扱う総合取引所が主流となる中、平成 31 年 3 月、株式会社日本取引所グループと株式会社東京商品取引所との間で、経営統合に関する基本合意書が締結され、令和 2 年度上期の総合取引所の実現に向けた取組みが進められている。

3. 証券監督行政

平成 8 年以降、我が国の金融市場においては、政府の掲げた金融システム改革、いわゆる日本版ビッグバンにより、貯蓄から投資の流れが着実に歩を進めているところである。一方で、利用者保護の拡充を通じて利用者が安心して金融商品を取引できるようにしつつ、各種規制の柔軟化を進めて金融イノベーションを促進し、多様化するニーズに応じた金融商品の提供を可能とすることが重要な課題となった。こうした状況のもと、それまでの縦割りであった各種の業法を見直し、幅広い金融商品を対象とする包括的・横断的な法律として平成 18 年 6 月、証券取引法等の一部を改正する法律が成立された。

改正内容は次の 4 つの柱からなる。①集団投資スキームの包括的な定義等による投資サービスの規制、②四半期報告制度の導入や公開買付制度及び大量保有報告制度の見直し等といった開示制度の整備、③取引所の自主規制機能の強化、④罰則の引上げ等による不公正取引へのより厳正な対応である。

こうして施行された金融商品取引法であるが、施行後も市場の変化に合わせながら、様々な改正を重ねており、金融 A D R 制度の導入に伴う改正、クラウドファンディングに関する利用促進やファンド業者に対する規制の見直しに関する改正、デリバティブ取

引、高速取引にかかる改正等が行われているところである。

監督当局としては、金融商品取引業者に対し、これら法令の遵守状況を確認するとともに、顧客本位の業務運営の確立・定着に向けた取組みやその定着度合いを示す K P I の策定状況についてモニタリングを実施しているほか、経営陣等とは深度ある対話を実施することで、経営戦略等の策定等にあたってガバナンス機能が適切に実施されているかをモニタリングしている。

上記にかかる各種の取組状況や制度の変遷については以下のとおりである。

(1) 「貯蓄から資産形成」に向けた取組み

平成 21 年度税制改正要望にあたり、金融庁は、我が国金融・資本市場の競争力強化に向けて、①「貯蓄から投資へ」の流れの促進、②内外投資活動の推進のための環境整備に資する観点から、20 年 8 月末、『日本版 I S A』（小口の継続的長期投資非課税制度）の導入をはじめ、種々の税制改正要望を行った。

その後、平成 22 年度税制改正大綱（21 年 12 月 22 日閣議決定）において、少額の上場株式等投資のための非課税措置（日本版 I S A）の法制化が認められた。

平成 24 年には、「日本再生戦略」が閣議決定され、「我が国家計が保有する金融資産の教育資金としての活用や不動産の有効活用の観点から、高齢世代から若年世代への資産移転等を促す方策について検討すると同時に、確定拠出年金の拠出規模の拡大、分散投資の促進等による普及・拡充や国内外の資産への長期・分散投資による資産形成の機会を幅広い家計に提供する観点から日本版 I S A について所要の検討を行い、自助努力に基づく資産形成を支援・促進し、家計からの成長マネーの供給拡大を図る」とこととされ、日本版 I S A については、2020 年までの目標投資総額 25 兆円とされた。

これらを背景に、平成 26 年 1 月には、「N I S A（ニーサ）」（株式や投資信託などの配当金、譲渡益等が非課税となる少額投資非課税制度）が開始。さらに、平成 28 年 1 月には「ジュニア N I S A」（未成年者少額投資非課税制度）が、平成 30 年 1 月には、「つみたて N I S A」（特に少額からの長期・積立・分散投資を支援するための非課税制度）が開始されており、家計の安定的な資産形成を促進する取組みを進めるとともに、金融経済教育の充実等により投資家の裾野拡大を図っている。

一方で、金融商品を取扱う金融機関に対しては、平成 25 年（12

月 13 日)に「金融・資本市場活性化に向けての提言」が出され、「投資信託等については、若年層から高齢者に至るまでのライフサイクルに適合した商品の開発・普及促進が不可欠である。短期間の商品乗換えによる販売手数料収入重視の営業を見直し、運用に係る透明性向上とともに、投資家のライフステージを踏まえ、真に顧客の投資目的やニーズに合う、個人投資家の利益を第一に考えた商品の開発・普及促進に向けた取組みを強力に進める必要がある。また、その販売においては、個人投資家のニーズに合致し、長期的な資産形成につながる商品を選択して推奨することが必要である。」とされたことを踏まえ、平成 26 年に「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」を改正し、顧客の中長期的な資産形成を支援する勧誘・販売体制を構築する観点から、営業員に対する業務上の評価が投資信託の販売手数料等の収入面に偏重することなく、預り資産の増加等の顧客基盤の拡大についても適正に評価するものとなっているか留意して監督することとした。

さらに、平成 29 年 3 月には、「顧客本位の業務運営に関する原則」及び「『顧客本位の業務運営に関する原則』の定着に向けた取組み」を公表。人生 100 年時代を迎える中、利用者の生涯にわたって、ライフプランに合わせた良質で適切な金融サービスが提供され、安定的な資産形成を実現していくことがこれまで以上に求められていることから、金融機関による利用者の人生各ステージの需要に即した顧客本位である業務運営の確立・定着を推進している。

(2) 金融 ADR 制度の導入

- ① 金融 ADR 制度の導入については、平成 20 年 6 月 24 日、金融トラブル連絡調整協議会が「金融分野における裁判外の苦情・紛争解決支援制度(金融 ADR)の整備にかかる今後の課題について」(座長メモ)を取りまとめて公表した。

金融トラブル連絡調整協議会では、平成 12 年の金融審議会答申を踏まえ、消費者団体、自主規制機関・業界団体、弁護士会、学識経験者及び関係行政機関の自主的な参加により、金融 ADR の改善について、様々な取組みが行われており、同協議会では、これまで 8 年間の取組みを振り返り、金融 ADR の整備にかかる今後の課題などについて議論が行われ、座長メモが取りまとめられたものである。

本座長メモでは、同協議会における主な取組みの経緯及び金

融 A D R の現状の問題点を振り返るとともに、金融 A D R のあり方に関し、金融 A D R の理念、運営主体、中立性・公正性の確保、実効性の確保、統一化・包括化、今後の方向性の各論点について整理を行っている。

- ② 金融庁は、本座長メモを踏まえ、平成 21 年 3 月 6 日に金融商品取引法等の一部を改正する法律案を国会に提出し、同年 6 月 17 日に成立した。

< 制度の概要 >

- 金融分野における裁判外紛争解決制度（金融 A D R 制度）の創設

→ 金融商品取引法及びその他の金融関連法において共通の枠組みを横断的に整備

➤ 苦情処理・紛争解決手続を実施する機関の指定（指定紛争解決機関）

➤ 金融機関は、以下の内容を含む契約を指定紛争解決機関と締結

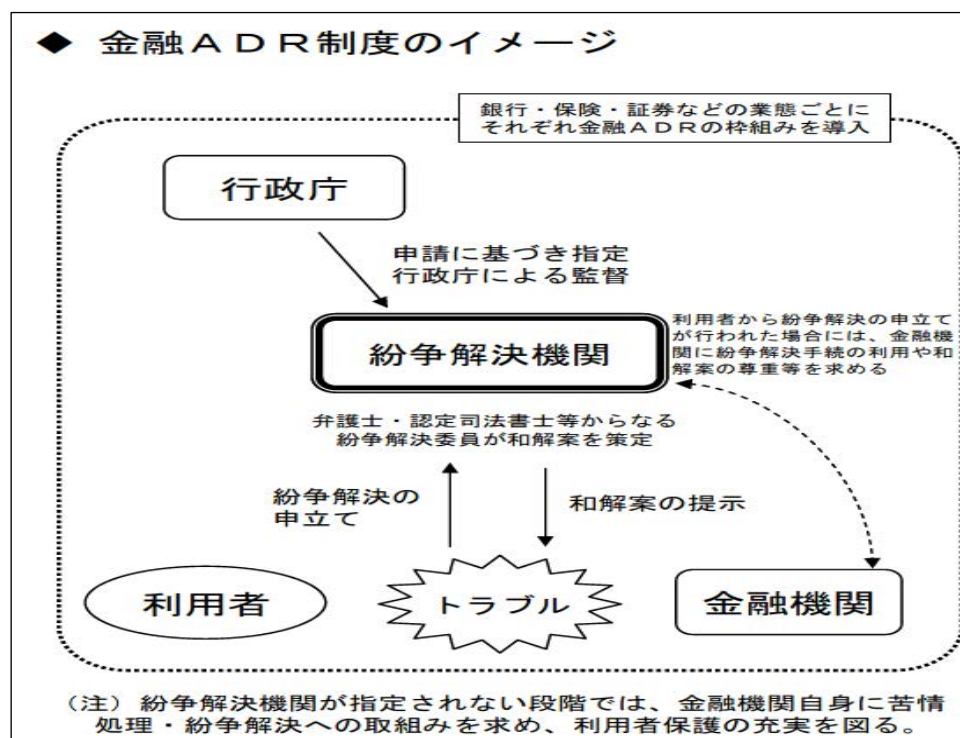
① 苦情処理・紛争解決手続の応諾

② 事情説明・資料提出

③ 手続実施者の解決案の尊重

※ 指定紛争解決機関がない場合には、金融機関が苦情等処理・紛争解決の取組みを実施

➤ 指定紛争解決機関に対する報告徴求・立入検査、業務改善命令等



(出典：金融庁ホームページ 金融ADR制度について)

(3) 金融商品取引法の改正による規制の強化と緩和

イ FX取引にかかる利用者保護の充実

外国為替証拠金取引（FX取引）については、外国為替証拠金取引業者（FX取引業者）が破綻し、その結果、顧客から預託を受けた証拠金の返還に支障が生じる場合があった。

このようななか、平成21年4月24日に、証券取引等監視委員会から、金融庁に対し、外国為替証拠金取引業者に対する規制のあり方について、建議がなされた。

これを受け、平成21年7月及び8月に公布・施行された「金融商品取引業等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令」により所要の法改正を行った。

＜平成21年7月3日公布の改正金融商品取引業等に関する内閣府令等の主な内容＞

- ① 現行、投資家から預託を受けた証拠金の区分管理方法として、預貯金、金銭信託、カバー取引先への預託等が認められていたが、投資家への返還を確実にするため、区分管理方法を金銭信託に一本化。
- ② FX取引業者のリスク管理強化等を促すため、ロスカットルール（相場急変時の取引停止措置）の整備・遵守の義務付け。なお、同時に監督指針において、以下を整備。

- ③ 低スプレッド取引を提供する業者に関して、勧誘・説明態勢やリスク管理態勢に関する監督上の留意事項等を明確化。
- ④ 新規に登録申請を受けた場合の留意事項として、登録拒否要件等に該当しないかを確認するため、疎明資料の提出を求める旨を明確化。

＜平成 21 年 8 月 3 日公布の改正金融商品取引業等に関する内閣府令等の主な内容＞

F X 取引については、最近、内外の金利差が縮小してきていること等から、店頭取引・取引所取引ともに、高レバレッジ化が進展してきており、

- ① 顧客保護（ロスカットルールが十分に機能せず、顧客が不測の損害を被るおそれ）
- ② 業者のリスク管理（顧客の損失が証拠金を上回ることで、業者の財務の健全性に影響が出るおそれ）
- ③ 過当投機

の観点から問題があると考えられた。

以上を踏まえ、1 日の為替の価格変動をカバーできる水準を証拠金として確保することを基本として、個人顧客を相手方とする F X 取引等について、取引所取引・店頭取引共通の規制として、想定元本の 4 % 以上の証拠金の預託を受けずに業者が取引を行うことを禁止。

なお、店頭外国為替証拠金取引（店頭 F X 取引）市場については、近年その年間取引規模が 5,000 兆円程度まで拡大しており、店頭 F X 業者の決済リスク管理を不十分なままにしておけば、外国為替市場や金融システムに影響を及ぼし、システムリスクにつながる可能性がある等の問題意識の下、平成 30 年 2 月、「店頭 F X 業者の決済リスクへの対応に関する有識者検討会」（有識者検討会）を設置。同検討会では、個人投資家を含め幅広い利用者を対象とした意見募集も行いながら、6 回にわたり検討が行われ、平成 30 年 6 月 13 日に以下の対応策を盛り込んだ報告書がとりまとめられている。

- ・ ストレステストを通じた自己資本の拡充
- ・ 取引データの報告制度の充実
- ・ 未カバーポジションの情報開示 等

その後、当該報告書を踏まえ、平成 31 年 3 月に、店頭 F X 取引について、ストレステストの実施及び、リスク情報の開示の義務付けを内容とする内閣府令の改正等を行った。

ロ 無登録業者への対応

(イ) 無登録業者に対する罰則の引上げ等

平成 23 年 5 月 25 日に公布された金融商品取引法の一部を改正する法律において、無登録業者による未公開株式等の取引に関する規制を設けるとともに、無登録業者に対する罰則の引上げ等を行った。

平成 19 年頃から、未公開株に関して、金融庁金融サービス利用者相談室への相談件数が大幅に増加（平成 19 年 1034 件→20 年 1330 件→21 年 2159 件）しており、その相談内容には、無登録業者が関与する詐欺的なものが多く、金融庁の職員を名乗る事例も見られた。また、いわゆる集団投資スキーム（ファンド）の取引に関しても、無登録業者が関与する詐欺的事例のほか、金融商品取引業者（登録業者）による問題事例も発生していた。

こうした状況を踏まえ、未公開株等の投資家被害を抑止するため、未公開株等の投資家被害を抑止するため、所要の法改正を行った。

<平成 23 年 5 月 25 日公布の改正金融商品取引法の主な内容>

① 無登録業者による表示・勧誘行為の禁止

無登録業者が、金融商品取引業を行う旨の表示をすること、及び、金融商品取引業を行うことを目的として、金融商品取引契約の締結について勧誘をすることを禁止した。

② 無登録業者による未公開有価証券の売付け等の効果

無登録業者が非上場の株券等の売付け等を行った場合には、その売買契約を原則として無効とした。

③ 裁判所への禁止・停止命令の申立てに係る裁判管轄の拡大

「被申立人（＝違反行為を行う者）の住所地」の地方裁判所に限られていた申立てについて、違反行為があった地の地方裁判所でも申立てができるように拡大された。

④ 無登録業者に対する罰則の引上げ

無登録業等に対する法定刑を、3 年以下の懲役若しくは 300 万円以下の罰金又はこれらの併科から、5 年以下の懲役若しくは 500 万円以下の罰金又はこれらの併科に引き上げるとともに、法人に対して行為者よりも重課（5 億円以下の罰金）した。

(ロ) 金融商品取引法 192 条に基づく裁判所への禁止・停止命令の

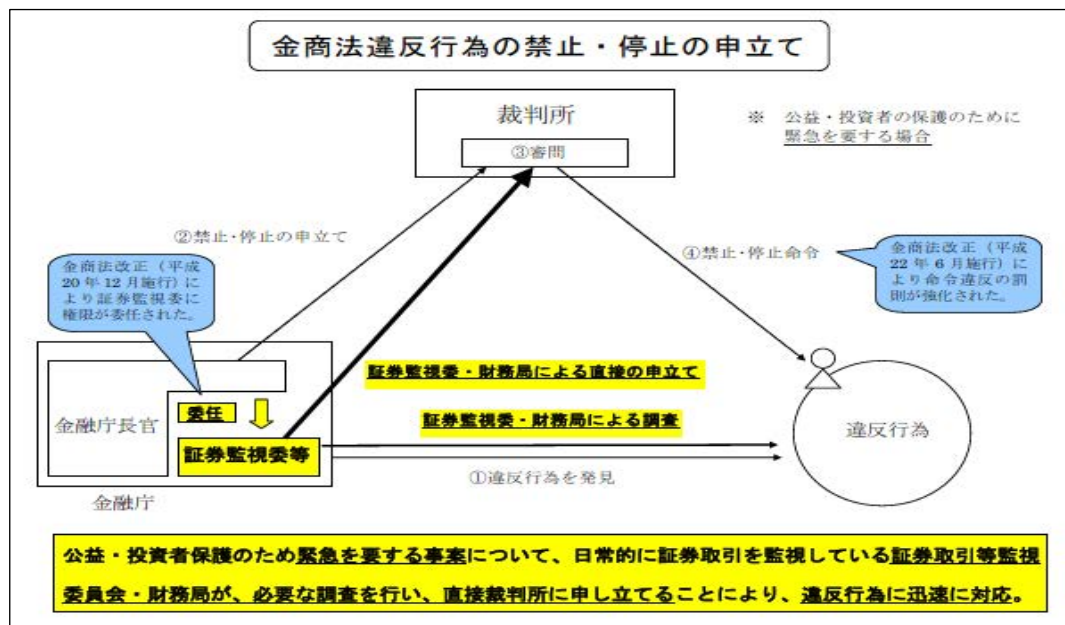
申立て

従来、金融商品取引法上の登録を受けた業者については金融庁・証券取引等監視委員会が監督・検査を行い、登録を受けずに詐欺的な商法等を行う無登録業者については、通常の行政対応が困難であることから、警察等の捜査当局により対応がなされてきた。

しかしながら、近年、無登録業者による未公開株やファンドの販売による被害が拡大し、社会問題化し、こうした金融商品取引法違反行為を行う者に対しては、捜査当局による対応のみならず、金融庁・証券取引等監視委員会としても、金融商品取引法 192 条に基づく裁判所への禁止・停止命令の申立て（「192 条申立て」）の活用が課題となった。

当制度は、内閣総理大臣からの申立てを受け、裁判所が、緊急の必要があり、かつ、公益及び投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、金融商品取引法に違反する行為を行い、又は行おうとする者に対し、その行為の禁止又は停止を命ずることができるもので、これは、アメリカの法制を参考にして 1948 年に制定された証券取引法の時代から存在した条文であったが、長い間活用されていなかった。

しかしながら、平成 20 年の金融商品取引法改正によって、調査、検査等により金融商品取引法違反行為に目を光らせることのできる証券取引等監視委員会にも 192 条申立ての権限が委任され、また、平成 22 年の金融商品取引法改正によって、裁判所の命令の実効性を担保するため、法人に対し 3 億円以下の罰金という重い罰則が導入された。なお、金融庁からの申立ても可能となっている。



（出典：アクセスFSA第90号）

（ハ）金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針の改正

平成19年9月の金融商品取引法制の施行時における「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」では、類似商号使用者等に対する対応方針を一部改正し、無登録で金融商品取引業を行っている又はおそれがあると認められた場合の監督上の対応の強化等が図られた。

<主な改正内容>

① 平成20年4月2日改正

I 類似商号使用者等に対する対応に加え、被害の未然防止・拡大防止の観点から、無登録業者等への対応に係る着眼点を追加。

② 平成22年3月4日改正

I 金融商品取引業を行っているおそれがあると認められた場合について、「不在等で連絡が取れない場合も含む」ことを規定。

II 無登録業者等に係る対応については、改正前から規定されている捜査当局による捜査に支障が出る場合を除くことの補足として、捜査当局より当該業者に係る登録の有無の照会等を受けたことをもって、直ちに、捜査当局による捜査に支障が出る場合と判断するものではないことに留意することを規定。

③ 平成 22 年 9 月 22 日改正

I 各財務局において、無登録で金融商品取引業を行う者に対し「警告」、「告発」の措置をとった場合は、警告を行った者の名称等について、金融庁ホームページで公表を行うこととされた。

④ 平成 24 年 2 月 15 日改正

I 「警告」、「告発」の措置をとった場合は、これらの措置の対象となった業者の商号、名称又は氏名（法人の場合は代表取締役又はこれに相当する者の氏名を含む。）、所在地又は住所及び無登録で行っていた金融商品取引業の内容等について、財務局がホームページで公表を行うとともに、金融庁においては、公表を行った業者をリスト化しホームページで公表を行うものとされた。

II 警告の対象となった業者の所在地が虚偽であることが明らかの場合や、業者の所在地が不明な場合等、警告書の交付が困難な場合には、警告書の発出を行うことなく上記の公表等を行うものとされた

※ 行政機関による氏名の公表について

平成 25 年法律改正において、主にインサイダー取引に係る違反行為者を公にするため、法令違反行為が認められた場合等の氏名等の公表措置（第 192 条の 2）が新設されたが、同改正に際してのパブリックコメントにおいて、「行政機関による氏名等の公表は、基本的に行政処分に該当しないため、本来、法令上の根拠がなくともできるものと考えられます。」との見解が示されている。

ハ 第二種金融商品取引業者等に対する規制の強化

（イ）MRI INTERNATIONAL, INC. に対する行政処分（関東財務局）

関東財務局は、第二種金融商品取引業者である「MRI INTERNATIONAL, INC.（本店：アメリカ合衆国ネヴァダ州ラスベガス市、日本支店：東京都千代田区）」に対する検査の結果、顧客からの出資金を他の顧客に対する配当金及び償還金の支払いに流用する行為など、法令違反等の事実が認められたとして証券取引等監視委員会から行政処分を求める勧告が行われたことを受けて、平成 25 年 12 月 17 日、同社に対して行政処分（登録取消し）を行った。

本件を契機に、外国法人である第二種金融商品取引業者については、海外取引が絡む不正な事案が発生した場合、国内

拠点がないと、被害の把握等に大きな支障があるなどとして、国内拠点の設置を義務付ける必要があるとの指摘がなされていた。

(ロ) ファンド販売業者等に対する規制の見直し

平成 26 年 5 月 30 日に公布された金融商品取引法の一部を改正する法律において、以下のとおりファンド販売業者等に対する規制の見直しが行われ、平成 27 年 5 月 29 日に施行されている。

- ・ 第二種金融商品取引業者等が、ファンドに出資された金銭が目的外に流用されていることを知りながら、その募集の取扱い等を行うことを禁止。(法第 40 条の 3 の 2)
- ・ 第一種金融商品取引業、第二種金融商品取引業又は投資運用業を行おうとする場合における登録拒否事由として、国内拠点を有しない者等を追加。(法第 29 条の 4 第 1 項第 4 号ロ・ハ)

(ハ) 登録拒否要件の追加

平成 26 年 5 月 30 日に公布された金融商品取引法の一部を改正する法律において、以下のとおり登録拒否要件の追加が行われ、平成 27 年 5 月 29 日に施行されている。

- ・ 金融商品取引業の登録取消処分に係る通知があった日から処分等を決定する日までの間に金融商品取引業の廃止等の届出をした者等について、当該届出の日から 5 年を経過しないことを金融商品取引業の登録拒否事由に追加。(法第 29 条の 4 第 1 号ロ) これは、登録取消処分が見込まれる事案において、行政処分が行われる前に金融商品取引業の廃止等(法第 50 条の 2)を行い、行政処分を行えなくすることで登録拒否事由に該当する事態を逃れようとする金融商品取引業者に対応するため、追加されたものである。
- ・ 金融商品取引業等を適確に遂行するための必要な体制が整備されていると認められない者を金融商品取引業の登録拒否事由に追加。(法第 29 条の 4 第 1 号へ、法第 33 条の 5 第 1 項第 5 号)
- ・ 第一種金融商品取引業、第二種金融商品取引業若しくは投資運用業を行おうとする場合又は登録金融機関業務を行おうとする場合における登録拒否事由として、金融商品取引業協会に加入しない者であって、協会規則等に準ずる内容

の社内規則の作成等をしていない者を追加。（法第 29 条の 4 第 1 項第 4 号ニ、法第 33 条の 5 第 1 項第 4 号）

二 投資型クラウドファンディングの規制強化と緩和

（イ）金融審議会「新規・成長企業へのリスクマネーの供給のあり方等に関するワーキング・グループ」報告

平成 25 年 12 月 25 日、金融審議会「新規・成長企業へのリスクマネーの供給のあり方等に関するワーキング・グループ」報告において、起業・新規ビジネスの創出にあたって、技術やアイデアの事業化に必要な資金（リスクマネー）の供給促進策のひとつとして、『クラウドファンディングの整備』が挙げられ、以下のとおり報告されている。

- ・ リスクマネーの供給促進を図るため、投資型クラウドファンディングを取り扱う業者について、参入要件を緩和すること
- ・ 投資型クラウドファンディングが詐欺的な行為に悪用され、投資型クラウドファンディング全体に対する信頼感が失墜することのないよう、投資者保護のための必要な措置を講じること

（ロ）投資型クラウドファンディング等に係る規制強化

平成 26 年 5 月 30 日に公布された金融商品取引法の一部を改正する法律において、金融商品取引業者等は、非上場有価証券等について電子募集取扱業務（インターネットを利用する方法による有価証券の募集の取扱い等）を行うときは、契約締結前交付書面に記載する事項のうち投資者の判断に重要な影響を与える事項について、インターネットを利用する方法により、投資者が閲覧することができる状態に置かなければならないとされた。（法第 43 条の 5）

また、平成 27 年 5 月 29 日に施行された「金融商品取引業に関する内閣府令」の改正において、電子募集取扱業務を行う際の重要情報提供義務に関して、契約締結前書面に追加的に記載する事項並びに通信情報の技術を利用する方法で公表しなければならない事項及び公表方法を規定した。（業府令第 146 条の 2）

（ハ）投資型クラウドファンディング等に係る規制緩和

平成 26 年 5 月 30 日に公布された金融商品取引法の一部を

改正する法律において、第一種金融商品取引業又は第二種金融商品取引業のうち非上場有価証券等についての電子募集取扱業務であって有価証券の発行価額が少額であること等の要件を満たすもののみを行う金融商品取引業者について、第一種金融商品取引業又は第二種金融商品取引業の業規制の一部を緩和することとされた。（法第 29 条の 4 の 2、法第 29 条の 4 の 3）

また、平成 27 年 5 月 29 日に施行された金融商品取引法施行令の改正において、第一種電子募集取扱業務及び第二種電子募集取扱業務における少額の募集の取扱い等の要件は、以下のとおりとされた。（令第 15 条の 10 の 3）

- ・ 発行価額の総額 : 合計額が 1 億円未満
- ・ 有価証券を取得する者が払い込む額 : 50 万円以下

第一種少額電子募集取扱業者及び第二種電子募集取扱業者についての最低資本金は、以下のとおり緩和された。（令第 15 条の 7 第 6 号、第 8 号）

- ・ 第一種少額電子募集取扱業者 : 1,000 万円（第一種金融商品取引業者 : 5,000 万円）
- ・ 第二種少額電子募集取扱業者 : 500 万円（第二種金融商品取引業者 : 1,000 万円）

ホ 適格機関投資家等特例業務（いわゆるプロ向けファンド）に対する規制強化

（イ）平成 19 年施行の金融商品取引法

平成 19 年 9 月 30 日に施行された金融商品取引法においては、集団投資スキーム持分に関する自己募集・自己運用を行う者には金融商品取引業の登録を求めているが、健全な活動を行うファンドを通じて金融イノベーションを促進する観点から、特定投資家（プロ）向けのファンドに関する業務については、登録を求めないこととされた。

具体的には、適格機関投資家及び適格機関投資家以外の者であって政令で定める人数（49 名）以下の者を投資家とする場合が該当する。こうした業務を行う者は、その実態把握が可能となるよう「特例業務届出者」として届出制とし、損失補てん等の禁止など限定的な行為規制が適用されるものとされた。（法第 63 条）

（ロ）平成 28 年施行の改正金融商品取引法

適格機関投資家等特例業務及び特例投資運用業務に関する新制度の導入について

< 経緯 >

適格機関投資家等特例業務の届出業者においては、悪質な業者により、

- 届出は提出されているが、実際には適格機関投資家からほとんど出資を受けていない、詐欺的な勧誘が行われるなど、業者の人的・財産的基礎に問題が伺われる。
 - 出資金が契約とは異なる投資、ファンドと無関係の会社経費・私費・他の顧客への配当・償還等に流用される。
 - 運営内容について、十分な情報提供が行われず、ガバナンスが確保されていない。顧客の出資状況を把握するための資料を保管せず、運営委託先の運用状況も把握していないほか、会計の適正性が担保されていない。
 - 投資経験の乏しい一般投資家や高齢者が被害にあっており、その被害回復は極めて困難であることが多い。
- といった投資者被害等が報告されていた。

【金融審議会「投資運用等に関するワーキング・グループ」報告（平成 27 年 1 月 28 日）】

こうした状況を踏まえ、届出業者に対する規制を強化すること等を内容とする金融商品取引法の一部を改正する法律（「平成 27 年改正金融商品取引法」）が平成 27 年 5 月 27 日に成立し、同年 6 月 3 日に公布された。なお、今回の法改正は、適格機関投資家等特例業務の届出業者だけでなく、証券取引法等の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 65 号）附則第 48 条第 1 項に規定する業務を行う業者（特例投資運用業者）にも適用される。

金融庁では、この法改正に関連する政令・内閣府令案及び監督指針案を公表し、広く意見募集を行い、寄せられた意見等を受けて、平成 28 年 2 月 3 日、パブリック・コメントに対する当庁の考え方を公表するとともに、同日付で政令・内閣府令案及び監督指針案の内容の一部を見直して公布を行い、政令により一部の経過措置が置かれているものを除いては、平成 28 年 3 月 1 日から施行された。

＜主な改正内容＞

➤ 金融商品取引法の一部を改正する法律

- ① プロ向けファンドの届出者の要件
 - ・ 欠格事由（業務廃止命令を受けてから 5 年間、刑事罰に処せられてから 5 年間等）の導入
 - ・ 届出書の記載事項の拡充・公表
- ② 適格機関投資家の位置付け
 - ・ 実態を伴わない適格機関投資家排除のため、適格機関投資家の範囲や要件を設定
- ③ 届出者に対する行為規制
 - ・ 適合性の原則、リスク等の説明義務等の導入
適合性の原則に照らした適正な勧誘や、契約内容を記載した書面を契約締結前・契約締結時に交付すること等が義務付けられた。
 - ・ 事業報告書の作成・提出、帳簿書類の作成等
- ④ 問題のある業者への対応
 - ・ 監督上の処分（業務改善命令・業務廃止命令等）の導入
 - ・ 無届出・虚偽届出に係る罰則の引上げ
（懲役 1 年以下→ 5 年以下、罰金 300 万円→ 500 万円）
 - ・ 業務廃止命令違反等に係る罰則の新設（5 年以下の懲役又は 500 万円以下の罰金）。

➤ 政省令の改正

- ① 当局によるファンドの実態のより適切な把握のため、以下の届出を義務付け
 - ・ ファンドの投資内容・勧誘対象
 - ・ ファンドに出資する全ての適格機関投資家の名称
 - ・ 役員等の履歴書、欠格事由に該当しないことの確認書面
 - ・ 適格機関投資家が投資事業有限責任組合のみである場合、運用資産残高を証する書面等
- ② 投資家等がファンドの実態を確認できるようにするため、以下の公表を義務付け
 - ・ 代表者の氏名、主たる営業所・事務所の住所、電話番号、ホームページアドレス
 - ・ ファンドの事業内容、適格機関投資家の数等

- ③ 実態を伴わない適格機関投資家として特に問題が多く認められる投資事業有限責任組合の排除等のため、以下の場合はプロ向けファンドとして認めない（=要登録）
 - ・ 適格機関投資家が投資事業有限責任組合のみであって、5 億円以上の運用資産残高（借入れを除く）を有しない場合
 - ・ プロ向けファンドの届出者と密接に関連する者等からの出資割合が 2 分の 1 以上の場合
- ④ 作成すべき帳簿書類として、顧客勘定元帳、運用明細書等を規定
- ⑤ 提出すべき事業報告書の内容として、ファンドの詳細情報（資産構成等）を規定
- ⑥ 公表すべき説明書類の内容として、出資金払込口座の所在地や資金の流れ等を規定
- ⑦ 出資できる者の範囲を、以下の者に限定
 - ・ 上場会社、資本金又は純資産 5 千万円以上の法人
 - ・ 証券等口座開設後 1 年以上経過し、投資性金融資産を 1 億円以上保有する個人
 - ・ 特例業務届出者の親会社等、子会社等、これらの役職員 等
- ⑧ ベンチャー・ファンドに係る出資者の範囲については、上記のほか、上場会社の役員、会社の財務等に 1 年以上直接携わった役職員等を特例的に追加

（４）金融当局・金融行政運営の改革

イ ベター・レギュレーション（金融規制の質的向上）

金融庁は平成 19 事務年度から、金融規制の質的向上を目指すベター・レギュレーションへの取組みを進めてきた。

この取組みは、①金融規制の質は、規制の適用されるマーケットの競争力を左右する重要な要素であり、金融規制の質的向上は、我が国市場の競争力強化につながり、ひいては利用者利便の向上に資することになる、②金融セクターを巡る局面が変化し、金融規制のあり方も、金融機関の自己責任を重視し、自助努力を促すような枠組みに変わっていく必要がある、との問題意識を背景としたものであり、以下の「4 つの柱」と「5 つの具体的方策」の下で進められた。

＜ 4 つの柱 ＞

- ① ルール・ベースの監督とプリンシプル・ベースの監督の最適

な組合せ

- ② 優先課題の早期認識と効果的対応
 - ③ 金融機関の自助努力尊重と金融機関へのインセンティブの重視
 - ④ 行政対応の透明性・予測可能性の向上
- ＜5つの具体的方策＞
- ① 金融機関等との対話の充実
 - ② 情報発信の強化
 - ③ 海外当局との連携強化
 - ④ 調査機能の強化による市場動向の的確な把握
 - ⑤ 職員の資質向上

ロ オンサイトとオフサイトが一体となった新しい金融モニタリング

このベター・レギュレーションへの取組みの一環として、平成25 事務年度からは、「金融モニタリング基本方針」を公表し、それまでの金融検査のあり方を改め、金融機関や金融システムに対するより深度ある実態把握のため、金融機関への立入検査（オンサイト・モニタリング）と金融機関へのヒアリングや資料徴求（オフサイト・モニタリング）の運用の一体化が進められた。

また、「金融モニタリング基本方針」では、検査と検査との間での経済金融行政の変化や金融機関に共通する課題に対応することや、金融機関自らがより優れた業務運営（ベスト・プラクティス）を目指す動きにつながることを念頭に置いた、以下の新たな金融モニタリングの基本的方向性を明らかにし、モニタリング手法の見直し等に取り組んだ。

- ① 金融機関・金融市場で何が起きているかを、迅速に実態把握し、潜在的なリスクを早期に特定し、前広（フォワードルッキング）に対応
- ② 重要なテーマについて業態横断的な実態の把握・分析、課題の抽出、改善策の検討（水平的レビュー）
- ③ 法令等で規定した基準（ミニマム・スタンダード）の遵守だけでなく、金融機関自らがベスト・プラクティスに近づく観点からのモニタリングの実施

さらに、平成 26 事務年度においては、こうした金融モニタリングを通じて得られた検証結果や課題について、各金融機関のベスト・プラクティスや金融システム・金融市場の健全な発展につながることを期待して、「金融モニタリングレポート」として

取りまとめ、公表した。

ハ 「金融行政方針」・「金融レポート」の策定・公表

平成 27 事務年度においては、検査・監督のみならず、金融制度の企画立案や国際連携等を含め、金融行政が何を指すかを明確にするとともに、その実現に向け、いかなる方針で金融行政を行っていくかについて、「金融行政方針」として公表した。

「金融行政方針」では、金融を取り巻く環境が急激に変化する中においても、

① 景気のサイクルに大きく左右されることなく、質の高い金融仲介機能（直接金融・間接金融）が発揮されること、

② こうした金融仲介機能の発揮の前提として、将来にわたり金融機関・金融システムの健全性が維持されるとともに、市場の公正性・透明性が確保されること、

を通じ、企業・経済の持続的成長と安定的な資産形成等による国民の厚生が増大がもたらされることを目指して金融行政を行っていくこととした。

また、この「金融行政方針」については、PDCA サイクルを強く意識し、その進捗状況や実績等を継続的に評価し、現状分析や問題提起等とあわせ、同事務年度以降、「金融レポート」として公表するとともに、その評価を翌事務年度の「金融行政方針」に反映させた。

さらに、平成 30 事務年度においては、こうした PDCA サイクルに基づく業務運営をさらに強化する観点から、「金融レポート」と「金融行政方針」を統合し、「変革期における金融サービスの向上にむけて～金融行政のこれまでの実践と今後の方針（平成 30 事務年度）～」として一体で公表した。

本方針においては、デジタル化の加速、人口減少や高齢化の進展、低金利環境の長期化など、金融を取り巻く環境が大きく変化する中、金融行政の目的である企業・経済の持続的成長と安定的な資産形成等による国民の厚生が増大の実現を達成していくため、以下の「7つの取組み」を通じて、「金融育成庁」として金融サービスの向上を図っていくこととしている。

＜ 7 つの取組み ＞

- ① デジタライゼーションの加速的な進展への対応 ～金融デジタライゼーション戦略～
- ② 家計の安定的な資産形成の推進
- ③ 活力ある資本市場の実現と市場の公正性・透明性の確保
- ④ 金融仲介機能の十分な発揮と金融システムの安定の確保～経営者の役割とガバナンス～
- ⑤ 顧客の信頼感・安心感の確保 ～金融機関の行為・規律に関する課題～
- ⑥ 世界共通の課題の解決への貢献及び当局間のネットワーク・協力の強化
- ⑦ 金融当局・金融行政運営の改革

ニ 検査・監督のあり方の見直し

金融庁は、不良債権処理や利用者保護上の問題の解消といった発足当初の優先課題に対応するため、法令等遵守状況の事後的なチェックを中心とした検査・監督手法を確立した。しかし、金融行政を取り巻く環境や優先課題が変わる中で、従前の手法では金融行政の目標は十分に達成できなくなってきた。

そこで、平成 28 年 8 月に「金融モニタリング有識者会議」を設置し、新しい検査・監督の目指すべき方向やそのために対応すべき課題について議論が行われ、平成 29 年 3 月に報告書「検査・監督改革の方向の課題」を公表した。当該報告書においては、形式より実質を重視した新しい検査・監督の方向や、それを実現するための具体的な課題について提言が行われた。

これを踏まえ、平成 30 年 6 月には、金融行政の視野を「形式・過去・部分」から「実質・未来・全体」に広げ、金融行政の究極的な目標の達成により効果的に寄与できる新しい検査・監督を実現するために、基本的な考え方と進め方を整理し、「金融検査・監督の考え方と進め方（検査・監督基本方針）」として公表した。

本方針では、「実質・未来・全体」の視点からの検査・監督を実現するため、①「最低基準検証」を形式チェックから実効性の評価に改める、②フォワードルッキングな分析に基づく「動的な監督」に取り組む、③ベスト・プラクティスの追求のための「見える化と探求型対話」を工夫していく、という 3 つの手法を通じて、検査・監督の進め方を見直すこととした。また、こうした新しい検査・監督を実現するため、当局の態勢整備として、①外部からの提言・批判が反映されるガバナンス・品質管理、②分野別

の「考え方と進め方」などを用いた対話、③金融機関のより多様な創意工夫を可能とするための検査マニュアルの廃止、④新しい検査・監督のあり方に沿った内部組織・人材育成・情報インフラの見直しを行うこととした。

今後、本方針に基づき、検査・監督を実践するとともに、内部のみならず外部の視点も加えた検証等を通じた品質管理を徹底し、その検証結果を踏まえて必要な改善を図ることにより、モニタリングの質・深度や当局の対応を不断に見直していくこととしている。

＜ 第 4 節 金融事務 ＞

1. 最近10年間の金融動向
 - (1) 金融システムの安定化・高度化に向けての取組み等
 - (2) 利用者保護・利用者利便の向上への取組み
 - (3) その他のトピックス
2. 財務局関係の金融機関
 - (1) 地域銀行（地方銀行、第二地方銀行）
 - (2) 協同組織金融機関（信用金庫）
 - (3) 協同組織金融機関（信用組合）
 - (4) 信託業・信託契約代理業
 - (5) 銀行代理業
 - (6) 労働金庫
 - (7) 信用保証協会
 - (8) 保険会社
 - (9) 少額短期保険業者
 - (10) 保険仲立人
 - (11) 貸金業者及び貸金業協会
 - (12) 前払式支払手段発行者
 - (13) 資金移動業者
 - (14) 不動産特定共同事業者
3. 金融機関等に対する検査
 - (1) 検査に関する主な制度的枠組みの変遷
 - (2) 検査における検証重点事項等の移り変わり
4. その他
 - (1) 金融経済教育
 - (2) 相談等への対応

1. 最近 10 年間の金融動向

平成 21 年からの 10 年間においては、貸出利ぎやの縮小により本業利益が減少する中で、地域金融機関が、安定した収益と将来にわたる健全性を確保し、金融仲介機能を十分に発揮することを通じて、地域経済の発展に貢献していくことが課題となった。

(1) 金融システムの安定化・高度化に向けての取組み等

イ 東日本大震災への対応

(イ) 金融上の措置に関する要請

平成 23 年 3 月 11 日午後 2 時 46 分、東日本大震災が発生した。同日、金融担当大臣及び日本銀行総裁の連名にて、「平成 23 年（2011 年）東北地方太平洋沖地震にかかる災害に対する金融上の措置について」が発出された。

① 預金取扱金融機関（銀行、信用金庫、信用組合等）への要請

預金証書等を紛失した場合でも預金者であることを確認して払戻しに応じることや、災害の状況、応急資金の需要等を勘案して貸出金の返済猶予等災害被災者の便宜を考慮した適時的確な措置を講ずること。

② 保険会社等への要請

保険金の支払いについては、できる限り迅速に行うよう配慮することや、保険料の払込みについては、猶予期間の延長を行う等適切な措置を講ずること等。

③ 火災共済協同組合への要請

共済金の支払いについては、できる限り迅速に行うよう配慮することや、共済掛金の払込みについては、猶予期間の延長を行う等適切な措置を講ずること等。

(ロ) 金融上の措置に関する要請の周知

金融上の措置について、金融庁ウェブサイトへの掲載、避難所へのポスター掲示等により周知を図ったことに加えて、特に、事業者に対する措置の周知を徹底すべく、東北財務局及び関東財務局において、被災地県の経済団体・金融団体の代表者を対象に「被災企業金融支援緊急対策会議」を開催し、金融上の措置の周知を図るとともに、各団体から意見・要望を聴取した。（宮城県 3 月 29 日、福島県 3 月 30 日、青森県・岩手県 3 月 31 日、茨城県 3 月 6 日、栃木県 4 月 8 日、千葉県 4 月 15 日）

(ハ) 金融検査マニュアル・監督指針の特例措置及び運用の明確化（3 月 31 日）

① 金融検査マニュアルの特例措置の概要

東日本大震災の影響について、金融機関は、金融機関及び債務者の被害状況並びに担保物件・保証人の状況等の実態を、合理的に判断できる範囲内で、可能な限り自己査定に反映させることとした。その上でもなお、災害の影響のため、債務者との連絡が一時的に取れないこと等により、一時的に当該債務者などの実態把握が困難であり、又は担保物件の実査・再評価が困難であること等により、基準日における自己査定を行うことができない一部の資産については、以下の方法によることも妨げないこととした。

- ・ 債務者区分において、東日本大震災の影響のため、債務者との連絡が一時的に取れないこと等により当該債務者の実態把握が一時手に困難である場合には、それまでに把握している情報を用いること。
- ・ 担保評価及びその処分可能見込額の算出において、東日本大震災の影響のため、担保物の実査を行うことができない等により、担保評価及びその処分可能見込額の算出が一時的に困難であり、その他の簡便な方法によっても合理的に見積もることが困難である場合には、それまでに把握している担保評価及びその処分可能見込額を用いること。

また、上記の取扱いを行った場合には、財務諸表等への注記が必要となる場合があることに留意することとし、具体的な注記内容については、金融機関の利害関係者に対して必要な会計事実を明瞭に表示する観点から会計監査人の意見等を踏まえつつ検討する必要があるが、特に預金者等に対して適切な情報開示を行う観点からは、少なくとも、それまでに把握している情報を用いて査定した事実を記載することとした。

② 金融検査マニュアルの運用の明確化の概要

被災地に限らず、震災の影響を受けている債務者を対象として、以下のとおり運用を明確化した。

- ・ 債務者区分において、赤字企業の場合、東日本大震災の影響による固定資産の滅失・毀損や生産活動の停滞等により赤字となっている債務者で、返済能力について特に問題ないと認められる債務者については、正常先と判断して差し支えないことを明確化。
- ・ 貸倒実績率又は倒産確率に基づく貸倒引当金計上額において、東日本大震災の影響により生じた特定先に係る損失額又は倒産件数が、その他の債務者に対する貸倒実績率又は倒産確率に影響しな

い場合については、予想損失率の算定に際して、当該損失額又は倒産件数を異常値として控除して差し支えないことを明確化。

③ 監督指針の特例措置の概要

監督指針においては、被災地に限らず、震災の影響により、直ちに経営再建計画を策定することが困難な債務者を対象として、以下の措置を講じた。

- ・ 現行、中小企業に限って貸出条件変更時の経営再建計画の策定を最長 1 年間猶予しているが、この取扱いを中小企業以外にも適用。併せて、既に貸出条件変更に応じた中小企業の経営再建計画の策定猶予期間の再延長を可とした。
- ・ 現行、中小企業以外は経営再建計画の計画期間を概ね 3 年、中小企業は原則 5 年としているが、合理的な期間の延長を可とした（金融検査マニュアルも併せて措置）。

(二) 金融機関等の報告の提出期限の弾力化

東日本大震災の影響により、被災地にある金融機関等においては、銀行法等に基づく報告や届出等について、提出をすることに相当の事務負担が生じる懸念があった。このため、被災地にある金融機関等が、期限どおりに必要な報告書類を当局宛て提出できない場合には、各金融機関の業務の実情等を十分に踏まえ、提出期限を延長するなどの弾力的な対応をすることとした。

ロ 平成 28 年熊本地震への対応

平成 28 年 4 月に発生した熊本地震（前震：同月 14 日、本震：同月 16 日）への対応として、九州財務局は、同月 15 日に、熊本県内の関係金融機関等に対し「平成 28 年熊本県熊本地方の地震に係る災害に対する金融上の措置について」を発出。これを受け、銀行、信用金庫、信用組合においては、通帳等紛失時の預金払戻しに係る本人確認の便宜扱い、定期預金等の期限前払戻し等を行ったほか、保険会社においては、保険料の払込み猶予、保険金支払いの迅速化等の措置が採られた。また、上記以外にも、以下のような対応が行われ、被災者や被災企業の支援を行っている。

- ① 自然災害の影響により既往債務の弁済が困難となった被災者（個人債務者）の債務整理を円滑に進めるため、「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」（注）の運用支援として、被災者が同ガイドラインに基づき債務整理を行う場合の、弁護士等の登録支援専門家による手続支援に要する経費等の補助を実施するとともに、同ガイドラインの周知広報を実施。

- ② 平成 28 年 7 月に、REVIC と地域金融機関等が連携して設立した、被災事業者の復旧・復興支援等を目的とした「熊本地震事業再生支援ファンド」及び「九州広域復興支援ファンド」の活用の促進を通じて、震災からの復旧・復興支援を実施。

(注) 自然災害の影響により、住宅ローン等の既往債務の弁済が困難となった被災者が、信用情報への登録などを回避しつつ、債務免除等を受けることを可能とすることを定めた民間の自主的なルール（平成 28 年 4 月より適用開始）。

ハ 業態横断的な検査・監督をめぐる動き

(イ) オンサイトとオフサイトが一体となった新しい金融モニタリング

金融庁及び財務局は、銀行法等に基づき、金融機関の業務の健全性及び適切性の確保を目的として、検査・監督権限を行使している。従来の検査・監督を通じて、金融機関の財務の健全性や法令遵守態勢等については、総じて整備されてきた。

一方で、金融行政において、内外の経済・金融情勢の急速な変化に的確に対応し、デフレ脱却に向けた取組みを金融面からサポートしていくことが重要な課題となっており、こうした課題に的確に対応するため、検査のあり方を中心にモニタリング態勢を見直し、オンサイトとオフサイトを効果的・効率的に組み合わせたモニタリングを行うこととされた。

これにより、金融システムへの潜在的な脅威を早期に発見、対応するとともに、金融機関による積極的な金融仲介機能の発揮を促し、デフレからの脱却及び企業・経済の持続的成長への好循環を実現することが期待されている。

(ロ) 金融行政方針等の策定

従来は、金融庁において、毎事務年度当初に「検査基本方針」及び業態毎の「監督方針」を策定、公表し、その年度における検査運営の基本的な取組姿勢や重点検証項目、監督上の重点事項等が示されてきた。

平成 25 事務年度に、上述の金融行政上の課題等を踏まえ、検査局・監督局が協働し、金融機関、金融システムについてより深度ある実態把握を行うこととされ、それまでの「検査基本方針」に替え、両局が協働して行うオンサイト・オフサイトのモニタリングについて、「平成 25 事務年度金融モニタリング基本方針」として取りまとめて公表された。

同 26 事務年度には、検査局・監督局の間で業務がさらに継続的かつ効果的に連携して行われるよう、金融モニタリング基本方針と監督方針を統合し、共通の方針として「平成 26 事務年度金融モニタリング基本方針」が取りまとめられて公表された。

同 27 事務年度以降は、検査局・監督局に加えて企画部門や国際部門等を含めた金融庁全体の方針として「金融行政方針」が公表され、これに基づきモニタリングを実施している。

(ハ) 検査・監督の手法の見直し

従来の検査は、一定の期間（例えば 2～3 年）ごとに、個別の金融機関に立ち入り、法令や金融検査マニュアルで規定した最低限の基準（ミニマム・スタンダード）を満たしているかを主に検証するというものであった。金融モニタリング基本方針では、検査と検査の間での経済金融情勢の変化や金融機関に共通する課題に対し適切に対応することや、金融機関自らがより優れた業務運営（ベスト・プラクティス）を目指す動きにつながることを念頭に置いた、以下の新たな金融検査（金融モニタリング）の基本的方向性が明らかにされ、モニタリング手法の見直し等に取り組んだ。

- ① 金融機関、金融市場で何が起きているかを、迅速に実態把握し、潜在的なリスクを早期に特定し、前広（フォワードルッキング）に対応
- ② 重要なテーマについて業態横断的な実態の把握・分析、課題の抽出、改善策の検討（水平的レビュー）
- ③ ミニマム・スタンダードの遵守だけではなく、ベスト・プラクティスに近づく観点からのモニタリングの実施

(ニ) 検査・監督のあり方を見直し

① 金融モニタリング有識者会議の設置

金融庁では、不良債権処理や利用者保護上の問題の解消といった金融危機の時代の優先課題に対応するため、法令遵守状況の事後的なチェックや資産査定を中心とした検査・監督手法が確立されてきた。しかし、金融行政にとっての環境や優先課題が変わる中で、従来の手法では金融行政の目標は十分に達成できなくなってきた。

金融庁ではこれまでも、個別資産査定については、金融機関の判断を尊重して事業内容に基づく融資への転換を促進すること等に取り組み、その考え方を金融行政方針等で逐次示してきたが、一方で、見直しの全体像を十分に整理した形では提示されていない状態にある。

このため、新しい金融モニタリングの基本的な考え方や手法等について、有識者を交えて議論・整理するため、平成 28 年 8 月に「金融モニタリング有識者会議」が設置された。

② 有識者会議報告書について

本会議では、平成 28 事務年度（全 6 回）にわたって、新しい検査・監督の目指すべき方向や、そのために対応すべき課題について議論

が行われ、その結果は、同 29 年 3 月に「検査・監督改革の方向と課題—金融モニタリング有識者会議報告書—」として、整理・公表された。本報告書は、以下の 3 点を今後の目指すべき方向とした上で、検査・監督手法の見直し、組織・人材・情報インフラの整備、検査マニュアル・監督指針等の抜本的見直し等の課題に対応すべきであるとしている。

- ・ 金融行政の目標との整合性確保

金融行政の究極的な目標を、「企業・経済の持続的成長と安定的な資産形成等による国民の厚生増大に寄与すること」と位置づけ、(1) 金融システムの安定と金融仲介機能の発揮の両立、(2) 利用者保護と利用者利便の両立、(3) 市場の公正性・透明性と市場の活力の両立を実現することを通じて、その実現を目指す。

- ・ 検査・監督の重点領域のシフト

金融機関の最低限の健全性確保や法令遵守等の最低基準の充足が概ね実現するとともに、人口減少や高齢化等の進行、国内市場の縮小、世界的な低金利環境の継続等、金融機関を取り巻く環境は変化している。金融行政の目標を達成するには、「金融仲介機能の発揮」や「利用者利便」という目標についても重点を置く必要がある。このため、「金融機関が多様で主体的な創意工夫を通じてより高い水準を目指す努力を行うよう促すための対話（ベスト・プラクティスの追及に向けた対話）」や、「金融機関が将来的に最低基準に抵触する蓋然性の度合いに応じて、ビジネスモデルの持続可能性や経済・市場の状況に大きな変化があった場合の健全性への影響等についての対話（動的な監督）」が重要となっている。

- ・ 「形式・過去・部分」から「実質・未来・全体」へ

従来の検査・監督手法を機械的に継続する場合には、「形式への集中」、「過去への集中」、「部分への集中」といった副作用が発生するおそれがある。「形式・過去・部分」なしには「実質・未来・全体」は把握できないが、金融行政の目標を達成するためには、「形式から実質へ」、「過去から未来へ」、「部分から全体へ」と、検査・監督の視野を広げていくべきである。

本報告書を踏まえ、金融庁では、平成 29 年 12 月に「金融検査・監督の考え方と進め方（検査・監督基本方針）（案）」を公表し、同 30 年 2 月まで意見募集を行った。これに対して 52 の個人及び団体から 282 件の意見が寄せられ、必要な追記・修正を行い、同年 6 月に改訂後の検査・監督基本方針が公表された。

(ホ) 今後の取組み

検査・監督基本方針に基づき、検査・監督については、これまで実践してきたオン・オフ一体の継続的なモニタリングや優先課題の重点的なモニタリングといった手法を実施していく。また、対話については、分析したデータに基づきより客観的な議論を行うことで、双方がお互いに「気づき」を得るよう、また、議論を尽くして双方が同じ視点を共有できるよう留意しながら行っていく。

検査・監督基本方針に沿って、チェックリスト方式からプリンシプル・ベースの検査・監督への移行を定着させるにあたり、金融機関に対してモニタリングの方向性を明らかにする必要がある分野については、分野別の「考え方と進め方」や、その時々的重要な課題に対する今後の課題や着眼点等、特定の分野に関する具体的な基準等、様々な形で個別の分野における検査・監督の方針を、金融庁において整理し公表していく。

これらの方針について、財務局を含む現場での浸透を図るとともに、金融機関との対話の材料として、実際の検査・監督に活用していく。さらに、金融機関との対話を通じて問題意識を共有しつつ、対話で得られた好事例を取りまとめ、公表することにより、金融機関の自律的取組みを促していく。

特に、金融機関の貸出の分類・償却・引当については、よりの確に借り手の実情等の情報を把握し、それに基づく引当を可能にする枠組みを含め、金融機関の融資に関する検査・監督実務について、「融資に関する検査・監督実務についての研究会」において議論・整理がなされる。

また、検査・監督におけるモニタリングの質・深度や当局の対応の適切性を確保するため、検査・監督のあり方については、今後も不断に見直しが行われていく。その際、検査・監督の個別の対応にかかる内部検証、検査・監督の品質にかかる外部評価の実施を通じた品質管理を徹底し、継続的に必要な改善を図っていくとされた。また、金融庁では、品質管理を含む一連の検査・監督のプロセス（リスクの特定、金融機関との対話、品質管理・PDCA等）を整理し、実践していくとしている。

ニ 早期是正措置の概要及び運用

(イ) 趣旨

平成 10 年 4 月に導入された早期是正措置は、金融機関の経営の健全性を確保するため、自己資本比率という客観的な基準を用い、当該比率が一定の水準を下回った場合、予め定めた是正措置命令を発動するものである。

これにより、①金融機関の経営状況を客観的な指標で捉え、適時に是正

措置を講じることにより、金融機関経営の健全性確保と経営破綻の未然防止を図ること、②是正措置の発動ルールを明確化することにより、行政の透明性確保にも資すること、③結果として、金融機関が破綻した場合の破綻処理コストの抑制につながること、などが期待される。

(ロ) 発動基準

早期是正措置は、いわゆる業務改善命令、業務停止命令（銀行法第 26 条 第 1 項等）の一形態として、自己資本の充実の状況によって必要があると認めるときに発動するものとして定められている（同条第 2 項等）。

早期是正措置の発動基準となる「自己資本の充実の状況」については、国際的にも認められた「自己資本比率」という基準を用いることとしている。

この自己資本比率は、国際的に統一的なルールとして認められた方式により算出されるものであり、株主資本（資本金、法定準備金、剰余金等）等の自己資本を分子として、また、リスクアセット（金融機関の保有資産やリスクの種類に応じて算出されたリスク資産額の合計額）を分母として算出される。

自己資本は、各金融機関の抱えるリスクを吸収するために経営の安定上必要不可欠な財務基盤であり、その充実は、各金融機関が金融市場において預金者や投資家からの十分な信認を確保する上で極めて重要である。

（注）自己資本比率＝自己資本額（資本金等）／ リスクアセット額

(ハ) 措置区分

早期是正措置の措置区分は、自己資本比率の状況に応じて定められている。当初は 3 段階であったが、平成 10 年 10 月に成立した早期健全化法において、金融再生委員会が同法に基づき施策を講じるにあたって、早期是正措置との効果的な連携を確保すべきものとされたことを受けて見直しを行い、現在は 4 段階（第 1 区分、第 2 区分、第 2 区分の 2、第 3 区分）となっている。

また、平成 10 年 12 月の金融システム改革法の施行に伴い、早期是正措置の発動基準について、国際統一基準、国内基準に関わらず、連結ベース及び銀行単体ベースそれぞれの自己資本比率に基づくこととなった。

さらに、平成 14 年 12 月の事務ガイドラインの改正で、早期是正措置に係る命令を受けた金融機関の自己資本比率改善までの期間を 3 年から 1 年へ短縮するなどの厳格化を行った。

平成 24 年 8 月の省令等の改正で、国際統一基準行に対して、同 25 年 3 月 31 日から段階的に導入される新しい自己資本比率規制（バーゼル 3）

を踏まえ、早期是正措置の発動基準として、これまでの「総自己資本比率」に加え、「普通株式等 Tier 1 比率」及び「Tier 1 比率」が追加された（同年 3 月 31 日施行）。

（二）発動実績

平成 21 年度から同 30 年度における、早期是正措置に基づく是正命令の発動実績はない。

ホ 早期警戒制度について

（イ）趣旨

平成 14 年 10 月の「金融再生プログラム」においては、「早期警戒制度の活用」として「自己資本比率に表されない収益性や流動性等、銀行経営の劣化をモニタリングするための監督体制を整備する」こととされた。

これを受け、早期是正措置の対象とはならない段階における金融機関であっても、その健全性の維持及び一層の向上を図るため、継続的な経営改善への取組みがなされる必要があるとの観点から、行政上の予防的・総合的な措置を講ずることにより、金融機関の早め早めの経営改善を促す仕組みとして、同年 12 月に「早期警戒制度」を整備した。

（ロ）概要

基本的な収益指標、大口与信の集中状況、有価証券の価格変動等による影響、預金動向や流動性準備の水準を基準として、収益性、信用リスク、市場リスクや資金繰りについて経営改善が必要と認められる金融機関に関して、原因及び改善策等についてヒアリング等を行い、必要な場合には、銀行法第 24 条等に基づき報告を求めることを通じて、必要な経営改善を促すこととしている。

さらに、業務の改善を確実に実行させる必要があると認められる場合には、銀行法第 26 条等に基づき業務改善命令を発出することとしている。

なお、平成 14 年 12 月の制度の導入時に設けられた収益性改善措置、安定性改善措置、資金繰り改善措置の 3 つの措置に加え、同 15 年 3 の「リレーションシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラム」を受けて、同年 6 月末から新たに「信用リスク改善措置」を追加した。

また、平成 19 年 3 月末から実施されたバーゼル 2 の第 2 の柱への対応として、同 18 年 3 月には主要行等向け及び中小・地域金融機関向けの各監督指針を改正し、銀行勘定の金利リスクに係るモニタリング（同 19 年 4 月より実施）を含む早期警戒制度の規定の見直しが行われた。

ヘ 自己資本比率規制等への対応

(イ) 自己資本比率規制等（バーゼル規制）の概要

バーゼル規制とは、国際的に活動する銀行に適用される銀行の健全性に係る国際基準であり、「最低所要比率」（第 1 の柱）、「金融機関の自己管理と監督上の検証」（第 2 の柱）、「市場規律の活用」（第 3 の柱）という 3 つの柱から構成される。

我が国では、銀行法 14 条の 2 に基づき、自己資本の充実の状況が適当であるかどうかの基準として、海外営業拠点（支店・現地法人）を有する銀行等（国際統一基準）に対し、平成 25 年 3 月期から、バーゼル 3 ベースの自己資本比率規制（規制上の最低水準）の段階的な適用が開始された。

海外営業拠点を有しない銀行・信金等（国内基準）に対する新しい基準（新国内基準）では、我が国の実情を十分踏まえるとともに、金融機関の健全性を確保しつつ、金融仲介機能が発揮されることを念頭に置き、①従来の最低自己資本比率（4 %）を維持しつつ、②自己資本の質の向上（自己資本の中心は普通株式・内部留保）を図る一方、③地域経済への影響（導入に際し、原則 10 年間の経過措置を導入）や業態の特性も勘案（協同組織金融機関については、発行した優先出資についても自己資本として算入）している（平成 26 年 3 月期から適用開始）。

(ロ) 関連告示等の整備

① 自己資本比率規制（第 3 の柱）に関する告示等の一部改正

平成 27 年 1 月にバーゼル銀行監督委員会より公表された「開示要件（第 3 の柱）の改訂」を踏まえ、国際統一基準に係る告示及び監督指針について、同 29 年 6 月にパブリックコメントを実施し、同年 12 月に改正を行った（同 30 年 3 月期より適用開始）。

② 銀行勘定の金利リスクに係る第 3 の柱に関する告示等の一部改正

平成 28 年 4 月にバーゼル銀行監督委員会より公表された「銀行勘定の金利リスク（IRRBB）」に係る最終合意や最近の金利環境等を踏まえ、現在早期警戒制度の下で行っている金利リスクに係るモニタリング等について見直す観点から、告示及び監督指針について、同 29 年 6 月にパブリックコメントを実施し、同年 12 月に改正を行った。

- ・ 告示及び第 3 の柱に係る監督指針は、国際統一基準について平成 30 年 3 月期より適用開始。
- ・ モニタリングに係る監督指針は、平成 30 年 3 月期より適用開始（国内基準は同 31 年 3 月期より適用開始予定）。

③ 流動性カバレッジ比率規制（第 1 の柱）に関する告示の一部改正

平成 29 年 6 月にバーゼル銀行監督委員会より公表された「バーゼル

Ⅲの流動性カバレッジ比率(2013 年 1 月)へのよくある質問(F A Q)」を踏まえ、国際統一基準に係る告示について、同 29 年 11 月にパブリックコメントを実施し、同 30 年 3 月に改正を行った(同 31 年 3 月期より適用開始予定。ただし、同 30 年 3 月期より任意適用開始)。

④ 自己資本比率規制及び流動性規制(第 3 の柱)並びに報酬に関する告示等の一部改正

平成 29 年 3 月にバーゼル銀行監督委員会より公表された「開示要件(第 3 の柱)の統合及び強化―第 2 フェーズ」を踏まえ、国際統一基準に係る告示及び監督指針について、同年 12 月にパブリックコメントを実施し、同 30 年 3 月に改正を行った(同年 3 月期より適用開始)。

⑤ 自己資本比率規制(第 1 の柱・第 3 の柱)に関する告示等の一部改正

平成 26 年にバーゼル銀行監督委員会より公表された「カウンターパーティ信用リスクエクスポージャーの計測に係る標準的手法」及び「銀行の清算機関向けエクスポージャーに対する資本賦課」等を踏まえ、告示について同 29 年 12 月にパブリックコメントを実施し、同 30 年 3 月に改正を行った(同年 3 月期より適用開始)。

⑥ T L A C 規制

金融安定理事会は、平成 19 年に始まった世界的な金融危機時に顕在化した「大きすぎて潰せない(Too big to fail)」問題に対処し、納税者の負担を回避しつつ、秩序ある破綻処理を可能とするため、グローバルなシステム上重要な銀行(G－S I B s)に対して、予め十分な総損失吸収力(T L A C)の確保を求める規制を導入することとした。これを踏まえ、同 28 年 4 月に T L A C に係る枠組み整備の方針を公表し、国内外での議論の進展を踏まえ、同 30 年 4 月にその改訂版を公表した。T L A C 規制については、同 31 年より段階的な適用を開始する予定である。

ト 地域密着型金融の推進

(イ) 経緯

地域密着型金融の取組みについては、二度にわたるアクションプログラムを経て、平成 19 年 8 月に「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」を改正し、通常の監督行政の枠組みに位置づけて推進を図ってきた。こうした中、地域金融機関においては、顧客企業の経営改善支援や事業再生支援等、様々な取組みが行われてきた。

一方、中小企業をはじめとする利用者からは、そうした取組みにとどま

らず、経営課題への適切な助言や販路拡大等の経営支援、ニーズに合致した多様な金融サービスの提供が強く期待されていた。また、地域密着型金融の推進については、本来、地道な企業訪問や経営相談・経営指導など中長期的な視点に立った継続的な取組みに関する姿勢や活動を評価・推進していくことが重要であるにもかかわらず、営業現場では短期的な量重視に偏りやすくなっていたほか、網羅的な実績作りに陥りがちな面が生じるなど、様々な課題も浮かび上がっていた。

このような課題認識を踏まえ、地域金融機関における地域密着型金融の取組みの一層の促進を図るため、平成 23 年 5 月 16 日に「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」が改正され、地域密着型金融の目指すべき方向等が示された。

(ロ) 地域密着型金融の推進に係る取組み

① 基本的考え方等

地域金融機関は、経営戦略や経営計画等の中で、地域密着型金融の推進をビジネスモデルの一つとして明確に位置づけ、自らの規模や特性、利用者の期待やニーズ等を踏まえて自主性・創造性を発揮しつつ、「顧客企業に対するコンサルティング機能の発揮」、「地域の面的再生への積極的な参画」、「地域や利用者に対する積極的な情報発信」の取組みを中長期的な視点に立って組織全体として継続的に推進することにより、顧客基盤の維持・拡大、収益力や財務の健全性の向上につなげていくことが重要である。

また、地域金融機関が、地域密着型金融を組織全体として継続的に推進していくためには、経営陣が主導性を十分に発揮して、推進態勢の整備・充実を図っていくことが重要である。

② 施策

上記の考え方を踏まえながら、各種ヒアリング等の機会を通じて、各地域金融機関における地域密着型金融の取組み状況についてフォローアップを実施したほか、地域金融機関における取組みを深化・定着させていくような動機付け・環境整備の施策として、以下の取組みを実施した。

- ・ 地域密着型金融の取組みに関する知見・ノウハウの共有化等を目的に、全国の財務局等（11 箇所）において、地域密着型金融に関するシンポジウムを開催した。また、一部の地域金融機関の経営者に「地域密着型金融の推進のサポート役」として、主要営業地域外の財務局が主催するシンポジウムに参加いただくなど、シンポジウムの充実を図った（平成 26 年 3 月まで）。

- ・ 各地域金融機関の「特に先進的な取組み」や「広く実践されることが望ましい取組み」に対する顕彰を行った。なお、顕彰対象については、「顧客企業に対するコンサルティング機能の発揮」や「地域の面的再生への積極的な参画」などの取組みについて中長期的な視点に立ち組織全体として継続的に推進している地域金融機関を中心に選定した（平成 26 年 4 月まで）。
- ・ 各地域金融機関は、取引先企業の事業の内容や成長可能性等を適切に評価（事業性評価）し、融資や本業支援等を通じて、地域産業・企業の生産性向上や円滑な新陳代謝の促進を図り、地方創生に貢献していくことが求められている。このことから、平成 27 年 2 月以降、各財務（支）局（沖縄総合事務局を含む）において、地域金融機関の課題や役割等について問題提起できる有識者や専門家による講演及び、有識者や地域関係者（地元企業経営者等）によるパネルディスカッションを行う、「地域密着型金融に関する会議（シンポジウム）」を開催している。

（2）利用者保護・利用者利便の向上への取組み

イ 中小企業金融円滑化法について

（イ）成立

世界的な金融・資本市場の混乱により、我が国においても厳しい経済・金融情勢及び雇用環境が続いており、中小企業からは、資金繰りがなお厳しく、かつてない深刻な状況にあるとの声が聞かれた。こうした中、平成 21 年 11 月 30 日に、中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律（以下「金融円滑化法」という。）が成立、同年 12 月 4 日に施行された。

金融円滑化法は、以下に掲げる 4 つの柱からなっている。

① 金融機関の努力義務

本法律の対象となる金融機関（預金取扱金融機関）は、中小企業又は住宅ローンの借り手から申込みがあった場合には、できる限り、貸付条件の変更等を行うよう努める。

また、借入れが複数金融機関にわたる場合もあることから、金融機関は、他の金融機関、政府関係金融機関、信用保証協会、中小企業再生支援協議会等との連携を図りつつ、できる限り、貸付条件の変更等を行うよう努める。

② 金融機関自らの取組み

金融機関は、貸付条件の変更等を適正かつ円滑に行うために必要な体制を整備するとともに、整備した体制及び貸付条件の変更等の状況を、定期的に開示する義務を有する。

③ 行政上の対応

金融機関は、貸付条件の変更等の実施状況を金融庁等それぞれの監督当局に定期的に報告する義務を有する。監督当局は、これを取りまとめて公表する。

④ 更なる支援措置等

政府は、中小企業向けの信用保証制度の充実等、必要な措置を講じるものとする。また、本法律は、平成 23 年 3 月末までの時限法とされている。

(ロ) 期限の延長

金融円滑化法の施行後、関係者へのヒアリングや検査・監督を通じ、以下のとおり、その施行状況や効果・影響等の検証が行われた。

① 中小企業者の業況や資金繰りは、改善しつつあるものの、引き続き厳しい状況にある。こうした中、金融円滑化法に基づく貸付条件の変更等の実行率は、審査中の案件を除き 9 割を超える水準となっており、今後も、先行きの不透明感から、貸付条件の変更等に対する需要は一定程度ある。

② 一方で、貸付条件の変更等に際しては、金融規律も考慮し、実効性ある経営再建計画を策定・実行することが重要である。

③ このため、金融円滑化法を機に、金融機関が、貸付条件の変更等を行う間に、借り手に対する経営相談・指導等のコンサルティング機能を十分発揮することにより、中小企業者の経営改善が着実に図られ、返済能力等の改善につながる、という流れを定着させる必要がある。

このような状況を総合的に勘案し、平成 23 年 3 月 31 日に、金融円滑化法の一部を改正する法律が成立し、金融円滑化法の期限を 1 年間延長するとともに、金融機関によるコンサルティング機能の発揮の促進、金融機関による開示・報告資料の大幅な簡素化といった、運用面での改善を図った。(金融円滑化法の内容に変更はない。)

(ハ) 期限の最終延長

金融機関の金融円滑化法への対応状況を見ると、施行以降の約 2 年間にわたる取組みにより、貸付条件の変更等の実行率が 9 割を超える水準となっているほか、金融機関の間の連携がよく行われるようになっていくという声が聞かれるなど、基本的には、その取組みは定着してきていた。

一方で、貸付条件の再変更等が増加している、貸付条件の変更等を受けながら経営改善計画が策定されない中小企業者も存在しているなどの問題を指摘する声もあった。

このような点を勘案すると、金融規律の確保(健全性の確保・モラルハ

ザード防止) のための施策を講じる一方、金融機関によるコンサルティング機能の一層の発揮を促すとともに、中小企業者等の真の意味での経営改善につながる支援を強力に推し進めていくための環境整備を行う必要がある。

そのためには、外部機関や関係者の協力も得つつ、検査・監督上の対応も含め、総合的な出口戦略を講じることにより、中小企業者等の事業再生等に向けた支援に軸足を移していかなければならない。一方、そうした以降は円滑に進めていく(「ソフトランディング」) 必要があることから、平成 24 年 3 月 30 日に、金融円滑化法の一部を改正する法律が成立し、現行の金融円滑化法を、今回に限り同 25 年 3 月末まで再延長し、以下のような取組みに集中的に取り組んでいくこととした。(金融円滑化法の内容に変更はない。)

① 金融の円滑化にかかる取組み

- ・ 金融機関によるコンサルティング機能の一層の発揮
- ・ 新規融資の促進を図るための、資本金借入金等の活用及び動産担保融資(ABL) 等の開発・普及等
- ・ 金融機関の事務負担の軽減を図るための開示・報告資料の更なる簡素化

② 金融規律の確保にかかる取組み

- ・ 実現可能性の高い抜本的な経営再建計画(実抜計画) の策定・進捗状況の適切なフォローアップ
- ・ 対象企業の実態に応じた適切な債務者区分・引当ての実施
- ・ (資本が不足する場合には) 金融機能強化法の活用

③ 中小企業等に対する支援措置にかかる取組み

- ・ 企業診断、最適な解決策の提示・支援を図るためのコンサルティング機能の発揮等、地域密着型金融の深化の徹底
- ・ 中小企業再生支援協議会との連携強化
- ・ 産業復興機構、東日本大震災事業者再生支援機構等との連携強化
- ・ 事業再生等の支援を図るための、様々な制度・仕組みの活用

ロ 中小企業等の経営改善・体質強化の支援

金融円滑化法の期限到来(平成 25 年 3 月末) に際して、金融機関に対し、引き続き、貸付条件の変更等に努めるよう促すとともに、中小企業の経営改善につながる支援に軸足を移していくとの方針を明確化した。こうした方針に基づき、中小企業庁等と連携して、以下に掲げる 4 つの柱からなる総合的な対策を策定・推進してきた。

① 政府全体として金融円滑化法の期限到来に対応する体制の構築

- ・ 関係省庁が連携して「中小企業金融等のモニタリングに係る副大臣

等会議」を設置

② 金融機関による円滑な資金供給の促進

- ・ 平成 25 年 3 月 29 日、金融検査マニュアル・監督指針を改正し、「金融機関は、中小企業や住宅ローン借入者など個々の借り手の状況をきめ細かく把握し、他の金融機関等と十分連携を図りながら、円滑な資金供給や貸付条件の変更等に努めることが求められる」旨を明記
- ・ 同年 2 月に改正された地域経済活性化支援機構法において、金融機関は、金融の円滑化に資するよう努めるべきとの趣旨が規定
- ・ 金融機関に貸付条件の変更等の実施状況の自主的な開示及び当局への報告を要請
- ・ 平成 24 事務年度監督方針及び検査基本方針を改正し、金融機関における顧客企業の経営改善、事業再生、育成・成長につながる新規融資に関する取組み状況を検証する際の着眼点を明示

③ 中小企業・小規模事業者に対する経営支援の強化

- ・ 平成 25 年 3 月 29 日、金融検査マニュアル・監督指針を改正し、「金融機関は、中小企業等の経営改善を最大限支援していくことも求められる」旨を明記
- ・ 銀行法施行規則等を改正し、金融機関が中小企業・小規模事業者の経営支援に係る取組状況を公表するよう義務付け
- ・ 独力では経営改善計画の策定が困難な小さな中小企業・小規模事業者に全国の認定支援機関が計画策定を支援
- ・ 年間数千件程度の再生計画策定支援を確実に実施するため、各都道府県の協議会及び全国本部の専門人員の抜本的増員等、中小企業再生支援協議会の機能強化
- ・ 企業再生支援機構法の一部を改正する法律により、企業再生支援機構を地域経済活性化支援機構に改組し、直接の事業再生支援に加え、地域の再生現場の強化や地域活性化に資する支援のための機能（専門家の派遣、事業再生・地域活性化ファンドへの出資等）を追加する等の機能拡充
- ・ 経営支援と併せた公的金融・信用保証による資金繰りを支援
- ・ 全都道府県に中小企業支援ネットワークを構築し、参加機関が連携して中小企業・小規模事業者の経営改善・事業再生を支援

④ 個々の借り手への説明・周知等

- ・ 金融機関に対して、金融円滑化法終了後も顧客への対応方針が不変であることを中小企業等に説明するよう要請
- ・ 金融円滑化法終了後も金融機関や金融庁の対応が不変であること等を、商工会、税理士会、日本公認会計士協会、行政書士会等を通じ、中小企業等に対して幅広く説明

- ・ わかりやすいパンフレットの作成、新聞広告など政府広報を活用した中小企業等に対する広報を実施
- ・ 経済産業省に、「中小企業・小規模事業者経営改善支援対策本部」を設置し、関係団体、認定支援機関に対し、各種施策の積極的活用を要請
- ・ 金融庁及び中小企業庁等において、中小企業・小規模事業者等に対する説明会、意見交換会等を集中的に実施
- ・ 全国の財務局・財務事務所に「金融円滑化に関する相談窓口」全国の経済産業局、中小企業再生支援協議会、公的金融機関など関係機関に「経営改善・資金繰り相談窓口」を設置し、中小企業・小規模事業者からの個別の相談・苦情・要望にきめ細かく対応

ハ 改正貸金業法の完全施行

平成 18 年 12 月 20 日に公布された「改正貸金業法」は、貸金業者の業務の適正化を図り、多重債務問題の解決を講じる観点から、従前の「貸金業の規制等に関する法律」に、総量規制の導入による借りすぎの抑止、行為規制や参入規制、指定信用情報機関制度の創設等の改正を行ったものであるが、急激な与信の引締め等が生じないように、段階的に施行され、平成 22 年 6 月 18 日に完全施行された。

(参考) 改正貸金業法の段階的施行

- 第一段階（平成 19 年 1 月 20 日施行）
 - ・ 罰則の引上げ
- 第二段階（平成 19 年 12 月 19 日施行）
 - ・ 新貸金業協会の設立
 - ・ 取立て規制の強化 等
- 第三段階（平成 21 年 6 月 18 日施行）
 - ・ 貸金業務取扱主任者の国家資格の創設
 - ・ 財産的基礎要件の引上げ（2 千万円）
 - ・ 指定信用情報機関の指定申請の受付の開始
- 第四段階（平成 22 年 6 月 18 日施行）
 - ・ 総量規制の導入（借入残高が年収の 3 分の 1 を超える者への新規の貸付けを停止）
 - ・ 上限金利の引下げ（年利 29.2%→15～20%）
 - ・ 貸金業務取扱主任者の営業所への配置の義務化
 - ・ 財産的基礎の 5 千万円への引上げ 等

改正貸金業法の第一段階の施行から 10 年以上が経過し、貸金業者の登録業者数は、11,832 業者（平成 19 年 3 月末時点）から 1,716 業者（平成 31

年 3 月末時点) に、貸付金残高も 43 兆 6,727 億円 (平成 19 年 3 月末時点) から 23 兆 5,084 億円 (平成 30 年 3 月末時点) に、それぞれ大幅減少した。

ニ 認可特定保険業者について

「保険業法等の一部を改正する法律」(平成 17 年法律第 38 号) (以下「改正法」という。) において、共済事業を行っていた特例民法法人 (公益法人) については、当分の間、当該共済事業を引き続き特定保険業として実施できると規定された。しかしながら、平成 20 年の公益法人制度改革により、特例民法法人は、平成 25 年 11 月末までに一般社団法人等に移行することとされ、一般社団法人等への移行後は、保険業法の適用を受けることとなり、それまで行っていた特定保険業が継続できなくなった。

このような状況を受けて、「保険業法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律」(平成 22 年法律第 51 号) により、改正法の公布の際、現に特定保険業を行っていた者のうち、一定の要件に該当する者については、平成 23 年 5 月 13 日から当分の間、行政庁の認可を受けて、特定保険業を行うことができるようになった。

認可特定保険業者の認可については、平成 25 年 11 月に申請期限を迎え、財務局所管業者は平成 31 年 3 月末現在で 7 法人となっている。

ホ 火災共済協同組合の移管

平成 26 年 4 月 1 日より、中小企業等協同組合法の一部を改正する法律 (平成 24 年 9 月 12 日法律第 85 号) が施行され、火災共済協同組合に関する事務の所管行政庁が経済産業大臣と内閣総理大臣 (金融担当大臣に委任) の共管から都道府県知事となった。

これに伴い、火災共済協同組合の検査・監督事務が国 (財務局) から都道府県に移管された。

ヘ 顧客本位の業務運営に関する原則

(イ) 経緯

平成 28 年 4 月 19 日の金融審議会総会において、金融担当大臣より、「情報技術の進展その他の市場・取引所を取り巻く環境の変化を踏まえ、経済の持続的な成長及び家計の安定的な資産形成を支えるべく、日本の市場・取引所を巡る諸問題について、幅広く検討を行うこと」との諮問が行われた。この諮問を受けて、金融審議会に市場ワーキング・グループが設置され、国民の安定的な資産形成と顧客本位の業務運営 (フィデューシャリー・デューティー) 等について審議が行われた。

市場ワーキング・グループでは、国民の安定的な資産形成を図るためには、金融商品の販売、助言、商品開発、資産管理、運用等を行う全ての金

融機関等（以下「金融事業者」）が、インベストメント・チェーンにおけるそれぞれの役割を認識し、顧客本位の業務運営に努めることが重要との観点から審議が行われ、同年 12 月 22 日に報告書が公表された。

報告書の提言等を踏まえ、同 29 年 3 月 30 日に「顧客本位の業務運営に関する原則」及び『顧客本位の業務運営に関する原則』の定着に向けた取組み」が公表された。

（ロ）概要

① 顧客本位の業務運営に関する原則

顧客本位の業務運営に関する原則は、金融事業者が、顧客本位の業務運営におけるベスト・プラクティスを目指す上で有用と考えられる原則を定めるものである。同原則は、「顧客の最善の利益の追求」やその構成要素として重要なもの等の 7 つの原則を掲げており、金融事業者が各々の置かれた状況に応じて、形式ではなく実質において顧客本位の業務運営を実現することができるよう、「プリンシプルベース・アプローチ」を採用している。

② 「顧客本位の業務運営に関する原則」の定着に向けた取組み

顧客本位の業務運営に関する原則の策定を踏まえ、今後、その定着に向けて各金融事業者が実効的な取組方針を策定し、実践していくよう、当局として取組みを進めていく必要がある。その際、金融事業者による取組みが形式的なものに止まることなく、金融事業者がより良い金融商品・サービスの提供を競い合うといった、実質を伴う形での定着が重要である。

こうした観点から、平成 30 年 6 月には、金融機関の取組みの「見える化」を更に促進するため、「投資信託の販売会社における比較可能な共通 K P I」（(1)運用損益別顧客比率、(2)投資信託預り残高上位 20 銘柄のコスト・リターン、(3)投資信託預り残高上位 20 銘柄のリスク・リターン）を公表し、金融事業者に自社計数の公表を促すなど、金融事業者の取組みの「見える化」や当局によるモニタリング、顧客の主体的な行動の促進等の施策を進めている。

チ 電子決済等代行業者の登録制導入とルール整備

平成 29 年 5 月 26 日に成立した「銀行法等の一部を改正する法律」において、電子決済等代行業者に対して登録制を導入するとともに、体制整備・安全管理に係る措置として、電子決済等代行業者に対し、利用者保護のための体制整備や、情報の安全管理義務、財産的基礎の確保等を求めている。

また、電子決済等代行業者に対し、サービスの提供にあたり、利用者の損害に係る賠償責任の分担や、利用者に関する情報の安全管理を含む契約を

金融機関と締結することを求めている。

ト 仮想通貨交換業者の登録制導入とルール整備

仮想通貨（暗号資産）に関しては、マネーロンダリング・テロ資金供与対策に関する国際的要請がなされたことや、国内で当時世界最大規模の仮想通貨交換業者が破綻したことを受け、平成 29 年 4 月より、仮想通貨（暗号資産）と法定通貨等の交換業者に対し、登録制を導入し、本人確認義務等の導入や説明義務等の一定の利用者保護規定の整備を行った。

その後、コインチェック株式会社が、不正アクセスを受け、顧客からの預かり資産が外部に流出するという事案が発生したほか、立入検査により、みなし登録業者や登録業者における内部管理態勢等の不備が把握された。また、仮想通貨（暗号資産）の価格が乱高下し、仮想通貨（暗号資産）が決済手段ではなく投機の対象となっている中、投資者保護が不十分であるとの指摘も聞かれる。さらに、証拠金を用いた仮想通貨（暗号資産）の取引や仮想通貨（暗号資産）による資金調達など新たな取引が登場しているという動きも見られる。

こうした状況を受け、仮想通貨交換業等をめぐる諸問題について制度的な対応を検討するため、平成 30 年 3 月に「仮想通貨交換業等に関する研究会」が設置され、11 回にわたる検討を踏まえて、同年 12 月 21 日に報告書が公表された。

(3) その他のトピックス

イ 地域銀行における統合・再編等

○平成 21 年 10 月 1 日

池田銀行と泉州銀行が、持株会社（池田泉州ホールディングス）による経営統合。

○平成 21 年 10 月 1 日

荘内銀行と北都銀行が、持株会社（フィデアホールディングス）による経営統合。

○平成 22 年 3 月 1 日

関西アーバン銀行とびわこ銀行が合併し、関西アーバン銀行に。

○平成 22 年 3 月 1 日

関東つくば銀行と茨城銀行が合併し、筑波銀行に。

○平成 22 年 4 月 1 日

香川銀行と徳島銀行が、持株会社（トモニホールディングス）による経営統合。

○平成 22 年 5 月 1 日

池田銀行と泉州銀行が合併し、池田泉州銀行に。

○平成 22 年 12 月 22 日

十六銀行が、株式交換により岐阜銀行を子会社化。

○平成 23 年 9 月 16 日

北九州銀行に、新たに銀行業の免許を付与。

○平成 24 年 9 月 18 日

十六銀行と岐阜銀行が合併し、十六銀行に。

○平成 24 年 10 月 1 日

きらやか銀行と仙台銀行が、持株会社（じもとホールディングス）による経営統合。

○平成 24 年 10 月 1 日

北洋銀行と札幌北洋ホールディングスが合併し、北洋銀行に。

○平成 25 年 10 月 1 日

紀陽銀行と紀陽ホールディングスが合併し、紀陽銀行に。

○平成 26 年 10 月 1 日

東京都民銀行と八千代銀行が、持株会社（東京 T Y フィナンシャルグループ）による経営統合。

○平成 27 年 10 月 1 日

肥後銀行と鹿児島銀行が、持株会社（九州フィナンシャルグループ）による経営統合。

○平成 28 年 4 月 1 日

横浜銀行と東日本銀行が、持株会社（コンコルディア・フィナンシャルグループ）による経営統合。

○平成 28 年 4 月 1 日

東京 T Y フィナンシャルグループが、株式交換により新銀行東京を子会社化。

○平成 28 年 4 月 1 日

トモニホールディングスが、株式交換により大正銀行を子会社化。

○平成 28 年 10 月 1 日

足利ホールディングスが、株式交換により常陽銀行を子会社化し、めぶきフィナンシャルグループに商号を変更。

○平成 28 年 10 月 3 日

西日本シティ銀行と長崎銀行が、持株会社（西日本フィナンシャルホールディングス）による経営統合。

○平成 29 年 11 月 14 日

近畿大阪銀行、関西アーバン銀行、みなと銀行が持株会社（関西みらいフィナンシャルグループ）を設立。同年 12 月に近畿大阪銀行を子会社化、同 30 年 4 月に関西アーバン銀行及びみなと銀行を子会社化し、経営統合完了。

○平成 30 年 4 月 2 日

三重銀行と第三銀行が、持株会社（三十三フィナンシャルグループ）による経営統合。

○平成 30 年 5 月 1 日

東京 T Y フィナンシャルグループ傘下の東京都民銀行、八千代銀行、新銀行東京が合併し、きらぼし銀行に。同日付で、東京 T Y フィナンシャルグループは、東京きらぼしフィナンシャルグループに商号を変更。

○平成 30 年 10 月 1 日

第四銀行と北越銀行が、持株会社（第四北越フィナンシャルグループ）による経営統合。

○平成 31 年 4 月 1 日

ふくおかフィナンシャルグループが、株式交換により十八銀行を子会社化。

○平成 31 年 4 月 1 日

近畿大阪銀行と関西アーバン銀行が合併し、関西みらい銀行に。

ロ 日本振興銀行の破綻処理について

- 平成 22 年 9 月 10 日、日本振興銀行より「その財産をもって債務を完済することができない」旨の申出がなされた。当該申出及び同行の財務状況を踏まえ、同日、金融庁は、預金保険法第 74 条第 1 項の規定に基づき、金融整理管財人による業務及び財産の管理を命ずる処分を行うとともに、預金保険機構を金融整理管財人に選任した。一方、同行は、同日、東京地方裁判所に対し、民事再生手続開始の申立てを行い、13 日に同裁判所より再生手続開始の決定が行われた。
- 日本振興銀行の預金については、預金保険制度に基づき、預金者一人当たり元本 1,000 万円までとその利息が保護され、預金者一人当たり元本 1,000 万円を超える部分とその利息については、同行の財産の状況に応じ、民事再生手続の下で作成される再生計画に従って弁済が行われることとなった。
- 平成 23 年 4 月 25 日、日本振興銀行から第二日本承継銀行に、事業の一部譲渡が行われた。この事業譲渡にあわせ、同日、預金保険機構による第二日本承継銀行への 1,041 億円の金銭の贈与及び日本振興銀行への 656 億円の金銭の贈与並びに日本振興銀行から 529 億円の資産の買取り（整理回収機構に買取りを委託）が行われた。（資金援助の実施後、付保預金の払戻しや貸出金の回収等が進んだことにより、同年 10 月 7 日、預金保険機構より、第二日本承継銀行に対する 581 億円の金銭の贈与の減額（減額後の金銭の贈与額 460 億円）及び日本振興銀行に対する 95 億円の金銭の贈与の増額（増額後の金銭の贈与額 751 億円）が行われた。）
- 平成 23 年 8 月 23 日、日本振興銀行の損害賠償債権の譲渡を受けた整理回収機構において、株式会社 S F C G の貸付債権の買取りに係る承認が、旧役員の取締役としての善管注意義務に違反する行為であるとして、当時の取締役 7 名に対する損害賠償請求訴訟等が提起された。
- 預金保険機構において、最終受皿候補から提出された事業計画及び譲受条件等の審査が行われた結果、平成 23 年 9 月 30 日、イオン銀行が日本振興銀行の最終受皿に選定された。
- 平成 23 年 11 月 15 日、債権者集会において、再生計画案が賛成多数により可決され、東京地方裁判所より、再生計画の認可決定が行われた（認

可決定の確定は、同年 12 月 14 日）。

- 平成 23 年 11 月 28 日及び 12 月 19 日、日本振興銀行が保有する資産について、預金保険機構による買取り（整理回収機構に買取りを委託）が行われた（買取り額は、それぞれ 14 百万円及び 10 百万円）。また、同年 12 月 26 日、第二日本承継銀行が保有する資産について、預金保険機構による買取り（整理回収機構に買取りを委託）が行われた（買取り額は 42 万 9,000 円）。同日、預金保険機構より、イオン銀行に対し、第二日本承継銀行の全株式の譲渡（再承継）が行われた。この譲渡により、同機構による第二日本承継銀行の経営管理が終了した。
- 平成 24 年 3 月 23 日から同年 4 月 2 日までの間、再生計画に基づき、元本 1,000 万円を超える預金者等債権者への第 1 回弁済が実施され、債権額の 39%相当額の弁済金の支払いが行われた。
- 平成 24 年 7 月 23 日、日本振興銀行が保有する資産について、預金保険機構による買取り（整理回収機構に買取りを委託）が行われた（買取り額は、63 百万円）。
- 平成 24 年 8 月 21 日、整理回収機構において、中小企業保証機構への融資の承認が、旧役員の取締役としての善管注意義務に違反する行為であるとして、当時の取締役 4 名に対する損害賠償請求訴訟が提起された。
- 平成 24 年 9 月 10 日、日本振興銀行に対して、銀行法第 37 条第 1 項の規定に基づき解散認可が行われた。同行は同日解散し、清算法人（日本振興清算）に移行するとともに、清算人が選任された。同行の民事再生手続及び清算手続は、裁判所の監督下、上記清算人のもとで遂行されることとなった。また、同日、預金保険法第 75 条第 1 項の規定に基づき、同行に対して金融整理管財人による業務及び財産の管理を命ずる処分の取消しが行われた。
- 平成 26 年 9 月 30 日以降、清算法人から再生計画に基づき、元本 1,000 万円を超える預金者等債権者に対して、中間弁済（弁済率 19%）が実施された。第 1 回弁済と今回の中間弁済を合計すると、債権額に対する弁済率は 58%となった。
- 平成 26 年 12 月 15 日、清算法人が、東京地方裁判所から再生手続の終結決定を受けた。

- 平成 28 年 9 月 20 日以降、清算法人から再生計画に基づき、元本 1,000 万円を超える預金者等債権者に対して、最終弁済（弁済率 2.95686%）が実施された。第 1 回弁済、中間弁済、そして今回の最終弁済を合計すると、債権額に対する弁済率は、60.95686%となった。同 29 年 5 月 2 日、清算法人は清算業務を終え、清算手続を結了した。

2. 財務局関係の金融機関

（1）地域銀行（地方銀行、第二地方銀行）

地域金融機関をめぐるこの 10 年間の大きな動きとしては、まず、サブプライムローン問題を発端として、アメリカ大手投資銀行が破綻し、これに連鎖して世界的な金融危機の影響から厳しい経済情勢が続き、とりわけ中小企業等を取り巻く厳しい状況を踏まえ、金融の円滑化が大きな課題となった。こうした中、中小企業金融円滑化法が平成 21 年 12 月に施行され、地域銀行等の金融機関に対し、中小企業者又は住宅ローンの借り手から申込みがあった場合には、貸付条件の変更等の適切な措置をとるよう努める義務を課すことで、金融円滑化に資する施策を行っている。

同法は、当初 2 年間の時限法として施行されたが、23 年 3 月には、同月末に期限を迎える同法を 1 年間延長するための改正中小企業金融円滑化法が施行、24 年 3 月には、中小企業等の事業再生等に向けた支援への軸足の移行、ソフトランディングを目的として、さらに 1 年間最終延長する改正中小企業金融円滑化法が施行され、25 年 3 月末に終了した。同法の失効後についても、中小企業の経営改善・事業再生の促進などを図るため、全国の財務局・財務事務所に相談窓口を設置して相談に応じるなどの対応を行った。

さらに、平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災においては、金融機能の維持等に万全を期す対応として、地域銀行等の金融機関に対し、預金の払戻への柔軟な対応等をはじめとする「金融上の措置」を適切に講ずるよう繰り返し要請するとともに、規制・検査・監督上の様々な特例措置を行っている。なお、金融機能強化法における震災特例の措置等といった、被災地における金融の円滑化に資する施策を行っている。

また、他の主な関連立法として、平成 21 年 6 月には、資金決済に関するサービスの適切な実施の確保及びその提供の促進を図るため、為替取引に関する制度整備、サーバ型前払式支払手段への規制の導入、銀行間の資金決済の強化等の措置を講ずるものとして、「資金決済に関する法律」が公布された。

平成 25 年 6 月には、金融システムの信頼性及び安定性を高めるため、銀行等による資本性資金の供給強化等に関する措置の整備等を行うとして

「金融商品取引法等の一部を改正する法律」が公布された。

情報通信技術の急速な進展等の我が国の金融サービスをめぐる環境変化に対応し、金融機能の強化を図るため、平成 28 年 6 月に、金融グループの経営管理機能の充実、金融グループ内の共通・重複業務の集約及び金融グループと金融関連 IT 企業等との提携の容易化、仮想通貨交換業に関する制度の整備等の所要の措置を講ずるものとして、「情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための銀行法等の一部を改正する法律」が公布。また、平成 29 年 6 月には、金融機関と金融関連 IT 企業等との適切な連携・協働を推進するとともに利用者保護を確保するため、電子決済等代行業者に関する法制の整備等の措置を講ずるものとして、「銀行法等の一部を改正する法律」が公布された。

なお、地方銀行において、この 10 年間（平成 21 年 3 月末から平成 31 年 3 月末）の店舗数は 7,455 店舗から 7,593 店舗に増加し、業容は、64 行、資金量 205 兆 4,359 億円であったものが、64 行、278 兆 64 億円に上っている。第二地方銀行は、この 10 年間（平成 21 年 3 月末から平成 31 年 3 月末）の店舗数が 3,253 店舗から 2,967 店舗に減少し、業容は、44 行、資金量 56 兆 6,685 億円であったものが、40 行、67 兆 5,421 億円となっている。

（2）協同組織金融機関（信用金庫）

協同組織金融機関は、そもそも中小企業及び個人など、一般の金融機関から融資を受けにくい立場にある者が構成員となり、相互扶助の理念に基づき、これらの者が必要とする資金の融通を受けられるようにすることを目的として設立されたものである。

平成 21 年 3 月末時点で 279 金庫、7,671 店舗、資金量 115 兆 4,531 億円であった信用金庫は、経営効率化等を図るための合併の進展により、平成 31 年 3 月末においては 259 金庫、7,294 店舗に減少したものの、資金量は 143 兆 4,771 億円に増加した。信用金庫の不良債権処理の対応は落ち着き、平成 14 年 3 月期の 10.1% をピークとした不良債権比率は、平成 30 年 3 月期には 4.0% にまで低下している。

21 年 12 月に施行された中小企業金融円滑化法についての記述は銀行と同様。

平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災を受け、金融庁は同日中に金融上の措置を金融機関に要請したほか、同年 7 月には、協同組織金融機関の特性を鑑みた特別な資本参加の仕組みを設ける協同組織金融機関向け特例を含む金融機能強化法等の改正法が施行され、同年 11 月には信用金庫業界が改正金融機能強化法の特例措置の活用を視野に入れた新たな業界の相互支援体制を構築し、平成 24 年 2 月、東北の被災 4 信用金庫に対して金融機能強化法の活用による資本支援が実行されるに至った。

この 10 年間の制度面の見直しとしては、信用金庫の会員である中小企業の海外子会社に対して直接、貸付等を行うことが可能となったほか、国立大学法人等や、地区内への転入予定者への貸付けも可能となるといった規制緩和が行われた。

(3) 協同組織金融機関（信用組合）

信用組合のこの 10 年間の動きをみると、平成 21 年 3 月末時点で 162 組合、1,785 店舗、資金量 16 兆 3,633 億円であった信用組合は、経営の効率化等を目指した合併の進展等により、平成 31 年 3 月末においては 146 組合、1,633 店舗に減少したものの、資金量は 20 兆 7,219 億円に増加した。

業界では、21 年 6 月の「協同組織金融機関のあり方に関するワーキング・グループ」の「中間論点整理報告書」を踏まえ、総代会制度の開示項目、半期決算や外部監査未導入組合のあり方などについて、申し合わせを公表するなどの対応が行われている。

21 年 12 月に施行された中小企業金融円滑化法についての記述は銀行と同様。

また、金融機能の強化を図るため、20 年 12 月に改正された「金融機能強化法」を活用し、21 年から 26 年にかけて、9 組合に対して公的資金による資本増強が行われた。方式は、中央機関（全国信用組合連合会）が優先出資を引受け、信託受益権を国が買い取る間接注入方式であり、6 組合は金融機能強化法の本則に基づく支援、3 組合は東日本大震災に対処するための附則に基づく震災特例によるものとなっている。

なお、震災特例による公的資金注入は、震災により甚大な被害を受けた 2 組合に対して協同組織金融機関向け特例として、震災による風評被害等の影響を受けた 1 組合に対して一般的特例として公的資金による支援が行われた。

また、その後も中央機関に対して国が資本参加する方式により、31 年 3 月までに 10 組合に対して公的資金による資本増強が行われた。

この 10 年間の制度面での見直しについての記述は信用金庫と同様。

(4) 信託業・信託契約代理業

平成 16 年 12 月 30 日、大正 11 年の制定以来 82 年ぶりに全面改正となった信託業法が施行された。

信託業法の改正により受託可能財産の制限が撤廃され、特許権や著作権等の知的財産権についても受託することが可能となった。また、これまで金融機関に限定されていた信託業の担い手が拡大され、金融機関以外の一般事業法人も信託業に参入することが可能となった。

更に、信託契約代理店制度や信託受益権販売業者制度が設けられ、信託サ

ービスの利用者窓口が大きく広がった。

平成 19 年 9 月 30 日、改正信託法の施行及び証券取引法を改正した金融商品取引法の施行に伴い、信託業法も改正された。

金融商品取引法の施行により、市場リスクのため信託の元本について損失が生じるおそれのある信託契約については、金融商品取引法の規制が信託業法においても準用されることになった。また、法改正により信託受益権がみなし有価証券となり、金融商品取引法における規制対象となったことから、従前の信託業法により登録を受けていた信託受益権販売業者は、新たに金融商品取引法に基づく金融商品取引業者として取り扱われることとなった。

更に、改正信託法の施行により、新しい信託類型として自己信託が創設されたこと等から、信託業法においては、自己信託の受益権を多数の者が取得することができる場合は登録制としたほか、委託者や受託者の保護に支障を生ずることのない範囲内で受託者の義務等を見直した。

平成 21 年 6 月 30 日現在、運用型信託会社 7 社、管理型信託会社 7 社及び特定信託業者 6 社（21 件）、信託契約代理店 194 社が参入していたが、令和元年 6 月 30 日現在、運用型信託会社 9 社、管理型信託会社 16 社及び特定信託業者 12 社（36 件）、自己信託会社 2 社、信託契約代理店 324 社（注）が参入となっている。

（注）信託契約代理店 324 社（194 社）のうち 129 社（157 社）は、信託業法の施行前に内閣総理大臣の認可を受けて設置されていた信託代理店であり、信託業法の施行時に信託契約代理店に移行したものである。

（5）銀行代理業

銀行代理業は、平成 18 年 4 月 1 日に施行の銀行法改正により導入された制度で、利用者利便の一層の向上を目指し、従来の銀行代理店制度の見直しを行ったものであり、銀行のために次のいずれかの行為の代理又は媒介を行う営業をいう。

- ・ 預金又は定期積金等の受入れを内容とする契約の締結
- ・ 資金の貸付け又は手形の割引を内容とする契約の締結
- ・ 為替取引を内容とする契約の締結

銀行代理業を営むには内閣総理大臣の許可が必要である。

なお、金融庁長官より、銀行代理業申請者等の主たる営業所等の所在地を管轄する各財務局長等に各種権限が委任されている。

（6）労働金庫

労働金庫は昭和 28 年施行の「労働金庫法」に基づく金融機関であり、協

同組合組織金融機関としての信用組合に対する規制態様を基本に、労働金庫本来の特殊性を加味して構成される特殊法人である。その業務は、内閣総理大臣、厚生労働大臣の監督下にあり、監督権限の内容は銀行等に対する内閣総理大臣のそれとほぼ同様である。

平成 21 年 3 月末時点で 13 金庫、668 店舗、預金量 15 兆 7,487 億円であった労働金庫は、平成 31 年 3 月末には 13 金庫、620 店舗、預金量 20 兆 3,612 億円と、この 10 年間で店舗数は減少しているものの預金量は増加している。

労働金庫の目的は、労働者の団体の行う福利共済活動のための金融の円滑化、労働者の地位の向上であり、これらの目的に沿って貸付け等の金融事業が行われている。また、平成 23 年の東日本大震災や、平成 28 年熊本地震などの自然災害が発生した際には、災害救援ローン等を取り扱い、勤労者福祉金融機関として被災者の生活再建と復旧の支援を図っているほか、平成 24 年には労働金庫統一の新システム「R・ONE システム」へ移行したことで、インターネットバンキングの利用時間が拡大するなど利便性の向上とサービスの充実に取り組んでいる。

(7) 信用保証協会

信用保証協会は「信用保証協会法」に基づく特殊法人で、全国各都道府県と横浜、名古屋、川崎及び岐阜の 4 都市の計 51 協会があり、中小企業者等が金融機関から貸付け等を受けることについて、その貸付金等の債務を保証することを主な業務とし、中小企業者等に対する金融の円滑化を図っている。

最近 10 年間の事業規模を保証債務残高でみると、平成 21 年 3 月末時点で 33 兆 9,191 億円、平成 31 年 3 月末時点では 21 兆 808 億円となっている。この間の残高推移は、平成 22 年 3 月末をピークに平成 31 年 3 月末までは減少傾向が継続している。

最近 10 年間の信用保証協会を巡る主な動きとしては、平成 24 年度に、中小企業の経営改善・事業再生の環境整備を進め、中小企業の迅速な経営改善・事業再生を促進するため、「中小企業支援ネットワーク」を構築、平成 30 年度に、信用保証協会法が改正され、中小企業・小規模事業者の経営改善や生産性向上を一層進めていくため金融機関と保証協会が連携すること、及び保証利用企業に対する経営支援が法律上明記された。また、平成 23 年の東日本大震災や、平成 28 年熊本地震などの自然災害の被災事業者に対してセーフティネット保証制度を積極的に活用し、被災地の復旧・復興に貢献すべく取り組んだ。

信用保証協会の監督は、内閣総理大臣、経済産業大臣の共管によって行われている一方、日常の監督は都道府県知事等に法定受託されており、各財務

局等は、経済産業局及び都道府県等と連絡調整を行いつつ、許認可、検査等の業務を行っている。

(8) 保険会社

各財務局等は、金融庁の委任を受けて、生命保険募集人や損害保険代理店の検査監督を行っている。

この 10 年間で、保険業界では、少子高齢化やそれに伴う生産労働人口の減少、保険商品の複雑化、いわゆる保険ショップと呼ばれる大型乗合代理店のシェア拡大、インターネットに代表される非対面販売の更なる普及など、経営環境が大きく変化した。

こうした中、平成 28 年 5 月施行の保険業法改正では、保険募集時の意向把握や情報提供などの新たな基本的ルールの創設、保険募集人や保険代理店に対しても規模・特性に応じた態勢整備といった法的義務の導入が行われ、規模が大きい保険代理店には、帳簿書類の備付けや事業報告書の作成・提出についても法的義務の導入が行われた。

平成 21 年 3 月末時点で免許を付与している生命保険会社は 46 社、生命保険募集人は営業職員数で 248,431 人であったが、平成 31 年 3 月末時点で、合併や新規免許の付与等による増減があり生命保険会社は 42 社、生命保険募集人は営業職員数で 234,286 人と減少している。なお、代理店使用人数は 949,220 人から 1,009,058 人と増加している。

一方、平成 21 年 3 月末時点で免許を付与している損害保険会社は 51 社、登録代理店数は 217,864 店であったが、平成 31 年 3 月末時点で、生命保険会社と同様に合併や新規免許の付与等による増減があり損害保険会社は 52 社、損害保険代理店は態勢整備の観点から統廃合を進める等により、186,733 店（H30.3 末の数字を仮入）となっている。

(9) 少額短期保険業者

少額短期保険業は、保険会社と比べて取り扱う保険金額が少額であり、保険期間が短いもののみを取り扱う制度として平成 18 年 4 月 1 日に創設され、制度創設から 13 年が経過した。少額短期保険業者数が大幅に増加するとともに、その規模や特性、取扱商品も多様化してきている。「ミニ保険」として社会における認知も広がっており、各財務局等は、金融庁の委任を受けて、少額短期保険業者の登録、少額短期保険業者の募集人の登録・変更等の監督等の業務を行っているほか、顧客保護の観点から、ガバナンス、コンプライアンス、財務の健全性等についてモニタリングを行っている。

平成 21 年 3 月末時点で登録している少額短期保険業者は 64 業者、少額短期保険業の募集人は 24,246 人であったが、平成 31 年 3 月末時点では 101 業者、募集人は 53,030 人となっている。

(10) 保険仲立人

保険仲立人は、保険会社から独立し、顧客からの委託を受け、保険契約の締結の媒介を行うものである。各財務局等は、金融庁の委任を受けて、保険仲立人の検査監督を行っている。

平成 21 年 3 月末時点で登録している保険仲立人は 32 社であったが、平成 31 年 3 月末時点では 48 社となっている。

(11) 貸金業者及び貸金業協会

平成 18 年 12 月 13 日に「貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律」（改正貸金業法）が成立、同月 20 日公布され、平成 22 年 6 月の改正貸金業法の完全施行までの間に、貸金業務取扱主任者資格制度の創設、指定信用情報機関制度の創設、みなし弁済の廃止、上限金利の引下げ、総量規制導入、貸金業者登録の財産的基礎要件の引上げ（5,000 万円）等が実施された。

（完全施行までの経緯）

① 平成 19 年 1 月 20 日

罰則強化

② 平成 19 年 12 月 19 日（本体施行）

「貸金業の規制等に関する法律」から「貸金業法」に変更。取立規制の強化、業務改善命令の導入、新貸金業協会の設立、自主規制ルール強化等

③ 平成 21 年 6 月 18 日

貸金業者登録の財産的基礎要件の引上げ（2,000 万円）、貸金業務取扱主任者資格制度の創設、指定信用情報機関制度の創設等

④ 平成 22 年 6 月 18 日（完全施行）

みなし弁済の廃止、上限金利の引下げ、総量規制の導入、事前書面交付義務の導入、貸金業務取扱主任者の必置、貸金業者登録の財産的基礎要件の引上げ（5,000 万円）等

各財務局等は、金融庁長官の委任を受け、貸金業者の登録やその取消し等の監督業務、検査業務を行ってきたが、改正貸金業法の施行により、業務改善命令などが導入され、より機動的な監督業務が可能となったほか、多重債務問題の解決に向けて設置した相談窓口での相談業務や警察等関係先と連携したヤミ金業者の取り締まりにも取り組んでいる。また、上限金利が 29.2%から貸付額に応じ 15%から 20%に引き下げられたほか、個人向け貸付けに関し年収の 1/3 を超える貸付けの禁止が定められるなど、貸金業の業務の適正化が図られている。

貸金業界の現状については、銀行カードローン保証残高がプロパー

残高を上回るなど、一部の貸金業者で保証業務を新たな収益源とする動きがあるものの、平成 18 年 1 月のグレーゾーン金利に係るみなし弁済を実質的に否定した最高裁判決以降、継続して過払い金返還請求が発生しており、その件数は近年減少傾向にあるとはいえ、依然として貸金業者の大きな負担となっている。また、貸金業務を行う上での態勢整備や貸付審査の強化などを図っていく必要があり厳しい経営環境が続いている。

このような中、貸金業者数は減少を続けており、財務局登録貸金業者数は、平成 21 年 3 月末では 473 者であったが、平成 31 年 3 月末時点では 281 者となっている。なお、都道府県登録貸金業者を含む全業者数も、平成 21 年 3 月末では 6,178 者であったが、平成 31 年 3 月末時点では 1,716 者となっている。

貸金業協会については、貸金業者の業務の適正化の観点から、業界の自主規制機能を抜本的に強化するため、新たに自主規制機関として、内閣総理大臣が認可する全国組織の貸金業協会を設立することとされ、改正貸金業法本体施行と同時に、日本貸金業協会が設立された。

なお、協会の事務所の所在地を管轄する各財務局等は、報告徴収及び立入検査を行うことができるものとなっている。

(12) 前払式支払手段発行者

前払式支払手段については、従来、「前払式証票の規制等に関する法律」において規制されていたが、情報通信技術の革新や資金決済システムに関する利用者ニーズの多様化等を受け、前払式支払手段について所要の制度整備が行われ、為替取引を銀行以外の一般事業者に認める資金移動業の創設等を盛り込んだ資金決済に関する法律*が平成 22 年 4 月 1 日に施行された。

資金決済に関する法律では、従前の前払式証票の規制等に関する法律の規制対象外であったサーバ型前払式支払手段を規制の適用対象とされ、前払式支払手段の払戻しについても明記されたほか、資料提出命令にとどまっていた自家型前払式支払手段発行者の監督において、立入検査や業務改善命令などが規定されるなど、監督・検査権限の強化が図られている。

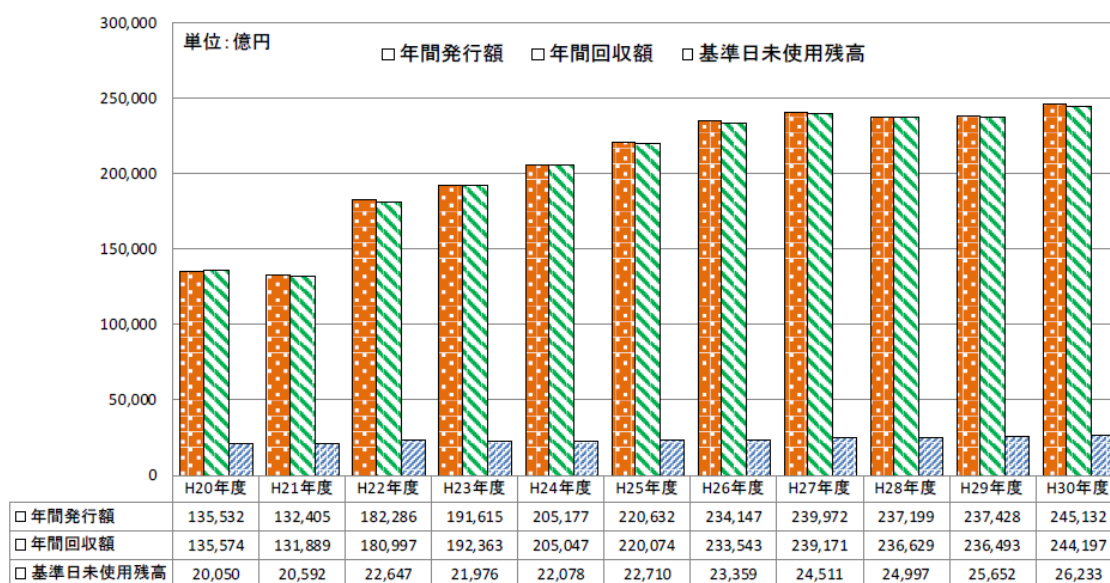
法律施行後においては、フィンテックやキャッシュレス化の更なる進展等に伴い、様々な規模や特性の事業者の参入が認められる中、平成 30 年 9 月に決済の横断法制等を検討事項とした金融審議会の金融制度スタディ・グループが再開され、プリペイド（前払い）・ポストペイ（後払い）を組み合わせ合わせたシームレスな支払いの実現に向けた議論が行われる等、利便性の高いキャッシュレス社会の実現に向けた検討が進められている。

なお、平成 31 年 3 月末時点での登録・届出業者数は、1,918 者となって

いる。

※資金決済に関する法律は、①前払式支払手段の発行業務、②資金移動業、③資金清算業の3つの「決済サービス」を対象とした法律であったが、仮想通貨を取り扱う仮想通貨交換業について新たに登録制とする法改正が行われた（平成 29 年 4 月 1 日施行）。

前払式支払手段の発行額等の推移



資料提供：金融庁

(13) 資金移動業者

為替取引は、銀行以外の者は行うことができないとされてきたが、インターネットの普及等により安価で便利な為替取引の提供を求めるニーズが高まってきたことや収納代行サービス、代金引換サービスの普及等、銀行以外の事業者による新しいサービスが発達してきていることを背景に、平成 20 年 5 月以降、金融審議会に設けられた「決済に関するワーキング・グループ」において利便性の向上やイノベーションの促進等の観点から様々な検討が行われた。

その結果、為替取引を銀行以外の一般事業者にも認める資金移動業の創設を盛り込んだ資金決済に関する法律が平成 22 年 4 月 1 日に施行された。

資金移動業の新設にあたっては、資金移動業者の業務遂行の実態を十分見極める必要があることから、銀行等で行われている為替取引の一件当たりの平均額や利用者利便等を勘案の上、少額の取引（100 万円以下）に限定された。

なお、コンビニエンス・ストアによる「収納代行」、運送業者による「代金引換」については、為替取引の該当性について共通認識を得ることが困難

であった事項として、「性急に制度整備を図ることなく将来の課題とすることが適当」として一律の規制下に置くことは見送られた。

しかしながら、その後、一般消費者間の送金を行うスマートフォンアプリが登場するなど様々な仕組みの新しい「収納代行」サービスがみられるようになり、平成 30 年 9 月に再開された金融審議会の金融制度スタディ・グループにおいては、決済の機能別・横断的な法制について検討される中で、収納代行サービスに関する議論のほか、少額送金サービスを取り扱う場合の規制や 1 件 100 万円超の送金について、現行の資金移動業と銀行の間に新たな類型を設けるなどの検討が進められている。

平成 31 年 3 月末現在の登録業者は、64 社となっている。

資金移動業の実績推移

平成31年3月31日現在

年 度	年間送金件数 (件)	年間取扱金額 (百万円)	1 件あたりの平均取扱金額 (千円)	登録資金移動業者数 (社)
平成22年度	216,955	14,006	64	11
平成23年度	765,431	42,388	55	25
平成24年度	10,388,222	188,574	18	32
平成25年度	16,819,029	330,709	19	35
平成26年度	20,236,038	421,623	20	39
平成27年度	25,937,434	547,978	21	44
平成28年度	41,609,029	748,156	17	48
平成29年度	84,071,614	1,087,737	12	58
平成30年度	126,199,274	1,346,370	10	64

資料提供：金融庁

(14) 不動産特定共同事業者

昭和 62 年頃から不動産業者がマンション建設等に際して、投資家に区分所有権等を販売の上、当該物件の出資を受け、テナントや分譲による運営を図り投資家に収益の分配を行う、といった投資商品が販売されるようになったが、平成 3 年頃から、経営基盤の脆弱な業者が破たんし、深刻な投資家被害を招く事例が相次いだ。このため、こうした被害を未然に防ぎ、投資家保護を図ることなどを目的として、平成 7 年 4 月に不動産特定共同事業法が施行され、不動産特定共同事業を営もうとする者は同法に基づき、金融庁長官及び国土交通大臣、又は都道府県知事等の許可を受けることとされた。

その後、平成 25 年の改正により特例事業の制度導入により、例外的に届出により業務を行うことが可能となったほか、平成 29 年の改正により、適格特例投資家限定事業（届出制）の創設、小規模不動産特定共同事業（登録

制) の創設がなされるなど、不動産特定共同事業の活用が図られている。

各財務局等では、金融庁長官の所掌業務のうち、届出受理や立入検査等、権限の一部が委任されている。

平成 21 年 3 月末の不動産特定共同事業者（許可業者）は 104 社であったが、平成 31 年 3 月末は 135 社となっている。このうち金融庁長官・国土交通大臣許可業者は平成 21 年 3 月末で 32 社であったが、平成 31 年 3 月末は 65 社となっている。

3. 金融機関等に対する検査

金融機関に対する検査は、信用秩序の維持、預金者等の保護、金融機能の円滑化の観点から、金融機関等の健全性等を確保することを目的として、銀行法第 25 条等に基づき実施するものである。

地方における民間金融機関等に対する検査権限については、財務局長は、金融庁長官（証券会社等に対する検査については、証券取引等監視委員会）の委任を受け、同長官（又は同委員会）の指揮監督の下に権限を行使することとされている。

（1）検査に関する主な制度的枠組みの変遷

平成 21 事務年度以降においても、引き続き、検査運用の基本的考え方及び実施手続き等を定めた「金融検査に関する基本指針」のもと、事務年度毎の「検査基本方針」が示され、財務局においても、金融検査マニュアル、金融検査評定制度、意見申出制度、検査モニター制度などの検査に関する制度的な枠組みも活用しながら、適正な検査が実施された。

また、日々の検査運営にあたっては、ベター・レギュレーション（金融規制の質的向上）を運営指針と位置づけ、検査マニュアル前文五原則の実践を基本に、双方向の議論を通じた一層深度ある検証を進めてきた。

その様な中、平成 21 年 12 月には、中小企業金融円滑化法が施行されたことを受け、翌 22 年 2 月より、中小企業金融円滑化法の実施状況等に関する検査が開始され、金融庁・財務局において、23 年 9 月までの間で、原則として全ての銀行、信用金庫、信用組合に対する検査を実施した。

また、平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災により、金融機関による債務者の実態把握が困難となったこと等を踏まえ、金融庁において、同年 3 月 31 日付で（監督指針とともに、）金融検査マニュアルの特例措置及び運用の明確化が示された。これにより、財務局が実施する検査においても、同マニュアルの特例措置等に沿った対応を行った。

平成 25 事務年度以降においては、金融庁検査局・監督局が協働し、金融機関、金融システムについてより深度ある実態把握を行う目的で、それまで

事務年度毎に策定・公表されていた「検査基本方針」に替えて、「金融モニタリング基本方針」が策定され、主に財務局が管轄する地域金融機関に対しても、既存の経営情報に基づき、個々の金融機関のリスクの所在等について事前情報分析を行ったうえで、必要と認められる検証項目について、通常検査を含めたオンサイト・オフサイトの手法を効率的に組み合わせた金融モニタリングが進められた。

（なお、「金融モニタリング基本方針」については、平成 27 事務年度以降は、「金融行政方針」として策定・公表されている。）

また、平成 28 事務年度の「金融行政方針」においては、「検査・監督のあり方の見直し」が掲げられ、新しい検査・監督の基本的な考え方や手法等について、有識者会議を開催のうえ議論・整理することが示された。その後、平成 29 年 3 月に「金融モニタリング有識者会議」が公表した報告書を踏まえ、金融行政の視野を「形式・過去・部分」から「実質・未来・全体」に広げ、企業・経済の持続的成長と安定的な資産形成等による国民の厚生を増大という金融行政の究極的な目標の達成に、より効果的に寄与できる新しい検査・監督を実現するために、基本的な考え方と進め方が整理され、平成 30 年 6 月に「検査・監督基本方針」として策定・公表された。

財務局においては、これらの新しい検査・監督の考え方等を踏まえ、オンサイト・オフサイト一体の継続的な金融モニタリングを充実させるための取り組みや必要な態勢の整備を進めているところである。

（2）検査における検証重点事項等の移り変わり

金融庁・財務局が実施する検査での検証重点事項については、事務年度毎に策定・公表される「検査基本方針」に示されるところ、平成 21 事務年度以降の検査においては、「検査マニュアル前文五原則の実践強化」、「ベター・レギュレーションの進化に向けた組織的取り組み」を基本的な取組姿勢として、各金融機関の「経営管理態勢の整備」、「リスク管理態勢の整備」、「円滑な金融仲介機能の発揮」、「顧客保護・利用者利便の向上」について、検査重点事項として示された。

その後、平成 22 事務年度においては、中小企業金融円滑化法の施行を踏まえ、検査重点事項の一つに「金融円滑化の一層の推進」が示され、また、平成 23 事務年度では、基本的な取組姿勢の中に「分析力・情報発信力の強化」、「オン・オフ一体的なモニタリングの強化」、「東日本大震災への対応」が加えられるとともに、検査重点事項の一つに「法令等遵守態勢の整備」が加えられた。

平成 24 事務年度においては、基本的な取組姿勢として、「検査の質的向上及び情報発信力の強化等」、「関係機関との連携強化」、「監査役・監査委員や外部監査人との連携強化」、「金融機関の負担軽減」、「震災復興への対応及

び節電対応」の 5 項目に整理され、「経営管理態勢の整備」、「金融円滑化の一層の推進」、「法令等遵守態勢の整備」、「顧客保護・利用者利便の向上」、「リスク管理態勢の整備」の項目が、引き続き検査重点事項として示された。

平成 25 事務年度からは、「検査基本方針」は「金融モニタリング基本方針」に替わり、オンサイト・オフサイトの手法を効率的に組み合わせた金融モニタリングとして、業態ごとにその検証項目が示されることとなったが、財務局が主に管轄する地域金融機関に対しては、①経営管理・ビジネスのあり方、②地域の活性化への取組み、③地域顧客への金融サービスの提供、④市場リスク管理、⑤顧客保護・利用者利便、⑥ I T ガバナンスの 6 項目が示された。

平成 26 事務年度では、それまで事務年度ごとに別途策定していた「監督方針」が、「金融モニタリング基本方針」に統合され、金融行政上の重点施策として項目整理されるとともに、具体的なモニタリングの取組みについては、「オンサイト・オフサイトモニタリングの一体化」、「より良い業務運営に向けての建設的な対話の促進」などを示したうえで、中小・地域金融機関に対する監督・検査については、「地域経済・産業の成長や新陳代謝を支える積極的な金融仲介機能の発揮」、「顧客ニーズに即したサービスの提供、顧客の信頼・安心感の確保」、「中長期的に持続可能性の高いビジネスモデルの構築」、「健全性の確保」の 4 項目が示された。

平成 27 事務年度では、金融行政が何をめざすかを明確にし、その実現に向け、いかなる方針で金融行政を行っていくかを掲げた「金融行政方針」として策定・公表され、その中で、金融行政全体でのめざす姿・重点施策が整理された。

そのうち、地域金融機関に係る項目としては、特に「金融仲介機能の十分な発揮と健全な金融システムの確保」、「顧客の信頼・安心感の確保」、「I T 技術の進展による金融業・市場の変革への戦略的な対応」の重点施策が示された。

平成 28 及び 29 事務年度においても、引き続き「金融行政方針」として、事務年度ごとの金融行政全体での方針が策定・公表されたところ、地域金融機関に係る項目についても、引き続き「金融仲介機能の十分な発揮と健全な金融システムの確保」、「顧客の信頼・安心感の確保」、「I T 技術の進展による金融業・市場の変革への戦略的な対応」の重点施策が示された。

そして平成 30 事務年度では、「金融行政方針」は、「変革期における金融サービスの向上に向けて～金融行政のこれまでの実践と今後の方針～」に替わったところ、当方針の中で、金融庁・財務局が行う検査・監督のあり方については、平成 30 年 6 月に策定・公表された「検査・監督基本方針」を踏まえ実践されることに、また、モニタリングの質・深度や当局の対応を不断に改善するため、必要性が高い分野の「考え方と進め方」、課題や着眼点

などを、順次策定・公表することとされている。

4. その他

(1) 金融経済教育

イ 概要

金融経済教育については、以下の報告書や提言等において、その重要性が述べられており、金融庁・財務局では、様々な機会を活用しながら、金融経済教育を推進している。

- ・ 「金融教育のための国家戦略に関するハイレベル原則（平成 24 年 6 月、OECD／INFE、G20 ロスカボス・サミットで承認）
- ・ 金融経済教育研究会報告書（平成 25 年 4 月 30 日、金融庁）
- ・ 金融、資本市場活性化に向けての提言（同 25 年 12 月 13 日、金融庁・財務省）
- ・ 金融・資本市場活性化に向けて重点的に取り組むべき事項（提言）（同 26 年 6 月 12 日、金融庁・財務省）
- ・ 消費者基本計画（同 27 年 3 月 24 日、閣議決定）
- ・ 日本再興戦略 2016（同 28 年 6 月 2 日、閣議決定）
- ・ 未来投資戦略 2017（同 29 年 6 月 9 日、閣議決定）
- ・ 拡大版SDGsアクションプラン 2018（同 30 年 6 月 15 日、持続可能な開発目標（SDGs）推進本部会合決定）

ロ 具体的な取組状況

① 金融経済教育推進会議による取組み

金融経済教育を推進するため、平成 25 年 6 月、金融広報中央委員会を事務局として、「金融経済教育推進会議」が設置された（有識者、関係団体のほか、金融庁、消費者庁、文部科学省等が参画）。同会議では、金融経済教育研究会報告書において示された「最低限身に付けるべき金融リテラシー（4 分野・15 項目）」の内容を項目別・年齢層別に具体化・体系化した「金融リテラシー・マップ」が、同 26 年 6 月に策定された（同 27 年 6 月に改訂）。

② 小・中・高の各学校段階における出張授業の実施

中学及び高校の学習指導要領の改訂を含め、学校における金融経済教育がますます重要になっていることから、各地における小学校・中学校及び高校等において、資産形成等を内容とする金融経済教育の出張授業を実施。

③ ガイドブック等の作成・配布

プリペイドカードなどの電子マネーに関する消費者被害や未公開株取引等に関するトラブルについて金融庁・財務局では、ガイドブック等を作

成・配布して注意喚起するなど被害防止に向けて様々な手段を用いて取り組んでいる。

「金融リテラシー・マップ」の内容や電子マネーに関する消費者被害の項目が記載されたガイドブック「基礎から学べる金融ガイド」及び、未公開株取引等に関するトラブル防止について解説した『「未公開株」等被害にあわないためのガイドブック』を全国の高校・大学・地方公共団体等へ配布するなど、様々な手段で注意喚起が行われている。

また、家計の安定的な資産形成を促進するための制度として、平成 26 年から一般 N I S A が、平成 30 年からつみたて N I S A が導入された。それを受けて、金融庁及び N I S A 推進・連絡協議会は、初心者向けの実践的な投資教材である「つみたて N I S A 早わかりガイドブック」、主として若年勤労世代向けのビデオクリップ教材「未来のあなたのために～人生とお金と資産形成」、「つみたて N I S A 普及推進キャラクター」として「つみたてワニーサ」等を作成した。金融庁・財務局では、こうした制度や資料を活用し、長期・積立・分散投資の普及に取り組んでいる。

④ 成年年齢の引下げを契機とした取組み

平成 30 年 6 月、成年年齢の引下げ等を内容とする民法の改正法案が国会で成立したが、これに先立ち、同年 2 月に、消費者庁・金融庁・文部科学省・法務省の 4 省庁が、「若年者への消費者教育の推進に関するアクションプログラム」を策定した。同プログラムには、高校における消費者教育の推進として、消費者教育教材の開発・高度化や金融実務経験者の学校教育現場での活用等が盛り込まれている。

(2) 相談等への対応

金融庁では、金融サービス利用者の利便性の向上を図るとともに、寄せられた情報を金融行政に有効活用するため、金融サービス等に関する利用者からの電話・ウェブサイト・ファックス等を通じた質問・相談・意見等に一元的に対応する「金融サービス利用者相談室」を開設している。同相談室は、金融サービス利用者の利便性向上の観点から、主として以下の役割を担うこととされている。

- ・ 金融サービスに関する利用者からの金融庁への質問・相談・意見等に、消費者相談のノウハウや金融の専門的知識を有する金融サービス相談員を配置し、一元的に対応する。
- ・ 「事前相談（予防的なガイド）」窓口において、金融サービス利用に伴うトラブルの発生の未然防止などに向けた事前相談の提供を行う。
- ・ 金融機関と利用者の間の個別取引に係るあっせん・仲介・調停はできないが、業界団体等の紹介や論点整理等のアドバイスを行う。
- ・ 相談内容・対応状況等は体系的に記録・保管するとともに、関係部局

に回付し、企画立案・検査・監督等において活用する。

- ・ 相談件数や主な相談事例等のポイント等について、金融庁ウェブサイト
で四半期ごとに公表する。

財務局では、「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」に基づき、
以下のとおり対応している。

- ・ 金融機関に関する相談・苦情等を受けた場合には、申出人に対し、当
局は個別取引に関してあつせん等を行う立場にないことを説明する。
- ・ 必要に応じ、苦情対象金融機関及び金融関係団体の相談窓口並びに指
定 ADR 機関、金融サービス利用者相談室を紹介することとする。
- ・ 寄せられた相談・苦情のうち、申出人が苦情対象金融機関側への情報
提供について承諾している場合には、原則として、当該金融機関への情
報提供を行うこととする。

＜ 第 5 節 融資事務 ＞

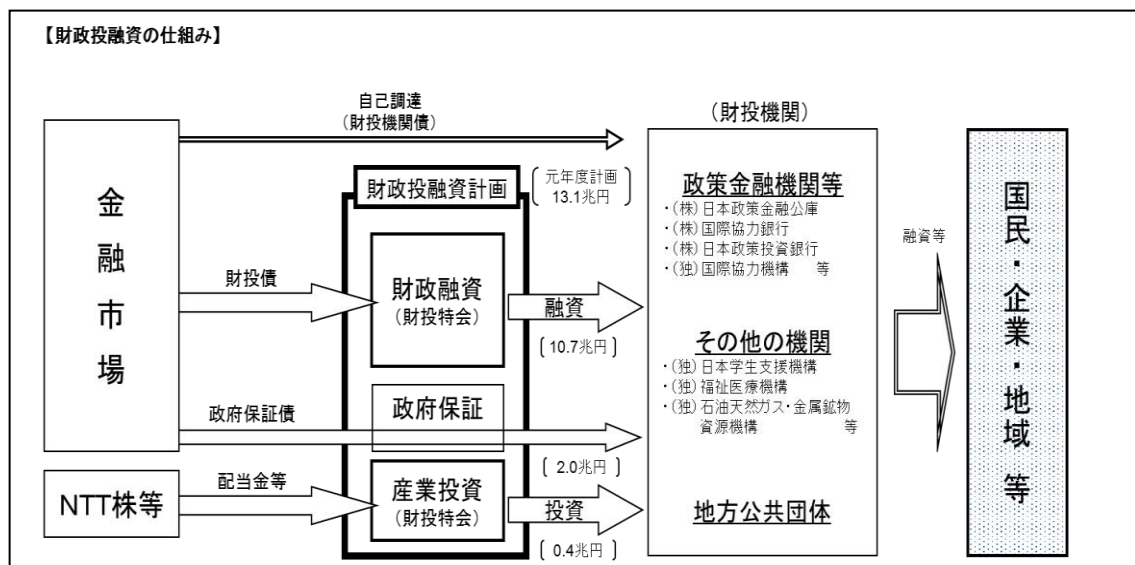
1. 概要
2. 財政投融资制度の動向（最近10年間を中心に）
3. 地方債協議制度の変遷
 - （1）地方債協議制度の概要
 - （2）協議における事務手続の流れ
 - （3）地方債事前届出制度の導入
4. 財政融資資金地方資金の運用
 - （1）地方資金の貸付実績
 - （2）貸付金利
 - （3）財務状況把握の充実・活用
 - （4）融資審査の厳格化
 - （5）地方向け財政融資資金の繰上償還
5. 資金管理
 - （1）管理事務
 - （2）財政融資資金電算機処理システム
6. 貸付先実地監査

1. 概要

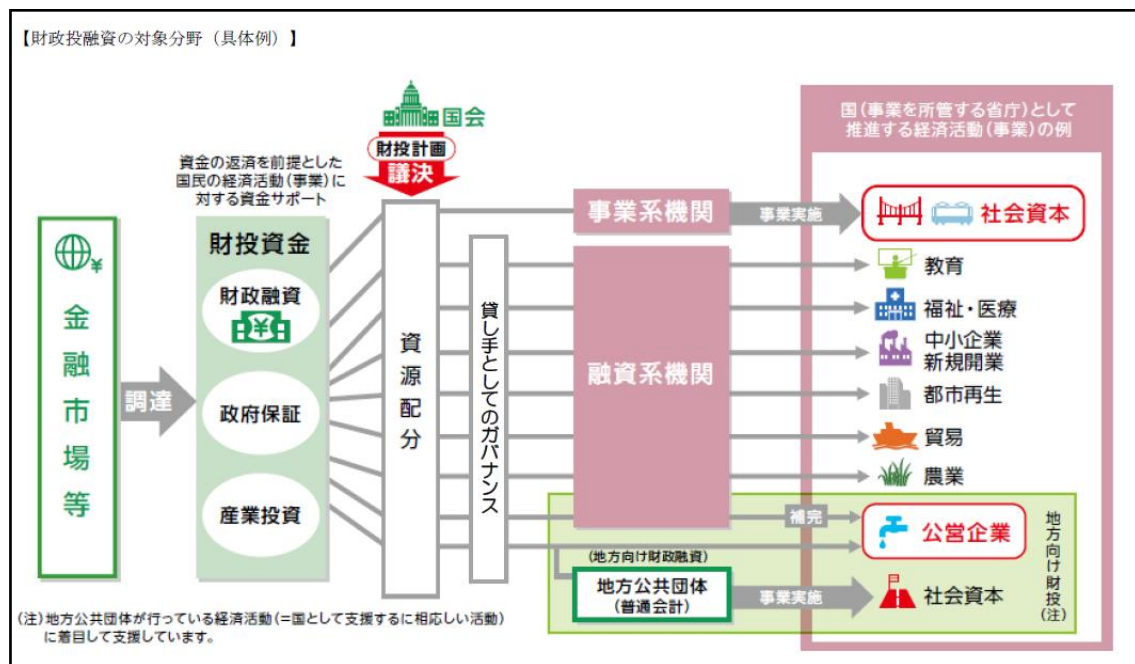
財政投融资は、政策金融機関、独立行政法人、地方公共団体等に対し、財政融資、産業投資、政府保証の3つの方法により、政策的な必要性はあるものの、民間では対応が困難な長期・低利の資金供給や大規模・超長期プロジェクトへの資金供給を行うものである。

財務局・財務事務所等の融資部門は、地方公共団体に対する財政融資を担当し、地方公共団体の財政状況や資金需要を的確に把握しつつ、必要な事業への財政融資資金の供給を確保する役割を担っている。

(図1) 財政投融资の仕組み



(図2) 財政投融资の対象分野（具体例）



2. 財政投融资制度の動向（最近10年間を中心に）

平成12年に、「資金運用部資金法等の一部を改正する法律」（平成12年法律第99号）が成立し、「資金運用部資金法」等が改正され、昭和26年4月1日に預金部から資金運用部への改正が行われて以来50年目の平成13年4月1日に、財政投融资改革が実施された。

財政投融资改革により、財政投融资については、財政政策の中で有償資金を適切な分野に活用するという基本的な役割を引き続き果たしていくため、これまでの郵便貯金・年金積立金の全額が資金運用部資金へ預託される制度から、特殊法人等の施策に真に必要な資金だけを市場から調達する仕組みへと転換を図ることとし、新たな資金調達手段としての財投債の発行や市場原理に即した貸付金利の設定など、抜本的改革が実施されることとなった。

財投改革以降の取組状況を検証し、今後の財政投融资の在り方について本格的に議論するため、財政制度等審議会財政投融资分科会の委員の一部及び外部有識者をメンバーとし、分科会長が主催する財政投融资に関する基本問題検討会が平成19年2月に設置され、平成20年6月に報告書が取りまとめられた。（参考1）

（参考1）

「今後の財政投融资の在り方について」（財政投融资に関する基本問題検討会 平成20年6月）（抄）

Ⅱ 4（2）今後の地方公共団体への貸付けの在り方

地方公共団体への貸付けについては、今後とも、地方公共団体の資金調達能力及び資金使途に着目した重点化の方向性を維持していく必要がある。

地方の財政規律の維持・向上を促すため、以下のように、貸し手として、地方公共団体の財務状況を的確に把握し、事業の採算性等をチェックすることが必要である。

- ① 地方公共団体に対する実地監査における監査手法の充実
- ② 補償金免除繰上償還の審査と財政健全化計画などのフォローアップ
- ③ 地方公共団体の財務状況把握の推進

なお、地方公共団体向け財政融資に関するワーキングチームが平成20年6月に設けられ、10回の会合を開催し、平成21年7月に①地方公共団体向け財政融資の在り方、②地方公共団体の財務規律の向上、③財務状況把握の充実、④財務状況把握の活用について報告書が取りまとめられた。

また、前述の「今後の財政投融资の在り方について」（平成20年6月財政投

融資に関する基本問題検討会）の取りまとめから 5 年以上が経過する中で、財政制度等審議会財政投融资分科会は、財政投融资改革後の財政投融资を巡る著しい環境変化等をフォローアップすることとした。財政投融资分科会では、平成 26 年 2 月から 6 回にわたり会合を開催し、内外の経済・金融情勢の変化等を踏まえて政府が行う投融资活動の在り方と、それを適切に運営していくために、官民の役割分担・リスク分担、貸し手又は出資者としてのガバナンスについて検討し、平成 26 年 6 月にその検討結果が取りまとめられた（参考 2）。

(参考 2) 「財政投融资を巡る課題と今後の在り方について」のポイント (財政制度等審議会財政投融资分科会 平成 26 年 6 月 17 日)

◆日本経済の課題と財政投融资の果たす役割

- 持続的成長を支える重要な要素のひとつが中長期的な視点に立った投資。企業の生産性向上、イノベーション創出に向けて、規制緩和やコーポレート・ガバナンスの強化等に取り組むとともに、官民の適切な役割分担の下、中長期のリスクマネーや成長資金の供給拡大が必要。
 - 民間金融だけでは十分にリスクテイクできない分野において、財政投融资を含む政府が行う投融资活動(公的金融機能)に対する期待が生じてきている。財政投融资は、自助努力の促進による事業の効率的な実施や受益者負担の実現を通じて租税負担の抑制を図るという特徴を発揮しつつ、中長期的な視点から、かつ、民間金融を補完しながら、資金面からの成長制約を解消する役割を果たす。
- ※財政投融资は金融的手法の政策スキームであり、財政融資は償還確実性の確保、リスクマネーを供給する産業投資は適切なポートフォリオマネージメントによる全体としての毀損回避が前提。

◆財政投融资の役割

○官民の適切な役割分担

<平時における公的金融機能>

- ①民間金融市場の補完(情報の非対称性、不完全競争、外部経済効果など)
- ②民間では担えないリスクの負担
- ③民間資金の誘発効果

<危機時における公的金融機能>

- 量的補完(平時への移行時に縮小)

○官民の適切なリスク分担

- 民間企業のモラルハザードを防止しつつ、公的部門は、基礎的技術の不確実性、進出先国のリスクなどを分担し、適度な支援を行う

◆産業投資の在り方

○産業投資の役割

- 短中期の民間投資に対し、収益が上がるまで長期に耐えうる資金。資本性資金を呼び水として供給し、民間金融による資金供給(レバレッジ)を誘発する質的補完

- 「投資収益の論理」と「政策目的の論理」の重複領域(ストライクゾーン)で運営

○産業投資のリスク管理

- 個別の案件でのリスクテイクと全体での元本確保のバランスをとるポートフォリオマネージメントにより、毀損を回避し、一定の利益を確保
- 時限組織である官民ファンドはフェーズ(投資期間、回収期間)毎に対応

○産投出資と産投資付の役割・特徴

- エクイティファイナンス(産投出資)に加え、メザンファイナンス(確定利付の財

◆財政投融资の対象として今後期待される分野

- 官民の適切な役割分担の下、6 分野に対する中長期のリスクマネーや成長資金の供給拡大

◆地方公共団体向け財政融資の在り方

○資金調達能力の差を踏まえた資金供給、資金使途に着目した重点化

⇒臨時財政対策債は、財政融資資金としては抑制的な関与にとどめる

○公共施設の更新投資への柔軟な対応、財政融資資金の償還年限延長を検討

⇒その際、公共施設の横断的管理を促す

◆ガバナンスの向上

- 貸し手として(新たにコベナンツの活用を図り、外部ガバナンスを高める)
- 出資者として(官民ファンドガイドラインに基づき、出資者としてのガバナンスを確保)
- チェック機能の充実(実地監査・スポット監査、地方公共団体の財務状況把握の充実・活用)

◆ディスクロージャーの充実

- 政策コスト分析の充実(時系列の把握・公表、対象分野毎の集計を新たに行う)
- 使途別分類表の見直し(「産業・イノベーション」、「海外投融资等」を新たに分類)

◆資金調達の在り方

- 財投債・財融 F B(発行額の平準化、デュレーション/マチュリティ・ギャップの極小化)
- 政府保証債・政府保証外債(既往の資産・負債の管理は引き続き過渡的・限定的に付与。成長戦略等に応じ、外貨貸付や大規模プロジェクト等に係る審査基準を明確化)
- 財投機関債(ディスクロージャーや事業運営の効率化といった効果と調達コストを勘案)

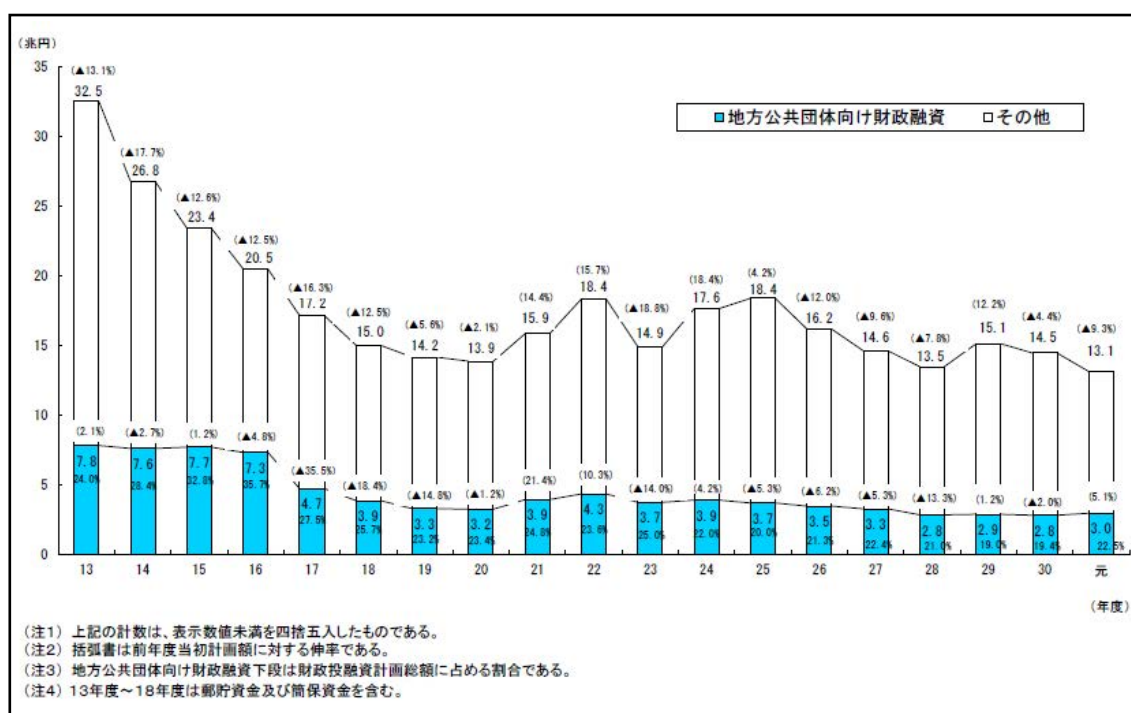
◆財投特会の財務の健全性確保

- ALM の高度化(金利スワップ及び買入消却を補完的手法として引き続き実施)
- 積立金(財投特会の財務の健全性確保のため、復興の進捗や財政事情を勘案しつつ、継続的に積み立てる必要。その際、積立金の必要水準の引下げの可能性を検討)
- 貸付金の証券化(貸付金残高圧縮の進展等を踏まえ、基本的に実施しない方針)

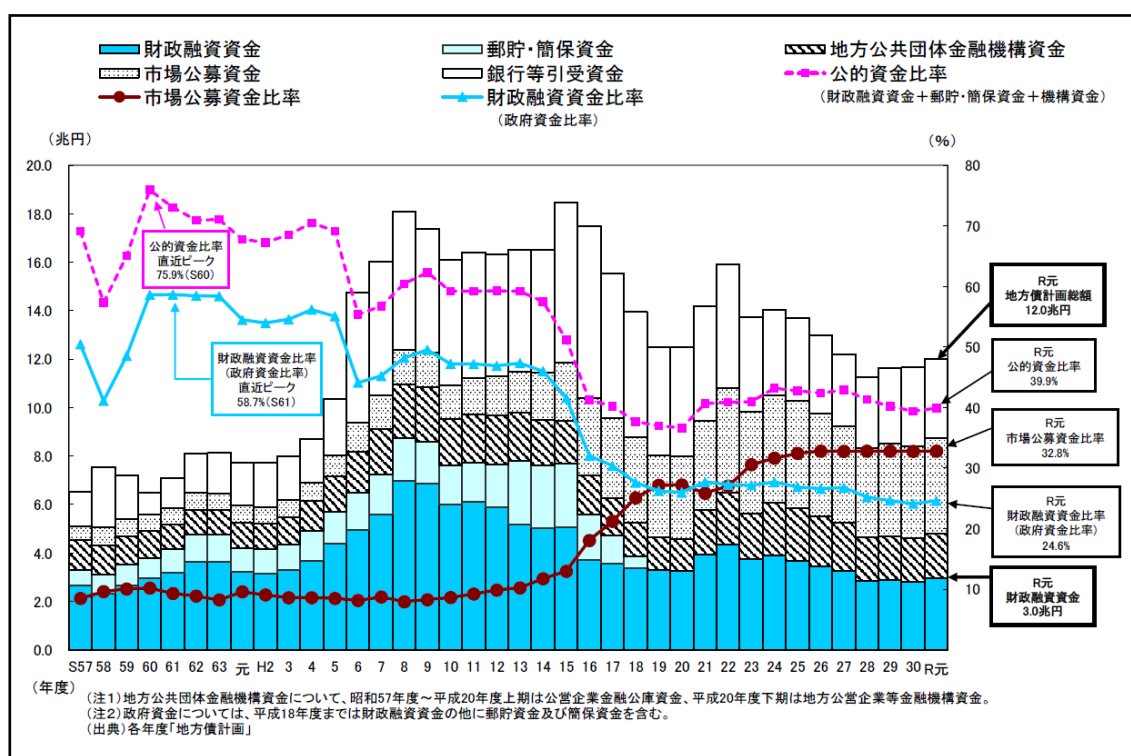
こうした中、財政投融资計画の総額と地方公共団体向け財政融資の推移をみると、地方公共団体向け財政融資資金の規模（フロー・ベース）は、財政投融资改革・行政改革の趣旨等を踏まえ、規模の段階的縮減、地方公共団体の資金調達能力の差を踏まえた資金供給、資金使途に着目した重点化を図ってきた結果、次表のとおり令和元年度では3.0兆円と、ピーク時（平成13年度）における7.8兆円の4割以下の水準となった。

また、地方債計画総額と地方公共団体向け財政融資の推移をみると、当初計画総額に占める財政融資資金比率は逐次減少している（直近ピークの昭和61年度が58.7%であったものが、令和元年度には24.6%となっている。）のに比べ、市場公募資金比率は近年漸増しており、令和元年度には32.8%まで上昇している。

財政投融资計画総額と地方公共団体向け財政融資の推移（当初計画）



地方債計画総額と地方公共団体向け財政融資の推移（当初計画）



3. 地方債協議制度の変遷

(1) 地方債協議制度の概要

地方分権推進計画（平成10年5月29日閣議決定）において、「地方債許可制度については、地方公共団体の自主性をより高める観点に立って廃止し、地方債の円滑な発行の確保、地方財源の保障、地方財政の健全性の確保等を図る観点から、地方公共団体は国又は都道府県と協議を行う」とされたことを踏まえ、地方財政法等関係法令の改正等を行い、平成18年度より、地方債協議制度が導入された。

平成17年度までの地方債許可制度においては、地方債の起債が原則禁止とされ、総務大臣又は都道府県知事はその起債を許可してきた。一方、地方債協議制度においては、地方債の起債を原則自由とし、総務大臣又は都道府県知事に協議を行い、同意を受けることとなっている。なお、民間等資金債については、同意を得られない場合も議会に事前に報告すれば起債することができるとしており、この点が地方債許可制度と大きく異なっている。

地方債協議制度においては、地方公共団体は、原則として、起債又は起債方法、利率若しくは償還方法を変更（以下「起債等」という。）しようとする場合には、起債目的、限度額、起債方法、資金、利率、償還方法等を明らかにした上で、総務大臣又は都道府県知事に協議することとされている（地方財政法第5条の3第1項及び第2項）。協議をした上で、同意の得られない起

債等をしようとする場合には、その旨を議会に報告することとされている（同条第 9 項）。

また、地方公共団体は、協議において総務大臣又は都道府県知事の同意を得た地方債（届出が認められている特別転貸債・国の予算等貸付金債については、同意相当である地方債）についてのみ、公的資金を借り入れることができる（同条第 7 項）とともに、当該地方債に係る元利償還金が地方財政計画の歳出に算入されることになる（同条第 8 項）。ただし、財政状況等について一定の要件に該当する地方公共団体は、起債等にあたり総務大臣又は都道府県知事の許可が必要となる（同法第 5 条の 4 第 1 項、第 3 ～ 5 項）。

（2）協議における事務手続の流れ

① 起債の協議については、まず地方公共団体の起債計画書等をもとに、総務大臣又は都道府県知事が同意等予定額を定め、あわせてどの資金を充てるかを示す資金区分を定めて地方公共団体に通知する。地方公共団体においては、議会の議決等諸手続を経たうえ通知を受けた同意等予定額の範囲内で、都道府県・指定都市等分にあつては総務大臣、市町村分にあつては都道府県知事に起債協議書を提出し協議を行い、同意を受けることとなっている。

同意等予定額の範囲内で行われる協議については、総務大臣又は都道府県知事は、原則として協議内容に即し速やかに同意することとされている。これを簡易協議手続といい、都道府県・指定都市等分にあつては、あらかじめ、総務大臣が都道府県・指定都市等ごとに同意等予定額を事業区分に応じて定めて通知し、当該都道府県・指定都市等が通知された同意等予定額の範囲内において各事業別充当額を定めて総務大臣に協議し、総務大臣は、通知した額の範囲内で協議されたものについては、原則として協議内容に即して同意する方法をいう。

また、市町村等分にあつては、総務大臣が各市町村等の属する都道府県ごとに同意等予定額を事業区分に応じて定めて通知し、当該都道府県知事は通知された同意等予定額の範囲内において市町村等ごとに同意等予定額等を定めて通知し、各市町村等の通知された額の範囲内で都道府県知事が総務大臣に協議の上、同意する方法をいう。

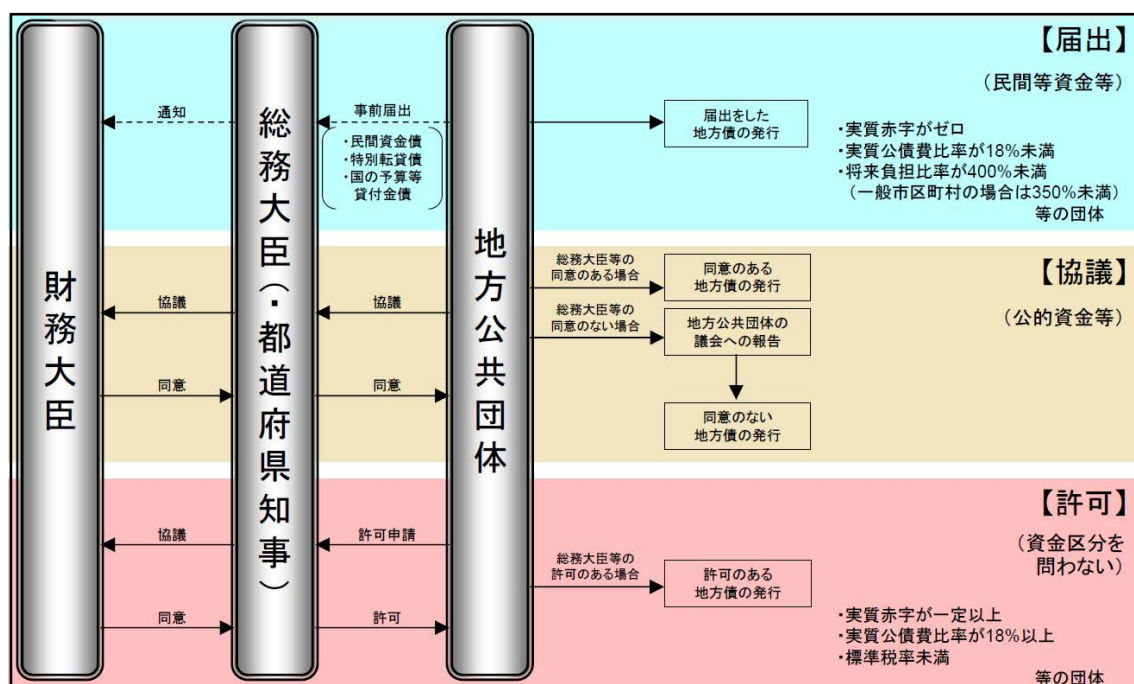
② 総務大臣が同意等予定額を定めて通知する際に、財務大臣は、あらかじめ総務大臣から協議（地方財政法施行令第 2 条第 4 項に基づく大臣協議）を受けることになる。また、市町村等分については、都道府県知事が市町村等ごとに同意等予定額を定めて通知する際に、財務局・財務事務所等はあらかじめ都道府県（市町村担当課）と充当調整を行うこととなる。

財務局・財務事務所等は、これらの協議及び調整に備えて、各地方公共

団体の起債計画の内容を把握しておく必要があるため、各地方公共団体より、起債計画書等の審査に必要な書類を受領するとともに、必要に応じてヒアリングを行う。

なお、起債計画の内容を把握する必要性と事務負担軽減の要請とを勘案して、昭和53年度より、全額民間等資金債及び市町村等分の補助裏債等について事務手続の簡素化を行っており、平成24年度においては、更に地方公共団体金融機構資金により起債する地方債及び都道府県分の補助裏債に係る事務手続の簡素化を実施した。その結果、現在では、財政融資資金の充当を希望する事業の財源として地方公共団体が発行する地方債（補助裏債を除く）のみがヒアリングの対象となっている。むろん、ヒアリング対象外事業についても、起債協議等予定額一覧表等、入手した資料をもとに事業内容の把握に努めることが重要である。

(図) 地方債起債手続きの概要



(3) 地方債事前届出制度の導入

- ① 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年8月26日成立）（以下「第2次一括法」という。）において、地域の自主性及び自立性を高める観点から地方債協議制度の一部を見直し、平成24年度より、地方債事前届出制度の適用が開始された。

さらに、第2次一括法の附則第123条において、施行後3年を経過した場合に、地方公共団体の自主性・自立性を高める観点から、地方債の発行に

関する国の関与の在り方について抜本的な見直しを行う旨が規定されていたことから、総務省は、平成26年11月より「地方財政の健全化及び地方債制度の見直しに関する研究会」において議論を行い、平成27年12月に当研究会の報告書を公表した。当該報告書を受け、地方財政法等を改正し、平成28年度より、財政指標の要件を一部緩和するとともに、事前届出制度の対象を公的資金の一部（特別転貸債・国の予算等貸付金債）に拡大している。

（参考）第2次一括法 附則

第123条 政府は、第15条の規定の施行後3年を経過した場合において、同条の規定による改正後の地方財政法の規定の施行の状況を勘案し、地方財政の健全性の確保に留意しつつ、地方公共団体の、自主性及び自立性を高める観点から、同法第5条の3第1項に規定する協議その他の地方公共団体の地方債の発行に関する国の関与の在り方について抜本的な見直しを行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

地方債事前届出制度においては、後述する一定の要件を満たす地方公共団体は、協議を要することなく、協議不要対象団体として、民間等資金及び公的資金の一部（特別転貸債・国の予算等貸付金債）に係る起債等を行うことができる（地方財政法第5条の3第3項及び第6項）。なお、公的資金の一部については、届出制の対象であるものの、同意相当であることが必要である（同条第7項）。また、届出がされる民間等資金のうち、協議を受けたならば同意することとなると認められるものについては、その予定額を地方債計画に計上し（同条第10項）、その元利償還金を地方財政計画に算入することとしている（同条第8項）。

なお、公的資金（特別転貸債・国の予算等貸付金債を除く）による起債や協議不要対象団体以外の起債については、これまでと同様、協議が必要となる。

（注）平成28年度の地方債届出制度の見直しにより以下の点が変更されている。（第2図参照）

ア）協議不要基準の緩和

実質公債費比率については16%から許可基準18%に、将来負担比率については300%（200%）から早期健全化比率400%（350%）に緩和している（括弧内は一般市町村の基準）。また、協議不要基準額については廃止されている。

イ）特別転貸債及び国の予算等貸付金債に届出制度を導入

地方財政法において特定公的資金以外の公的資金（特別転貸債・国の予算等貸付金債）に届出制度を導入することとされ、地方財政法施

行令第 7 条において、特別転貸債及び国の予算等貸付金債以外の公的資金を特定公的資金と規定している。

(注) 特別転貸債については、全額、財政融資資金による引受けが行われているため、届出制度を導入する場合、協議において配分調整を行うことができない。このため、財政融資資金の適切な管理運用を担保するため、特別転貸債に係る財政融資資金の必要額を積上げにより積算するとともに、その範囲で運用すること等を総務省・国土交通省と合意している。

(参考) 協議不要対象団体の判定のための基準

① 実質公債費比率

実質公債費比率が 18% 未満の団体は協議不要対象団体とする。

② 実質赤字額

実質赤字額が 0 を超えない団体に限り協議不要対象団体とする。

③ 連結実質赤字比率

連結実質赤字比率が 0 を超えない団体に限り協議不要対象団体とする。

④ 将来負担比率

将来負担比率が一定の数値（都道府県等 400%、市町村等 350%）未満の団体に限り協議不要対象団体とする。

⑤ 地方公営企業の取扱い

資金不足額が 0 を超えない地方公営企業に限り協議不要とする。

⑥ 地方公共団体の組合の取扱い

構成団体が全て協議不要対象団体の場合に限り協議不要対象団体とする。

(図) 協議制度・届出制度及び許可制度の対象範囲

	〈届出〉	〈協議〉	〈早期是正措置〉	〈早期健全化段階〉	〈再生段階〉
①実質公債費比率	〈1,740団体〉 16	28団体 18	公債費負担 適正化計画 (同意等基準) 〈19団体〉 25	財政健全化計画 (財政健全化法) 〈0団体〉	財政再生計画 (財政健全化法) 35 〈1団体〉
②実質赤字比率 ※ () 内は市区町村	〈1,788団体〉 0 (0)	〈0団体〉 2.5 (2.5~10)	実質赤字解消計画 (同意等基準) 〈0団体〉 3.75 (11.25~15)	財政健全化計画 (財政健全化法) 〈0団体〉	財政再生計画 (財政健全化法) 5 (20) 〈0団体〉
③連結実質赤字比率 ※ () 内は市区町村	〈1,788団体〉 0 (0)		地財法に基づく起債許可 〈0団体〉 8.75 (16.25~20)	財政健全化計画 (財政健全化法) 〈0団体〉	財政再生計画 (財政健全化法) 15 (30) 〈0団体〉
④将来負担比率 ※ () 内は一般市区町村	〈1,778団体〉 300 (200)	9団体 400 (350)		財政健全化計画 (財政健全化法) 〈1団体〉	健全化法に基づく起債許可
⑤資金不足比率	〈6,748会計〉 0	〈26会計〉 10	資金不足等 解消計画 (同意等基準) 〈11会計〉 20	経営健全化計画 (財政健全化法) 〈10会計〉	
⑥協議不要基準額		廃止	地財法に基づく起債許可		

☆ 公的資金は、届出制度の対象外
(特別転貸債及び国の予算等貸付金債は、H28年度より届出制度の対象)

※ H27年度決算に基づく健全化判断比率等に基づく団体数等
なお、団体数は各指標ごとの数値であり、重複は排除して
いない。

4. 財政融資資金地方資金の運用

(1) 地方資金の貸付実績

財政融資資金地方資金とは、「財政融資資金の管理及び運用の手続に関する規則」(昭和49年7月9日大蔵省令第42号。以下「管理運用規則」という。)第13条に定める「財政融資資金のうち地方公共団体に対する運用に係るもの」をいい、国(他の会計)、政府関係機関(公庫、銀行)、特別法人(公団、事業団等)への貸付け、国債の引受け等が行われる本省資金に対応するものであり、運用は、証書貸付の方法により行うこととされている。

この地方資金は、管理運用規則第15条により、地方長期資金、地方特別資金及び地方短期資金に分類される。

地方資金の貸付実績を年度末貸付件数でみると、昭和40年代においてはおおむね10万件台で推移し、その後、昭和50年度に20万件を、昭和60年度に30万件を、平成8年度には40万件を突破するなど増加してきたが、平成20年度には再び40万件を下回り、その後年々減少を続け、平成30年度には31万件となっている。また、地方資金残高は、平成13年度の財政投融资改革を受け、平成15年度末の72兆5,140億円をピークに減少に転じ、平成30年度末では45兆4,316億円となっている。

なお、財務局別の貸付実績(直近10か年度)は別表のとおりである。

地方資金年度末残高に係る直近10か年度の財務局別内訳

(単位:件、百万円)

年度	平成21年度末		平成22年度末		平成23年度末		平成24年度末		平成25年度末	
局別	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
関東	84,343	15,173,149	81,639	14,675,218	79,800	14,271,449	78,130	13,892,961	77,131	13,631,472
近畿	45,517	8,679,260	44,463	8,331,433	43,357	8,025,193	42,096	7,755,026	41,502	7,552,316
北海道	27,123	3,127,600	26,578	3,069,370	26,223	2,988,086	25,907	2,895,869	25,899	2,853,434
東北	51,719	5,965,289	50,660	5,823,531	49,676	5,732,273	48,371	5,644,688	47,569	5,595,390
東海	32,867	5,923,430	32,017	5,816,252	31,337	5,714,791	30,775	5,634,210	30,618	5,565,202
北陸	14,925	2,293,752	14,666	2,242,505	14,289	2,186,529	13,851	2,139,962	13,568	2,076,013
中国	38,446	4,888,884	37,360	4,840,245	36,453	4,841,268	35,360	4,759,029	34,382	4,710,426
四国	20,411	2,587,086	19,909	2,556,248	19,359	2,536,432	18,805	2,500,395	18,410	2,477,882
九州	34,108	3,929,232	33,129	3,890,946	32,359	3,855,209	31,376	3,820,439	30,567	3,840,130
福岡	24,745	3,280,340	24,420	3,259,870	23,861	3,182,673	23,088	3,085,794	22,660	3,062,616
沖縄	6,135	674,059	6,140	699,335	6,111	720,035	6,057	743,043	6,068	752,204
合計	380,339	56,522,082	370,981	55,204,953	362,825	54,053,938	353,816	52,871,416	348,374	52,117,086

(単位:件、百万円)

年度	平成26年度末		平成27年度末		平成28年度末		平成29年度末		平成30年度末	
局別	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
関東	75,601	13,333,992	74,446	12,947,289	73,294	12,567,773	71,258	12,217,485	68,942	11,847,914
近畿	40,586	7,319,902	39,687	7,072,826	39,023	6,863,560	38,020	6,634,577	36,888	6,250,525
北海道	25,555	2,799,631	25,424	2,741,437	25,468	2,700,115	25,231	2,691,600	24,801	2,615,538
東北	46,631	5,506,462	45,916	5,354,758	45,455	5,204,725	44,239	5,061,562	42,909	4,914,597
東海	30,173	5,433,124	29,818	5,268,696	29,578	5,078,290	28,894	4,894,920	28,152	4,741,589
北陸	13,188	2,007,452	12,896	1,921,259	12,580	1,863,753	12,070	1,796,000	11,558	1,718,334
中国	33,271	4,611,934	32,414	4,507,648	31,714	4,381,216	30,574	4,255,993	29,366	4,118,380
四国	17,903	2,431,359	17,598	2,401,461	17,327	2,353,989	16,842	2,303,241	16,351	2,247,597
九州	29,610	3,780,293	28,749	3,678,244	28,159	3,567,087	27,311	3,589,953	26,354	3,492,661
福岡	22,074	3,040,549	21,607	2,976,535	21,065	2,887,465	20,433	2,815,136	19,774	2,762,943
沖縄	5,997	754,986	6,008	752,727	6,070	749,548	5,995	739,390	5,930	721,539
合計	340,589	51,019,684	334,563	49,622,879	329,733	48,217,521	320,867	46,999,856	311,025	45,431,618

(2) 貸付金利

財投改革により、平成13年度からは、従来の固定金利方式に加え、10年毎利率見直し方式も選択できることとなった。平成16年度からは地方債計画の事業毎に選択できることとなり、平成17年度からは5年毎利率見直し方式が、平成27年度からは15年毎、20年後、30年後利率見直し方式がそれぞれ導入され、地方公共団体による金利選択の幅は徐々に拡大されてきた。

財投改革後の貸付金利は、国債の流通利回りを基準として、貸付期間に応じ、償還方法や据置期間、固定金利方式、利率見直し方式といった償還形態の違いを反映した上で、財務大臣が定めている。貸付金利は、毎月1日に改定され、財務省ホームページにおいて公表されている。

なお、普通地方長期資金等の貸付期間は相当長期に亘ることから、その間の金融情勢の変動に対処するため、借用証書の裏面第2条では、「金融情勢に応じて財務大臣が定める利率又は違約金の割合に変更されても異存ないものとする。」という契約となっている。

(3) 財務状況把握の充実・活用

財務状況把握は、財政融資の償還確実性を確認する観点から、地方公共団体の財務状況（債務償還能力と資金繰り状況）を把握するためのものであり、また、財務状況把握の結果概要（以下「診断表」という。）の交付により、地方公共団体に対する財務健全化に関するアドバイス（情報提供等）や財務状況悪化に対する事前警鐘の役割も担っている。このような財務状況把握は、平成16年12月に財政制度等審議会財政投融资分科会がとりまと

めた報告書「財政投融资改革の総点検について」において、「地方公共団体向け公的資金貸付については、貸付先の財務状況、事業の収益性等を適切にチェックすることが求められる」と指摘されたこと、また、地方債の許可制度から協議制度への移行や三位一体改革等、地方公共団体を取り巻く環境が大きく変化していることなどを踏まえ、平成17年度に開始したものである。

平成18年度からは、夕張市の財政破綻、公債費負担の軽減対策（補償金免除繰上償還）等を踏まえ、融資審査の一層の充実を図る観点から、それまでは都道府県から間接的にヒアリングしていたものを、財務局等が市町村に対して直接ヒアリングを実施するようになった。平成21年度からは、地方公共団体向け財政融資に関するワーキングチームが取りまとめた「地方公共団体向け財政融資に関する報告書」において、財務状況把握の充実・活用策が提言されたことを踏まえ、類似団体区分での比較や地方公共団体への診断表の交付などを実施することとし、本格的な財務状況把握へと移行した。平成23年度からは、「財政融資資金地方貸付先の財務状況把握実施要領」及び関連する事務連絡を細則に統合することにより、財務状況把握は融資審査に関する業務であることの位置付けを明確にした。平成24年度からは、モニタリングにおいて、類似団体との比較や財務指標の経年比較等の動態的な分析を全ての都道府県及び市町村について実施するとともに、財務上の問題がある団体だけでなく足下の財務状況に問題ない団体についてもヒアリングの対象に追加することとした。平成26年度からは、都道府県向け財務状況把握の枠組みを構築するため、市町村と同様の分析手法を活用しながら、市町村と歳入・歳出構造が異なることを踏まえ、都道府県にヒアリングを行うなどして、ノウハウの蓄積に努めることとした。

「地方公共団体向け財政融資に関する報告書」における財務状況把握の3つの活用策

① 地方公共団体に対する財務健全化に関するアドバイス（情報提供等）

地方公共団体の財務状況が著しく悪化する前にアーリー・ウォーニング機能を果たすため、ヒアリングを実施した全ての地方公共団体について、財務状況把握の結果を分かりやすく示す文書（いわゆる「診断表」）を作成し、財務の健全化に向けた貸し手としてのアドバイス（情報提供等）を実施することとされた。

② 財務状況把握の手法の開示（ハンドブックの公表）

従来、財務状況把握を実施する財務局職員向けに、財務状況把握の基本的考え方、行政キャッシュフロー計算書の作成要領、主要な財務指標による分析方法等を分かりやすく解説する文書を作成し、活用してきたが、これを『財務状況把握ハンドブック』として公表した。こ

れにより、財務指標等の改善につながる関係者からのフィードバックが期待されたほか、地方公共団体にとっても健全な財政運営に係る一つの指針となり、意思疎通が円滑化されることに加え、金融機関の融資・引受審査等を通じ、地方公共団体に対する市場規律が高まることが期待された。

③ 財務状況が一定以上悪化した地方公共団体に対する融資審査の厳格化

また、平成26年6月に財政制度等審議会財政投融资分科会が取りまとめた「財政投融资を巡る課題と今後の在り方について」において、財務状況把握の充実・活用として以下の指摘がなされた。

当分科会報告書の指摘等も踏まえ、平成27年度より、財務状況把握の機会を利用して、団体が抱える課題に対して参考となる他団体の取組事例を紹介することや、団体との連携強化に係る取組みとして、地方版総合戦略の内容や特徴的な取組みについてヒアリングを行うとともに、地域活性化に資する財投施策を周知することで、団体の地方創生の取組みを側面的に支援している。

「財政投融资を巡る課題と今後の在り方について」（財務状況把握関連部分抜粋）

(1) 財務状況把握の充実

これまでの取組みにより、地方公共団体（市町村向け）の財務状況把握は、制度的に定着してきているが、財政融資資金の償還確実性を確保する観点から、以下のとおり、さらなる財務状況把握の充実を図る必要がある。

① モニタリングの充実

団体の財務状況の的確な把握のため、引き続き、経年比較による財務指標や計数の分析・検証の充実を図る。

② ヒアリングの有効活用

団体の財務健全化の取組事例を収集し、収集事例を他の団体へ紹介するなどにより、アドバイス機能の発揮を図る。

③ 診断表の内容の改善

アドバイス機能の向上を図り、また、団体による有効活用（診断結果のホームページ・広報誌掲載や議会説明など）を促すため、引き続き、内容の改善や説明の充実（類似団体との比較など）を図る。

④ 都道府県向けヒアリング

平成26年度以降、ヒアリング実績を積み重ね、財務状況把握の枠組みの構築を図る。

(2) 財務状況把握の活用

財務局等においては、診断表の交付などの地方公共団体と接するあらゆる機会を活用し、各団体における財務状況把握の活用の促進に努める。

地方公共団体の財政に関心を有する者に対して、様々な機会を捉えて分析方法の説明等を行い、その周知を図る。

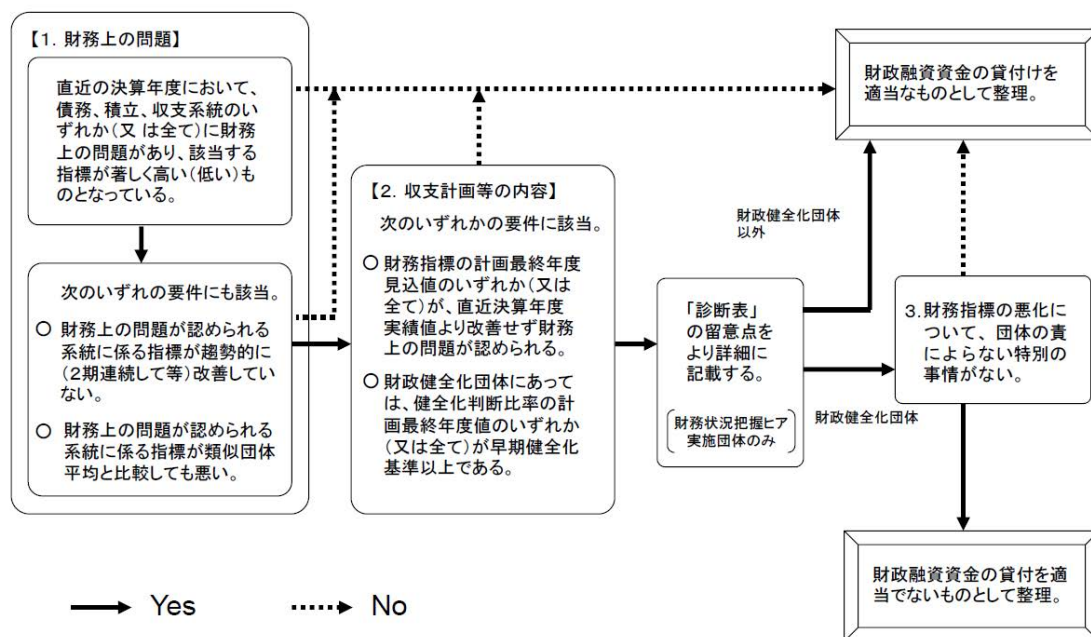
また、財務状況把握の結果を財政融資資金の融資審査に効果的に活用するなど、財務局等における地方公共団体向け融資実務の P D C A サイクルに、よりの確に位置づける必要がある。

(4) 融資審査の厳格化

平成21年 7 月に財政制度等審議会財政投融资分科会において取りまとめられた「地方公共団体向け財政融資に関する報告書」において、財務状況把握の活用として、「財務状況が一定以上悪化したことが明らかな地方公共団体については、財務の早期健全化を促すため、その起債に当たり、民間資金と比較して条件の有利な財政融資資金を充当する必要があるか、融資審査を厳格化すべきである。」と提言されたことを受け、平成22年度より財務状況が一定以上悪化した地方公共団体について、厳格な融資審査を行っている。

融資審査の厳格化は、財政融資資金の貸し手として実施するものであり、財政融資資金の確実な運用を図る観点から、財務状況が一定以上悪化したことが明らかな地方公共団体を実施する起債事業について、民間資金と比較して条件の有利な財政融資資金を充当する必要があるかどうか、融資審査を厳格化することにより、地方公共団体の財務規律を高めることを目的としている。

融資審査の厳格化(フローチャート)



(5) 地方向け財政融資資金の繰上償還

財政融資資金（財政投融资改革以前は資金運用部資金）については、平成9年度において、市場メカニズムとの調和を促進する観点から、本省資金の一部について、民間金融機関と同様の方式により、繰上償還による損害金の適切な支払いを前提に、資金運用部への繰上償還の途を開くこととし、平成9年度の新規貸付から適用することとした。これに伴い「資金運用部資金の管理及び運用の手続に関する規則」の改定を行ったところであるが、その後、平成12年度から全ての本省資金について損害金制度が適用され、平成13年度からは、名称を補償金制度に改めたうえで、地方資金を含めた全ての貸付けについて、同制度を適用することとした。なお、地方資金については、既往貸付金についても、追証書を差し入れ補償金を支払えば繰上償還できることとされたところである。

また、平成19年度においては、厳しい地方財政の状況を踏まえ、地方公共団体の財政融資資金の借入れの一部について、平成19年度から平成21年度までの臨時特例措置として、新たに財政健全化計画等を策定し徹底した行政改革・経営改革を実施すること等の要件を満たし、法律に基づいて行うことを前提に、補償金を免除した繰上償還を認めることとした。

その後、平成20年秋のいわゆるリーマンショック以降の深刻な地域経済の低迷と大幅な税収減という異例の事態を踏まえ、平成22年度において、今般限りの特例措置として上記措置を3年間延長し、更なる行政改革・経営改革の実施等を要件として、平成22年度から平成24年度においても補償

金免除繰上償還を認めることとした。

なお、上述の地方向け公的資金に係る補償金免除繰上償還の実施結果については、表のとおりである。

平成30年度より、地方公共団体による上下水道事業への公共施設等運営権方式（コンセッション）の導入を促進する観点から、時限措置として、令和3年度までに実施方針条例を制定した地方公共団体を対象に、厳しい経営環境にあり自助努力を行っていること等を条件として、令和5年度までの間において当該事業に有する債務を運営権対価で繰上償還する際の補償金を免除することで、先駆的な取組みを支援することとしている。

（表）公的資金の補償金免除繰上償還

資金	金利	19～21年度		22～24年度		25年度	
		普通会計	公営企業	普通会計	公営企業	普通会計	公営企業
対象要件	4%以上	(対象外)				東日本大震災特別財政援助法が定める、特定被災地方公共団体に指定されていること (対象金利4%以上)	
	5%以上	実質公債費比率18%以上 等	資本費1.2倍以上 等	実質公債費比率18%以上 等	資本費1.2倍以上 等		
	6%以上	実質公債費比率15%以上 等	資本費1.0倍以上 等	実質公債費比率15%以上 等	資本費1.0倍以上 等		
	7%以上	経常収支比率85%以上 等	実質公債費比率15%以上かつ 経常収支比率85%以上 等	経常収支比率85%以上 等	実質公債費比率15%以上かつ 経常収支比率85%以上 等		
政府資金	旧資金運用部資金 (注) (平成4年5月31日以前の貸付)	繰上償還額	3兆2,320億円		5,963億円		(対象外)
		補償金免除相当額	7,571億円		1,351億円		
	旧簡易生命保険資金 (注) (平成4年5月31日以前の貸付)	繰上償還額	4,994億円		2,000億円		
		補償金免除相当額	1,100億円		442億円		
旧公営企業金融公庫資金 (平成5年8月31日以前の貸付)	繰上償還額	1兆2,750億円		2,932億円		1,627億円	
	補償金免除相当額	2,124億円		570億円		266億円	

（注）財政力指数1未満の団体のみが対象

5. 資金管理

（1）管理事務

財務局・財務事務所等は、財政融資資金地方資金の管理（貸付資金の交付を含む。）及び回収並びに財政投融资特別会計の財政融資資金勘定の債権の管理及び歳入金の徴収に関する事務手続きを取り扱っている。

財政融資資金地方資金の管理の具体的な内容としては、任意繰上償還や強制繰上償還のほか、取得財産等の処分行為等が挙げられる。また、財政投融资特別会計の財政融資資金勘定の債権の管理の具体的な内容としては、債務承継等や月々の元利金受入額の確認、関係機関への周知等が挙げられる。

(2) 財政融資資金電算機処理システム

財政融資資金関連事務に使用される「財政融資資金電算機処理システム」は、①債権債務管理システム、②ALMシステム、③情報提供（データウェアハウス）システム、④財投運用管理システム、⑤財政融資資金事務オンラインシステム（以下、「オンラインシステム」という。）、⑥地方債管理システム、⑦金利作成支援システム、⑧債務償還能力分析等システムの 8 システムから構成されている。

平成30年度末現在の財政融資資金地方資金の貸付残高件数は約311千件にもものぼる。

この地方資金の元金の回収及び利子の徴収に関する事務は、正確かつ迅速に処理しなければならないが、これらの事務処理に必要な書類は多種多様にわたり、内容も複雑である。

従って、これらを電算処理することにより、貸付金の回収及び利子の徴収に必要な書類を作成するとともに、地方資金に関する諸統計資料の作成等、事務の簡素化・合理化を図ることとして、昭和41年度に「地方貸付金管理システム」を開発・運用してきた。以来、電算処理に対する需要の増加及び地方資金のより一層の効率的な管理運用等処理システムへの期待及び要請の高まりに対応するため、累次システムの強化を図っている。

さらに、平成12年度における財政投融资改革に伴う制度改正対応（平成13年度運用開始）を経て、平成15～16年度は「e-Japan重点計画 - 2002」（平成14年6月18日高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部決定）に基づく「財務省行政手続等の電子化推進に関するアクション・プラン」（平成14年9月3日財務省行政情報化推進委員会了承）の一環として「オンラインシステム」を開発し、平成17年4月（地方資金については平成17年6月）より運用を開始、借入申込手続き等の電子化を行ったところである。

平成18年3月に策定された最適化計画に基づきシステム開発を実施し、平成20年11月25日からオープン系インフラによる新システムが運用開始（地方貸付金管理システムは、他業務システムとともに債権債務管理システムとして再編された。）、さらに、事務手続きの電子化・自動化の対象範囲の拡大（借用証書の電子化等）、インターネット汎用受付口の構築等の業務最適化に係る機能を、平成21年11月2日に最終リリースしている。

また、「財政投融资を巡る課題と今後に在り方について」（平成26年6月17日 財政制度等審議会財政投融资分科会）における、地方公営企業の経営状況の把握及び分析については、これまでの損益実績だけでなく、今後の施設維持更新を含む収支計画の把握、キャッシュフローと債務残高を中心とした債務償還能力の分析・評価を行うこととする報告を踏まえ、これらを支援するために債務償還能力分析等システムの開発を行い、平成28年4月より運用を開始している。

6. 貸付先実地監査

財政融資資金に係る実地監査は、貸付先における貸付資金の使用及び経理の状況その他財務に関する事項を調査することにより、貸付資金の使用の適正化を図り、もって財政融資資金の効率的運用に資することを目的として実施している。

地方資金に係る実地監査については、「財政投融资改革の総点検フォローアップ（平成17年12月）」における指摘を踏まえ、平成18年度から監査の重点を「適債性の非違確認」から「公営企業の経営状況の確認」にシフトしたが、未だその手法が未熟である等本格的な導入には至っておらず、また、夕張市の財政再建団体への移行や地方公営企業の経営悪化による民間譲渡の加速等、地方財政は危機的状況にあること等の状況を踏まえて平成20年度から、①適債性の確認については、一定の要件に該当する場合には帳簿等の確認を省略できること、また、②公営企業の経営状況の実態を把握することに重点をおくものとし、③その結果、経営状況が悪化している場合等には要処理事案の善後措置として文書照会等を行い、経営状況改善のための取組みを含め報告を求めることとしている。

このため、①、②の実施のため、「財政融資資金地方資金貸付先実地監査細則」に所要の規定を追加し、③実施のため新たに「財政融資資金地方資金貸付先実地監査の公営企業の経営状況にかかる結末処理に関する審査基準」を制定し、要処理事案の善後措置（文書照会、文書注意、貸付制限及び繰上償還）等を定めたものである。

さらに、上記改正にともない貸付資金の使用状況等についての不適切事案の範囲やその善後措置等を求める「財政融資資金地方資金貸付先実地監査の結末処理に関する審査基準」及び実地監査の際の留意事項を定める「財政融資地方資金貸付先実地監査要領」についても、効率的な実地監査等を実施するため、所要の改正を行った。（平成20年3月31日に改正し、平成20年4月1日から実施。）

また、平成20年度から公営企業の経営状況の実態把握に重点をおき実地監査を実施しているが、より実効性のある監査を実施するため「財政融資資金地方資金貸付先実地監査の公営企業の経営状況に係る結末処理に関する審査基準」について一部改正を行った。（平成21年4月3日に改正。）

加えて、「財政融資資金地方資金貸付先実地監査の公営企業の経営状況に係る結末処理に関する審査基準」について、経営状況が悪化傾向にある企業や特段の理由なく収支計画を策定していない企業に対して、経営改善計画の策定等、早期改善に向けた取組みを促すなど、さらに実効性のある実地監査を実施するため、一部改正を行った。（平成24年3月30日に改正。）

平成24年度の改正以降の実施状況等を踏まえ、より深度ある実地監査実施

の観点から、将来にわたる償還確実性の評価、監査内容に対する監査先の理解・浸透による実地監査の有効性の向上のため、「財政融資資金地方資金貸付先実地監査細則」、「財政融資資金地方資金貸付先実地監査実施要領」を一部改正したほか、「財政融資資金地方資金貸付先実地監査の貸付資金の使用状況等に係る結末処理に関する審査基準」及び「財政融資資金地方資金貸付先実地監査の公営企業の経営状況に係る結末処理に関する審査基準」を廃止のうえ、新たに「財政融資資金地方資金貸付先実地監査の審査及び結末処理に関する基準」を制定した。（平成26年3月18日に改正、同4月1日から適用）

さらに、実地監査を行う際に用いる手引書である「実地監査実務指針（地方公共団体に対する財政融資資金貸付先実地監査）」を実地監査先である地方公共団体に対し、公表している。（平成26年6月）

第 3 章 管財編

< 第 1 節 総説 >

1. 国有財産を巡る動き
2. 災害発生時における国有財産の提供
3. 国有財産の電算処理

1. 国有財産を巡る動き

この10年ほどの間における管理処分など国有財産をめぐる動きは以下のとおりである。

- (1) 平成18年1月18日に財政制度等審議会答申「今後の国有財産の制度及び管理処分のあり方について－効率性重視に向けた改革－」が提出された。

上記審議会の審議当時の国有財産行政を巡る状況については、①構造改革特区制度等の動きに見られるように、経済活性化のため、庁舎等の行政財産について民間利用に向けた規制緩和が求められているなど、国有財産の有効活用が課題となっている、②耐震性能に問題のある庁舎等の建替え需要が大量に存在する、③過去に急増した物納財産の売却の促進が行われてきた結果、近年、売却可能な未利用国有地の処理に目途がついてきたところであるが、無道路地、不整形地等の売却が困難な財産は増加傾向にあり、また、借地契約・借家契約の対象となっている土地・建物等についても、ストックは依然として高水準で推移しており、極めて厳しい財政事情を踏まえると、今後は、相当残っているこうした市場性に劣る財産も、工夫して売却していくことが必要となっているなど、大きな転機に直面していた。

このような状況の下、我が国の財政が主要先進国中で最悪の状況にあり、財政構造改革を進めることが喫緊の課題となっていることを踏まえ、今後は、効率性を一層重視した国有財産行政へと転換することが適当であるとされた。

効率性の向上を図るためには、手続等の面における透明性及び公平性を向上させることが適当であり、①未利用国有地の売却手続きの明確化、②優遇措置の運用の見直し、③コスト分析等の定量的分析手法の導入、④情報提供の拡充、について示された。当該答申を受け、平成18年3月17日「効率性を重視した未利用国有地等の管理処分について」通達が発令され、未利用国有地の処分等に当たっては、公用・公共利用優先の考え方を原則としつつ、効率性の向上を図る観点から、より速やかに、かつ、透明で公平な手続きに従って行うこととされ、また、補助金的な性格を有する優遇措置については、国の財政事情の悪化、対象施設の相当程度の整備及び未利用国有地等の地域的な偏在による受益面での不公平性を考慮し、運用を見直すこととされた。

- (2) 平成22年6月18日には「新成長戦略」が閣議決定され、財務省は同日、以下を趣旨とする「新成長戦略における国有財産の有効活用について」を発表した。

新成長戦略に盛り込まれた施策の実施に当たって、地域や社会のニーズ

に対応した国有財産の有効活用を図っていくことにより民間主導の経済成長を後押しし、併せて、国有財産行政について「透明性・情報提供」、「地域連携」、「財政貢献」を旨とした見直しを行い、新たな展開を図ることとされた。新成長戦略における国有財産の活用等について、「人々の安心につながる分野」での活用として、保育所、介護施設、障害者福祉施設等の整備、家庭的保育事業、小規模多機能型居宅介護等、新成長戦略において早急な基盤強化や量的拡大が求められている事業について、地方公共団体等の事業者が施設整備等を行う場合に、未利用国有地の定期借地権を利用した貸付や庁舎・宿舍の空きスペースの貸付、建替時における P F I の活用による施設の併設を実施することとされた。「地方都市・大都市の再生」における国有財産の活用として、地方や中央の合同庁舎整備等において、地域主権改革に留意しつつ、集約化を進め跡地の創出に努め、その際、地方公共団体等地元関係者と連携しながら地域の街作りにも配慮し、跡地も含めて地域の活性化や都市再生に資するような事案については優先的に推進することとされた。国家公務員宿舍については、そのあり方について、効率性の確保に留意すると同時に国民目線に立ちつつ関係省庁と検討するとともに、庁舎整備と同様に地域の活性化や都市再生への貢献も考慮に入れながら、集約化を推進し、跡地の創出を目指すこととし、こうした取組みにおいては、エリアマネジメントの考え方も導入し、財務局等を通じた地域との連携を強化することにより、地域と一体となって土地の利用価値を高めていくような開発に貢献していくこととされた。「社会資本ストックの戦略的維持管理・緑の都市化」への貢献について、国有財産の維持管理においてファシリティ・マネジメントの手法を取り入れ、コスト圧縮に努め、庁舎等施設のグリーン化の一層の推進及び省コスト化に向けた取組みを強化することとされた。

また、新成長戦略と国有財産行政の新展開について、地域や社会のニーズに対応した国有財産の有効活用を推進していくためには、個々の土地の特性に応じたよりきめ細かな対応が必要であり、このため、次の見直しを行うこととされた。

- ① 未利用国有地の管理処分方式の多様化…原則売却優先との管理処分方針を見直し、売却に加え、定期借地権を利用した新規貸付等個々の土地の特性に応じた最適な活用手段を選択できるよう、管理処分方式を多様化。
- ② 国有財産に関する情報提供の充実…財務省ホームページや「国有財産情報公開システム」を改善し、情報内容の充実、利便性の向上を図る。
国有財産台帳の土地価格を、より時価を反映したものとするよう、これまで5年ごととされてきたものを毎年度改定に改める。
- ③ 地域との連携強化…各財務局等でのワンストップ・サービス化（国有

財産に関する相談・連絡等窓口の設置）を促進し、地方公共団体との間で実施している連絡会議を定例化。未利用国有地等の情報について早期・積極的な提供を実施。

- ④ 行政財産の効率的活用のための監査の充実等…特別会計所属財産を含めた各省庁の行政財産等に対する監査の充実・強化。監査結果の公表、是正事項の徹底による無駄の排除、未利用国有地などの創出に貢献。各省庁所管の特別会計所属の未利用国有地を財務省が一元的に管理・処分する仕組みを検討。独立行政法人について、総務省による不要資産見直しに協力し、国庫納付された土地を有効活用。

「新成長戦略」の閣議決定等の趣旨を踏まえて、平成23年5月23日「未利用国有地等の管理処分方針について」通達が制定され、これに伴い「効率性を重視した未利用国有地等の管理処分について」通達が廃止された。未利用国有地等の管理処分に当たっては、個々の財産の位置、規模、周辺の土地利用状況、土地利用に関する計画や規制に応じた活用策を採用することにより、地域や社会の要請及び国の財政事情を勘案し、有効活用を推進することとし、具体的には、売却だけでなく定期借地権を利用した新規の貸付けなど、個々の土地の特性に応じた管理処分方策を検討するほか、売却に当たっては二段階一般競争入札、地区計画活用型一般競争入札などの手法も効果的に用いることとされた。

- (3) 平成24年9月6日、東日本大震災の発生から1年半が経過し、同震災の教訓、反省を踏まえ、大規模広域災害や原子力災害の対策を強化するため、中央防災会議において決定された「防災基本計画」において、防災に関する諸活動の推進にあたっては、国有財産の有効活用を図ることとされたことを受け、災害応急対策等への備えとして避難場所、避難施設、備蓄など、防災に関する諸活動の推進に配慮することとされた。

- (4) 国有財産の管理処分手続きについて、平成29年2月以降の国会からのご指摘や、同年11月22日の会計検査院の報告を受け、財政制度審議会において、国有財産の管理処分手続きの見直しの検討が行われ、平成30年1月19日、「公共随契を中心とする国有財産の管理処分手続きの見直しについて」の取りまとめが行われた。

取りまとめを踏まえ、「管理処分手続きの明確化」及び「価格の客観性の確保」の主な項目について、平成30年3月に関連する通達の改正が行われている。

2. 災害発生時における国有財産の提供

この10年間に於いては、平成23年3月に発生した東日本大震災をはじめとして、いくつかの歴史的記録に残るような大規模災害が発生した。財務省・財務局においては、災害等発生に伴う応急措置及び実施の用に供するための地方公共団体への国有財産の無償貸付等について、適時適切な対応がとれる体制を整備しており、平常時から定期的に提供可能な国有財産のリストを整備し、地方公共団体に情報提供を行っている。

災害発生時、被災自治体からの使用要望を受け、瓦礫置き場や仮設住宅用地として未利用国有地の無償貸付や、被災者用住宅として応急の用に供するための国家公務員宿舎の無償使用許可を行っている。

この10年間に於いて、財務局で管理している国有財産についての災害時における主な提供実績は以下のとおりである。

発生日	災害名称	主な被災状況	国有財産の提供状況	備考
H21. 8. 9～10	平成21年台風第9号	兵庫県・岡山県を中心に土砂災害・洪水害	・近畿財務局管内 未利用国有地 1か所 (1,417㎡)	
H23. 3. 11	東北地方太平洋沖地震	東北地方太平洋側3県を中心に、地震による揺れのほか、北海道から四国地方にかけて津波による甚大な被害	・東北財務局管内 国家公務員宿舎 509戸 未利用国有地 18か所 (計115,065㎡) ・関東財務局管内 国家公務員宿舎 00戸 ・北陸財務局管内 未利用国有地 1か所 (1,064㎡) ・近畿財務局管内 国家公務員宿舎 150戸 ・九州財務局管内 国家公務員宿舎 16戸	
H24. 3. 7	平成24年上越市板倉区地滑り	大雪に伴う地滑りが発生し、家屋約10棟が全壊するなどの被害	・関東財務局管内 国家公務員宿舎 10戸	
H24. 5. 6	平成24年5月に発生した突風等	茨城県から栃木県にかけて竜巻とみられる突風が発生し、全壊約90棟を含む家屋被害	・関東財務局管内 国家公務員宿舎 430戸	
H26. 8. 19	平成26年8月広島豪雨	広島県内を中心に土砂災害・洪水害	・中国財務局管内 国家公務員宿舎 49戸	

発生日	災害名称	主な被災状況	国有財産の提供状況	備考
H27. 9. 9	平成27年9月関東・東北豪雨	東北地方から関東地方にかけて土砂災害・洪水害	・ 関東財務局管内 国家公務員宿舎 200戸	
H28. 4. 14 及び4. 16	平成28年熊本地震	熊本県を中心に九州各県に甚大な被害	・ 九州財務局管内 未利用国有地 7か所 (計43,025㎡) 国家公務員宿舎 129戸 ・ 福岡財務支局 国家公務員宿舎 107戸	
H29. 7. 5～ 6	平成29年九州北部豪雨	福岡県及び大分県を中心に九州北部各県で土砂災害・洪水害	・ 九州財務局管内 国家公務員宿舎 2戸	
H30. 2	平成29年度豪雪	東北地方から北陸地方を中心に大雪被害	・ 関東財務局管内 未利用国有地 1か所 (1,072㎡)	
H30. 6. 28 ～H30. 7. 8	平成30年7月豪雨 (西日本豪雨)	東海地方から九州地方にかけて土砂災害・洪水害	・ 中国財務局管内 未利用国有地 6か所 (計24,841㎡) 国家公務員宿舎 162戸 ・ 四国財務局管内 国家公務員宿舎 7戸	

3. 国有財産の電算処理

この10年ほどの間に以下のとおり国有財産総合情報管理システムの開発がなされ、その運用が開始された。

電子政府構築計画（平成15年7月各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定）において、業務・システムの最適化により費用対効果を高め、人的・物的資源の効率的な活用を通じた行政の簡素・合理化を図ることが決定された。

国有財産関係業務（官庁営繕業務を除く。）については、各府省に共通する業務・システムとして、国有財産制度を所掌する財務省が担当府省となって「国有財産関係業務（官庁営繕業務を除く。）の業務・システム最適化計画」を策定することが決定し、平成18年3月のCIO連絡会議において計画が決定された。

これを受け、各府省が区々に開発・運用していた国有財産関係システムを廃止するとともに、財務省理財局においては平成19年7月から新たに府省共通システムの設計・開発に着手し、平成22年1月より、国有財産総合情報管理システムとして運用を開始した。

国有財産総合情報管理システムは、「国有財産データベースサブシステム」、「国有財産情報公開サブシステム」、「国有財産入札業務支援サブシステム」等のサブシステムで構成されており、各府省で整備される利用端末と当該システムとを政府共通ネットワーク等で結ぶことにより、国有財産法に基づく国有財産台帳の記録や、国有財産増減及び現在額総計算書等の国会報告資料の作成業務等を効率的に行っているほか、国有財産に関する個別の情報や入札物件情報等を広く国民に提供している。

財務局・財務事務所等で処理する管理处分関係の機能については、原則として、それまで財務省において運用されていた国有財産総合情報システムのサブシステムである財務局財産情報管理システムの機能を踏襲しているが、システム方式をクライアントサーバ方式からWebアプリケーション方式に変更することにより、各財務局及び事務所ごとに設置されていたサーバ等機器の集約化を図ったほか、各省各庁財産（行政財産）への決議書方式の導入、国有財産台帳の電子化等により、国有財産に関する情報がデータベースで一元管理されたことから、各種報告の省力化に資するとともに、業務処理の正確性の向上が図られている。

また、それまでホストコンピュータ（共同利用電算機システム）で処理されていた宿舎統計情報や国有資産等市町村交付金情報について、国有財産総合情報管理システムに機能を移管したほか、貸付料等債権については官庁会計システム（ADAMSⅡ）と連携し業務効率化を図ったうえで、貸付相手方の利便性向上や貸付料等債権の確実な徴収を目的として口座振替機能を新規に整備した。

さらに、自然災害の発生等によりシステムに重大な障害が発生した場合でも業務の継続が可能となるよう、バックアップ・システムを設置したほか、情報及びシステムの安全性を確保するため、業務サーバの二重化によりデータ負荷を分散させる等、システム構成の冗長化を図り、システムの可用性の維持・向上を図っている。

平成25年6月には「世界最先端IT国家創造宣言」が閣議決定され、これに基づき、令和3年度までを目途に政府情報システムに係る運用コストの3割圧縮を目指すことが示された。

上記計画を受けて、国有財産総合情報管理システムでは、平成31年1月に行った機器更新に合わせ、「最新技術（仮想化技術）を導入することによるサーバ台数の削減」「地図データの入替や日次監視業務の効率化」「国有財産情報公開サブシステムの民間クラウド活用」を実施し、運用コストの削減を図っている。

＜ 第 2 節 総括事務 ＞

1. はじめに
2. 庁舎行政の総合調整（行政財産の有効活用の推進）
 - （1）庁舎等の使用調整
 - （2）庁舎等の取得等に係る調整
3. 特別会計所属普通財産の事務委任
4. 独立行政法人の不要資産
5. 国公有財産の最適利用
6. 特々会計の一般会計化

1. はじめに

国有財産のうち、国の事務・事業等の用に供されている庁舎等の行政財産は、国の行政活動を支える物的基礎であり、当該財産を所管する各省各庁の長がその行政目的を遂行するため管理を行っている。

財務省及び財務局等は、「国有財産の総括機関」として、各省各庁が所管する行政財産について、財産の適正な管理と効率的な使用が促進されるよう必要な調整を行っている。

財務省では、平成22年6月に閣議決定された新成長戦略にあわせて、「新成長戦略における国有財産の有効活用について」が公表され、地方や中央の合同庁舎整備等において、地域主権改革に留意しつつ、集約化を進め跡地の創出に努めることとし、その際、地方公共団体等地元関係者と連携しながら地域の街作りにも配慮し、跡地も含めて地域の活性化や都市再生に資するような事案については優先的に推進することとされた。

また、こうした取組みにおいては、エリアマネジメントの考え方も導入し、財務局等を通じた地域との連携を強化することにより、地域と一体となって土地の利用価値を高めていくような開発に貢献していくこととされた。

2. 庁舎行政の総合調整（行政財産の有効活用の推進）

（1）庁舎等の使用調整

従来から、行政組織の見直し等によって生じる既存庁舎等について、過不足を解消するため、効率性を重視した監査の結果などを活用し、使用調整を徹底しているところであるが、平成27年3月2日付で「庁舎等使用調整計画の策定等に係る取扱いについて」通達が改正され、使用調整計画を移転経費等に係る概算要求に反映させるため、使用調整計画策定までのスケジュールを原則として前倒しすることとされた。

また、国有財産法第10条による総括権に基づく調整によって行ってきた官署の移転・再配置等による事案について、必要に応じて財務局等において開催する地方有識者会議を活用し、有識者の意見を聴くこととされた。

（2）庁舎等の取得等に係る調整

各省各庁の長が行政財産を取得等しようとする時は、国有財産法第12条及び第14条に基づき、財務大臣は各省各庁の長から協議を受けることとなっている。

財務省（理財局）は、上記協議に先立ち予算編成の時期に、各省各庁における個々の庁舎等取得予定事案毎にその適否を審査し、その結果に基づき主計局と調整の上、予算措置状況を踏まえて「庁舎等の取得等調整計画」を策定している。

庁舎等の取得等調整計画の策定に当たって、平成27年3月2日付で「庁

舎等の取得等予定の調整について」通達が改正され、各財務局長等は取得等予定事案について、原則として現地調査を行うとともに、現地確認結果を踏まえ、現地機関ならではの視点で取得等の必要性・緊急性に主眼を置いて、その適否を厳正に審査のうえ意見書を作成し、理財局長に提出することとされた。

なお、庁舎等取得予定事案の審査に当たっては、庁舎等の取得調整計画等と密接に関連する地方整備局が策定する「官庁施設整備構想」の状況を把握するとともに、過去の監査指摘において、建替時等に是正を図ることとされているものについては、その適合性を確保することとされた。

また、平成28年3月3日付の同通達の改正において 民公有建物の借受について、従来規定されていた面積基準を撤廃し、全て庁舎等の取得等予定調書を作成・提出することとされた。

3. 特別会計所属普通財産の事務委任

各省各庁が所管する特別会計所属普通財産（財政投融资特別会計特定国有財産整備勘定所属普通財産を除く。以下「特別会計普通財産」という。）の処分等に当たっては、国有財産の管理及び処分の統一化を図るため、財務省所管一般会計所属普通財産の取扱いに準じて処理してきたところであるが、平成22年6月18日「新成長戦略における国有財産の有効活用について」を踏まえ、国有財産全体の有効活用を図る観点から、特別会計普通財産の処分等事務の委任を積極的に進めることとされ、平成23年6月27日付で事務委任の拡大に係る「各省各庁所管特別会計所属普通財産の処分等に係る事務処理要領について」通達が発出された。

4. 独立行政法人の不要資産

平成22年12月7日に閣議決定された「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」において、国の資産を有効かつ効率的に活用する観点から、独立行政法人の利益剰余金や保有する施設等について、そもそも当該独立行政法人が保有する必要があるか、必要な場合でも最小限のものとなっているかについて厳しく検証し、不要と認められるものについては速やかに国庫納付を行うとされた。

なお、不要な施設等の納付方法については、原則として現物により速やかに納付することとし、国は、納付を受けたものを含めた国有財産全体の有効活用を図ることとした。

5. 国公有財産の最適利用

「経済財政運営と改革の基本方針2014～デフレから好循環拡大へ～（平成26年6月24日閣議決定）」において、地域における公的施設について、国と

地方公共団体が連携し国公有財産の最適利用を図ることとされ、地域における庁舎等施設について、効率的な耐震化・老朽化対策・更新や施設の集約・再編等への対応が求められている。こうした状況を踏まえ、国有財産の総括機関である財務局等が、地域における各省各庁財産管理部局その他関係機関の意見等を取りまとめ、地方公共団体の意向も尊重しながら、地域における国公有財産の最適利用（エリアマネジメント）を推進することとした。

6. 特々会計の一般会計化

特定国有財産整備特別会計は、国の庁舎等の使用調整等に関する特別措置法第5条に規定する特定国有財産整備計画の実施による特定の国有財産の取得及び処分に関する経理を明確にするため、昭和32年に設置された特別会計であったが、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」（平成18年6月2日施行）を踏まえ、平成21年度末で廃止されたところ。

なお、平成21年度末までに策定されていた事業で完了していない事業の経理を行うため、平成22年度から当該事業が完了する年度までの間の経過措置として財政投融资特別会計に特定国有財産整備勘定が設けられたほか、平成22年度以降に新規で定めた特定国有財産整備計画の実施については、一般会計で経理することとされた。

＜ 第 3 節 国家公務員宿舎事務 ＞

1. 国家公務員宿舎制度
2. 事務処理体制について
3. 国家公務員宿舎に係る平成21年以降の主な動き
 - (1) 国家公務員宿舎削減計画
 - (2) 国家公務員宿舎使用料の引上げ
 - (3) 社会福祉分野への活用及び災害への対応
4. 国家公務員宿舎の戸数推移等
 - (1) 宿舎分類
 - (2) 戸数推移
5. 国家公務員宿舎に関する今後の対応について

1. 国家公務員宿舎制度

国家公務員宿舎は、国家公務員宿舎法に基づき設置及び維持管理を行っており、国家公務員等の職務の能率的な遂行を確保し、もって国等の事務及び事業の円滑な運営に資することを目的としている。

2. 事務処理体制について

平成25年度機構改正において、未利用国有地の有効活用等及び国家公務員宿舎の削減計画等を踏まえ、国有財産業務に関する効率的な体制整備が行われた。

3. 国家公務員宿舎に係る平成21年以降の主な動き

(1) 国家公務員宿舎削減計画

① 削減計画に至る経緯

平成 18 年度以降、移転・再配置計画に基づき集約先となる宿舎の整備を進めてきていたが、民主党への政権交代後、平成 21 年 11 月に開催された行政刷新会議による事業仕分けにおいて、国家公務員宿舎については、①その在り方について速やかに検討を行うこと、②それまでの間、継続案件や東京周辺以外の緊急建替えを除き凍結すること、等とされ、「見直しを行う」との評価結果が出された。

これを受け、契約済みであった P F I 事業（朝霞、方南、稲毛海岸）を含め、25 事案を凍結することとなった。

事業仕分けの評価結果を受け、宿舎を含む国有財産についての P R E 戦略（公的不動産の最適化戦略）の検討が行われ、平成 22 年 12 月に「国有財産行政における P R E 戦略」が取りまとめられた。この中で、国家公務員宿舎については、概ね 5 年を目途に宿舎戸数を 3.7 万戸（15%強）程度削減するなどの方針を策定した。

平成 23 年 3 月、東日本大震災が発生し被災地の復興等が急がれる中、同年 9 月に建設事業が再開された朝霞住宅を中心に国家公務員宿舎に対する厳しい批判が寄せられた。同年 10 月、総理の朝霞住宅建設予定地の視察が行われ、集中復興期間である 5 年間の事業凍結が指示された。

② 削減計画の策定

これを踏まえ、今後の国家公務員宿舎の削減のあり方を検討するため、「国家公務員宿舎の削減のあり方についての検討会」を設置し、同検討会から平成 23 年 12 月、「国家公務員宿舎の削減計画」（以下「削減計画」という。）が策定・公表された。

削減計画では、国家公務員宿舎に入居が認められる職員を以下の 5 つの類型に限定し、当該 5 類型をもとに各府省が必要戸数を精査のうえ算定された必要戸数の約 16.3 万戸まで、5 年を目途に宿舎戸数約 21.8 万戸か

ら 5.6 万戸（25.5％）程度の削減を行うとの方針が示された。

区 分	必要戸数 (万戸)
① 離島、山間へき地に勤務する職員 (例：自然保護官事務所職員、ダム管理所職員)	約 0.2
② 頻度高く転居を伴う転勤等をしなくてはならない職員 (例：司法関係職員、国税職員)	約 5.2
③ 居住場所が官署の近接地に制限されている職員 (例：刑務官、自衛官)	約 1.3
④ 災害、テロ、経済危機、武力攻撃等を含め、政府の迅速な対応が求められる事件・事故等が発生した際、各省庁が定める業務継続計画（BCP）等に基づき緊急参集する必要がある職員	約 8.3
⑤ 国会对応、法案作成及び予算等の業務に従事し、深夜・早朝における勤務を強いられる本府省職員	約 1.2
合 計	約 16.3
(注)それぞれの区分には、国から移行した独立行政法人の職員（例：試験研究機関の職員）及びその必要戸数（0.4 万戸）が含まれる。	

また、公表時点で廃止が決定された宿舎、計 2,393 住宅（約 1.6 万戸）について、具体的な宿舎名等の一覧が公表されるとともに、追加で廃止する宿舎について「コスト比較等により個別の検討」を行い、「その結果について、1 年以内を目途に公表を行う」との方針が示された。

当該方針に基づいて老朽化し耐震性等に問題がある宿舎を対象に、売却収入や法定容積率の利用率、業務上の必要性や立地等を勘案して廃止する宿舎を選定するとともに、存置することとした耐震性等に問題がある宿舎については、より詳細なコスト比較を実施し、その処置について判定を行った結果、全国 10,684 住宅のうち、(削減計画で廃止が決定された 2,393 住宅を含め、合計で) 5,046 住宅（一部廃止も含む。）を廃止することを決定し、平成 24 年 11 月、5.6 万戸程度の宿舎戸数削減が達成されることを公表した。

③ 削減計画の実施状況

これを受け廃止決定した宿舎の入居者の退去、宿舎の廃止、宿舎敷地の売却等を順次実施した結果、平成 28 年度末において以下のとおりの削減計画目標を達成した。

「国家公務員宿舎の削減計画」等のポイント	平成 28 年度末実績	実 施 状 況
----------------------	-------------	---------

宿舎戸数約 21.8 万戸から、平成 28 年度末までを目途に約 16.3 万戸まで、約 5.6 万戸（▲25.5%）を削減。	宿舎戸数：約 16.3 万戸 削減戸数：約 5.6 万戸 （▲25.5%）	達 成
全国 10,684 住宅のうち、5,046 住宅を廃止。	5,244 住宅を廃止。	達 成
廃止する宿舎については、その跡地をできる限り速やかに売却すること等により国の財政に貢献。 捻出される財源については、概算すると約 1,700 億円。	捻出される財源： 約 2,939 億円 (参考)復興財源への 充当額： 約 2,390 億円	達 成

(2) 国家公務員宿舎使用料の引上げ

平成 24 年 11 月、『「国家公務員宿舎の削減計画」に基づくコスト比較等による個別検討結果及び宿舎使用料の見直しについて』が公表され、宿舎使用料（駐車場の使用料を含む。）については、削減計画の方針に基づき、宿舎に係る歳出に概ね見合う歳入を得る水準まで引上げを行う必要があるとされた。

これに基づき、宿舎の改修費（耐震改修等を含む。）、借受宿舎の賃料、宿舎建設費に係る減価償却費、宿舎行政に従事する公務員や宿舎管理人の人件費などを勘案して、宿舎に係る歳出に概ね見合う歳入を得ることができるよう宿舎使用料を見直すこととし、宿舎戸数の削減などを反映した試算では、平成 28 年度以降の宿舎に係る歳出は年間約 500 億円程度であり、平成 24 年度の使用料水準で算定した使用料収入は年間約 300 億円程度と見込まれ、宿舎に係る歳出に概ね見合う歳入（使用料収入）を得るためには、全体として、現行の宿舎使用料を約 1.7 倍増加させる必要があるとの結果となった。

これを受け、平成 26 年 4 月から引上げを開始し、激変緩和措置として、2 年ごとに 3 段階（平成 26 年 4 月、28 年 4 月、30 年 4 月）の引上げが実施された。

(3) 社会福祉分野への活用及び災害への対応

① 待機児童解消策としての活用

財務省の取組みとして新成長戦略（平成 22 年 6 月 18 日閣議決定）を受けた「新成長戦略における国有財産の有効活用について」を公表し、子育てなど人々の安心につながる分野における国有財産の積極的な活用を行うこととし、国家公務員宿舎については地方公共団体における家庭的保育事業に活用できることとした。

その後、「ニッポン一億総活躍プラン」（平成 28 年 6 月 2 日閣議決定）において、国有地の更なる活用により、保育サービスの受け皿拡大の促進が

掲げられたことから、使用許可ができる対象財産及び対象施設等の拡充を行うとともに、長期間の使用許可を可能とし、地方公共団体へ積極的な情報提供を行い国家公務員宿舎の空きスペースの有効活用に取り組んでいる。

（注：平成 30 年 3 月末現在、家庭的保育事業等への活用は全国で 21 件）

② 発災時における応急仮設住宅としての活用

平成 23 年の東日本大震災では、被災者の広域的な避難に対応する観点から、各被災県からの依頼に基づき、災害救助法に基づく応急仮設住宅として国家公務員宿舎を提供（平成 24 年度には最大約 1,500 戸入居）しており、平成 31 年 3 月 1 日現在においても、全国で 243 戸の宿舎を提供している。

その後の各地における豪雨や震災等の発災時においては、地方公共団体に対し、利用可能な国家公務員宿舎の情報を速やかに提供し、地方公共団体からの要請に応じ、国家公務員宿舎の提供を行っている。

③ 津波避難ビルとしての活用

東日本大震災を教訓に、大規模地震発生による想定外の津波から住民の命を守るため、一時的な緊急避難ができるよう、合同宿舎を活用した津波避難ビルの指定について、地方公共団体と連携しながら取り組んでいる。

（注：平成 30 年 3 月末現在、全国で 41 宿舎）

4. 国家公務員宿舎の戸数推移等

（1）宿舎分類

国家公務員宿舎については、貸与対象とされる職員との区分によって次のとおり分類される。

省庁別宿舎	同一の各省各庁に所属する職員（当該各省各庁の所属する独立行政法人の職員を含む。）のみに貸与する目的で設置する宿舎で、当該各省各庁の長が維持管理する宿舎
合同宿舎	省庁別宿舎以外の宿舎（その所在地又はその周辺に所在する官署（独立行政法人の事業所を含む。）に勤務する職員を貸与の対象とし、財務大臣が総合調整的な立場において維持管理する宿舎）

（2）戸数推移

平成 30 年 9 月において、平成 20 年 9 月比で、全体で約 27.4%の戸数減少となっており、宿舎削減計画による減少が大きな要因となっている。

区分、年次	平成 20 年 9 月	平成 25 年 9 月	平成 30 年 9 月
省庁別宿舎	135,536 戸	107,317 戸	92,178 戸
合同宿舎	88,627 戸	78,993 戸	70,626 戸
合 計	224,163 戸	186,310 戸	162,804 戸

5. 国家公務員宿舎に関する今後の対応について

政府全体としては削減計画後の宿舎戸数である 16.3 万戸程度の需要が確認されているが、地域ごとの宿舎需要と供給の現状についてみると、宿舎削減計画においては主に老朽化や売却収入確保等の観点から廃止宿舎の選定を行ったことや、近年の行政需要の変化に伴う宿舎需要の変化などに伴い、宿舎が不足している地域がある一方、未入居が増加している地域もあることから、需給のミスマッチの解消を進めるための方案を検討する必要がある。

また、住戸の規格別にみると、全国的に、独身者用や単身赴任者用の宿舎が不足していると見込まれる一方、宿舎予算が限られている中で、新たな宿舎の確保や既存宿舎の模様替えなど、ミスマッチの解消までに長い期間を要することからも、既存宿舎の有効活用による入居の促進など、どのような対応が可能か検討する必要がある。

さらに既存の宿舎については、厳しい財政事情の下、ストックの有効活用とトータルコスト軽減の観点から計画的に修繕を行う方針で取り組んできているが、老朽化した宿舎は費用対効果を考慮して、必要最小限の修繕に留めており、その中で築 50 年を経過し老朽化が著しい宿舎が約 2,000 戸存在する。更に 10 年後はこれら老朽化宿舎が約 12,000 戸に増加する見込みであることから、老朽化した宿舎の更新等を適切に実施していく必要がある。

これらの課題解決への対応については、現在、財政制度等審議会国有財産分科会において調査・審議が行われているところであり、今後の答申を踏まえ、適切に対応していく必要がある。

＜ 第 4 節 普通財産事務 ＞

1. 新成長戦略における国有財産の有効活用
 - (1) 新成長戦略における未利用国有地等の活用
 - (2) 新成長戦略と国有財産行政の新展開
2. 新成長戦略策定後の国有財産行政
 - (1) 未利用国有地等の管理処分方針
 - (2) 社会福祉施設等の整備を目的とした地方公共団体等に対する定期借地権の設定
 - (3) 介護施設整備に係る国有地の有効活用
3. 宿舍削減計画に伴う廃止宿舍の計画的かつ確実な売却等の実施
4. 国庫帰属及び所有者不明土地問題
 - (1) 引き取り手のない不動産への対応
 - (2) 政府における対応
5. 輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社の株式売却
 - (1) 輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社の設立
 - (2) 株式売却の実施
 - (3) 売却結果
6. 誤信使用財産の処理促進
7. 公共随契を中心とする国有財産の管理処分手続き等の見直し
 - (1) 背景
 - (2) 見直しの方向性
 - (3) 管理処分手続きの明確化

1. 新成長戦略における国有財産の有効活用

財務省においては、新成長戦略に盛り込まれた施策の実施に当たって国有財産の有効活用を図っていくとともに、国有財産行政について「透明性・情報提供」、「地域連携」、「財政貢献」を旨とした見直しを行い、新たな展開を図った。

(1) 新成長戦略における未利用国有地等の活用

新成長戦略における介護、子育てなど人々の安心につながる分野や、地域活性化・大都市の再生の分野において、未利用国有地等の積極的な活用により民間主導の経済成長を後押しするとともに、社会資本ストックの戦略的維持管理、緑の都市化といった政策方針を国有財産行政に反映させ、政策目的の実現に貢献する。

なお、保育所、介護施設、障害者福祉施設等の整備などの新成長戦略において早急な基盤強化や量的拡大が求められている事業について、地方公共団体等の事業者が施設整備等を行う場合に、未利用国有地の定期借地権を利用した貸付を実施する。

(2) 新成長戦略と国有財産行政の新展開

地域や社会のニーズに対応した国有財産の有効活用を推進していくためには、個々の土地の特性に応じたよりきめ細かな対応が必要となるため、①未利用国有地の管理処分方式の多様化、②情報提供の充実、③地方公共団体等との連携の強化といった国有財産行政の見直しを行う。

① これまで原則売却を優先するとの管理処分方針をとってきたが、売却に加え、定期借地権を利用した新規貸付等個々の土地の特性に応じた最適な活用手段を選択できるように管理処分方式を多様化した。

② 財務省ホームページや「国有財産情報公開システム」を改善し、情報内容の充実、利便性の向上を図る。

③ ワンストップ・サービス化（国有財産に関する相談・連絡等窓口の設置）を推進し、地方公共団体との間で実施している連絡会議を定例化する。

2. 新成長戦略策定後の国有財産行政

(1) 未利用国有地等の管理処分方針

これまで、税外収入による財政への貢献を図るため、未利用国有地を中心とした国有財産の売却促進に努めてきたところであるが、平成 22 年 6 月の「新成長戦略」の閣議決定に合わせて、財務省の方針として「新成長戦略における国有財産の有効活用について」が取りまとめられ、管理処分方針が売却優先から個々の財産の特性に応じた最適な管理処分（有効活用）

へと舵がとられ、未利用国有地の管理処分に係る基本方針を定めた平成 23 年 5 月 23 日付財理第 2199 号「未利用国有地等の管理処分方針について」通達（以下、「管理処分方針通達」という。）が発出され、主な内容は次のとおり。

イ 基本方針

未利用国有地等の管理処分に当たっては、個々の財産の位置、規模、周辺の土地利用状況、土地利用に関する計画や規制に応じた活用策を採用することにより、地域や社会の要請及び国の財政事情を勘案し、有効活用を推進することとする。

具体的には、売却だけでなく定期借地権を利用した新規の貸付けなど、個々の土地の特性に応じた管理処分方策を検討するほか、売却に当たっては二段階一般競争入札、地区計画活用型一般競争入札などの手法も効果的に用いることとする。

ロ 未利用国有地等の処分等手続きの明確化

（イ）基本的考え方

公用・公共利用優先の考え方を原則としつつ、速やかに、かつ、透明で公平な手続きに従って処分等を行うものとし、具体的には、地方公共団体等からの取得等要望の受付期間及び処分等相手方との契約締結期限を設定の上、当該受付期間中に取得等要望がない場合又は当該期限までに契約が締結されない場合は、原則として一般競争入札により売払うものとする。

（ロ）対象財産

原則として全ての未利用国有地等を対象とするが、財務局長等が、国において利用する方針とした財産は対象としないものとする。

また、二段階一般競争入札又は地区計画活用型一般競争入札による売却を行う方針とした財産、信託方式により処分を行う方針とした財産など、財産の性質に応じ、財務局長等が個別に活用方針を定める必要があると判断するもの（個別活用財産）については対象としないことができる。

（ハ）地方公共団体等に対する処分等手続き

都市部に所在する一定規模以上の未利用国有地等については、引受け後速やかに、当該未利用国有地等が所在する地方公共団体に対して、その所在地等の情報を記載した文書を送付し、3 か月の期限を設けて地域の整備計画や環境保全等に係る意見を求める。

公共随契による処分等手続きの流れ及び提出が必要な書類について、ホームページで公表するとともに、取得等要望者に対して、これらを記載した書面を用いて説明する。

A 取得等要望の受付

(A) ホームページへの掲載

未利用国有地等の引受け後又は地方公共団体に対する地域の整備計画等に係る意見を求める場合にその確認後速やかに、取得等要望の有無を確認する文書を地方公共団体に送付するとともに、次に掲げる情報をホームページに掲載することにより、取得等要望の受け付けを行うものとする。

- a 財産の概要に係る情報
- b 取得等要望の受付期限
- c 処分等が可能となる予定時期
- d 地域の整備計画に係る地方公共団体の意見
- e 問い合わせ先

(B) 受付期間

ホームページへの掲載を開始した日から起算して 3 か月間とする。

(C) 取得等要望の受理

受付期間内に、地方公共団体等から取得等要望書を受理するものとし、次の書類を添付させる。

- a 利用計画
- b 事業の必要性、緊急性、実現性等を説明できる書類
- c 予算書の写し又は資金調達計画
- d 関係図面(配置図等)
- e 財務書類
- f 契約書
- g 同意書

(D) 取得等要望の周知

取得等要望書を受理した未利用国有地等については、速やかにホームページにおいて、地方公共団体等からの取得等要望があり、その適否について審査中であるため、一般競争入札を留保する旨を掲載する。

B 財務局等の審査

(A) 審査項目

- a 事業の必要性
- b 事業の緊急性
- c 事業の実現性
- d 利用計画の妥当性
- e 随意契約の適格性
- f 暴力団排除に関する取組

C 処分等相手方の決定手続き

(A) 原則として、受付期間終了後 2 か月以内に処分等相手方を決定するものとする。また、国有財産地方審議会に諮問する場合は、受付期間

終了後 2 か月以内に審査を行った後、速やかに処分等方針案を諮問し、処分等相手方を決定する。

- (B) 同一の未利用国有地等に対して複数の地方公共団体等から取得等要望書が提出された場合には、事業の必要性、緊急性、実現性及び利用計画の妥当性について個別の事案を比較検討し、総合的に判断した上で処分等相手方を決定するが、それでも決定できない場合には、処分等価格が国にとってより有利な者を処分等相手方として決定するものとする。

(C) 処分等相手方への決定通知等

処分等相手方を決定した場合は、速やかに文書により取得等要望者に通知するとともに、その結果をホームページにより公表する。

D 処分等価格の決定手続き

- (A) 処分等相手方を決定した場合においては、処分等相手方との間で書面による見積り合せを実施した上で、国の予定価格以上の価格をもって処分等価格を決定する。

(注) 減額売払い又は減額貸付けの場合においては、あらかじめ国が予定価格の算定において計算した減額割合を処分等相手方に伝えた上で、当該減額割合を踏まえた価格により見積り合せを実施する。

- (B) 見積り合せを実施するに当たっては、以下の点に留意する。

- a 評価条件に相違が生じないように、見積り合せに先立ち、処分等相手方との間において、地下埋設物の調査結果など価格形成上の前提条件をあらかじめ説明する。
- b 見積り合せの実施回数は累計で 5 回を限度とし、5 回の見積り合せによっても国の予定価格の制限に達しない場合には、直ちに見積り合せを打ち切ることとする。
- c 処分等相手方から提出された見積書を含め見積り合せの経過については、事後的にその実施状況を確認できるよう書面により決議書に編綴する。

E 処分等に係る申請書の徴取

処分等価格を決定した場合においては、処分等相手方に対し、速やかに処分等に係る申請書の提出を求める。

F 契約締結期限

処分等相手方として決定した地方公共団体等と契約を締結する期限は、原則として C (C) による文書送付の日から起算して原則として 2 年以内を限度とする。ただし、災害の発生等やむを得ない事情により契約締結期限までに契約を締結できない場合は、当該事情が解消されるまでの間に限り延長することができる。

G 処分等相手方決定前後における未利用国有地等の利用

(A) 処分等相手方を決定する前において、ボーリング調査等の利用要望があったときは、一時貸付により処理するものとする。

(B) 処分等相手方を決定した後においては、ボーリング調査等の利用要望の有無にかかわらず、処分等するまでの間、決定した処分等相手方に対する一時貸付け又は管理の委託を行うよう努めるものとする。

(二) 取得等要望書の提出がなされなかった財産等の取扱い

(ハ) A の期間内に取得等要望書の提出がなされなかった財産、同 D

(B)b により見積り合せを打ち切った財産又は同 F の契約締結期限までに契約がなされない財産は、原則として、速やかに一般競争入札により売払いするものとする。

(ホ) 個別活用財産の取扱い

A 売却方法に係る意見の徴取等

個別活用財産についても、個別の事情を考慮した上で、可能な限り、上記（ハ）の規定に準じた取扱いを行うものとする。

B 一般競争入札の取扱い

個別活用財産とした財産について、財務局長等が必要と認める場合には、平成 3 年 9 月 30 日付蔵理第 3603 号「一般競争入札等の取扱いについて」通達の規定にかかわらず、最低売却価格を公表しないことができるものとする。

この場合において、入札参加者の資格については、一般競争入札通達に定めるもののほか、財務局長等が定める入札保証金の金額（最低入札保証金）に達しない入札保証金を差し入れるものを除くことができるものとする。

ハ 二段階一般競争入札及び地区計画活用型一般競争入札の活用

(イ) 基本的考え方

二段階一般競争入札又は地区計画活用型一般競争入札は、まちづくりに配慮した土地利用を行いつつ、民間の企画力・知見を具体的な土地利用に反映させ、資産価値の向上や地域経済の活性化等の効果を実現することを目的に、公正かつ透明な手続きの下で進めることを基本とする。

(ロ) 売却方法に係る意見の聴取等

財務局長等は、二段階一般競争入札又は地区計画活用型一般競争入札による売却が上記④の観点から有効であると見込まれる財産について、必要に応じ当該財産が所在する地方公共団体から意見を聴取することにより、売却方法等を決定するものとする。

なお、地方公共団体からの意見聴取は、期限を設けるなど公正かつ透明な手続きの下で進めることとする。

ニ 未利用国有地等の暫定活用などの促進

未利用国有地等を売り払うまでの暫定活用については、国の維持管理費用を削減し、資産を有効活用するとの観点から、民間等による利用の促進について従来以上に積極的に取り組むこととする。

また、売却困難財産や売れ残り財産等についても、一時貸付けや定期借地の活用を検討し、民間等による利用の促進に取り組むこととする。

ホ 優遇措置の是正

(イ) 基本的考え方

国有財産を処分等する場合において、様々な法律において優遇措置が適用できるとされているが、こうしたもののうち、補助金的な性格を有する優遇措置については、国の財政事情が著しく悪化していること、対象施設が相当程度整備されてきていること及び未利用国有地等の地域的な偏在により受益面で不公平が生じていることを考慮し、限定的な運用を行うこととする。

(ロ) 具体的取扱い

A 売払いの場合

未利用国有地等のうち以下のものについては、優遇措置を適用せず、全面積を時価売払いするものとする。

(A) 物納財産

(B) 独立行政法人通則法の規定に基づき国に現物納付された財産

(C) 国が移転経費を要した財産

(D) 平成 23 年 12 月 1 日付「国家公務員宿舎の削減計画」に基づき廃止された宿舎の跡地

(E) 削減計画を受けた特定国有財産整備計画の変更により建設を中止した宿舎の建設予定地。

(F) 衆議院及び参議院から引き継がれた財産

B 定期借地権を利用した貸付けの場合

上記 A に掲げる財産のほか、優遇措置を適用できる財産であっても定期借地権を利用した貸付けを行う場合には、事業者の初期投資額が低減されるなど貸付けを行うこと自体が優遇措置に当たるとの考え方から、全面積時価貸付けするものとする。

(2) 社会福祉施設等の整備を目的とした地方公共団体等に対する定期借地権の設定

新成長戦略における国有財産の有効活用の柱となったのは定期借地権を利用した貸付けであり、平成 22 年 8 月 27 日付財理第 3644 号「社会福祉施設等の整備を目的とした地方公共団体に対する定期借地権の設定について」通達が発出され地方公共団体に対して、保育所、介護施設、障害者福祉施設等の整備に当たり定期借地権を利用した貸付けが可能となり、また、平

成 23 年 3 月の改正により医療施設が追加された。更に平成 23 年 3 月 31 日付財理第 1539 号「社会福祉施設等の整備を目的とした社会福祉法人等に対する定期借地権の設定について」通達（以下、「定借通達」という。）が発出され社会福祉法人等に対しても直接定期借地権を利用した貸付けが可能となった。主な内容は次のとおり。

イ 基本事項

新成長戦略に盛り込まれている医療、保育所、介護施設、障害者福祉施設等の整備のために未利用国有地の貸付の要望があった場合には、財務局長等が審査の上、定期借地権の設定を行うことができる。

ロ 借地権の種類

定期借地権は賃借権とする。

ハ 貸付期間の設定

貸付要望期間を踏まえ、当該建築物の構造、使用期間等を勘案の上、個々の事案に即して個別に貸付期間を判断する。

なお、事業用定期借地契約を締結する場合の貸付期間は 10 年以上 30 年以内となることに留意する。

ニ 貸付対象施設

貸付対象施設は以下の施設とする。

(イ) 社会福祉法第 2 条に規定する社会福祉事業の用に供する施設

(ロ) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 2 条に規定する認定こども園の用に供する施設（以下「認定こども園」という。）

(ハ) 医療法第 1 条の 5 第 1 項及び第 2 項に規定する病院又は診療所で、平成 13 年 10 月 29 日付財理第 3660 号「財務省所管一般会計所属普通財産の管理及び処分を行う場合において指名競争に付し又は随意契約によることについての財務大臣との包括協議について」通達の別紙 1 の第 1 の (ロ) の 1 の (10) の規定により財務大臣との協議が整っている施設（以下「医療施設」という。）

ホ 貸付相手方等の要件

貸付相手方は、上記ニ①に掲げる施設にあつては地方公共団体又は社会福祉法第 22 条に規定する社会福祉法人、上記ニ②に掲げる施設にあつては地方公共団体、社会福祉法人又は私立学校法第 3 条に規定する学校法人、上記ニ③に掲げる施設については地方公共団体とする。

なお、地方公共団体が借受け、福祉施設、認定こども園及び医療施設を経営する事業者へ転貸することを可とする。

ヘ 貸付料

(イ) 貸付料予定価格算定基準

貸付料予定価格は民間精通者による年額貸付料の評価額により決定す

る。

なお、当該貸付けの対象となっている財産が国有資産等所在市町村交付金の交付を要しないものである場合には、公租公課相当額を控除した額に修正する。

(ロ) 貸付当初 3 年間の貸付料年額

原則として当初 3 年間は貸付料の改定は行わないものとする。

(ハ) 第 4 年次以降の継続貸付料等

A 第 4 年次以降の継続貸付料は、平成 13 年 3 月 30 日付財理第 1308 号「普通財産貸付事務処理要領」通達（以下「貸付通達」という。）別添 1「普通財産貸付料算定基準」の第 1 の 1 の規定を準用して算出した額とする。

B 貸付料の適用期間は、貸付通達の記の第 1 節の第 3 の 3 (1) による。

C 貸付料の改定通知等については、貸付通達の記の第 1 節の第 3 の 4 による。

D 貸付料の納付方法については貸付通達の記の第 1 節の第 3 の 5 の (1) による。

E 貸付料の納付期限については貸付通達の記の第 1 節の第 3 の 5 の (2) による。

F 貸付中の財産が、災害を直接の原因とする事由により被害を受けた場合には、平成 23 年 6 月 8 日付財理第 2608 号「災害を直接の原因とする普通財産の貸付料の減免措置の取扱いについて」通達の定めるところにより、貸付料算定期間の不算入措置などの減免措置を講ずる。

ト 一時金の取扱い

(イ) 権利金

定期借地権を設定する際の権利金（国の返還義務を負わないものに限る。）については、民間精通者に照会する等により、その授受の慣行を確認し、慣行がある場合は徴するものとする。

なお、権利金を徴する場合には、標準合意書式に財務局等において以下の事項を追加することとする。

A 借受人は、本契約締結と同時に国に権利金を支払わなければならないこと

B 権利金の額

C 国が受領した権利金は返還されないこと

(ロ) 前納貸付料

A 財務局長等は、貸付相手方から貸付期間における貸付料の一部を契約締結時に納付することについて協議があった場合には、上記へ（ハ）の D、E に定める納付方法にかかわらず、契約締結の日から 20 日以内の納付期限を設定し、当該貸付料の一部を前納させることができるも

のとする。

B 上記 A により前納させる額は、貸付当初の貸付料年額に貸付期間の月数を乗じて得た額を 12 で除して得た額の 2 分の 1 を限度として、貸付相手方と協議の上定めるものとする。

C 前納された貸付料の一部（以下「前納貸付料」という。）は、貸付期間における貸付料に毎年均等に充てられるものとする。ただし、毎年の貸付料に充てる額に 1 円未満の端数が生じる場合等必要に応じ、貸付相手方と協議の上貸付料に充てる金額を調整することができるものとする。

D 貸付料の改定通知等を行う場合には、上記へ（ハ）の C に定めるもののほか、前納貸付料のうち次期貸付料適用期間における貸付料の一部に充てる金額を通知するものとする。

チ 定期借地権の転貸等

（イ）地方公共団体への貸付財産について転貸の承認申請があった場合

A 普通財産取扱規則第 30 条第 4 項ただし書の規定による「特別の事情があるものとして別に定める場合」として、財務局長等限りでその転貸を認めることができるものとする。ただし、国の転貸先として不適切な相手方への転貸は除く。

B 貸付財産上に所在する借受人が建設した建物その他工作物の賃貸は国の承認事項とする。

C 貸付財産上に所在する借受人が建設した建物その他工作物の譲渡は国の承認事項とする。

D 貸付財産の借地権を第三者へ譲渡することは認めない。

E 上記、A、B 及び C の貸付財産の転貸等の承認申請があったとき、承認申請書等に添付させた転貸契約書（案）等にて次の事項が確認できなければ、財務局長等は転貸等を承認することができない。

(A) 指定用途に供することが明記されていること。

(B) 転貸先の相手方が指定用途のとおり貸付財産を使用しているか、借受人が把握し、その結果を財務局等に報告すること。

(C) 転貸先の相手方が排除対象者に該当しないこと。

F 財務局長等の転貸等の承認に基づき、地方公共団体が転貸等に係る契約を締結したときは、速やかに財務局長等に契約書の写しを提出させること。

（ロ）社会福祉法人等への貸付財産について転貸の承認申請があった場合

A 転貸の承認申請があってもこれを認めない。

B 貸付財産の借地権を第三者へ譲渡することは認めない。

ただし、事業の継続運営が困難と判断される場合等、その譲渡が真

にやむを得ないと認められる場合において、地方公共団体が公募等により選定した相手方に譲渡しようとする場合には、普通財産取扱規則第 30 条第 4 項ただし書の規定による「特別の事情があるものとして別に定める場合」として、財務局長等限りでその譲渡を認めることができるものとする。

- C 上記 B の借地権の譲受人と貸付契約を締結する場合には、借地権の譲受人は国と借地権の譲渡人との間の契約（以下「原契約」という。）における借受人の地位を継承するものとする。この場合、貸付期間は原契約における残期間とする。

リ 特約事項

- (イ) 定期借地契約であることに鑑み、次の特約事項を付するものとする。

- A 貸付期間満了後契約の更新は行われないこと。
B 建物改築による貸付期間の延長は行われないこと。
C 貸付期間が満了したとき又は貸付契約が解除されたときに、建物の買取り、必要費及び有益費の償還を請求できないこと。

- (ロ) 借地契約の終了時の確実な返還を担保するため、次の特約条項を付するものとする。

- A 貸付期間が満了する日、又は貸付契約が解除されたときは国の指定する期日までに、貸付財産上の建物その他工作物を除去し、貸付財産を原状に回復し、国に更地で返還すること。
B 貸付相手方が更地返還義務に違反した場合は、原状回復に要する費用を貸付相手方に請求すること。

- (ハ) 貸付期間の末日までに貸付財産が更地返還されなかったときは、貸付期間の末日の翌日から更地化するまでの期間に係る貸付料相当額を、損害賠償金として貸付相手方に請求するものとする。

- (ニ) 予め契約締結前に把握している瑕疵については、その瑕疵を特定し、貸付相手方は瑕疵担保責任に基づく契約解除及び損害賠償請求並びに瑕疵修補請求並びに貸付料の減免請求を行うことができないものとする。

- (ホ) 貸付財産に隠れた瑕疵が発見された場合、以下のとおり対応するものとする。

- A 国が使用収益に支障があると認めるとき

国において瑕疵の修補を実施するものとし、貸付相手方は瑕疵担保責任等の追及を行うことができないものとする。国による瑕疵修補の期間中、貸付相手方の使用収益が制限される場合には、使用収益が制限される程度に応じた貸付料の減免を行うことができるものとする。

貸付相手方において瑕疵の修補を実施することを妨げないが、その場合であっても国は当該瑕疵修補に要した費用を償還しないものとする。

B 上記以下の場合

国において瑕疵の修補を実施しないこと及び貸付料の減免は行わないことのほか、Aの対応によることとする。

(へ) 貸付財産について修繕等を要する箇所が生じた場合（(ホ)による場合を除く。）、国が使用収益に支障があると認めるときに限り、国において修繕等を実施するものとする。国による修繕等の期間中、貸付相手方の使用収益が制限される場合には、使用収益が制限される程度に応じた貸付料の減免を行うことができるものとする。

貸付相手方において瑕疵の修補を実施することを妨げないが、その場合であっても、当該修繕等に要した費用を償還及び貸付料の減免を行わないものとする。

ヌ 実地調査等

財務局長等は、契約に付した条件の履行状況を把握し、条件違反を未然に防止するため、借受人に利用状況等の報告を毎年 1 回求めるほか、必要があると認めるときは借受人に資料の提出を求め、又は実地調査、実地監査等を行うこと。

ル 標準合意書式

貸付契約は、国有財産有償貸付合意書を標準合意書式として、公正証書により作成することとする。なお、公正証書の作成費用は、借受人の負担とする。

ヲ 借地権の登記

本通達に基づき貸付けを行った財産の賃借権に係る民法第 605 条（賃借権の対抗力）に規定する登記は行わないものとする。

ワ 特例処理

本通達により処理することが適当でないと認められる場合には、その事由を付した処理案により理財局長の承認を得て処理することができるものとする。

(3) 介護施設整備に係る国有地の有効活用

未利用国有地等の管理処分にあたっては、前記 2（1）で述べた管理処分方針通達に基づき有効活用を推進し、特に社会福祉分野については、前記 2（2）で述べた社会福祉施設等の整備を目的とした定期借地権の設定により引き続き国有地の有効活用に努めていたが、平成 27 年 11 月 26 日、「一億総活躍社会の実現に向けて緊急に実施すべき対策」が取りまとめられ、用地確保が困難な都市部等において、賃料減額といった国有地の更なる活用などにより介護施設等設備を促進することとされたものである。

これを受け、特に都市部における介護施設整備の加速化に資するよう、定期借地権による減額貸付等を実施し、国有地の更なる活用を図るため、

平成 27 年 12 月 21 日付財理第 4997 号「介護施設整備に係る国有地の有効活用について」通達が発出され、管理処分方針通達又は定借通達の規定にかかわらず、処理できるものとしたものであり、主な内容は次のとおり。

イ 対象期間

平成 28 年 1 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日までの間に新規に契約を締結する場合を対象とする。

ロ 対象地域

東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、愛知県、大阪府、兵庫県及び福岡県

ハ 対象施設

特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、小規模多機能型居住介護事業の用に供する施設、認知症対応型老人共同生活援助事業の用に供する施設、生計困難者に対して、無料又は低額な費用で介護保険法に規定する介護老人保健施設を利用させる事業の用に供する施設を対象とする。

なお、老人デイサービスセンター等の施設が合築又は併設される場合は、当該施設を対象施設に含める。

ニ 処分等手続き

(イ) 地方公共団体との連携

都市部における介護施設整備の加速化に資するよう国有地を有効に活用していくためには、地域における介護施設整備の需要や課題を十分把握し、これに的確に対応していくことが必要である。したがって、本通達に基づく処理の効果的な実施に向けて、介護施設整備の促進に資する効果的な情報提供のあり方、事業者の選定方法、国有地の処分等スケジュールなどのほか、街づくりの観点からの他の公的用途との利用調整などについて十分協議を行うなど、対象地域の地方公共団体（以下「対象地方公共団体」という。）との連携の下、適切に進めるよう努めるものとする。

(ロ) 地方公共団体に対する情報提供

対象施設の整備に資するよう、対象地方公共団体に対し、以下のとおり情報提供を行うものとする。

対象地方公共団体に対し、情報提供を行った財産については、情報提供後速やかに財務局等ホームページにおいて、地方公共団体に情報提供を行っている旨を掲載する。

A 情報提供対象財産の選定

対象地方公共団体と協議の上、対象施設の整備に資すると認められる未利用国有地（現に引受けが行われていない場合であっても引受けが決定している国有地を含む。）を情報提供対象財産として選定する。

B 情報提供の実施時期

上記 A により選定した財産は、原則として、管理処分方針通達記の第 3 の 5 の(1)に規定する取得等要望の受付に先立ち情報提供を行うものとする。

(ハ) 取得等要望の調整

A 対象地方公共団体への情報提供の結果、対象地方公共団体から、当該地方公共団体における対象施設の整備のための活用を検討したい旨の要望（注）があった場合、当該要望の対象となった財産については、対象地方公共団体と協議の上、管理処分通達記の第 3 の 2 に規定する個別活用財産とするものとする。

B 対象地方公共団体における検討の結果、具体的な取得等要望があった場合は、取得等要望の提出を受け、本通達、管理処分方針通達及び定借通達に定める処分等の手続きを進めるものとし、具体的な取得等要望がない場合は、下記 C に基づき、処分等を進めるものとする。

C 上記 A の要望がない財産については、管理処分方針通達の規定に基づき、確認文書の送付及び財務局等ホームページの掲載を行い、処分等を進めることとするが、その際、対象地方公共団体が対象施設の整備のための活用を優先することが望ましいとの意見を有する場合は、取得等要望の受付に当たって、その旨を表示することができるものとする。

（注）対象地方公共団体による利用（借受けし社会福祉法人へ転貸する場合を含む。以下同じ。）を検討する場合のほか、対象地方公共団体が社会福祉法人を公募等により選定して利用させることを検討する場合も含む。

(二) 契約締結期限の特例

介護保険法第 117 条第 1 項に規定する市町村介護保険事業計画その他地方公共団体が策定する計画に沿った整備を行うため、処分等相手方への決定通知送付の日から起算して 2 年を超えて契約を締結する必要があると認められる場合は、その内容を審査のうえ、2 年を超えて必要な契約締結期限を定めることができるものとする。

ホ 定期借地権による貸付けの特例

対象地方公共団体又は社会福祉法人を貸付相手方として、対象期間内に対象地域において対象施設の用に供するため新規に定期借地権による貸付契約を締結する場合は、以下の取扱いによるものとする。

(イ) 貸付料

貸付期間の初日から起算して 10 年間（以下「減額貸付期間」という。）に限り、国有財産特別措置法第 3 条の規定に基づき、定借通達記の 7 の(1)により算定した貸付料を減額する。

なお、貸付料の算定に当たっては、管理処分方針通達記の第 6 の 2 の (2) の規定及び平成 14 年 3 月 29 日付財理第 1169 号「優遇措置の取扱いについて」通達の規定は適用せず、昭和 48 年 12 月 26 日付財理第 5722 号「国有財産特別措置法の規定により普通財産の減額譲渡又は減額貸付けをする場合の取扱いについて」通達（以下「減額通達」という。）に定めるところによる。

この場合において、減額通達記の第 1 の 2 の (2) のロに規定する準適正規模の減額率は、5 割として算定するものとする。

（注 1）貸付料を減額する期間は貸付期間の初日から起算して 10 年間に限るものとし、当該期間経過後の期間（以下「時価貸付期間」という。）の貸付料については、時価によるものとなることに留意のこと。

（注 2）地方公共団体が借受けし社会福祉法人に転貸する場合、貸付料は時価によるものとなることに留意のこと。

（注 3）対象施設に社会福祉法人第 2 条に規定する社会福祉事業の用に供する施設で対象施設以外の施設が併設される場合、当該併設施設に係る貸付料は、時価によるものとなることに留意のこと。

（ロ）一時金等の取扱い

A 契約保証金

契約保証金の納付は要しない。

B 前納貸付料

(A) 上記（イ）により貸付料を減額する場合において、貸付料を前納する場合の限度額は、減額措置を行わないとした場合の貸付当初の貸付料年額に貸付期間の月数を乗じて得た額を 12 で除して得た額の 2 分の 1 を限度として、貸付相手方と協議の上定めるものとする。

(B) 上記 (A) に基づき前納される貸付料の一部は、以下のとおり減額貸付期間と時価貸付期間に按分した上で、各期間における貸付料にそれぞれ毎年均等に充てられるものとする。

a 減額貸付期間に充当する前納貸付料

前納貸付料 $\times A / (A + B)$

b 時価貸付期間に充当する前納貸付料

前納貸付料 $\times B / (A + B)$

（ハ）標準合意書式

貸付契約は、国有財産有償貸付合意書を標準合意書式として、公正証書により作成することとする。なお、公正証書の作成費用は、借受人の負担とする。

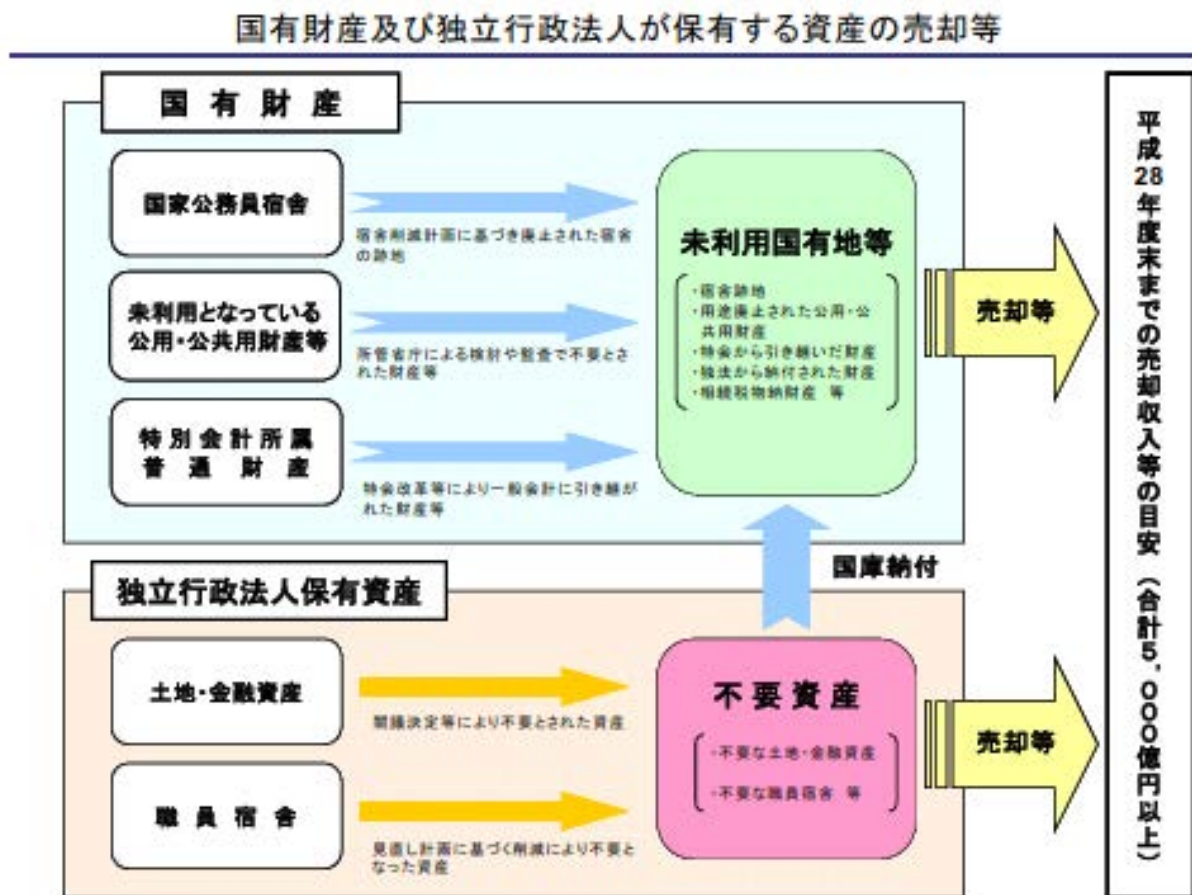
ヘ 特例処理

本通達により処理することが適当でないと認められる場合には、その事

由を付した処理案により理財局長の承認を得て処理することができるものとする。

3. 宿舎削減計画に伴う廃止宿舎の計画的かつ確実な売却等の実施

未利用国有地（国家公務員宿舎の削減に伴う跡地を含む）等については、2012（平成 24）年 8 月に行政改革実行本部によって決定された「国有資産及び独立行政法人が保有する資産の売却等に係る工程表」において、2016（平成 28）年度末までに、国有資産等の売却、運用等による収入の合計額が 5,000 億円以上となるよう求められた。特に削減宿舎の跡地については、東日本大震災の復興財源（約 1,700 億円目安）に充てることが求められ、2016（平成 28）年度末までに速やかに売却することが重要な課題となった。



(参考) 復興財源における宿舎跡地売却決算額 (単位: 億円)

年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
決算額	194	502	300	413	1,121	191

平成 30 年 9 月 28 日開催国有財産分科会資料より抜粋

4. 国庫帰属及び所有者不明土地問題

(1) 引き取り手のない不動産への対応

近年、適切な管理が行われていない空き家や所有者不明土地といった不動産は、地域住民の生活環境や公共事業等の土地利用に悪影響を及ぼしており、特に、今後、大量の相続が発生することで増加が見込まれる所有者不明土地の問題はその深刻化が懸念されている。

そのような状況の下、現在、財務局で引き取り手のない不動産として相談を受けているのは、相続人不存在の国庫帰属※¹、寄附※²及び所有権放棄※³にかかる不動産であり、件数は年々増加している状況となっている。

※¹ 相続人不存在の国庫帰属

相続人が不存在の場合、利害関係者等からの申立に基づき、裁判所が選任する相続財産管理人が相続財産を管理し、一定の手続きを経た後、金銭や不動産などの相続財産は国庫に帰属する（推移については別添のとおり）。※民法第5編第6章（相続人の不存在）

※² 寄附

寄附等の申出があった場合、土地等については、国有財産法第14条及び同法施行令第9条の規定により各省各庁が国の行政目的に供するために取得しようとする場合は、財務大臣と協議の上、取得手続をする。

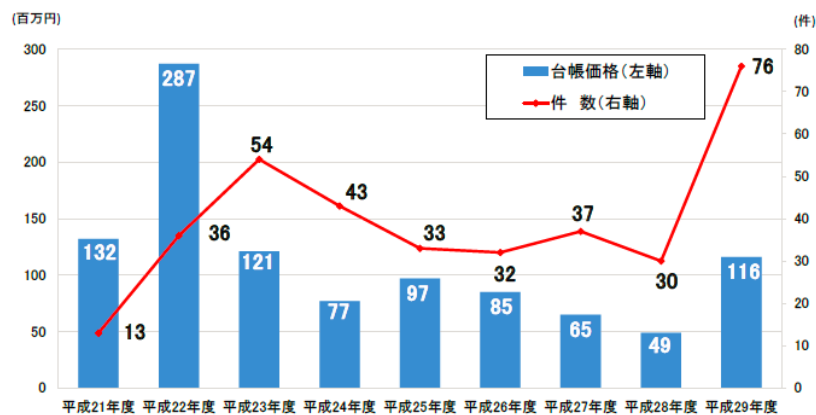
※³ 所有権放棄

不動産の所有権を放棄することは、法令上明文の根拠がなく制度として確立されておらず、土地を手放すことができる仕組み、その帰属先について政府内で検討されている。

(2) 政府における対応

政府において、一定の条件の下で強制執行や公共的利用を可能とする特別措置法を講じて、空き家や所有者不明土地への対策を推進するとともに、更に、所有者不明土地については、政府一体となって総合的な対策を推進するため関係閣僚会議を平成30年1月より開催し、6月に閣議決定された骨太方針において、制度等の抜本的見直しにより、土地所有者の責務や土地を手放す仕組みを含めた所有権の在り方等について、2018年度までに制度改正の具体的方向性を提示し、2020年までに必要な制度改正の実現を目指すこととしている。

相続人不存在の相続財産(土地)の国庫帰属の状況



令和元年 6 月 14 日開催国有財産分科会資料より抜粋

5. 輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社の株式売却

(1) 輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社の設立

輸出入・港湾関連情報処理システム（Nippon Automated Cargo and Port Consolidated System、以下「NACCS」という。）は、入出港する船舶・航空機及び輸出入される貨物について、税関その他の関係行政機関に対する手続及び関連する民間業務をオンラインで処理する官民共用のシステムである。NACCSを運用する組織は当初、官民からの共同出資を受け、NACCS利用者である国及び民間からのNACCS利用料収入で運営される認可法人として設立された後、官民共同の出資形態を維持したまま独立行政法人に組織変更された。その後、業務運営の効率化及び利用者利便の向上を図り、国際物流の更なる効率化や我が国の港湾及び空港の国際競争力強化に資するため、「独立行政法人整理合理化計画」（平成19年12月24日閣議決定）において、特殊会社として民営化することが決定され、輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社（以下「NACCSセンター」という。）が設立された。

NACCSセンターの資本金等（平成31年3月期末）

資本金	1,000百万円
総資産	19,133百万円
純資産	6,388百万円
発行済株式数	1万株

(2) 株式売却の実施

イ 会社の株式については、NACCSセンター設立の根拠法である電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律において、「できる限り速やかに売却する」とこととされており、民営化を更に推進するため、早期に売却することとされた。

ロ 平成 27 年 2 月 12 日、会社の株式の処分について財務大臣が財政制度等審議会に諮問し、同日、同審議会から答申がなされた。答申においては、売却方法についての基本方針が以下のとおり示された。

① NACCSセンターは、同法において「なるべく安い料金で」営むこととされており、当面、証券取引所の上場基準を満たす収益をあげることが困難であること等から上場によらない売却方法を採用することが適当である。

② 売却方法については、証券取引所への上場を行わないことを踏まえ、公正・公平な売却という観点から、国の契約方式の原則どおり、一般競争入札により売却することが適当である。

また、売却数量については、政府保有義務分を除く数量全てを一度に売却することとし、入札実施に当たって留意すべき事項として、入札参加者へのリスク周知の徹底や、申込株式数の最低単位、最高数量の制限、入札予定価格の考え方等が示された。

ハ 株式の売却は、財政制度等審議会答申を踏まえて一般競争入札によることとし、過去のNTT株式やJT株式等の入札と同様、関東財務局において実施することとされた。平成27年2月13日付で財務大臣から関東財務局長へ事務委任がなされ、関東財務局ではプロジェクトチームを設置し、一般競争入札を次のとおり実施した。

<一般競争入札実施概要>

①	入札株式数	4,999株
②	入札の公告等	平成27年9月30日 官報への掲載、関東財務局のホームページへの掲載 (全国の財務局等のホームページにリンク設定) 平成27年11月5日 全国紙5紙及び専門紙2紙に新聞広告
③	入札書等の 用紙の交付	平成27年11月5日から平成28年1月19日(金)17時までの間、全国の財務局等において交付
④	入札説明会の 開催	平成27年11月10日10時から開催 さいたま新都心合同庁舎1号館講堂

⑤	入札書の受付	平成28年1月20日から平成28年1月25日17時までの間、関東財務局において郵送により受付
⑥	開札	平成28年2月4日から関東財務局で実施
⑦	落札者の決定	平成28年2月18日
⑧	株式名義書換	平成28年3月31日まで

(3) 売却結果

一般競争入札の結果、全国から60者の応札があり、落札者は48であった。入札株式の4,999株全てが落札され、28億円の歳入となった。

なお、最高落札単価は800千円、最低落札単価は522千円、加重平均落札単価は55万636円であった。

6. 誤信使用財産の処理促進

誤信使用財産は、占使用者において自己が正当に使用することができる財産であると誤信し、国有地である旧法定外公共物（道路、水路）、国有畦畔、脱落地等を、住宅の敷地等として使用してきた財産である。

誤信使用財産の処理については、平成13年3月30日付財理第1267号「誤信使用財産取扱要領」通達により、平成20年4月1日以降新規に売却申請されたものは新規事案としてその処分を速やかに処理することとし、一方で新規以外の事案（既存事案）は未利用地売却を優先していたことにより新規以外の事案（既存事案）は相当数の処理が滞留していた。

しかしながら、国民共有の財産である国有地の適正な資産管理に対する社会的要請の高まりから、各財務局等において既存事案の処理促進に努めることとし、平成21年2月19日付財理第666号「誤信使用財産に係る既存事案の処理促進について」通達が発出され、主に①折衝の端緒が比較的明確なもの及び財産価値の高いもの等を優先して年次計画を策定し処理 ② 従来は相手方に求めていた測量を、相手方に買受意思がある場合には原則として国において行うことを可とする施策を実施し、平成21年度から2次6年間の処理計画を策定し、計画的に処理促進を図ることとした。

また、平成24年度には、誤信使用相手方の買受意思の確認等を行う場合、期限を設けることとするなど、処理の長期化を防止する通達改正が行われた。

平成27年度においては、第3次計画を策定しさらに処理を進めた。

平成29年度は、上記施策に基づき第1次計画から第3次計画までの間各財務局において誤信使用財産の処理に取り組み、処分等につながるなど一定の成果を得たものの、ストックは未だ多数存在していることから、平成30年度には、32年度まで3か年の第4次計画を策定し、全件について買受勧奨することを目指し、処理促進を継続することとなった。

7. 公共随契を中心とする国有財産の管理処分手続き等の見直し

(1) 背景

国土交通省大阪航空局所属の特別会計普通財産を契約事務の委任を受けて処分した事案について、平成 29 年 2 月以降、国会において質疑が行われ、様々な指摘がなされてきた。また、参議院予算委員会の要請を受けて、会計検査院による会計検査が行われ、同年 11 月 22 日に検査結果の報告が国会に提出された。

こうしたことを踏まえ、国有地を地方公共団体、社会福祉法人、学校法人などに対し公共性の高い用途に供するため随意契約で処分する場合の国有財産の管理処分手続き等に関する見直しも含め、同年 12 月 11 日、財務大臣から財政制度等審議会に対し、「最近の国有財産行政を巡る状況を踏まえた、今後の国有財産の管理処分のあり方について」の諮問が行われた。

本諮問を受け、今後の国有財産行政の方向性に関する専門的及び技術的な事項を検討するため、国有財産分科会にワーキングチームを設置し、まず、国有財産の管理処分手続きの見直しについて検討を行い、取りまとめを行ったものである。

(2) 見直しの方向性

国有財産は国民共有の貴重な財産であることから、その管理処分は適正に行うことが重要である。特に、公共随契においては、一般競争入札ほど価格等による競争が働かないことから、処分の相手先や処分価格の決定などについて、より透明性の高い明確な手続きの下で行うことが求められる。

このため、公共随契を中心とする国有財産の管理処分手続きについては以下の方向で、一層の適正性の向上に努めることが適当である。

- イ 管理処分手続きの明確化
- ロ 価格の客観性の確保
- ハ 行政文書の適切な管理による説明責任の確保

(3) 管理処分手続きの明確化

イ 売払い等結果の情報開示

一般競争入札や公共性の高い随意契約を行う場合、価格公表を契約締結の要件とし、契約金額をすべて公表。併せて、定期借地の賃料、都市計画上の制限、地下埋設物などの主な価格形成要因も公表。

ロ 処分等価格の決定手続き

すべての公共随契において、見積り合せを実施。

ハ 売払い前提の貸付

売払い前提の貸付は廃止。

ニ 売払代金の延納

延納は、公共用途による地方公共団体への一定規模以上の売払い及び個人に貸付中の財産の売払いに限定。

ホ 必要費及び有益費の取扱い

民間の取引事例も参考にしつつ、貸付財産の必要費及び有益費の償還請求には応じない取り扱いを契約上明確にし、財産の維持管理上必要な場合には国において対応。

ヘ 特別会計所属の普通財産の契約事務委任

財務局・各省庁間の役割と責任分担を明確化。

- ・ 財産を所管する各省庁から委任を受けて行う売却等に係る契約事務は、財務局の責任の下で執行。
- ・ 財産の維持管理や支払いに関する事務など、各省庁の権限に属する事務は、最終的に各省庁が判断。

ト 利用計画等の審査

事業許認可主体において事業等に関する審査が行われる場合には、地方公共団体などの事業の許認可主体に対して事業の必要性等について文書で照会。財務局においては随意契約の適格性や事業者の財務状況等を重点的に審査。

チ その他

取得要望等の受付時に、公共随契の手続きの流れや必要書類などについて書面を用いて十分に説明するなど、必要な見直しを実施。

＜ 第 5 節 徴収・訟務事務 ＞

1. 徴収事務

- (1) 電子計算機による事務処理（歳入金）
- (2) 電子計算機による事務処理（保管金）
- (3) 入札保証金に係る銀行振込方式の実施
- (4) 契約保証金に係る銀行振込方式の導入
- (5) 収納未済債権の処理
- (6) 口座振替制度の導入

2. 訟務事務（収納未済債権の法的措置に係る処理体制の強化）

1. 徴収事務

(1) 電子計算機による事務処理（歳入金）

債権管理事務及び歳入徴収事務については、昭和63年度までに会計センターの官庁会計事務データ通信システム〔通称ADAMS（アダムス）〕に移行され、機械化による省力化が図られてきたところであるが、平成21年1月から後継の新システムである官庁会計システム〔通称ADAMSⅡ（アダムスⅡ）〕へ移行された。

新システムへの移行に伴い、それまでの独立端末機での操作から各担当者のクライアントパソコンを使用する操作へと変更され、システムの利用効率が大幅に改善された。

(2) 電子計算機による事務処理（保管金）

保管金の受払い及びそれに伴う帳票類の記帳管理について、平成18年7月から電子入札システム（徴収担当ではシステムのうちの出納官吏機能で入出力）が導入され、入札保証金と契約保証金のすべてが当該システムによって出納管理されることとなった。

(3) 入札保証金に係る銀行振込方式の実施

平成13年度からの郵送による期間入札の実施に伴い、入札者が納付する入札保証金について、財務局長等が指定する金融機関の預金口座への振込による提出が可能となったものであり、この銀行振込方式は期間入札を円滑に実施していくうえで必要不可欠なものとなっている。

(4) 契約保証金に係る銀行振込方式の導入

平成20年11月13日規制改革推進本部において、全国規模の規制改革要望に対する政府の対応方針が決定され、この中で「国有地売却の代金等については、契約保証金も入札保証金と同様、振込による納付ができるようにする。これにより、売買代金等のすべてについて、振込による納付が実現する。」こととされ、所要の通達等整備のうえ平成21年度上半期中に導入されることとなった。

(5) 収納未済債権の処理

収納未済債権については、従来から鋭意回収に努めてきたところであるが、平成17年度からは、物件貸付料債権について法的措置も視野に入れる方針のもと、訟務担当及び法務局の協力も得ながら、より一層積極的な債権回収に努めているところである。（平成21年度以降における管財関係歳入実績年度別推移は以下のとおり。）

(6) 口座振替制度の導入

口座振替の導入については、財政制度等審議会（平成18年1月18日）において、「国有財産の貸付料等の確実な徴収を図る観点から、その納付方法として、国有財産法及び国有財産特別措置法上、口座振替を導入することが適当であり、これに向け所要のシステム等の整備を図るべきである。」との答申がなされたことを踏まえ、平成18年4月28日公布の「国有財産法等の一部改正法」（平成18年法律第35号）により法整備がなされたものである（国有財産法第23条第2項及び国有財産特別措置法第11条第2項）。

口座振替に係る規定は、「公布の日から起算して4年を超えない範囲において政令で定める日から施行」とされ、当該期間において口座振替の実施に必要なシステム構築や政省令等の整備が行われた後、平成22年2月1日に施行された。

【管財関係歳入実績年度別推移】

(単位：件、千円)

区分 年度	徴収決定済額	収納済額	不納欠損額	収納未済額
	件数	件数	件数	件数
	金額	金額	金額	金額
26	208,179	187,338	295	20,546
	167,299,010	163,390,460	39,725	3,868,825
27	196,663	177,817	437	18,409
	156,480,903	152,474,394	267,980	3,738,529
28	190,317	173,553	720	16,044
	203,449,751	199,707,699	202,124	3,539,927
29	182,326	166,650	474	15,202
	129,204,915	125,649,678	1,027,058	2,528,179

(注) 単位未満四捨五入のため、金額欄は一致しない場合もある。

2. 訟務事務（収納未済債権の法的措置に係る処理体制の強化）

貸付料債権に係る収納未済事案の解消を図ることを目的として、平成17年6月、財務省理財局より、債務者が滞納したとき、支払意思がない場合は、原則として契約解除すべきであり、支払意思がある場合でも、延滞した債権の返済を受けるに当たっては、債権管理上、一括返済が原則であるとする基本的な考え方が示された。これにより、債務者と折衝するに当たっては、最終的には訴訟等法的措置を採ることを念頭においた対応を行うことが基本スタンスとなった。

平成17年度以降、財務省として収納未済債権の解決に向けた取組みを「国有財産行政に関する重要課題」と位置付け、各財務局で体制強化を図るとともに管轄法務局との連携を密にして、貸付財産に係る訴訟等法的措置を積極

的に行って処理促進を図っているものである。

＜ 第 6 節 監査事務 ＞

1. 監査制度
2. 監査業務の変遷

1. 監査制度

国有財産の総括大臣である財務大臣が、各省各庁の長に対しその所管する国有財産について監査を行うことが明示されたのは、昭和22年の旧国有財産法（大10、法律43号）の一部改正においてであり、現行の国有財産法第10条等の規定（※）は、この趣旨を継承している。

さらに、国有財産の監査が組織法上制度化されたのは、大蔵省設置法（法律144号）において「大蔵省は（略）国有財産を総括し、報告の徴取、実地監査及び指示を行う（権限を有する）」ことを規定した昭和24年5月であり、この財務大臣の権限は、財務省訓令をもって財務局長等に対し委任され、その内容も明確に規定されている。

※ 以下の各法令に基づき、実地監査を実施している。

- ・ 国有財産法第10条第1項及び第4項

対象：各省各庁が所管する国有財産及び用途指定財産（一定の用途に供する目的で譲与・貸付等をした財産）

- ・ 国有財産法施行令第6条第9項

対象：法定受託財産（道路法等により地方公共団体に一定管理を任せている財産）

- ・ 国の庁舎等の使用調整等に関する特別措置法第3条の2

対象：庁舎等

- ・ 国家公務員宿舎法第6条第2項

対象：各省各庁が所管する省庁別宿舎（合同宿舎を含む）

2. 監査業務の変遷

（1）昭和24年当初～

財務局発足当初の監査は、総括事務等に従事する職員が行う消極的な監査であった。国有財産監査官という監査の専門官が誕生するのは、大蔵省組織規程（昭24、大蔵省令37号）が一部改正された昭和30年4月である。

（2）昭和28年～

昭和28年8月、国有財産法の一部改正により、用途指定財産の実地監査に関する規定が追加され、その後、昭和41年1月の「用途指定財産監査の実施について（蔵国有第147号）」通達や昭和54年3月の「国有財産監査要領（蔵理第1165号）」通達により監査を実施した。

（3）昭和57年～

国有地の有効利用について、昭和56年以降、臨時行政調査会の第1次答申や行政管理庁の勧告及び国会でも議論がなされたことから、国有財産監査事務の一層の充実強化・実効性確保のため、従前の監査要領が全面的に改正され、昭和57年3月に「国有財産監査要領について（蔵理第1326号）」通達が制定された。

本通達により、定期監査として「行政財産等」「用途指定財産」「漁港等に所在する公共用財産」（3 項目）の書面監査を中心に、3 年～10 年に 1 回を監査周期として実施した。

（4）平成18年～

平成17年12月24日に閣議決定された「行政改革の重要方針」や平成18年1月18日の財政制度等審議会答申「今後の国有財産の制度及び管理処分のあるあり方について」において、庁舎等の効率性を重視した監査が求められたことから、平成18年4月「庁舎等の使用効率等実態監査について（財理第1381号）」通達を制定し、庁舎等の実態監査を実施した。

（5）平成23年～

平成22年にとりまとめた「新成長戦略における国有財産の有効活用について（平成22年6月18日財務省）」で、「国有財産の現況を正しく把握し、その最適な有効活用を徹底するための、特別会計所属財産を含めた監査を充実、強化する」としたことを踏まえ、平成23年度以降の監査については、既存の監査関係通達が全面改正・整理され、平成23年5月、現地における深度ある監査の推進等を内容とする「国有財産監査指針について（財理第2543号）」通達（※）が制定された。

※ 以下3つの対象財産別に、毎年度監査方針を策定。

○ 庁舎等及び宿舍の公用財産

各省各庁が所管する庁舎等及び宿舍について、その実態を把握し、組織の改編・統廃合等に伴って生じる未利用又は利用の程度が低いものについては、用途廃止、一定の地域又は官署を特定した庁舎等の使用調整などの有効活用を促進することを目的として監査を実施する。

なお、庁舎等のうち、研修教育施設等については、省庁間の共同利用や省庁横断的な使用調整等により有効活用の促進を図ることを目的として監査を実施する。

また、改修等による効率的維持管理等の推進の観点から庁舎等及び宿舍の保全状況の監査を実施する。

○ 道路及び河川等の公共用財産

公共用財産の管理状況を把握し、公共用財産・公用財産の区分の状況、公共用財産の目的に応じた機能発揮の実態、公共性の確保、未利用国有地の洗い出し及び空きスペースの創出の観点から監査を実施する。

○ 特別会計所属の普通財産

各省各庁が所管する特別会計所属の普通財産については、未利用国有地等の処分等処理の促進を図るため、処理の進捗状況を把握し、管理処分の適正化を図ることを目的とし監査を実施する。

また、国有財産を総括する立場から、売却手法に関する知見等について各省各庁へ必要かつ適切な助言をしつつ、地域や社会のニーズに対応した活用及び売却の促進を図る。

このほか、改善等措置状況の検証（フォローアップ）は、是正・改善等の措置が講じられたと認められるまで、継続して実施する。

＜ 第 7 節 鑑定評価事務 ＞

1. 評価の基本原則
2. 「国有財産評価基準」通達の変遷
 - (1) 平成21年5月までの変遷
 - (2) 平成23年度改正の概要
 - (3) 平成25年度改正の概要
 - (4) 平成30年度改正の概要
3. 現行の「国有財産評価基準」通達の内容
 - (1) 評定価格の求め方
 - (2) 審査の方法
 - (3) 評価の特例
 - (4) 評価替

1. 評価の基本原則

国有財産等の評価に当たっては、財政法第 9 条等の規定により、「適正な対価」を求めることを基本としており、評価事務の適正を期すとともに統一的な運用を図るため、「国有財産評価基準」通達により評価及び審査の手順等を定めている。

また評価の実施に当たっては、「国の行政組織の減量効率化等に関する基本計画」（平成11年 4 月閣議決定）及び「国の行政機関の定員の純減について」（平成18年 6 月30日閣議決定）の趣旨を踏まえ、原則として、不動産鑑定士等による鑑定評価額等を基に求めることとなっている。

2. 「国有財産評価基準」通達の変遷

（1）平成21年 5 月までの変遷

国有財産等の客観的かつ適正な価格算出基準として、昭和34年 8 月に「普通財産売却評価基準」が制定されたが、その後、社会・経済情勢の変化に対応できるよう、必要に応じ部分改正等が行われてきた。なかでも、昭和57年 3 月には宅地の評価方法について、国土庁（現国土交通省）が定めている旧「不動産鑑定評価基準」との整合性を図るため、評価方法等について抜本的な改正が行われた。

また当時、「普通財産売却評価基準」のほか、22の関係通達が定められていたこともあり、これらの関係通達の整理・統合の必要性があったこと等から、昭和59年 6 月に評価関係通達について全面的な見直しを行い、「普通財産売却評価基準」及び関係通達等を整理統合のうえ、新たな通達として「国有財産評価基準」及び「国有財産評価執務参考書」が制定された。

これらの通達は、原則として、国有財産鑑定官が自ら評価するものとし、一定の場合については、不動産鑑定士等の意見価格等を徴した上で、評定価格を決定するものであった。

しかし、平成 6 年以降相続税物納財産が急増したことを背景に、国有財産の売却促進がより一層求められることとなり、一般競争入札対象財産や価格公示売却財産については、簡素合理化及び不動産鑑定士等の専門的知見・ノウハウ活用の観点から、複数の個別通達を発出し、不動産鑑定士による鑑定評価額等を基として評定価格を決定することとした。

また、一般競争入札対象財産や価格公示売却対象財産以外の国有財産鑑定官が自ら評価するものの評価方法や貸付中の小規模土地等のいわゆる評価の特例の評価方法についても、評価方法の精緻化を図る一方、事務の簡素化を図るため、必要に応じて個別通達が発出された。

平成13年においては、これまでの「国有財産評価基準」及び「国有財産執務参考書」並びに上記個別通達等を廃止し、その内容を整理統合し規範

性のあるものを盛り込んだ、新たな「国有財産評価基準」通達が発出された。

その後、「国の行政機関の定員の純減について」（平成18年 6 月30日閣議決定）により鑑定評価についてはすべて民間委託することとなったため、評価の特例に該当する財産以外はすべて、不動産鑑定士による鑑定評価額等を基に評定価格を決定することとし、平成19年 6 月25日付でこれまでの国有財産鑑定官が自ら評価を行う場合の評価手順や方法等を定めた内容を、評価業務の不動産鑑定士等への外部委託を前提とする内容に改正された。

（2）平成23年度改正の概要

平成23年 5 月に次の改正が行われた。

- イ 新成長戦略における国有財産の有効活用の一環として、社会福祉法人等の利用を前提とする定期借地権を利用した普通財産の貸付けが可能となったことに伴い、賃料に係る審査事項等が規定された。
- ロ 処分の促進を図る必要性から、売却時に国の職員が評定価格を求めることができることとされる財産（貸付中の土地）の該当要件について、面積基準の見直しが行われた。

（3）平成25年度改正の概要

平成25年10月に次の改正が行われた。

- イ 不動産鑑定業界における依頼者プレッシャー通報制度の創設や価格等調査ガイドラインの新設を踏まえた審査内容等の改正が行われた。
- ロ 不動産鑑定評価に関する法律等との整合を図るため、国有財産評価基準における鑑定評価に不動産鑑定評価基準に則った鑑定評価以外の評価が含まれる旨の明確化や、同法を踏まえた定義規定の設置等が行われた。

（4）平成30年度改正の概要

平成30年 1 月19日に財政制度等審議会国有財産分科会で取りまとめられた「公共随契を中心とする国有財産の管理処分手続等の見直し」を踏まえて、処分価格の明確化及び国有財産事務の適正化を図るため、平成30年 9 月に次の改正が行われた。

- イ 鑑定評価の依頼に当たって、客観性の確保に配慮しつつ、評価関係資料の収集を行うことや当該資料の不動産鑑定士等への説明の実施について規定された。また、不動産鑑定士等に地下埋設物等の価格形成要因が地価に及ぼす影響について説明を要請するよう規定された。
- ロ 地下埋設物等を原因とする価格の減価が大きいと見込まれる場合に外部有識者による第三者チェックを行う制度の新設に伴い、外部有識者から意見が示された場合は、不動産鑑定士に伝達し活用を促すよう規定さ

れた。

ハ 審査の位置付けについて、鑑定評価書の内容まで踏み込むものではない旨が明確化されるとともに、評定価格の決定において、鑑定評価額からの修正は、端数処理や消費税の取扱等に限定される旨が規定された。

ニ 鑑定評価書の受領後、新たな価格形成要因が判明した場合等には、改めて鑑定評価書等を徴する旨が規定された。

3. 現行の「国有財産評価基準」通達の内容

(1) 評定価格の求め方

財務局長が評定価格を決定するに当たっては、不動産鑑定士等による鑑定評価書等を徴し、本基準に基づく審査等を経て、評定価格を決定する。

(2) 審査の方法

鑑定評価書等は、原則として、書面のほか不動産鑑定士等への聴取及び説明資料の徴求等により審査を行い、必要に応じて現地調査を行う。

(3) 評価の特例

貸付中の一定規模の土地や単独利用困難な土地等については、引き続き不動産鑑定士等に評価を依頼せず、相続税評価額を基に評価を行うことができる。

また、特別な事情により緊急に評価を行わなければならない土地等については、近隣の評価先例の鑑定評価額又は標準画地の価格を基に評価を行うことができる。

(4) 評価替

公示価格・基準地価格を基とした変動率等を当初の評定価格に乗じて修正を行う。なお、これにより難しい場合は、鑑定評価書等による変動率によることができる。

第 4 章 証券取引等監視編

< 証券取引等監視事務 >

1. 証券取引等監視委員会の組織及び事務概要
 - (1) 証券取引等監視委員会の組織
 - (2) 証券取引等監視委員会の事務概要
2. 財務局等における証券取引等監視事務
 - (1) 事務概要等
 - (2) 事務の実施状況

1. 証券取引等監視委員会の組織及び事務概要

(1) 証券取引等監視委員会の組織

① 証券取引等監視委員会の設置・移管

平成3年夏のいわゆる証券不祥事を契機に、証券会社及び証券市場に対する検査・監視体制のあり方等についても議論が行われ、臨時行政改革推進審議会より、「新たな検査・監視機関として、大蔵省に行政部門から独立した国家行政組織法第8条に基づく委員会を設置すべきである」旨の提言がなされたことを踏まえ、平成4年7月20日に証券取引等監視委員会（以下「監視委」という。）が発足した。

また、民間金融機関等に対する検査・監督機能と金融制度等の企画・立案機能とを分離するため、平成10年6月22日に総理府の外局として金融監督庁が設置された際、監視委も同庁に移管された。

さらに、我が国の金融機能の安定及びその再生を図り、金融システムに対する内外の信頼を回復し、金融機能の早期健全化を図ることを主たる任務として、同年12月15日に金融再生委員会が発足したことに伴い、監視委は、金融監督庁とともに金融再生委員会に移管された。

平成12年7月1日には、大蔵省金融企画局が担ってきた金融制度の企画・立案に関する事務が金融監督庁に移管されて新たに金融庁が発足し、監視委も、従前の体制のまま同庁に移管された。

その後、平成13年1月6日の中央省庁改革に際して金融再生委員会が廃止された際、監視委は、内閣府の外局として設置された金融庁に移管され、現在に至っている。

② 機構定員の変遷・機能強化

設立当初の監視委の事務局は、総務検査課及び特別調査課の2課体制で、証券会社等に対する取引の公正を確保するための検査及び犯則調査を任務としていたが、市場監視機能の強化の一環として、平成17年4月から、インサイダー取引や相場操縦等の不公正取引や虚偽の有価証券届出書等の開示書類の提出に対し、課徴金制度(注)が導入され、監視委に課徴金に係る調査権限が付与されたことに伴い、事務局に課徴金調査・有価証券報告書等検査室が設置され、平成18年7月には、総務課、市場分析審査課、証券検査課、課徴金・開示検査課及び特別調査課の5課体制となった。

その後、平成23年7月、課徴金・開示検査課が取引調査課及び開示検査課に再編されて6課体制となり現在に至っているが、同年8月に、クロスボーダー等の不公正取引に対応するため、取引調査課に国際取引等調査室が設置されるなど、機能強化が図られている。

また、事務局の定員についても、監視委発足当初は84人であったが、この10年間で見ても平成21年度には374人、平成30年度には402人となっ

ており増加している。もっとも平成29年度からは、定員が減少に転じている状況にある。

（注）課徴金制度は、違反行為を抑止し、規制の実効性を確保するという行政目的を達成するため、金融商品取引法の一定の規定に違反した者に対して、金銭的負担を課すための行政上の措置。

③ 証券検査等の対象範囲の拡大

監視委は、発足以降、証券会社等に対し、取引の公正を確保するための検査を行ってきたが、平成17年7月には、それまでの金融庁検査局が行ってきた証券会社や金融先物取引業者等の財務の健全性等に関する検査や投資信託委託会社等に対する検査権限も委任された。併せて、改正金融先物取引法の施行により、外国為替証拠金（FX）取引を取り扱う業者も金融先物取引業者として検査対象となった。

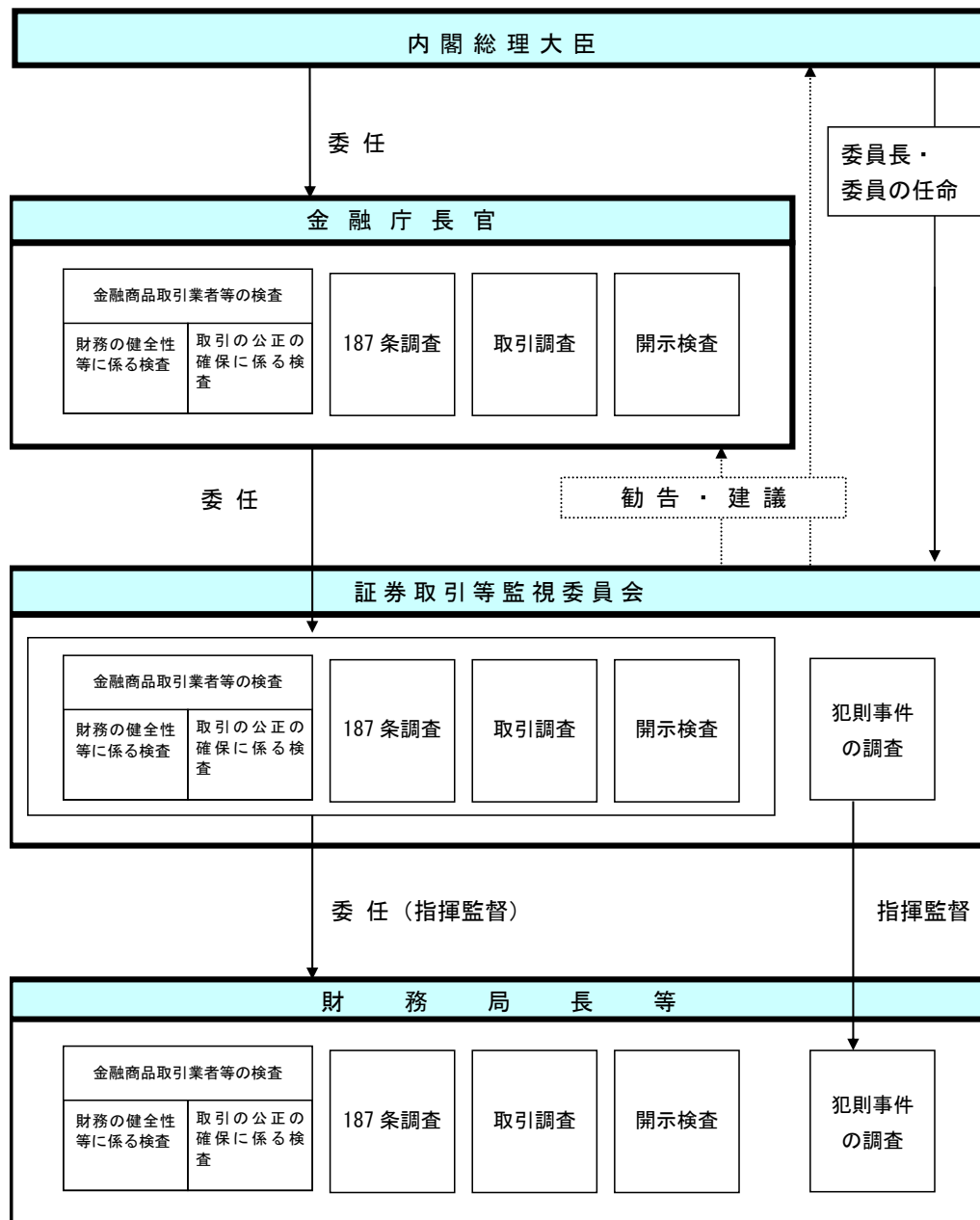
平成19年9月には、旧証券取引法の改正による金融商品取引法が全面施行され、集団投資スキーム（いわゆる投資ファンド）持分の販売・勧誘行為（自己募集）や集団投資スキーム形態で主として有価証券又はデリバティブ取引に対する投資運用（自己運用）を行う者などが新たに検査の対象となり、また、金融商品取引業者等から業務の委託を受けた者についても検査対象となった。

さらに、平成22年4月からは信用格付業者及び指定紛争解決機関等、同24年11月からは取引情報蓄積機関、同27年5月からは特定金融指標算出者、同30年4月からは高速取引行為者が検査対象となり、近年、監視委による検査の範囲はますます拡大している。

また、証券検査の内容についても、平成19年の金融商品取引法の全面施行に伴い新設された第51条において、金融商品取引業者に対し、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、業務の方法の変更等を命ずることができるようになったことも踏まえ、個別の法令違反のみならず、内部管理態勢等の業務の運営状況にも着目した検査を実施することとしている。

④ 財務局長等と監視委、内閣総理大臣、金融庁長官の関係の概念図

財務局長等と監視委、内閣総理大臣、金融庁長官の関係について、概念図を示すと、以下のようになる。



(2) 証券取引等監視委員会の事務概要

監視委が行う監視事務には、以下のとおり、証券モニタリング、市場分析審査、取引調査、開示検査及び犯則事件の調査の5つがある。

① 証券モニタリング（証券検査）

証券モニタリング（証券検査）は、金融商品取引業者等に対して検査を行う事務であり、上記1（1）③のとおり、法令改正等に伴い、順次、検査の範囲が拡大しており、対象業者数については、平成4年の監視委発足当時は延べ約1,100社であったが、現在では延べ約7,000社（注）となっている。

また、犯罪による収益の移転防止に関する法律（以下「犯収法」という。）に基づき、金融商品取引業者等による顧客等に係る取引時確認及び取引記録の作成・保存義務等の遵守状況の検査を行っている。

（注）平成 30 年 12 月現在（ただし、適格機関投資家等特例業務届出者は同年 10 月現在）で、以下の金融商品取引業者等の登録ごとの計数を合計したもの（同一業者が複数の金融商品取引業等の登録を受けている場合は重複を控除せず単純合算）。第一種金融商品取引業者（国内中小証券会社、外国為替証拠金（FX）取引業者等）、第二種金融商品取引業者（信託受益権販売業者、一般投資家向け集団投資スキーム持分を自ら販売する業者等）、投資助言・代理業者（投資顧問業者等）、投資運用業者（投資信託委託業者、投資一任業者、一般投資家向け集団投資スキーム持分について有価証券等で自ら運用する業者等）、金融商品仲介業者（第一種金融商品取引業者・投資運用業者と顧客の取引の媒介を行う業者）、登録金融機関（金融商品取引業を行う銀行や保険会社等）及び適格機関投資家等特例業務届出者（適格機関投資家向け集団投資スキーム持分を自ら販売する業者や当該持分について有価証券等で自ら運用する業者）。

従来 of 証券検査では、主として金融商品取引業者等における金融商品取引法等関係法令の遵守状況について、臨店による手法により検証を行っていたが、平成 28 年 7 月からは、こうしたオンサイト・モニタリング（立入検査）の手法だけに拠ることなく、全ての金融商品取引業者等に対してオンサイト・オフサイト一体となって継続的にモニタリングを行うこととしている。

また、オンサイト・モニタリング先は、金融商品取引業者等の業態、規模その他の特性等を踏まえてリスクアセスメントを行い、リスクベースで選定を行うこととしており、オンサイト・モニタリングにおいては、単に個別の法令違反行為の有無の検証に留まることなく、金融商品取引業者等が取り扱う商品の内容や取引スキームについて深度ある分析を行った上で業務運営の適切性等についても検証を行うこととしている。

オンサイト・モニタリングの結果、金融商品取引業者等において、法令等に違反する事実が認められた場合には、検査終了通知書により概要を通知するほか、問題が顕在化していないものの業務運営態勢等について改善が必要であると認められた場合には、検査終了通知書に「留意すべき事項」として記載して問題意識を当該金融商品取引業者等と共有し、実効性ある内部管理態勢の構築等を促していくこととしている。

このほか、近年、金融商品取引業者等としての登録を行っていない者（以下「無登録業者」という。）が、詐欺的な金融商品取引を行い、顧

客被害が生じている事例等が増加している状況を踏まえ、金融商品取引法第 192 条に基づき、平成 22 年 11 月、裁判所に対して法令違反行為の禁止等命令の申立てを行ったことを皮切りに、積極的に被害の拡大防止のための調査（同法第 187 条に基づく調査）を実施することとしている。

② 市場分析審査

市場分析審査は、市場に関する幅広い情報を収集し、個別取引や市場動向の背景にある問題を把握・分析（市場モニタリング）するとともに、金融商品取引業者、や金融商品取引所等に対して、有価証券の売買取引等に関する報告を求め、又は資料を徴取し、取引の内容を審査（取引審査）することにより、内部者（インサイダー）取引や相場操縦、偽計等の不公正取引の疑いのある取引等の端緒を把握する事務である。

③ 取引調査

取引調査は、内部者（インサイダー）取引や相場操縦、偽計等の不公正取引の課徴金に係る事件の調査を行う事務である。不公正取引に係る課徴金については、制度導入以降、金融商品取引法の累次の改正により、対象範囲の拡大や金額水準の引上げが行われている。

④ 開示検査

開示検査は、上場会社等の開示書類の適正性を確保するため、有価証券届出書及び発行登録書等の発行開示書類や、有価証券報告書、四半期報告書等の継続開示書類の提出者のほか、公開買付者、大量保有報告書等の提出者等に対して検査を行う事務である。開示書類に係る課徴金についても、制度導入以降、金融商品取引法の累次の改正により、対象範囲の拡大や金額水準の引上げが行われている。

⑤ 犯則事件の調査

犯則事件の調査は、重要な事項につき虚偽記載のある有価証券届出書・有価証券報告書等の提出、損失保証・損失補てん、相場操縦、内部者（インサイダー）取引等の法令違反行為のうち、重大・悪質なものを調査する事務であり、犯則事件を調査するため必要があるときは、質問、検査、領置等の任意調査を行うほか、裁判官の発する許可状による臨検、搜索及び差押えといった強制調査を行うことができる。

監視委は、上記の監視事務のうち、証券モニタリング、取引調査、開示検査又は犯則事件の調査を行った場合において、必要があると認めるときは、その結果に基づき、金融商品取引等の公正を確保するため、又は投資者の保護その他の公益を確保するため、課徴金納付命令の発出、その他必要な行政処分等を行うよう、内閣総理大臣及び金融庁長官に勧告することができる。

また、監視委は、犯則事件の調査により犯則の心証を得たときは、検察

官に告発を行う。

さらに、上記 1 (1) ③のとおり、監視委は、金融商品取引法第 192 条に基づき、裁判所に対して無登録業者等による法令違反行為の禁止等命令の申立てを行う。

このほか、監視委は、証券モニタリング、取引調査、開示検査又は犯則事件の調査の結果に基づき、必要があると認めるときは、金融商品取引等の公正を確保するため、又は投資者の保護その他の公益を確保するために必要と認められる施策について、内閣総理大臣、金融庁長官又は財務大臣に建議することができる。

2. 財務局等における証券取引等監視事務

(1) 事務概要等

① 機構定員の変遷・機能強化

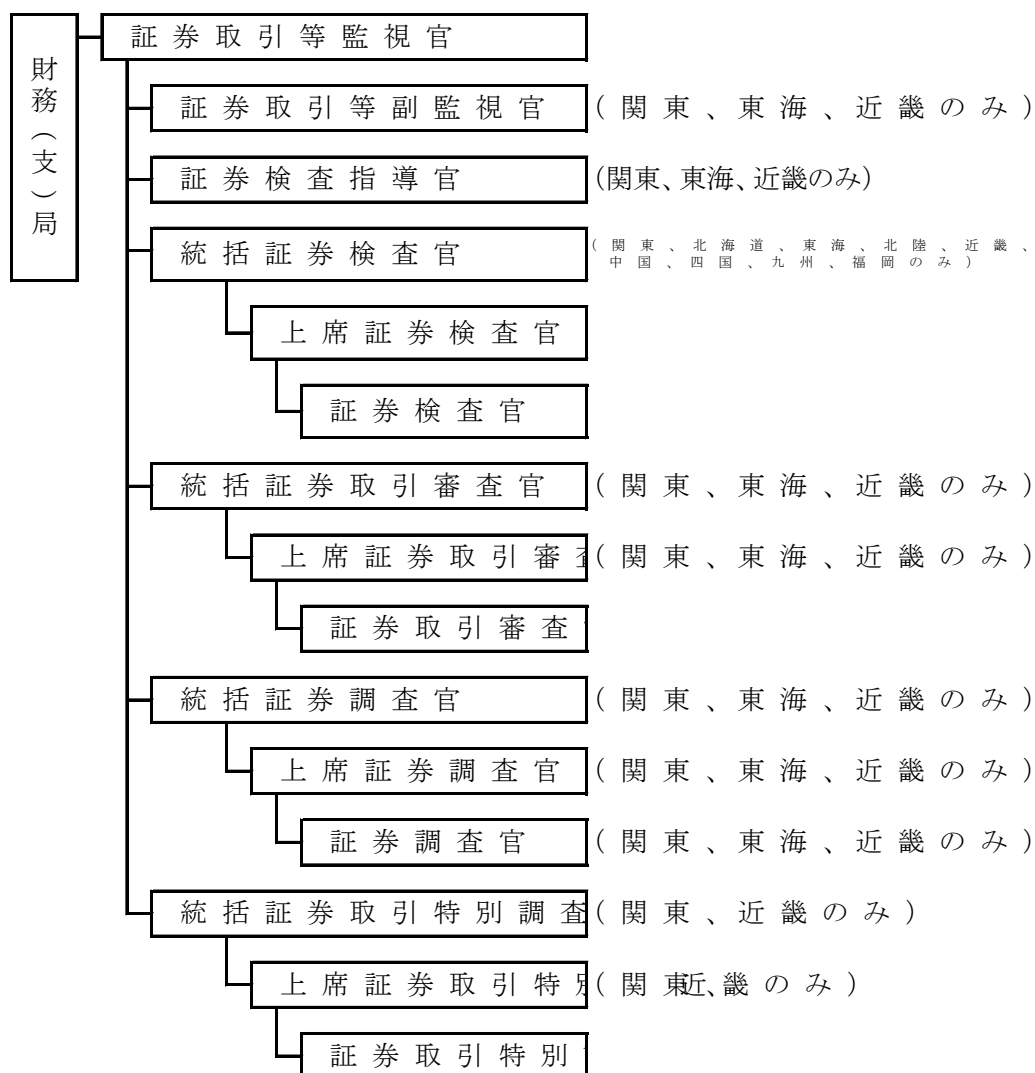
財務局等（福岡財務支局及び沖縄総合事務局を含む。以下同じ。）の証券取引等監視官部門（以下「監視官部門」という。）は、上記 1 のような監視委による事務の対象範囲の拡大に伴い、これまで機構定員の充実による機能強化が図られてきた。

この10年間では、関東財務局に続き、平成22年7月に、近畿、東海財務局に新たに証券検査指導官が設置され、東海財務局には統括証券調査官も設置された。また、四国財務局、福岡財務支局、九州財務局、北海道財務局に、順次、統括証券検査官が設置され、同23年7月には近畿財務局に、同28年7月には東海財務局に、それぞれ統括証券取引審査官が設置された。なお、同27年7月には、関東財務局に証券取引等副監視官（1名）が追加で設置された。

定員についても、監視委発足当初は118人であったが、平成21年度は300人、平成30年度は338人となっており増加している。しかし、平成28年度以降は、事務の対象範囲が拡大する一方で定員が減少しており、いかに効果的・効率的に事務を行うかが課題となっている。

なお、財務局等の監視官部門における現行の機構を図示すれば、概ね次のとおりとなる。

【財務局等の監視官部門の機構（平成 31 年 3 月 31 日時点）】



② 事務概要

財務局等が行う監視事務には、以下のとおり、証券検査、取引審査、証券調査、証券取引特別調査の 4 部門の事務がある。

イ 証券検査

財務局等では、監視委からの権限委任に基づき、財務局等が監理している金融商品取引業者等に対し、上記 1（2）①の証券モニタリング（証券検査）を行っている。

具体的には、金融商品取引業者等に対する検査権限は、一定の金融商品取引業者等（特別金融商品取引業者（第一種金融商品取引業を行う者で総資産の額が 1 兆円を超える者）や金融庁長官の指定する金融商品取引業者）を除き、当該金融商品取引業者等の本店等の

所在地を管轄する財務局長等に委任されており、延べ約7,000社（上記1（2）①（注）参照）のうち、関東財務局監理となる金融商品取引業者等は延べ約4,500社で約65%、適格機関投資家等特例業務届出者については同局監理が約9割を占める状況となっている。

また、監視委は、無登録業者による無登録営業等に関する調査を行い、裁判所に対して法令違反行為の禁止等命令の申立てを行っているが、関東財務局でも同様の調査を行っている。

ロ 取引審査

関東、近畿、東海、北海道財務局及び福岡財務支局では、監視委からの委任により、東京（旧大阪を含む。）、名古屋、札幌、福岡市場に上場している株式等を対象に、金融商品取引法違反となる不公正取引の疑いのある事案の審査を行っている。

ハ 証券調査

平成17年4月の課徴金制度の導入に伴い設けられた部門であり、証券調査官は、現在、関東、近畿、東海財務局に置かれている。

証券調査官の事務には、上記1（2）③及び④のとおり、取引調査に係る事務と開示検査に係る事務があり、財務局の証券調査官は、監視委事務局の証券調査官と合同で、又は財務局単独で調査・検査を行うこととしている。

ニ 証券取引特別調査

犯則事件の調査を行う証券取引特別調査官は、現在、関東及び近畿財務局に置かれている。

犯則事件の調査は、監視委の職員固有の権限として、金融商品取引法に規定されているが、財務局の証券取引特別調査官は、同法第224条の規定に基づき監視委の職員とみなされることから、上記1（2）⑤のとおり、質問、検査、領置等の任意調査のほか、裁判官の発する許可状による臨検、搜索及び差押えといった強制調査を行うことも可能である。また、財務局の証券取引特別調査官は、監視委事務局の証券取引特別調査官と合同で、又は財務局単独で犯則事件の調査を行うこととしている。

（2）事務の実施状況

① 証券検査

イ 平成21年度から同29年度までの金融商品取引業者（証券会社等）に対するオンサイト・モニタリング（立入検査）の実施状況（着手ベース）を見ると、監視委及び財務局等全体で1年度当たり平均約138件のオンサイト・モニタリング（立入検査）を実施しているが、このうち財務局等で平均113件、全体の約82パーセントのオンサイト・モニ

タリング（立入検査）を実施している。

また、上記 1（1）③に記載のように証券検査等の対象範囲の拡大に伴い、オンサイト・モニタリング（立入検査）の実施件数（以下「検査の実施件数」という。）は、毎年度、増加していく傾向にあった。さらに、平成25年度・同26年度においては検査の実施件数が急増しており、これは、平成24年8月のIMF・FSAP（金融セクター評価プログラム）による指摘を踏まえ、中小の金融商品取引業者について、長期間にわたって検査が行われていないことが投資者保護上のリスクとなっているとの観点から、リスクを低減させるための取組みとして、第二種金融商品取引業者及び投資助言・代理業者に対して「登録事項検査」を実施したことによるものである。

その後、平成28年7月からは、前述のとおり全ての金融商品取引業者等に対してオンサイト・オフサイト一体となって継続的にモニタリングを行う取組みを開始し、オンサイト・モニタリング先は、金融商品取引業者等の業態、規模その他の特性等を踏まえてリスクアセスメントを行い、リスクベースで選定を行うこととなったこともあり、検査の実施件数自体は減少することとなったが、今後も引き続きオンサイト・オフサイト一体でモニタリングを実施しつつ、積極的にオンサイト・モニタリングにも取り組み、効果的・効率的なモニタリングに努めていくこととしている。

なお、各年度の検査実施状況(着手ベース)は次表のとおりである。

年度別の検査実施状況

(単位: 件数)

区 分 \ 年 度	21	22	23	24	25	26	27	28	29
合 計 (うち財務局等)	216 (159)	186 (151)	202 (164)	214 (166)	271 (223)	266 (212)	185 (148)	61 (45)	25 (19)
金融商品取引業者 (うち財務局等)	176 (133)	148 (122)	148 (125)	153 (119)	222 (189)	206 (174)	128 (107)	37 (29)	25 (19)
第一種金融商品取引業者 (うち財務局等)	91 (73)	91 (74)	85 (68)	57 (46)	69 (53)	77 (65)	61 (48)	16 (14)	19 (15)
支店単独検査(注)	17支店	—	—	—	—	—	—	—	—
第二種金融商品取引業者 (うち財務局等)	22 (16)	6 (6)	14 (14)	20 (19)	108 (99)	72 (64)	32 (28)	9 (7)	2 (0)
投資助言・代理業者 (うち財務局等)	45 (44)	36 (36)	40 (40)	40 (38)	29 (27)	42 (41)	28 (27)	8 (8)	4 (4)
投資運用業者 (うち財務局等)	18 (0)	15 (6)	9 (3)	36 (16)	16 (10)	15 (4)	7 (4)	4 (0)	0 (0)
登録金融機関 (うち財務局等)	24 (24)	28 (26)	32 (28)	28 (28)	9 (8)	1 (1)	1 (1)	0 (0)	0 (0)
適格機関投資家等特例業務届出者 (うち財務局等)	1 (1)	2 (2)	6 (2)	21 (11)	23 (18)	31 (19)	30 (21)	20 (14)	0 (0)
金融商品仲介業者 (うち財務局等)	1 (1)	1 (1)	9 (9)	9 (8)	8 (8)	18 (18)	19 (19)	2 (2)	0 (0)
信用格付業者 (うち財務局等)	— (—)	0 (0)	4 (0)	3 (0)	0 (0)	2 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
自主規制機関等 (うち財務局等)	5 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	3 (0)	3 (0)	3 (0)	0 (0)	0 (0)
投資法人 (うち財務局等)	9 (0)	6 (0)	2 (0)	0 (0)	3 (0)	2 (0)	1 (0)	1 (0)	0 (0)
その他 (うち財務局等)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	3 (0)	3 (0)	3 (0)	1 (0)	0 (0)

(注)「支店単独検査」とは、財務局等において、監視委担当の第一種金融商品取引業者の支店の検査のみを実施するものである(上表では検査実施件数の合計にカウントしていない)。

ロ また、平成21年度から同29年度までの間に、監視委から金融庁長官に対して行った証券モニタリング(証券検査)に係る勧告の実施件数を見ると、毎年度、概ね20件前後で推移している。このうち財務局等のオンサイト・モニタリング(立入検査)に基づき行われた勧告の実施件数は全体の約70パーセントを占めている。

なお、各年度別の勧告実施状況は次表のとおりである。

年度別の勧告実施状況

(単位: 件数)

区 分 \ 年 度	21	22	23	24	25	26	27	28	29	合計
証券検査の結果に基づく勧告	21	19	16	18	18	16	18	35	10	171
(うち財務局等)	(13)	(15)	(9)	(11)	(13)	(11)	(13)	(26)	(8)	(119)

ハ 平成21年度から同29年度までの間に監視委及び財務局等によるオンサイト・モニタリング（立入検査）の結果、問題点が認められた業者等の数（検査終了通知書において問題点（留意すべき事項を含む。）を指摘した会社等の数）について、問題点の内訳ごとに見ると、「投資者保護に関するもの」が463件、「その他業務運営に関するもの」が464件で多く、次いで「財産・経理等に関するもの」が134件、「不正取引に関するもの」が56件となっている。

なお、問題点が認められた業者等の数は次表のとおりである。

問題点が認められた業者等の数

年 度 区 分	21	22	23	24	25	26	27	28	29	合計
問題点が認められた業者等の数(注)	125	105	87	102	118	105	72	67	35	816
不正取引に関するもの	12	9	7	6	5	7	3	4	3	56
投資者保護に関するもの	57	45	46	52	65	71	54	61	12	463
財産・経理等に関するもの	27	18	31	11	9	19	7	11	1	134
その他業務運営に関するもの	60	71	58	71	69	52	32	26	25	464

(注)「不正取引に関するもの」、「投資者保護に関するもの」、「財産・経理等に関するもの」及び「その他業務運営に関するもの」は、各項目で問題点が認められた業者等の数をいう。したがって、各項目で重複する会社等があるため、各項目の合計と「問題点が認められた業者等の数」の数値とは一致しない。

ニ また、直近5年間の平成25年度から同29年度までの法令違反行為別の指摘件数（勧告を行った業者等の数）を見ると、第一種金融商品取引業、第二種金融商品取引業、投資助言・代理業、投資運用業及び適格機関投資家等特例業務の全体では、「業務の運営等に問題のある行為」が39件と最も多く、各業種とも共通して指摘が多い状況となっている。次いで「無登録募集等」が22件であるが、こちらは投資助言・代理業及び適格機関投資家等特例業務で多い。また、「重要な事項に関する誤解表示」が17件と多いが、こちらは第一種金融商品取引業で多い指摘となっている。

これを業態ごとに見ると、第一種金融商品取引業では、「重要な事項に関する誤解表示」が14件と最も多く、次いで「顧客に対する虚偽表示」が11件、「業務の運営等に問題のある行為」が10件となっている。第二種金融商品取引業では、「人的構成を有しない状況」、「顧客に対する虚偽表示」及び「金商業に関する不正行為等」（投資者保護上重大な問題（資金流用等）が認められたもの）がいずれも8件、

次いで「報告徴取命令の虚偽報告等」が 7 件となっている。投資助言・代理業では、「無登録募集等」が 10 件、次いで「業務の運営等に問題のある行為」が 8 件となっている。投資運用業では、「忠実義務違反」が 3 件、次いで「業務の運営等に問題のある行為」が 2 件となっている。適格機関投資家等特例業務では、「業務の運営等に問題のある行為」が 14 件、次いで「無届募集等」が 10 件となっている。

なお、平成 25 年度から同 29 年度までの法令違反行為別の指摘件数は次表のとおりである。

法令違反行為別の指摘件数

法令違反行為 (注 1)	業 態					合 計
	第一種	第二種	投資助言・代理業	投資運用業	適格機関投資家等特例業務	
無登録募集等		2	10		10	22
人的構成を有しない状況		8	3			11
法定純財産額に満たない状況	2			1		3
標識の未掲示等			1			1
無登録業者に対する名義貸し		2	3			5
事実に相違する広告等		1	3			4
契約締結前交付書面の記載不備		2	1			3
契約締結時交付書面の記載不備		2	1			3
顧客に対する虚偽告知	1	8	3	1		13
断定的判断の提供等			2			2
特別の利益の提供	1		1	1		3
顧客に対する虚偽表示	11	1				12
重要な事項に関する誤解表示	14	2		1		17
法人関係情報を提供した勧誘	(注 2) 3					3
法人関係情報の管理不備	(注 2) 3		1			4
顧客に必要な情報の不適切な通知		1				1
システム管理不備	1					1
出資金の流用を知りながらの募集等		2				2
顧客資産の分別保管の未実施	1	3			1	5
顧客への利益提供			1			1
損失補てん	1					1
専ら投機的利益の追求を目的とした有価証券の売買	1					1
忠実義務違反				3	1	4
善管注意義務違反				1		1
運用報告書の虚偽記載				1		1
非公開情報の受領	1					1
帳簿書類の未作成・未保存			2			2
虚偽の事業報告書の提出等		4	1	1		6
自己資本規制比率の法定基準未滿等	1					1
届出事項の未届出等	1		2			3
業務の運営等に問題のある行為	10	5	8	2	14	39
報告徴取命令の虚偽報告等		7	1		1	9
業務停止命令違反			1			1
不正の手段による登録		1				1
金商業に関する不正行為等	1	8				9
未登録者による外務員行為	(注 3) 1					1
検査忌避		2				2
合 計	54	61	45	12	27	199

(注 1) 法令違反行為の件数は、平成 25 年度から同 29 年度までに勧告を行った業者等の数としている。

(注 2) 金融商品取引仲介業者の法令違反行為 1 件を含む。

(注 3) 「未登録者による外務員行為」は、金融商品仲介業者の法令違反。

ホ このほか、監視委は、無登録業者による無登録営業等について、裁判所に対して法令違反行為の禁止等命令の申立てを実施しており、平成 22 年 11 月から同 30 年度末までの間に、裁判所より計 19 件（無届募集に係る申立て 1 件は除外）の命令が発出されている。

無登録業者に対する調査は関東財務局でも実施しており、平成 29 年度には、無登録投資助言業を行う業者に対して関東財務局単独で調査を行い、延べ約 3,700 人の顧客から、投資顧問料（報酬）約 37 億 5 千万円を受け取っていた事実を把握し、監視委による裁判所への申立て、更に裁判所による禁止命令につなげるなど、着実に成果を上げているところである。

② 取引審査

イ 監視委及び財務局等における取引審査の実施状況については、平成 4 年の監視委発足以降、概ね年間 200 件程度で推移していたが、平成 11 事務年度に年間 300 件を超えた後、漸増を続け、平成 18 事務年度には年間 1,000 件を超えるに至った。

平成 19 事務年度には年間 1,098 件となり、その後、実施件数が減少したが、平成 25 年度（平成 21 年度から会計年度ベースでカウント）からは、再び実施件数が年間 1,000 件を超える状況となっている。

この間、財務局等における審査の実施件数も漸増しており、平成 29 年度においては、年間 1,099 件のうちの 644 件と、全体の約 6 割を占めるまでになっている。

ロ 取引審査の実施件数について、内容別の内訳を見ると、「価格形成に関するもの」（株価が急騰・急落するなど不自然な動きが見られた銘柄等）が概ね年間 100 件弱で推移している一方、「内部者取引に関するもの」（投資者の投資判断に著しい影響を及ぼす「重要事実」が公表された銘柄等）は概ね年間 1,000 件前後で推移しており、後者が審査の実施件数の太宗を占めている。このほか、風説の流布や偽計等に係る審査（下表中の「その他」）についても、年間 10 数件から数十件程度行っている。

なお、各年度別の取引審査実施件数は次表のとおりである。

年度別の取引審査実施状況

(単位:件数)

区 分 \ 年 度	21	22	23	24	25	26	27	28	29	合計
価格形成に関するもの	94	54	73	84	86	94	95	98	83	761
内部者取引に関するもの	649	613	819	875	943	978	992	1,031	1,002	7,902
そ の 他	6	24	21	14	14	12	10	13	14	128
合 計	749	691	913	973	1,043	1,084	1,097	1,142	1,099	8,791
(うち財務局等)	(430)	(467)	(517)	(573)	(633)	(637)	(616)	(660)	(644)	(5,177)

③ 証券調査（取引調査・開示検査）

関東、近畿及び東海財務局には、証券調査官が配置されており、監視委事務局の証券調査官と合同で、又は財務局単独で調査を行うこととしている。

平成17年度の課徴金制度導入から同29年度末までの間に、監視委は不公正取引（取引調査）に係る課徴金納付命令に関する勧告を364件行っており、このうち内部者取引に係るものが289件、相場操縦に係るものが73件、偽計に係るものが2件となっている。

平成21年度以降で見ると、不公正取引に係る勧告は315件であり、このうち内部者取引に係るものが241件で約77%、相場操縦に係るものが72件で約23%、偽計に係るものが2件で0.6%となっている一方、課徴金額で見ると合計6,190,427,935円であり、このうち内部者取引に係るものが計469,250,000円で約8%、相場操縦に係るものが計1,612,887,935円で約26%、偽計に係るものが計4,108,290,000円で約66.4%となっており、勧告件数の少ない偽計が最も課徴金額が多くなっているが、これは平成25年度に1件で40億円を超える課徴金額となる事案があったためである。

なお、内部者取引に係る勧告の対象となった事案における「重要事実」について、平成17年度から同28年度までの間は、「公開買付け等事実」（公開買付けに準ずる行為を重要事実とするものも含む。）が最も多く延べ74件（納付命令対象者ベース（複数の重要事実を知って内部者取引を行った場合は重複計上））となっており、次いで「新株等発行」及び「業務提携・解消」が延べ48件、「業績予想等の修正」が延べ45件となっている。

また、平成17年度から同29年度末までの間の開示規制違反等（開示検

査)に係る課徴金納付命令に関する勧告は101件となっている(公開買付開始公告実施義務違反1件を含む)。

平成21年度以降で見ると、開示規制違反等に係る勧告は79件で、課徴金額は計13,773,209,985円となっており、このうち平成27年度が7,800,120,000円となっており、約57%を占めているが、これは同年度に1件で73億7,350万円の課徴金額となる有価証券報告書等の虚偽記載に係る事案があったためである。

なお、監視委における課徴金制度導入後の勧告件数及び課徴金額は次表のとおりである。

課徴金納付命令に関する勧告件数及び課徴金額

(不正取引)

年度	勧告件数(件)・課徴金額(円)							
			内部者取引		相場操縦		偽計	
	件数	課徴金額	件数	課徴金額	件数	課徴金額	件数	課徴金額
17	4	1,660,000	4	1,660,000	0	0	0	0
18	11	49,150,000	11	49,150,000	0	0	0	0
19	16	39,600,000	16	39,600,000	0	0	0	0
20	18	66,610,000	17	59,160,000	1	7,450,000	0	0
21	43	55,480,000	38	49,220,000	5	6,260,000	0	0
22	26	63,940,000	20	42,680,000	6	21,260,000	0	0
23	18	31,690,000	15	26,300,000	3	5,390,000	0	0
24	32	135,720,000	19	35,150,000	13	100,570,000	0	0
25	42	4,608,060,000	32	50,960,000	9	461,050,000	1	4,096,050,000
26	42	563,342,935	31	38,820,000	11	524,522,935	0	0
27	35	191,835,000	22	75,500,000	12	104,095,000	1	12,240,000
28	51	371,400,000	43	89,790,000	8	281,610,000	0	0
29	26	168,960,000	21	60,830,000	5	108,130,000	0	0
合計	364	6,347,447,935	289	618,820,000	73	1,620,337,935	2	4,108,290,000

(開示規制違反等)

年度	勧告件数(件)・課徴金額(円)					
	開示規制		その他			
	件数	課徴金額	件数	課徴金額	件数	課徴金額
17	0	0	0	0	0	0
18	3	633,330,000	3	633,330,000	0	0
19	8	66,849,997	8	66,849,997	0	0
20	11	1,913,909,997	11	1,913,909,997	0	0
21	10	711,479,998	9	703,979,998	1	7,500,000
22	19	1,879,819,994	19	1,879,819,994	0	0
23	11	569,250,000	11	569,250,000	0	0
24	9	721,749,994	9	721,749,994	0	0
25	9	1,048,369,999	9	1,048,369,999	0	0
26	8	604,640,000	8	604,640,000	0	0
27	6	7,800,120,000	6	7,800,120,000	0	0
28	5	425,780,000	5	425,780,000	0	0
29	2	12,000,000	2	12,000,000	0	0
合計	101	16,387,299,979	100	16,379,799,979	1	7,500,000

(注1)課徴金額は勧告時点のもの。

(注2)不公正取引のうち、平成23年度に個人に対し行われた1件(内部者取引、課徴金額550,000円)については、課徴金納付命令の勧告後、審判手続により「違反事実なし」となっている。

(注3)開示規制のうち、平成21年度に個人に対し行われた1件(課徴金額120,730,000円)については、課徴金納付命令の勧告後、審判手続により「違反事実なし」となっている。

(注4)「その他」の1件は、公開買付開始公告実施義務違反である。

④ 証券取引特別調査(犯則事件の調査・告発)

関東及び近畿財務局には、証券取引特別調査官が配置(東海財務局の証券取引特別調査官は平成24年7月に関東財務局に振替)されており、監視委事務局の証券取引特別調査官と合同で、又は財務局単独で犯則事件の調査を行うこととしている。

平成4年の監視委発足から同29年度末までの間に、監視委は検察官に対して192件(543人)の告発を行っており、このうち平成21年度以降では75件(192人)となっている。

平成21年度以降を見ると、引き続き「インサイダー取引」が27件と最も多く、次いで「有価証券報告書等の虚偽記載等」及び「風説の流布・偽計」が15件、「相場操縦・相場固定」が14件となっている。

なお、各年度別の告発実施状況は次表のとおりである。

年度別の告発実施状況

区 分 \ 年 度	21	22	23	24	25	26	27	28	29	合計
有価証券報告書等の虚偽記載等	4	2	4	0	0	2	3	0	0	15
風説の流布・偽計	3	1	4	1	1	1	2	2	0	15
相場操縦・相場固定	3	1	1	0	1	2	1	3	2	14
インサイダー取引	7	4	6	2	1	1	2	2	2	27
そ の 他	0	0	0	4	0	0	0	0	0	4
告発件数(合計)	17	8	15	7	3	6	8	7	4	75
告発人数	(46)	(15)	(46)	(26)	(3)	(12)	(16)	(17)	(11)	(192)

(注)平成22年度の「有価証券報告書等の虚偽記載等」には無届社債募集を含む。

第 5 章 資料編

< 1. 最近 10 年の動き >

年	月	社会、政治、経済の動き	月	財務局関係の動き
21	6 9	・ 静岡空港開港 ・ 消費者庁発足 ・ 鳩山内閣発足	10 12	・ 一元的な文書管理システム本格稼働【総務】 ・ 中小企業金融円滑化法施行【理財】
22	1 6 12	・ 日本年金機構発足 ・ 肝炎対策基本法施行（肝炎患者・感染者の支援と医療体制の整備） ・ 菅内閣発足 ・ 東北新幹線（八戸～新青森）開業	2 4 6 8 11	・ 国有財産の貸付料等の口座振替導入【管財】 ・ 資金決済に関する法律施行【理財】 ・ 改正貸金業法完全施行（平成 19 年 1 月から順次施行）【理財】 ・ 新成長戦略における国有財産の有効活用についてを公表【管財】 ・ 社会福祉等の整備を目的とした地方公共団体に対する定期借地権の設定について通達発出【管財】 ・ A P E C 財務大臣会合（近畿）
23	3	・ 東北地方太平洋沖地震（東日本大震災） ・ 九州新幹線（博多～新八代）開業 ・ 山陽・九州新幹線「さくら」「みずほ」運行開始		

年	月	社会、政治、経済の動き	月	財務局関係の動き
23			5	・ 未利用国有地等の管理処分方針について通達発出【管財】 ・ 国有財産監査指針について通達発出【管財】
	6	・ 平泉が世界文化遺産登録 ・ 小笠原諸島が世界自然遺産登録		
	9	・ 野田内閣発足	12	・ 国家公務員宿舎削減計画の公表【管財】
24	2	・ 復興庁発足		
	3	・ 地上アナログ放送から地上デジタル放送へ完全移行	4	・ 地方債事前届出制度の適用開始（28 年度より対象を公的資金債の一部に拡大）【理財】
	5	・ 東京スカイツリー及び東京スカイツリータウン開業	7	・ 有価証券報告書レビューの実施【理財】
	7	・ 日本航空系格安航空会社「ジェットスター・ジャパン」就航		
	9	・ 原子力規制委員会発足	10	・ 第 67 回 IMF・世界銀行年次総会特別イベント 防災と開発に関する仙台会合（東北）
	11	・ 日本未来の党が結党	11	・ 国家公務員宿舎削減計画に基づくコスト比較等による個別検討結果及び宿舎使用料の見直しについての公表【管財】
	12	・ 安倍内閣発足		
25	1	・ 復興特別所得税導入		
	3	・ 新石垣空港開港		
	6	・ 富士山が世界文化遺産登録		

年	月	社会、政治、経済の動き	月	財務局関係の動き
25	9	・ 2020 年五輪、東京開催が決定		
	12	・ 「和食；日本人の伝統的な食文化」がユネスコ無形文化遺産に登録		
26			1	・ N I S A（少額投資非課税制度）開始【理財】
	3	・ 宇宙飛行士 若田光一が日本人初となる国際宇宙ステーションの船長に就任		
	4	・ 消費税率引上げ（5%→8%）	4	・ 火災共済協同組合の検査・監督事務が財務局から都道府県へ移管【理財】
	6	・ 富岡製糸場と絹産業遺産群が世界文化遺産登録 ・ イスラム国、樹立宣言	6	・ 金融リテラシー・マップ策定【理財】 ・ 地域における国公有財産の最適利用（エリアマネジメント）を推進【管財】
			9	・ 旅費等内部管理業務共通システム本格稼働【総務】
	10	・ 赤崎勇、天野浩、中村修二がノーベル物理学賞受賞	11	・ まち・ひと・しごと創生法施行
			12	・ まち・ひと・しごと創生総合戦略について（閣議決定）
27			2	・ 地方創生コンシェルジュ制度導入
	3	・ 北陸新幹線（長野～金沢）開業		
	7	・ 明治日本の産業革命遺産が世界文化遺産登録		
	10	・ マイナンバー通知開始		

年	月	社会、政治、経済の動き	月	財務局関係の動き
27	12	・大村智がノーベル医学・生理学賞、梶田隆章がノーベル物理学賞を受賞	12	・介護施設整備にかかる国有地の有効活用について通達発出【管財】
28	1	・マイナンバー利用開始	1	・ジュニア N I S A（未成年者少額投資非課税制度）開始【理財】
	3	・日本銀行、マイナス金利政策を導入		
	3	・北海道新幹線（新青森～新函館北斗）開業		
	4	・民進党が結党	4	・債務償還能力分析等システム運用開始【理財】
	4	・熊本地震		
	5	・主要 7 カ国（G7）首脳会議（伊勢志摩サミット）開幕	5	・G 7 仙台財務大臣・中央銀行総裁会議（東北）
			7	・改正保険業法施行【理財】
				・オンサイト・オフサイト一体のモニタリング開始【理財】
	10	・大隅良典がノーベル医学・生理学賞を受賞		
29	2	・プレミアムフライデー開始	4	・仮想通貨交換業者の登録制導入【理財】
			5	・アジア開発銀行横浜総会（関東）
				・電子決済等代行業者の登録制導入【理財】
	7	・「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群が世界文化遺産登録	6	・財務総合政策研究所研修部が西ヶ原へ移転
			8	・公認会計士試験におけるインターネット受付サービス導入【理財】
	10	・立憲民主党が結党		

年	月	社会、政治、経済の動き	月	財務局関係の動き
29			12	・ 人事・給与関係業務情報システム本格稼働【総務】
30			1	・ つみたて N I S A（特に小額からの長期・積立・分散投資を支援するための非課税制度）開始【理財】
				・ 公共随契を中心とする国有財産の管理処分手続きの見直しについてを取りまとめ【管財】
	5	・ 国民民主党が結党	4	・ 重要情報の公表（フェア・ディスクロージャー・ルール）に係る業務を開始【理財】
	6	・ 長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産が世界文化遺産登録	6	・ 金融検査・監督の考え方と進め方（検査・監督基本方針）の公表【理財】
	7	・ 平成 30 年 7 月豪雨（西日本豪雨）		
	9	・ 北海道胆振東部地震		
	10	・ 豊洲市場が開場		
	12	・ B S ・ C S 放送で 4K ・ 8 K 実用放送開始	12	・ 送金取扱金融機関に対するオフサイト・モニタリング開始【理財】
		・ 本庶佑がノーベル医学・生理学賞を受賞		
31	1	・ 国際観光旅客税導入		
	2	・ 日本・E U 経済連携協定、発効		
	4	・ 新元号「令和」選定		
	5	・ 天皇の退位等に関する皇室典範特例法施行		

＜ 2. 歴代財務局幹部職員名簿 ＞

- ・ 北海道財務局
- ・ 東北財務局
- ・ 関東財務局
- ・ 北陸財務局
- ・ 東海財務局
- ・ 近畿財務局
- ・ 中国財務局
- ・ 四国財務局
- ・ 九州財務局
- ・ 福岡財務支局
- ・ 沖縄総合事務局

(掲載要領)

- 本名簿は、指定官職を掲載している。
- 昭和 24 年 6 月 1 日以降、平成 31 年 5 月 31 日までの在職及び在職期間を掲載している。
- 役職名は、平成 31 年 5 月 31 日時点又は廃止時としている。
- 併任及び事務取扱期間は、掲載を省略している。
- 東京財務事務所を除く財務事務所は、次の変遷を経ているが、その記載は省略している。
 - 昭和 24 年 6 月 1 日 ～ 昭和 25 年 5 月 3 日 財務部支部
 - 昭和 24 年 5 月 4 日 ～ 昭和 59 年 5 月 30 日 財務部
 - 昭和 59 年 6 月 1 日 ～ 財務事務所

北海道財務局長			北海道財務局次長	総務部長
昭24. 6. 1 札幌財務部長	中澤 八郎 (49. 7～50. 7)	原 田 裕 (16. 5～17. 9)	昭24. 6. 1 札幌財務部次長	昭38. 4. 1 総務部長
昭25. 5. 4 北海道財務局長	森 田 廣住 (50. 7～51. 6)	竹 嶋 孝育 (17. 9～19. 5)	昭25. 5. 4 北海道財務局次長	戸 田 嘉 徳 (38. 6～40. 7)
中 崎 重 嗣 (24. 6～24. 9)	玉 置 博 (51. 6～52. 5)	向 外 喜 治 (19. 7～20. 7)	青 山 太 吉 (24. 6～24. 9)	大 木 健 (40. 7～42. 8)
日 野 春 重 (24.10～25. 7)	今 永 伸 二 (52. 6～53. 5)	東 條 敬 (20. 7～21. 7)	岸 本 一 郎 (24.11～26. 4)	原 田 正 俊 (42. 8～44. 8)
江 藤 誠 一 (25. 7～27. 1)	藤 澤 正 (53. 6～55. 6)	渥 美 恭 弘 (21. 7～23. 7)	昭26. 5. 1 廃止	加 舎 章 (44. 8～45. 7)
星 野 力 (27. 3～29. 5)	松 原 淳 文 (55. 6～56. 6)	中 山 厚 (23. 7～24. 7)		荒 関 忠 良 (45. 7～47. 9)
金 子 一 平 (29. 5～30. 8)	田 中 泰 助 (56. 6～58. 7)	吉 田 英 都 (24. 7～25. 7)		黒 岩 普 (47.10～50. 5)
上 田 新 (30. 8～31. 5)	中 島 潔 (58. 8～60. 6)	鈴 木 正 俊 (25. 7～26. 7)		加 藤 孝 (50. 5～52. 6)
江 守 堅 太 郎 (31. 5～33. 9)	長 谷 川 洸 一 (60. 6～61. 6)	渡 辺 健 雄 (26. 7～27. 7)		栗 崎 久 (52. 7～53. 3)
小 島 要 太 郎 (33. 9～35. 6)	藤 井 一 夫 (61. 6～62. 6)	斎 藤 修 (27. 7～28. 6)		佐々木 健 (53. 4～55. 6)
庭 山 慶 一 郎 (35. 7～35. 9)	山 口 厚 生 (62. 6～元. 6)	原 田 要 暢 (28. 6～29. 7)		蓮 佛 宗 宏 (55. 7～56. 5)
上 東 野 正 二 (35.11～37. 5)	大 塚 功 (元. 6～ 2. 6)	高 秀 樹 (29. 7～30. 7)		桜 木 昌 靖 (56. 7～57. 6)
長 谷 好 平 (37. 5～38. 8)	寺 本 泉 (2. 6～ 4. 6)	志 村 仁 (30. 7～ 現在)		岩 本 謙 治 (57. 7～58. 6)
木 野 晴 夫 (38. 8～39. 7)	上 野 憲 正 (4. 6～ 5. 6)			大 鷹 毅 (58. 7～59. 6)
石 橋 大 輔 (39. 7～41.10)	大 越 康 弘 (5. 6～ 6. 7)			高 橋 敬 造 (59. 7～60.11)
森 弘 (41.10～42. 8)	河 手 悦 夫 (6. 7～ 7. 5)			寺 本 明 (60.12～61. 6)
松 木 孝 道 (42. 8～43. 6)	中 村 英 隆 (7. 5～ 9. 7)			宮 澤 幸 彦 (61. 7～62. 6)
高 橋 謙 二 (43. 6～44. 8)	比 護 正 史 (9. 7～10. 6)			萩 原 勇 (62. 7～63. 6)
脇 本 正 雄 (44. 8～45. 5)	田 頭 基 典 (10. 6～11. 6)			梅 山 勇 吉 (63. 7～ 2. 6)
上 月 重 雄 (45. 6～47. 6)	二 宮 洋 二 (11. 7～13. 7)			山 崎 幸 夫 (2. 7～ 3. 7)
西 堀 彌 壽 雄 (47. 6～48. 6)	大 前 忠 (13. 7～15. 7)			保 坂 清 作 (3. 7～ 4. 6)
斎 藤 精 之 助 (48. 6～49. 7)	比 沢 一 行 (15. 7～16. 5)			三 浦 弘 美 (4. 7～ 5. 7)

総務部長	理財部長			理財部次長
澤 不二夫 (5. 7～6. 7)	昭26. 5. 1 理財部長	新 居 健 (元. 7～2. 7)	児 玉 光 載 (30. 7～現在)	昭54. 1. 1 理財部次長
山 本 潤 正 (6. 7～8. 7)	岸 本 一 郎 (26. 5～29. 9)	和 泉 沢 衛 (2. 7～3. 6)		森 迪 康 (54. 1～57. 6)
井 上 邦 夫 (8. 7～10. 6)	三 井 正 美 (29. 10～30. 6)	瀬 尾 照 夫 (3. 7～4. 7)		真 田 宗 一 (57. 7～58. 6)
河 野 廣 (10. 6～12. 6)	菅 井 正 雄 (30. 6～35. 11)	舟 橋 和 幸 (4. 7～5. 7)		遠 藤 昭 (58. 7～59. 6)
石 田 久 和 (12. 7～13. 6)	前 田 勇 (35. 12～38. 6)	秋 谷 繁 (5. 7～7. 7)		加 藤 八 朗 (59. 7～60. 6)
山 本 正 和 (13. 7～14. 6)	奥 寺 良 悦 (38. 6～41. 2)	山 本 亨 (7. 7～9. 7)		佐 藤 剛 (60. 7～62. 6)
瀬 戸 毅 (14. 7～15. 6)	曾 我 悟 (41. 4～44. 8)	里 舘 健 彦 (9. 7～10. 6)		平 田 文 夫 (62. 7～元. 6)
楠 田 憲 仁 (15. 7～16. 6)	宮 原 翠 (44. 8～46. 7)	橋 本 孝 義 (10. 6～11. 6)		昭63. 7. 1 1増設
向 外 喜 治 (16. 7～17. 6)	四 元 俊 明 (46. 7～48. 7)	清 永 道 也 (11. 7～13. 6)		金 子 正 春 (63. 7～元. 6)
林 正 俊 (17. 7～18. 6)	加 藤 孝 (48. 7～50. 5)	加 藤 正 樹 (13. 7～15. 7)		和 泉 沢 衛 (元. 7～2. 7)
堀 本 修 (18. 7～19. 6)	増 渕 亮 平 (50. 7～51. 5)	岡 部 憲 昭 (15. 7～17. 6)		前 田 剛 志 (元. 7～2. 4)
平 野 孝 (19. 7～20. 6)	市 橋 利 明 (51. 5～52. 6)	吉 田 英 都 (17. 7～18. 6)		江 幡 雄 次 (2. 7～3. 4)
松 本 弥 (20. 7～22. 6)	佐々木 健 (52. 7～53. 3)	田 辺 治 (18. 7～19. 6)		植 田 修 巳 (2. 7～3. 7)
佐 藤 秀 明 (22. 7～24. 6)	梶 田 博 一 (53. 5～55. 5)	小 柳 健 (19. 7～20. 6)		矢 野 功 (3. 7～4. 6)
齋 藤 修 (24. 7～25. 6)	大 木 淳 良 (55. 7～56. 6)	其 田 修 一 (20. 7～21. 6)		舟 橋 和 幸 (3. 7～4. 7)
外 崎 亮 (25. 7～26. 6)	高 畠 淳 (56. 7～57. 6)	佐 藤 秀 明 (21. 7～22. 6)		常 元 武 志 (4. 7～5. 7)
多 田 誠 一 (26. 7～27. 6)	大 鷹 毅 (57. 7～58. 6)	山 路 和 樹 (22. 7～23. 6)		小 松 俊 三 (4. 7～5. 7)
井 上 泰 延 (27. 7～29. 6)	平 野 久 雄 (58. 7～59. 6)	伊 藤 憲 昭 (23. 7～24. 5)		畑 中 勇 (5. 7～6. 7)
小 柳 津 博 (29. 7～現在)	佐々木 忠興 (59. 7～60. 6)	川 島 俊 通 (24. 7～25. 6)		根 本 秀 樹 (5. 7～7. 6)
	鈴 木 勲 (60. 7～61. 6)	吉 澤 守 (25. 7～26. 6)		加 藤 征 男 (6. 7～7. 6)
	鍵 本 晋 一 (61. 6～62. 6)	井 上 泰 延 (26. 7～27. 6)		山 本 正 和 (7. 7～8. 7)
	中 曾 根 浩 (62. 7～元. 6)	米 澤 裕 樹 (27. 7～30. 6)		野々村 真人 (7. 7～8. 5)

理財部次長	検査監理官	金融監督官	管財部長	
村 上 一 登 (8. 7～9. 6)	平10. 6. 22 金融監督官	平10. 6. 22 金融監督官	昭26. 5. 1 管財部長	保 坂 豊 (63. 7～元. 6)
堀 本 修 (8. 7～10. 6)	長 尾 修 一 (10. 6～11. 6)	吉 田 英 都 (10. 6～11. 6)	藤 田 六 也 (26. 5～27. 3)	稲 葉 登 (元. 7～2. 6)
脇 坂 俊 彦 (9. 7～11. 3)	桑 野 哲 雄 (11. 7～12. 6)	其 田 修 一 (11. 7～12. 6)	山 崎 巖 (27. 3～30. 3)	岩 沢 昭 夫 (2. 7～3. 7)
平10. 6. 22 1廃止1	田 崎 寛 人 (12. 7～14. 6)	松 本 清 志 (12. 7～14. 6)	藤 本 達 也 (30. 5～31. 9)	鴨 井 武 弘 (3. 7～4. 7)
田 端 正 博 (11. 7～12. 4)	関 口 勉 (14. 7～16. 6)	芥 川 義 清 (14. 7～15. 6)	高 山 重 郎 (31. 9～34. 1)	臼 杵 直 昌 (4. 7～6. 6)
前 田 岩 夫 (12. 7～14. 6)	五十嵐 幸悦 (16. 7～18. 6)	酒 井 慎 一 (15. 7～16. 6)	堀 川 正 彦 (34. 1～35. 12)	山 本 亨 (6. 7～7. 7)
安 倍 俊 郎 (14. 7～16. 6)	雲 然 正 之 (18. 7～19. 6)	北 村 信 男 (16. 7～17. 6)	本 田 嘉 男 (35. 12～36. 7)	加 藤 孝 (7. 7～8. 7)
菱 木 英 治 (16. 7～17. 6)	中 川 武 (19. 7～21. 6)	田 辺 治 (17. 7～18. 6)	佐々木 一美 (36. 7～40. 8)	川 田 昌 弘 (8. 7～9. 7)
岡 野 民 蔵 (17. 7～18. 6)	谷川原 文昭 (21. 7～23. 6)	外 崎 亮 (18. 7～19. 6)	波 津 勉 (40. 9～44. 4)	遠目塚 秋夫 (9. 7～10. 6)
増 尾 圭 一 (18. 7～19. 6)	山 下 隆 敏 (23. 7～24. 6)	米 澤 裕 樹 (19. 7～20. 6)	佐々木 正典 (44. 5～45. 12)	溝 口 高 司 (10. 6～12. 6)
中 島 一 良 (19. 7～20. 5)	望 月 之 次 (24. 7～25. 6)	齋 藤 進 (20. 7～22. 6)	星 野 健 二 (45. 12～47. 4)	長谷川 正則 (12. 7～13. 6)
中 村 敏 彦 (20. 7～21. 6)	東 谷 愛 司 (25. 7～26. 6)	石 原 邦 敏 (22. 7～23. 6)	小 野 隆 雄 (47. 5～49. 6)	吉 田 洋 一 (13. 7～15. 6)
江 良 保 昭 (21. 7～22. 6)	山 本 明 浩 (26. 7～28. 6)	吉 次 範 孫 (23. 7～25. 6)	八 木 克 巳 (49. 7～51. 5)	高 野 國 男 (15. 7～16. 6)
田 端 昌 俊 (22. 7～23. 6)	杉 山 典 彦 (28. 7～30. 6)	木 股 英 子 (25. 7～26. 6)	中 尾 俊 明 (51. 7～52. 6)	吉 春 多 景 樹 (16. 7～17. 6)
伊 藤 修 治 (23. 7～24. 5)	加 藤 基 (30. 7～31. 3)	村 上 勝 彦 (26. 7～27. 6)	清 水 晶 夫 (52. 7～53. 6)	和 栗 秀 昭 (17. 7～18. 6)
力 石 祐 穂 (24. 5～25. 6)		遠 藤 晃 (27. 7～29. 6)	大 木 淳 良 (53. 7～55. 6)	松 本 清 志 (18. 7～19. 6)
柴 田 雅 樹 (25. 7～26. 3)		福 島 俊 一 (29. 7～現在)	谷 嶋 晴 夫 (55. 7～57. 6)	田 中 敏 貴 (19. 7～21. 6)
幅 崎 秀 一 (26. 4～27. 6)			今 仁 平 (57. 7～59. 6)	三 橋 万 年 和 (21. 7～23. 6)
中 島 和 正 (27. 7～28. 6)			佐 藤 国 男 (59. 7～60. 6)	谷 澤 明 彦 (23. 7～25. 6)
佐 藤 祥 悦 (28. 7～29. 6)			上 野 誠 (60. 7～61. 6)	山 田 謙 司 (25. 7～26. 6)
亀 井 英 則 (29. 7～30. 6)			杉 本 一 夫 (61. 7～62. 6)	畑 猛 (26. 7～28. 6)
渡 辺 博 明 (30. 7～現在)			北 島 健 雄 (62. 7～63. 6)	左 近 真 (28. 7～29. 6)

管財部長	管財部次長		財務局審査官	財務局監察官
柳 町 勝 彦 (29. 7～30. 6)	昭49. 4. 11 管財部次長	渕 上 裕 (15. 7～16. 6)	昭48. 4. 12 財務局審査官	昭29. 10. 1 財務局監察官
松 宮 勤 生 (30. 7～ 現在)	佐 藤 成 記 (49. 7～50. 9)	中 尾 實 (16. 7～17. 6)	坂 豊 (48. 7～50. 5)	谷 内 喜太郎 (29. 10～30. 8)
	清 水 晶 夫 (50. 10～52. 6)	国 柄 広 (17. 8～18. 6)	佐々木 昭治 (50. 7～51. 6)	千 葉 正 男 (31. 3～33. 3)
	丸 山 一 郎 (52. 7～54. 6)	中 島 一 良 (18. 7～19. 6)	鈴 木 堅 (51. 7～52. 4)	青 木 政 雄 (33. 8～34. 7)
	黒 川 正 美 (54. 7～56. 3)	田 頭 幸 久 (19. 7～20. 6)	湊 久 夫 (52. 7～55. 7)	黒 崎 賢 一 (34. 8～38. 4)
	矢 萩 恒 徳 (56. 7～58. 6)	江 良 保 昭 (20. 7～21. 6)	金野 昭一郎 (55. 7～56. 6)	真 鍋 正 (38. 7～40. 7)
	小 井 弘 一 (58. 7～59. 6)	平 野 邦 彦 (21. 7～23. 6)	瀬 戸 潮 (56. 7～58. 6)	東 田 喜 市 (40. 8～43. 1)
	狩 谷 繁 夫 (59. 7～60. 4)	井 上 卓 也 (23. 7～24. 6)	長 谷 川 貴 (58. 7～59. 6)	江 口 好 三 (43. 1～44. 10)
	樺 沢 博 行 (60. 7～63. 6)	沖 田 光 司 (24. 7～25. 6)	菅 田 武 男 (59. 7～60. 6)	京 坂 静 雄 (44. 10～46. 6)
	三 浦 喜 代 治 (63. 7～ 2. 7)	望 月 之 次 (25. 7～26. 3)	佐 藤 方 紀 (60. 7～61. 6)	吉 田 谷 英 司 (46. 7～47. 6)
	五十嵐 章一郎 (2. 7～ 3. 7)	皆 川 功 (26. 7～27. 6)	宮 崎 豊 (61. 7～62. 6)	大 西 慎 (47. 7～49. 6)
	橋 本 勝 好 (3. 7～ 4. 6)	鳥 居 克 広 (27. 7～28. 6)	森 村 鉄 雄 (62. 7～63. 3)	藤 村 欣 司 (49. 7～50. 6)
	堀 田 忠 行 (4. 7～ 5. 7)	佐々木 一 郎 (28. 7～29. 6)	田 村 隆 (63. 7～元. 3)	保 坂 道 男 (50. 7～52. 7)
	森 下 久 仁 夫 (5. 7～ 6. 7)	鹿 取 冬 樹 (29. 7～30. 6)	林 益 延 (元. 7～ 3. 7)	内 田 敏 雄 (52. 8～54. 4)
	加 藤 孝 (6. 7～ 7. 7)	阿 部 敏 宏 (30. 7～ 現在)	薩 来 論 (3. 7～ 4. 7)	今 野 泰 (54. 7～55. 7)
	小 田 桐 邦 隆 (7. 7～ 8. 7)		平 4. 7. 20 廃止	湊 久 夫 (55. 7～56. 3)
	寺 西 精 一 (8. 7～ 9. 7)			金野 昭一郎 (56. 7～57. 6)
	松 井 政 司 (9. 7～10. 6)			小 島 昭 三 郎 (57. 7～57. 12)
	長 谷 川 正 則 (10. 6～11. 6)			小 林 孝 正 (58. 1～58. 5)
	高 田 豊 則 (11. 7～12. 6)			佐 久 間 勝 志 (58. 7～59. 6)
	吉 田 光 (12. 7～13. 6)			佐 藤 方 紀 (59. 7～60. 6)
	川 村 勝 宣 (13. 7～15. 6)			太 田 作 蔵 (60. 7～61. 6)

財務局監察官	金融商品取引所監理官			証券取引等監視官
星 川 勉 (61. 7～63. 6)	昭27. 8. 1 札幌証券取引所監理官	山 本 哲 夫 (57. 7～59. 5)	岩 井 正 憲 (23. 8～24. 6)	平 4. 7.20 証券取引等監視官
新 出 敏 彦 (63. 7～元. 6)	平19. 9.30 金融商品取引所監理官	長 谷 川 貴 (59. 7～61. 6)	阿 部 秀 雄 (24. 7～25. 3)	小 澤 昌 行 (4. 7～ 5. 7)
石 黒 英 勝 (元. 7～ 2. 6)	江 原 赳 夫 (27.11～29. 7)	小 出 裕 (61. 7～63. 6)	奥 村 一 夫 (25. 7～26. 3)	川 嶋 一 郎 (5. 7～ 7. 7)
土 山 登 (2. 7～ 4. 6)	谷 内 喜 太 郎 (32. 8～33. 3)	高 松 岡 (63. 7～元. 6)	岩 井 正 憲 (26. 4～26. 6)	木 村 征 夫 (7. 7～ 8. 7)
森 田 昭 (4. 7～ 5. 4)	沢 井 忠 男 (33. 3～34. 7)	浅 利 武 博 (元. 7～ 2. 7)	山 本 宏 一 (26. 7～27. 6)	森 慎 吾 (8. 7～ 9. 7)
道 下 進 (5. 7～ 6. 7)	森 稲 造 (34. 8～35. 2)	矢 野 功 (2. 7～ 3. 7)	幅 崎 秀 一 (27. 7～28. 3)	長 尾 修 一 (9. 7～10. 6)
山 崎 弘 士 (6. 7～ 7. 7)	奥 寺 良 悦 (35. 3～36. 3)	廣 井 保 次 郎 (3. 7～ 4. 6)	中 島 和 正 (兼) (28. 3～28. 6)	桑 野 哲 雄 (10. 6～11. 6)
朝 日 友 三 (7. 7～ 9. 7)	小 森 恵 治 (36. 4～41. 8)	加 藤 利 昭 (4. 7～ 5. 7)	小 泉 次 郎 (28. 7～29. 6)	長 田 晃 (11. 7～12. 6)
宮 西 公 義 (9. 7～10. 6)	上 村 定 信 (41. 8～44. 3)	森 正 和 (5. 7～ 6. 7)	伊 賀 健 次 (29. 7～ 現在)	吉 田 治 (12. 7～15. 6)
平10. 6.22 承認官職へ移行	高 尾 文 一 郎 (44. 4～44.10)	道 下 進 (6. 7～ 7. 6)		和 田 英 作 (15. 7～17. 6)
	真 鍋 正 (44.10～45. 3)	山 崎 弘 士 (7. 7～ 8. 7)		松 本 敏 男 (17. 7～19. 6)
	四 十 勝 彦 (45. 7～45.12)	多 賀 良 一 (8. 7～10. 6)		神 内 忠 雄 (19. 7～20. 6)
	京 坂 静 雄 (46. 7～47. 3)	宮 西 公 義 (10. 6～11. 5)		片 山 久 義 (20. 7～21. 6)
	吉 田 谷 英 司 (47. 7～48. 5)	山 端 佑 典 (11. 7～12. 4)		伊 藤 寿 (21. 7～22. 6)
	八 木 克 巳 (48. 7～49. 6)	多 賀 良 一 (12. 6～13. 6)		伊 藤 修 治 (22. 7～23. 6)
	梁 田 友 道 (49. 7～50. 5)	前 田 岩 夫 (13. 7～14. 6)		越 渡 康 弘 (23. 7～24. 6)
	吉 村 功 (50. 7～51. 4)	米 村 博 (14. 7～16. 6)		岩 井 正 憲 (24. 7～26. 3)
	佐 藤 定 雄 (51. 7～52. 4)	黒 沢 和 夫 (16. 7～17. 6)		岩 井 正 憲 (兼) (26. 4～26. 6)
	清 水 昭 二 (52. 7～53. 4)	奥 崎 幸 男 (17. 7～19. 6)		樋 口 秀 典 (26. 7～27. 6)
	谷 内 義 明 (53. 7～55. 6)	川 上 幸 一 (19. 7～20. 6)		糸 川 明 範 (27. 7～28. 6)
	河 本 範 弘 (55. 7～56. 6)	岡 今 朝 彦 (20. 7～22. 6)		小 林 努 (28. 7～30. 6)
	橋 本 猛 (56. 7～57. 4)	井 上 浩 (22. 7～23. 8)		橋 本 充 生 (30. 7～ 現在)

函館財務事務所長		旭川財務事務所長		釧路財務事務所長
花 沢 亮 一 (24. 6～24. 12)	伊 藤 勝 夫 (60. 7～62. 6)	藤 田 六 也 (24. 6～26. 4)	江 幡 雄 次 (63. 7～ 2. 7)	広 安 邦 一 (24. 6～25. 7)
阿 部 凶 介 (24. 12～27. 3)	渋谷 信 正 (62. 7～63. 6)	平 野 三 郎 (26. 5～27. 3)	浅 利 武 博 (2. 7～ 3. 7)	江 原 赳 夫 (25. 7～25. 9)
近 藤 公 男 (27. 3～29. 5)	月 井 正 (63. 7～ 2. 7)	三 井 正 美 (27. 3～29. 9)	近 藤 高 之 (3. 7～ 4. 6)	近 藤 公 男 (25. 9～27. 3)
丸 山 幸 一 (29. 6～30. 8)	竹 内 清 徳 (2. 7～ 4. 7)	上 野 祥 (29. 10～33. 6)	氏 川 道 彦 (4. 7～ 5. 7)	小 島 藤 仲 (27. 3～30. 8)
森 稲 造 (30. 9～34. 7)	大 井 正 隆 (4. 7～ 5. 6)	大 橋 大 三 (33. 6～36. 3)	加 藤 利 昭 (5. 7～ 6. 7)	西 室 憲 幸 (30. 9～31. 5)
渡 辺 善 二 (34. 8～36. 7)	村 上 利 彦 (5. 7～ 7. 7)	松 本 酉 治 (36. 4～38. 7)	山 本 正 和 (6. 7～ 7. 7)	杉 本 正 (31. 6～34. 3)
沢 井 忠 男 (36. 7～38. 5)	吉 村 聖 (7. 7～ 8. 7)	上 村 定 信 (38. 7～41. 8)	寺 西 精 一 (7. 7～ 8. 7)	松 本 酉 治 (34. 3～36. 3)
林 実 (38. 6～40. 10)	木 村 征 夫 (8. 7～ 9. 7)	佐々木 正典 (41. 8～44. 4)	高 木 忠 直 (8. 7～11. 6)	奥 寺 良 悦 (36. 4～38. 6)
鈴 木 利 貞 (40. 10～42. 8)	村 井 太 美 雄 (9. 7～11. 6)	星 野 健 二 (44. 5～45. 12)	黒 滝 啓 洋 (11. 7～13. 6)	沢 井 忠 男 (38. 6～40. 7)
高 尾 文 一 郎 (42. 8～44. 3)	杉 林 照 夫 (11. 6～14. 6)	吉 田 勝 (45. 12～47. 6)	佐 藤 隆 (13. 7～14. 6)	黒 崎 賢 一 (40. 8～42. 4)
吉 田 勝 (44. 4～45. 12)	高 野 國 男 (14. 7～15. 6)	後 藤 淳 (47. 7～48. 6)	森 嶋 準 一 (14. 7～16. 6)	笠 松 勝 栄 (42. 4～43. 1)
四 十 勝 彦 (45. 12～47. 6)	高 橋 範 夫 (15. 7～16. 6)	佐 藤 成 記 (48. 7～49. 6)	岩 田 豊 (16. 7～17. 6)	真 鍋 正 (43. 1～44. 10)
神 山 正 幸 (47. 7～48. 10)	阿 久 津 光 雄 (16. 7～17. 6)	清 水 晶 夫 (49. 7～50. 9)	児 玉 清 隆 (17. 7～18. 6)	江 口 好 三 (44. 10～46. 6)
福 地 時 夫 (48. 10～50. 6)	定 登 (17. 7～18. 6)	蓮 佛 宗 宏 (50. 10～52. 3)	牧 田 不 二 男 (18. 7～19. 6)	金 子 源 一 (46. 7～47. 4)
佐 瀬 重 義 (50. 7～51. 6)	江 良 保 昭 (18. 7～20. 6)	谷 内 義 明 (52. 4～53. 6)	余 島 義 豊 (19. 7～20. 6)	佐 藤 成 記 (47. 5～48. 6)
丸 山 一 郎 (51. 7～52. 6)	寺 井 順 一 (20. 7～22. 6)	河 本 範 弘 (53. 7～55. 6)	中 兼 寿 彦 (20. 7～21. 6)	梁 田 友 道 (48. 7～49. 6)
森 迪 康 (52. 7～53. 12)	郷 中 和 雄 (22. 7～23. 6)	工 藤 剛 一 (55. 7～57. 4)	久 井 勝 則 (21. 7～23. 6)	谷 口 秋 雄 (49. 7～50. 6)
黒 川 正 美 (54. 1～54. 6)	武 本 雅 臣 (23. 7～26. 3)	橋 本 猛 (57. 4～58. 6)	堀 江 弘 保 (23. 7～24. 6)	佐 藤 定 雄 (50. 7～51. 6)
松 井 亮 二 (54. 7～56. 6)	奥 村 一 夫 (26. 4～27. 6)	佐 藤 国 男 (58. 7～59. 6)	小 幡 潤 (24. 7～26. 6)	古 橋 隆 秀 (51. 7～52. 6)
斎 藤 和 男 (56. 7～58. 6)	大 久 保 誠 (27. 7～29. 6)	樺 沢 博 行 (59. 7～60. 6)	佐 藤 祥 悦 (26. 7～28. 6)	柳 沢 秀 美 (52. 7～54. 6)
竹 内 一 雄 (58. 7～59. 6)	石 井 克 憲 (29. 7～ 現在)	早 川 孝 (60. 7～62. 6)	渡 辺 博 明 (28. 7～30. 6)	鈴 木 堅 (54. 7～56. 4)
小 貫 要 (59. 7～60. 6)		三 浦 喜 代 治 (62. 7～63. 6)	今 野 光 利 (30. 7～ 現在)	豊 田 秀 夫 (56. 4～57. 6)

釧路財務事務所長		帯広財務事務所長		小樽財務部長
高橋 正 (57. 7～58. 6)	下畑 孝行 (23. 7～24. 6)	河野 義雄 (24. 6～25. 7)	中野 邦生 (60. 7～61. 6)	工藤 慶二郎 (24. 6～25. 6)
金沢 勲 (58. 7～60. 6)	富山 正博 (24. 7～26. 3)	平野 三郎 (25. 7～26. 4)	飛谷 安宣 (61. 7～62. 6)	森 稲造 (25. 7～30. 8)
山本 隆弘 (60. 7～62. 6)	森 幸臣 (26. 4～28. 6)	西室 憲幸 (26. 5～30. 8)	三上 晃 (62. 7～元. 6)	小島 藤仲 (30. 9～34. 7)
松本 英雄 (62. 7～元. 6)	中島 和正 (28. 7～30. 6)	谷内 喜太郎 (30. 9～32. 8)	安藤 新一 (元. 7～ 3. 7)	沢井 忠男 (34. 8～36. 7)
長沼 康之 (元. 7～ 2. 7)	亀井 英則 (30. 7～現在)	進藤 嘉市 (32. 8～34. 3)	須藤 務 (3. 7～ 5. 7)	波津 勉 (36. 7～40. 8)
芦澤 信三 (2. 7～ 4. 7)		波津 勉 (34. 4～36. 7)	三木 英雄 (5. 7～ 6. 7)	森山 吾郎 (40. 9～42. 4)
坂野 正武 (4. 7～ 5. 7)		中本 長吉 (36. 7～38. 10)	富樫 正美 (6. 7～ 7. 6)	岩戸 勉 (42. 4～44. 7)
小林 尚 (5. 7～ 6. 7)		染谷 吉雄 (38. 10～40. 5)	西村 義孝 (7. 7～ 8. 7)	長井 衛 (44. 8～46. 6)
菊地 智章 (6. 7～ 7. 7)		桜井 正 (40. 5～41. 10)	松井 政司 (8. 7～ 9. 7)	八木 克巳 (46. 7～48. 6)
大崎 洋一 (7. 7～ 8. 7)		横山 正久 (41. 10～43. 4)	井上 延二 (9. 7～11. 6)	長岡 憲一 (48. 7～50. 6)
伊藤 憲男 (8. 7～ 9. 7)		上岡 寿男 (43. 4～44. 3)	西村 正勝 (11. 7～12. 6)	荒井 豊安 (50. 7～51. 7)
須永 宣 (9. 7～10. 6)		布川 一夫 (44. 4～46. 6)	沼 和夫 (12. 7～14. 6)	藤村 正一 (51. 7～52. 4)
石川 彰 (10. 6～11. 6)		松田 勝美 (46. 7～47. 6)	宮本 健二 (14. 7～16. 6)	黒川 正美 (52. 4～53. 12)
山本 修 (11. 7～13. 6)		藤田 雄二郎 (47. 7～49. 6)	吉野 孝志 (16. 7～17. 6)	昭54. 1. 1 廃止
坪井 馨 (13. 7～14. 6)		大木 淳良 (49. 7～51. 6)	仁木 清一 (17. 7～18. 6)	
藤田 光男 (14. 7～15. 6)		水野 正夫 (51. 7～53. 3)	森泉 文人 (18. 7～19. 6)	
岩田 豊 (15. 7～16. 6)		脇野 静 (53. 5～55. 5)	久井 勝則 (19. 7～21. 6)	
児玉 清隆 (16. 7～17. 6)		上田 忠 (55. 5～56. 6)	石井 啓友 (21. 7～23. 6)	
岩崎 浩三 (17. 7～18. 6)		中橋 浄二 (56. 7～57. 6)	坂本 和彦 (23. 7～25. 6)	
寺井 義明 (18. 7～20. 6)		橋本 泰治 (57. 7～58. 6)	鳥居 克広 (25. 7～27. 6)	
中庭 時男 (20. 7～22. 6)		狩谷 繁夫 (58. 7～59. 6)	原井 英一 (27. 7～29. 6)	
阿部 弥門 (22. 7～23. 6)		萩田 満治 (59. 7～60. 6)	高桑 誠 (29. 7～現在)	

小樽出張所長		北見財務部長	北見出張所長	
昭54. 1. 1 小樽出張所長	木 勢 俊 光 (20. 7～21. 6)	鴨 井 与 四 郎 (25. 7～26. 9)	昭58. 1. 1 北見出張所長	橋 本 充 生 (28. 7～30. 6)
山 崎 豊 美 (54. 1～55. 7)	木 原 秀 志 (21. 7～23. 6)	上 野 祥 (27. 9～29. 9)	小 島 昭 三 郎 (58. 1～59. 5)	牧 野 康 典 (30. 7～ 現在)
今 野 泰 (55. 7～57. 6)	久 保 喜 幸 (23. 7～25. 3)	進 藤 嘉 市 (29.10～32. 8)	本 川 貢 (59. 7～61. 6)	
田 中 兵 栄 (57. 7～59. 6)	岡 田 一 則 (25. 4～27. 6)	小 森 恵 治 (32. 8～36. 3)	三 浦 喜 代 治 (61. 7～62. 6)	
下 村 久 雄 (59. 7～60. 6)	皆 川 功 (27. 7～29. 6)	川 島 敏 夫 (36. 4～38. 4)	関 口 利 夫 (62. 7～元. 6)	
滝 沢 啓 三 (60. 7～61. 6)	加 藤 基 (29. 7～30. 6)	千 葉 正 男 (38. 4～39. 3)	橋 本 勝 好 (元. 7～ 3. 7)	
望 月 洋 一 (61. 7～62. 6)	中 村 昭 彦 (30. 7～ 現在)	黒 崎 賢 一 (39. 4～40. 7)	堀 田 忠 行 (3. 7～ 4. 7)	
野 村 洋 一 (62. 7～元. 6)		真 鍋 正 (40. 8～43. 1)	土 田 哲 市 (4. 7～ 5. 7)	
西 野 亨 一 (元. 7～ 3. 7)		東 田 喜 市 (43. 1～44.11)	佐々木 国男 (5. 7～ 6. 7)	
氏 川 道 彦 (3. 7～ 4. 7)		上 村 次 郎 (44.12～46. 5)	矢 部 義 久 (6. 7～ 7. 8)	
薩 来 諭 (4. 7～ 5. 7)		龍 岡 昇 (46. 5～47. 4)	近 藤 武 雄 (7. 7～ 8. 7)	
加 藤 孝 (5. 7～ 6. 7)		高 橋 庸 介 (47. 5～48. 6)	塩 澤 好 光 (8. 7～ 9. 7)	
小 田 桐 邦 隆 (6. 7～ 7. 7)		吉 村 功 (48. 7～50. 6)	小 川 勝 雄 (9. 7～10. 6)	
高 木 忠 直 (7. 7～ 8. 7)		小 泉 旭 (50. 7～52. 6)	杉 林 照 夫 (10. 6～11. 6)	
星 野 文 雄 (8. 7～10. 6)		中 島 邦 樹 (52. 7～54. 6)	下 野 勝 治 (11. 7～14. 6)	
藤 本 光 男 (10. 6～12. 6)		阿 部 平 男 (54. 7～56. 4)	倉 田 耕 造 (14. 7～16. 6)	
中 田 守 (12. 7～14. 6)		小 林 孝 正 (56. 4～57.12)	米 村 博 (16. 7～18. 6)	
岩 田 豊 (14. 7～15. 6)		昭58. 1. 1 廃止	本 田 隆 一 (18. 7～20. 6)	
定 登 (15. 7～17. 6)			佐 伯 克 己 (20. 7～22. 6)	
江 良 保 昭 (17. 7～18. 6)			松 島 喜 夫 (22. 7～24. 6)	
野 呂 修 (18. 7～19. 6)			廣 瀬 晴 彦 (24. 7～26. 6)	
今 田 博 之 (19. 7～20. 6)			佐々木 一 郎 (26. 7～28. 6)	

東北財務局長			東北財務局次長	総務部長
昭24. 6. 1 仙台財務部長	宮 原 翠 (53. 7～55. 6)	金 田 敬 次 (18. 7～19. 7)	昭24. 6. 1 仙台財務部次長	昭38. 4. 1 総務部長
昭25. 5. 4 東北財務局長	石 井 直 一 (55. 6～56. 6)	神 川 信 造 (19. 7～20. 7)	昭25. 5. 4 東北財務局次長	中 西 清 (38. 5～39. 7)
前 田 正 夫 (24. 6～27. 1)	山 口 健 治 (56. 6～57. 5)	大 川 浩 (20. 7～21. 7)	福 島 三 好 (24. 6～26. 4)	西 村 彦 一 (39. 7～41. 1)
阿 部 達 一 (27. 1～29. 10)	山 田 選 (57. 6～58. 7)	片 山 一 夫 (21. 7～22. 7)	昭26. 5. 1 廃止	里 村 敏 (41. 1～43. 6)
藤 本 哲 (29. 10～31. 9)	松 岡 洋 一 (58. 7～59. 5)	岡 部 憲 昭 (22. 7～24. 7)		青 木 英 世 (43. 7～44. 8)
小 林 鎮 夫 (31. 9～33. 3)	加 藤 剛 一 (59. 6～61. 6)	北 村 信 (24. 7～25. 6)		宮 本 保 孝 (44. 8～45. 11)
柳 沢 英 蔵 (33. 4～35. 1)	太 田 幸 維 (61. 6～63. 6)	岸 本 浩 (25. 6～26. 7)		猪 瀬 節 雄 (45. 12～46. 6)
勢 一 正 美 (35. 2～36. 4)	川 嶋 烈 (63. 6～元. 6)	榎 本 直 樹 (26. 7～27. 6)		曾 我 悟 (46. 7～47. 6)
末 広 義 一 (36. 4～38. 5)	二 宮 學 (元. 6～ 2. 6)	河 野 一 郎 (27. 7～28. 6)		稲 葉 久 行 (47. 7～49. 2)
鹿 野 義 夫 (38. 5～38. 10)	川 又 新 一 郎 (2. 6～ 4. 6)	中 田 悟 (28. 6～29. 7)		布 川 一 夫 (49. 2～50. 5)
中 川 義 朝 (38. 12～40. 7)	設 楽 岩 久 (4. 6～ 5. 6)	松 浦 克 巳 (29. 7～30. 7)		黒 岩 晋 (50. 5～51. 6)
中 込 達 雄 (40. 7～41. 7)	中 村 正 克 (5. 6～ 6. 7)	池 田 潤 (30. 7～ 現在)		龍 岡 昇 (51. 7～53. 6)
徳 宣 一 郎 (41. 7～42. 8)	山 本 晃 (6. 7～ 7. 5)			吉 本 徹 郎 (53. 7～54. 6)
三 輪 力 (42. 8～44. 8)	西 田 等 (7. 5～ 9. 7)			圓 井 孝 一 (54. 7～55. 6)
大 島 弘 (44. 8～45. 7)	佐 藤 武 (9. 7～10. 7)			小 泉 旭 (55. 7～56. 6)
兵 頭 新 太 郎 (45. 7～46. 6)	藤 原 隆 (10. 7～11. 7)			神 蔵 重 雄 (56. 7～57. 6)
立 川 宗 正 (46. 6～47. 6)	大 前 茂 (11. 7～13. 7)			秀 島 静 夫 (57. 7～58. 6)
元 木 文 男 (47. 6～48. 6)	小 林 敏 雄 (13. 7～14. 7)			岡 本 隆 (58. 7～59. 6)
河 野 照 (48. 6～50. 6)	清 水 勝 士 (14. 7～15. 7)			大 鷹 毅 (59. 6～60. 6)
平 尾 照 夫 (50. 6～51. 6)	井 置 一 史 (15. 7～16. 7)			佐 々 木 忠 興 (60. 7～61. 6)
山 田 幹 人 (51. 6～52. 6)	安 宅 敏 和 (16. 7～17. 7)			山 口 徳 (61. 7～63. 6)
原 田 周 三 (52. 6～53. 6)	梅 本 守 (17. 7～18. 7)			中 畔 義 博 (63. 7～ 2. 7)

総務部長	理財部長			理財部次長
能 田 孝 昌 (2. 7～3. 7)	昭26. 5. 1 理財部長	小 栗 蔵 男 (60. 7～62. 6)	岸 山 敏 浩 (27. 7～28. 6)	昭48. 7. 1 理財部次長
是 永 勇 (3. 7～5. 7)	福 島 三 好 (26. 5～27. 3)	薦 田 隆 成 (62. 7～63. 6)	杉 原 茂 彦 (28. 7～29. 6)	大久保 寿隆 (48. 7～49. 6)
川 原 良 一 (5. 7～6. 7)	勢 一 正 美 (27. 3～29. 6)	能 田 孝 昌 (63. 7～2. 7)	西 尾 勲 (29. 7～30. 6)	桐 岡 祥 溢 (49. 7～51. 6)
柿 沼 啓 司 (6. 7～7. 7)	矢 野 春 吉 (29. 7～32. 5)	平 田 文 夫 (2. 7～3. 7)	横 山 昇 五 (30. 7～現在)	大 木 淳 良 (51. 7～53. 6)
本 田 邦 夫 (7. 7～8. 7)	平 野 三 郎 (32. 5～37. 3)	中 村 忠 志 (3. 7～5. 7)		長谷川 洗一 (53. 7～54. 6)
石 垣 栄 二 郎 (8. 7～9. 7)	中 西 清 (37. 4～38. 5)	斎 藤 利 勝 (5. 7～6. 7)		上川名 清次郎 (54. 7～55. 8)
岩 本 仁 三 (9. 7～10. 6)	小 野 喜 一 (38. 6～40. 11)	植 田 修 巳 (6. 7～7. 6)		大久保 秀雄 (55. 9～57. 6)
臼 杵 直 昌 (10. 6～12. 6)	加 藤 博 太 郎 (41. 1～42. 10)	藤 田 重 則 (7. 7～8. 7)		草 木 一 男 (57. 7～59. 6)
野 沢 璋 次 (12. 7～14. 7)	小 山 泰 (42. 10～44. 10)	児 玉 祥 司 (8. 7～9. 7)		昭59. 10. 1 1増設
友 廣 保 (14. 7～15. 7)	高 尾 文 一 郎 (44. 10～45. 6)	原 田 裕 (9. 7～10. 6)		佐 藤 健 彦 (59. 7～60. 6)
斎 藤 由 時 (15. 7～16. 7)	青 木 実 (45. 7～46. 6)	福 田 秀 俊 (10. 6～11. 6)		北 野 健 一 (59. 10～60. 5)
相 澤 雅 文 (16. 7～17. 7)	児 玉 淳 一 郎 (46. 7～47. 4)	大 友 剛 (11. 7～12. 7)		渡 辺 健 司 (60. 7～61. 6)
藺 田 俊 和 (17. 7～19. 7)	松 本 亘 司 (47. 5～48. 6)	大 井 正 隆 (12. 7～13. 6)		鈴 木 敬 (60. 7～61. 6)
加 藤 正 樹 (19. 7～20. 7)	瀬 野 広 光 (48. 7～50. 3)	畠 山 久 志 (13. 7～14. 7)		薦 田 隆 成 (61. 7～62. 6)
平 野 孝 (20. 7～21. 6)	菜 崎 久 (50. 4～52. 6)	相 澤 雅 文 (14. 7～16. 7)		高 橋 英 雄 (61. 7～63. 6)
山 田 孝 仁 (21. 7～22. 6)	宮 崎 勇 美 (52. 7～54. 6)	平 野 孝 (16. 7～18. 7)		中 村 忠 志 (62. 7～元. 6)
松 本 弥 (22. 7～24. 5)	小 泉 旭 (54. 7～55. 6)	山 田 孝 仁 (18. 7～19. 7)		大 友 敏 男 (63. 7～元. 6)
伊 藤 憲 昭 (24. 5～25. 6)	神 蔵 重 雄 (55. 7～56. 6)	鈴 木 均 (19. 7～21. 6)		秋 谷 繁 (元. 7～2. 6)
川 瀬 透 (25. 7～26. 6)	岩 本 健 治 (56. 7～57. 6)	大 用 恭 市 (21. 8～22. 6)		浜 田 善 勝 (元. 7～2. 6)
児 玉 清 隆 (26. 7～28. 6)	村 山 務 (57. 7～58. 4)	田 内 義 朗 (22. 7～24. 6)		田 村 欣 兵 (2. 7～3. 6)
安 藤 嘉 昭 (28. 7～30. 6)	成 田 靖 (58. 7～59. 6)	明 瀬 光 司 (24. 7～26. 6)		豊 島 司 (2. 7～3. 7)
米 澤 裕 樹 (30. 7～現在)	山 口 徳 (59. 7～60. 6)	金 森 正 樹 (26. 7～27. 6)		山 辺 邦 弘 (3. 7～4. 6)

理財部次長		検査監理官	金融監督官	管財部長
高橋 護 (3. 7～4. 6)	立川 雅宣 (21. 7～22. 6)	平10. 6. 22 検査監理官	平10. 6. 22 金融監督官	昭26. 5. 1 管財部長
大坂 光弘 (4. 7～5. 7)	増澤 英雄 (22. 7～23. 6)	渡辺 峰男 (10. 6～11. 6)	平野 孝 (10. 6～11. 6)	勢一 正美 (26. 5～27. 3)
児玉 祥司 (4. 7～6. 7)	望月 之次 (23. 7～24. 6)	神宮 勇 (11. 7～13. 7)	松村 淳一 (11. 7～13. 6)	矢野 春吉 (27. 3～29. 7)
菊池 義徳 (5. 7～6. 7)	沼澤 清美 (24. 7～25. 6)	寺田 達雄 (13. 7～15. 7)	吉春 多景樹 (13. 7～15. 7)	平野 三郎 (29. 7～32. 5)
原田 裕 (6. 7～7. 7)	大畠 大 (25. 7～26. 6)	小林 治 (15. 7～16. 7)	其田 修一 (15. 7～16. 7)	林原 正三 (32. 5～35. 9)
佐々木 罔男 (6. 7～7. 6)	後藤 敦 (26. 7～28. 3)	高橋 啓三 (16. 7～17. 6)	宮田 誠 (16. 7～17. 7)	脇本 正雄 (35. 9～39. 6)
福田 秀俊 (7. 7～8. 7)	清水 敏朗 (28. 4～28. 6)	清水 洋一 (17. 7～19. 7)	金森 正樹 (17. 7～19. 7)	長野 遙 (39. 6～41. 10)
菊池 智章 (7. 7～8. 7)	岡村 俊巨 (28. 7～29. 6)	川崎 安弘 (19. 7～21. 6)	小柳 津博 (19. 7～21. 6)	松田 啓一 (41. 10～43. 6)
林 正俊 (8. 7～9. 7)	大島 朗 (29. 7～30. 6)	小柳 津博 (21. 7～22. 6)	畑山 世一 (21. 7～23. 6)	関 静夫 (43. 7～44. 4)
坂井 信行 (8. 7～9. 7)	加藤 淳子 (30. 7～現在)	論田 秀治 (22. 7～24. 6)	山本 義英 (23. 7～24. 6)	荒関 忠良 (44. 5～45. 7)
平野 孝 (9. 7～10. 6)		米澤 裕樹 (24. 7～25. 6)	大橋 達郎 (24. 7～25. 6)	児玉 淳一郎 (45. 7～46. 6)
白川 昭則 (9. 7～10. 6)		高桑 信之 (25. 7～26. 6)	村上 佳子 (25. 7～26. 6)	稲葉 久行 (46. 7～47. 6)
平10. 6. 22 1廃止		熊沢 隆一 (26. 7～28. 6)	吉野 啓司 (26. 7～27. 6)	上坂 好美 (47. 7～48. 1)
田中 正昭 (10. 6～12. 7)		蓮沼 政浩 (28. 7～29. 6)	須田 渉 (27. 7～29. 6)	金子 源一 (48. 1～50. 5)
川添 紘一 (12. 7～13. 7)		熊田 嘉信 (29. 7～現在)	加藤 弘也 (29. 7～現在)	日野 薫 (50. 6～52. 4)
戸谷 純生 (13. 7～14. 7)				須田 甲二郎 (52. 5～53. 4)
伊東 慎吾 (14. 7～15. 7)				小泉 旭 (53. 5～54. 6)
菅原 均 (15. 7～16. 7)				蓮佛 宗宏 (54. 7～55. 6)
石黒 巖 (16. 7～17. 7)				宮部 昭蔵 (55. 7～56. 6)
富永 和博 (17. 7～18. 7)				田中 富郎 (56. 7～57. 6)
森嶋 準一 (18. 7～20. 7)				後藤 常男 (57. 7～58. 6)
伊藤 寿 (20. 7～21. 7)				金子 卓司 (58. 7～59. 6)

管財部長		管財部次長		財務局審査官
宮下 理作 (59. 7～60. 6)	今 井 進 (22. 7～23. 6)	昭47. 5. 1 管財部次長	齋 藤 肇 (8. 7～ 9. 7)	昭48. 4. 12 財務局審査官
岩 崎 優 (60. 7～61. 6)	浜 尾 一 隆 (23. 7～26. 3)	金 子 源 一 (47. 5～48. 1)	高前田 敏夫 (9. 7～10. 6)	鈴 木 邦 夫 (48. 7～49. 6)
渡 辺 健 司 (61. 7～63. 6)	沼 澤 清 美 (26. 4～27. 6)	菅 井 忠 男 (48. 4～49. 5)	相 澤 光 二 (10. 6～11. 6)	甲 田 一 男 (49. 7～50. 6)
新 居 健 (63. 7～元. 6)	橋 本 茂 樹 (27. 7～29. 6)	沖 原 邦 雄 (49. 7～52. 5)	長 尾 修 一 (11. 7～13. 7)	佐 藤 幸 男 (50. 7～51. 6)
平 田 文 夫 (元. 7～ 2. 7)	鈴 木 盛 雄 (29. 7～ 現在)	小 泉 旭 (52. 7～53. 4)	岩 渕 文 男 (13. 7～14. 7)	工 藤 正 孝 (51. 7～52. 6)
中 村 嘉 孝 (2. 7～ 4. 6)		一 條 一 男 (53. 7～54. 6)	奥 崎 幸 男 (14. 7～15. 7)	先 崎 定 雄 (52. 7～54. 6)
岩 本 仁 三 (4. 7～ 5. 7)		田 中 富 郎 (54. 7～56. 6)	福 原 渉 (15. 7～16. 7)	佐 藤 鉄 郎 (54. 7～56. 6)
菊 池 正 明 (5. 7～ 7. 6)		小 田 啓 実 (56. 7～57. 6)	佐 藤 進 (16. 7～17. 7)	柴 田 靖 夫 (56. 7～58. 6)
大 田 俊 雄 (7. 7～ 8. 7)		金 子 卓 司 (57. 7～58. 6)	逢 坂 文 雄 (17. 7～18. 6)	小 池 岑 生 (58. 7～60. 3)
加 藤 敦 (8. 7～ 9. 7)		萩 原 正 典 (58. 7～59. 6)	渡 部 節 男 (18. 6～19. 7)	伊 藤 良 命 (60. 7～62. 6)
近 和 夫 (9. 7～10. 6)		板 橋 民 樹 (59. 7～60. 4)	三 浦 孝 次 (19. 7～20. 5)	松 葉 徳 寿 (62. 7～63. 6)
小 川 重 内 (10. 6～11. 6)		石 川 強 (60. 7～61. 2)	永 石 進 (20. 7～21. 6)	狩 野 正 勝 (63. 7～ 2. 7)
丹 羽 素 彦 (11. 7～12. 7)		水 野 祐 昌 (61. 7～62. 6)	阿 部 弥 門 (21. 7～22. 6)	直 町 嘉 幸 (2. 7～ 3. 3)
中 山 智 之 (12. 7～13. 6)		伊 藤 忠 信 (62. 7～63. 6)	伊 藤 寿 (22. 7～24. 3)	青 木 恵 造 (3. 7～ 4. 6)
馬 渕 克 美 (13. 7～13. 9)		水 野 輝 夫 (63. 7～元. 6)	伊 勢 敬 久 (24. 4～25. 6)	富 樫 正 美 (4. 7～ 4. 7)
溝 口 高 司 (13. 9～15. 7)		小 林 頼 三 (元. 7～ 2. 7)	沼 澤 清 美 (25. 7～26. 3)	平4. 7. 20 廃止
鈴 木 三 郎 (15. 7～16. 7)		狩 野 正 勝 (2. 7～ 3. 7)	大 畠 大 (26. 4～26. 6)	
五十嵐 信寛 (16. 7～17. 6)		安 藤 新 一 (3. 7～ 4. 7)	行 木 秀 幸 (26. 7～27. 6)	
廣 木 明 (17. 7～18. 6)		菅 原 和 夫 (4. 7～ 5. 6)	伊 藤 健 一 (27. 7～30. 6)	
川 島 俊 通 (18. 7～20. 6)		小 澤 昌 行 (5. 7～ 6. 7)	小 網 強 史 (30. 7～31. 3)	
大 塚 雅 良 (20. 7～21. 6)		二 木 康 隆 (6. 7～ 7. 6)		
山 上 雅 彦 (21. 7～22. 6)		齋 藤 仁 (7. 7～ 8. 7)		

財務局監察官		証券取引等監視官	青森財務事務所長	
昭29.10. 1 財務局監察官	阿 部 稔 (元. 7～ 2. 7)	平4. 4.22 証券取引等監視官	江 藤 誠 一 (24. 6～25. 7)	鎮 目 重 雄 (60. 7～61. 6)
吉 田 実 行 (29.10～34. 3)	吉 田 弘 雄 (2. 7～ 3. 7)	富 樫 正 美 (4. 7～ 6. 7)	清 瀬 行 夫 (25. 7～27. 3)	中 村 忠 志 (61. 7～62. 6)
桜 井 正 (34. 4～36. 1)	田 中 重 穂 (3. 7～ 5. 3)	寺 西 精 一 (6. 7～ 7. 7)	平 野 三 郎 (27. 3～29. 7)	秋 谷 繁 (62. 7～元. 6)
藤 井 有 慶 (36. 3～38. 3)	小 関 征 四 郎 (5. 7～ 6. 7)	星 野 文 雄 (7. 7～ 8. 7)	加 藤 恒 三 郎 (29. 7～32. 1)	田 村 欣 兵 (元. 7～ 2. 7)
音 成 隆 夫 (38. 4～40. 3)	草 山 清 一 (6. 7～ 7. 6)	宮 西 公 義 (8. 7～ 9. 7)	木 内 芋 (32. 1～35. 4)	小 池 正 次 (2. 7～ 4. 7)
古 山 大 三 郎 (40. 3～44. 4)	田 村 英 明 (7. 7～ 8. 3)	黒 滝 啓 洋 (9. 7～11. 6)	近 藤 公 男 (35. 4～36. 1)	清 水 彬 (4. 7～ 6. 7)
相 原 栄 瑞 (44. 5～45. 4)	山 田 実 (8. 4～10. 6)	豊 島 安 治 (11. 7～13. 6)	古 橋 昌 平 (36. 2～37. 4)	高 橋 洋 一 (6. 7～ 7. 6)
小 野 良 吉 (45. 5～47. 8)	平10. 6.22 承認官職へ移行	田 中 俊 章 (13. 7～15. 7)	松 田 啓 一 (37. 4～40. 5)	久 保 田 敏 之 (7. 7～ 8. 7)
板 橋 忠 夫 (47. 9～48. 5)		五 十 嵐 幸 悦 (15. 7～16. 7)	宍 戸 道 夫 (40. 5～41. 3)	相 澤 光 二 (8. 7～10. 6)
津 田 芳 雄 (48. 7～49.10)		粕 谷 和 弘 (16. 7～17. 7)	荒 関 忠 良 (41. 4～43. 4)	進 藤 隆 一 (10. 6～12. 7)
川 井 巖 (49.11～51. 1)		武 田 勇 人 (17. 7～18. 7)	稲 葉 久 行 (43. 4～45. 6)	濱 田 英 男 (12. 7～13. 7)
西 方 芳 夫 (51. 7～52. 1)		池 田 正 幸 (18. 7～19. 7)	板 垣 一 夫 (45. 7～47. 4)	安 藤 昭 典 (13. 7～15. 7)
安 田 栄 太 郎 (52. 7～53. 6)		仮 野 宏 (19. 7～21. 3)	菅 井 忠 野 (47. 5～48. 3)	鈴 木 均 (15. 7～16. 6)
豊 島 俊 次 (53. 7～54. 6)		桜 江 秀 樹 (21. 3～23. 6)	岡 本 武 倫 (48. 4～49. 7)	藤 本 秀 樹 (16. 7～17. 7)
先 崎 定 雄 (54. 7～55. 1)		杉 林 雅 史 (23. 7～24. 6)	亀 岡 司 (49. 8～50. 6)	遠 藤 芳 樹 (17. 7～18. 6)
佐々木 節 夫 (55. 7～56. 3)		榊 原 由 人 (24. 7～25. 6)	須 田 甲 二 郎 (50. 7～51. 6)	河 副 英 貴 (18. 7～20. 6)
田 村 剛 掀 (56. 7～58. 4)		大 橋 達 郎 (25. 7～26. 6)	松 本 敏 明 (51. 7～53. 6)	木 曾 恵 一 (20. 7～22. 6)
柴 田 靖 夫 (58. 7～60. 4)		小 川 恭 史 (26. 7～28. 6)	田 中 富 郎 (53. 7～54. 6)	伊 勢 敬 久 (22. 7～24. 3)
貝 田 拓 (60. 7～61. 3)		鈴 木 信 一 (28. 7～29. 6)	矢 萩 恒 徳 (54. 7～56. 6)	川 名 義 章 (24. 4～26. 6)
加 茂 善 弘 (61. 7～62. 6)		稲 井 田 浩 市 (29. 7～31. 3)	小 井 弘 一 (56. 7～58. 6)	坂 川 誠 (26. 7～27. 6)
伊 藤 良 命 (62. 7～63. 6)		加 藤 基 (31. 4～ 現 在)	長 尾 賢 利 (58. 7～59. 6)	鈴 木 一 彦 (27. 7～29. 6)
志 田 忠 司 (63. 7～元. 6)			高 木 常 年 (59. 7～60. 6)	安 田 充 里 (29. 7～30. 6)

青森財務事務所長	盛岡財務事務所長		秋田財務事務所長	
中 島 隆 行 (30. 7～ 現在)	矢 野 春 吉 (24. 6～27. 3)	阪 本 嘉 隆 (元. 7～ 3. 7)	吉 成 推 精 (24. 6～27. 3)	豊 島 司 (63. 7～ 2. 7)
	阿 部 凶 介 (27. 3～29. 4)	大 坂 光 弘 (3. 7～ 4. 7)	清 瀬 行 夫 (27. 3～29. 9)	清 水 他 希 夫 (2. 7～ 3. 7)
	近 藤 公 男 (29. 6～35. 4)	二 木 康 隆 (4. 7～ 6. 7)	菅 井 正 雄 (29.10～31. 6)	丹 野 邦 男 (3. 7～ 4. 6)
	佐々木 猛 (35. 4～36. 3)	齋 藤 仁 (6. 7～ 7. 7)	西海枝 満寿夫 (31. 6～36. 6)	南 部 勲 (4. 7～ 5. 7)
	柘 植 敏 雄 (36. 4～38. 4)	川 嶋 一 郎 (7. 7～ 8. 7)	福 田 武 夫 (36. 7～37. 5)	柳 隆 次 (5. 7～ 6. 7)
	日 吉 宏 (38. 4～40. 4)	谷 川 孝 (8. 7～ 9. 7)	鈴 木 忠 (37. 5～39.10)	平 澤 潔 (6. 7～ 8. 7)
	図 子 高 明 (40. 5～42. 5)	齋 藤 彰 範 (9. 7～10. 6)	山 口 茂 松 (39.11～42. 3)	鈴 木 照 國 (8. 7～ 9. 7)
	中 村 豊 二 (42. 6～44. 7)	表 信 治 (10. 6～11. 6)	玉 沢 喜 代 志 (42. 4～42. 9)	森 慎 吾 (9. 7～10. 6)
	真 田 治 彦 (44. 7～46. 4)	今 井 進 (11. 7～12. 7)	宮 野 盛 (42. 9～44. 4)	後 藤 休 (10. 6～13. 6)
	長 沢 昇 一 (46. 7～48. 5)	菅 原 均 (12. 7～14. 7)	細 矢 正 太 郎 (44. 5～45. 4)	津 川 誠 一 (13. 6～15. 6)
	増 渕 亮 平 (48. 6～50. 6)	半 田 充 (14. 7～15. 7)	堀 川 儀 助 (45. 5～46. 3)	長 野 浩 一 (15. 6～16. 7)
	佐 東 孝 逸 (50. 7～52. 5)	奥 崎 幸 男 (15. 7～17. 7)	石 川 文 夫 (46. 4～48. 4)	富 永 和 博 (16. 7～17. 7)
	岩 本 健 治 (52. 6～54. 6)	中 島 一 良 (17. 7～18. 7)	上 野 幸 彌 (48. 5～51. 4)	堀 江 伸 一 (17. 7～18. 7)
	平 野 久 雄 (54. 7～56. 3)	加 藤 辰 也 (18. 7～20. 4)	甲 田 一 男 (51. 4～52. 6)	中 村 敏 彦 (18. 7～20. 7)
	金 子 卓 司 (56. 3～57. 6)	三 浦 孝 次 (20. 5～21. 6)	佐 藤 幸 男 (52. 7～54. 4)	田 端 昌 俊 (20. 7～22. 6)
	今 井 文 朗 (57. 7～58. 6)	永 石 進 (21. 7～24. 6)	工 藤 正 孝 (54. 6～55. 5)	力 石 祐 穂 (22. 7～24. 5)
	杉 本 一 夫 (58. 7～59. 6)	今 野 信 弥 (24. 7～26. 6)	門 間 利 司 (55. 7～56. 6)	南 朝 夫 (24. 5～26. 6)
	才 原 靖 朗 (59. 7～60. 6)	利 綱 男 (26. 7～29. 6)	大 内 蔵 利 雄 (56. 7～58. 6)	和 賀 久 好 (26. 7～29. 6)
	須賀 征 一 郎 (60. 7～61. 3)	佐 藤 義 伸 (29. 7～ 現在)	板 橋 民 樹 (58. 7～59. 6)	鈴 木 徹 (29. 7～30. 6)
	木 村 予 志 規 (61. 4～62. 6)		小 林 英 紀 (59. 7～60. 6)	菊 地 渉 (30. 7～ 現在)
保 坂 清 作 (62. 7～63. 6)		岩 沢 利 夫 (60. 7～62. 3)		
佐 藤 昭 一 (63. 7～元. 6)		藤 木 彦 市 (62. 4～63. 6)		

山形財務事務所長		福島財務事務所長	
岡崎 実 (24. 6～25. 6)	寺地 弘重 (63. 7～元. 6)	大堀 政亥 (24. 6～25. 4)	奈良岡 政雄 (63. 7～元. 6)
星 定 雄 (25. 7～27. 5)	田中 義了 (元. 7～ 3. 7)	大平 三郎 (25. 4～25. 6)	手塚 勲 (元. 7～ 2. 7)
智葉 永吉 (27. 6～35. 10)	萱野 博道 (3. 7～ 4. 7)	阿部 鶴吉 (25. 7～27. 5)	工藤 正剛 (2. 7～ 3. 7)
黒田 信二 (35. 10～36. 7)	矢口 富夫 (4. 7～ 5. 7)	星 定 雄 (27. 6～29. 9)	八幡 輝年 (3. 7～ 4. 6)
渡辺 善二 (36. 7～38. 7)	小室 順一 (5. 7～ 7. 7)	清瀬 行夫 (29. 10～34. 3)	千葉 敏明 (4. 7～ 5. 7)
今野 俊一 (38. 8～40. 5)	清水 淳芳 (7. 7～ 8. 7)	齋藤 健夫 (34. 3～36. 4)	石田 久和 (5. 7～ 6. 7)
松田 啓一 (40. 5～41. 10)	高前田 敏夫 (8. 7～ 9. 7)	小松 利吉 (36. 4～38. 7)	伊藤 秀秋 (6. 7～ 7. 6)
桜井 正 (41. 10～43. 4)	鳴瀬 昭夫 (9. 7～10. 6)	渡辺 善二 (38. 8～42. 3)	梨本 誠 (7. 7～ 8. 7)
荒関 忠良 (43. 4～44. 4)	星 一 義 (10. 6～12. 7)	山口 茂松 (42. 4～44. 3)	吉田 洋一 (8. 7～ 9. 7)
宮野 盛 (44. 5～45. 4)	真田 耕二 (12. 7～14. 7)	松本 亘司 (44. 4～46. 6)	高橋 陽一 (9. 7～11. 6)
加藤 茂夫 (45. 7～47. 4)	菅原 均 (14. 7～15. 7)	小野 隆雄 (46. 7～47. 4)	長谷川 満 (11. 7～13. 7)
岡崎 敦 (47. 5～49. 5)	和田 肇 (15. 7～16. 7)	桐岡 祥溢 (47. 5～49. 6)	笠井 明 (13. 7～15. 7)
大江 晴夫 (49. 5～50. 10)	市橋 広志 (16. 7～18. 7)	日野 薫 (49. 7～50. 5)	石黒 巖 (15. 7～16. 7)
千々岩 俊郎 (50. 11～52. 6)	山口 和義 (18. 7～19. 6)	藤井 喜好 (50. 6～51. 6)	高橋 範夫 (16. 7～17. 6)
一條 一男 (52. 7～53. 6)	木曾 恵一 (19. 7～20. 7)	須田 甲二郎 (51. 7～52. 5)	佐藤 進 (17. 7～19. 7)
谷嶋 晴夫 (53. 7～54. 6)	江戸 久男 (20. 7～21. 6)	鈴木 祐次郎 (52. 6～53. 12)	赤荻 武 (19. 7～21. 6)
岩田 利寛 (54. 7～56. 6)	加藤 政章 (21. 7～23. 6)	山口 秋信 (53. 12～55. 6)	佐藤 暁彦 (21. 7～22. 6)
門間 利司 (56. 7～57. 6)	菅原 高 (23. 7～25. 6)	石田 正則 (55. 7～57. 6)	中野 伸二 (22. 7～24. 7)
萩原 正典 (57. 7～58. 6)	佐藤 和久 (25. 7～27. 6)	佐藤 吉克 (57. 7～59. 6)	山崎 秀寿 (24. 7～26. 6)
中西 喜一郎 (58. 7～60. 6)	阿部 修二 (27. 7～29. 6)	森谷 良男 (59. 7～60. 6)	宮木 偉喜 (26. 7～28. 6)
宗形 継夫 (60. 7～61. 6)	佐藤 賀之 (29. 7～現在)	氣田 剛 (60. 7～61. 5)	星野 弘幸 (28. 7～30. 6)
是永 勇 (61. 7～63. 6)		大友 敏男 (61. 7～63. 6)	山本 健治 (30. 7～現在)

関東財務局長			関東財務局次長	総務部長
昭24. 6. 1 東京財務部長	高 木 壽 夫 (54. 7～55. 6)	二 宮 茂 明 (13. 1～14. 7)	昭24. 6. 1 東京財務部次長(2)	昭26. 5. 1 総務部長
昭25. 5. 4 関東財務局長	宮 原 翠 (55. 6～57. 5)	竹 内 洋 (14. 7～16. 7)	昭25. 5. 4 関東財務局次長	加 納 菊 男 (26. 5～28. 1)
井 上 義 海 (24. 6～29. 4)	萱 場 英 造 (57. 6～58. 6)	内 村 広 志 (16. 7～17. 7)	日 野 春 重 (24. 6～24.10)	山 本 多 市 (28. 1～29. 9)
渡 辺 逸 亀 (29. 4～30. 8)	岩 崎 隆 (58. 6～59. 6)	小 手 川 大 助 (17. 7～18. 7)	川 崎 初 三 (24. 6～24.12)	林 吉 一 (29.10～30. 6)
篠 塚 繁 (30. 8～31. 7)	志 賀 正 典 (59. 6～60. 6)	松 川 忠 晴 (18. 7～19. 6)	佐 藤 信 彦 (24.10～25. 9)	上 田 新 (30. 6～30. 8)
山 中 一 郎 (31. 7～32. 6)	山 田 選 (60. 7～60.11)	谷 口 博 文 (19. 6～20. 7)	加 納 菊 男 (24.12～26. 4)	廉 隅 伝 次 (30. 8～35. 7)
稲 田 耕 作 (32. 6～35. 6)	富 尾 一 郎 (60.12～61. 6)	村 上 和 也 (20. 7～21. 7)	昭25. 1. 1 1増設	上 東 野 正 二 (35. 7～35.10)
大 島 寛 一 (35. 6～36. 6)	村 本 久 夫 (61. 6～62. 6)	厚 木 進 (21. 7～22. 7)	安 田 宗 次 (25. 2～26. 4)	結 城 義 人 (35.11～37. 4)
牧 野 誠 一 (36. 6～38. 5)	渡 邊 敬 之 (62. 7～63. 6)	森 川 卓 也 (22. 7～23. 7)	有 保 昇 (25. 9～26. 4)	山 本 靖 (37. 6～38. 5)
向 井 正 文 (38. 5～39. 7)	藤 田 弘 志 (63. 6～元. 6)	居 戸 利 明 (23. 7～24. 8)	昭26. 5. 1 廃止	細 川 俊 三 (38. 5～39. 7)
吉 村 眞 一 (39. 7～40.10)	谷 川 英 夫 (元. 7～ 2. 6)	菅 野 良 三 (24. 8～25. 4)		本 間 英 郎 (39. 7～42. 8)
岸 本 普 (40.10～42. 2)	竹 内 透 (2. 6～ 3. 6)	坂 本 正 喜 (25. 4～26. 7)		荒 巻 興 四 郎 (42. 8～44. 8)
山 本 靖 (42. 2～43. 6)	峯 嶋 利 之 (3. 6～ 4. 6)	細 田 隆 (26. 7～27. 7)		森 谷 要 (44. 8～45. 7)
吉 田 太 郎 一 (43. 6～44. 8)	谷 川 憲 三 (4. 6～ 5. 6)	乙 部 辰 良 (27. 7～28. 6)		金 光 邦 夫 (45. 7～47. 6)
中 込 達 雄 (44. 8～45. 5)	宗 田 勝 博 (5. 6～ 6. 6)	小 野 尚 (28. 6～29. 7)		元 木 精 一 郎 (47. 7～48. 7)
村 田 博 (45. 7～46. 6)	鈴 木 三 也 (6. 7～ 7. 6)	浅 野 僚 也 (29. 7～30. 7)		瀬 川 治 久 (48. 7～49. 7)
渡 部 信 (46. 6～47. 6)	鈴 木 康 司 (7. 6～ 8. 1)	田 中 琢 二 (30. 7～ 現 職)		松 本 久 男 (49. 7～50. 7)
植 松 守 雄 (47. 6～49. 7)	小 林 滋 (8. 1～ 8. 7)			関 口 尚 哉 (50. 7～51. 6)
平 井 龍 明 (49. 7～50. 7)	邊 見 敬 三 郎 (8. 7～ 9. 7)			金 子 順 三 (51. 6～53. 6)
金 光 邦 夫 (50. 7～51. 6)	河 手 悦 夫 (9. 7～10. 7)			杉 田 昌 久 (53. 6～55. 6)
吉 野 實 (51. 6～53. 6 9)	吉 永 國 光 (10. 7～11. 7)			山 田 選 (55. 6～56. 6)
大 槻 章 雄 (53. 6～54. 7)	武 田 宗 高 (11. 7～13. 1)			中 島 潔 (55. 6～57. 5)

総務部長		総務部次長		理財部長
吉川 元信 (57. 6～58. 9)	亀水 晋 (21. 7～22. 7)	昭43. 4. 17 総務部次長	丸山 司 (7. 6～ 8. 6)	昭26. 5. 1 理財部長
忠内 幹昌 (58. 9～59. 6)	池田 潤 (22. 7～23. 7)	図子 高明 (43. 4～45. 2)	小川 重内 (8. 7～10. 6)	安田 宗次 (26. 5～27. 3)
森 厚治 (59. 6～60. 6)	野島 透 (23. 7～24. 7)	森井 正幸 (45. 7～46. 11)	塩澤 好光 (10. 6～11. 6)	有保 昇 (27. 3～30. 7)
富田 駿介 (60. 6～61. 6)	小原 昇 (24. 7～26. 7)	三井 吉徳 (46. 12～48. 6)	松井 慎臣 (11. 7～12. 6)	北川 勝敏 (30. 8～31. 7)
小林 靖典 (61. 6～63. 6)	佐藤 正之 (26. 7～27. 7)	清水 秀雄 (48. 7～50. 3)	上條 章榮 (12. 7～13. 6)	羽柴 忠雄 (31. 7～34. 5)
伊東 俊一 (63. 6～元. 6)	川瀬 透 (27. 7～29. 6)	渡辺 精 (50. 4～52. 6)	松井 正之 (13. 7～14. 6)	上東野 正二 (34. 6～35. 7)
和田 恒夫 (元. 6～ 2. 6)	川島 俊通 (29. 7～30. 6)	深沢 重郎 (52. 7～53. 3)	鈴木 三郎 (14. 7～15. 2)	山本 靖 (35. 7～37. 5)
坂井 建 (2. 7～ 4. 7)	曾根 英実 (30. 7～31. 3)	神谷 博 (53. 7～54. 4)	小宮 邦雄 (15. 7～16. 6)	細川 俊三 (37. 6～38. 5)
山田 孝夫 (4. 7～ 5. 7)	外崎 亮 (31. 4～ 現職)	石井 恒雄 (54. 7～55. 4)	廣木 明 (16. 7～17. 6)	松木 孝道 (38. 5～40. 7)
浦上 道彦 (5. 7～ 8. 7)		前田 育朗 (55. 7～56. 6)	飯田 豊 (17. 7～19. 6)	小田 寛 (40. 7～41. 7)
鈴木 健次郎 (8. 7～ 9. 7)		増田 英夫 (56. 7～58. 6)	深沢 康男 (19. 7～20. 3)	田辺 博通 (41. 8～42. 8)
大前 忠 (9. 7～10. 6)		大貫 昭夫 (58. 7～59. 7)	粕谷 和弘 (20. 7～21. 6)	後藤 土男 (42. 8～44. 8)
本間 勝 (10. 7～10. 12)		小田 親義 (59. 8～60. 6)	一杉 利隆 (21. 7～22. 6)	寺岡 雅之 (44. 8～45. 7)
上田 善久 (10. 12～11. 7)		上原 武 (60. 7～61. 6)	菅沼 國雄 (22. 7～23. 6)	川本 藤五 (45. 7～46. 7)
吉川 元康 (11. 7～11. 10)		山本 祐吉 (61. 7～62. 6)	内山 憲司 (23. 7～24. 5)	斉藤 精之助 (46. 7～48. 6)
知原 信良 (11. 10～13. 7)		和知 久男 (62. 7～63. 6)	堀内 静男 (24. 7～25. 6)	池口 金太郎 (48. 7～49. 1)
木村 嘉秀 (13. 7～15. 7)		石森 博光 (63. 7～ 2. 6)	中野 均 (25. 7～26. 6)	宮崎 尚 (49. 1～50. 7)
廿日岩 信次 (15. 8～16. 6)		前田 総明 (2. 7～ 3. 6)	岡部 勝巳 (26. 7～27. 6)	友近 陽一郎 (50. 7～51. 6)
吉村 宗一 (16. 7～17. 7)		利根 政吉 (3. 7～ 4. 6)	寺田 早苗 (27. 7～29. 6)	武末 祐吉 (51. 6～52. 6)
菅 正広 (17. 7～18. 7)		嶋崎 武男 (4. 7～ 5. 5)	古川 芳隆 (29. 7～30. 6)	田中 泰助 (52. 6～54. 7)
神川 信造 (18. 7～19. 7)		林 石根 (5. 7～ 6. 6)	飯塚 俊行 (30. 7～ 現職)	野村 寛 (54. 7～55. 6)
井川 裕昌 (19. 7～21. 7)		河野 廣 (6. 7～ 7. 5)		奥田 良彦 (55. 6～56. 7)

理財部長		理財部次長		
吉川 元信 (56. 7～57. 6)	外崎 亮 (26. 7～27. 6)	昭36. 4. 1 理財部次長	増田 房雄 (54. 7～54. 12)	林 石根 (2. 7～ 3. 6)
忠内 幹昌 (57. 6～58. 9)	金森 正樹 (27. 7～30. 6)	大角 武 (36. 4～36. 12)	越智 昭 (54. 12～56. 6)	山口 星司 (2. 7～ 3. 6)
永田 俊一 (59. 6～61. 6)	平岡 聡 (30. 7～ 現職)	福見 義直 (36. 12～39. 2)	高橋 敬造 (56. 6～57. 2)	橋本 聡 (2. 7～ 4. 6)
北村 歳治 (61. 6～63. 6)		相原 三郎 (39. 3～40. 10)	小川 了 (56. 7～57. 5)	河野 廣 (3. 7～ 4. 6)
松尾 良彦 (63. 7～ 2. 7)		有賀 慎一郎 (40. 10～41. 11)	石崎 巖 (57. 6～59. 6)	岡田 忠雄 (3. 6～ 4. 6)
梶山 直己 (2. 7～ 4. 7)		笹井 寿 (41. 11～43. 6)	成田 靖 (57. 7～58. 6)	比沢 一行 (4. 7～ 5. 6)
林 藤樹 (4. 7～ 6. 7)		沢野 潤 (43. 7～44. 8)	柿沼 敏夫 (58. 7～59. 6)	須田 敏夫 (4. 7～ 5. 6)
平沼 貞次 (6. 7～ 8. 7)		金森 芳夫 (44. 8～46. 7)	近 裕之 (59. 7～60. 6)	小西 雄二 (4. 7～ 6. 6)
羽深 成樹 (8. 7～ 8. 11)		昭46. 4. 1 1増設	鈴木 肇 (59. 7～60. 6)	原田 裕 (5. 7～ 6. 6)
前田 総明 (8. 11～ 9. 7)		鈴木 茂男 (46. 4～47. 6)	昭59. 10. 1 1増設	松谷 克利 (5. 7～ 6. 6)
廿日岩 信次 (9. 7～10. 6)		宮原 翠 (46. 7～47. 7)	長谷川 正文 (59. 10～60. 6)	福田 秀俊 (6. 7～ 7. 6)
大西 一清 (10. 7～11. 7)		河合 卓爾 (47. 6～48. 6)	大塚 三郎 (60. 7～61. 6)	中出 英臣 (6. 7～ 7. 6)
青木 一郎 (11. 7～12. 2)		高倉 建 (47. 7～48. 7)	中村 正克 (60. 7～62. 6)	児玉 祥司 (6. 7～ 7. 6)
板谷 和昌 (12. 2～12. 6)		山崎 登 (48. 7～49. 6)	能田 孝昌 (60. 7～61. 6)	楠田 憲仁 (7. 7～ 8. 6)
氏兼 裕之 (12. 7～15. 6)		雨宮 和臣 (48. 7～50. 5)	渋谷 孝義 (61. 7～62. 6)	渡木 洋 (7. 7～ 8. 6)
高橋 洋一 (15. 7～16. 7)		板垣 一夫 (49. 7～51. 6)	新居 健 (61. 7～63. 6)	清永 道也 (7. 7～ 9. 6)
水野 哲昭 (16. 7～17. 7)		関 康夫 (50. 7～52. 6)	木村 予志規 (62. 7～62. 12)	熊代 龍 (8. 7～ 9. 6)
浅野 僚也 (17. 7～19. 3)		吉川 元信 (51. 7～52. 6)	佐藤 武 (62. 7～元. 6)	吉岡 清八郎 (8. 7～ 9. 6)
北村 信 (19. 4～20. 7)		松岡 洋一 (52. 7～54. 6)	安田 隆一 (62. 12～元. 3)	河野 邦明 (9. 7～10. 6)
中田 悟 (20. 7～22. 7)		近田 喜三郎 (52. 7～53. 5)	中村 英隆 (63. 7～ 2. 6)	山内 留雄 (9. 7～10. 6)
岡本 輝久 (22. 7～23. 6)		土屋 満雄 (53. 7～54. 6)	高橋 光吉 (元. 7～ 2. 6)	中澤 健 (9. 7～10. 6)
原田 要暢 (23. 7～26. 6)		長谷川 洸一 (54. 7～56. 6)	前田 総明 (元. 7～ 2. 6)	平10. 6. 22 1廃止

理財部次長		検査監督官	検査監理官	金融監督官
浜元 豊二 (10. 6～11. 7)	酒井 信介 (26. 7～27. 3)	平4. 7.20 検査監督官	平10. 6.22 検査監理官	平10. 6.22 金融監督官
小林 行雄 (10. 6～12. 6)	岡田 一則 (27. 7～29. 6)	佐藤 幸典 (4. 7～5. 6)	山田 孝仁 (10. 6～12. 2)	中澤 健 (10. 6～11. 6)
鶴岡 勇夫 (11. 7～12. 6)	田中 透 (27. 4～29. 3)	井上 純夫 (5. 7～7. 6)	平野 孝 (12. 2～14. 6)	東條 敬 (11. 7～13. 6)
池田 和弘 (12. 7～15. 6)	野口 久雄 (29. 7～30. 6)	大友 剛 (7. 7～8. 6)	松本 清志 (14. 7～16. 6)	吉田 英都 (13. 7～15. 6)
仲村 淳一 (12. 7～14. 6)	吉徳 光男 (29. 4～現職)	橋本 孝義 (8. 7～9. 7)	其田 修一 (16. 7～18. 6)	渡辺 健雄 (15. 7～17. 6)
澤崎 秀幸 (14. 7～15. 6)	奥村 一夫 (30. 7～現職)	山田 孝仁 (9. 7～10. 6)	安藤 嘉昭 (18. 7～19. 6)	平17. 7. 1 1増設
大西 清文 (15. 7～17. 6)		平10. 6.22 廃止	鈴木 秀彦 (19. 7～22. 6)	原田 要暢 (17. 7～19. 6)
大塚 雅良 (15. 7～17. 6)			鳥屋 栄二 (22. 7～23. 6)	櫻井 治雄 (17. 7～19. 6)
佐々木 宏 (17. 7～18. 6)			平林 清晴 (23. 7～24. 6)	川瀬 透 (19. 7～21. 6)
北村 信男 (17. 7～18. 6)			吉野 康 (24. 7～25. 6)	平岡 聡 (19. 7～20. 6)
横山 勝夫 (18. 7～19. 6)			橋本 文夫 (25. 7～27. 6)	倉林 健二 (20. 7～21. 6)
本田 晃一 (18. 7～19. 6)			棕 正寛 (27. 7～28. 6)	金森 正樹 (21. 7～23. 6)
増尾 圭一 (19. 7～21. 6)			石井 学 (28. 7～現職)	香月 真治 (21. 7～23. 6)
清水 洋一 (19. 7～21. 6)				平岡 聡 (23. 7～24. 6)
長 雅和 (21. 7～22. 6)				村田 明彦 (23. 7～25. 6)
田辺 裕雅 (21. 7～22. 6)				北川 真 (24. 7～26. 6)
岸 好一 (22. 7～24. 3)				曲淵 敏弘 (25. 7～27. 6)
岡 今朝彦 (22. 7～24. 6)				村上 佳子 (26. 7～28. 6)
樺澤 孝 (24. 4～26. 6)				平27. 7. 1 1増設
江戸 久男 (24. 7～25. 6)				奥村 一夫 (27. 7～30. 6)
木村 毅 (25. 7～26. 6)				高橋 秀幸 (27. 7～29. 6)
堀口 和久 (26. 7～27. 6)				梅野 雄一朗 (28. 7～29. 6)

金融監督官	管財第一部長			管財第一部次長
川 路 智 (29. 7～ 現職)	昭26. 5. 1 管財部長	成 田 靖 (60. 7～61. 6)	外 崎 亮 (27. 7～29. 3)	昭30. 4. 1 管財部次長(2)
大 畠 大 (29. 7～30. 6)	昭42. 6. 1 管財第一部長	奥 平 敏 幸 (61. 6～63. 6)	山本 義英(兼) (29. 4～29. 6)	昭42. 6. 1 管財第一部次長(2)
臼 井 暁 子 (30. 7～ 現職)	有 保 昇 (26. 5～27. 3)	佐々木 忠興 (63. 7～元. 6)	山 本 義 英 (29. 7～30. 6)	木 下 一 郎 (30. 4～34. 5)
平 山 静 (30. 7～ 現職)	上 田 新 (27. 3～30. 6)	中 曾 根 浩 (元. 7～ 2. 6)	倉 林 健 二 (30. 7～ 現職)	市 川 鴻 幸 (30. 4～32. 4)
	呉 藤 恒 (30. 6～31. 4)	新 居 健 (2. 7～ 4. 6)		荒 井 隆 三郎 (32. 5～35. 4)
	佐々木 達夫 (31. 4～32. 7)	中 村 英 隆 (4. 7～ 5. 6)		近 藤 道 夫 (34. 5～35. 9)
	宮 川 政 純 (32. 7～34. 7)	先 崎 勝 (5. 7～ 6. 6)		高 橋 謙 二 (35. 4～38. 5)
	岸 本 晋 (34. 8～36. 6)	斎 藤 利 勝 (6. 7～ 8. 6)		林 原 正 三 (35. 9～39. 6)
	石 橋 大 輔 (36. 7～38. 5)	前 田 総 明 (8. 7～ 8. 11)		高 山 重 郎 (38. 5～39. 9)
	福 富 知 (38. 5～41. 7)	板 谷 和 昌 (8. 11～12. 2)		脇 本 正 雄 (39. 6～40. 11)
	徳 田 博 美 (41. 8～43. 1)	佐 藤 幸 典 (12. 2～12. 6)		昭40. 4. 1 1増設
	義 沢 昭 (43. 1～45. 7)	小 西 昭 (12. 7～13. 5)		中 村 正 一 (40. 4～42. 5)
	川 崎 昭 典 (45. 7～47. 7)	山 田 秀 樹 (13. 7～15. 7)		野 上 修 七 (40. 12～44. 1)
	海 田 久 義 (47. 7～49. 7)	石 川 紀 (15. 7～16. 7)		川 本 藤 五 (41. 8～43. 7)
	秋 山 雅 保 (49. 7～51. 6)	楠 田 憲 仁 (16. 7～17. 6)		金 森 芳 夫 (43. 7～44. 8)
	田 中 泰 助 (51. 6～52. 6)	江 口 祐 治 (17. 7～20. 6)		鈴 木 利 貞 (44. 1～45. 6)
	奥 田 良 彦 (52. 7～53. 6)	吉 田 英 都 (20. 7～21. 6)		青 木 実 (44. 8～45. 6)
	忠 内 幹 昌 (53. 7～55. 6)	其 田 真 理 (21. 7～22. 6)		露 木 明 (45. 7～46. 9)
	谷 川 憲 三 (55. 6～56. 4)	渡 辺 健 雄 (22. 7～23. 6)		稲 葉 久 行 (45. 7～46. 6)
	山 口 公 生 (56. 7～58. 6)	山 岸 晃 (23. 7～24. 7)		後 藤 佐 一 (46. 7～48. 6)
	宝 賀 寿 男 (58. 6～59. 6)	橋 本 徹 (24. 7～26. 6)		丸 岡 利 雄 (46. 9～47. 5)
	勝間田 保夫 (59. 7～60. 6)	川 瀬 透 (26. 7～27. 6)		遠 藤 毅 (47. 6～48. 6)

管財第一部長				管財第二部長
松田 勝美 (48. 7~49. 6)	小 貫 要 (60. 7~62. 6)	徳橋 俊行 (7. 7~8. 6)	鈴木 英夫 (20. 7~21. 6)	昭42. 6. 1 管財第二部長
大 和 良 (48. 7~49. 6)	市島 健吉 (60. 7~61. 6)	小野瀬 雄弘 (7. 7~9. 6)	田頭 幸久 (21. 7~22. 6)	中村 正一 (42. 6~45. 4)
榎本 龍四郎 (49. 7~51. 6)	金丸 埤児 (61. 7~62. 4)	丹羽 泰彦 (8. 7~9. 6)	川名 義章 (22. 7~23. 6)	鈴木 利貞 (45. 7~46. 5)
佐々木 健 (49. 7~50. 6)	高橋 勝 (61. 7~63. 3)	曾我 正義 (8. 7~10. 3)	石尾 哲郎 (22. 7~23. 6)	青木 実 (46. 7~47. 5)
長井 衛 (50. 7~51. 3)	玉井 宏到 (62. 7~2. 6)	伊藤 憲男 (9. 7~10. 7)	齊藤 良彦 (23. 7~24. 6)	浜口 正武 (47. 5~48. 6)
北住 幸敏 (51. 7~52. 6)	堀田 光 (62. 7~元. 4)	井坂 寿一 (9. 7~10. 10)	込田 智史 (23. 7~24. 3)	松本 勉 (48. 7~49. 6)
望月 武雄 (51. 7~52. 6)	奥 博隆 (63. 3~元. 6)	宮坂 文彦 (10. 6~13. 6)	奥石 正美 (24. 4~27. 6)	松田 勝美 (49. 7~50. 5)
渡辺 正敏 (52. 7~54. 6)	松本 英雄 (元. 7~2. 6)	川内 進 (10. 7~12. 6)	江原 正 (24. 7~26. 6)	雨宮 和臣 (50. 6~52. 6)
千々岩 俊郎 (54. 7~56. 6)	伊藤 忠信 (元. 7~2. 6)	平野 孝 (11. 7~12. 2)	廣瀬 晴彦 (26. 7~27. 6)	関 康夫 (52. 7~53. 6)
高橋 茂 (54. 7~55. 6)	羽田 靖 (2. 7~3. 6)	北原 幸夫 (12. 2~12. 6)	古川 芳隆 (27. 7~29. 6)	松尾 廣俊 (53. 7~54. 5)
今 仁 平 (55. 7~56. 6)	嶋崎 武男 (2. 7~3. 6)	平12. 7. 1 1廃止	遠藤 伸也 (27. 7~28. 6)	松岡 洋一 (54. 7~56. 6)
昭56. 3. 1 1増設	白井 高義 (2. 7~3. 6)	小林 雅昭 (12. 7~14. 6)	市橋 広志 (28. 7~30. 6)	清水 晶夫 (56. 7~57. 6)
成田 靖 (56. 3~57. 6)	剣持 清一 (3. 7~4. 6)	本吉 一男 (13. 7~14. 6)	行木 秀幸 (29. 7~30. 6)	宮部 昭蔵 (57. 7~58. 6)
上田 忠 (56. 7~58. 6)	吉田 進 (3. 7~4. 6)	沼 和 夫 (14. 7~15. 6)	大須 政明 (30. 7~現職)	鈴木 通敏 (58. 7~59. 6)
加藤 仁 (56. 7~57. 6)	五十嵐 達 (3. 7~4. 6)	其田 真理 (14. 7~16. 6)	小林 正人 (30. 7~現職)	柿沼 敏夫 (59. 7~60. 6)
豊田 秀夫 (57. 7~58. 6)	菊池 正明 (4. 7~5. 6)	五十嵐 信寛 (15. 7~16. 6)		小田 親義 (60. 7~61. 6)
八木 復太郎 (57. 7~58. 6)	安藤 新一 (4. 7~5. 6)	中村 文彦 (16. 7~17. 3)		上原 武 (61. 7~62. 6)
萩原 勇 (58. 7~60. 6)	瀬戸 進 (4. 7~6. 6)	明瀬 光司 (16. 7~18. 6)		秋谷 雅好 (62. 7~63. 6)
斉藤 和男 (58. 7~59. 6)	西 埜 昭 (5. 7~6. 6)	菅野 耕司 (17. 7~18. 6)		宮崎 克己 (63. 7~元. 6)
湯本 徳一 (58. 7~59. 6)	星崎 政光 (5. 7~7. 6)	松田 功 (18. 7~19. 6)		福島 実夫 (元. 7~2. 6)
竹内 一雄 (59. 7~61. 6)	太田 俊雄 (6. 7~7. 6)	杉浦 明司 (18. 7~19. 6)		嘉戸 健治 (2. 7~3. 6)
杉本 一夫 (59. 7~60. 6)	川田 昌弘 (6. 7~8. 6)	山本 義英 (19. 7~20. 6)		平田 文夫 (3. 7~4. 6)

管財第二部長		管財第二部次長		
家 城 大 海 (4. 7～5. 6)	北 條 純 人 (30. 7～31. 3) 倉林 健二(兼) (31. 4～現職)	昭48. 7. 1 管財第二部次長	北 原 幸 夫 (12. 7～13. 6)	大 後 博 之 (26. 7～28. 6)
伏 見 一 彰 (5. 7～6. 3)		渡 辺 謙 一 (48. 7～50. 3)	入 江 哲 司 (12. 7～14. 6)	行 木 秀 幸 (27. 7～29. 6)
大 坂 光 弘 (6. 7～7. 6)		永 田 豊 (50. 7～51. 6)	永 井 宏 (13. 7～14. 6)	遠 藤 伸 也 (28. 7～29. 6)
上 原 正 親 (7. 6～9. 6)		上 野 茂 (51. 7～52. 6)	五十嵐 信寛 (14. 7～15. 6)	内 田 浩 二 (29. 7～30. 6)
山 本 亨 (9. 7～10. 7)		久保田 太郎 (52. 7～55. 6)	本 吉 一 男 (14. 7～15. 6)	水 島 大 海 (29. 7～30. 6)
江 田 昭 夫 (10. 7～12. 6)		鈴 木 通 敏 (55. 7～56. 6)	伊 東 慎 吾 (15. 7～16. 6)	新 井 英 男 (30. 7～現職)
井 坂 寿 一 (12. 7～13. 6)		葛 西 時 二 (56. 7～58. 6)	胡桃沢 範行 (15. 7～17. 6)	内 田 浩 二 (30. 7～現職)
宮 坂 文 彦 (13. 6～14. 6)		橋 本 泰 治 (58. 7～59. 6)	平 山 謙 祐 (16. 7～17. 6)	
丹 羽 素 彦 (14. 7～15. 6)		小野寺 宣人 (59. 7～60. 6)	松 田 功 (17. 7～18. 6)	
春 山 芳 司 (15. 7～16. 6)		今 村 眞 行 (60. 7～61. 6)	三 橋 均 (17. 7～19. 6)	
中 村 邦 伯 (16. 7～18. 6)		寺 島 信 夫 (61. 7～62. 6)	菅 野 耕 司 (18. 7～19. 3)	
浅 田 雅 昌 (18. 7～19. 5)		川 原 良 一 (62. 7～元. 6)	藤 原 正 人 (19. 4～20. 6)	
夏 目 博 和 (19. 7～20. 3)		本 田 邦 夫 (元. 7～2. 6)	水 田 宙 (19. 7～20. 6)	
深 沢 康 男 (20. 3～21. 6)		西 本 拓 雄 (2. 7～3. 6)	齊 藤 良 彦 (20. 7～21. 6)	
橋 本 徹 (21. 7～22. 6)		嶋 崎 武 男 (3. 7～4. 6)	田 頭 幸 久 (20. 7～21. 6)	
川 瀬 透 (22. 7～23. 6)		吉 田 進 (4. 7～5. 6)	三 宅 暁 長 (21. 7～22. 6)	
小 堀 敏 久 (23. 7～24. 6)		小 沢 良 登 (5. 7～6. 6)	川 口 常 夫 (21. 7～23. 6)	
酒 井 慎 一 (24. 7～25. 10)		城 石 邦 明 (6. 7～7. 5)	稲 見 寿 夫 (22. 7～25. 6)	
仲 村 淳 一 (25. 10～25. 10)		吉 家 靖 彦 (7. 7～8. 6)	坂 本 富 男 (23. 7～24. 6)	
高 山 昇 (25. 11～28. 6)		小 林 稔 (8. 7～10. 3)	松 島 喜 夫 (24. 7～25. 2)	
山 本 義 英 (28. 7～29. 6)		秋 元 久 雄 (10. 6～12. 6)	阿 部 秀 雄 (25. 4～26. 6)	
倉 林 健 二 (29. 7～30. 6)		平12. 7. 1 1増設	小 熊 将 照 (25. 7～27. 6)	

首席財務局考査官	首席財務局監察官	金融商品取引所監理官		
昭47. 5. 1 首席財務局考査官	昭29. 10. 1 財務局監察官	黒主 恒夫 (59. 7～60. 6)	堀江 伸一 (19. 7～20. 6)	昭27. 8. 1 東京証券取引所監理官 (本省)
池田 三夫 (47. 5～48. 3)	昭37. 4. 1 首席財務局監察官	竹内 理次 (60. 7～61. 6)	水田 宙 (20. 7～21. 3)	昭32. 8. 1 東京証券取引所監理官 (本省から関東へ移し替え)
布川 一夫 (48. 7～49. 2)	澤崎 正夫 (29.10～32. 1)	永井 忠 (61. 7～62. 6)	安藤 智弘 (21. 7～21.12)	平19. 9.30 金融商品取引所監理官
高橋 庸介 (49. 7～51. 4)	河野 逸雄 (32. 1～32.12)	清水 久淑 (62. 7～63. 6)	北野 秀樹 (21.12～23. 6)	風間 武雄 (27. 8～31. 7)
星 賢三 (51. 7～52. 5)	萩原 省吾 (33. 2～34. 2)	金沢 利政 (63. 7～元. 6)	松本 真幸 (23. 7～24. 6)	稲垣 勇 (31. 7～34. 7)
諸藤 繁樹 (52. 7～54. 6)	川崎 信吉 (34. 7～35. 5)	根岸 左知 (元. 7～ 2. 6)	小野寺 清慈 (24. 7～25. 6)	小田 寛 (34.12～38. 9)
清水 洋史 (54. 7～56. 6)	鷲山 善洞 (35. 5～37. 7)	渡辺 稔 (2. 7～ 4. 6)	中嶋 孝司 (25. 7～26. 3)	大塚 俊二 (38.10～39. 7)
八木 復太郎 (56. 7～57. 6)	大川原 善一 (37. 7～41.11)	野村 隆 (4. 7～ 5. 6)	矢守 泰治 (26. 4～27. 6)	近藤 清彦 (39. 9～40. 7)
斉藤 軍司 (57. 7～58. 6)	御沢 勲 (41.11～43. 4)	古谷 善貞 (5. 7～ 7. 3)	井上 利裕 (27. 7～28. 6)	戸田 嘉徳 (40. 7～41. 7)
白井 誠一 (58. 7～59. 6)	横山 正久 (43. 4～46. 4)	小沼 充夫 (7. 3～ 7. 6)	西村 和実 (28. 7～30. 6)	有賀 慎一郎 (41.11～43. 6)
大萱生 寿 (59. 7～60. 6)	清水 道雄 (46. 7～47. 6)	岩崎 勝 (7. 7～ 8. 6)	鹿取 冬樹 (30. 7～ 現職)	安川 七郎 (43. 6～44. 8)
嘉戸 健治 (60. 7～61. 6)	石井 巖 (47. 7～49. 3)	遠藤 克典 (8. 7～ 9. 6)		茂串 俊 (44. 8～45. 6)
遠藤 昭 (61. 7～62. 3)	渡辺 精 (49. 7～50. 3)	小林 正道 (9. 7～10. 6)		松川 道哉 (45. 6～46. 6)
橋爪 亨 (62. 7～63. 4)	牧 庄次 (50. 7～51. 4)	菅 治夫 (10. 6～11. 3)		田中 敬二郎 (46. 7～48. 7)
関東 利雄 (63. 7～元. 6)	石川 政美 (51. 7～52. 6)	塩澤 好光 (11. 3～11. 6)		磯部 律男 (48. 7～48. 7)
松村 幸雄 (元. 7～ 2. 6)	金子 順三 (52. 6～52. 6)	土屋 雅五 (11. 7～12. 6)		金子 太郎 (48. 7～50. 7)
長沼 康之 (2. 7～ 3. 6)	牧野 悟 (52. 7～53. 6)	石井 茂 (12. 7～13. 6)		宮崎 知雄 (50. 7～51. 6)
丸山 一衛 (3. 7～ 4. 6)	毛塚 五郎 (53. 6～54. 5)	穴戸 智 (13. 7～14. 3)		貝塚 敬次郎 (51. 7～52. 6)
剣持 清一 (4. 7～ 4. 7)	信太 徳寿 (54. 7～56. 6)	前田 岩夫 (14. 7～15. 6)		山田 幹人 (52. 6～53. 5)
平4. 7.20 廃止	伊東 志郎 (56. 7～57. 6)	笠井 明 (15. 7～16. 6)		中大路 義方 (53. 6～54. 7)
	飛岡 致 (57. 7～58. 6)	倉田 耕造 (16. 7～17. 6)		小山 昭三 (54. 7～55. 6)
	大萱生 寿 (58. 7～59. 6)	巾嶋 喜彦 (17. 7～19. 6)		岡崎 洋 (55. 6～56. 6)

金融商品取引所監理官		新潟証券取引所監理官		金融安定監理官
金 成 圭 章 (56. 6～57. 5)	大久保 良夫 (14. 7～16. 6)	昭27. 8. 1 新潟証券取引所監理官	深 澤 昇 (3. 7～ 4. 6)	平9. 7. 15 金融安定監理官
藤 野 公 毅 (57. 6～58. 6)	振 角 秀 行 (16. 7～17. 8)	黒 田 信 二 (27. 8～30. 5)	松 田 浩 (4. 7～ 5. 6)	前 田 総 明 (9. 7～10. 7)
橋 本 貞 夫 (58. 6～59. 6)	細 溝 清 史 (17. 8～19. 7)	川 崎 信 吉 (30. 5～34. 6)	北 澤 勇 夫 (5. 7～ 6. 6)	上 田 善 久 (10. 7～11. 7)
関 要 (59. 6～60. 6)	岳 野 万 里 夫 (19. 7～22. 7)	松 崎 武 男 (34. 7～40. 6)	松 岡 寛 (6. 7～ 7. 6)	吉 川 元 康 (11. 7～11. 10)
宮 本 英 利 (60. 6～61. 6)	乙 部 辰 良 (22. 7～24. 7)	鈴 木 高 雄 (40. 11～44. 7)	高 木 幸 一 (7. 7～ 8. 6)	知 原 信 良 (11. 10～12. 6)
水 谷 文 彦 (61. 6～62. 6)	池 田 唯 一 (24. 7～25. 6)	徳 丸 稔 (44. 8～46. 6)	秋 元 久 雄 (8. 7～10. 6)	大 前 忠 (12. 6～13. 7)
松 野 允 彦 (62. 6～63. 6)	遠 藤 俊 英 (25. 6～26. 7)	小 山 博 敏 (46. 7～47. 6)	山 田 実 (10. 6～11. 6)	奥 田 宗 久 (13. 7～13. 10)
中 島 公 明 (63. 6～元. 6)	小 野 尚 (26. 7～27. 6)	加 藤 福 次 郎 (47. 7～50. 4)	寺 西 省 悟 (11. 7～12. 3)	荒 巻 健 二 (13. 10～14. 7)
中 平 幸 典 (元. 6～ 2. 6)	岡 田 一 則 (兼) (27. 7～29. 6)	片 桐 靖 (50. 6～51. 6)	平12. 3. 1 廃止	林 藤 樹 (14. 7～15. 7)
内 田 輝 紀 (2. 7～ 4. 6)	野 口 久 雄 (兼) (29. 7～30. 6)	山 田 高 規 (51. 7～52. 5)		木 村 嘉 秀 (15. 8～15. 12)
竹 内 克 伸 (4. 6～ 4. 7)	奥 村 一 夫 (兼) (30. 7～ 現職)	沖 原 邦 雄 (52. 5～54. 3)		廿 日 岩 信 次 (15. 12～16. 1)
西 方 俊 平 (4. 7～ 5. 6)		北 節 雄 (54. 4～55. 6)		戸 田 聡 (16. 1～16. 6)
永 田 俊 一 (5. 6～ 5. 7)		青 木 実 (55. 7～56. 6)		廿 日 岩 信 次 (16. 6～17. 7)
西 方 俊 平 (5. 7～ 6. 6)		田 波 三 男 (56. 7～57. 6)		濱 田 敏 彰 (17. 7～19. 7)
森 昭 治 (6. 7～ 7. 5)		近 祐 之 (57. 7～58. 6)		三 村 亨 (19. 7～20. 7)
山 本 晃 (7. 5～ 8. 7)		荻 田 満 治 (58. 7～59. 6)		居 戸 利 明 (20. 7～21. 7)
藤 井 秀 人 (8. 7～ 9. 7)		沢 口 和 敏 (59. 7～60. 6)		上 田 衛 門 (21. 7～22. 4)
河 上 信 彦 (9. 7～10. 6)		平 田 文 夫 (60. 7～61. 6)		棚 橋 裕 之 (兼) (22. 4～22. 7)
山 本 晃 (10. 6～10. 7)		金 子 衛 (61. 7～62. 6)		河 野 邦 明 (兼) (22. 7～22. 7)
金 井 照 久 (10. 7～11. 7)		服 部 義 雄 (62. 7～63. 6)		原 信 造 (22. 7～22. 10)
新 原 芳 明 (11. 7～12. 6)		松 村 幸 雄 (63. 7～元. 6)		山 田 孝 仁 (兼) (22. 10～23. 6)
三 國 谷 勝 範 (12. 7～14. 7)		及 川 勲 (元. 7～ 3. 6)		仲 村 淳 一 (23. 7～23. 9)

金融安定監理官	証券取引等監視官	水戸財務事務所長		
大西 一清 (23. 10～24. 1)	平4. 7. 20 証券取引等監視官	福島 三好 (24. 6～24. 6)	高橋 喬 (62. 7～63. 6)	小野 和弘 (30. 7～現職)
岡本 輝久(兼) (24. 1～24. 7)	剣持 清一 (4. 7～6. 6)	永井 留義 (24. 6～25. 6)	本橋 清一 (63. 7～2. 6)	
志村 仁 (24. 7～25. 3)	竹嶋 孝育 (6. 7～8. 6)	眞下 福来 (25. 6～27. 3)	吉田 進 (2. 7～3. 6)	
岡本 輝久(兼) (25. 3～25. 6)	馬淵 克美 (8. 7～11. 6)	小林 正誉 (27. 3～28. 8)	稲毛 忠臣 (3. 7～4. 6)	
岡本 宰 (25. 6～26. 7)	中山 芳之 (11. 7～12. 6)	豊種 伴三 (28. 9～30. 6)	丸山 司 (4. 7～5. 6)	
大川 浩 (26. 7～27. 7)	其田 修一 (12. 7～13. 6)	太田 八束 (30. 6～34. 1)	平澤 峯晴 (5. 7～7. 6)	
小鞠 昭彦 (27. 7～28. 6)	佐藤 秀明 (13. 7～14. 6)	長尾 明二 (34. 2～36. 1)	山口 修 (7. 7～8. 6)	
松村 武人 (28. 6～29. 3)	山田 孝仁 (14. 7～15. 6)	渡辺 郁郎 (36. 2～38. 5)	宮坂 文彦 (8. 7～10. 6)	
川瀬 透(兼) (29. 4～29. 6)	西山 巨章 (15. 7～17. 6)	神田 保 (38. 5～40. 3)	北原 省治 (10. 6～11. 6)	
小野 尚(兼) (29. 7～29. 7)	浅田 雅昌 (17. 7～18. 6)	日吉 宏 (40. 4～42. 5)	金室 五郎 (11. 7～14. 6)	
伊野 彰洋 (29. 7～30. 6)	芥川 義清 (18. 7～20. 6)	立石 元治 (42. 6～44. 3)	奈良 幸一 (14. 7～16. 6)	
川島 俊通(兼) (30. 6～30. 6)	片山 龍雄 (20. 7～23. 6)	後藤 佐一 (44. 4～46. 6)	渋井 隆明 (16. 7～17. 6)	
曾根 英実(兼) (30. 7～30. 7)	中澤 静悟 (23. 7～24. 6)	遠藤 毅 (46. 7～47. 5)	田村 正司 (17. 7～19. 6)	
平井 康夫 (30. 7～現職)	下畑 孝行 (24. 7～26. 6)	榎本 龍四郎 (47. 6～49. 6)	櫻井 治雄 (19. 7～20. 6)	
	星見 健夫 (26. 7～28. 6)	沢 昌 美夫 (49. 7～50. 6)	工藤 均 (20. 7～21. 6)	
	篠田 均司 (28. 7～現職)	北條 幸雄 (50. 7～52. 6)	多田 桂 (21. 7～22. 6)	
		鈴木 正男 (52. 7～54. 6)	鎌田 修 (22. 7～23. 3)	
		佐藤 真一 (54. 7～56. 6)	鹿糠 全 (23. 3～24. 6)	
		富倉 茂 (56. 7～58. 6)	鈴木 悦郎 (24. 7～26. 3)	
		小貫 繁 (58. 7～59. 6)	寺田 早苗 (26. 4～27. 6)	
		上原 武 (59. 7～60. 6)	来田 忍 (27. 7～29. 6)	
		井上 拓雄 (60. 7～62. 6)	鈴木 信一 (29. 7～30. 6)	

水戸財務部次長	宇都宮財務事務所長			前橋財務事務所長
昭45. 5. 1 水戸財務部次長	石川 栄策 (24. 6～25. 6)	沼田 務 (62. 7～63. 6)	大野 孝広 (29. 7～ 現職)	深津 直文 (24. 6～25. 11)
石川 正治 (45. 7～47. 6)	市川 鴻幸 (25. 7～27. 11)	白川 巖 (63. 7～元. 6)		鈴木 秀雄 (26. 5～28. 7)
星 賢三 (47. 7～48. 6)	小田 拓三 (27. 11～30. 6)	嶋崎 武男 (元. 7～ 2. 6)		村田 保三 (28. 8～30. 6)
昭48. 7. 1 廃止	荒井 隆三郎 (30. 7～32. 4)	伊東 喜広 (2. 7～ 3. 6)		河地 亦雄 (30. 6～32. 3)
	高橋 謙二 (32. 5～35. 4)	小沢 良登 (3. 7～ 5. 6)		渡辺 郁郎 (32. 3～36. 1)
	荻原 省吾 (35. 4～38. 4)	坂野 正武 (5. 7～ 6. 6)		河野 逸雄 (36. 2～36. 5)
	柘植 敏雄 (38. 4～40. 10)	小林 尚 (6. 7～ 7. 6)		佐々木 正治 (36. 5～39. 3)
	深津 正夫 (40. 10～42. 8)	園田 信夫 (7. 7～ 8. 6)		深津 正夫 (39. 4～40. 10)
	森井 正幸 (42. 8～43. 7)	大和田 彰 (8. 7～ 9. 6)		林 実 (40. 10～42. 8)
	粕谷 銀造 (43. 8～45. 4)	塩澤 好光 (9. 7～10. 6)		鈴木 利貞 (42. 8～44. 1)
	田中 愛作 (45. 7～46. 9)	増渕 喜久雄 (10. 6～12. 6)		児玉 淳一郎 (44. 1～45. 7)
	清水 秀雄 (46. 9～48. 6)	大橋 正勝 (12. 7～14. 6)		池田 三夫 (45. 8～47. 4)
	高橋 庸介 (48. 7～49. 6)	篠原 栄三 (14. 7～16. 6)		中尾 俊明 (47. 5～49. 6)
	牧 庄次 (49. 7～50. 6)	黒田 菊雄 (16. 7～17. 6)		星 賢三 (49. 7～51. 6)
	長岡 憲一 (50. 7～52. 6)	胡桃沢 範行 (17. 7～18. 6)		深沢 重朗 (51. 7～52. 6)
	伊藤 俊彦 (52. 7～53. 6)	粕谷 和弘 (18. 7～20. 6)		近藤 延雄 (52. 7～53. 6)
	池田 文隆 (53. 7～54. 6)	根本 康央 (20. 7～21. 6)		高橋 茂 (53. 7～54. 6)
	駒野 正義 (54. 7～56. 6)	新宮 増弥 (21. 7～23. 6)		丸山 督夫 (54. 7～55. 4)
	大谷 遙 (56. 7～58. 6)	角田 一子 (23. 7～24. 6)		中滝 多美夫 (55. 5～57. 6)
	森山 一 (58. 7～59. 9)	橋本 茂樹 (24. 7～26. 6)		湯本 徳一 (57. 7～58. 6)
	名取 始 (59. 9～61. 6)	星 典行 (26. 7～27. 6)		宮下 理作 (58. 7～59. 6)
	小川 秀雄 (61. 7～62. 6)	安田 充里 (27. 7～29. 6)		市島 健吉 (59. 7～60. 6)

前橋財務事務所長		前橋財務部次長	千葉財務事務所長	
金丸 埤児 (60. 7～61. 6)	佐伯 克己 (24. 7～25. 6)	昭44. 4. 1 前橋財務部次長	加納 菊男 (24. 6～24. 11)	小田 親義 (58. 7～59. 7)
宇佐美 衛 (61. 7～62. 6)	堀口 和久 (25. 7～26. 6)	榊 勝麿 (44. 5～46. 6)	深井 孝隆 (24. 11～25. 5)	岩崎 優 (59. 8～60. 6)
笠原 徳栄 (62. 7～63. 6)	松永 雅博 (26. 7～29. 6)	星野 静夫 (46. 7～47. 4)	宮川 政純 (25. 7～28. 7)	長谷川 正文 (60. 7～61. 6)
梶田 孝 (63. 7～元. 6)	横尾 則幸 (29. 7～現職)	丸山 安久 (47. 5～48. 3)	鈴木 秀雄 (28. 8～29. 5)	福島 実夫 (61. 7～62. 6)
西本 拓雄 (元. 7～2. 6)		篠原 茂 (48. 7～49. 6)	市川 鴻幸 (29. 6～30. 3)	岡本 捷一 (62. 7～元. 6)
増沢 豊久 (2. 7～4. 6)		根本 和民 (49. 7～50. 4)	大賀 和夫 (30. 4～31. 12)	中村 嘉孝 (元. 7～2. 6)
深澤 昇 (4. 7～5. 6)		森 迪康 (50. 7～52. 6)	佐竹 藤次郎 (32. 1～36. 1)	利根 政吉 (2. 7～3. 6)
松田 浩 (5. 7～6. 6)		北 節雄 (52. 7～54. 3)	長尾 明二 (36. 2～36. 6)	菊池 正明 (3. 7～4. 6)
小野瀬 雄弘 (6. 7～7. 6)		奥園 清孝 (54. 7～55. 6)	葉吹 秀雄 (36. 6～40. 5)	五十嵐 達 (4. 7～6. 6)
小林 稔 (7. 7～8. 6)		伊東 志郎 (55. 7～56. 6)	今野 俊一 (40. 5～42. 7)	畠山 久志 (6. 7～7. 6)
船橋 罔博 (8. 7～10. 6)		飛岡 致 (56. 7～57. 6)	石沢 新一 (42. 7～44. 4)	中澤 健 (7. 7～8. 6)
小川 勝雄 (10. 6～11. 6)		向井 泉三 (57. 7～58. 6)	御沢 勲 (44. 4～45. 4)	高木 幸一 (8. 7～9. 6)
富田 義雄 (11. 7～12. 6)		柳田 義之 (58. 7～59. 6)	粕谷 銀造 (45. 5～46. 5)	小野瀬 雄弘 (9. 7～10. 3)
鈴木 三郎 (12. 7～14. 6)		昭59. 10. 1 廃止	飯田 辰男 (46. 7～48. 1)	小林 稔 (10. 3～11. 6)
伊藤 広美 (14. 7～15. 6)			瀬野 廣光 (48. 1～48. 6)	井坂 寿一 (11. 7～12. 6)
平山 謙祐 (15. 7～16. 6)			関 康夫 (48. 7～50. 6)	増渕 喜久雄 (12. 7～13. 6)
田村 正司 (16. 7～17. 6)			関本 桂三 (50. 7～51. 6)	瀬戸 毅 (13. 7～14. 6)
深沢 康男 (17. 7～19. 6)			澤島 政夫 (51. 7～52. 6)	藤井 力 (14. 7～16. 6)
渡部 節男 (19. 7～20. 6)			北條 幸雄 (52. 7～53. 6)	篠原 栄三 (16. 7～17. 6)
川上 幸一 (20. 7～21. 6)			赤志 孝裕 (53. 7～55. 6)	山本 修 (17. 7～19. 1)
山下 隆敏 (21. 7～23. 6)			小川 了 (55. 7～56. 6)	飯田 豊 (19. 1～19. 6)
岩沢 仁一 (23. 7～24. 6)			松井 亮二 (56. 7～58. 6)	金子 秀喜 (19. 7～21. 6)

千葉財務事務所長	千葉財務事務所次長	浦和財務事務所長		
輅田 周一 (21. 7~22. 6)	昭40. 4. 1 千葉財務部次長	北澤 勇夫 (6. 7~ 8. 6)	星 野 力 (24. 6~25. 7)	山崎 和幸 (59. 7~60. 6)
吉野 孝志 (22. 7~24. 6)	岡田 富治 (40. 5~41. 4)	久本 徹 (8. 7~ 9. 6)	斉藤 勤 (25. 7~27. 3)	寺島 信夫 (60. 7~61. 6)
中野 均 (24. 7~25. 6)	若林 賢一 (41. 4~42.10)	荒谷 治一 (9. 7~11. 6)	佐々木 孝平 (27. 3~27.11)	和知 久男 (61. 7~62. 6)
岡部 勝巳 (25. 7~26. 6)	川戸 一義 (42.10~45. 4)	前田 岩夫 (11. 7~12. 6)	深津 直文 (27.11~29. 5)	金子 衛 (62. 7~63. 6)
江原 正 (26. 7~28. 6)	山田 文孝 (45. 7~46. 6)	笠井 明 (12. 7~13. 6)	伊藤 正則 (29. 6~31.12)	服部 義雄 (63. 7~元. 6)
雨宮 徹 (28. 7~30. 6)	福田 公義 (46. 7~48. 6)	其田 真理 (13. 7~14. 6)	加藤 恒三郎 (32. 1~34. 1)	近藤 千秋 (元. 7~ 3. 6)
大島 朗 (30. 7~ 現職)	佐瀬 重義 (48. 7~49. 6)	淵上 裕 (14. 7~15. 6)	太田 八束 (34. 2~37. 5)	須田 敏夫 (3. 7~ 4. 6)
	小杉 博美 (49. 7~51. 6)	鈴木 力 (15. 7~17. 6)	中島 芳春 (37. 5~39. 3)	寺井 正信 (4. 7~ 5. 6)
	毛利 勝信 (51. 7~52. 6)	山上 雅彦 (17. 7~18. 6)	佐々木 正治 (39. 4~41.10)	岩崎 勝 (5. 7~ 7. 6)
	神田 恭作 (52. 7~53. 6)	飯島 仁一 (18. 7~20. 6)	横川 保 (41.10~43. 3)	田代 豊 (7. 7~ 8. 6)
	歌田 晃 (53. 7~54. 2)	家坂 幸夫 (20. 7~22. 6)	御沢 勲 (43. 4~44. 4)	辻 清志 (8. 7~ 9. 6)
	小林 昇 (54. 7~56. 6)	矢代 祐嗣 (22. 7~24. 6)	金井 弘一 (44. 4~45. 6)	白川 正照 (9. 7~10.10)
	佐々木 幸男 (56. 7~58. 6)	越渡 康弘 (24. 7~26. 6)	清水 道雄 (45. 7~46. 6)	井坂 寿一 (10.10~11. 6)
	表 勉 (58. 7~60. 6)	中村 佳子 (26. 7~27. 6)	松本 亘司 (46. 7~47. 4)	福田 秀俊 (11. 7~12. 2)
	鈴木 富夫 (60. 7~61. 6)	巴 道章 (27. 7~29. 6)	雨宮 和臣 (47. 5~48. 7)	平12. 2.16 廃止
	宮下 節雄 (61. 7~62. 6)	渡邊 繁明 (29. 7~ 現職)	龍岡 昇 (48. 7~49. 6)	
	浅井 長次郎 (62. 7~63. 6)		上野 茂 (49. 7~51. 6)	
	高橋 和夫 (63. 7~元. 6)		土屋 満雄 (51. 7~53. 6)	
	中林 清一 (元. 7~ 2. 3)		松崎 元治 (53. 7~55. 6)	
	隈元 隆二 (2. 7~ 4. 6)		藤田 潔 (55. 7~56. 6)	
	関 章 (4. 7~ 5. 5)		庄司 定男 (56. 7~57. 6)	
	白田 武 (5. 7~ 6. 6)		佐藤 孝夫 (57. 7~59. 6)	

浦和財務部次長	東京財務事務所長	東京財務事務所次長		横浜財務事務所長
昭40. 4. 1 浦和財務部次長	平12. 2. 16 東京財務事務所長	平12. 2. 16 東京財務事務所次長(2)	川 名 義 章 (23. 7～24. 6)	安 田 宗 次 (24. 6～25. 2)
拓 植 正 武 (40. 5～44. 1)	青 木 一 郎 (12. 2～12. 6)	山 田 孝 仁 (12. 2～14. 6)	大 後 博 之 (24. 7～26. 6)	山 中 信 一 (25. 3～25. 6)
玉 井 達 泰 (44. 2～46. 6)	神 川 信 造 (12. 7～13. 7)	本 吉 一 男 (12. 2～13. 6)	前 島 優 子 (24. 7～26. 6)	星 野 力 (25. 7～27. 3)
佐 野 慶 二 (46. 7～47. 7)	林 藤 樹 (13. 7～14. 7)	北 原 幸 夫 (13. 7～14. 6)	仲 山 欽 也 (25. 7～26. 6)	吉 川 盛 (27. 3～28. 7)
岡 部 圭 吾 (47. 8～49. 6)	廿日岩 信次 (14. 7～15. 7)	永 井 宏 (14. 7～15. 6)	阿 部 修 二 (26. 7～27. 6)	宮 川 政 純 (28. 8～30. 1)
鈴木 憲太郎 (49. 7～50. 6)	中 澤 健 (15. 7～16. 7)	川 島 俊 通 (14. 7～16. 6)	古 川 芳 隆 (26. 7～27. 6)	大 角 武 (30. 1～35. 4)
野 沢 茂 雄 (50. 7～51. 6)	浅 野 僚 也 (16. 7～17. 7)	沼 和 夫 (15. 7～17. 6)	伊 藤 美 月 (26. 7～28. 6)	荒 井 隆 三 郎 (35. 4～38. 5)
斉 藤 孝 次 郎 (51. 7～53. 6)	小 林 行 雄 (17. 7～18. 6)	初 行 隆 男 (16. 7～17. 6)	酒 井 俊 幸 (27. 7～28. 6)	高 橋 謙 二 (38. 5～39. 8)
神 田 恭 作 (53. 7～55. 6)	平 野 孝 (18. 7～19. 6)	平17. 7. 1 1増設	小 野 和 弘 (27. 7～29. 6)	大 橋 大 三 (39. 8～42. 7)
佐 藤 吉 克 (55. 7～57. 6)	其 田 真 理 (19. 7～21. 7)	山 田 謙 司 (17. 7～19. 6)	新 井 英 男 (28. 7～30. 6)	今 野 俊 一 (42. 7～43. 6)
花 房 幸 男 (57. 7～58. 6)	池 田 潤 (21. 7～22. 7)	倉 田 耕 造 (17. 7～19. 6)	臼 井 暁 子 (28. 7～30. 6)	寺 村 年 明 (43. 7～46. 6)
沢 口 和 敏 (58. 7～59. 6)	山 岸 晃 (22. 7～23. 6)	外 崎 亮 (17. 7～18. 6)	熊 井 大 (29. 7～ 現職)	増 川 義 正 (46. 7～49. 6)
昭59. 10. 1 廃止	川 瀬 透 (23. 7～25. 6)	曾 根 英 実 (18. 7～19. 6)	野 口 久 雄 (30. 7～ 現職)	龍 岡 昇 (49. 7～51. 6)
	川 島 俊 通 (25. 7～26. 6)	輦 田 周 一 (19. 7～20. 6)	中 村 武 浩 (30. 7～ 現職)	徳 永 浩 (51. 7～52. 4)
	輦 田 周 一 (26. 7～28. 6)	笹 本 純 雄 (19. 7～20. 6)		佐 野 栄 (52. 4～54. 6)
	倉 林 健 二 (28. 7～29. 6)	山 上 雅 彦 (19. 7～21. 6)		佐々木 源 治 (54. 7～56. 4)
	石 村 幸 三 (29. 7～30. 6)	飯 島 仁 一 (20. 7～22. 6)		青 木 博 (56. 5～58. 6)
	加 藤 博 紀 (30. 7～ 現職)	井 上 浩 (20. 7～21. 6)		山 口 徳 (58. 7～59. 6)
		内 山 憲 司 (21. 7～23. 6)		大 貫 昭 夫 (59. 7～61. 6)
		齊 藤 良 彦 (21. 7～23. 6)		名 取 始 (61. 7～62. 6)
		齋 藤 進 (22. 7～24. 5)		小 川 秀 雄 (62. 7～元. 6)
		桜 井 敏 行 (23. 7～25. 4)		梶 田 孝 (元. 7～ 2. 4)

横浜財務事務所長	横浜財務事務所次長		新潟財務事務所長	
澤 不 二 夫 (2. 5～3. 6)	昭39. 4. 1 横浜財務部次長	長 谷 次 郎 (8. 7～9. 6)	多 賀 義 高 (24. 6～24. 12)	長 村 茂 樹 (54. 7～56. 6)
林 石 根 (3. 7～5. 6)	小 森 伝 夫 (39. 4～42. 9)	菅 治 夫 (9. 7～10. 6)	矢 島 善 一 (24. 12～25. 7)	大 貫 昭 夫 (56. 7～58. 6)
丸 山 司 (5. 7～7. 5)	高 橋 包 (42. 10～46. 4)	多 賀 良 一 (10. 6～12. 6)	勢 一 正 美 (25. 7～26. 4)	近 祐 之 (58. 7～59. 6)
城 石 邦 明 (7. 6～8. 6)	高 橋 庸 介 (46. 7～47. 4)	藤 本 光 男 (12. 7～13. 6)	深 津 直 文 (26. 5～27. 11)	大 塚 三 郎 (59. 7～60. 6)
河 野 廣 (8. 7～10. 6)	会 津 不 二 雄 (47. 5～48. 6)	星 野 俊 明 (13. 7～15. 6)	市 川 鴻 幸 (27. 11～29. 5)	山 本 祐 吉 (60. 7～61. 6)
佐 藤 幸 典 (10. 6～12. 2)	毛 塚 五 郎 (48. 7～50. 6)	湯 本 俊 治 (15. 7～16. 6)	佐 竹 藤 次 郎 (29. 6～32. 1)	堀 田 光 (61. 7～62. 6)
福 田 秀 俊 (12. 2～12. 6)	平 野 康 清 (50. 7～52. 6)	水 田 宙 (16. 7～17. 6)	沢 崎 正 夫 (32. 1～34. 2)	宮 沢 滉 (62. 7～元. 6)
熊 代 龍 (12. 7～13. 9)	安 藤 恒 夫 (52. 7～54. 3)	飯 島 仁 一 (17. 7～18. 6)	浅 海 典 男 (34. 3～35. 10)	宮 原 睦 行 (元. 7～3. 6)
松 井 正 之 (13. 10～14. 6)	赤 松 俊 夫 (54. 7～55. 5)	川 崎 安 弘 (18. 7～19. 6)	智 葉 永 吉 (35. 10～37. 5)	細 川 武 夫 (3. 7～5. 6)
林 正 俊 (14. 7～15. 6)	奥 園 清 孝 (55. 7～56. 6)	金 澤 良 人 (19. 7～20. 6)	小 川 淳 一 (37. 5～38. 5)	城 石 邦 明 (5. 7～6. 6)
吉 村 聖 (15. 7～16. 6)	鳥 海 和 夫 (56. 7～57. 6)	平 野 邦 彦 (20. 7～21. 6)	山 口 義 光 (38. 5～41. 6)	小 川 重 内 (6. 7～7. 6)
高 木 隆 (16. 7～17. 7)	大 萱 生 寿 (57. 7～58. 6)	矢 代 祐 嗣 (21. 7～22. 6)	木 村 正 治 (41. 6～42. 5)	宮 野 敏 男 (7. 7～8. 6)
中 田 悟 (17. 7～18. 6)	織 間 堅 次 (58. 7～59. 6)	角 田 一 子 (22. 7～23. 6)	岡 子 高 明 (42. 6～43. 4)	野 呂 忠 幸 (8. 7～9. 6)
田 中 敏 貴 (18. 7～19. 6)	細 谷 建 (59. 7～61. 6)	川 口 常 夫 (23. 7～25. 11)	小 林 平 次 郎 (43. 4～45. 4)	上 條 章 栄 (9. 7～11. 6)
飯 田 豊 (19. 7～20. 6)	石 綿 茂 (61. 7～63. 6)	秋 田 能 行 (26. 1～26. 6)	原 俊 二 (45. 7～46. 6)	松 井 正 之 (11. 7～13. 6)
芥 川 義 清 (20. 7～21. 6)	小 西 昭 利 (63. 7～2. 6)	藤 平 光 広 (26. 7～28. 6)	瀬 野 廣 光 (46. 7～48. 1)	伊 東 慎 吾 (13. 7～14. 7)
本 田 晃 一 (21. 7～22. 6)	丸 山 一 衛 (2. 7～3. 6)	斉 藤 友 博 (28. 7～29. 6)	小 島 剛 (48. 1～49. 4)	熊 代 龍 (14. 7～15. 2)
輅 田 周 一 (22. 7～24. 6)	北 條 忠 男 (3. 7～4. 3)	秋 澤 光 男 (29. 7～30. 6)	会 津 不 二 雄 (49. 5～50. 5)	鈴 木 三 郎 (15. 3～15. 6)
井 上 泰 延 (24. 7～26. 6)	毛 利 碩 孝 (4. 7～5. 6)	小 池 良 哉 (30. 7～現職)	石 川 政 美 (50. 5～51. 6)	吉 春 多 景 樹 (15. 7～16. 6)
村 田 明 彦 (26. 7～28. 6)	宮 内 敏 幸 (5. 7～6. 6)		牧 野 悟 (51. 7～52. 6)	和 田 肇 (16. 7～17. 6)
伊 藤 美 月 (28. 7～現職)	菊 地 榮 (6. 7～7. 6)		鈴 木 政 治 (52. 7～53. 6)	鈴 木 和 男 (17. 7～18. 6)
	丹 羽 素 彦 (7. 7～8. 6)		石 井 恒 雄 (53. 7～54. 6)	胡 桃 沢 範 行 (18. 7～19. 6)

新潟財務事務所長	新潟財務部次長	甲府財務事務所長		
巾嶋 喜彦 (19. 7～20. 6)	昭41. 4. 1 新潟財務部次長	深井 孝隆 (24. 6～24. 11)	高橋 光吉 (63. 7～元. 6)	林 敬治 (29. 7～30. 6)
一杉 利隆 (20. 7～21. 6)	玉井 達泰 (41. 6～44. 1)	斉藤 勤 (24. 11～25. 7)	関 祥一 (元. 7～2. 6)	赤平 吉仁 (30. 7～現職)
大輪 實 (21. 7～22. 6)	山田 文孝 (44. 2～45. 6)	吉川 清 (25. 7～26. 4)	菊池 正明 (2. 7～3. 6)	
堀内 静男 (22. 7～24. 6)	小山 博敏 (45. 7～46. 6)	相原 喜夫 (26. 5～28. 9)	真家 卓夫 (3. 7～4. 6)	
高崎 晋 (24. 7～25. 6)	神谷 文夫 (46. 7～47. 6)	石井 沢二郎 (28. 10～31. 5)	新田 進 (4. 7～5. 6)	
高浪 政夫 (25. 7～27. 6)	川崎 栄一 (47. 7～48. 6)	大西 俊司 (31. 6～32. 12)	山田 貢 (5. 7～6. 6)	
杉山 和伸 (27. 7～29. 6)	市原 輝雄 (48. 7～50. 6)	河野 逸雄 (32. 12～36. 1)	清水 正孝 (6. 7～7. 6)	
斉藤 友博 (29. 7～現職)	原 久雄 (50. 7～51. 6)	中島 芳春 (36. 2～37. 5)	曾我 正義 (7. 7～8. 6)	
	神谷 博 (51. 7～53. 6)	鈴木 禾年男 (37. 5～41. 4)	大石 裕章 (8. 7～9. 6)	
	河野 皓一 (53. 7～55. 6)	岡田 富治 (41. 4～43. 3)	中山 智之 (9. 7～11. 6)	
	遠藤 昭 (55. 7～56. 6)	増川 義正 (43. 3～45. 6)	麦島 耕一郎 (11. 7～12. 6)	
	隈部 千明 (56. 7～57. 6)	三井 吉徳 (45. 7～46. 11)	竹 廣 積 (12. 7～14. 3)	
	切敷 行雄 (57. 7～59. 6)	大島 良一 (46. 12～48. 4)	松田 功 (14. 3～16. 6)	
	昭59. 10. 1 廃止	永田 豊 (48. 5～50. 6)	鈴木 晴生 (16. 7～17. 6)	
		望月 武雄 (50. 7～51. 6)	鈴木 力 (17. 7～18. 6)	
		秀島 静雄 (51. 7～53. 6)	鈴木 英夫 (18. 7～19. 6)	
		圓谷 英男 (53. 7～55. 6)	安井 正人 (19. 7～20. 6)	
		三津 理英 (55. 7～56. 6)	石島 英次 (20. 7～22. 6)	
		遠山 正 (56. 7～58. 6)	平川 伸一 (22. 7～24. 6)	
		高橋 勝 (58. 7～60. 6)	安出 克仁 (24. 7～25. 6)	
		高波 勝也 (60. 7～62. 12)	榊原 由人 (25. 7～27. 6)	
		関東 利雄 (62. 1～63. 6)	中村 佳子 (27. 7～29. 6)	

長野財務事務所長	
星 野 力 (24. 6～24. 7)	黒澤 武司 (元. 5～ 2. 6)
佐々木 孝平 (24. 7～27. 3)	吉 田 正 (2. 7～ 3. 6)
佐竹 藤次郎 (27. 3～29. 5)	黒田 行三 (3. 7～ 4. 6)
境 浩 (29. 6～32. 7)	星崎 政光 (4. 7～ 5. 6)
富永 貫一 (32. 7～34. 9)	溝口 高司 (5. 7～ 6. 6)
葉吹 秀雄 (34.10～36. 6)	丸山 泰治 (6. 7～ 7. 6)
深津 正夫 (36. 6～39. 3)	菊地 榮 (7. 7～ 8. 6)
青木 実 (39. 4～41.12)	安藤 範夫 (8. 7～ 9. 6)
露木 明 (41.12～42.10)	菊地 隆夫 (9. 7～10. 6)
飯田 辰男 (42.10～45. 6)	土屋 雅五 (10. 6～11. 6)
石井 巖 (45. 7～47. 6)	穴戸 智 (11. 7～13. 6)
渡辺 精 (47. 7～49. 6)	小宮 邦雄 (13. 7～15. 6)
山田 威 (49. 7～50. 6)	藤田 光男 (15. 7～16. 6)
桜木 昌靖 (50. 7～52. 6)	堀江 伸一 (16. 7～17. 6)
永井 英治 (52. 7～54. 6)	刈谷 正隆 (17. 7～19. 6)
前田 育朗 (54. 7～55. 6)	内山 憲司 (19. 7～21. 6)
増田 英夫 (55. 7～56. 6)	飯島 仁一 (21. 7～22. 6)
臼井 誠一 (56. 7～57. 6)	佐伯 克己 (22. 7～24. 6)
山内 一郎 (57. 7～59. 6)	楠 敏志 (24. 7～26. 6)
宮下 譲 (59. 7～60. 6)	新井 英男 (26. 7～28. 6)
吉沢 昭男 (60. 7～62. 6)	平山 静 (28. 7～30. 6)
甲斐 義宏 (62. 7～元. 5)	蜂巣 幸彦 (30. 7～現職)

北陸財務局長			北陸財務局次長	総務部長
昭24. 6. 1 金沢財務部長	加 藤 孝 (54. 6～55. 6)	山 崎 康 史 (18. 7～19. 7)	昭24. 6. 1 金沢財務部次長	昭39. 5. 1 総務部長
昭25. 5. 4 北陸財務局長	宮 崎 英 和 (55. 6～56. 5)	大 森 通 伸 (19. 7～21. 7)	昭25. 5. 1 北陸財務局次長	渥 美 恒 (39. 10～41. 3)
照 田 弘 久 (24. 6～24. 11)	徳 永 浩 (56. 5～57. 5)	藺 田 俊 和 (21. 7～22. 7)	松 山 外 吉 (24. 6～25. 7)	三 島 和 夫 (41. 4～41. 12)
松 山 外 吉 (25. 7～27. 3)	澤 島 政 夫 (57. 6～59. 6)	春 山 芳 司 (22. 7～23. 7)	大 塚 清 元 (25. 7～26. 4)	蓮 覚 寺 外 茂 雄 (41. 12～43. 3)
山 崎 直 吉 (27. 3～27. 12)	櫻 木 昌 靖 (59. 6～61. 6)	篠 原 寛 (23. 7～25. 7)	昭26. 5. 1 廃止	吉 海 正 行 (43. 5～44. 4)
伊 東 務 (28. 1～29. 5)	出 口 博 昭 (61. 6～62. 5)	工 藤 均 (25. 7～26. 7)		加 藤 英 邦 (44. 8～46. 4)
大 庭 金 平 (29. 5～30. 7)	田 中 春 義 (62. 5～63. 6)	竹 田 伸 一 (26. 7～27. 7)		市 坪 一 二 三 (46. 7～47. 4)
小 林 鎮 夫 (30. 9～31. 9)	荒 川 迪 (63. 6～元. 6)	吉 岡 健 一 郎 (27. 7～29. 7)		星 野 健 二 (47. 5～48. 6)
勢 一 正 美 (31. 9～35. 1)	谷 弘 一 (元. 6～ 3. 6)	岩 下 啓 希 (29. 7～30. 7)		中 西 一 雄 (48. 7～49. 6)
藤 原 孝 太 (35. 2～37. 4)	岩 崎 優 (3. 6～ 4. 6)	西 田 直 樹 (30. 7～ 現 在)		田 中 彰 (49. 7～50. 6)
高 田 壽 史 (37. 5～39. 7)	中 曾 根 浩 (4. 6～ 5. 5)			河 合 卓 爾 (50. 7～51. 4)
湊 良 之 助 (39. 7～40. 6)	柴 田 佳 信 (5. 6～ 6. 6)			吉 川 一 郎 (51. 4～52. 4)
木 下 一 郎 (40. 7～41. 7)	川 端 正 次 (6. 7～ 7. 6)			大 久 保 壽 隆 (52. 4～53. 4)
須 田 鐘 次 郎 (41. 7～43. 6)	矢 代 ■ 義 (7. 6～ 9. 7)			菅 井 忠 男 (53. 5～54. 6)
小 田 寛 (43. 6～44. 8)	二 宮 茂 明 (9. 7～10. 6)			田 中 義 三 (54. 7～55. 6)
徳 永 正 憲 (44. 8～45. 7)	山 田 孝 夫 (10. 7～11. 7)			榊 原 久 之 (55. 7～57. 6)
有 賀 慎 一 郎 (45. 7～47. 6)	山 添 和 雄 (11. 7～12. 6)			清 水 洋 史 (57. 7～58. 6)
川 原 陸 郎 (47. 6～49. 6)	児 島 俊 明 (12. 6～13. 7)			森 迪 康 (58. 7～59. 5)
白 鳥 正 人 (49. 6～51. 6)	剣 持 清 一 (13. 7～13. 9)			松 井 亮 二 (59. 5～60. 6)
池 口 金 太 郎 (51. 6～52. 6)	児 玉 祥 司 (13. 10～15. 7)			中 戸 功 (60. 7～61. 6)
保 家 茂 正 (52. 6～54. 6)	西 村 尚 剛 (15. 7～17. 7)			昭61. 7. 1 廃止
瀬 野 廣 光 (53. 6～54. 6)	上 村 和 美 (17. 7～18. 7)			

総務管理官		理財部長		
昭61. 7. 1 総務管理官	竹田 伸一 (24. 7～25. 6)	昭26. 5. 1 理財部長	松井 亮二 (58. 7～59. 5)	北村 信男 (23. 7～24. 3)
中 戸 功 (61. 7～62. 6)	岸山 敏浩 (25. 7～27. 6)	大塚 清元 (26. 5～26.10)	鍵本 晋一 (59. 7～61. 6)	林 收 (24. 4～26. 6)
佐藤 健彦 (62. 7～元. 6)	田中 敏貴 (27. 7～29. 6)	斎藤 勤 (27. 3～28. 3)	長谷川 正文 (61. 6～63. 6)	藤井 宣明 (26. 7～27. 6)
渡辺 建司 (元. 6～2. 6)	左近 真 (29. 7～30. 6)	桐生 和夫 (28. 4～28. 9)	佐藤 吉克 (63. 7～元. 6)	杉原 茂彦 (27. 7～28. 6)
岡本 捷一 (2. 7～3. 6)	柳町 勝彦 (30. 7～現在)	相原 喜夫 (28.10～31.11)	岡本 捷一 (元. 7～2. 6)	笹本 純雄 (28. 7～30. 6)
広瀬 健 (3. 7～5. 6)		村上 正章 (31.11～34. 4)	田中 康雅 (2. 7～3. 6)	鈴木 康晴 (30. 7～現在)
木村 広昭 (5. 7～6. 6)		伊藤 謙一 (34. 5～36. 3)	羽田 靖 (3. 7～4. 6)	
門谷 忠晴 (6. 7～7. 6)		松井 我何人 (36. 4～39. 3)	立石 邦雄 (4. 7～5. 6)	
比沢 一行 (7. 7～8. 6)		三島 和夫 (39. 4～41. 3)	前田 総明 (5. 7～6. 6)	
岩本 仁三 (8. 7～9. 6)		芦沢 勉 (41. 4～43. 1)	細田 孝一 (6. 7～7. 6)	
北原 基久 (9. 7～10. 6)		青木 実 (43. 1～44. 8)	井上 純生 (7. 7～8. 6)	
上原 正親 (10. 6～11. 6)		市坪 一二三 (44. 8～46. 6)	寺川 祐一 (8. 7～9. 6)	
吉岡 清八郎 (11. 7～12. 6)		佐藤 春亥 (46. 7～48. 1)	大友 剛 (9. 7～11. 6)	
山田 則夫 (12. 7～14. 6)		齋木 紀衛 (48. 1～49. 6)	馬淵 克美 (11. 7～13. 6)	
福田 秀俊 (14. 8～15. 6)		河合 卓爾 (49. 7～50. 6)	吉村 聖 (13. 7～15. 6)	
林 正俊 (15. 7～17. 6)		吉川 一郎 (50. 7～51. 4)	松村 淳一 (15. 7～17. 6)	
三宅 正記 (17. 7～18. 6)		大久保 壽隆 (51. 4～52. 4)	澤崎 秀幸 (17. 7～18. 6)	
澤崎 秀幸 (18. 7～19. 6)		田中 義三 (52. 4～54. 6)	佐藤 秀明 (18. 7～19. 6)	
高本 正広 (19. 7～21. 6)		榊原 久之 (54. 7～55. 6)	大塚 雅良 (19. 7～20. 6)	
坂本 雅幸 (21. 7～22. 6)		出口 博昭 (55. 7～56. 6)	鈴木 正俊 (20. 7～21. 6)	
初岡 道大 (22. 7～23. 6)		宮部 昭蔵 (56. 7～57. 6)	初岡 道大 (21. 7～22. 6)	
日野 直道 (23. 7～24. 6)		森 迪康 (57. 7～58. 6)	大元 慎二 (22. 7～23. 6)	

理財部次長		検査監理官	金融監督官	管財部長
昭59.10. 1 理財部次長	村 上 勝 彦 (23. 7～24. 6)	平10. 6. 22 検査監理官	平12. 4. 1 金融監督官	昭26. 5. 1 管財部長
山 内 一 郎 (59.10～60. 6)	森 幸 臣 (24. 7～26. 3)	森 慶 信 (10. 6～11. 6)	夜 久 和 仁 (12. 4～13. 6)	吉 川 清 (26. 5～28. 1)
川 端 正 次 (60. 7～62. 6)	橋 本 敬 二 (26. 4～26. 6)	小山田 孝市 (11. 7～12. 6)	梶 野 弘 道 (13. 7～14. 6)	木 下 一 郎 (28. 1～30. 3)
澁 谷 文 男 (62. 7～63. 6)	中 山 毅 (26. 7～27. 6)	金 沢 俊 一 (12. 7～14. 6)	鈴 木 和 男 (14. 7～17. 6)	永 野 長 (30. 4～31. 4)
羽 田 靖 (63. 7～ 2. 6)	齊 藤 友 博 (27. 7～28. 6)	立 岩 幸 二 (14. 7～16. 6)	本 田 晃 一 (17. 7～18. 6)	菱 沼 貞 雄 (31. 4～33. 11)
門 谷 忠 晴 (2. 7～ 4. 6)	宮 城 貢 (28. 7～30. 6)	村 元 繁 (16. 7～18. 6)	石 原 恭 介 (18. 7～20. 6)	長 野 遥 (33. 11～37. 7)
角 島 一 明 (4. 7～ 5. 6)	深 瀬 康 高 (30. 7～ 現在)	眞 田 純 (18. 7～20. 6)	輦 田 周 一 (20. 7～21. 6)	村 上 広 忠 (37. 7～39. 3)
細 田 孝 一 (5. 7～ 6. 6)		工 藤 直 敏 (20. 7～22. 6)	大 元 慎 二 (21. 7～22. 6)	蓮 覚 寺 外 茂 雄 (39. 4～41. 12)
浅 井 一 秋 (6. 7～ 7. 6)		平 山 圭 樹 (22. 7～23. 6)	酒 井 茂 樹 (22. 7～23. 6)	青 木 実 (41. 12～43. 1)
寺 川 祐 一 (7. 7～ 8. 6)		猪 俣 和 也 (23. 7～24. 6)	下 方 喜 雄 (23. 7～24. 6)	伊 東 清 雄 (43. 3～45. 6)
大 友 剛 (8. 7～ 9. 6)		前 田 俊 彦 (24. 7～25. 6)	村 上 勝 彦 (24. 7～25. 6)	芝 野 操 一 (45. 7～47. 6)
高 本 正 広 (9. 7～10. 6)		平 山 隆 (25. 7～27. 6)	藤 井 宣 明 (25. 7～26. 6)	松 田 勝 美 (47. 7～48. 6)
御 子 柴 達 (10. 6～11. 6)		古 賀 英 明 (27. 7～28. 6)	橋 本 敬 二 (26. 7～28. 6)	竹 下 雅 雄 (48. 7～49. 6)
山 路 和 樹 (11. 7～12. 6)		清 水 敏 朗 (28. 7～29. 6)	飯 塚 俊 行 (28. 7～30. 6)	坂 尻 哲 夫 (49. 7～51. 6)
山 田 勲 (12. 7～13. 6)		白 崎 公 二 (29. 7～30. 6)	長 谷 川 正 浩 (30. 7～ 現在)	山 本 静 夫 (51. 7～53. 5)
吉 田 寧 (13. 7～14. 6)		高 地 浩 (30. 7～ 現在)		波 多 野 昭 夫 (53. 7～55. 6)
竹 田 茂 (14. 7～16. 6)				永 井 英 治 (55. 7～56. 6)
前 薗 良 一 (16. 7～17. 6)				安 田 孝 保 (56. 7～57. 6)
山 形 俊 夫 (17. 7～19. 6)				中 橋 浄 二 (57. 7～59. 5)
永 井 等 (19. 7～20. 6)				鍛 冶 三 郎 (59. 6～60. 4)
畑 山 世 一 (20. 7～21. 6)				池 上 卓 三 (60. 7～61. 6)
岩 崎 浩 三 (21. 7～23. 6)				若 林 暁 (61. 7～62. 6)

管財部長		財務局審査官	財務局監察官	
岩池 陽一郎 (62. 7～63. 6)	横山 友治 (25. 4～26. 6)	昭49. 4. 11 財務局審査官	昭29. 10. 1 財務局監察官	平井 勲 (6. 7～ 7. 6)
澁谷 文男 (63. 7～元. 6)	今田 博之 (26. 7～27. 6)	樋極 浩明 (49. 4～50. 6)	寺井 義勇 (29. 10～33. 6)	山岸 博 (7. 7～ 8. 6)
山崎 久治 (元. 6～ 2. 6)	中山 毅 (27. 7～29. 6)	大浦 禎一 (50. 7～51. 3)	岡本 勇平 (33. 12～36. 8)	美村 真人 (8. 7～ 9. 6)
神谷 勝司 (2. 7～ 3. 6)	矢代 祐嗣 (29. 7～ 現在)	柳沢 秀美 (51. 7～52. 6)	杉田 三郎 (36. 9～39. 3)	増川 功 (9. 7～10. 6)
清水 他希夫 (3. 7～ 4. 6)		岩本 利雄 (52. 7～54. 4)	村田 光雄 (39. 4～42. 3)	平10. 6. 22 承認官職へ移行
篠河 弘和 (4. 7～ 6. 6)		小坂 誠造 (54. 7～55. 6)	西谷 正司 (42. 4～43. 1)	
西埜 昭 (6. 7～ 7. 6)		今田 久尚 (55. 7～57. 3)	中野 正次 (43. 1～45. 3)	
友廣 保 (7. 7～ 8. 6)		河合 洋 (57. 7～58. 6)	田屋 茂夫 (45. 7～47. 5)	
千葉 敏明 (8. 7～ 9. 6)		岩池 陽一郎 (58. 7～59. 6)	神谷 文夫 (47. 7～49. 6)	
坂本 義治 (9. 7～10. 6)		竹本 満男 (59. 7～62. 6)	野口 安宗 (49. 7～51. 6)	
和田 司 (10. 6～11. 6)		深山 靖夫 (62. 7～元. 5)	田中 秀雄 (51. 7～53. 7)	
山田 輝雄 (11. 7～12. 6)		武田 国雄 (元. 7～ 2. 6)	金子 吉朗 (53. 7～55. 4)	
瀬戸 毅 (12. 7～13. 6)		黒田 行三 (2. 7～ 3. 6)	長村 勉 (55. 7～57. 4)	
増田 秀一郎 (13. 7～14. 6)		小川 和郎 (3. 7～ 4. 6)	渋谷 信夫 (57. 7～58. 6)	
松尾 悠一郎 (14. 7～15. 6)		山本 清司 (4. 7～ 4. 7)	竹居 啓介 (58. 7～60. 6)	
梶野 弘道 (15. 7～16. 6)		平4. 7. 20 廃止	土肥 正夫 (60. 7～61. 6)	
夏目 博和 (16. 7～17. 6)			能波 茂 (61. 7～62. 6)	
小林 雅昭 (17. 7～19. 5)			板谷 力夫 (62. 7～63. 3)	
安藤 嘉昭 (19. 7～21. 6)			北出 晟 (63. 7～元. 6)	
林 收 (21. 7～22. 6)			齋藤 昌夫 (元. 7～ 3. 6)	
多田 桂 (22. 7～23. 6)			高野 敏朗 (3. 7～ 4. 6)	
藤原 清美 (23. 7～25. 3)			小路 知章 (4. 7～ 6. 6)	

証券取引等監視官	富山財務事務所長		福井財務事務所長	
平4. 7. 20 証券取引等監視官	林 喜 作 (24. 6～24. 6)	西 田 進 (61. 7～63. 6)	平 井 康 祐 (24. 6～27. 3)	堀 井 佳 久 (59. 6～61. 6)
山 本 清 司 (4. 7～ 6. 6)	島 多 与 一 (24. 6～27. 3)	村 田 三 郎 (63. 7～ 2. 6)	石 田 強 治 (27. 4～29. 6)	中 野 邦 生 (61. 7～62. 6)
川 染 昌 博 (6. 7～ 7. 6)	成 岡 三 郎 (27. 4～31. 12)	三 森 悠 (2. 7～ 4. 6)	松 岡 源 二 (29. 7～31. 5)	山 崎 久 治 (62. 7～元. 6)
山 内 金 黄 (7. 7～ 8. 6)	松 井 我 何 人 (31. 12～36. 3)	片 糸 喜 雅 (4. 7～ 5. 6)	小 松 利 吉 (31. 6～34. 4)	藤 本 謹 也 (元. 7～ 2. 6)
平 城 義 政 (8. 7～ 9. 7)	小 島 忠 夫 (36. 4～36. 11)	熊 代 龍 (5. 7～ 6. 6)	大 村 一 信 (34. 5～36. 9)	武 田 国 雄 (2. 7～ 3. 6)
東 木 繁 典 (9. 7～11. 6)	本 間 光 正 (36. 11～38. 6)	谷 坪 嶺 夫 (6. 7～ 7. 6)	渥 美 恒 (36. 9～37. 11)	松 林 明 (3. 7～ 4. 6)
脇 勲 (11. 7～12. 6)	新 納 鏘 吉 (38. 6～39. 11)	林 正 俊 (7. 7～ 8. 6)	蓮 覚 寺 外 茂 雄 (37. 11～39. 3)	三 浦 健 治 (4. 7～ 5. 6)
隈 元 正 幸 (12. 7～13. 6)	荒 木 正 矩 (39. 11～42. 2)	近 江 克 麿 (8. 7～ 9. 6)	杉 谷 弘 一 (39. 4～41. 1)	松 本 清 (5. 7～ 6. 6)
中 山 憲 治 (13. 7～14. 6)	森 井 正 幸 (42. 2～42. 8)	太 田 親 策 (9. 7～11. 6)	伊 東 清 雄 (41. 2～42. 8)	星 野 博 (6. 7～ 7. 6)
春 名 司 (14. 7～15. 6)	伊 東 清 雄 (42. 8～43. 3)	渡 辺 峰 男 (11. 7～12. 6)	阿 久 津 福 三 (42. 8～43. 6)	能 崎 正 皓 (7. 7～ 8. 6)
大 久 保 秀 洋 (15. 7～16. 6)	田 中 貞 康 (43. 3～46. 6)	増 田 秀 一 郎 (12. 7～13. 6)	田 中 愛 作 (43. 7～45. 6)	渡 辺 輝 明 (8. 7～10. 6)
山 口 和 義 (16. 7～18. 6)	竹 下 雅 雄 (46. 7～48. 6)	小 林 治 (13. 7～15. 6)	森 林 平 (45. 7～46. 6)	岩 崎 繁 三 (10. 6～12. 6)
矢 野 豊 文 (18. 7～20. 6)	坂 尻 哲 夫 (48. 7～49. 6)	前 薮 良 一 (15. 7～16. 6)	富 田 厳 章 (46. 7～47. 6)	樋 口 利 雄 (12. 7～13. 6)
宮 嶋 義 雄 (20. 7～22. 6)	川 西 庄 造 (49. 7～50. 4)	大 久 保 秀 洋 (16. 7～17. 6)	小 島 清 (47. 7～48. 6)	柳 良 平 (13. 7～15. 6)
細 川 博 和 (22. 7～23. 6)	山 本 静 雄 (50. 5～51. 6)	浜 尾 一 隆 (17. 7～19. 6)	玉 水 清 夫 (48. 7～50. 6)	寺 田 達 雄 (15. 7～16. 6)
三 田 正 員 (23. 7～24. 6)	中 島 文 男 (51. 7～53. 6)	増 永 賢 一 (19. 7～21. 6)	増 田 房 雄 (50. 7～51. 6)	四 礼 誠 孝 (16. 7～18. 6)
吉 田 好 一 (24. 7～25. 6)	河 口 稔 (53. 7～54. 6)	木 勢 俊 光 (21. 7～22. 6)	伊 藤 俊 彦 (51. 7～52. 6)	永 井 等 (18. 7～19. 6)
橋 本 敬 二 (25. 7～26. 3)	森 下 実 (54. 7～55. 6)	長 妻 幸 宏 (22. 7～24. 6)	青 木 博 (52. 7～54. 3)	名 越 文 明 (19. 7～21. 6)
足 立 久 幸 (26. 4～27. 6)	小 坂 誠 造 (55. 7～57. 6)	阿 部 修 二 (24. 7～26. 6)	岩 本 利 雄 (54. 5～55. 6)	中 川 武 (21. 7～23. 6)
富 永 安 彦 (27. 7～29. 6)	鈴 木 朧 欽 (57. 7～59. 6)	野 口 久 雄 (26. 7～28. 6)	眞 田 宗 一 (55. 7～57. 6)	赤 田 陽 子 (23. 7～24. 6)
岩 下 生 知 (29. 7～30. 6)	池 上 卓 三 (59. 7～60. 6)	坪 田 利 幸 (28. 7～30. 6)	加 藤 雄 博 (57. 7～58. 6)	三 田 正 員 (24. 7～25. 3)
峯 坂 光 明 (30. 7～ 現在)	若 林 暁 (60. 7～61. 6)	千 崎 誠 一 (30. 7～ 現在)	鍛 治 三 郎 (58. 7～59. 5)	加 藤 芳 勝 (25. 4～27. 3)

福井財務事務所長

乙 津 宏
(27. 4～28. 6)

木 内 清
(28. 7～29. 6)

土 井 康 行
(29. 7～ 現在)

東海財務局長			東海財務局次長	総務部長
昭24. 6. 1 名古屋財務部長	垣水 孝一 (51. 6～52. 6)	増井 喜一郎 (10. 7～11. 7)	昭24. 6. 1 名古屋財務部次長	昭34. 4. 13 総務部長
昭25. 5. 4 東海財務局長	宮本 保孝 (52. 6～53. 6)	柏木 茂雄 (11. 7～12. 6)	昭25. 5. 4 東海財務局次長	近藤 丈夫 (35. 4～37. 5)
吉橋 鐸美 (24. 6～27. 2)	石川 周 (53. 6～54. 7)	内村 広志 (12. 7～13. 7)	中野 藤太郎 (24. 6～25. 6)	森田 博 (37. 5～38. 11)
平井 平治 (27. 3～29. 9)	森 卓也 (54. 7～55. 6)	細見 真 (13. 7～14. 7)	栗林 四郎 (25. 7～26. 4)	二宮 重雄 (38. 12～41. 1)
大月 高 (29. 10～30. 8)	岡上 泉 (55. 6～56. 6)	浜田 恵造 (14. 7～15. 7)	昭26. 5. 1 廃止	林原 正三 (41. 4～42. 8)
稲田 耕作 (30. 8～32. 6)	北村 恭二 (56. 6～57. 5)	南木 通 (15. 7～16. 1)		小野 喜一 (42. 8～44. 5)
吉武 久賀 (32. 6～35. 1)	内海 孚 (57. 6～58. 5)	内藤 純一 (16. 2～17. 7)		米里 恕 (44. 5～45. 7)
岩動 道行 (35. 2～35. 8)	角谷 正彦 (58. 6～59. 6)	藤岡 博 (17. 7～18. 7)		関口 尚哉 (45. 7～46. 7)
中尾 博之 (35. 9～37. 5)	日吉 章 (59. 6～60. 6)	厚木 進 (18. 7～19. 7)		宮原 正吾 (46. 7～47. 7)
塩谷 忠男 (37. 5～39. 7)	水谷 文彦 (60. 6～61. 6)	森川 卓也 (19. 7～20. 7)		小林 桂吉 (47. 8～48. 7)
細見 卓 (39. 7～40. 7)	田中 誠二 (61. 6～62. 6)	稲垣 光隆 (20. 7～21. 7)		安倍 基雄 (48. 8～49. 7)
海堀 洋平 (40. 7～41. 7)	藤原 和人 (62. 6～63. 6)	山崎 穰一 (21. 7～22. 7)		峯岸 啓 (49. 7～51. 6)
川村 博太郎 (41. 8～42. 8)	中平 幸典 (63. 6～元. 6)	坂本 正喜 (22. 7～23. 7)		藤井 秀明 (51. 7～54. 6)
中込 達雄 (42. 8～43. 6)	高橋 厚男 (元. 6～2. 6)	池田 篤彦 (23. 7～24. 1)		澤島 政夫 (54. 7～55. 6)
江口 穰 (43. 6～44. 8)	榊原 英資 (2. 6～3. 6)	小西 昭 (24. 1～24. 7)		福島 晋二 (55. 7～56. 6)
植松 守雄 (44. 8～45. 7)	井坂 武彦 (3. 6～4. 6)	乙部 辰良 (24. 7～25. 6)		山田 威 (56. 7～58. 9)
熊田 淳一郎 (45. 9～46. 6)	花野 昭男 (4. 6～5. 6)	中山 厚 (25. 6～26. 7)		秋根 稔 (58. 9～60. 6)
辻 敬一 (46. 6～47. 6)	福田 誠 (5. 6～6. 6)	長谷川 浩一 (26. 7～27. 6)		平野 久雄 (60. 7～61. 6)
原 徹 (47. 6～48. 6)	増原 義剛 (6. 7～7. 6)	飯塚 厚 (27. 7～28. 6)		石飛 知伸 (61. 7～62. 6)
北田 栄作 (48. 6～49. 7)	埴崎 敏之 (7. 6～8. 7)	長谷川 靖 (28. 6～29. 6)		宮澤 幸彦 (62. 7～63. 6)
吉岡 孝行 (49. 7～50. 7)	福田 進 (8. 7～9. 7)	寺田 達史 (29. 6～30. 7)		鍵本 晋一 (63. 7～元. 6)
伊豫田 敏雄 (50. 7～51. 6)	津田 廣喜 (9. 7～10. 6)	亀水 晋 (30. 7～現在)		宮崎 克己 (元. 6～2. 6)

総務部長		総務部次長	理財部長	
井上 鉄也 (2. 7～ 3. 6)	曽根 英実 (28. 7～30. 6)	平30. 7. 1 総務部次長	昭26. 5. 1 理財部長	平岡 秀夫 (2. 7～ 4. 7)
橋口 泰三 (3. 7～ 5. 6)	石川 浩 (30. 7～ 現在)	小栗 弘成 (30. 7～ 現在)	栗林 四郎 (26. 5～26. 10)	木下 信行 (4. 7～ 6. 7)
中村 忠志 (5. 7～ 6. 6)			大塚 清元 (26. 11～30. 1)	若狭 正幸 (6. 7～ 7. 5)
杉本 順作 (6. 7～ 7. 6)			勢一 正美 (30. 1～31. 9)	河野 廣 (7. 6～ 8. 6)
門谷 忠晴 (7. 7～ 8. 6)			山本 松夫 (31. 9～34. 5)	中山 厚 (8. 7～ 9. 6)
土手 基史 (8. 7～10. 7)			高宮 亨二 (34. 5～37. 3)	児玉 祥司 (9. 7～10. 6)
前田 総明 (10. 7～11. 6)			前田 多良夫 (37. 4～39. 7)	有働 忠明 (10. 7～10. 10)
小西 雄二 (11. 7～12. 7)			後藤 土男 (39. 7～41. 8)	西本 治夫 (10. 10～13. 6)
剣持 清一 (12. 7～13. 6)			石井 富士雄 (41. 8～43. 4)	清永 道也 (13. 7～14. 6)
佐藤 幸典 (13. 7～14. 6)			米里 恕 (43. 6～44. 5)	楠田 憲仁 (14. 7～15. 6)
竹嶋 孝育 (14. 7～15. 6)			関口 尚哉 (44. 8～45. 7)	東 條 敬 (15. 7～17. 6)
友 廣 保 (15. 7～16. 6)			巢山 庄司 (45. 7～47. 2)	岡部 憲昭 (17. 7～19. 6)
斎藤 由時 (16. 7～17. 6)			佐藤 徳太郎 (47. 2～48. 7)	吉田 英都 (19. 7～20. 6)
向 外 喜治 (17. 7～18. 6)			山本 哲夫 (48. 7～50. 7)	西山 巨章 (20. 7～21. 6)
小林 行雄 (18. 7～19. 6)			松尾 靖彦 (50. 7～52. 7)	渡辺 健雄 (21. 7～22. 6)
藺田 俊和 (19. 7～20. 6)			谷口 孝 (52. 7～54. 7)	鈴木 正俊 (22. 7～23. 9)
加藤 正樹 (20. 7～22. 6)			小川 雅敏 (54. 7～55. 7)	初行 隆男 (23. 10～26. 6)
仲村 淳一 (22. 7～23. 6)			中山 成章 (55. 7～57. 6)	曽根 英実 (26. 7～28. 6)
西山 巨章 (23. 7～24. 6)			天野 俊彦 (57. 6～59. 7)	北川 真 (28. 7～ 現在)
鞆田 周一 (24. 7～25. 6)			立石 久雄 (59. 7～61. 6)	
齋藤 修 (25. 7～26. 6)			吉永 國光 (61. 6～63. 6)	
初行 隆男 (26. 7～28. 6)			加藤 秀樹 (63. 6～ 2. 7)	

理財部次長				検査監理官
昭36. 4. 1 理財部次長	鈴木 延一 (57. 7～58. 6)	小川 重内 (7. 7～8. 6)	児玉 光載 (27. 7～28. 6)	平10. 6.22 検査監理官
大橋 大三 (36. 4～39. 8)	大内蔵 利雄 (58. 7～59. 6)	藤井 勝彦 (7. 7～8. 6)	山崎 正晴 (28. 7～30. 6)	小笠原 誠治 (10. 6～12. 6)
加藤 英邦 (39.10～41. 4)	鈴木 弘之 (58. 7～59. 4)	大橋 友明 (8. 7～9. 6)	鈴木 利幸 (30. 7～現在)	藤井 力 (12. 7～14. 6)
手嶋 広蔵 (41. 6～43. 1)	林 下 茂 (59. 7～61. 6)	畠山 久志 (8. 7～9. 6)		安藤 英則 (14. 7～15. 6)
山田 計一 (43. 3～44. 8)	細見 清弥 (59. 7～60.11)	船曳 藤一 (9. 7～10. 6)		丹羽 徹 (15. 7～16. 6)
生駒 晋 (44. 8～45. 5)	能田 孝昌 (60.12～61. 6)	東 條 敬 (9. 7～10. 6)		櫻井 治雄 (16. 7～17. 6)
佐藤 春亥 (45. 7～46. 6)	森下 鐵雄 (61. 7～62. 6)	平10. 6.22 1廃止		平山 辰男 (17. 7～18. 6)
中西 一雄 (46. 7～47. 4)	高木 常年 (61. 7～62. 6)	白川 昭則 (10. 6～11. 6)		黒川 直春 (18. 7～21.6)
昭47. 5. 1 1増設	山田 弘治 (62. 7～63. 6)	上條 章榮 (11. 7～12. 6)		長楽 高志 (21. 7～22. 6)
谷口 勉 (47. 5～49. 6)	吉沢 昭男 (62. 7～63. 6)	小笠原 誠治 (12. 7～13. 6)		平林 清晴 (22. 7～23. 6)
板垣 一夫 (47. 5～49. 6)	積木 紘 (63. 7～2. 6)	北村 信男 (13. 7～14. 6)		橋本 進 (23. 7～24. 6)
市橋 利明 (49. 7～51. 5)	川端 一郎 (63. 7～元. 5)	初行 隆男 (14. 7～16. 6)		樋口 茂雄 (24. 7～25. 6)
杉本 弘治 (49. 7～50. 4)	加藤 勝正 (元. 7～2. 6)	山田 謙司 (16. 7～17. 6)		石川 宗吉 (25. 7～27. 6)
北原 正男 (50. 5～51. 6)	関 祥一 (2. 7～3. 6)	酒井 慎一 (17. 7～18. 6)		山本 陽明 (27. 7～28. 6)
宇田川 楊一 (51. 7～53. 3)	石垣 栄二郎 (2. 7～3. 6)	小柳 津博 (18. 7～19. 6)		辻 一彦 (28. 7～現在)
梶田 博一 (51. 7～53. 4)	山本 芳樹 (3. 7～4. 5)	林 収 (19. 7～20. 6)		
小川 雅敏 (53. 5～54. 7)	土手 基史 (3. 7～4. 6)	澤田 耕作 (20. 7～21. 6)		
矢野 和広 (53. 7～54. 6)	斉藤 建 (4. 7～6. 6)	桜井 敏行 (21. 7～22. 6)		
平野 康清 (54. 7～56. 6)	藤田 重則 (4. 7～5. 6)	山田 康博 (22. 7～24. 6)		
秋根 稔 (54. 7～56. 6)	森屋 松吉 (5. 7～6. 6)	北條 純人 (24. 7～25. 6)		
木原 光雄 (56. 7～58. 3)	藤井 勝彦 (6. 7～7. 6)	永野 英行 (25. 7～26. 6)		
白井 忠夫 (56. 7～57. 6)	西本 治夫 (6. 7～7. 6)	吉川 公一 (26. 7～27. 6)		

金融監督官	管財部長			管財部次長
平10. 6. 22 金融監督官	昭26. 5. 1 管財部長	佐藤 健彦 (61. 7～62. 6)	山田 謙司 (27. 7～28. 6)	昭45. 5. 1 管財部次長
東 條 敬 (10. 6～11. 6)	鵜飼 進 (26. 5～27. 3)	宮下 護 (62. 7～元. 6)	小谷 克己 (28. 7～29. 6)	中西 一雄 (45. 7～46. 6)
岡部 憲昭 (11. 7～13. 6)	吉田 敬助 (27. 3～29. 6)	保坂 豊 (元. 7～2. 6)	秋田 能行 (29. 7～30. 6)	堀内 邦男 (46. 7～47. 4)
西山 巨章 (13. 7～15. 6)	勢一 正美 (29. 7～30. 1)	杉本 順作 (2. 7～4. 6)	丸山 隆幸 (30. 7～現在)	龍岡 昇 (47. 5～48. 6)
鈴木 正俊 (15. 7～17. 6)	宮川 政純 (30. 1～32. 7)	木村 広昭 (4. 7～5. 6)		渡辺 重雄 (48. 7～49. 5)
下出 啓介 (17. 7～19. 6)	今井 春雄 (32. 7～34. 1)	松田 俊弘 (5. 7～7. 6)		田端 誠基 (49. 7～50. 4)
曾根 英実 (19. 7～21. 6)	森田 博 (34. 1～37. 5)	矢口 富夫 (7. 7～8. 6)		諸藤 繁樹 (50. 7～52. 6)
岸山 敏浩 (21. 7～23. 6)	太田 八束 (37. 5～39. 7)	酒井 芳彦 (8. 7～9. 6)		波多野 昭夫 (52. 7～53. 6)
北川 真 (23. 7～24. 6)	里村 敏 (39. 7～41. 1)	辻 清志 (9. 7～11. 6)		清水 洋史 (53. 7～54. 6)
安藤 年式 (24. 7～26. 6)	吉海 正行 (41. 1～43. 5)	森 博彰 (11. 7～13. 6)		宮部 昭蔵 (54. 7～55. 6)
籠 康太郎 (26. 7～29. 6)	加藤 英邦 (43. 5～44. 8)	森谷 春男 (13. 7～14. 6)		矢野 豊 (55. 7～56. 4)
奥村 徳仁 (29. 7～現在)	山田 計一 (44. 8～46. 6)	斎藤 由時 (14. 7～15. 6)		縣 幸雄 (56. 7～57. 4)
	布川 一夫 (46. 7～48. 6)	中山 芳之 (15. 7～16. 6)		臼井 誠一 (57. 7～58. 6)
	遠藤 毅 (48. 7～50. 6)	御子柴 達 (16. 8～17. 6)		林下 茂 (58. 7～59. 6)
	神山 正幸 (50. 7～52. 5)	溝口 高司 (17. 7～18. 6)		川嶋 厚 (59. 7～60. 4)
	谷 安三 (52. 7～54. 6)	鈴木 晴生 (18. 6～19. 6)		昭60. 7. 1 1増設
	福島 晋二 (54. 7～55. 6)	北村 信男 (19. 7～20. 6)		森下 鐵雄 (60. 7～61. 6)
	秀島 静夫 (55. 7～57. 6)	山路 和樹 (20. 7～22. 6)		田添 豊久 (60. 7～61. 6)
	倉重 和夫 (57. 7～58. 6)	林 收 (22. 7～24. 3)		山田 弘治 (61. 7～62. 6)
	後藤 常男 (58. 7～59. 6)	齊藤 良彦 (24. 4～25. 6)		稲葉 登 (61. 7～63. 6)
	今 仁 平 (59. 7～60. 6)	古田 隆好 (25. 7～26. 6)		岩間 恒夫 (62. 7～63. 6)
	安田 直吉 (60. 7～61. 6)	村木 和幸 (26. 7～27. 6)		伊藤 昭映 (63. 7～元. 6)

管財部次長		首席財務局考査官	財務局考査官	財務局監察官
鴨井 武弘 (63. 7～元. 6)	小木曾 裕人 (15. 7～17. 6)	昭47. 5. 1 首席財務局考査官	昭62. 7. 1 財務局考査官	昭29.10. 1 財務局監察官
酒井 米明 (元. 7～2. 6)	福原 渉 (16. 7～18. 3)	加藤 孝 (47. 5～48. 6)	遠山 雅三 (62. 7～63. 6)	山本 本源 (29.10～36. 1)
田中 康雅 (元. 7～2. 6)	鈴木 晴生 (17. 7～18. 6)	杉本 弘治 (48. 7～49. 6)	大野 和男 (63. 7～元. 6)	須田 貞二 (36. 2～36.11)
八木 久雄 (2. 7～3. 6)	石尾 哲郎 (18. 7～20. 6)	北原 正男 (49. 7～50. 4)	丹羽 貞雄 (元. 7～2. 6)	鬼頭 一雄 (36.11～39. 3)
松田 俊弘 (2. 7～4. 6)	山中 崇 (18. 7～19. 6)	加藤 滋樹 (50. 7～51. 5)	畑 中 清 (2. 7～3. 6)	向坂 誠一 (39. 4～41. 4)
青野 稔博 (3. 7～4. 6)	矢島 洋男 (19. 7～20. 6)	波多野 昭夫 (51. 7～52. 6)	田中 高昭 (3. 7～4. 6)	牧野 實 (41. 4～43. 4)
北原 基久 (4. 7～5. 6)	山内 不二雄 (20. 7～21. 6)	福地 時夫 (52. 7～55. 6)	藤井 勝彦 (4. 7～4. 7)	西尾 卓二 (43. 4～45. 5)
藤原 宏美 (4. 7～5. 6)	清水 伸一 (21. 7～22. 6)	渡辺 正敏 (55. 7～56. 6)	平4. 7.20 廃止	伊藤 達郎 (45. 7～46. 4)
大嶋 直弥 (5. 7～6. 6)	北條 純人 (22. 7～24. 6)	藺川 俊一 (56. 7～57. 6)		玉井 仁郎 (46. 7～47. 4)
細田 俊明 (5. 7～7. 6)	宇野 正明 (23. 7～24. 6)	平 野 實 (57. 7～58. 6)		岡田 義治 (47. 5～48. 6)
山本 敏哉 (6. 7～7. 6)	横山 友治 (24. 7～25. 3)	加藤 雄博 (58. 7～59. 4)		横山 吉夫 (48. 7～49. 1)
田所 忠 (7. 7～8. 6)	籠 康太郎 (24. 7～26. 6)	鈴木 勲 (59. 7～59. 9)		草川 慶太 (49. 7～50. 6)
星野 博 (7. 7～8. 6)	野村 武男 (25. 7～26. 6)	岩池 陽一郎 (60. 7～62. 6)		西村 達雄 (50. 7～52. 2)
斎藤 由時 (8. 7～10. 6)	中尾 直樹 (26. 7～27. 6)	昭62. 7. 1 廃止		寺尾 勉 (52. 7～53. 6)
山田 輝雄 (8. 7～10. 6)	吉村 誠剛 (26. 7～27. 6)			竹内 正敏 (53. 6～54. 6)
石川 庄三 (10. 6～11. 6)	松本 裕司 (27. 7～28. 6)			平松 昭廣 (54. 7～56. 4)
小林 雅昭 (10. 6～12. 6)	鈴木 茂 (27. 7～28. 6)			野原 昭郎 (56. 7～57. 6)
松本 嘉明 (11. 7～12. 6)	小網 強史 (28. 7～29. 6)			塩尻 増夫 (57. 7～58. 3)
金澤 隆夫 (12. 7～13.12)	南田 亙 (28. 7～30. 6)		山森 政義 (58. 7～59. 6)	
塩原 英喜 (12. 7～14. 6)	宇山 博樹 (29. 7～30. 6)		竹内 昭彦 (59. 7～60. 6)	
野々垣 昌司 (14. 7～15. 6)	神戸 秀幸 (30. 7～現在)		加藤 時光 (60. 7～61. 6)	
菅野 耕司 (14. 7～16. 6)	中 嶋 久光 (30. 7～現在)		川口 孝平 (61. 7～62. 6)	

財務局監察官	金融商品取引所監理官			証券取引等監視官
中 島 忠 (62. 7～63. 5)	昭27. 8. 1 名古屋証券取引所監理官	長谷川 欣司 (61. 7～62. 5)	吉 田 好 一 (23. 7～24. 6)	平4. 7. 20 証券取引等監視官
遠 山 雅 三 (63. 7～元. 3)	平19. 9. 30 金融商品取引所監理官	堀 越 健 男 (62. 7～63. 6)	下 方 喜 雄 (24. 7～25. 6)	藤 井 勝 彦 (4. 7～ 5. 6)
伊 藤 進 (元. 7～ 2. 6)	稲 垣 勇 (27. 12～31. 7)	三 森 悠 (63. 7～元. 6)	足 立 久 幸 (25. 7～26. 3)	多 賀 良 一 (5. 7～ 6. 6)
岡 本 晃 章 (2. 7～ 3. 6)	野 島 治 (31. 7～34. 4)	松 田 俊 弘 (元. 7～ 2. 6)	富 永 安 彦 (26. 7～27. 6)	溝 口 高 司 (6. 7～ 7. 6)
笠 原 聖 (3. 7～ 4. 6)	村 上 正 章 (34. 5～39. 3)	辻 清 志 (2. 7～ 4. 6)	渡 邊 繁 明 (27. 7～29. 6)	荒 川 洋 一 (7. 7～ 8. 6)
太 田 功 (4. 7～ 5. 6)	伊 藤 賢 (39. 4～41. 4)	畑 中 勇 (4. 7～ 5. 6)	鈴 木 利 幸 (29. 7～30. 6)	中 澤 健 (8. 7～ 9. 6)
大 堀 勲 司 (5. 7～ 6. 6)	生 駒 晋 (41. 4～43. 4)	新 田 進 (5. 7～ 6. 6)	増 井 英 一 (30. 7～ 現在)	佐 藤 秀 明 (9. 7～10. 6)
鈴 木 正 郭 (6. 7～ 7. 5)	牧 野 實 (43. 4～44. 3)	位 田 靖 恭 (6. 7～ 7. 6)		小 柳 健 (10. 6～11. 6)
岩 堀 正 己 (7. 7～ 8. 6)	佐 藤 春 亥 (44. 7～45. 6)	新 井 修 司 (7. 7～ 8. 6)		松 本 弥 (11. 7～13. 6)
土 屋 茂 夫 (8. 7～10. 6)	谷 口 勉 (45. 7～46. 5)	松 本 嘉 明 (8. 7～ 9. 6)		廣 川 孝 司 (13. 7～14. 6)
平10. 6. 22 承認官職へ移行	吉 永 晴 郎 (46. 7～48. 6)	加 藤 和 克 (9. 7～10. 6)		山 路 和 樹 (14. 7～15. 6)
	長 島 功 (48. 7～50. 6)	土 屋 茂 夫 (10. 6～11. 6)		安 藤 嘉 昭 (15. 7～17. 6)
	福 地 時 夫 (50. 7～52. 6)	山 岸 弘 文 (11. 7～13. 6)		井 上 泰 延 (17. 7～18. 6)
	伊 藤 光 郎 (52. 7～53. 6)	岡 村 清 志 (13. 7～14. 6)		鈴 木 隆 雄 (18. 7～20. 6)
	田 植 嘉 彦 (53. 7～54. 6)	高 松 良 道 (14. 7～15. 6)		林 收 (20. 7～21. 6)
	渡 辺 正 敏 (54. 7～55. 6)	竹 田 信 彦 (15. 7～17. 6)		岩 沢 仁 一 (21. 7～22. 6)
	佐 野 榮 一 (55. 7～56. 6)	大 津 安 治 (17. 7～18. 6)		高 崎 晋 (22. 7～23. 6)
	三 島 久 夫 (56. 7～57. 6)	矢 島 洋 男 (18. 7～19. 6)		本 多 光 彦 (23. 7～24. 6)
	太 田 勇 二 (57. 7～58. 6)	石 島 英 次 (19. 7～20. 6)		杉 林 雅 史 (24. 7～25. 6)
	鈴 木 勲 (58. 7～59. 6)	谷 川 原 文 昭 (20. 7～21. 6)		梅 田 誠 (25. 7～27. 6)
	岩 池 陽 一 郎 (59. 7～60. 6)	田 中 佳 彦 (21. 7～22. 6)		南 田 互 (27. 7～28. 6)
	神 谷 博 (60. 7～61. 3)	宇 野 正 明 (22. 7～23. 6)		林 收 (28. 7～30. 6)

証券取引等監視官	岐阜財務事務所長			静岡財務事務所長
巾田 由則 (30. 7～現在)	中野 喜一 (24. 6～25. 7)	渡辺 勲 (60. 7～62. 5)	谷内 二郎 (28. 7～29. 6)	米山 清作 (24. 6～25. 6)
	守屋 幸也 (25. 7～27. 3)	湯野川 仁 (62. 5～元. 6)	上野 榮作 (29. 7～現在)	市橋 京一 (25. 7～27. 3)
	高橋 市造 (27. 3～30. 5)	門谷 忠晴 (元. 7～2. 6)		真下 福来 (27. 3～31. 1)
	山崎 由一 (30. 5～34. 3)	山辺 邦弘 (2. 7～3. 6)		桃澤 光雄 (31. 1～35. 4)
	前田 勇 (34. 3～35. 11)	望月 実 (3. 7～4. 6)		小野 喜一 (35. 4～38. 6)
	岡田 正 (35. 12～38. 6)	河原井 東海男 (4. 7～6. 6)		山本 本源 (38. 6～39. 10)
	本間 光正 (38. 6～42. 2)	田所 忠 (6. 7～7. 6)		芦澤 勉 (39. 11～41. 3)
	荒木 正矩 (42. 2～43. 5)	山田 輝雄 (7. 7～8. 6)		月村 市郎 (41. 4～43. 5)
	加藤 儀八 (43. 6～45. 5)	荒川 洋一 (8. 7～9. 6)		荒木 正矩 (43. 6～45. 5)
	増田 桂 (45. 7～46. 4)	高田 豊則 (9. 7～11. 6)		生駒 晋 (45. 5～46. 5)
	田中 彰 (46. 7～47. 6)	坂井 頌平 (11. 7～13. 6)		谷口 勉 (46. 5～47. 4)
	高橋 勇 (47. 7～48. 6)	中沢 哲哉 (13. 7～15. 6)		堀内 邦男 (47. 5～49. 5)
	田端 誠基 (48. 7～49. 6)	安藤 英則 (15. 7～16. 6)		田中 義三 (49. 5～51. 6)
	細山 隆 (49. 7～51. 6)	松田 功 (16. 7～17. 6)		長谷川 洸一 (51. 7～53. 6)
	増田 房雄 (51. 7～52. 6)	石原 恭介 (17. 7～18. 6)		出口 博昭 (53. 7～55. 6)
	矢尻 頼母 (52. 7～53. 4)	臼井 洋二 (18. 7～19. 6)		八木 復太郎 (55. 7～56. 6)
	近藤 勇夫 (53. 5～54. 6)	佐藤 博展 (19. 7～20. 6)		鈴木 延一 (56. 7～57. 6)
	関井 靖夫 (54. 7～56. 6)	原田 保 (20. 7～22. 6)		木村 暢秀 (57. 7～58. 6)
	平野 實 (56. 7～57. 6)	石島 英次 (22. 7～23. 6)		川嶋 厚 (58. 7～59. 6)
	鈴木 弘之 (57. 7～58. 6)	酒井 茂樹 (23. 7～24. 6)		伊柳 ・ 明 (59. 7～60. 6)
	戸井 久雄 (58. 7～59. 1)	竹村 義弘 (24. 7～26. 6)		川出 秀雄 (60. 7～61. 6)
	森下 鐵雄 (59. 1～60. 6)	永井 典男 (26. 7～28. 6)		名倉 英男 (61. 7～62. 5)

静岡財務事務所長		静岡財務部次長	津財務事務所長	
川端 一郎 (62. 5～63. 6)	小谷 克己 (26. 7～28. 6)	昭40. 4. 1 静岡財務部次長	鵜飼 進 (24. 6～24. 12)	縣 幸雄 (55. 7～56. 6)
神谷 勝司 (63. 7～ 2. 6)	児玉 光載 (28. 7～30. 6)	川北 成一 (40. 4～42. 4)	栗林 四郎 (24. 12～25. 7)	箕輪 三郎 (56. 7～58. 6)
高橋 洋之 (2. 7～ 4. 6)	山崎 正晴 (30. 7～ 現在)	五井 康正 (42. 5～43. 3)	中谷 岩夫 (25. 7～27. 3)	樋口 泰輔 (58. 7～59. 6)
守屋 定俊 (4. 7～ 5. 6)		加藤 保 (43. 4～44. 3)	稲垣 勇 (27. 3～27. 12)	大橋 清司 (59. 7～60. 6)
山本 敏哉 (5. 7～ 6. 6)		太田 尚茂 (44. 4～46. 6)	桃澤 光雄 (27. 12～31. 1)	奥 博隆 (60. 7～62. 6)
大友 剛 (6. 7～ 7. 6)		横山 吉夫 (46. 7～47. 4)	長尾 明二 (31. 1～34. 1)	飛谷 安宣 (62. 7～63. 6)
村上 一登 (7. 7～ 8. 6)		福地 時夫 (47. 5～48. 10)	中島 芳春 (34. 2～36. 1)	桜庭 厚生 (63. 7～元. 7)
加藤 一彦 (8. 7～10. 6)		草川 慶太 (48. 10～49. 6)	山本 本源 (36. 2～38. 6)	井上 邦夫 (元. 7～ 2. 6)
斎藤 由時 (10. 6～11. 6)		西村 達雄 (49. 7～50. 6)	芦澤 勉 (38. 6～39. 11)	牛田 益治 (2. 7～ 4. 6)
鈴木 毅 (11. 6～12. 6)		大野 仁 (50. 7～51. 6)	新納 鏘吉 (39. 11～41. 3)	千田 憲三 (4. 7～ 5. 6)
西村 正勝 (12. 7～13. 6)		寺尾 勉 (51. 7～52. 6)	鬼頭 一雄 (41. 4～43. 3)	加藤 征男 (5. 7～ 6. 6)
鈴木 孝義 (13. 7～15. 6)		松吉 猛 (52. 7～54. 5)	服部 清 (43. 4～44. 3)	野々村 真人 (6. 7～ 7. 6)
澤崎 秀幸 (15. 7～17. 6)		竹内 正敏 (54. 7～55. 6)	栗野 隆司 (44. 4～45. 6)	大橋 友明 (7. 7～ 8. 6)
篠原 栄三 (17. 7～18. 6)		野原 昭郎 (55. 7～56. 6)	飯田 辰男 (45. 7～46. 6)	土田 利雄 (8. 7～ 9. 6)
大津 安治 (18. 7～19. 6)		林下 茂 (56. 7～58. 6)	楠 浩三 (46. 7～47. 4)	古川 義弘 (9. 7～11. 6)
山中 崇 (19. 7～20. 6)		竹内 昭彦 (58. 7～59. 6)	渡辺 重雄 (47. 5～48. 6)	菅野 栄生 (11. 7～13. 6)
森嶋 準一 (20. 7～21. 6)		昭59. 10. 1 廃止	田中 義三 (48. 7～49. 5)	利田 秀男 (13. 7～14. 6)
黒川 直春 (21. 7～22. 6)			加藤 滋樹 (49. 5～50. 6)	廣木 明 (14. 7～16. 6)
桜井 敏行 (22. 7～23. 6)			内藤 郁夫 (50. 7～52. 6)	安藤 英則 (16. 7～17. 6)
菅井 操 (23. 7～24. 6)			斉藤 春夫 (52. 7～53. 6)	金子 秀喜 (17. 7～19. 6)
堀江 弘保 (24. 7～25. 6)			橋田 武司 (53. 7～54. 5)	小池 保 (19. 7～21. 6)
村木 和幸 (25. 7～26. 6)			矢野 豊 (54. 7～55. 6)	貝守 真一 (21. 7～23. 6)

津財務事務所長
沼澤 清美 (23. 7～24. 6)
五味 良雄 (24. 7～26. 6)
稲垣 路生 (26. 7～28. 6)
黒田 浩二 (28. 7～30. 6)
林 敬治 (30. 7～現在)

近畿財務局長			近畿財務局次長	総務部長
昭24. 6. 1 大阪財務部長	宮下 鐵 巳 (52. 6～53. 6)	金井 照 久 (11. 7～12. 6)	昭24. 6. 1 大阪財務部次長(2)	昭32. 4. 1 総務部長
昭25. 5. 4 近畿財務局長	水 野 繁 (53. 6～54. 7)	増井 喜一郎 (12. 6～13. 7)	昭25. 5. 4 近畿財務局次長	大永 金太郎 (32. 8～34. 7)
鹿嶋 準太郎 (24. 6～27. 2)	吉田 正輝 (54. 7～55. 6)	内村 広志 (13. 7～14. 7)	山崎 國藏 (24. 6～26. 4)	宮川 正純 (34. 8～36. 11)
吉橋 鐸美 (27. 3～28. 11)	吉居 時哉 (55. 6～56. 6)	大村 雅基 (14. 7～16. 7)	松田 光治 (25. 5～26. 4)	大角 武 (36. 11～38. 4)
篠塚 繁 (28. 11～30. 8)	平澤 貞昭 (56. 6～57. 5)	畑中 龍太郎 (16. 7～17. 7)	昭26. 5. 1 廃止	岸本 好男 (38. 4～38. 5)
佐藤 一郎 (30. 8～32. 6)	小粥 正巳 (57. 6～57. 11)	森本 学 (17. 7～18. 7)		藤田 勇 (38. 5～39. 3)
大島 寛一 (32. 6～34. 5)	大橋 宗夫 (57. 11～59. 6)	式部 透 (18. 7～19. 7)		兵頭 新太郎 (39. 7～41. 7)
市川 晃 (34. 5～35. 6)	尾崎 護 (59. 6～60. 6)	樋口 俊一郎 (19. 7～20. 7)		渡辺 喜一 (41. 7～43. 6)
佐々木 庸一 (35. 6～37. 5)	斎藤 次郎 (60. 6～61. 6)	森川 卓也 (20. 7～22. 7)		堀 寛 (43. 6～44. 8)
中尾 博之 (37. 5～38. 4)	千野 忠男 (61. 6～62. 6)	山崎 穰一 (22. 7～23. 7)		道正 信彦 (44. 8～45. 6)
青山 俊 (38. 5～40. 6)	濱本 英輔 (62. 6～63. 6)	三村 亨 (23. 7～24. 1)		及川 潤三 (45. 7～47. 7)
相澤 英之 (40. 6～41. 7)	藤原 和人 (63. 6～元. 6)	池田 篤彦 (24. 1～25. 7)		柴田 耕一 (47. 7～49. 1)
船後 正道 (41. 7～42. 8)	日高 壮平 (元. 6～2. 6)	枝廣 直幹 (25. 7～26. 6)		池口 金太郎 (49. 1～50. 7)
竹内 道雄 (42. 8～43. 6)	高橋 厚男 (2. 6～3. 6)	富永 哲夫 (26. 7～27. 7)		長岡 聰夫 (50. 7～51. 6)
高橋 英明 (43. 6～44. 8)	竹島 一彦 (3. 6～4. 6)	武内 良樹 (27. 7～28. 6)		野崎 正剛 (51. 7～52. 6)
大藏 公雄 (44. 8～46. 6)	長野 彦士 (4. 6～5. 6)	美並 義人 (28. 6～30. 7)		山崎 高司 (52. 6～53. 6)
岩瀬 義郎 (46. 6～47. 6)	伏屋 和彦 (5. 6～6. 6)	田島 淳志 (30. 7～現在)		十枝 壮伍 (53. 6～54. 7)
田邊 昇 (47. 6～48. 7)	林 正和 (6. 7～7. 5)			土居 信良 (54. 7～56. 7)
佐上 武弘 (48. 7～49. 7)	渡辺 裕泰 (7. 5～8. 7)			増田 熙男 (56. 7～58. 6)
松下 康雄 (49. 7～50. 7)	原口 恒和 (8. 7～9. 7)			川嶋 烈 (58. 6～59. 6)
渡邊 豊樹 (50. 7～51. 6)	墳崎 敏之 (9. 7～10. 4)			峯嶋 利之 (59. 6～60. 6)
山口 光秀 (51. 6～52. 6)	渡辺 達郎 (10. 4～11. 7)			谷川 憲三 (60. 6～61. 6)

総務部長		総務部次長		理財部長
入谷 盛宣 (61. 6～62. 6)	楠 敏志 (30. 7～現在)	昭51. 7. 1 総務部次長	繁 義光 (20. 7～21. 10)	昭26. 5. 1 理財部長
長谷川 正榮 (62. 7～63. 6)		砂岡 榮 (51. 7～52. 4)	安藤 智弘 (21. 12～23. 6)	山崎 國藏 (26. 5～27. 3)
水盛 五実 (63. 6～元. 4)		富森 正起 (52. 4～54. 6)	新宮 増弥 (23. 7～24. 6)	福島 三好 (27. 3～29. 5)
立石 久雄 (元. 6～3. 6)		岡北 正司 (54. 7～56. 6)	吉武 正訓 (24. 7～26. 6)	青山 俊 (29. 5～31. 3)
中村 修三 (3. 6～4. 7)		村山 務 (56. 7～57. 6)	今川 秀敏 (26. 7～27. 6)	橋口 収 (31. 4～32. 8)
飯島 健司 (4. 7～6. 7)		小宮 宏 (57. 7～59. 6)	楠 敏志 (27. 7～28. 6)	滝田 格司 (32. 8～35. 5)
鈴木 健次郎 (6. 7～8. 7)		中川 洋一 (59. 7～61. 6)	矢守 泰治 (28. 7～29. 6)	岸本 好男 (35. 7～38. 5)
金森 俊樹 (8. 7～10. 6)		藤池 明 (61. 7～62. 6)	中尾 直樹 (29. 7～30. 6)	塚本 石五郎 (38. 5～40. 7)
上村 直 (10. 7～12. 6)		梶原 健一 (62. 7～63. 6)	来田 忍 (30. 7～現在)	長谷川 丈作 (40. 7～42. 8)
廿日岩 信次 (12. 7～14. 7)		山口 治 (63. 7～元. 6)		堀 寛 (42. 8～43. 6)
青木 一郎 (14. 7～15. 7)		小野 将 (元. 7～2. 6)		西堀 弥壽雄 (43. 6～44. 8)
山田 秀樹 (15. 7～16. 7)		川良 和孝 (2. 7～3. 7)		森田 廣住 (44. 8～47. 7)
菅 正広 (16. 7～17. 7)		山本 貢 (3. 7～4. 6)		中大路 義方 (47. 7～48. 7)
水野 哲昭 (17. 7～19. 7)		松村 高嘉 (4. 7～5. 5)		首藤 泰雄 (48. 7～49. 7)
中川 真 (19. 7～20. 7)		佐藤 暉二 (5. 7～7. 6)		金成 圭章 (49. 7～51. 6)
石川 紀 (20. 7～22. 6)		安田 東 (7. 7～8. 6)		橋本 貞夫 (51. 6～52. 6)
小原 昇 (22. 7～24. 6)		山下 庸夫 (8. 7～10. 6)		十枝 壯伍 (52. 6～53. 6)
佐藤 秀明 (24. 7～25. 6)		丸木 秀一 (10. 6～13. 7)		真鍋 光廣 (53. 7～55. 6)
鞆田 周一 (25. 7～26. 6)		辻本 憲二 (13. 7～15. 7)		鞍谷 雅敏 (55. 6～57. 6)
山岸 晃 (26. 7～27. 6)		堀 国夫 (15. 7～16. 6)		松川 隆志 (57. 6～59. 6)
郷 佳也 (27. 7～28. 6)		大橋 正勝 (16. 7～17. 6)		中川 隆進 (59. 6～61. 6)
岸山 敏浩 (28. 7～30. 6)		吉竹 秀介 (17. 7～20. 6)		高橋 祥次 (61. 6～63. 6)

理財部長	理財部次長			検査監理官
松田 廣光 (63. 6～ 2. 7)	昭30. 4. 1 理財部次長	和田 恒夫 (55. 7～57. 6)	藤井 雅美 (6. 7～ 8. 6)	平10. 6.22 検査監理官
二宮 洋二 (2. 7～ 4. 7)	高橋 英明 (30. 9～31. 5)	小宮 宏 (56. 7～57. 6)	池田 潤 (8. 7～ 8. 9)	西山 巨章 (10. 6～11. 6)
江口 隆 (4. 7～ 6. 7)	青山 保光 (31. 6～33. 6)	建部 和仁 (57. 6～58. 6)	楠田 憲仁 (8. 7～10. 6)	齋藤 恒雄 (11. 7～12. 6)
知原 信良 (6. 7～ 7. 6)	後藤 達太 (33. 6～35.10)	石田 正則 (57. 7～58. 6)	三宅 正記 (9. 7～10.12)	辻本 憲二 (12. 7～13. 6)
寺内 肇 (7. 6～ 9. 7)	近藤 清彦 (35.11～37. 9)	豊田 潤多郎 (58. 6～60. 7)	齋藤 恒雄 (10.12～11. 6)	大塚 雅良 (13. 7～15. 6)
石原 一彦 (9. 7～10. 6)	伊勢谷 浩 (37.10～38.10)	小野寺 宣人 (58. 7～59. 6)	小柳 健 (11. 7～12. 6)	郷 佳也 (15. 7～17. 6)
佐川 宣寿 (10. 7～11. 7)	有賀 慎一郎 (38.11～40.10)	佐藤 吉克 (59. 7～61. 6)	中山 芳之 (12. 7～14. 6)	安藤 英則 (17. 7～19. 6)
大森 泰人 (11. 7～13. 6)	西堀 弥壽雄 (40.10～43. 6)	矢野 和之 (60. 7～61. 6)	小林 雅昭 (14. 7～16. 6)	刈谷 正隆 (19. 7～20. 6)
松村 武人 (13. 7～14. 7)	昭43. 4.17 1増設	飯島 健司 (61. 6～62. 7)	浅田 雅昌 (16. 7～17. 6)	鳥屋 栄二 (20. 7～22. 6)
大森 通伸 (14. 7～15. 7)	渡辺 栄次郎 (43. 4～44. 4)	嘉戸 健治 (61. 7～62. 6)	小堀 敏久 (17. 7～18. 6)	星野 博昭 (22. 7～24. 6)
加藤 正樹 (15. 7～17. 7)	水野 繁 (43. 7～46. 6)	佐藤 剛 (62. 7～63. 6)	輦田 周一 (18. 7～19. 6)	橋本 進 (24. 7～25. 6)
高木 隆 (17. 7～18. 7)	松林 浩三 (44. 8～46. 6)	藤塚 明 (62. 7～元. 7)	原田 保 (19. 7～20. 6)	椋 正寛 (25. 7～27. 6)
辻 庄市 (18. 7～19. 7)	前田 八郎 (46. 7～49. 6)	小野 将 (63. 7～元. 6)	樋口 光雄 (20. 7～22. 6)	多賀 淳一 (27. 7～29. 6)
岡本 輝久 (19. 7～21. 6)	田中 泰助 (46. 7～48. 7)	黍原 広治 (元. 7～ 2. 6)	原田 耕治 (22. 7～23. 6)	野村 俊之 (29. 7～ 現在)
原田 要暢 (21. 7～23. 6)	服藤 収 (48. 7～50. 7)	吉村 宗一 (元. 7～ 2.11)	澤田 耕作 (23. 7～25. 6)	
大塚 雅良 (23. 7～26. 6)	大久保 寿隆 (49. 7～51. 5)	小玉 昌洋 (2. 7～ 3. 6)	今川 秀敏 (25. 7～26. 6)	
郷 佳也 (26. 7～27. 6)	中島 勝巳 (50. 7～52. 7)	山崎 康史 (3. 6～ 5. 7)	井上 利裕 (26. 7～27. 6)	
宮田 誠 (27. 7～29. 6)	福島 邦明 (51. 7～53. 5)	松村 高嘉 (3. 7～ 4. 6)	下井 修 (27. 7～28. 6)	
河村 企彦 (29. 7～30. 6)	根本 貞夫 (52. 7～53. 6)	松田 俊弘 (4. 7～ 5. 6)	沖田 光司 (28. 7～29. 6)	
樽川 流 (30. 7～ 現在)	藤田 定男 (53. 7～55. 6)	百嶋 計 (5. 7～ 6. 7)	木村 孝 (29. 7～ 現在)	
	伊東 俊一 (53. 7～55. 4)	竹嶋 孝育 (5. 7～ 6. 6)		
	松岡 博 (55. 7～56. 6)	片山 一夫 (6. 7～ 8. 6)		

金融監督官	管財部長		管財部次長	
平10. 6. 22 金融監督官	昭26. 5. 1 管財部長	川原 良一 (3. 7～5. 6)	昭30. 4. 1 管財部次長	田植 嘉彦 (51. 7～53. 6)
宮 原 隆 (10. 6～10. 12)	松田 光治 (26. 5～26. 10)	岩本 仁三 (5. 7～6. 6)	磯 部 清 (30. 4～33. 10)	岡北 正司 (52. 5～54. 6)
三宅 正記 (10. 12～11. 6)	島 村 律 (26. 10～29. 6)	武部 三郎 (6. 7～7. 6)	川 野 博 (33. 10～34. 3)	太田 豊臣 (53. 7～55. 6)
西田 直樹 (11. 7～13. 6)	大永 金太郎 (29. 7～32. 8)	剣持 清一 (7. 7～8. 6)	秋沢 礼二 (34. 3～35. 10)	岩本 謙治 (54. 7～56. 6)
渡辺 健雄 (13. 7～15. 6)	高橋 和也 (33. 6～35. 3)	森屋 松吉 (10. 6～11. 6)	浅海 典男 (35. 10～36. 7)	野田 保之 (55. 7～57. 6)
原田 要暢 (15. 7～17. 6)	永 野 長 (35. 4～36. 7)	井 口 博 (11. 7～12. 6)	細見 順三 (36. 9～37. 5)	鈴木 寛治 (56. 7～58. 6)
山 岸 晃 (17. 7～18. 6)	磯 部 清 (36. 7～38. 10)	山本 正和 (12. 7～13. 6)	河 辺 清 (37. 7～39. 9)	中川 洋一 (57. 7～59. 6)
橋 本 徹 (18. 7～19. 6)	伊勢谷 浩 (38. 11～40. 7)	森 博 彰 (13. 7～15. 6)	小林 正人 (39. 10～41. 6)	吉村 政昭 (58. 7～59. 6)
郷 佳 也 (19. 7～21. 6)	北田 栄作 (40. 7～42. 8)	但木 光夫 (15. 7～17. 6)	川原 睦郎 (41. 6～43. 4)	渡 部 格 (59. 7～60. 6)
曾根 英実 (21. 7～22. 6)	金杉 三夫 (42. 8～44. 8)	堀 本 修 (17. 7～18. 6)	昭42. 6. 1 1増設	山崎 幸夫 (60. 7～61. 6)
米澤 裕樹 (22. 7～24. 6)	曾 我 悟 (44. 8～46. 6)	大橋 正勝 (18. 7～19. 6)	加川 義一 (42. 6～44. 3)	畠 山 基 (60. 7～61. 6)
樽 川 流 (24. 7～26. 6)	山田 計一 (46. 7～48. 4)	松本 清志 (19. 7～21. 6)	中田 守夫 (43. 4～44. 3)	保 坂 豊 (61. 7～62. 6)
北 川 真 (26. 7～27. 6)	河野 節雄 (48. 4～50. 2)	和田 肇 (21. 7～24. 3)	佐々木 一夫 (43. 5～45. 6)	徳井 啓二 (61. 7～62. 6)
佐藤 雄作 (27. 7～29. 6)	安藤 昭三 (50. 3～53. 5)	北村 信男 (24. 4～25. 6)	露 木 明 (44. 8～45. 6)	小 野 将 (62. 7～63. 6)
村上 勝彦 (29. 7～30. 6)	原 和 夫 (53. 7～55. 6)	石原 邦敏 (25. 7～26. 6)	中村 善郎 (45. 7～46. 6)	木村 広昭 (62. 7～元. 6)
原 崇 (30. 7～現在)	関本 桂三 (55. 7～57. 6)	小池 保 (26. 7～27. 6)	鳥井 淳一 (45. 7～47. 6)	安田 弘信 (63. 7～元. 6)
	岡本 隆 (57. 7～58. 6)	小堀 敏久 (27. 7～28. 6)	上坂 好美 (46. 7～47. 6)	若月 伸一 (元. 7～2. 6)
	勝間田 保夫 (58. 7～59. 6)	楠 敏 志 (28. 7～30. 6)	田 中 彰 (47. 7～49. 6)	三 森 悠 (元. 7～2. 6)
	宮澤 幸彦 (59. 7～60. 6)	秋田 能行 (30. 7～現在)	砂 岡 榮 (47. 7～49. 4)	齋木 克人 (2. 7～4. 6)
	萩原 勇 (60. 7～62. 6)		中村 圓一郎 (49. 5～50. 6)	雨 宮 秀 (2. 7～3. 6)
	福島 実夫 (62. 7～元. 6)		後藤 春生 (49. 7～51. 6)	小林 誠一 (3. 7～4. 6)
	家城 大海 (元. 7～3. 7)		大賀 豊久 (50. 7～52. 4)	松川 博式 (4. 7～5. 6)

管財部次長		首席財務局考査官	首席財務局監察官	
牛田 益治 (4. 7～5. 5)	吉田 正 (19. 7～21. 6)	昭47. 5. 1 首席財務局考査官	昭29. 10. 1 財務局監察官	池田 利宏 (元. 7～2. 7)
吉田 彬 (5. 7～6. 6)	藤原 正人 (20. 7～21. 6)	中島 昇 (47. 5～48. 4)	昭39. 4. 1 首席財務局監察官	西本 常三 (2. 7～3. 3)
毛利 碩孝 (5. 7～6. 6)	増永 賢一 (21. 7～22. 7)	原 典雄 (48. 7～50. 6)	三村 清二 (29. 10～34. 1)	常本 武志 (3. 7～4. 6)
安田 東 (6. 7～7. 6)	込田 智史 (21. 7～23. 6)	宮本 幸夫 (50. 7～51. 4)	梶 吉正 (33. 3～38. 3)	西井 巖 (4. 7～5. 6)
吉岡 孝雄 (6. 7～8. 6)	中野 正之 (22. 7～23. 6)	後藤 春生 (51. 7～52. 6)	土屋 晋 (34. 2～38. 1)	岡本 満寿男 (5. 7～6. 6)
奥中 繁樹 (7. 7～8. 6)	寺村 眞悟 (23. 7～24. 6)	桑原 茂男 (52. 7～53. 4)	好光 健次郎 (38. 3～39. 3)	喜多山 豊和 (6. 7～7. 3)
上村 雅道 (8. 7～9. 6)	富井 与晃 (23. 7～25. 6)	関本 桂三 (53. 7～55. 6)	入江 晴二郎 (38. 11～41. 3)	上村 雅道 (7. 7～8. 6)
田中 孝夫 (8. 7～9. 6)	松本 真幸 (24. 7～25. 6)	神田 恭作 (55. 7～57. 6)	静間 正美 (41. 4～43. 6)	井上 惠史 (8. 7～9. 6)
丸木 秀一 (9. 7～10. 6)	沖田 光司 (25. 7～26. 6)	野田 保之 (57. 7～58. 6)	塹江 正水 (43. 7～45. 3)	山本 義雄 (9. 7～10. 6)
川内 進 (9. 7～10. 7)	立川 敏章 (25. 7～27. 3)	中原 正雄 (58. 7～59. 6)	船倉 政彦 (45. 7～47. 4)	平10. 6. 22 廃止
齋藤 恒雄 (10. 6～10. 12)	足立 勝則 (26. 7～27. 6)	西岡 正紀 (59. 7～60. 6)	石井 浩平 (47. 7～48. 6)	平13. 4. 1 首席財務局監察官
五十嵐 信寛 (10. 7～10. 12)	中尾 直樹 (27. 7～28. 6)	渡部 格 (60. 7～62. 6)	大西 敏男 (48. 7～50. 6)	堀 国夫 (13. 4～15. 6)
中嶋 恵二 (10. 12～13. 6)	稲見 寿夫 (27. 7～28. 6)	大石 恵三 (62. 7～63. 6)	吉田 親雄 (50. 7～52. 6)	吉竹 秀介 (15. 7～16. 6)
中村 邦伯 (12. 7～14. 6)	松本 裕司 (28. 7～現在)	山本 善包 (63. 7～元. 6)	稲田 利正 (52. 7～54. 6)	平井 保 (16. 7～17. 6)
中村 正文 (13. 7～14. 6)	小西 眞 (28. 7～30. 6)	齋木 克人 (元. 7～2. 6)	吉岡 金三 (54. 7～55. 6)	粕谷 和弘 (17. 7～18. 6)
岩崎 繁三 (14. 7～15. 6)	原井 英一 (30. 7～現在)	塩路 幸也 (2. 7～3. 7)	大垣 軌雄 (55. 7～56. 6)	山上 雅彦 (18. 7～19. 6)
塩原 英喜 (14. 7～15. 6)		多田 孝章 (3. 7～4. 6)	鈴木 俊也 (56. 7～57. 6)	一杉 利隆 (19. 7～20. 6)
合田 充昭 (15. 7～18. 6)		畠田 峰雄 (4. 7～4. 7)	富岡 輝久 (57. 7～59. 6)	坂本 富男 (20. 7～21. 6)
夏目 博和 (15. 7～16. 6)		平4. 7. 20 1廃止	村中 信夫 (59. 7～60. 6)	堀内 静男 (21. 7～22. 6)
杉浦 明司 (16. 7～18. 6)			三村 吉男 (60. 7～61. 4)	菅井 操 (22. 7～23. 6)
小泉 逸郎 (18. 7～19. 6)			黍原 広治 (61. 7～62. 6)	鈴木 悦郎 (23. 7～24. 6)
高山 昇 (18. 7～20. 6)			若月 伸一 (62. 7～元. 6)	岡部 勝巳 (24. 7～25. 6)

	金融商品取引所監理官			京都証券取引所監理官
酒 井 俊 幸 (25. 7～26. 6)	昭27. 8. 1 大阪証券取引所監理官	佐 藤 健 彦 (60. 7～61. 6)	寺 田 早 苗 (25. 7～26. 6)	昭27. 8. 1 京都証券取引所監理官
雨 宮 徹 (26. 7～28. 6)	平19. 9. 30 金融商品取引所監理官	大 塚 正 敏 (61. 7～62. 6)	矢 代 祐 嗣 (26. 7～27. 6)	大 山 綱 隆 (27. 11～29. 10)
蜂 巢 幸 彦 (28. 7～30. 6)	堀 川 正 彦 (27. 8～27. 11)	西 岡 正 紀 (62. 7～63. 6)	下 井 修(兼) (27. 7～28. 6)	鷲 山 善 洞 (29. 11～35. 5)
長谷川 一彦 (30. 7～ 現在)	古 谷 健 三 (27. 11～30. 3)	澤 不 二 夫 (63. 7～ 2. 4)	沖田 光司(兼) (28. 7～29. 6)	黒 田 信 二 (35. 5～35. 10)
	近 藤 文 夫 (30. 4～34. 4)	三 宅 繁 二 郎 (2. 7～ 3. 6)	木 村 孝 (兼) (29. 7～ 現在)	伊 藤 政 二 (35. 10～37. 6)
	野 島 治 (34. 5～36. 3)	岩 沢 昭 夫 (3. 7～ 5. 6)		永 戸 貞 夫 (37. 6～40. 5)
	眞 下 福 来 (36. 4～37. 5)	井 口 博 (5. 7～ 6. 6)		住 田 碩 (40. 5～41. 12)
	本 田 嘉 男 (37. 6～40. 5)	岡 本 満 寿 男 (6. 7～ 7. 6)		高 橋 保 (41. 12～44. 7)
	畑 中 檜 三 郎 (40. 10～41. 8)	細 田 俊 明 (7. 7～ 8. 6)		柴 田 誠 也 (44. 7～45. 6)
	関 静 夫 (41. 8～43. 6)	谷 康 隆 (8. 7～ 9. 6)		堤 箸 清 男 (45. 7～47. 6)
	田 中 貞 二 (43. 7～44. 8)	田 中 正 昭 (9. 7～10. 6)		小 山 博 敏 (47. 7～48. 6)
	芝 野 操 一 (44. 8～45. 6)	山 田 晴 比 古 (10. 6～11. 6)		石 川 浩 平 (48. 7～50. 6)
	定 本 眞 一 (45. 7～47. 6)	菊 地 榮 (11. 7～12. 6)		藤 井 慶 久 (50. 7～53. 5)
	戸 波 徹 雄 (47. 7～49. 5)	郡 山 尚 (12. 7～13. 6)		浅 井 弘 嗣 (53. 5～54. 6)
	中 尾 俊 明 (49. 7～51. 6)	坂 本 経 光 (13. 7～16. 6)		村 中 信 夫 (54. 7～55. 6)
	菅 井 忠 男 (51. 7～53. 4)	高 見 正 幸 (16. 7～18. 6)		富 岡 輝 久 (55. 7～57. 6)
	後 藤 春 生 (53. 7～55. 6)	魚 谷 昭 吏 (18. 7～19. 6)		丸 尾 彰 雄 (57. 7～58. 6)
	中 島 文 男 (55. 7～56. 6)	永 綱 豊 範 (19. 7～20. 6)		藤 原 昭 夫 (58. 7～60. 6)
	清 水 洋 史 (56. 7～57. 6)	大 西 巧 (20. 7～22. 6)		渋谷 文 男 (60. 7～62. 6)
	藺 川 俊 一 (57. 7～57. 9)	今 川 秀 敏 (22. 7～23. 6)		三 崎 勝 男 (62. 7～63. 6)
	江 代 貞 夫 (58. 7～59. 5)	木 村 毅 (23. 7～24. 6)		清 水 健 次 (63. 7～元. 6)
	藤 池 明 (59. 7～60. 6)	佐 藤 節 男 (24. 7～25. 6)		浅 川 朝 宏 (元. 7～ 2. 7)

京都証券取引所監理官	神戸証券取引所監理官	金融安定監理官		証券取引等監視官
吉田 晋一 (2. 7～ 3. 6)	昭27. 8. 1 神戸証券取引所監理官	平9. 7. 15 金融安定監理官	廣川 孝司 (29. 7～30. 6)	平4. 7. 20 証券取引等監視官
松本 榮次 (3. 7～ 5. 7)	山口 達郎 (27. 11～30. 5)	楠 壽晴 (9. 7～10. 6)	川島 俊通 (30. 7～ 現在)	畠田 峰雄 (4. 7～ 5. 6)
小南 宏一 (5. 7～ 6. 7)	黒田 信二 (30. 5～35. 5)	土手 基史 (10. 7～11. 6)		塩屋 公男 (5. 7～ 6. 6)
谷 康隆 (6. 7～ 7. 6)	川崎 信吉 (35. 5～38. 8)	森屋 松吉 (11. 7～12. 6)		中村 寿雄 (6. 7～ 8. 6)
小松 幸雄 (7. 7～ 8. 3)	西嶋 健三 (38. 8～40. 10)	谷川 浩道 (12. 6～14. 7)		荒井 悦二 (8. 7～ 9. 6)
岩尾 哲男 (8. 7～10. 6)	芝野 操一 (40. 11～43. 1)	梅本 守 (14. 7～16. 6)		杉森 満利 (9. 7～11. 6)
櫻井 睦浩 (10. 6～11. 6)	昭43. 2. 1 廃止	山田 秀樹 (16. 7～17. 7)		林 俊男 (11. 7～12. 6)
末永 正明 (11. 7～12. 6)		山崎 康史 (17. 7～18. 7)		羽座川 栄治 (12. 7～13. 6)
河野 英二 (12. 6～13. 3)		坂本 正喜 (18. 7～19. 7)		西岡 佳彦 (13. 7～15. 6)
平13. 4. 1 廃止		中澤 健 (19. 7～20. 7)		北原 勝美 (15. 7～17. 6)
		山沖 義和 (20. 7～21. 7)		佐藤 栄一 (17. 7～19. 6)
		棚橋 裕之 (21. 7～22. 7)		白井 洋二 (19. 7～20. 6)
		河野 邦明 (22. 7～23. 3)		石原 邦敏 (20. 7～22. 6)
		山田 孝仁 (23. 4～23. 6)		岩沢 仁一 (22. 7～23. 6)
		岡本 輝久 (23. 7～25. 6)		高崎 晋 (23. 7～24. 6)
		佐藤 秀明 (25. 6～25. 10)		本多 光彦 (24. 7～25. 6)
		高本 正広 (26. 4～26. 6)		杉林 雅史 (25. 7～26. 6)
		川島 俊通 (26. 7～27. 6)		酒井 俊幸 (26. 7～27. 6)
		芥川 義清 (27. 7～27. 7)		梅田 誠 (27. 7～28. 6)
		郷 佳也(兼) (27. 7～28. 1)		野口 久雄 (28. 7～29. 6)
		池田 潤 (28. 1～28. 6)		来田 忍 (29. 7～30. 6)
		初行 隆男 (28. 7～29. 6)		鈴木 信一 (30. 7～ 現在)

大津財務事務所長			京都財務事務所長	
栗 林 四 郎 (24. 6～24. 12)	貴 志 禎 之 (60. 7～61. 6)	下 井 修 (28. 7～30. 6)	上 田 新 (24. 6～24. 6)	藤 田 潔 (56. 7～58. 6)
大 山 綱 隆 (24. 12～27. 11)	山 口 治 (61. 7～63. 6)	橋 本 博 紀 (30. 7～ 現在)	塚 本 一 郎 (24. 7～26. 4)	藤 木 忠 (58. 7～60. 6)
豊 田 次 (27. 11～30. 8)	川 良 和 孝 (63. 7～ 2. 6)		白 水 博 愛 (26. 5～27. 3)	藤 池 明 (60. 7～61. 6)
土 屋 晋 (30. 9～34. 1)	山 本 貢 (2. 7～ 3. 6)		吉 成 惟 精 (27. 3～27. 9)	中 野 實 (61. 7～63. 6)
松 井 菊 雄 (34. 2～35. 8)	西 埜 昭 (3. 7～ 5. 6)		中 村 猛 有 (27. 9～29. 5)	竹 内 直 彌 (63. 7～ 2. 6)
細 見 順 三 (35. 8～36. 9)	西 井 巖 (5. 7～ 6. 7)		泰 孟 太 (29. 6～34. 4)	若 月 伸 一 (2. 7～ 3. 6)
久 場 政 良 (36. 9～37. 9)	山 下 庸 夫 (6. 7～ 7. 6)		近 藤 丈 夫 (34. 5～35. 4)	小 玉 昌 洋 (3. 7～ 4. 6)
斉 藤 守 (37. 9～40. 5)	谷 康 隆 (7. 7～ 8. 6)		桃 沢 光 雄 (35. 4～35. 8)	森 博 彰 (4. 7～ 5. 6)
渡 辺 栄 次 郎 (40. 5～41. 3)	内 海 恒 雄 (8. 7～ 9. 6)		萩 阪 操 (35. 9～37. 5)	友 廣 保 (5. 7～ 6. 6)
入 江 晴 二 朗 (41. 4～43. 1)	鈴 村 正 樹 (9. 7～11. 6)		島 岡 太 朗 (37. 5～37. 11)	楠 田 憲 仁 (6. 7～ 7. 6)
芝 野 操 一 (43. 2～44. 8)	山 根 英 二 郎 (11. 7～12. 6)		渥 美 恒 (37. 11～39. 9)	山 下 庸 夫 (7. 7～ 8. 6)
長 谷 彰 七 (44. 8～45. 6)	田 中 正 昭 (12. 7～13. 6)		河 辺 清 (39. 10～41. 8)	臼 杵 直 昌 (8. 7～ 9. 6)
中 島 昇 (45. 7～47. 4)	夜 久 和 仁 (13. 7～14. 6)		畑 中 檣 三 郎 (41. 8～42. 5)	竹 嶋 孝 育 (9. 7～10. 6)
船 倉 政 彦 (47. 5～49. 4)	吉 竹 秀 介 (14. 7～15. 6)		宮 原 正 吾 (42. 6～44. 8)	山 田 則 夫 (10. 6～11. 6)
佐 野 栄 (49. 5～51. 6)	松 田 真 爾 (15. 7～17. 6)		田 中 貞 二 (44. 8～45. 6)	大 井 正 隆 (11. 7～12. 6)
桑 原 茂 男 (51. 7～52. 6)	佐 々 木 章 (17. 7～19. 6)		増 川 義 正 (45. 7～46. 6)	齋 藤 恒 雄 (12. 7～13. 6)
高 橋 茂 (52. 7～53. 6)	小 泉 逸 郎 (19. 7～20. 6)		岩 佐 亨 (46. 7～47. 6)	中 嶋 惠 二 (13. 7～14. 6)
吉 岡 金 三 (53. 7～54. 6)	原 田 耕 治 (20. 7～22. 6)		徳 永 浩 (47. 7～49. 4)	大 橋 正 勝 (14. 7～16. 6)
松 岡 博 (54. 7～55. 6)	吉 武 正 訓 (22. 7～23. 6)		砂 岡 榮 (49. 4～51. 6)	吉 竹 秀 介 (16. 7～17. 6)
大 山 哲 (55. 7～57. 6)	上 田 弘 幸 (23. 7～25. 6)		佐 野 栄 (51. 7～52. 4)	初 行 隆 男 (17. 6～19. 6)
吉 村 政 昭 (57. 7～58. 6)	小 野 寺 清 慈 (25. 7～27. 6)		大 賀 豊 久 (52. 4～54. 6)	藤 田 光 男 (19. 7～20. 6)
仙 波 秀 三 (58. 7～60. 6)	平 山 隆 (27. 7～28. 6)		村 山 務 (54. 7～56. 6)	原 博 志 (20. 7～21. 6)

京都財務事務所長	京都財務事務所次長			神戸財務事務所長
澤田耕作 (21. 7～23. 6)	昭39. 4. 1 京都財務事務所次長	松川博式 (3. 7～ 4. 6)	山田修司 (30. 7～ 現在)	森田民雄 (24. 6～24.11)
吉武正訓 (23. 7～24. 6)	畑中 檜三郎 (39. 4～39. 5)	吉田 彬 (4. 7～ 5. 6)		中谷 岩夫 (24.11～24.12)
森山敏彰 (24. 7～26. 3)	東 喜代一 (39. 5～40.10)	安田 東 (5. 7～ 6. 6)		鵜飼 進 (24.12～26. 4)
望月之次 (26. 4～27. 6)	西嶋 健三 (40.11～41.10)	塩見 武 (6. 7～ 7. 6)		中川 国雄 (26. 5～27. 3)
北川 真 (27. 7～28. 6)	田中 貞二 (41.12～42. 5)	丸木 秀一 (7. 7～ 8. 6)		山本 行衛 (27. 4～29. 6)
中尾 直樹 (28. 7～29. 6)	市坪 一二三 (42. 6～43. 6)	寺田 繁実 (8. 7～ 9. 6)		宮川 国生 (29. 6～30. 8)
樽川 流 (29. 7～30. 6)	堀 定雄 (43. 7～44. 8)	岩崎 繁三 (9. 7～10. 6)		豊田 次 (30. 9～34. 5)
鈴木 啓嗣 (30. 7～ 現在)	手塚 美貴夫 (44. 8～45. 6)	夜久 和仁 (10. 6～12. 3)		萩阪 操 (34. 6～35. 8)
	中川 太一 (45. 7～46. 6)	坂本 経光 (12. 7～13. 6)		島岡 太朗 (35. 9～37. 5)
	玉水 清夫 (46. 7～48. 6)	春 名 司 (13. 7～14. 6)		大内 勝男 (37. 5～38. 8)
	濱谷 信行 (48. 7～50. 6)	山本 義雄 (14. 7～15. 6)		城 繁雄 (38. 8～39. 7)
	稲田 利正 (50. 7～52. 6)	高見 正幸 (15. 7～16. 6)		福田 武夫 (39.10～40. 5)
	田野口 英雄 (52. 7～54. 6)	小泉 逸郎 (16. 7～18. 6)		斉藤 守 (40. 5～41. 3)
	鈴木 俊也 (54. 7～56. 6)	井 秀典 (18. 7～19. 6)		渡辺 栄次郎 (41. 4～43. 4)
	中川 洋一 (56. 7～57. 6)	池尾 裕行 (19. 7～21. 6)		川原 睦郎 (43. 4～45. 7)
	加嶋 文侑 (57. 7～59. 6)	樽川 流 (21. 7～22. 6)		中原 邨夫 (45. 7～46. 6)
	貴志 禎之 (59. 7～60. 6)	家坂 幸夫 (22. 7～23. 6)		中村 善郎 (46. 6～47. 4)
	高橋 耕之介 (60. 7～61. 6)	江原 正 (23. 7～24. 6)		原 和夫 (47. 5～49. 6)
	平木 俊彦 (61. 7～62. 3)	宮本 清 (24. 7～25. 6)		吉元 徹郎 (49. 7～51. 6)
	山本 善包 (62. 7～63. 6)	藤平 光広 (25. 7～26. 6)		圓井 孝一 (51. 7～54. 6)
	中脇 篤志 (63. 7～ 2. 6)	加藤 哲也 (26. 7～27. 6)		大高 明教 (54. 7～56. 6)
	須藤 克己 (2. 7～ 3. 3)	林 展子 (27. 7～30. 6)		勝間田 保夫 (56. 7～58. 6)

神戸財務事務所長		神戸財務事務所次長		
鍵本 晋一 (58. 7～59. 6)	今井 進 (21. 7～22. 6)	昭39. 4. 1 神戸財務事務所次長	細田 俊明 (4. 7～ 5. 6)	東谷 愛司 (27. 7～28. 6)
中畔 義博 (59. 7～60. 6)	畑 猛 (22. 7～24. 6)	渡辺 栄次郎 (39. 4～40. 5)	穴戸 一雄 (5. 7～ 6. 3)	鹿取 冬樹 (28. 7～29. 6)
橋口 泰三 (60. 7～62. 6)	松永 尚之 (24. 7～25. 6)	田中 貞二 (40. 5～41. 12)	奥中 繁樹 (6. 7～ 7. 6)	尾崎 茂 (29. 7～30. 6)
川端 正次 (62. 7～63. 6)	鹿糠 全 (25. 7～26. 6)	住田 碩 (41. 12～43. 5)	坂井 信行 (7. 7～ 8. 6)	林 展子 (30. 7～ 現在)
先崎 勝 (63. 7～ 2. 6)	沖田 光司 (26. 7～28. 6)	齋藤 泰治 (43. 5～45. 6)	田中 正昭 (8. 7～ 9. 6)	
井上 邦夫 (2. 7～ 4. 6)	石川 浩 (28. 7～30. 6)	宮本 幸夫 (45. 7～47. 6)	郡山 尚 (9. 7～10. 6)	
佐藤 暉二 (4. 7～ 5. 6)	鈴木 徹 (30. 7～ 現在)	森 利信 (47. 7～48. 4)	中村 正文 (10. 6～10. 12)	
小林 徹 (5. 7～ 6. 6)		大賀 豊久 (48. 7～50. 6)	伴 監二 (11. 7～12. 6)	
塩屋 公男 (6. 7～ 7. 6)		長谷川 助三 (50. 7～52. 6)	淵脇 新一郎 (12. 7～13. 6)	
加藤 正樹 (7. 7～ 8. 6)		大垣 軌雄 (52. 7～54. 6)	松田 真爾 (13. 7～15. 6)	
角島 一明 (8. 7～ 9. 6)		野田 保之 (54. 7～55. 6)	佐々木 章 (15. 7～16. 6)	
千葉 敏明 (9. 7～11. 6)		村中 信夫 (55. 7～56. 6)	西久保 正敏 (16. 7～17. 6)	
野沢 璋次 (11. 7～12. 6)		吉村 政昭 (56. 7～57. 6)	小崎 優一 (17. 7～18. 6)	
戸谷 純生 (12. 7～13. 6)		藤原 昭夫 (57. 7～58. 6)	吉田 正 (18. 7～19. 6)	
大友 剛 (13. 7～14. 6)		藤池 明 (58. 7～59. 6)	原田 耕治 (19. 7～20. 6)	
和田 司 (14. 7～15. 9)		梅村 直 (59. 7～60. 6)	安藤 智弘 (20. 7～21. 6)	
谷川 孝 (15. 10～16. 6)		末原 忠 (60. 7～61. 6)	北野 秀樹 (21. 7～22. 6)	
山本 修 (16. 7～17. 6)		小野 將 (61. 7～62. 6)	寺村 眞悟 (22. 7～23. 6)	
平山 謙祐 (17. 7～18. 6)		安田 弘信 (62. 7～63. 6)	小野寺 清慈 (23. 7～24. 6)	
春山 芳司 (18. 7～19. 6)		齋木 克人 (63. 7～元. 6)	中島 孝司 (24. 7～25. 6)	
大西 清文 (19. 7～20. 6)		竹内 英二 (元. 7～ 3. 6)	足立 勝則 (25. 7～26. 6)	
阿曾 秀昭 (20. 7～21. 6)		吉田 晋一 (3. 7～ 4. 6)	斎藤 友博 (26. 7～27. 6)	

奈良財務事務所長		和歌山財務事務所長		
中川 国雄 (24. 6～26. 4)	梶原 健一 (60. 7～62. 6)	蒲原 英一 (24. 6～26. 4)	岩井 隆道 (58. 7～59. 6)	稲村 弘 (24. 7～25. 6)
高橋 市造 (26. 5～27. 3)	黍原 広治 (62. 7～元. 6)	木下 秀一 (26. 5～26. 12)	山崎 幸夫 (59. 7～60. 6)	酒井 信介 (25. 7～26. 6)
鷺山 善洞 (27. 3～29. 11)	松村 高嘉 (元. 7～ 3. 6)	境 浩 (27. 1～29. 10)	原嶋 国治 (60. 7～61. 6)	杉林 雅史 (26. 7～28. 6)
中島 芳春 (29. 11～34. 1)	竹内 英二 (3. 7～ 4. 6)	九鬼 隆三 (29. 6～30. 3)	末原 忠 (61. 7～62. 6)	三好 雅幸 (28. 7～30. 6)
三村 清二 (34. 2～36. 6)	小林 徹 (4. 7～ 5. 6)	荻阪 操 (30. 4～34. 5)	中村 嘉孝 (62. 7～元. 6)	花田 一夫 (30. 7～ 現在)
所崎 弘 (36. 6～37. 5)	藤井 雅美 (5. 7～ 6. 6)	島岡 太朗 (34. 5～35. 8)	三代 昭八 (元. 7～ 2. 6)	
福田 武夫 (37. 5～39. 9)	森谷 春男 (6. 7～ 8. 6)	三島 和夫 (35. 10～37. 5)	北島 優 (2. 7～ 3. 6)	
宮原 正吾 (39. 10～40. 5)	丸木 秀一 (8. 7～ 9. 6)	青木 実 (37. 5～39. 3)	三宅 繁二郎 (3. 7～ 5. 7)	
中田 守夫 (40. 5～43. 4)	中嶋 恵二 (9. 7～10. 12)	関口 明正 (39. 4～41. 3)	常元 武志 (5. 7～ 7. 6)	
生駒 晋 (43. 4～44. 8)	中村 正文 (10. 12～13. 6)	加川 義一 (41. 4～42. 5)	仲村 淳一 (7. 7～ 8. 6)	
堀 定雄 (44. 8～45. 6)	原 博志 (13. 7～15. 6)	田中 貞二 (42. 6～43. 6)	齋藤 恒雄 (8. 7～10. 6)	
佐々木 一夫 (45. 7～46. 6)	山本 茂 (15. 7～17. 6)	市坪 一二三 (43. 7～44. 8)	辻本 憲二 (10. 6～12. 6)	
宮川 貢 (46. 7～48. 6)	阪井 克嗣 (17. 7～19. 6)	岩佐 亨 (44. 8～46. 6)	永見 健一 (12. 7～13. 6)	
大橋 郁郎 (48. 7～49. 5)	山内 不二雄 (19. 7～20. 6)	徳永 浩 (46. 7～47. 6)	瀧脇 新一郎 (13. 7～14. 6)	
上村 勉 (49. 6～50. 6)	嶽釜 志津江 (20. 7～22. 6)	宮本 幸夫 (47. 7～49. 7)	合田 充昭 (14. 6～15. 6)	
中村 圓一郎 (50. 7～51. 6)	樽川 流 (22. 7～24. 6)	富森 正起 (49. 7～50. 7)	深沢 康男 (15. 7～17. 6)	
太田 豊臣 (51. 7～53. 6)	今村 弘明 (24. 7～25. 6)	米田 昭男 (50. 7～52. 6)	木浪 勇太郎 (17. 7～18. 6)	
岩本 毅 (53. 7～55. 6)	秋田 恵美子 (25. 7～26. 6)	丸田 多圭男 (52. 7～54. 6)	西久保 正敏 (18. 7～19. 6)	
小宮 宏 (55. 7～56. 6)	蜂谷 和則 (26. 7～28. 6)	大垣 軌雄 (54. 7～55. 6)	大輪 實 (19. 7～21. 6)	
楠本 定義 (56. 7～57. 6)	中嶋 久光 (28. 7～30. 6)	長田 文榮 (55. 7～56. 6)	松田 俊明 (21. 7～22. 6)	
皆木 和夫 (57. 7～59. 6)	米倉 洋成 (30. 7～ 現在)	小林 昇 (56. 7～57. 6)	中澤 静悟 (22. 7～23. 6)	
畠山 基 (59. 7～60. 6)		深谷 幸雄 (57. 7～58. 6)	羽田 裕信 (23. 7～24. 4)	

中国財務局長			中国財務局次長	総務部長
昭24. 6. 1 広島財務部長	大橋 宗夫 (56. 6～57. 5)	河野 一郎 (25. 7～26. 7)	昭24. 6. 1 広島財務部次長	昭36. 4. 1 総務部長
昭25. 5. 4 中国財務局長	中田 一男 (57. 6～59. 6)	其田 修一 (26. 7～27. 7)	昭25. 5. 4 中国財務局次長	木下 一郎 (36. 4～38. 8)
林田 龍喜 (24. 6～25. 7)	柴田 章平 (59. 6～61. 6)	佐藤 秀明 (27. 7～28. 6)	林 吉 一 (24. 6～24. 9)	小田 寛 (38. 9～40. 7)
森岡 謹一郎 (25. 7～29. 11)	松田 篤之 (61. 6～63. 6)	成田 耕二 (28. 6～29. 6)	島村 律 (24. 9～25. 3)	徳永 正憲 (40. 7～43. 6)
稲益 繁 (29. 11～31. 2)	峯嶋 利之 (63. 6～ 2. 6)	辻 庄市 (29. 6～30. 7)	大永 金太郎 (25. 3～26. 4)	川本 藤五 (43. 7～45. 7)
橋本 正次郎 (31. 2～33. 3)	山本 孝之 (2. 6～ 3. 6)	大西 靖 (30. 7～現在)	昭26. 5. 1 廃止	川原 陸郎 (45. 7～47. 6)
小林 鎮夫 (33. 4～34. 9)	若林 良之助 (3. 6～ 5. 6)			志賀 正典 (47. 7～48. 7)
松永 勇 (34. 9～36. 6)	栃本 道夫 (5. 6～ 7. 6)			岩佐 亨 (48. 7～49. 5)
向井 正文 (36. 6～38. 5)	高橋 祥次 (7. 6～ 9. 6)			鳥井 淳一 (49. 5～51. 3)
岸本 晋 (38. 5～40. 7)	村田 保史 (9. 7～11. 7)			富田 厳章 (51. 3～52. 4)
岸本 好男 (40. 7～42. 8)	鈴木 健次郎 (11. 7～13. 1)			徳永 浩 (52. 4～54. 6)
吉川 昌二 (42. 8～44. 6)	矢野 和之 (13. 1～14. 7)			北原 正男 (54. 7～55. 6)
小幡 琢也 (44. 8～45. 6)	有地 浩 (14. 7～15. 7)			北住 幸敏 (55. 7～56. 6)
山崎 桓三郎 (45. 6～46. 6)	梶山 直己 (15. 7～16. 7)			岡田 直 (56. 7～58. 6)
結城 茂 (46. 6～47. 6)	吉川 元康 (16. 7～17. 7)			青木 博 (58. 7～60. 6)
藤井 直樹 (47. 6～47. 12)	廿日岩 信次 (17. 7～18. 7)			藤田 潔 (60. 7～61. 6)
寺岡 雅之 (48. 1～49. 7)	大久保 和正 (18. 7～20. 7)			佐々木 忠興 (61. 7～63. 6)
大石 幸一 (49. 7～50. 7)	山崎 康史 (20. 7～21. 7)			鈴木 勲 (63. 7～元. 6)
岡島 和男 (50. 7～51. 6)	枝廣 直幹 (21. 7～22. 7)			鈴木 肇 (元. 6～ 3. 6)
川崎 昭典 (51. 6～52. 6)	吉村 宗一 (22. 7～23. 6)			宮下 護 (3. 7～ 4. 6)
安倍 基雄 (52. 6～54. 7)	村中 健一 (23. 6～24. 7)			新居 健 (4. 7～ 5. 6)
秋山 雅保 (54. 7～56. 6)	垣水 純一 (24. 7～25. 7)			積木 紘 (5. 7～ 7. 6)

総務部長	理財部長			理財部次長
木村 廣昭 (7. 7～8. 6)	昭26. 5. 1 理財部長	外山 秀行 (元. 6～3. 6)	村上 佳子 (29. 7～現在)	昭48. 4. 12 理財部次長
阪本 嘉隆 (8. 7～10. 6)	塚本 一郎 (26. 5～27. 7)	中野 實 (3. 7～5. 6)		藤井 秀明 (48. 4～49. 7)
小西 雄二 (10. 6～11. 6)	多賀 義高 (27. 8～30. 4)	橋本 聰 (5. 7～6. 6)		宮本 幸夫 (49. 7～50. 6)
千葉 敏明 (11. 7～12. 6)	高宮 亨二 (30. 5～34. 5)	小西 雄二 (6. 7～7. 6)		富森 正起 (50. 7～52. 4)
守谷 修 (12. 7～13. 6)	木下 一郎 (34. 5～36. 3)	高橋 明夫 (7. 7～8. 6)		千々岩 俊郎 (52. 7～54. 6)
西本 治夫 (13. 7～15. 6)	松木 孝道 (36. 4～38. 5)	剣持 清一 (8. 7～9. 6)		永井 英治 (54. 7～55. 6)
福田 秀俊 (15. 7～17. 6)	前田 勇 (38. 6～38. 9)	角島 一明 (9. 7～10. 6)		白井 忠夫 (55. 7～56. 6)
畠山 久志 (17. 7～18. 6)	馬渡 俊光 (38. 11～41. 7)	森屋 松吉 (10. 6～11. 6)		野元 精幸 (56. 7～57. 6)
利田 秀男 (18. 7～19. 6)	平野 壽 (41. 8～43. 7)	山田 則夫 (11. 7～12. 6)		小坂 誠造 (57. 7～58. 5)
仲村 淳一 (19. 7～21. 6)	村上 哲朗 (43. 7～45. 7)	藤井 雅美 (12. 7～14. 6)		佐藤 昌隆 (58. 7～59. 6)
西山 巨章 (21. 7～23. 6)	志賀 正典 (45. 7～47. 6)	河野 邦明 (14. 7～15. 6)		笹川 弘 (59. 7～61. 6)
川島 俊通 (23. 7～24. 7)	岩佐 亨 (47. 7～48. 7)	小笠原 誠治 (15. 7～16. 6)		昭59. 10. 1 1増設
郷 佳也 (24. 7～26. 6)	野田 実 (48. 7～49. 7)	吉村 聖 (16. 7～18. 6)		高橋 成章 (59. 10～60. 6)
芥川 義清 (26. 7～27. 6)	吉川 共治 (49. 7～51. 7)	吉田 英都 (18. 7～19. 6)		大束 眞二 (60. 7～61. 6)
木勢 俊光 (27. 7～28. 6)	熊澤 二郎 (51. 7～53. 7)	坂本 雅幸 (19. 7～21. 6)		宮下 護 (61. 7～62. 6)
初岡 道大 (28. 7～29. 6)	宗田 勝博 (53. 7～55. 6)	御園生 功 (21. 7～21. 11)		喜田 篤 (61. 7～63. 6)
望月 之次 (29. 7～30. 6)	上野 憲正 (55. 7～56. 7)	初行 隆男 (21. 11～23. 9)		山下 誠 (62. 7～63. 6)
山田 康博 (30. 7～現在)	小林 滋 (56. 7～57. 6)	明瀬 光司 (23. 10～24. 6)		伏見 一彰 (63. 7～元. 6)
	妹尾 喜三郎 (57. 6～58. 6)	松本 清志 (24. 7～26. 5)		上野 武 (63. 7～元. 6)
	坂井 隆憲 (58. 6～60. 5)	廣川 孝司 (26. 6～27. 6)		佐藤 武 (元. 7～2. 6)
	塚原 浩 (60. 7～62. 7)	山田 康博 (27. 7～28. 6)		山本 公蔵 (元. 7～3. 6)
	比護 正史 (62. 7～元. 6)	鈴木 盛雄 (28. 7～29. 6)		岩本 仁三 (2. 7～4. 6)

理財部次長		検査監理官	金融監督官	管財部長
木村 貞良 (3. 7～4. 6)	吉川 公一 (24. 7～25. 4)	平10. 6. 22 検査監理官	平10. 6. 22 金融監督官	昭26. 5. 1 管財部長
山之内 千秋 (4. 7～5. 6)	岡村 俊巨 (25. 7～26. 6)	石井 茂 (10. 6～12. 6)	堀本 修 (10. 6～11. 6)	大永 金太郎 (26. 5～29. 6)
守谷 修 (4. 7～5. 6)	下井 修 (26. 7～27. 6)	鈴木 孝義 (12. 7～13. 6)	吉村 聖 (11. 7～13. 6)	吉川 清 (29. 7～31. 7)
千葉 敏明 (5. 7～6. 6)	橋本 成史 (27. 7～28. 6)	佐藤 幸雄 (13. 7～14. 6)	坂本 雅幸 (13. 7～14. 6)	森田 博 (31. 7～34. 1)
秋田 昌彦 (5. 7～7. 6)	原田 修二 (28. 7～29. 7)	伊藤 康郎 (14. 7～15. 6)	下出 啓介 (14. 7～15. 6)	高山 重郎 (34. 1～37. 5)
山田 則夫 (6. 7～7. 6)	石川 薫 (29. 7～現在)	四礼 誠孝 (15. 7～16. 6)	飯田 豊 (15. 7～17. 6)	三島 和夫 (37. 5～39. 3)
中村 清 (7. 7～8. 6)		志方 義裕 (16. 7～18. 6)	樋口 光雄 (17. 7～18. 6)	吉田 充 (39. 4～43. 5)
塩見 武 (7. 7～8. 6)		堀江 伸一 (18. 7～19. 6)	谷澤 明彦 (18. 7～19. 6)	西野 正彦 (43. 6～46. 6)
船曳 藤一 (8. 7～9. 6)		大津 安治 (19. 7～21. 6)	山田 康博 (19. 7～22. 6)	大藤 君夫 (46. 7～46. 11)
中尾 高 (8. 7～9. 5)		菅沼 國雄 (21. 7～22. 6)	武田 文昭 (22. 7～23. 6)	河野 節雄 (47. 5～48. 4)
西山 巨章 (9. 7～10. 6)		安部 文仁 (22. 7～24. 6)	三代 啓二郎 (23. 7～24. 6)	古川 正敏 (48. 7～49. 6)
棚橋 仁志 (9. 7～11. 6)		平山 圭樹 (24. 7～25. 4)	村上 佳子 (24. 7～25. 6)	山田 康博 (19. 7～現在)
平10. 6. 22 1廃止		吉川 公一 (25. 4～26. 6)	佐藤 雄作 (25. 7～27. 6)	田中 義三 (51. 7～52. 4)
長谷川 正則 (11. 7～12. 6)		大橋 達郎 (26. 7～27. 7)	村上 勝彦 (27. 7～29. 6)	山田 威 (52. 7～54. 6)
松尾 悠一郎 (12. 7～14. 6)		原 崇 (27. 8～28. 6)	藤井 和啓 (29. 7～30. 6)	河村 正弘 (54. 7～55. 3)
山本 清貴 (14. 7～16. 6)		田村 文孝 (28. 7～29. 6)	加藤 光伸 (30. 7～現在)	赤志 孝裕 (55. 7～56. 6)
樋口 光雄 (16. 7～17. 6)		榎本 伸義 (29. 7～30. 6)		鈴木 通敏 (56. 7～58. 6)
落合 義忠 (17. 7～18. 6)		櫛谷 雄司 (30. 7～現在)		大谷 遙 (58. 7～60. 6)
水野 幸男 (18. 7～19. 6)				宮崎 克己 (60. 7～61. 6)
井上 浩 (19. 7～20. 6)				大東 眞二 (61. 7～62. 4)
松永 尚之 (20. 7～22. 6)				杉本 一夫 (62. 7～63. 6)
村上 佳子 (22. 7～24. 6)				渡辺 建司 (63. 7～元. 6)

管財部長	管財部次長			財務局考査官
笹 川 弘 (元. 7～ 2. 6)	昭34. 4. 13 管財部次長	篠 河 弘 和 (元. 7～ 2. 6)	大 石 和 博 (15. 7～17. 6)	昭48. 4. 12 財務局考査官
大 石 恵 三 (2. 7～ 3. 6)	松 木 孝 道 (34. 6～36. 3)	中 島 英 明 (2. 7～ 4. 6)	矢 代 祐 嗣 (15. 7～16. 6)	藤 田 義 昌 (48. 7～49. 6)
山 下 誠 (3. 7～ 5. 6)	吉 田 充 (36. 4～37. 5)	小 林 誠 一 (2. 7～ 3. 6)	三 橋 均 (16. 7～17. 6)	大 森 定 信 (49. 7～51. 6)
角 島 一 明 (5. 7～ 6. 6)	中 村 正 一 (37. 5～40. 4)	小 室 正 直 (3. 7～ 5. 5)	平17. 7. 1 1廃止	種 谷 幸 雄 (51. 7～52. 6)
小 池 正 次 (6. 7～ 7. 6)	河 相 鉄五郎 (40. 4～43. 10)	河 村 仁 (4. 7～ 5. 4)	森 下 克 彦 (17. 7～18. 3)	佐 藤 恒 正 (52. 7～53. 7)
加 藤 敦 (7. 7～ 8. 6)	糸 井 川 一 義 (43. 11～45. 5)	佐 藤 和 紀 (5. 7～ 6. 6)	木 浪 勇 太 郎 (18. 7～20. 6)	小 田 啓 実 (53. 7～56. 6)
国 利 一 正 (8. 7～ 9. 6)	阿 部 卓 (45. 7～46. 11)	金 川 昇 (5. 6～ 6. 6)	廣 松 正 治 (20. 7～22. 6)	村 田 宏 二 (56. 7～57. 3)
森 谷 春 男 (9. 7～10. 6)	古 川 正 敏 (46. 12～48. 4)	竹 野 俊 祐 (6. 7～ 7. 6)	小 田 隆 嗣 (22. 7～25. 6)	高 橋 成 章 (57. 7～58. 6)
山 下 庸 夫 (10. 6～11. 6)	松 田 謙 三 (48. 7～50. 6)	高 橋 順 和 (6. 7～ 8. 6)	大 谷 誠 (25. 7～27. 6)	橋 目 俊 平 (58. 7～60. 6)
白 川 昭 則 (11. 7～12. 6)	三 本 松 澄 雄 (50. 7～53. 6)	山 本 清 司 (7. 7～ 8. 6)	金 折 良 一 (27. 7～28. 6)	持 田 敏 郎 (60. 7～62. 6)
野 田 正 幸 (12. 7～15. 6)	西 本 富 彦 (53. 7～54. 6)	大 畑 勇 (8. 7～ 9. 6)	鈴 木 尚 己 (28. 7～30. 6)	古 割 淳 弘 (62. 7～元. 4)
溝 口 高 司 (15. 7～17. 6)	後 藤 常 男 (54. 7～55. 6)	菊 地 榮 (8. 7～ 9. 6)	宇 山 博 樹 (30. 7～ 現在)	木 村 貞 良 (元. 7～ 3. 6)
大 橋 正 勝 (17. 7～18. 6)	大 森 定 信 (55. 7～57. 5)	藤 原 宣 爾 (9. 7～11. 3)		桑 本 幸 雄 (3. 7～ 4. 6)
夏 目 博 和 (18. 7～19. 6)	升 岡 博 (57. 7～58. 5)	谷 川 孝 (9. 7～10. 6)		谷 崎 博 明 (4. 7～ 4. 7)
初 行 隆 男 (19. 7～21. 11)	松 本 隆 文 (58. 7～59. 6)	渡 辺 輝 明 (10. 6～11. 7)		平4. 7. 20 廃止
繁 義 光 (21. 11～22. 6)	末 田 陽 敏 (59. 7～61. 6)	吉 川 雅 晴 (11. 7～12. 6)		
鈴 木 英 夫 (22. 7～23. 6)	松 田 勝 郎 (61. 7～62. 6)	吉 田 公 信 (11. 7～12. 6)		
高 山 昇 (23. 7～25. 10)	昭62. 7. 1 1増設	有 吉 龍 夫 (12. 7～13. 3)		
酒 井 慎 一 (25. 11～27. 6)	渡 邊 芳 郎 (62. 7～63. 6)	浅 田 雅 昌 (12. 7～13. 6)		
谷 澤 明 彦 (27. 7～28. 6)	益 田 隆 夫 (62. 7～元. 6)	河 野 英 二 (13. 3～14. 6)		
興 石 正 美 (28. 7～30. 6)	御 神 本 一 夫 (63. 7～元. 6)	和 栗 秀 昭 (13. 7～15. 6)		
松 永 尚 之 (30. 7～ 現在)	山 城 征 治 (元. 7～ 2. 6)	田 中 敏 貴 (14. 7～15. 5)		

財務局監察官		広島証券取引所監理官		証券取引等監視官
昭29.10. 1 財務局監察官	佐々木 脩 (59. 7～61. 6)	昭27. 8. 1 広島証券取引所監理 官	梅本 晃太郎 (元. 7～ 2. 6)	平4. 7.20 証券取引等監視官
永 吉 隆 (29.10～31. 2)	長 船 友則 (61. 7～62. 6)	近 藤 丈夫 (27.11～30. 3)	真 弓 俊一 (2. 7～ 3. 6)	谷 橋 博 明 (4. 7～ 5. 6)
橋 本 五市 (31. 3～31. 8)	浅 川 武昭 (62. 2～63. 6)	本 田 嘉男 (30. 4～33.10)	田 中 英 孝 (3. 7～ 4. 6)	竹 井 昭 夫 (5. 7～ 7. 6)
岡村 初太郎 (31. 8～35. 2)	河 村 春好 (63. 7～元. 3)	大 内 勝男 (33.10～35. 4)	永 井 英之 (4. 7～ 5. 6)	日 笠 龍 二 (7. 7～ 8. 6)
向 井 壯 (35. 3～37. 3)	稲 田 幸夫 (元. 7～ 2. 6)	丑 尾 勝利 (35. 4～38. 3)	山 村 一 壯 (5. 7～ 6. 6)	中 山 芳 之 (8. 7～ 9. 6)
二 改 徳義 (37. 3～38. 3)	廣 田 全康 (2. 7～ 3. 5)	二 改 徳義 (38. 3～41. 3)	松 岡 守 (6. 7～ 7. 6)	木 庭 忠 典 (9. 7～10. 6)
服 部 壽雄 (38. 3～38. 5)	目 崎 重三 (3. 7～ 4. 6)	藤 井 武男 (41. 4～44. 3)	田 中 三 明 (7. 7～ 8. 6)	鈴 木 毅 (10. 6～11. 6)
定 本 眞一 (38. 5～39. 6)	山 本 義孝 (4. 7～ 5. 3)	溝 部 公 平 (44. 7～45. 6)	古 田 秀 樹 (8. 7～ 9. 6)	菅 野 頼 明 (11. 7～13. 6)
橋 本 五市 (39. 7～39. 8)	尾 兼 初昭 (5. 7～ 6. 5)	齋 木 紀 衛 (45. 7～46. 6)	小笠原 誠治 (9. 7～10. 6)	伊 藤 康 郎 (13. 7～14. 6)
新見 正澄 (39. 8～43. 3)	藤 本 齊 (6. 7～ 7. 3)	大 藤 行 信 (46. 7～48. 1)	末 永 正 明 (10. 6～11. 6)	三 樹 俊 太郎 (14. 7～16. 6)
中 塩 壽 夫 (43. 4～45.11)	坂 本 正 (7. 3～ 9. 3)	舛 本 俊 雄 (48. 7～49. 6)	石 川 辰 巳 (11. 7～12. 3)	小 島 達 久 (16. 7～18. 6)
小笠原 英夫 (45.12～47. 5)	末 永 正 明 (9. 4～10. 6)	廣 江 喬 (49. 7～51. 4)	平12. 4. 1 廃止	堤 浩 二 (18. 6～20. 6)
浜 部 脩 (47. 7～48. 4)	平10. 6.22 承認官職へ移行	那 須 敏 (51. 7～52. 6)		郷 中 和 雄 (20. 7～22. 6)
國 本 國 之 (48. 7～50. 5)		道 中 智 (52. 7～53. 5)		大 橋 達 郎 (22. 7～24. 6)
中 田 武 (50. 7～51. 6)		村 上 明 也 (53. 7～55. 4)		星 典 行 (24. 7～26. 6)
池 田 憲 司 (51. 7～52. 3)		大 本 弘 志 (55. 7～57. 6)		上加世田 英雄 (26. 7～27. 6)
西 本 富 彦 (52. 7～53. 6)		田 邊 久 偕 (57. 7～57.10)		石 野 真 二 (27. 7～28. 6)
池 元 法 道 (53. 7～55. 3)		高 橋 成 章 (58. 7～59. 6)		白 崎 公 二 (28. 7～29. 6)
中 村 榮 三 (55. 7～56. 6)		千 場 喜 代 志 (59. 7～60. 6)		櫛 谷 雄 司 (29. 7～30. 6)
白 尾 庄 司 (56. 7～56. 9)		山 下 誠 (60. 7～62. 6)		谷 澤 明 彦 (30. 8～ 現在)
田 中 正 一 (56.10～58. 3)		伏 見 一 彰 (62. 7～63. 6)		
望 月 三 郎 (58. 7～59. 6)		山 城 征 治 (63. 7～元. 6)		

鳥取財務事務所長			松江財務事務所長	
山本 行衛 (23. 11～26. 4)	鈴木 敬 (59. 7～60. 6)	山見 則夫 (25. 7～26. 6)	大永 金太郎 (23. 11～24. 7)	楠村 正治 (60. 7～62. 6)
江藤 俊助 (26. 5～27. 3)	表 勉 (60. 7～61. 3)	金折 良一 (26. 7～27. 6)	白水 博愛 (24. 7～26. 4)	松永 達生 (62. 7～63. 6)
九鬼 隆三 (27. 3～29. 5)	中西 澄雄 (61. 3～63. 4)	石川 薫 (27. 7～29. 6)	近藤 丈夫 (26. 5～27. 11)	渡辺 泰康 (63. 7～元. 6)
伊藤 豊太郎 (29. 6～32. 12)	乙部 潔 (63. 4～元. 6)	田村 文孝 (29. 7～現在)	池田 茂雄 (27. 11～32. 5)	半澤 勝衛 (元. 7～2. 6)
小野 喜一 (32. 12～35. 4)	坂元 敏一 (元. 7～2. 6)		原 猛 (32. 5～35. 11)	藤田 洋夫 (2. 7～3. 6)
田中 秀徳 (35. 4～37. 5)	池田 二郎 (2. 7～3. 6)		清水 隆道 (35. 12～36. 12)	畠中 紀敏 (3. 7～5. 6)
藤崎 藤雄 (37. 5～39. 9)	北原 基久 (3. 7～4. 6)		細川 憲次 (36. 12～38. 6)	近 和 夫 (5. 7～6. 6)
河相 鉄五郎 (39. 10～40. 4)	竹野 俊裕 (4. 7～6. 6)		西野 正彦 (38. 6～39. 6)	坂田 正信 (6. 7～7. 6)
関 良多 (40. 4～41. 4)	高藤 徹 (6. 7～7. 6)		服部 壽雄 (39. 7～41. 10)	山本 恵吾 (7. 7～9. 6)
定本 眞一 (41. 4～43. 7)	大畑 勇 (7. 7～8. 7)		児玉 淳一郎 (41. 10～44. 1)	野間 修 (9. 7～11. 6)
中原 邨夫 (43. 7～44. 8)	藤原 宣爾 (8. 7～9. 6)		中西 一雄 (44. 1～45. 6)	森 慶 信 (11. 7～13. 6)
大藤 君夫 (44. 8～45. 6)	石村 精二 (9. 7～10. 6)		大藤 君夫 (45. 7～46. 6)	廣瀬 敦 (13. 7～15. 6)
手塚 美貴夫 (45. 7～47. 6)	石川 辰巳 (10. 6～11. 6)		首藤 昌久 (46. 7～47. 6)	藤本 和宏 (15. 7～16. 6)
原 典雄 (47. 7～48. 6)	木元 増蔵 (11. 7～13. 6)		松田 謙三 (47. 7～48. 6)	久本 裕三 (16. 7～18. 6)
黒住 潤一 (48. 7～49. 6)	三村 喜八郎 (13. 7～15. 6)		小松 康男 (48. 7～49. 6)	春谷 浩 (18. 7～19. 6)
千馬 治 (49. 7～50. 6)	井上 哲 (15. 7～17. 6)		福島 邦明 (49. 7～51. 6)	根本 義一 (19. 7～20. 6)
濱谷 信行 (50. 7～52. 6)	谷山 幸信 (17. 7～18. 6)		伊藤 勝三郎 (51. 7～53. 6)	森下 克彦 (20. 7～21. 6)
岡本 隆 (52. 7～54. 6)	村元 繁 (18. 7～20. 6)		大森 定信 (53. 7～55. 6)	川上 幸男 (21. 7～22. 6)
野元 精聿 (54. 7～56. 6)	木村 信次 (20. 7～21. 6)		柏村 恒雄 (55. 7～57. 6)	渡辺 文昭 (22. 7～23. 6)
住野 安徳 (56. 7～57. 3)	多田 誠一 (21. 7～22. 6)		大石 洋 (57. 5～57. 10)	高野 清隆 (23. 7～24. 6)
石飛 知伸 (57. 3～58. 6)	加藤 將展 (22. 7～23. 6)		田邊 久偕 (57. 10～59. 3)	山崎 浩平 (24. 7～25. 6)
井関 健郎 (58. 7～59. 6)	藤原 暢人 (23. 7～25. 6)		洲崎 由市 (59. 3～60. 6)	江口 重之 (25. 7～27. 6)

松江財務事務所長	岡山財務事務所長		岡山財務部次長	山口財務事務所長
松永 秀樹 (27. 7～28. 6)	島村 律 (23. 6～24. 9)	藤本 謹也 (2. 7～ 3. 6)	昭41. 4. 1 岡山財務部次長	塚本 一郎 (21. 11～24. 7)
瀬川 正志 (28. 7～30. 6)	中村 猛省 (24. 9～27. 9)	守谷 修 (3. 7～ 4. 6)	中塩 壽夫 (41. 4～43. 3)	大永 金太郎 (24. 7～25. 3)
春田 裕司 (30. 7～ 現在)	荻田 正就 (27. 6～29. 6)	野田 正幸 (4. 7～ 5. 6)	新居 利隆 (43. 4～45. 1)	小林 奇 (25. 3～29. 6)
	高橋 九州夫 (29. 7～32. 4)	国利 一正 (5. 7～ 7. 6)	福田 公義 (45. 1～46. 6)	荻田 正就 (29. 7～30. 11)
	池田 茂雄 (32. 5～33. 10)	白川 昭則 (7. 7～ 9. 6)	松田 謙三 (46. 7～47. 6)	川野 博 (30. 11～33. 10)
	本田 嘉男 (33. 10～35. 12)	松井 愼臣 (9. 7～11. 6)	黒住 潤一 (47. 7～48. 4)	田内 里茂 (33. 10～36. 12)
	神田 保 (35. 12～38. 5)	工藤 賢二 (11. 7～13. 6)	廣江 喬 (48. 7～49. 6)	清水 隆道 (36. 12～39. 6)
	松尾 虎夫 (38. 5～40. 5)	馬庭 裕夫 (13. 7～15. 6)	道中 智 (49. 7～51. 6)	西野 正彦 (39. 7～41. 10)
	宮原 正吾 (40. 5～42. 5)	岡嶋 公則 (15. 7～17. 6)	藤田 義昌 (51. 7～53. 7)	服部 壽雄 (41. 10～43. 7)
	金井 弘一 (42. 6～44. 4)	大石 和博 (17. 7～19. 6)	有地 秀雄 (53. 7～54. 6)	定本 眞一 (43. 7～44. 8)
	前田 八郎 (44. 4～46. 6)	舩元 正登 (19. 7～20. 6)	種谷 幸雄 (54. 7～56. 6)	中原 邨夫 (44. 8～45. 7)
	齋木 紀衛 (46. 7～48. 1)	安井 正人 (20. 7～22. 6)	田邊 久偕 (56. 7～57. 6)	河野 節雄 (45. 7～46. 6)
	大藤 行信 (48. 1～48. 4)	藤井 眞也 (22. 7～24. 6)	井関 健郎 (57. 7～58. 6)	原 和夫 (46. 7～47. 4)
	相原 金五郎 (48. 7～50. 3)	長妻 幸宏 (24. 7～25. 3)	細谷 建 (58. 7～59. 6)	藤井 秀明 (47. 5～48. 3)
	松岡 洋一 (50. 3～52. 6)	桜江 秀樹 (25. 4～26. 6)	昭59. 10. 1 廃止	北原 正男 (48. 4～49. 6)
	佐々木 源治 (52. 7～54. 6)	岡村 俊巨 (26. 6～28. 6)		牛尾 久 (49. 7～51. 6)
	有地 秀雄 (54. 7～56. 6)	橋本 成史 (28. 7～30. 6)		志波 知義 (51. 7～53. 7)
	佐藤 愼一 (56. 7～58. 6)	藤井 和啓 (30. 7～ 現在)		藤田 義昌 (53. 7～55. 6)
	大束 眞二 (58. 7～60. 6)			加藤 仁 (55. 7～56. 6)
	小田 照男 (60. 7～62. 4)			松本 隆文 (56. 7～58. 6)
	御神本 一夫 (62. 4～63. 6)			手代木 信昭 (58. 7～59. 6)
	大石 恵三 (63. 7～ 2. 6)			喜田 篤 (59. 7～61. 6)

山口財務事務所長	山口財務部次長
杉 本 順 作 (61. 7～62. 6)	昭45. 5. 1 山口財務部次長
桜 庭 厚 生 (62. 7～63. 6)	田 中 秀 穂 (45. 7～47. 6)
菅 坂 俊 三 (63. 7～元. 6)	舛 本 俊 雄 (47. 7～48. 6)
中 島 英 明 (元. 7～ 2. 6)	昭48. 7. 1 廃止
高 田 修 (2. 7～ 4. 6)	
須 藤 勝 一 (4. 7～ 6. 6)	
山 本 清 司 (6. 7～ 7. 6)	
前 澤 敏 (7. 7～ 9. 6)	
吉 川 雅 晴 (9. 7～11. 6)	
山 本 厚 (11. 7～12. 6)	
長 田 晃 (12. 7～14. 6)	
山 田 謙 司 (14. 7～16. 6)	
藤 原 清 美 (16. 7～17. 6)	
前 薗 良 一 (17. 7～18. 6)	
高 岡 利 之 (18. 7～19. 6)	
今 井 隆 史 (19. 7～21. 6)	
名 越 文 明 (21. 7～23. 6)	
足 立 康 行 (23. 7～25. 6)	
今 田 博 之 (25. 7～26. 6)	
今 井 一 郎 (26. 7～27. 6)	
井 原 真 治 (27. 7～29. 6)	
小 倉 哉 也 (29. 7～ 現在)	

四国財務局長			四国財務局次長	総務部長
昭24. 6. 1 高松財務部長	河 合 一 郎 (52. 6～54. 6)	秋 山 和 美 (18. 7～19. 6)	昭24. 6. 1 高松財務部次長	昭38. 4. 1 総務部長
昭25. 5. 4 四国財務局長	岡 田 愛 己 (54. 6～55. 6)	清 永 道 也 (19. 6～20. 7)	昭25. 5. 4 四国財務局次長	鈴 木 博 (38. 6～41. 8)
水橋 武比古 (24. 6～27. 12)	雨 宮 和 臣 (55. 6～56. 6)	利 田 秀 男 (20. 7～21. 7)	宮 澤 次 郎 (24. 6～24. 10)	河 辺 清 (41. 8～42. 10)
加 納 菊 男 (28. 1～29. 8)	關 康 夫 (56. 6～58. 6)	河 野 邦 明 (21. 7～22. 7)	多 賀 義 高 (24. 12～26. 4)	加 藤 博 太 郎 (42. 10～44. 8)
橋本 正次郎 (29. 9～31. 2)	高 木 幸 雄 (58. 6～60. 6)	坂 上 正 人 (22. 7～23. 7)	昭26. 5. 1 廃止	宮 原 正 吾 (44. 8～46. 7)
岸 本 一 郎 (31. 2～32. 3)	秋 根 稔 (60. 6～61. 6)	阿 曾 秀 昭 (23. 7～24. 7)		小 穴 勝 太 郎 (46. 7～48. 1)
市 川 鴻 幸 (32. 3～34. 6)	西 澤 裕 (61. 6～62. 6)	吉 川 正 一 (24. 7～25. 6)		佐 藤 春 亥 (48. 1～49. 5)
大 永 金 太 郎 (34. 7～36. 5)	勝間田 保夫 (62. 6～63. 6)	鶴 谷 明 憲 (25. 6～27. 7)		安 藤 昭 三 (49. 5～50. 3)
長 谷 好 平 (36. 6～37. 5)	兵 藤 廣 治 (63. 6～元. 6)	梶 原 広 彦 (27. 7～28. 6)		相 原 金 五 郎 (50. 3～52. 4)
近 藤 丈 夫 (37. 5～38. 4)	草 木 一 男 (元. 6～ 2. 6)	余 島 義 豊 (28. 6～29. 7)		原 典 雄 (52. 5～54. 6)
大 角 武 (38. 4～39. 7)	柿 沼 敏 夫 (2. 6～ 3. 6)	山 岸 晃 (29. 7～30. 7)		清 水 晶 夫 (54. 7～56. 6)
細 川 俊 三 (39. 7～41. 1)	中 山 恭 子 (3. 6～ 5. 6)	木 勢 俊 光 (30. 7～ 現 在)		諸 藤 繁 樹 (56. 7～57. 6)
二 宮 重 雄 (41. 2～42. 8)	山 崎 幸 夫 (5. 6～ 6. 3)			梅 木 岩 雄 (57. 7～59. 6)
林 原 正 三 (42. 8～43. 6)	能 田 孝 昌 (6. 3～ 7. 5)			八 木 復 太 郎 (59. 7～60. 6)
津 吉 伊 定 (43. 7～45. 6)	塚 田 弘 志 (7. 5～ 8. 7)			宮 澤 幸 彦 (60. 7～61. 6)
加 藤 博 太 郎 (45. 6～46. 6)	山 田 孝 夫 (8. 7～10. 6)			安 田 直 吉 (61. 7～62. 6)
鈴 木 常 雄 (46. 6～47. 6)	山 本 潤 正 (10. 7～11. 7)			宮 崎 克 己 (62. 7～63. 6)
三 島 和 夫 (47. 6～48. 7)	小 池 正 次 (11. 7～12. 6)			橋 口 泰 三 (63. 7～元. 6)
小 林 桂 吉 (48. 8～49. 7)	戸 塚 正 則 (12. 6～13. 7)			小 高 明 夫 (元. 6～ 3. 6)
鈴 木 吉 之 (49. 7～50. 5)	小 林 徹 (13. 7～14. 7)			岡 本 捷 一 (3. 7～ 4. 6)
岩 佐 亭 (50. 6～51. 5)	吉 川 元 康 (14. 7～16. 7)			積 木 紘 (4. 7～ 5. 6)
長谷場 義久 (51. 6～52. 6)	本 田 悦 朗 (16. 7～18. 7)			武 田 清 (5. 7～ 6. 6)

総務部長	理財部長			理財部次長
三代 昭八 (6. 7～7. 6)	昭26. 5. 1 理財部長	秋谷 雅好 (59. 7～60. 6)	真 淵 博 (20. 7～21. 6)	昭59.10. 1 理財部次長
岩 沢 昭夫 (7. 7～8. 6)	多賀 義高 (26. 5～27. 7)	藤 木 忠 (60. 7～61. 6)	古 閑 健一 (21. 7～22. 6)	塚 本 幹夫 (59.10～60. 6)
小 池 正次 (8. 7～9. 6)	福 田 信一 (27. 8～29. 6)	笹 川 弘 (61. 7～62. 6)	繁 義 光 (22. 7～23. 6)	西 岡 正紀 (60. 7～62. 6)
臼 杵 直昌 (9. 7～10. 6)	山 本 行衛 (29. 6～33.10)	橋 口 泰三 (62. 7～63. 6)	石 原 邦敏 (23. 7～24. 6)	竹 内 直彌 (62. 7～63. 6)
北 原 基久 (10. 6～11. 6)	磯 部 清 (33.10～36. 7)	坂 本 嵩 (63. 7～元. 6)	岩 成 博夫 (24. 7～25. 6)	小 玉 昌洋 (63. 7～2. 6)
富 沢 一篤 (11. 7～12. 6)	浅 海 典男 (36. 7～37. 4)	山 口 治 (元. 7～2. 6)	畑 山 世一 (25. 7～26. 6)	井 手 哲雄 (2. 7～3. 1)
遠目塚 秋夫 (12. 7～13. 6)	荻 坂 操 (37. 5～39. 4)	積 木 紘 (2. 7～4. 6)	山 田 康博 (26. 7～27. 6)	若 杉 茂男 (3. 1～3. 6)
星 野 博 (13. 7～14. 6)	田 内 里茂 (39. 4～41. 4)	先 崎 勝 (4. 7～5. 6)	井 上 浩 (27. 8～28. 6)	白 川 正照 (3. 7～4. 6)
山 田 則夫 (14. 7～15. 9)	義 沢 昭 (41. 4～43. 1)	武 部 三郎 (5. 7～6. 6)	菱 沼 功 (28. 7～29. 3)	高 橋 洋之 (4. 7～5. 6)
和 田 司 (15.10～16. 6)	松 尾 虎夫 (43. 1～44. 8)	高 橋 明夫 (6. 7～7. 6)	杉 山 和伸 (29. 7～30. 6)	姫 野 滋雄 (5. 7～7. 6)
藤 井 勝彦 (16. 7～18. 6)	定 本 真一 (44. 8～45. 6)	守 谷 修 (7. 7～8. 6)	岩 下 生知 (30. 7～現在)	臼 井 俊雄 (7. 7～8. 5)
三 宅 正記 (18. 7～19. 6)	小 穴 勝太郎 (45. 7～46. 7)	井 上 純夫 (8. 7～9. 1)		坂 本 義治 (8. 7～9. 6)
御 子 柴 達 (19. 7～21. 6)	黒 岩 普 (46. 7～47. 9)	友 廣 保 (9. 7～10. 6)		南 部 利之 (9. 7～10. 6)
阿 曾 秀昭 (21. 7～22. 6)	安 藤 昭三 (47.10～49. 5)	南 部 利之 (10. 6～11. 6)		坂 本 雅幸 (10. 6～11. 6)
原 博 志 (22. 7～23. 6)	小 野 隆雄 (49. 7～50. 6)	熊 代 龍 (11. 7～12. 6)		山 田 弘 (11. 7～12. 3)
初 岡 道大 (23. 7～24. 6)	原 典 雄 (50. 7～52. 4)	山 田 弘 (12. 7～13. 6)		森 脇 征洋 (12. 4～13. 6)
石 原 邦敏 (24. 7～25. 6)	松 尾 廣俊 (52. 5～53. 6)	三 宅 正記 (13. 7～14. 6)		崎 野 正純 (13. 7～15. 6)
木 浪 勇太郎 (25. 7～26. 6)	清 水 晶夫 (53. 7～54. 6)	笠 原 宏 (14. 7～15. 6)		東 木 静夫 (15. 7～16. 6)
畑 山 世一 (26. 7～28. 6)	矢 野 和広 (54. 7～55. 5)	辻 本 憲二 (15. 7～16. 6)		小 柳 健 (16. 7～17. 6)
井 上 浩 (28. 7～現在)	藤 田 定男 (55. 7～57. 6)	杉 山 幸成 (16. 7～17. 7)		浜 田 隆信 (17. 7～18. 6)
	栗 城 秀高 (57. 6～58. 6)	倉 澤 茂男 (17. 8～19. 5)		武 田 勇人 (18. 7～20. 6)
	八 木 復太郎 (58. 7～59. 6)	浅 田 雅昌 (19. 5～20. 6)		阿 部 敬 (20. 7～21. 6)

理財部次長	検査監理官	金融監督官	管財部長	
小田 隆嗣 (21. 7～22. 6)	平10. 6. 22 検査監理官	平12. 4. 1 金融監督官	昭26. 5. 1 管財部長	藤 池 明 (62. 7～63. 6)
笹本 純雄 (22. 7～24. 6)	岡 本 明 (10. 6～11. 6)	山 田 弘 (12. 4～12. 6)	古屋 健三 (26. 5～27. 11)	西岡 正紀 (63. 7～ 2. 6)
有田 力雄 (24. 7～25. 6)	坂本 雅幸 (11. 6～12. 6)	坂本 雅幸 (12. 7～13. 6)	佐々木 孝平 (27. 11～29. 2)	古林 昭一 (2. 7～ 3. 6)
岩上 弘美 (25. 7～26. 6)	仁賀木 敏博 (12. 7～14. 6)	笠原 宏 (13. 7～14. 6)	鈴木 秀雄 (29. 6～33. 3)	細谷 建 (3. 7～ 4. 6)
東谷 愛司 (26. 7～27. 6)	山田 春美 (14. 7～16. 6)	東木 静夫 (14. 7～15. 6)	吉川 昌二 (33. 4～34. 6)	中脇 篤志 (4. 7～ 6. 6)
豊田 修 (27. 7～28. 3)	松尾 政紹 (16. 7～17. 6)	杉山 幸成 (15. 7～16. 6)	福見 義直 (34. 6～36. 12)	多田 孝章 (6. 7～ 8. 6)
中村 錠治 (28. 7～29. 6)	西久保 正敏 (17. 7～18. 6)	山形 俊夫 (16. 7～17. 6)	田内 里茂 (36. 12～39. 4)	白川 正照 (8. 7～ 9. 6)
小網 強史 (29. 7～30. 6)	古閑 健一 (18. 7～19. 6)	堤 英治 (17. 7～18. 6)	宗吉 武雄 (39. 5～41. 10)	熊代 龍 (9. 7～11. 6)
村上 尚 (30. 7～ 現在)	綾 敏博 (19. 7～20. 6)	林 收 (18. 7～19. 6)	西野 正彦 (41. 10～43. 5)	瀬戸 毅 (11. 7～12. 6)
	神内 忠雄 (20. 7～22. 6)	真 渕 博 (19. 7～20. 6)	石 田 積 (43. 6～45. 12)	原口 英毅 (12. 7～13. 6)
	廣瀬 智弘 (22. 7～23. 6)	矢代 祐嗣 (20. 7～21. 6)	倉橋 宗英 (45. 12～47. 4)	井上 延二 (13. 7～14. 6)
	鈴木 盛雄 (23. 7～24. 6)	鈴木 盛雄 (21. 7～23. 6)	中西 一雄 (47. 5～48. 6)	中山 芳之 (14. 7～15. 6)
	木村 功 (24. 7～26. 6)	岩成 博夫 (23. 7～24. 6)	森 俊憲 (48. 7～49. 6)	廣川 孝司 (15. 7～17. 3)
	福間 均 (26. 7～27. 6)	吉野 啓司 (24. 7～26. 6)	萩原 孝義 (49. 7～51. 6)	中村 文彦 (17. 4～19. 3)
	小野寺清慈 (27. 7～28. 6)	榎本 伸義 (26. 7～27. 6)	神高 敏彦 (51. 7～52. 6)	菅野 耕司 (19. 4～21. 6)
	石野 真二 (28. 7～29. 6)	菱沼 功 (27. 7～28. 6)	河村 正弘 (52. 7～54. 6)	山田 謙司 (21. 7～23. 6)
	村上 尚 (29. 7～30. 6)	松本 浩 (28. 7～30. 6)	大賀 豊久 (54. 7～55. 6)	安藤 智弘 (23. 7～24. 5)
	福場 宏道 (30. 7～ 現在)	竹内 信近 (30. 7～ 現在)	多田 勝 (55. 7～56. 4)	吉野 孝志 (24. 7～25. 6)
			平野 康清 (56. 7～57. 12)	堀内 静男 (25. 7～26. 6)
			竹内 正明 (57. 12～59. 6)	鈴木 盛雄 (26. 7～27. 6)
			遠藤 昭 (59. 7～60. 6)	今川 秀敏 (27. 7～28. 6)
			手代木 信昭 (60. 7～62. 6)	川上 幸男 (28. 7～30. 6)

管財部長	財務局考査官	財務局監察官		証券取引等監視官
橋 本 成 史 (30. 7～ 現在)	昭49. 4. 11 財務局考査官	昭29.10. 1 財務局監察官	森 義 幸 (5. 7～ 6. 6)	H4. 7.20 証券取引等監視官
	高須賀 義登 (49. 7～51. 6)	小 松 忠 雄 (29.10～32.11)	櫻 木 幸 輔 (6. 7～ 8. 6)	西 田 幸 司 (4. 7～ 6. 6)
	多 田 寛 (51. 7～53. 3)	塹 江 正 水 (32.11～35. 4)	山 内 金 黄 (8. 7～10. 6)	山 田 晴 比 古 (6. 7～ 8. 6)
	多 田 勝 (53. 7～54. 6)	真 鍋 進 (35. 4～36.12)	平10. 6.22 承認官職へ移行	石 川 辰 己 (8. 7～10. 6)
	獅々堀 亨 (54. 7～55. 6)	新 居 利 隆 (36.12～39. 2)		山 本 厚 (10. 6～11. 6)
	片岡 英俊 (55. 7～56. 6)	山 野 尚 孝 (39. 3～40.10)		島 本 鳳 鳴 (11. 7～13. 6)
	妹 尾 文 彰 (56. 7～57. 6)	西 岡 達 夫 (40.10～46. 6)		大 石 和 博 (13. 7～15. 6)
	荒 井 忍 (57. 7～58. 6)	岡 崎 安 博 (46. 7～47. 6)		迫 間 博 美 (15. 7～16. 6)
	州 崎 由 市 (58. 7～59. 3)	高 木 次 郎 (47. 7～50. 6)		宮 田 英 治 (16. 7～18. 6)
	池 田 隆 (59. 7～60. 5)	佐 藤 重 則 (50. 6～52. 6)		川 崎 哲 (18. 7～20. 6)
	宮 武 太 郎 (60. 7～61. 6)	福 本 清 之 (52. 7～55. 6)		中 野 正 之 (20. 7～22. 6)
	田 中 忠 (61. 7～62. 6)	獅々堀 亨 (55. 7～56. 3)		久 野 稔 幸 (22. 7～23. 6)
	石 崎 磐 (62. 7～63. 6)	望 月 富 雄 (56. 7～58. 6)		小 倉 正 展 (23. 7～24. 6)
	松 尾 孝 彦 (63. 7～ 2. 6)	夏 井 理 雄 (58. 7～59. 4)		松 浦 章 夫 (24. 7～25. 3)
	井 上 邦 雄 (2. 7～ 4. 6)	中 平 博 章 (59. 7～60. 6)		福 間 均 (25. 7～26. 6)
	平4. 7.20 廃止	川 本 明 (60. 7～61. 6)		樋 口 久 (26. 7～28. 6)
		山 田 慶 三 (61. 7～62. 7)		恩 田 隆 之 (28. 7～29. 6)
		三 木 正 敏 (62. 7～63. 6)		高 地 浩 (29. 7～30. 6)
		井 上 富 佳 (63. 7～元. 6)		山 口 直 哉 (30. 7～ 現在)
		合 田 彰 (元. 7～ 3. 6)		
		太 田 芳 美 (3. 7～ 4. 6)		
		小 林 義 一 (4. 7～ 5. 6)		

徳島財務事務所長			松山財務事務所長	
池田 清吉 (24. 6～24. 9)	中村 滋雄 (60. 7～61. 6)	足立 勝則 (27. 7～30. 6)	山崎 国蔵 (24. 6～24. 6)	小玉 雅之 (2. 7～ 4. 6)
古屋 健三 (24. 9～26. 4)	細谷 建 (61. 7～63. 6)	木村 由典 (30. 7～ 現在)	木下 秀一 (24. 6～26. 4)	千原 夏樹 (4. 7～ 5. 6)
中島 誠 (26. 5～26. 9)	柿沼 啓司 (63. 7～ 2. 6)		山本 行衛 (26. 5～27. 3)	藤井 勝彦 (5. 7～ 6. 6)
鴨井 興四郎 (26. 9～29. 6)	若杉 茂男 (2. 7～ 3. 1)		高橋 九州夫 (27. 3～29. 6)	但木 光夫 (6. 7～ 7. 6)
田内 里茂 (29. 7～33. 10)	山之内 千秋 (3. 1～ 4. 6)		鴨井 興四郎 (29. 7～35. 4)	棚橋 仁志 (7. 7～ 9. 6)
長尾 元教 (33. 10～36. 9)	樋口 富夫 (4. 7～ 5. 6)		大内 勝男 (35. 4～37. 5)	梅田 茂治 (9. 7～11. 6)
石山 静一 (36. 9～37. 5)	浅井 一秋 (5. 7～ 6. 6)		田中 秀徳 (37. 5～38. 5)	原口 英毅 (11. 6～12. 6)
板井 哲也 (37. 5～38. 4)	宮内 敏幸 (6. 7～ 7. 6)		前田 耕夫 (38. 5～41. 10)	森田 邦博 (12. 7～14. 6)
宗吉 武雄 (38. 4～39. 5)	穂満 利雄 (7. 7～ 8. 6)		香川 恒喜 (41. 10～43. 9)	秋本 英治 (14. 7～16. 6)
畑中 ・ 三郎 (39. 5～40. 10)	鈴木 道憲 (8. 7～ 9. 6)		阿部 卓 (43. 10～45. 6)	森崎 富雄 (16. 7～17. 6)
真鍋 進 (40. 10～43. 3)	森 勝輔 (9. 7～11. 6)		溝部 公平 (45. 7～48. 3)	葛見 雅之 (17. 7～19. 6)
松林 浩三 (43. 4～44. 8)	岡本 明 (11. 6～12. 6)		宮崎 勇美 (48. 4～50. 3)	川野 佳明 (19. 7～21. 6)
倉橋 宗英 (44. 8～45. 12)	野々垣 昌司 (12. 7～14. 6)		三好 直司 (50. 4～51. 6)	寺谷 正美 (21. 7～23. 6)
森 俊憲 (45. 12～48. 6)	森崎 富雄 (14. 7～16. 6)		佐々木 源治 (51. 7～52. 6)	桜江 秀樹 (23. 7～25. 3)
吉川 一郎 (48. 7～50. 6)	藤原 正人 (16. 7～17. 6)		矢野 正則 (52. 7～54. 5)	松浦 章夫 (25. 4～26. 6)
田植 嘉彦 (50. 7～51. 6)	魚谷 昭吏 (17. 7～18. 6)		古瀬 時春 (54. 7～55. 1)	山田 浩 (26. 7～28. 3)
道中 智 (51. 7～52. 6)	梶原 広彦 (18. 7～19. 6)		近藤 直美 (55. 3～57. 6)	豊田 修 (28. 4～29. 6)
平野 康清 (52. 7～54. 6)	駒場 一永 (19. 7～20. 6)		妹尾 文彰 (57. 7～59. 6)	木内 清 (29. 7～ 現在)
北沢 保 (54. 7～55. 6)	中村 和弘 (20. 7～22. 6)		藤田 尚士 (59. 7～60. 5)	
石野 享 (55. 7～56. 6)	宮嶋 義雄 (22. 7～23. 6)		池田 隆 (60. 5～61. 6)	
堀内 保宣 (56. 7～58. 6)	今川 秀敏 (23. 7～25. 7)		茂木 規久 (61. 7～63. 6)	
佐藤 剛 (58. 7～60. 6)	吉川 聡 (25. 7～27. 6)		武部 三郎 (63. 7～ 2. 6)	

高知財務事務所長	
高橋 和也 (24. 6～25. 7)	中里 和明 (3. 7～ 5. 6)
永野 長 (25. 7～27. 1)	多田 義博 (5. 7～ 7. 6)
石井 沢二郎 (27. 2～28. 9)	竹井 昭夫 (7. 7～ 8. 6)
深瀬 渡 (28.10～34. 4)	日笠 龍二 (8. 7～ 9. 6)
小松 利吉 (34. 5～36. 4)	市川 良一 (9. 7～10. 6)
芦澤 勉 (36. 4～38. 6)	高橋 俊一 (10. 6～12. 6)
細川 憲次 (38. 6～41. 4)	松木 勇 (12. 7～13. 6)
山田 計一 (41. 4～43. 3)	夏目 博和 (13. 7～15. 6)
増岡 武男 (43. 3～45. 4)	宮保 貞 (15. 7～17. 6)
藤井 克文 (45. 5～47. 3)	三好 潤一郎 (17. 7～18. 6)
松岡 義正 (47. 4～49. 6)	綾 敏博 (18. 7～19. 6)
神高 敏彦 (49. 7～51. 6)	田辺 裕雅 (19. 7～21. 6)
高須賀 義登 (51. 7～53. 3)	片山 久義 (21. 7～22. 6)
多田 實 (53. 4～54. 6)	那須 政幸 (22. 7～24. 6)
多田 勝 (54. 7～55. 6)	小倉 正展 (24. 7～25. 6)
大関 昭一 (55. 7～57. 6)	日室 裕二 (25. 7～26. 6)
太田 英雄 (57. 7～58. 6)	三原 倫正 (26. 7～28. 6)
荒井 忍 (58. 7～60. 6)	岩井 俊介 (28. 7～30. 6)
古林 昭一 (60. 7～62. 6)	西岡 和宏 (30. 7～ 現在)
神谷 千代蔵 (62. 7～63. 5)	
阿部 洋司 (63. 5～ 2. 6)	
長尾 憲男 (2. 7～ 3. 6)	

南九州財務局長		九州財務局長		南九州財務局次長
昭24. 6. 1 熊本財務部長	迫水 久正 (54. 4～56. 3)	昭56. 4. 1 九州財務局長	鈴木 英明 (19. 7～20. 7)	昭24. 6. 1 熊本財務部次長
昭25. 5. 4 南九州財務局長	昭56. 4. 1 廃止	金成 圭章 (56. 4～56. 6)	豊岡 俊彦 (20. 7～21. 7)	昭25. 5. 4 南九州財務局次長
原 三 郎 (24. 6～24. 11)		岩 崎 隆 (56. 6～57. 5)	水野 哲昭 (21. 7～22. 7)	上 田 新 (24. 6～26. 4)
森 田 民夫 (24. 11～27. 6)		加登住 道 (57. 6～58. 9)	井川 裕昌 (22. 7～23. 7)	昭26. 5. 1 廃止
塚 本 一郎 (27. 8～29. 5)		山本 哲夫 (58. 9～60. 6)	亀水 晋 (23. 7～24. 7)	
藤 田 茂 (29. 5～31. 2)		吉川 元信 (60. 6～61. 6)	池田 潤 (24. 7～25. 6)	
横 山 正臣 (31. 2～32. 6)		吉川 共治 (61. 6～62. 6)	野 島 透 (25. 6～26. 7)	
杉 山 二郎 (32. 6～36. 11)		谷 口 孝 (62. 6～63. 6)	小 原 昇 (26. 7～27. 8)	
宮 川 政純 (36. 11～39. 7)		富田 駿介 (63. 6～ 2. 6)	辻 秀 夫 (27. 8～29. 7)	
瀬戸 文八郎 (39. 7～41. 7)		伊東 俊一 (2. 6～ 4. 6)	佐藤 正之 (29. 7～30. 6)	
吉 川 昌二 (41. 7～42. 8)		和田 恒夫 (4. 6～ 6. 7)	川 瀬 透 (30. 6～ 現在)	
島 谷 鍊三 (42. 8～43. 6)		首藤 新悟 (6. 7～ 7. 5)		
野 村 克通 (43. 6～44. 5)		野田 政昭 (7. 5～ 8. 7)		
小 野 喜一 (44. 5～44. 12)		小林 敏章 (8. 7～10. 6)		
元木 精一郎 (45. 2～46. 6)		橋 本 聰 (10. 7～11. 7)		
里 村 敏 (46. 6～47. 6)		土手 基史 (11. 7～12. 6)		
寺岡 雅之 (47. 6～48. 1)		高橋 明夫 (12. 6～13. 7)		
加 川 義一 (48. 1～49. 4)		井置 一史 (13. 7～15. 7)		
寺 村 年明 (49. 4～51. 6)		野沢 璋次 (15. 7～16. 7)		
増 川 義正 (51. 6～52. 6)		谷 口 博文 (16. 7～17. 7)		
松 本 亘司 (52. 6～53. 6)		木下 信行 (17. 8～18. 6)		
峯 岸 啓 (53. 6～54. 2)		相澤 雅文 (18. 6～19. 7)		

総務部長		理財部長		理財部次長
昭39. 4. 1 総務部長	木村 廣昭 (6. 7～7. 6)	昭26. 5. 1 理財部長	伊東 章二 (63. 5～元. 6)	昭59. 10. 1 理財部次長
所崎 弘 (40. 5～41. 4)	岩本 仁三 (7. 7～8. 6)	上田 新 (26. 5～27. 3)	三浦 弘美 (元. 7～2. 6)	宮崎 克己 (59. 10～60. 6)
田内里 茂 (41. 4～43. 5)	戸塚 正則 (8. 7～10. 6)	沖 良人 (27. 3～30. 11)	竹内 直彌 (2. 7～3. 6)	福島 実夫 (60. 7～61. 6)
吉田 充 (43. 6～45. 4)	角島 一明 (10. 6～11. 6)	荻田 正就 (30. 11～30. 12)	茂木 規久 (3. 7～4. 6)	岡本 捷一 (61. 7～62. 6)
手嶋 広蔵 (45. 5～46. 6)	守谷 修 (11. 7～12. 6)	真下 福来 (31. 1～36. 3)	石垣 栄二郎 (4. 7～6. 6)	伊東 章二 (62. 7～63. 5)
小沢 茂樹 (46. 7～48. 6)	佐藤 幸典 (12. 7～13. 6)	伊藤 謙一 (36. 4～37. 5)	岩本 仁三 (6. 7～7. 6)	三浦 弘美 (63. 7～元. 6)
峯岸 啓 (48. 7～49. 6)	上村 和美 (13. 7～14. 7)	里村 敏 (37. 5～39. 7)	板谷 和昌 (7. 7～8. 11)	伏見 一彰 (元. 7～4. 6)
森 俊憲 (49. 7～50. 3)	中村 豊 (14. 7～15. 7)	城 繁雄 (39. 7～41. 4)	竹嶋 孝育 (8. 11～9. 6)	平2. 7. 1 1増設
志賀 芳夫 (50. 4～51. 6)	野田 正幸 (15. 7～16. 6)	加藤 英邦 (41. 4～43. 5)	西本 治夫 (9. 7～10. 10)	坂元 敏一 (2. 7～3. 5)
原 和夫 (51. 6～53. 6)	畠山 久志 (16. 7～17. 6)	加藤 義一 (43. 5～45. 6)	白川 正照 (10. 10～11. 6)	牧 正利 (3. 7～4. 6)
北原 正男 (53. 7～54. 6)	但木 光夫 (17. 7～19. 6)	小沢 茂樹 (45. 7～46. 6)	藤井 勝彦 (11. 7～14. 6)	岡崎 正則 (4. 7～5. 6)
山田 威 (54. 7～56. 6)	春山 芳司 (19. 7～21. 6)	河野 節雄 (46. 7～47. 4)	三宅 正記 (14. 7～15. 7)	辻 清志 (4. 7～5. 6)
二宮 学 (56. 7～57. 6)	岡本 輝久 (21. 7～22. 6)	志賀 芳夫 (47. 5～49. 6)	堀本 修 (15. 7～17. 6)	畠中 紀敏 (5. 7～6. 6)
千々岩 俊郎 (57. 7～59. 6)	北村 信男 (22. 7～23. 6)	原 和夫 (49. 7～51. 6)	岡本 輝久 (17. 7～19. 6)	松岡 信之 (5. 7～6. 6)
平野 久雄 (59. 7～60. 6)	小柳 健 (23. 7～24. 6)	永田 豊 (51. 7～53. 6)	渡辺 健雄 (19. 7～21. 6)	山村 一壮 (6. 7～7. 6)
宮川 和雄 (60. 7～62. 6)	芥川 義清 (24. 7～25. 6)	横井 善吉 (53. 7～54. 7)	鈴木 正俊 (21. 7～22. 6)	新田 進 (6. 7～8. 6)
鈴木 肇 (62. 7～元. 6)	山路 和樹 (25. 7～26. 6)	岡田 直 (54. 7～56. 6)	芥川 義清 (22. 7～24. 6)	国利 一正 (7. 7～8. 6)
山内 一郎 (元. 6～2. 6)	初岡 道大 (26. 7～28. 6)	赤志 孝裕 (56. 7～57. 9)	小堀 敏久 (24. 7～26. 3)	吉村 聖 (8. 7～10. 6)
笹川 弘 (2. 7～3. 6)	小堀 敏久 (28. 7～29. 6)	藺川 俊一 (57. 9～59. 6)	小柳 津博 (26. 4～27. 6)	西村 義孝 (8. 7～10. 6)
長谷川 正文 (3. 6～4. 6)	田中 敏貴 (29. 7～現在)	宮長 増治 (59. 7～60. 6)	平岡 聡 (27. 7～29. 6)	平10. 6. 22 1廃止
井上 拓雄 (4. 6～5. 6)		鈴木 肇 (60. 7～62. 6)	井 秀典 (29. 7～30. 6)	山田 輝雄 (10. 6～11. 6)
山下 誠 (5. 7～6. 6)		中村 正克 (62. 7～63. 5)	山本 義英 (30. 7～現在)	細谷 章 (11. 7～13. 6)

理財部次長	検査監理官	金融監督官	管財部長	
角 田 吉 則 (13. 7～15. 3)	平10. 6. 22 検査監理官	平10. 6. 22 金融監督官	昭26. 5. 1 管財部長	堀 井 佳 久 (63. 7～元. 6)
塚 越 近 良 (15. 7～17. 6)	廣 田 優 (10. 6～11. 6)	吉 村 聖 (10. 6～11. 6)	沖 良 人 (26. 5～27. 3)	益 田 隆 夫 (元. 7～ 2. 6)
鈴 木 盛 雄 (17. 7～19. 6)	石 川 庄 三 (11. 7～13. 6)	中 山 智 之 (11. 7～12. 6)	高 橋 和 也 (27. 3～29. 6)	飛 谷 安 宣 (2. 7～ 4. 3)
村 上 一 之 (19. 7～20. 6)	高 桑 良 政 (13. 6～14. 7)	飯 塚 節 (12. 7～14. 6)	江 藤 俊 助 (29. 7～35. 3)	白 井 高 義 (4. 4～ 5. 6)
遠 藤 順 次 (20. 7～21. 6)	久 本 裕 三 (14. 7～16. 7)	中 田 守 (14. 7～16. 7)	里 村 敏 (35. 4～37. 5)	小 林 誠 一 (5. 7～ 6. 6)
江 戸 久 男 (21. 7～22. 6)	佐々木 章 (16. 7～17. 7)	伊 藤 雅 男 (16. 7～18. 6)	安 倍 友 彦 (37. 5～38. 10)	小 西 昭 利 (6. 7～ 7. 6)
川 野 佳 明 (22. 7～23. 6)	井 上 哲 (17. 7～19. 6)	大 用 恭 市 (18. 7～20. 6)	吉 海 正 行 (38. 10～41. 1)	寺 井 正 信 (7. 7～ 8. 6)
稲 村 弘 (23. 7～24. 6)	佐 藤 進 (19. 7～20. 6)	平 岡 聡 (20. 7～21. 6)	木 本 敏 男 (41. 1～42. 10)	井 口 博 (8. 7～ 9. 6)
中 原 博 文 (24. 7～26. 6)	上 野 豊 明 (20. 7～21. 6)	北 川 真 (21. 7～23. 6)	露 木 明 (42. 10～44. 8)	小 室 順 一 (9. 7～11. 3)
鶴 田 真 二 (26. 7～27. 6)	吉 武 正 訓 (21. 7～22. 6)	佐 藤 雄 作 (23. 7～25. 6)	柳 井 良 真 (44. 8～47. 4)	脇 坂 俊 彦 (11. 4～12. 6)
宮 園 次 男 (27. 7～28. 6)	田 中 佳 彦 (22. 7～23. 6)	村 上 勝 彦 (25. 7～26. 6)	中 村 善 郎 (47. 5～49. 5)	齋 藤 彰 範 (12. 7～13. 6)
平 嶋 淳 一 (28. 7～29. 6)	甲 木 一 也 (23. 7～24. 6)	松 永 尚 之 (26. 7～27. 6)	戸 波 徹 雄 (49. 5～51. 4)	高 橋 俊 一 (13. 7～14. 7)
宮 浦 裕 司 (29. 7～ 現在)	末 吉 直 (24. 7～25. 3)	村 中 研 一 (27. 7～28. 6)	光 武 新 次 郎 (51. 5～52. 6)	但 木 光 夫 (14. 7～15. 7)
	松 永 尚 之 (25. 7～26. 6)	奥 克 幸 (28. 7～29. 6)	後 藤 春 生 (52. 7～53. 6)	塩 原 英 喜 (15. 7～16. 6)
	永 田 浩 (26. 7～28. 6)	内 田 哲 朗 (29. 7～30. 6)	都 甲 武 治 (53. 7～54. 4)	村 川 徳 壽 (16. 7～17. 6)
	成 島 康 宏 (28. 7～29. 6)	児 玉 和 弘 (30. 7～ 現在)	重 松 加 久 隆 (54. 7～56. 6)	表 信 治 (17. 7～19. 6)
	田 邊 亮 二 (29. 7～ 現在)		千々岩 俊 郎 (56. 7～57. 6)	初 岡 道 大 (19. 7～21. 6)
			北 嶋 義 晴 (57. 7～58. 6)	谷 澤 明 彦 (21. 7～23. 6)
			鈴 木 寛 治 (58. 7～59. 6)	川 野 佳 明 (23. 7～24. 6)
			寺 本 明 (59. 7～60. 11)	畑 猛 (24. 7～26. 6)
			細 見 清 弥 (60. 12～62. 6)	山 田 謙 司 (26. 7～27. 6)
			山 崎 幸 夫 (62. 7～63. 6)	志 賀 真 (27. 7～28. 6)

管財部長	財務局考査官	財務局監察官		証券取引等監視官
村 中 研 一 (28. 7～29. 6)	昭49. 4. 11 財務局考査官	昭29. 10. 1 財務局監察官	上 原 曙 (60. 7～61. 6)	平4. 7. 20 証券取引等監視官
松 永 尚 之 (29. 7～30. 6)	那 須 敏 (49. 7～51. 6)	橋 口 一 秀 (29. 10～31. 11)	江 藤 憲 一 (61. 7～62. 6)	清 水 達 男 (4. 7～ 6. 6)
立 川 敏 章 (30. 7～ 現在)	中 野 隼 男 (51. 7～52. 6)	安 倍 友 彦 (31. 12～34. 4)	西 田 星 光 (62. 7～63. 6)	小 路 知 章 (6. 7～ 7. 6)
	上 迫 田 亘 (52. 7～55. 4)	板 井 哲 也 (34. 4～37. 5)	鳥 井 政 司 (63. 7～ 2. 6)	増 川 功 (7. 7～ 9. 6)
	林 隆 義 (55. 7～56. 6)	浅 利 辰 雄 (37. 5～39. 2)	町 田 峯 男 (2. 7～ 3. 6)	加 後 外 喜 夫 (9. 7～12. 6)
	篠 原 寛 治 (56. 7～57. 6)	片 田 隆 一 (39. 2～41. 1)	宮 原 司 郎 (3. 7～ 5. 6)	三 崎 光 春 (12. 7～14. 6)
	寺 師 徹 (57. 7～59. 6)	坂 本 比 登 志 (41. 4～41. 9)	辻 健 三 (5. 7～ 7. 6)	黒 田 菊 雄 (14. 7～16. 7)
	坂 口 敏 郎 (59. 7～60. 5)	柳 井 良 真 (41. 10～42. 3)	嶽 下 清 則 (7. 7～ 8. 3)	三 好 潤 一 郎 (16. 7～17. 6)
	平 良 篤 男 (60. 5～60. 7)	宮 本 清 人 (42. 4～42. 4)	仲 村 完 治 (8. 3～ 8. 6)	舩 元 正 登 (17. 7～19. 6)
	堀 昭 之 助 (60. 7～61. 6)	増 田 鉄 雄 (42. 5～44. 4)	飯 隈 憲 一 (8. 7～ 9. 6)	小 崎 優 一 (19. 7～20. 6)
	柳 田 晴 雄 (61. 7～62. 6)	佐 藤 正 三 (44. 4～46. 5)	笠 學 (9. 7～10. 6)	廣 瀬 智 弘 (20. 7～21. 6)
	小 西 泰 山 (62. 7～元. 6)	手 嶋 広 蔵 (46. 6～46. 6)	平10. 6. 22 承認官職へ移行	武 田 文 昭 (21. 7～22. 6)
	安 部 直 (元. 7～ 2. 5)	西 村 嘉 徳 (46. 7～48. 3)		石 井 睦 哲 (22. 7～23. 6)
	坂ノ上 浩一 (2. 7～ 4. 6)	後 藤 茂 夫 (48. 7～49. 3)		寺 田 章 (23. 7～25. 6)
	清 水 達 男 (4. 7～ 4. 7)	尾 形 秀 夫 (49. 7～51. 3)		鶴 田 真 二 (25. 7～26. 6)
	平4. 7. 20 廃止	小 島 義 秋 (51. 7～52. 3)		岩 上 弘 美 (26. 7～27. 6)
		長 石 義 明 (52. 7～54. 3)		村 本 直 樹 (27. 7～28. 6)
		入 田 巧 (54. 7～55. 6)		小 倉 哉 也 (28. 7～29. 6)
		原 田 正 雄 (55. 7～57. 6)		上加世田 英雄 (29. 7～ 現在)
		新 佐 枝 秀 夫 (57. 7～58. 6)		
		中 村 滋 雄 (58. 7～59. 6)		
		岡 本 康 (59. 7～60. 6)		

大分財務事務所長		大分財務部次長	宮崎財務事務所長	
永尾 福蔵 (24. 6～25. 7)	若杉 克己 (63. 7～ 2. 6)	昭44. 4. 1 大分財務部次長	松村 政三郎 (24. 6～25. 7)	前川 浩造 (60. 7～61. 6)
荻田 正就 (25. 7～27. 9)	竹原 正一 (2. 7～ 3. 6)	小笠原 英夫 (44. 7～45. 11)	村上 正章 (25. 7～27. 9)	長岡 康夫 (61. 7～63. 6)
村上 正章 (27. 9～31. 11)	相馬 伸之輔 (3. 7～ 4. 6)	田中 秀穂 (47. 7～48. 6)	比嘉 良栄 (27. 9～31. 11)	石浦 毅 (63. 7～ 2. 6)
比嘉 良栄 (31. 11～34. 11)	山口 康博 (4. 7～ 5. 6)	昭48. 7. 1 廃止	橋口 一秀 (31. 11～34. 4)	安倍 幸夫 (2. 7～ 3. 6)
深津 正夫 (34. 11～36. 6)	樫山 教昭 (5. 7～ 6. 6)		安倍 友彦 (34. 4～36. 6)	森 正義 (3. 7～ 4. 6)
長岡 由松 (36. 6～37. 5)	中尾 高 (6. 7～ 8. 6)		吉居 義治 (36. 6～38. 8)	井上 英夫 (4. 7～ 5. 6)
所崎 弘 (37. 5～39. 3)	脇坂 俊彦 (8. 7～ 9. 6)		小林 正人 (38. 8～39. 9)	斉藤 好典 (5. 7～ 7. 6)
木本 敏男 (39. 4～41. 1)	小西 克廣 (9. 7～10. 6)		藤崎 藤雄 (39. 10～42. 4)	中村 豊 (7. 7～ 9. 6)
清永 正 (41. 2～42. 3)	吉田 公信 (10. 6～11. 6)		石田 積 (42. 4～43. 5)	飯隈 憲一 (9. 7～10. 6)
柳井 良真 (42. 4～44. 8)	廣田 優 (11. 7～13. 6)		堤箸 清男 (43. 6～45. 6)	笠 學 (10. 6～11. 6)
平江 弘 (44. 8～47. 4)	坂井 頌平 (13. 7～14. 7)		上坂 好美 (45. 7～46. 6)	安田 顕司 (11. 7～13. 6)
吉元 徹郎 (47. 5～49. 6)	梶野 弘道 (14. 7～15. 7)		栗崎 久 (46. 7～47. 6)	島本 鳳鳴 (13. 7～14. 7)
吉田 親雄 (49. 7～50. 6)	難波 昌之 (15. 7～16. 6)		萩原 孝義 (47. 7～48. 6)	志方 義裕 (14. 7～15. 7)
矢崎 佳哉 (50. 7～51. 6)	迫間 博美 (16. 7～18. 6)		光武 新次郎 (48. 7～49. 6)	堤 英治 (15. 7～16. 6)
河村 正弘 (51. 7～52. 6)	浜田 隆信 (18. 7～19. 6)		西本 軍人 (49. 7～51. 6)	水野 幸男 (16. 7～18. 6)
横井 善吉 (52. 7～53. 6)	古閑 健一 (19. 7～21. 6)		都甲 武治 (51. 7～53. 6)	日野 直道 (18. 7～20. 6)
北畠 義晴 (53. 7～55. 6)	川野 佳明 (21. 7～22. 6)		中川 主計 (53. 7～54. 6)	堤 浩二 (20. 7～22. 6)
近藤 寛 (55. 7～56. 6)	森山 敏彰 (22. 7～24. 6)		今 仁平 (54. 7～55. 6)	原田 義彦 (22. 7～23. 6)
嵩 常雄 (56. 7～58. 6)	三代 啓二郎 (24. 7～25. 6)		海老原 斉 (55. 7～56. 6)	工藤 直敏 (23. 7～24. 6)
島田 典邦 (58. 7～60. 6)	志賀 真 (25. 7～27. 6)		竹内 正明 (56. 7～57. 6)	志賀 真 (24. 7～25. 6)
益田 隆夫 (60. 7～62. 6)	内田 哲朗 (27. 7～29. 6)		小野寺 宣人 (57. 7～58. 6)	村中 研一 (25. 7～27. 6)
内田 丞司朗 (62. 7～63. 6)	奥 克幸 (29. 7～ 現在)		草津 謙一 (58. 7～60. 6)	上加世田 英雄 (27. 7～29. 6)

宮崎財務事務所長	鹿児島財務事務所長	
三 原 健 (29. 7～ 現在)	高 平 峻 (24. 6～24. 9)	白 井 高 義 (63. 7～ 2. 6)
	勢 一 正 美 (24. 9～25. 7)	牧 正 利 (2. 7～ 3. 6)
	高 橋 和 也 (25. 7～27. 3)	三 沢 澄 男 (3. 7～ 4. 6)
	江 藤 俊 助 (27. 3～29. 6)	竹村 恵一郎 (4. 7～ 5. 6)
	渡 辺 親 利 (29. 7～33. 6)	緒 方 洋 治 (5. 7～ 6. 6)
	長 岡 由 松 (33. 6～36. 6)	甲 斐 清 治 (6. 7～ 8. 6)
	安 倍 友 彦 (36. 6～37. 5)	山 田 晴 比 古 (8. 7～10. 6)
	白 木 英 一 (37. 5～39. 3)	飯 隈 憲 一 (10. 6～11. 6)
	鬼 頭 一 雄 (39. 4～41. 3)	竹 田 士 郎 (11. 7～12. 6)
	長 俊 史 (41. 4～44. 3)	三 重 野 秀 明 (12. 7～14. 7)
	中 村 善 郎 (44. 4～45. 6)	阿 曾 秀 昭 (14. 7～16. 7)
	安 田 敏 文 (45. 7～46. 6)	堤 英 治 (16. 7～17. 6)
	戸 波 徹 雄 (46. 7～47. 6)	木 下 政 喜 (17. 7～18. 6)
	川 島 重 夫 (47. 7～48. 6)	繁 義 光 (18. 7～20. 6)
	矢 崎 佳 哉 (48. 6～50. 6)	藤 井 眞 也 (20. 7～22. 6)
	渡 辺 正 敏 (50. 7～52. 6)	工 藤 直 敏 (22. 7～23. 6)
	上 原 隆 之 (52. 7～54. 6)	仮 野 宏 (23. 7～25. 6)
	竹 田 照 (54. 7～55. 6)	下 鶴 毅 (25. 7～28. 6)
	北 畠 義 晴 (55. 7～57. 6)	川 崎 達 也 (28. 7～30. 6)
	寺 本 明 (57. 7～59. 6)	福 家 久 仁 彦 (30. 7～ 現在)
	松 田 勝 郎 (59. 7～61. 6)	
	木 村 博 文 (61. 7～63. 6)	

北九州財務局長		福岡財務支局長		北九州財務局次長
昭24. 6. 1 福岡財務部長	昭56. 4. 1 廃止	昭56. 4. 1 福岡財務支局長	菊 地 和 博 (23. 7～24. 7)	昭24. 6. 1 福岡財務部次長
昭25. 5. 4 北九州財務局長		金 成 圭 章 (56. 4～56. 6)	御 園 生 功 (24. 7～25. 7)	昭25. 5. 4 北九州財務局次長
辻 畑 泰 輔 (24. 6～25. 3)		松 原 幹 夫 (56. 6～58. 6)	高 木 隆 (25. 7～26. 6)	山 崎 直 吉 (24. 6～26. 4)
川 戸 定 吉 (25. 5～28. 5)		土 居 信 良 (58. 6～60. 6)	長 谷 川 靖 (26. 7～27. 7)	昭26. 5. 1 廃止
清 島 省 三 (28. 6～30. 10)		津 野 修 (60. 6～61. 1)	上 羅 豪 (27. 7～27. 8)	
田 所 正 幸 (30. 10～31. 11)		龍 寶 惟 男 (61. 2～62. 6)	小柳 健(心得) (27. 9～27. 11)	
清 野 真 (31. 11～35. 7)		中 島 富 雄 (62. 6～63. 6)	森 山 茂 樹 (27. 12～30. 7)	
廉 隅 傳 次 (35. 7～37. 3)		中 島 勝 巳 (63. 6～ 2. 6)	河 村 直 樹 (30. 7～ 現在)	
吉 村 真 一 (37. 4～39. 7)		沖 津 武 晴 (2. 6～ 4. 6)		
大 島 隆 夫 (39. 7～41. 7)		鈴 木 康 司 (4. 6～ 6. 6)		
宮 内 通 雄 (41. 8～42. 8)		建 部 和 仁 (6. 7～ 8. 6)		
竹 内 勉 (42. 8～44. 8)		小 瀧 徹 (8. 6～10. 1)		
田 邊 博 通 (44. 8～45. 4)		飯 島 健 司 (10. 1～12. 7)		
後 藤 達 太 (45. 6～46. 8)		湖 島 知 高 (12. 7～14. 7)		
金 子 知 太 郎 (46. 8～47. 6)		村 上 和 也 (14. 7～16. 7)		
山 崎 一 男 (47. 6～48. 6)		樋 口 俊 一 郎 (16. 7～17. 7)		
額 田 毅 也 (48. 6～50. 7)		津 曲 俊 英 (17. 7～18. 7)		
柴 田 耕 一 (50. 7～51. 6)		三 村 亨 (18. 7～19. 7)		
宮 下 鐵 巳 (51. 6～52. 6)		吉 村 宗 一 (19. 7～20. 7)		
松 尾 直 良 (52. 6～53. 6)		八 田 斎 (20. 7～21. 7)		
金 子 順 三 (53. 6～55. 5)		上 野 善 晴 (21. 7～22. 7)		
金 成 圭 章 (55. 6～56. 3)		有 働 忠 明 (22. 7～23. 7)		

総務部長	財務主幹		理財部長	
昭37. 4. 1 総務部長	昭60. 7. 1 財務主幹	日 野 直 道 (24. 7～25. 6)	昭26. 5. 1 理財部長	平 沼 貞 次 (4. 7～ 6. 7)
江 藤 俊 助 (37. 4～39. 9)	石 飛 知 伸 (60. 7～61. 6)	芥 川 義 清 (25. 7～26. 6)	山 崎 直 吉 (26. 5～27. 3)	神 川 信 造 (6. 7～ 7. 6)
島 谷 鍊 三 (39. 10～40. 11)	中 原 正 雄 (61. 7～62. 6)	小 柳 健 (26. 7～28. 6)	白 水 博 愛 (27. 3～30. 11)	佐 藤 幸 典 (7. 6～ 8. 6)
小 野 喜 一 (40. 11～42. 8)	鈴 木 勲 (62. 7～63. 6)	貝 守 真 一 (28. 7～29. 6)	沖 良 人 (31. 11～36. 5)	森 博 彰 (8. 7～10. 4)
秦 一 郎 (42. 8～43. 6)	斉 藤 新 一 (63. 7～元. 6)	初 岡 道 大 (29. 7～30. 6)	三 輪 力 (36. 6～38. 5)	大 井 正 隆 (10. 4～11. 6)
宮 崎 尚 (43. 7～45. 7)	塚 本 幹 夫 (元. 6～ 2. 6)	井 秀 典 (30. 7～ 現在)	田 中 稔 (38. 6～40. 7)	畠 山 久 志 (11. 7～13. 6)
藤 澤 正 (45. 7～46. 7)	是 永 勇 (2. 7～ 3. 6)		秦 一 郎 (40. 7～42. 8)	中 澤 健 (13. 7～15. 6)
小 林 桂 吉 (46. 7～47. 7)	竹 内 直 彌 (3. 7～ 4. 6)		宮 崎 尚 (42. 8～43. 7)	三 宅 正 記 (15. 7～17. 6)
水 野 政 壽 (47. 8～48. 6)	武 部 三 郎 (4. 7～ 5. 6)		藤 澤 正 (43. 7～45. 7)	松 本 弥 (17. 7～18. 6)
山 田 選 (48. 7～49. 7)	本 田 邦 夫 (5. 7～ 7. 6)		小 林 桂 吉 (45. 7～46. 7)	其 田 修 一 (18. 7～19. 6)
渡 部 祐 資 (49. 7～51. 7)	西 本 治 夫 (7. 7～ 8. 6)		山 田 選 (46. 7～48. 6)	下 出 啓 介 (19. 7～21. 6)
長 澤 昇 一 (51. 7～52. 6)	小 林 徹 (8. 6～10. 6)		濱 口 正 武 (48. 7～51. 5)	芥 川 義 清 (21. 7～22. 6)
岡 下 昌 浩 (52. 7～53. 7)	遠 目 塚 秋 夫 (10. 6～12. 7)		岡 下 昌 浩 (51. 7～52. 6)	松 本 清 志 (22. 7～23. 8)
澤 島 政 夫 (53. 7～54. 6)	星 野 博 (12. 7～13. 6)		澤 島 政 夫 (52. 7～53. 7)	酒 井 慎 一 (23. 8～24. 6)
高 木 幸 雄 (54. 7～56. 6)	中 村 豊 (13. 7～14. 6)		峯 嶋 利 之 (53. 7～55. 6)	初 岡 道 大 (24. 7～26. 6)
大 高 明 教 (56. 7～58. 6)	谷 川 孝 (14. 7～15. 6)		寺 本 泉 (55. 7～57. 6)	吉 澤 守 (26. 7～27. 6)
田 中 春 義 (58. 7～60. 6)	進 藤 隆 一 (15. 7～17. 6)		邊 見 敬 三 郎 (57. 6～59. 4)	井 秀 典 (27. 7～29. 6)
昭60. 7. 1 廃止	利 田 秀 男 (17. 7～18. 6)		中 村 修 三 (59. 5～61. 6)	田 村 嘉 啓 (29. 7～ 現在)
	中 山 芳 之 (18. 7～21. 6)		藤 本 進 (61. 6～63. 6)	
	原 博 志 (21. 7～22. 6)		上 田 善 久 (63. 6～元. 6)	
	川 島 俊 通 (22. 7～23. 6)		山 添 和 雄 (元. 6～ 3. 6)	
	金 子 秀 喜 (23. 7～24. 6)		大 前 忠 (3. 6～ 4. 7)	

理財部次長			検査監理官	金融監督官
昭49. 4. 11 理財部次長	野田 正幸 (6. 7～8. 6)	内川 克朗 (28. 7～29. 6)	平10. 6. 22 検査監理官	平10. 6. 22 金融監督官
与座 章健 (49. 7～51. 6)	樫山 教昭 (6. 7～8. 6)	金子 洋之 (29. 7～現在)	原口 英毅 (10. 6～11. 6)	中山 芳之 (10. 6～11. 6)
近田 喜三郎 (51. 7～52. 6)	河野 邦明 (8. 7～9. 6)		藤井 秀夫 (11. 7～13. 6)	御子柴 達 (11. 7～13. 6)
大高 明教 (52. 7～54. 6)	和田 司 (8. 7～10. 6)		岡嶋 公則 (13. 7～15. 6)	川島 俊通 (13. 7～14. 6)
岡本 隆 (54. 7～55. 6)	中山 芳之 (9. 7～10. 6)		田中 俊章 (15. 7～16. 3)	佐藤 秀明 (14. 7～15. 6)
藤田 義昌 (55. 7～58. 6)	平10. 6. 22 1廃止		巾嶋 喜彦 (16. 4～17. 6)	浅田 雅昌 (15. 7～16. 6)
種谷 幸雄 (58. 7～60. 6)	大江 利通 (10. 6～11. 6)		松尾 政紹 (17. 7～18. 6)	小林 雅昭 (16. 7～17. 6)
塚本 幹夫 (60. 7～61. 6)	戸谷 純生 (11. 7～12. 7)		木下 政喜 (18. 7～19. 6)	安藤 嘉昭 (17. 7～18. 6)
積木 紘 (61. 7～63. 6)	高橋 修作 (12. 7～13. 3)		神吉 薫 (19. 7～20. 6)	根本 昇 (18. 7～20. 6)
昭62. 7. 1 1増設	細谷 章 (13. 7～14. 6)		鶴身 洋 (20. 7～21. 6)	井 秀典 (20. 7～21. 6)
楠村 正治 (62. 7～63. 1)	加藤 精一 (14. 7～15. 6)		廣瀬 智弘 (21. 7～22. 6)	倉林 健二 (21. 7～24. 6)
和田 信雄 (63. 2～63. 6)	崎野 正純 (15. 7～16. 6)		樋口 光雄 (22. 7～24. 6)	幸家 秀男 (24. 7～26. 3)
松永 達生 (63. 7～2. 5)	安倍 俊郎 (16. 7～17. 6)		猪俣 和也 (24. 7～25. 3)	樋口 光雄 (26. 4～28. 6)
茂木 規久 (63. 7～元. 6)	阿部 稔 (17. 7～18. 6)		末吉 直 (25. 4～26. 6)	原 崇 (28. 7～30. 6)
湯野川 仁 (元. 7～2. 3)	樋口 光雄 (18. 7～20. 6)		内田 哲朗 (26. 7～27. 6)	山本 祐実 (30. 7～現在)
武部 三郎 (2. 7～3. 6)	長谷川 整 (20. 7～22. 6)		榎本 伸義 (27. 7～29. 6)	
山辺 信男 (2. 7～3. 3)	廣松 正治 (22. 7～23. 3)		原田 修二 (29. 7～30. 6)	
板谷 和昌 (3. 7～4. 6)	仮野 宏 (23. 4～23. 6)		井上 靖 (30. 7～現在)	
若杉 茂男 (3. 7～4. 5)	廣松 正治 (23. 7～24. 6)			
河野 廣 (4. 7～6. 6)	甲木 一也 (24. 7～25. 6)			
相馬 伸之輔 (4. 7～5. 6)	宮本 清 (25. 7～26. 6)			
山口 康博 (5. 7～6. 6)	平嶋 淳一 (26. 7～28. 6)			

管財部長			管財部次長	財務局審査官
昭26. 5. 1 管財部長	笹 川 弘 (62. 7～元. 6)	鈴木 盛雄 (25. 7～26. 6)	昭48. 7. 1 管財部次長	昭48. 4. 12 財務局審査官
蒲原 英一 (26. 5～27. 9)	川原 良一 (元. 7～3. 6)	井 秀 典 (26. 7～27. 6)	萩原 孝義 (48. 7～49. 6)	竹 田 照 (48. 7～49. 6)
掛田 亀太郎 (27. 9～28. 1)	武部 三郎 (3. 7～4. 6)	岡部 勝巳 (27. 7～28. 6)	谷 安 三 (49. 7～50. 6)	村上 明也 (49. 7～52. 6)
吉 川 清 (28. 1～29. 6)	伏見 一彰 (4. 7～5. 6)	村上 佳子 (28. 7～29. 6)	光武 新次郎 (50. 7～51. 5)	萩原 稔 (52. 7～53. 6)
高橋 和也 (29. 7～31. 4)	山之内 千秋 (5. 7～6. 6)	原口 裕一 (29. 7～30. 6)	西本 軍人 (51. 7～53. 5)	林 利 彦 (53. 7～55. 6)
永 野 長 (31. 7～35. 3)	五十嵐 達 (6. 7～7. 6)	内川 克朗 (30. 7～現在)	重松 加久隆 (53. 7～54. 6)	住野 安徳 (55. 7～56. 6)
江藤 俊助 (35. 4～37. 3)	佐藤 暉二 (7. 7～8. 6)		上原 隆之 (54. 7～55. 9)	昭56. 4. 1 九州財務局派遣
吉 田 充 (37. 5～39. 3)	金 川 昇 (8. 7～9. 6)		安田 孝保 (55. 11～56. 6)	大 石 洋 (56. 7～57. 6)
所 崎 弘 (39. 4～40. 5)	大橋 友明 (9. 7～10. 5)		近 藤 寛 (56. 7～57. 6)	村岡 啓三 (57. 7～59. 10)
松尾 虎夫 (40. 5～43. 1)	森谷 春男 (10. 6～11. 6)		佐々木 忠興 (57. 7～58. 6)	長谷川 欣司 (59. 10～61. 6)
手嶋 廣蔵 (43. 1～45. 5)	田中 孝夫 (11. 7～13. 6)		上 野 誠 (58. 7～59. 6)	野口 秀敏 (61. 7～63. 6)
納 富 計 (45. 5～46. 6)	工藤 賢二 (13. 7～14. 6)		石井 巳津司 (59. 7～60. 6)	住富 英五朗 (63. 7～2. 7)
安田 敏文 (46. 7～48. 6)	木元 増蔵 (14. 7～15. 6)		昭60. 7. 1 廃止	山之内 千秋 (2. 7～3. 1)
川島 重夫 (48. 7～50. 6)	須 永 宣 (15. 7～17. 6)			井手 哲雄 (3. 1～4. 6)
松尾 廣俊 (50. 7～52. 4)	佐藤 秀明 (17. 7～18. 6)			多田 義博 (4. 7～4. 7)
福島 晋二 (52. 7～54. 6)	北村 信男 (18. 7～19. 6)			平 4. 7. 20 廃止
北住 幸敏 (54. 7～55. 6)	木下 政喜 (19. 7～20. 6)			
梅木 岩雄 (55. 7～57. 6)	柳井 弘之 (20. 7～21. 6)			
近 藤 寛 (57. 7～58. 5)	森嶋 準一 (21. 7～22. 6)			
船越 安正 (58. 7～60. 6)	田中 敏貴 (22. 7～23. 6)			
藤野 晋一 (60. 7～61. 6)	阿部 弥門 (23. 7～24. 3)			
石井 巳津司 (61. 7～62. 4)	安部 文仁 (24. 4～25. 6)			

財務局監察官		金融商品取引所監理官		証券取引等監視官
昭29.10. 1 財務局監察官	北原 年春 (61. 1～61. 6)	昭27. 8. 1 福岡証券取引所監理 官	榊原 寅介 (2. 7～ 3. 6)	平 4. 7.20 証券取引等監視官
阿部 五郎 (29.10～33. 7)	田中 哉旨 (61. 7～62. 6)	平19. 9.30 金融商品取引所監理 官	浦田 紀成 (3. 7～ 4. 6)	多田 義博 (4. 7～ 5. 6)
佐多 寅雄 (33. 7～34. 3)	佳富 英五朗 (62. 7～63. 6)	里村 義孝 (27.11～33. 6)	井手 哲雄 (4. 7～ 5. 6)	辻原 一人 (5. 7～ 6. 5)
日高 実 (34. 8～35. 1)	安元 順真 (63. 7～元. 4)	渡辺 親利 (33. 6～38. 2)	谷崎 博明 (5. 7～ 7.11)	大畑 勇 (6. 7～ 7. 6)
松本 清 (35. 3～37. 7)	林松 緑 (元. 7～ 2. 7)	阿部 五郎 (38. 3～40. 4)	塩山 裕 (7.11～ 8. 7)	藤田 輝彦 (7. 7～ 8. 6)
渡辺 宗綱 (37. 8～39. 4)	平尾 靖邦 (2. 7～ 3. 3)	松本 清 (40. 4～41. 4)	竹井 昭夫 (8. 7～10. 3)	廣田 優 (8. 7～10. 6)
草場 茂 (39. 5～40. 4)	進 峻男 (3. 7～ 4. 5)	亀井 重男 (41. 4～42. 4)	則行 応史 (10. 6～12. 6)	石村 精二 (10. 6～11. 6)
納富 計 (40. 4～41. 3)	浦田 紀成 (4. 7～ 5. 7)	萩尾 辰雄 (42. 4～44. 4)	末永 昭夫 (12. 7～14. 6)	石川 勝一 (11. 7～12. 6)
徳島 保馬 (41. 4～42. 6)	山口 俊二 (5. 7～ 6. 7)	門司 成重 (44. 7～45. 5)	藤原 正久 (14. 7～16. 6)	菊地 和弘 (12. 7～14. 6)
薬師川 清 (42. 7～44. 4)	奥竹 忠範 (6. 7～ 7. 3)	本村 実 (45. 7～46. 4)	中尾 逸夫 (16. 7～18. 6)	三重野 秀明 (14. 7～15. 6)
宮園 樋 (44. 5～45. 5)	満川 康弘 (7. 3～ 7. 6)	志賀 芳夫 (46. 7～47. 4)	山口 周一 (18. 7～20. 3)	志方 義裕 (15. 7～16. 6)
門司 成重 (45. 5～46. 6)	塩山 裕 (7. 7～ 7.11)	徳島 秀雄 (47. 7～49. 5)	佐藤 正則 (20. 3～21. 6)	永井 等 (16. 7～18. 6)
石崎 保 (46. 7～48.11)	山上 良男 (7.11～ 8. 7)	古賀 得正 (49. 7～52. 6)	大塚 雄一 (21. 7～22. 6)	小崎 優一 (18. 7～19. 6)
江本 善五郎 (48.12～50. 6)	信末 浩明 (8. 7～ 9. 7)	吉田 親雄 (52. 7～55. 6)	長谷川 整 (22. 7～23. 6)	井 秀典 (19. 7～20. 6)
老松 緑 (50. 7～51. 6)	大江 利通 (9. 7～10. 6)	竹田 照 (55. 7～57. 6)	牟田 正則 (23. 7～24. 6)	笹本 純雄 (20. 7～22. 6)
酒井 満 (51. 7～53. 6)	平10. 6.22 承認官職へ移行	三浦 陽一郎 (57. 7～58. 6)	仲山 欽也 (24. 7～25. 6)	松永 尚之 (22. 7～23. 6)
田中 精二 (53. 7～55. 6)		松本 忠義 (58. 7～59. 6)	有田 力雄 (25. 7～26. 6)	久野 稔幸 (23. 7～24. 6)
大家 十郎 (55. 7～56. 6)		中村 滋雄 (59. 7～60. 6)	原口 裕一 (26. 7～27. 6)	樋口 光雄 (24. 7～26. 3)
昭56. 4. 1 九州財務局派遣		石井 巳津司 (60. 7～61. 6)	秋吉 慎也 (27. 7～28. 6)	越渡 康弘 (26. 4～28. 6)
松本 忠義 (56. 7～58. 6)		和田 信雄 (61. 7～63. 1)	村本 直樹 (28. 7～30. 6)	秋吉 慎也 (28. 7～30. 6)
増田 幸男 (58. 7～58.12)		野口 秀敏 (63. 7～元. 6)	小谷 好明 (30. 7～ 現在)	田中 淳 (30. 7～ 現在)
渡辺 寿彦 (58.12～61. 1)		笹川 信彦 (元. 7～ 2. 5)		

佐賀財務事務所長			長崎財務事務所長	
沖 良 人 (24. 6～26. 4)	和田 信雄 (59. 7～61. 6)	樋口 光雄 (28. 7～現在)	境 浩 (24. 6～27. 1)	藤野 晋一 (58. 7～60. 6)
酒井 重一 (26. 5～27. 1)	宮崎 誠夫 (61. 7～62. 6)		酒井 重一 (27. 2～29. 2)	渡辺 芳郎 (60. 7～62. 6)
永野 長 (27. 2～30. 3)	田中 忠 (62. 7～63. 5)		三輪 力 (29. 6～31. 7)	宮崎 誠夫 (62. 7～63. 6)
田口 虎藏 (30. 4～33. 6)	笹川 信彦 (63. 5～元. 6)		伊藤 謙一 (31. 8～34. 4)	山辺 信男 (63. 7～2. 6)
上野 祥 (33. 6～35. 1)	榊原 寅介 (元. 7～2. 6)		深瀬 渡 (34. 5～35. 1)	松丸 隆信 (2. 7～4. 6)
坂口 詮 (35. 1～37. 10)	屋良 朝一 (2. 7～3. 6)		上野 祥 (35. 1～37. 4)	姫野 滋雄 (4. 7～5. 6)
日高 実 (37. 10～39. 3)	岡崎 正則 (3. 7～4. 6)		城 繁雄 (37. 5～38. 8)	臼井 俊雄 (5. 7～7. 6)
森 宗助 (39. 4～42. 5)	遠目塚 秋夫 (4. 7～6. 6)		吉居 義治 (38. 8～40. 4)	坂本 義治 (7. 7～8. 6)
粕谷 銀造 (42. 6～43. 7)	瀬戸 毅 (6. 7～8. 6)		立石 元治 (40. 4～42. 5)	藤井 勝 (8. 7～10. 6)
丸岡 利雄 (43. 8～45. 6)	藤田 輝彦 (8. 7～10. 6)		森 宗助 (42. 6～43. 4)	木庭 忠典 (10. 6～12. 6)
戸波 徹雄 (45. 7～46. 6)	林 俊男 (10. 6～11. 6)		納富 計 (43. 5～45. 5)	桑野 哲雄 (12. 7～14. 3)
加藤 孝 (46. 7～47. 4)	若林 伸明 (11. 7～13. 6)		宮園 樋 (45. 5～47. 6)	村川 徳壽 (14. 3～16. 6)
杉本 弘治 (47. 5～48. 6)	遠藤 順次 (13. 7～14. 6)		首藤 昌久 (47. 7～48. 4)	藤原 正久 (16. 7～18. 6)
田中 秀穂 (48. 7～49. 5)	畑 猛 (14. 7～16. 6)		谷 安三 (48. 7～49. 6)	中尾 逸夫 (18. 7～19. 6)
上迫田 亘 (49. 5～50. 6)	阿部 敬 (16. 7～18. 6)		光武 新次郎 (49. 7～50. 6)	廣松 正治 (19. 7～20. 6)
日小田 正和 (50. 7～51. 5)	宮田 英治 (18. 7～20. 6)		田中 實 (50. 7～52. 6)	安部 文仁 (20. 7～22. 6)
石井 浩 (51. 7～52. 6)	阿田川 博 (20. 7～21. 6)		重松 加久隆 (52. 7～53. 6)	大塚 雄一 (22. 7～23. 6)
圓谷 秀男 (52. 7～53. 6)	寺井 義明 (21. 7～22. 6)		大西 賢治 (53. 7～54. 6)	安出 克仁 (23. 7～24. 6)
斉藤 登 (53. 7～55. 6)	寺井 順一 (22. 7～23. 6)		横江 一夫 (54. 7～55. 6)	島田 憲幸 (24. 7～25. 6)
三島 久夫 (55. 7～56. 6)	島田 憲幸 (23. 7～24. 6)		高木 勇 (55. 7～56. 6)	甲木 一也 (25. 7～26. 6)
種谷 幸雄 (56. 7～58. 6)	青木 広実 (24. 7～26. 6)		大西 篤 (56. 7～57. 6)	宮本 清 (26. 7～27. 6)
森田 昌光 (58. 7～59. 6)	中川 隆 (26. 7～28. 6)		船越 安正 (57. 7～58. 6)	原口 裕一 (27. 7～29. 6)

長崎財務事務所長	長崎財務部次長
内 川 克 朗 (29. 7～30. 6) 井 手 佐知雄 (30. 7～ 現在)	昭41. 4. 1 長崎財務部次長
	岡 本 勇 平 (41. 4～42. 6)
	丸 林 義 徳 (42. 7～43. 3)
	下 川 格 平 (43. 4～44. 4)
	徳 島 秀 雄 (44. 7～46. 6)
	門 司 成 重 (46. 7～47. 6)
	近 田 喜三郎 (47. 7～48. 11)
	石 崎 保 (48. 12～50. 1)
	圓 谷 秀 男 (50. 7～52. 6)
	中 野 隼 男 (52. 7～53. 3)
	広 石 馨 (53. 7～53. 10)
	野 口 信 一 (53. 11～54. 6)
	赤 星 昇 (54. 7～56. 6)
	林 隆 義 (56. 7～57. 6)
	原 田 正 雄 (57. 7～58. 5)
	安 倍 強 (58. 7～59. 6)
	昭59. 10. 1 廃止

沖縄総合事務局長		財務部長	
昭47. 5.15 沖縄総合事務局長	河合 正保 (25. 6～27. 7)	昭47. 5.15 財務部長	金子 秀喜 (21. 7～23. 6)
吉岡 邦夫 (47. 5～49. 7)	久保田 治 (27. 7～28. 6)	與座 章健 (47. 5～49. 7)	田中 敏貴 (23. 7～27. 6)
亀谷 禮次 (49. 7～51. 4)	能登 靖 (28. 6～ 現在)	北住 幸敏 (49. 7～51. 6)	安藤 嘉昭 (27. 7～28. 6)
小玉 正任 (51. 4～53. 9)		大高 明教 (51. 7～52. 6)	山田 康博 (28. 7～30. 6)
柳川 成顕 (53. 9～56. 6)		具志堅 雄義 (52. 7～55. 6)	笹本 純雄 (30. 7～ 現在)
関 通 彰 (56. 7～57. 6)		岡本 隆 (55. 7～57. 6)	
小林 悦夫 (57. 6～59. 6)		安田 孝保 (57. 7～58. 6)	
小谷 宏三 (59. 7～60. 6)		佐々木 忠興 (58. 6～59. 6)	
石川 雅嗣 (60. 7～62. 6)		渡辺 建司 (59. 7～60. 6)	
藤田 康夫 (62. 7～63. 6)		家城 大海 (60. 7～62. 6)	
造酒 亶十郎 (63. 7～ 3. 1)		井上 拓雄 (62. 7～元. 6)	
永山 喜緑 (3. 1～ 4. 7)		小西 雄二 (元. 7～ 2. 6)	
牧 隆 壽 (4. 7～ 6. 7)		臼杵 直昌 (2. 7～ 4. 6)	
玉城 一夫 (6. 7～ 9. 7)		板谷 和昌 (4. 7～ 6. 6)	
襲田 正徳 (9. 7～10. 6)		守谷 修 (6. 7～ 7. 6)	
小山 裕 (10. 6～13. 1)		山田 則夫 (7. 7～ 8. 6)	
吉田 正嗣 (13. 1～15. 1)		藤井 雅美 (8. 6～ 9. 6)	
成田 一郎 (15. 1～16. 3)		林 正 俊 (9. 7～11. 6)	
竹林 義久 (16. 3～19. 1)		江口 祐治 (11. 7～14. 7)	
福井 武弘 (19. 1～21. 7)		坂本 雅幸 (14. 7～17. 7)	
竹澤 正明 (21. 7～23. 8)		初岡 道大 (17. 7～18. 7)	
槌谷 裕司 (23. 8～25. 6)		酒井 慎一 (18. 7～21. 6)	